

法務年鑑

平成26年

法務省

は し が き

- 1 この年鑑は、平成26年（平成26年1月1日から12月31日までの間）における、法務省（内部部局・審議会等・施設等機関・地方支分部局・外局）の業務運営状況を概観したものである。
- 2 この年鑑は、各部局、審議会等、施設等機関及び外局が取りまとめた内容を司法法制部において編集したものであって、第1部「総説」では、法務省全体としての重点施策並びに組織及び予算の動きを概説し、第2部「業務の概況」では、各部門別に重要施策の概況を説明し、「付録」として、定員・予算・主要人事その他の関係資料を掲載した。
- 3 編さんに当たり、関係各部門の御協力に対して、深く謝意を表する次第である。

平成27年11月

法務省大臣官房司法法制部

凡 例

統計数字の末尾で四捨五入したものは、その計が合計欄の数字と一致しない場合がある。

目 次

法務省機構図（平成26年12月31日） 巻頭見返し

第1部 総 説

第1 重点施策	3
第2 組 織	17
1 組織の変動	17
2 組織の概況	17
第3 予 算	28

第2部 業務の概況

本 省

第1 内 部 部 局	31
I 大 臣 官 房	31
秘 書 課	31
業務の実施状況	31
1 行政改革関係	31
2 政策評価関係	32
3 国の機関等の移転	33
4 個人情報保護関係	34
5 情報公開関係	35
6 国会関係	36
7 他府省関係	39
8 式典	44
9 公文書の接受等	44
〔広 報 室〕 1 広報関係事務	44
2 報道関係事務	49
3 各種行事の実施状況	49
4 行政相談	50
5 防災・国民保護業務	50
〔情報管理室〕 1 行政情報化推進関係	50
2 情報システム関係	51

	3	情報セキュリティ対策の強化	52
〔国際室〕	1	渉外関係	52
	2	国際協力関係	53
人 事 課			54
	1	定員関係	54
	2	叙位・叙勲・褒章及び表彰取扱件数	55
	3	懲戒処分件数	56
	4	職員の兼業	56
	5	人事記録関係	56
会 計 課			57
	1	平成27年度予算編成	57
	2	平成27年度法務省予算の概要	57
	3	平成26年度決算の概要	60
	4	適切な予算執行等の確保	66
施 設 課			68
	1	重要施策の概要	68
	2	年間業務の概要	69
	3	平成26年度工事実施状況	70
	4	平成25年度法務省所管国有財産の概況	71
訟 務 部 門			73
		重要施策の概要	73
		会同等	74
訟務企画課	1	国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第7条第1項の公法人を定める政令（昭和37年政令第393号）の改正	74
	2	訟務事務担当職員の養成	74
	3	訟務の概況の編集・発行	74
	4	訟務月報の編集・発行	74
民事訟務課	1	新たに提起された事件	75
	2	判決・決定等があった事件	76
行政訟務課	1	新たに提起された事件	92
	2	判決・決定等があった事件	98
租税訟務課	1	新たに提起された事件	151
	2	判決・決定等があった事件	153
財産訟務管理官	1	新たに提起された事件	177
	2	判決・決定等があった事件	179

参事官	重要事件の処理及び指導	189
厚生管理官		190
	業務の実施状況	190
	1 職員の安全保持及び保健関係	190
	2 財形貯蓄・財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄 関係	190
	3 恩給及び災害補償関係	190
	4 共済組合関係	190
司法法制部		192
	重要施策の概要	192
司法法制課	1 司法制度等に関する企画及び立案等	193
	2 法制審議会に関する事項	199
	3 法令及び法務に関する資料の整備及び編さん 並びに法令の外国語訳の推進	199
	4 国立国会図書館支部法務図書館に関する 事項	203
	5 法務に関する統計事務	203
	6 法務に関する統計資料の編さん及び刊行	203
	7 総合法律支援の実施及び体制の整備に関する 事務	203
審査監督課	1 外国法事務弁護士に関する事務等	205
	2 債権管理回収業の監督に関する事務	208
	3 認証ADR制度に関する事務	213
参事官		215
〔法務図書館〕	1 沿革	216
	2 図書資料の収集	216
	3 管理業務	217
	4 図書館・法務史料展示室業務のアウトソーシ ング	217
	5 図書館・判例情報システム	217
	6 調査検索業務	217
	7 国立国会図書館中央館との連絡業務	218
	8 法務史料展示室・メッセージギャラリーの 管理・運営	218
Ⅱ 民事局		220
	重要施策の概要	220
	会同	221

		法令立案関係	222
		大臣表彰	223
総務課		登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の 包括的民間委託の実施	223
民事第一課	1	電子情報処理組織による戸籍事務の処理	223
	2	後見登記に関する事項	223
	3	国籍事務に関する事項	224
民事第二課	1	不動産登記に関する事項	226
	2	司法書士及び土地家屋調査士に関する 事項	227
商事課	1	商業・法人登記に関する事項	231
	2	商事に関する事項	232
	3	債権譲渡登記関係	232
	4	動産譲渡登記関係	233
	5	供託事務関係	233
	6	非訟事件等に関する事項	234
民事法制管理官・参事官			234
	1	民法・商法関係	234
	2	民事手続法関係	234
Ⅲ 刑事局			236
		重要施策の概要	236
		主な会同	237
		主な審議法案	238
総務課	1	組織関係	242
	2	検務事務関係	242
	3	検察庁に関する国家賠償請求事件関係	242
	4	検察審査会関係	243
国際課		国際犯罪関係	243
刑事課	1	一般刑事事件	244
	2	環境関係事件	244
	3	公務員関係事件	245
	4	選挙関係事件	245
	5	財政経済関係事件	245
	6	交通関係事件	245
	7	少年事件	246
公安課	1	公安事件	247
	2	労働事件	247

	3	外事関係事件	247
	4	風紀関係事件	248
	5	麻薬・覚醒剤関係事件	249
	6	暴力関係事件	250
刑事法制管理官	1	少年法等の整備	250
	2	裁判員法の整備	251
	3	刑事訴訟法等の整備	251
IV 矯正局			252
		重要施策の概要	252
		会同・協議会	256
総務課	1	職員定員	258
	2	施設整備	258
	3	刑務共済組合の業務	259
	4	矯正施設の監査	259
	5	不服申立件数	261
成人矯正課	1	刑事施設（刑務所・少年刑務所・拘置所）に おける保安及び処遇	261
	2	被収容者の収容	262
	3	処遇調査・集団編成	263
	4	刑事施設における教育活動	266
	5	刑務作業の運営状況	268
	6	職業訓練の実施状況	270
	7	国際受刑者移送制度	270
少年矯正課	1	少年施設（少年院・少年鑑別所）における保 安及び収容状況	270
	2	少年鑑別所における資質鑑別及び観護処遇充 実施策	271
	3	少年院における矯正教育充実施策	272
	4	少年院及び少年鑑別所と保護観察所との連携 強化	273
矯正医療管理官	1	保健医療	273
	2	給養	275
参事官		矯正に関する法令案の検討及び作成	275
V 保護局			277
		重要施策の概要	277
		会同	280
総務課	1	地方更生保護委員会及び保護観察所の	

	管理	281
	2 更生保護に関する法令の改正等	281
	3 保護司・更生保護法人役員等の表彰	281
	4 常時恩赦	281
	5 恩赦出願期間短縮	281
	6 医療観察	282
	7 犯罪被害者等施策	283
更生保護振興課	1 更生保護制度施行65周年記念全国大会	283
	2 地方別保護司代表者協議会	284
	3 第51回“日本更生保護女性の集い”	284
	4 平成26年度更生保護女性会員中央研修	284
	5 第55回BBS会員中央研修会	284
	6 更生保護女性会・BBS会新会員研修	284
	7 “社会を明るくする運動”	285
	8 保護区数及び保護司定数	287
	9 更生保護事業を営む者	288
	10 刑務所出所者等に対する就労支援施策	290
観 察 課	1 仮釈放・仮退院	290
	2 保護観察	292
	3 審査請求事件の処理	295
参 事 官	1 行政不服審査法の全面改正等に伴う更生保護法 の一部改正	295
	2 更生保護制度についての調査研究	295
VI 人 権 擁 護 局		296
	重要施策の概要	296
総 務 課	1 人権擁護委員及びその組織	297
	2 人権擁護委員の活動状況	298
	3 人権擁護委員の表彰	300
	4 人権擁護委員に対する研修	300
	5 「人権擁護功労賞」表彰	300
	6 人権擁護局報の編集・発行	300
調 査 救 済 課	1 人権侵犯事件の新規救済手続開始状況	300
	2 人権侵犯事件の処理状況	302
	3 人権相談	302
	4 人権相談等の広報	303
人 権 啓 発 課	1 第66回人権週間	307
	2 北朝鮮人権侵害問題啓発週間	307

	3	人権に関する国家公務員等研修会及び人権啓発指導者養成研修会	308
	4	全国中学生人権作文コンテスト	308
	5	人権教室	308
	6	人権の花運動	309
	7	人権啓発資料法務大臣表彰	309
	8	世界人権宣言啓発書画ミニパネル及び人権マンガパネル展示会	309
	9	啓発・広報活動	310
Ⅶ 入 国 管 理 局			313
		重要施策の概要	313
		会同	317
総 務 課		広報関係	318
入 国 在 留 課	1	厳格かつ円滑な上陸審査の実施	318
	2	対北朝鮮措置	319
審 判 課	1	外国人の上陸についての口頭審理, 異議の申出と法務大臣等の裁決	320
	2	退去強制についての違反審査, 口頭審理, 異議の申出と法務大臣等の裁決	320
	3	収容令書及び退去強制令書の発付	321
	4	出国命令書の交付	323
	5	難民異議申立てと法務大臣の決定	323
警 備 課	1	違反調査に関する事項	323
	2	収容令書及び退去強制令書の執行に関する事項	327
	3	被収容者の新規仮放免件数	328
出入国管理情報官	1	出入国管理業務の業務・システム最適化計画の改定	328
	2	自動化ゲートの運用及び増設	329
	3	出入(帰)国審査の合理化策の検討	329
	4	文書及び指紋鑑識に関する情報の収集, 整理及び分析	329
参 事 官		法令の整備	330
		国際関係	333
		〔難民認定室〕	334
		〔入国管理企画官〕	335
		〔入国管理調整官〕	335

	1 平成26年版「出入国管理」の刊行	335
	2 第6次出入国管理政策懇談会の開催	335
	3 高度人材の受入れ	335
	[在留管理業務室]	336
	1 在留外国人の現況	336
	2 在留カード交付関連事務の運用に関する 事務	337
	3 市区町村在留関連事務の運用に関する助言 及び研修	337
	4 届出制度の運用に関する事務等	338
第2	審議会等	339
	I 司法試験委員会	339
	II 検察官適格審査会	340
	III 中央更生保護審査会	340
	IV 日本司法支援センター評価委員会	340
	V 法制審議会	341
	1 諮問事項	341
	2 答申	343
	3 審議状況	343
	VI 検察官・公証人特別任用等審査会	344
第3	施設等機関	345
	I 刑務所等	345
	1 刑務所、少年刑務所及び拘置所の数	345
	2 刑務所の名称及び所在地	345
	3 少年刑務所の名称及び所在地	348
	4 拘置所の名称及び所在地	349
	II 少年院及び少年鑑別所	350
	1 少年院及び少年鑑別所の数	350
	2 少年院の名称及び所在地	350
	3 少年鑑別所の名称及び所在地	351
	III 婦人補導院	353
	1 婦人補導院の数	353
	2 婦人補導院の名称及び所在地	353
	IV 入国者収容所	353
	入国者収容所の名称及び所在地	353
	V 法務総合研究所	353
	重要施策の概要	353

	刊行物	355
	業務の実施状況	356
	総務企画部	356
	研究部	356
	研修第一部	356
	研修第二部	357
	研修第三部	361
	国際連合研修協力部	363
	国際協力部	365
VI	矯正研修所	367
	1 平成26年度の研修実施状況	367
	2 平成26年度に実施した研修の特色	374
	3 平成26年度に実施した協議会及び事務 打合せ会	376
	4 その他	376
第4	地方支分部局	377
I	矯正管区	377
	矯正管区の名称, 所在地及び管轄区域	377
II	地方更生保護委員会	378
	1 地方更生保護委員会の概況	378
	2 地方更生保護委員会の名称, 所在地及び管轄 区域	378
	3 地方更生保護委員会事件取扱状況	379
III	法務局及び地方法務局	381
	1 法務局・地方法務局の所在地及び管轄 区域	381
	2 法務局・地方法務局の支局及び出張所の名称 と数	384
	3 戸籍事件表(一)	388
	4 戸籍事件表(二)年別比較表	394
	5 供託金年計表	396
	6 供託有価証券年計表	398
	7 供託振替国債年計表	400
IV	地方入国管理局	402
	1 地方入国管理局・支局所在地	402
	2 地方入国管理局・支局出張所所在地	403
	3 出入国港指定一覧表	405

V 保護観察所	407
1 保護観察所の概況	407
2 保護観察所の名称、所在地及び管轄区域	407
3 駐在官事務所の名称及び所在地	409
4 保護観察所事件取扱状況	410
〔保護司選考会〕	415

特別の機関

検 察 庁	419
1 検察庁の組織及び職員	419
(1) 検察庁の組織	419
(2) 検察官定員沿革	427
(3) 検察庁の定員	430
(4) 検察官の俸給	431
2 検察事件統計表	432
(1) 被疑事件の通常受理の累年比較	432
(2) 被疑事件の起訴の累年比較	434
(3) 被疑事件の受理及び処理状況	436

外 局

I 公安審査委員会 業務の実施状況	459
II 公安調査庁 重要施策の概要	459

付 録

1 法務省定員（平成26年度末）	463
2 会 計	464
(1) 予 算	464
ア 一般会計	
(ア) 法務省所管 平成27年度政府職員予算定員及び俸給額表	464
(イ) 法務省主管 平成27年度歳入予算額表	484
(ロ) 法務省所管 平成27年度歳出予算項目別表	485
イ 東日本大震災復興特別会計	
(ア) 平成27年度政府職員予算定員及び俸給額表	495
(イ) 平成27年度歳入予算額表	495

(ウ) 平成27年度歳出予算額科目別表	496
(2) 決 算	497
平成26年度法務省主管一般会計歳入決算報告書	497
平成26年度復興庁その他の各省各庁所管（法務省）	
東日本大震災復興特別会計歳入決定計算書	498
3 平成26年公布法務省主管法律一覧	499
4 平成26年公布法務省主管政令一覧	502
5 平成26年公布法務省令等一覧	504
6 平成26年主要訓令等一覧	511
7 平成26年主要通達等一覧	515
8 平成26年法務省主要行事等一覧	528
9 平成26年法務省主要人事一覧	533
10 第186回国会提出法律案審議経過一覧	541
11 第187回国会提出法律案審議経過一覧	547
12 年 表	549
法務省機構図（平成26年1月1日現在）	巻末見返し

第 1 部

総 説

第 1	重 点 施 策
第 2	組 織
第 3	予 算

第1部 総説

第1 重点施策

法務行政に課せられた使命は、法秩序の維持と国民の権利の保全にあると考えられるが、国民生活の安定を確保し、国家社会の平和と繁栄を図るためには、その基盤ともいべき法秩序が磐石であって、国民の権利がよく保全されていることが極めて肝要である。平成26年の法務行政においては、次に掲げる事項に施策の重点が置かれた。

1 法秩序の維持機能の充実強化

検察庁においては、例年多発する各種事件を適正迅速に捜査・処理し、その公訴維持に万全を期して、事案の真相究明と適正な刑罰権の実現に努め、もって犯罪の未然防止及び法秩序維持の機能を果たしてきたところである。

平成26年においても、京都府内における青酸カリを用いた夫殺害事件、岡山県内における11歳女児監禁事件及び神戸市内における6歳女児殺害・死体遺棄事件等の発生並びに大麻等の薬物事犯や暴力団等の犯罪組織が関与する事犯の多発や犯罪の国際化に伴う諸外国との捜査共助等を要する事犯の増加といった犯罪情勢に対し、関係諸機関との密接な連絡・協調を保ちつつ、それぞれ適正妥当な捜査処理、公訴の提起及び維持を行った。

また、検察庁及び法務省においては、被疑者取調べの録音・録画の実施や監察体制の構築等、種々の改革策に積極的に取り組んでいるところである。

2 基本法令の改正作業の推進

法務省では、例年、各部局が中心となり、内外の諸情勢の新しい変化に対応した基本法令（民法、商法、刑法その他の実体法及び民事訴訟法、刑事訴訟法その他の手続法並びに司法制度に関する諸法令）の制定及び改正の要否について調査研究を進め、特段の立法措置を要すると判断される事項については、それぞれ要綱案、法令案等を作成し、あるいは、法制審議会に諮問を發し、その審議結果を踏まえて具体的な法令案等を作成するなどの作業を推進している。

法制審議会民法（債権関係）部会においては、民法（債権関係）の見直しについての審議が進められ、平成26年8月、「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」の取りまとめが行われた。

同審議会会社法制部会においては、会社法制の見直しについての審議が進められ、平成24年8月、「会社法制の見直しに関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会総会での審議を経て、同年9月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「会社法の一部を改正する法律案」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を立案し、第185回国会（平成25年臨時国会）に提出したが、審議未了により継続審議となり、第186回国会（平成26年通常国会）

において審議され、平成26年6月20日に成立し、同月27日に公布された（平成26年法律第90号、同第91号）。

人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制に関し、平成26年2月7日、法制審議会に対し、その規律等の整備に関する諮問を行い、同年12月現在、同審議会に設けられた国際裁判管轄法制（人事訴訟事件及び家事事件関係）部会において、審議が行われている。

また、商法等のうち運送・海商関係を中心とした規定については、平成26年2月7日、同審議会に対し、社会・経済情勢の変化への対応等を内容とする諮問がされ、同審議会に設けられた商法（運送・海商関係）部会において、審議が行われている。

さらに、「千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する国際条約を改正する千九百九十六年の議定書」が国際海事機関において改正され、その効力が平成27年6月8日に生ずることに伴い、その国内実施法である船舶の所有者等の責任の制限に関する法律について、船舶の所有者等がその責任を制限することができる債権についての責任の限度額を1.51倍に引き上げることを内容とする「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案」を第187回国会（平成26年臨時国会）に提出したが、平成26年11月21日、衆議院解散に伴い廃案となった。

刑事関係においては、平成26年2月7日、家庭裁判所の裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲拡大並びに少年の刑事事件に関する処分の規定の見直しを内容とする「少年法の一部を改正する法律案」を、第186回通常国会に提出し、同年4月11日に成立して同月18日に公布され（平成26年法律第23号）、国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲拡大については平成26年6月18日から、その他については同年5月8日から施行された。

また、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号。以下「裁判員法」という。）については、平成26年7月14日、法制審議会において、法務大臣に対し、長期間の審判を要する事件等の対象事件からの除外等を内容とする答申がなされ、同年10月24日、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定され、同日、第187回臨時国会に提出されたが、同法律案は、同国会の解散に伴い廃案となった。

また、法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会においては、平成26年7月9日、答申案として「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果【案】」の取りまとめが行われ、同審議会総会の審議及び採択を経て、同年9月18日、法務大臣に答申された。同年12月現在、この答申に基づき、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」の立案作業を行っているところである。

3 訟務事務処理体制の充実強化

近年における訟務事件は、量的な面において依然として高い水準を維持しているばかりでなく、質的な面においても、ますます複雑・困難化してきており、各種専門分野における最先端の知識・技術に関する事項、あるいは条約ないし諸外国の法

制度に関する事項が問題になるなど、従来の判例・学説のみでは対処できない新たな問題点を含む訴訟が、全国各地の裁判所に提起され、かつ、大型化・集団化する傾向にある。平成26年に判決の言渡しがあつた重大判決を見ると、大阪アスベスト第1陣・第2陣訴訟、平成25年7月21日に施行された参議院議員通常選挙に係る選挙無効請求訴訟、など、社会の注目を集めた事件の判決が言い渡されている。このような判決の結果は、国の行政に大きな影響を与えるものであり、国の施策に対する裁判の重みは、一段と増し、訟務の役割がますます重要になっている。法務省では、これまで、訟務担当の官房審議官の新設及び訟務担当の官房参事官の増設、訟務従事職員に対する研修体制の強化など、組織の充実と職員の能力向上に努めてきたところである。国又は行政庁を当事者等とする訴訟の当事者の一方である訟務組織は迅速な裁判を実現することが今まで以上に要請されており、昨年引き続き、各種事件関係打合せ会の開催、関係行政庁との関係の緊密化及びOA機器の充実や訟務部局間のネットワークの整備による情報技術の活用を図ることにより、訴訟の迅速化の実現に努めているところである。また、行政機関が現実には抱えている将来争訟に発展するおそれのある法律問題の適切な解決に資するとともに、紛争を未然に防止する予防司法的役割を果たすため、法律意見照会事件の適正かつ迅速な対応に積極的に取り組んでいる。

4 司法制度改革の成果の定着

21世紀の我が国社会においては、社会の複雑・多様化、国際化等に加え、規制緩和等の改革による社会の様々な変化に伴い、司法の役割はより一層重要なものになると考えられ、司法の機能を社会のニーズに応え得るように改革するとともに、その充実・強化を図っていくことが不可欠であると考えられる。このような見地から、平成11年6月に成立した「司法制度改革審議会設置法」に基づき、内閣に司法制度改革審議会が設置され、21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現等の司法制度改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策についての調査審議が行われ、同13年6月12日に最終意見（司法制度改革審議会意見）が内閣に提出された。

司法制度改革審議会意見には、司法制度の機能を充実強化し、自由かつ公正な社会の形成に資するため、①国民の期待に応える司法制度の構築、②司法制度を支える法曹の在り方、③国民的基盤の確立を3つの柱として掲げた上で、司法制度改革と基盤の整備に向けた広範な提言が盛り込まれている。

政府は、同意見を受け、平成13年6月15日、これを最大限に尊重して実現に取り組み、3年以内を目途に関連法案の成立を目指す旨閣議決定し、同年11月に成立した「司法制度改革推進法」に基づき、同年12月1日、内閣総理大臣を本部長、官房長官及び法務大臣を副本部長とし、全閣僚を構成員とする司法制度改革推進本部を設置した。

さらに、政府は、司法制度改革推進法に基づき、平成14年3月19日、司法制度改

革審議会の趣旨にのっとり行われる司法制度改革と基盤の整備に関し政府が講ずべき措置について、その全体像を示すとともに、司法制度改革推進本部の設置期限である同16年11月30日までの間に行うことを予定するものにつき、措置内容、実施時期、法案の立案等を担当する府省等を明らかにする司法制度改革推進計画を閣議決定した。

そして、同計画に基づき、司法制度改革推進本部を中心として、後記のとおり、法曹養成制度改革関連法のほか、裁判の迅速化に関する法律、司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律、総合法律支援法、知的財産高等裁判所設置法、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律、法務省が提出した民事訴訟法等の一部を改正する法律、人事訴訟法、担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律等多数の法律が成立した。

司法制度改革推進本部は、設置期限である平成16年11月30日をもって解散し、同年12月1日、その後の司法制度改革推進に係る政府の施策の統一を図るために内閣官房に司法制度改革推進室が設置され、同21年12月1日までの間、必要な総合調整の事務を行ってきたところであり、司法制度改革は着実に実施されてきた。

今後は、司法制度改革の成果を国民が真に実感することができるよう、その定着を図っていくことが重要であり、法務省においては、引き続き制度の実施に当たる各責任部局をまとめ、省全体でその適切かつ円滑な実施、運営等に取り組む必要がある。そこで、司法制度関係の各施策について総合的かつ計画的に推進するための政策関係会議として、平成22年2月25日、大臣を議長とする「司法制度改革推進会議」を設置し、省全体での取組を行っている。

さらに、制度を円滑に実施し、あるいは今後の必要な見直し等を行うため、最高裁判所事務総長、法務事務次官及び日本弁護士連合会事務総長を構成員とする「司法制度改革に関する協議会」が設置されている。

5 司法試験制度及び法曹養成制度の改革

司法試験制度及び法曹養成制度の改革に関しては、平成14年3月に閣議決定された司法制度改革推進計画において、「現行司法試験の合格者数を、平成14年に1,200人程度に、平成16年に1,500人程度に増加させることとし、所要の措置を講ずる。」「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指す。」とされた。

また、より質の高い法曹を養成するという観点から、司法制度改革審議会意見では、「司法試験という『点』のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度を新たに整備すべきである。その中核をなすものとして、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設けるべきである。」とされ、さらに、「司法試

験を、法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替えるべきである。」とされた。

これらを受け、司法制度改革推進本部において、司法試験法改正等関連法案の立案を含め、新たな法曹養成制度の全体的な制度設計について検討が進められ、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案が第155回国会において可決・成立した。また、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案が第156回国会において可決・成立した。さらに、司法修習生に対し国が給与を支給する制度（給費制）を廃止し、これに代えて、司法修習生に対し国が修習資金を貸与する制度（貸与制）を導入する裁判所法の一部を改正する法律が可決・成立した。各法案は、司法制度改革推進本部において法曹養成検討会の検討状況等を踏まえて立案作業が行われたものであるが、法務省としても、司法試験法を所管する立場から、最大限の協力を行ったところである。これらの立法措置に基づき、平成16年4月には法科大学院が開校し、同18年5月には、初めての法科大学院修了者を対象とする新しい司法試験が実施され、1,009人が合格し、その後、平成26年までに8回の新司法試験が実施され、直近3年間を見ると、同24年は2,102人、同25年は2,049人、同26年は1,810人が合格した。また、法科大学院を経由しない者にも法曹となる途が確保されるように設けられた司法試験予備試験が平成23年から実施され、同年は116人、同24年は219人、同25年は351人、同26年は356人が合格した。なお、新司法試験と併行実施されていた旧司法試験は、平成23年の実施をもって終了した。

一方で、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度については、関係各方面から、法科大学院志願者の大幅な減少等の問題点が指摘され、現状のままでは、法曹の質を維持しつつ、その大幅な増加を図るという司法制度改革の理念を実現できないのではないか、との懸念も示されるようになった。法務省及び文部科学省は、以上のような問題意識の下、新たな法曹養成制度の問題点・論点を検証し、これに対する改善方策の選択肢を整理すべく、両省副大臣が主催する「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」を開催し、平成22年7月6日、同ワーキングチームにおいて検討結果を取りまとめた。また、司法修習生に対する給費制については、司法制度改革の一環として成立した前記の裁判所法改正法が施行されたことにより、同年11月1日に一旦貸与制に移行したが、同月26日、議員立法により、その実施を暫定的に停止する改正法が成立した。その際の衆議院法務委員会における決議の趣旨及び同ワーキングチームの検討結果を踏まえて、同23年5月13日、法曹の養成に関する制度の在り方について検討を行うため、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣は、共同して「法曹の養成に関するフォーラム」の開催を決定した。同年8月31日、同フォーラムにおいて、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について、貸与制を基本とした上で、十分な資力を有しない者を対象に、貸与された修習資金の返還期限について猶

予を講ずるべきであるとの第一次取りまとめがなされた。

同フォーラムの第一次取りまとめを踏まえ、同年11月4日内閣提出法案として、司法修習生がその修習に専念することを確保するための修習資金を国が貸与する制度について、修習資金を返還することが経済的に困難である場合における措置を講ずるため、裁判所法の一部を改正する法律案が第179回国会に提出された。同法案は、第180回国会において継続して審議され、同24年6月1日、同委員会において、閣法の改正内容に加え、法曹養成制度全体について、学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ、法律施行後1年以内に検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な措置を講ずること、修習資金の貸与については、その検討において、司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置付けを踏まえつつ、検討が行われるべきものとするを内容とする、民主党提案の閣法に対する修正案が提出・可決された。その際、合議制の組織は、閣議決定に基づくものとし、従前の検討体制をより強力にすること等の附帯決議がなされた。同修正案は、同年7月27日、参議院本会議において、可決・成立した。

なお、貸与制は、平成23年11月に司法修習を開始した司法修習生から適用されている。

政府においては、法曹の養成に関する制度の在り方について検討を行うため、平成24年8月21日、閣議決定により、①内閣官房長官を議長とし、関係6大臣で構成する法曹養成制度関係閣僚会議を設置するとともに、②法曹の養成に関する制度の在り方について、学識経験を有する者等の意見を求めるため、閣僚会議の下に、法曹養成制度検討会議を置くこととした。

同閣僚会議においては、同検討会議取りまとめ（平成25年6月26日）を踏まえ、同年7月16日、「法曹養成制度改革の推進について」を決定した。その内容の概要は、次のとおりである。

① 法曹有資格者の活動領域の在り方

有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。

② 今後の法曹人口の在り方

司法試験の年間合格者数について、3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠く。当面、このような数値目標を立てることはしない。

あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討を行うために、法曹人口について必要な調査を行い、結果を公表する。

③ 法曹養成制度の在り方

○ 法曹養成課程における経済的支援について

可能な限り、第67期司法修習生から、移転料の支給、集合修習期間中の入寮、兼業許可の運用緩和の実施を期待

- 法科大学院について
 - ・ 中教審の審議を踏まえ、公的支援の見直し強化策など、入学定員の削減方策を検討・結論
 - ・ 文科省の結論を踏まえ、裁判官及び検察官等の教員派遣見直し方策を検討・結論
 - ・ 文科省等による施策の進展状況等を見つつ、法的措置の具体的な制度の在り方について検討・結論
 - ・ 法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院について行う必要な支援を検討・結論
 - ・ 中教審の審議を踏まえ、「共通到達度確認試験（仮称）」の導入について、基本設計・実施を検討及びその結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して、制度設計・実施の検討
 - ・ 法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入の検討・実施準備
- 司法試験について
 - ・ 受験回数制限の緩和（5年以内5回まで）及び短答式試験科目限定（憲法・民法・刑法）について、司法試験法の改正案の立案作業、国会提出
 - ・ 論文式の試験科目の削減について検討・結論
 - ・ 予備試験の在り方について検討・結論
- 司法修習について
 - ・ 司法修習生に対する導入的教育や、選択型実務修習を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討

この決定を踏まえ、平成25年9月17日、閣議決定により、関係6大臣で構成する法曹養成制度改革推進会議が開催され、また、内閣官房に法曹養成制度改革推進室が置かれた。同推進室は、同推進会議の下に開催される法曹養成制度改革顧問会議から意見を聴きながら、平成27年7月15日を期限として、上記決定の施策の実施及び検討を進めている。

平成26年においては、①裁判官及び検察官等の教員派遣見直しに関して、派遣見直しの基準を法曹養成制度改革推進会議において決定（実施は平成27年度から）、②司法試験に関して、受験回数制限の廃止及び短答式試験科目限定（憲法・民法・刑法）を内容とする司法試験法の改正（実施は平成27年司法試験から）、③司法修習に関して、第68期司法修習生から、司法研修所における導入修習の実施などが行われた。

6 法教育

法教育に関しては、司法制度改革審議会意見において「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる」とされたことなどを受けて、平成15年7月、法教育研究会を発足させ、同研究会において、我が国における法教育の

在り方について検討を行い、平成16年11月には、その検討結果及び目指すべき法教育の内容を具現化した4つの教材例を盛り込んだ報告書が法務省に提出された。

上記報告書の趣旨にのっとり、広く国民に対して法教育を普及するための施策に取り組む必要があることから、法務省では、法教育推進のための枠組みとして、平成17年5月に、法曹関係者、学者、教育関係者、有識者等で構成される法教育推進協議会を発足させた。同協議会は、法教育研究会が作成した4つの教材について、教員による授業実践を支援するためQ & Aを作成して公表した。

また、現在、同協議会においては、平成23年度から新学習指導要領が順次全面实施されていることを踏まえ、学校教育における法教育の実践の在り方、教育関係者と法曹関係者による連携・協働の在り方などについて多角的な視点から検討を行っている。

その一環として、平成24年度からは学校現場における法教育に関する実践状況調査を実施しており、同調査結果を踏まえた教材を作成している。

7 登記事務処理体制の充実強化

登記制度は、国民の権利保全に資するとともに、国民の経済活動の円滑な運営に不可欠な基盤であり、登記事務を適正・迅速に処理して国民の期待に応えることは、法務局に課せられた重大な使命である。経済の発展に伴い、登記の事務量が増大するとともに、地図整備などの表示に関する登記の充実を始めとして、登記行政の充実・高度化に対する国民の期待は、ますます高まっており、他方で、高度情報化社会への登記行政の対応も急務とされている。そこで、昭和63年から、順次、登記事務のコンピュータ化を図り、不動産登記については、平成20年3月に全国全ての不動産についてコンピュータ化を完了しており、商業・法人登記については、平成19年5月末をもって、全国全ての会社・法人についてコンピュータ化が完了している。また、現在では全国全ての登記所でオンラインによる登記申請及び登記事項証明書等の請求が可能となっている。

当初の登記情報システムは、メインフレームを中核として構築されていたため、市場で安価なハード・ソフトを選択できず、また、新たな情報処理技術の活用も困難であった。そこで、柔軟でコストパフォーマンス及びオープン性の高いシステムへ移行することにより、行政サービスの向上とコスト削減を図るため、新たな登記情報システムを開発して、平成20年度から順次、同システムへの切替えを行い、平成22年12月をもって全ての登記所で切替えが完了している。

また、登記情報と地図情報の一体的な事務処理を行い、これらの情報の効率的な情報の維持・管理・提供を通して行政サービスの向上を図るため、平成23年7月までに全ての登記所へ地図情報システムを導入したほか、地図情報システムが稼動する前に登記所に提出された土地所在図等の各種図面についても、平成25年3月26日をもって、全ての登記所における地図情報システムへの登録が完了している。同年6月3日からは、全ての登記所でオンラインによる地図・図面証明書の交付請求を

することができるようになり、また、登記情報提供サービスにより地図・図面情報を確認することができるようになった。

8 登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の包括的民間委託の実施

登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき、平成18年9月5日に閣議決定された「公共サービス改革基本方針」において、原則として全ての事務を平成22年度までに官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることとされた。これを受け、平成19年度以降順次、各法務局・地方法務局において民間競争入札が実施されており、平成26年12月31日現在、全国421庁のうち414庁で民間事業者により乙号事務が実施されている。

9 刑事収容施設法の円滑な実施等

法務省では、平成15年12月22日、行刑改革会議から行刑改革の指針となる提言（「行刑改革会議提言～国民に理解され、支えられる刑務所へ～」）を受けて以来、その実現に向け、省を挙げて取り組んでいる。この提言は、①受刑者の人間性を尊重し、真の改善更生・社会復帰を図るための改革、②刑務官の過重な負担を軽減し健全な執務環境を確保するための改革及び③国民に開かれた行刑を実現するための改革を三つの柱とし、行刑改革の方向性を示したものであり、その中心となるのは、明治41年に制定され、その内容・形式ともに時代に適合しなくなっていた監獄法の改正であった。

行刑改革会議以前にも、監獄法を全面的に改正する刑事施設法案を三度にわたり国会に提出した経緯があったが、いずれも廃案となっていた。行刑改革会議後の改正は二段階で行われ、関係機関等との協議を経て、まずは平成17年通常国会において受刑者の処遇を中心とする「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」（平成17年法律第50号）が成立した（平成18年5月24日施行）。引き続き、未決拘禁者の処遇等に関する有識者会議の開催及びその提言（「未決拘禁者の処遇等に関する提言～治安と人権、その調和と均衡を目指して～」）を経て、平成18年通常国会において未決拘禁者の処遇等を内容とする「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律」（平成18年法律第58号）が成立した（平成19年6月1日施行）。この法律の施行をもって、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の題名は、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に改められ、約100年ぶりに監獄法の全面改正が完了した。

また、この法律の制定時の附則第41条は、施行日から「5年以内の見直し」を規定していたところ、同法の施行状況を確認しつつ、運用改善を要する点等について検討を行った結果、この法律の趣旨をより一層適切に実現するため、「刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則」（平成18年法務省令第57号）の一部を改正するとともに、訓令・通達等についても所要の改正を行い、これらの改正は平成23年6月1日から施行された。

これにより、「被収容者の人権を尊重しつつ、その者の状況に応じた適切な処遇を行う」というこの法律の目的を更に達成できるとともに、国民が安心して暮らせる安全な社会の実現に寄与できるものとなった。

10 矯正医療の充実強化

矯正施設においては、被収容者の高齢化、生活習慣病患者や覚醒剤等薬物乱用歴のある被収容者の増加、人工透析や特殊な治療を要する被収容者の増加等、医療需要が増大している反面、矯正施設における医師不足等種々の事情から、依然として、その医療需要に十分に応じることが難しい状況にある。

特に、医師の確保対策は喫緊の課題であることから、大学医局への医師派遣の協力要請や各種方法による医師募集を積極的に行うとともに、地元医師会や医療機関等との間の「行刑施設の医療に関する協議会」を継続的に開催するなどして、外部医療機関の理解の下、医師の派遣等について協力が得られるよう努めてきたが、平成25年4月1日現在で常勤医師の欠員が定員の2割以上となるなど矯正医療は深刻な医師不足となった。

そこで、平成25年7月、矯正医官の確保策を始め、今後の矯正医療が採るべき方向性について、各界の有識者から専門的な知見に基づく幅広い意見を伺い、もって矯正医療の基盤を整備し、その適正な運用を図っていくため、法務大臣の私的諮問機関である「矯正医療の在り方に関する有識者検討会」（金澤一郎座長（国際医療福祉大学大学院長））を立ち上げた。同検討会により、平成26年1月、「矯正施設の医療の在り方に関する報告書」が提言され、同提言を踏まえ、矯正医官の待遇改善、必要な見直しについて検討を進め、矯正医官特例法案の立案作業を進めた。

11 更生保護制度の充実強化

平成20年6月1日、更生保護法（平成19年法律第88号）が施行された。

更生保護法は、従来の更生保護の基本的な枠組みを定めていた犯罪者予防更生法と執行猶予者保護観察法を整理・統合して新たな法律とし、更生保護の充実強化を図るために必要な規定や制度の整備を行うことを目的として制定されたものである。同法においては、犯罪をした者の再犯防止と改善更生が一体のものであることの法目的への明記、保護観察における遵守事項の内容の整理・充実、社会復帰のための生活環境の調整の充実、更生保護において被害者等が関与できる制度の導入、保護観察官と保護司の適切な役割分担等が図られている。

更生保護法の施行に際しては、強じんな保護観察を確実に実施するため「段階別処遇による保護観察実施要領」が定められ、また、同法において特別遵守事項としての受講義務付けが可能となった、特定の犯罪的傾向を改善するためのいわゆる専門的処遇プログラムとして、性犯罪者処遇プログラム、覚せい剤事犯者処遇プログラム、暴力防止プログラム及び飲酒運転防止プログラムが実施されることとなった。

さらに、保護観察官等更生保護官署職員の意識改革の徹底、処遇に特段の配慮を要する者に対する直接処遇等保護観察官による直接的関与の強化、保護司に対する

保護観察等処遇上の助言・支援等の強化、刑務所出所者等に対する就労支援対策、自立更生促進センター及び就業支援センターの設置・運営、高齢又は障害により特に自立が困難な刑務所出所者等に対する社会復帰支援等の施策を推進することとなった。

平成26年は、これらの施策に加え、刑の一部の執行猶予制度の導入への対応を含め、刑務所出所者等の再犯防止対策を充実強化するため、薬物事犯者等の対象者の特性に応じた指導・支援策の強化、住居と就労の確保を軸とした社会復帰支援の充実、保護司活動の基盤整備等に重点的に取り組んだ。

具体的には、「薬物処遇重点実施更生保護施設」を5施設増設し、全国10の更生保護施設で薬物事犯者に対する重点的な処遇を行うこととしたほか、刑務所出所者等の住居の確保を図る観点から、自立困難者の受入れを促進するなど更生保護施設の受入れ機能を強化するとともに、自立準備ホームの開拓と活用の促進を図った。また、更生保護施設整備事業に対する国の補助率を従来 $\frac{2}{3}$ から $\frac{2}{3}$ に引き上げ、平成26年度を初年度とする「更生保護施設整備5か年計画」に基づいて、老朽化した更生保護施設の施設整備を促進することとした。

就労支援については、協力雇用主との連携強化による雇用の拡大を図るとともに、就労先の確保から就労後の職場定着までの支援を民間の就労支援事業者に委託して実施する「更生保護就労支援事業」を、平成25年度までのモデル事業の実績を踏まえ、全国12庁（被災地3庁を含む。）で本格実施することとした。

また、保護司活動の基盤整備については、保護司・保護司会の地域における活動拠点となる「更生保護サポートセンター」を100か所増設し、全国345か所に拡充するとともに、新任保護司等の事件担当に係る不安・負担を軽減する観点から、保護観察事件の複数担当制の活用を進めることとした。

12 人権擁護活動の推進

法務省の人権擁護機関では、従来から人権問題の解決に向け積極的に取り組んできたところであるが、いじめ、児童虐待、女性に対する暴力を始め、様々な態様の人権侵害事象が数多く発生するなど、人権問題はなお深刻な状況にあるといわざるを得ず、人権とは何かということを、今一度一人一人が考え、人権尊重の意識を高めることが強く求められている。

そのためには、「人権の世紀」といわれる21世紀にふさわしい人権尊重社会の実現を目指して、主体的に豊かな人権意識を育て、生命の尊さ・大切さや、他人との共生・共感の大切さを心から実感できるような啓発活動を行っていく必要がある。平成26年度は、啓発活動重点目標を「みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～」と定め、各種啓発活動を通じ、人権尊重思想の普及高揚を図った。

また、今日においても、差別や虐待、いじめなどの人権侵害が数多く発生しているほか、高度情報化社会の進展などの急速な社会の変化に伴い、インターネットを

悪用したプライバシー侵害や名誉毀損等、新たな人権問題も生じていることから、全国の法務局・地方法務局に、「子どもの人権110番」(フリーダイヤル)や「女性の人権ホットライン」(ナビダイヤル)といった専用相談電話を設置しているほか、インターネットによる人権相談受付窓口を法務省ホームページ上に開設したり、手紙による相談のための便箋兼封筒である「子どもの人権SOSミニレター」を全国の小中学校の児童・生徒に配布するなど、人権相談の体制強化を図っている。これらの人権相談等を通じて、差別や虐待などの人権侵害の疑いがある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として所要の調査を行い、迅速かつ適切な措置を講じることにより、その実効的な救済に努めている。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、福島第一原子力発電所事故に伴う風評に基づく差別的取扱い、避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかみや虐待等、震災に伴って生起する様々な人権問題に対処するとともに、新たな人権侵害の発生を防止するため、「東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、人権啓発活動を実施したほか、人権相談に応じている。人権相談等を通じて、人権侵害の疑いがある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として救済手続を開始し、被害者の救済を図るため適切に対処している。

なお、新たな人権救済機関を設置するための人権委員会設置法案は、平成24年11月9日、第181回国会(臨時会)に提出されたが、同月16日の衆議院解散により廃案となった。

13 適正かつ円滑な出入国管理行政の実現

出入国管理行政においては、国際交流や経済の発展のために、我が国を訪れる大多数の問題のない外国人を円滑に受け入れる一方で、テロリストや犯罪者など我が国の安全・安心を脅かす外国人に対しては厳格な対応を行うという「円滑化」と「厳格化」の双方の施策を的確に遂行していく必要がある。

我が国は、日本の力強い経済を取り戻すため観光立国の実現を目指しており(「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」(平成26年6月17日観光立国推進閣僚会議決定)、平成26年6月24日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014)においても、同32年に向けて、訪日外国人旅行者数2,000万人を目指すとともに、同42年には3,000万人を超えることを目指すとされているところ、これを踏まえ、入国管理局では、テロ対策等の水際対策を強化しつつ、出入国審査手続の迅速化・円滑化を図ることとしている。

これらを背景として、平成26年には、高度の専門的な能力を有する外国人材の受入れをより一層促進するための高度人材を対象とした新たな在留資格「高度専門職」の創設、クルーズ船の外国人乗客に係る入国審査手続の円滑化のための新たな特例上陸許可制度(船舶観光上陸許可制度)の創設、一定範囲の短期滞在者に係る出入国手続の円滑化のための自動化ゲートを利用できる対象者の範囲の拡大、航空

会社に対し乗客予約記録（PNR）の報告を求めることができる規定の創設等の内容を盛り込んだ「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」を第186回国会に提出し、同年6月11日に成立、同月18日に公布された。

また、通訳や審査ブースコンシェルジュの配置等による審査待ち時間短縮のための取組や、自動化ゲートの設置・増設、空港のLCC専用ターミナル開設に伴う体制整備等により円滑な審査の一層の推進を図るとともに、観光客等を装ったテロリスト等の入国を確実に水際で阻止するため、個人識別情報、ICPO紛失・盗難旅券情報及び事前旅客情報システム（APIS）等を活用した厳格な出入国審査を継続して実施した。

14 国際協力の充実

法務省はこれまで、国連と協力して、刑事司法に関する国際研修・研究・調査を行うとともに、政府開発援助の枠組みの下、独立行政法人国際協力機構（JICA）に協力して、基本法令の起草、法曹等の人材育成等を柱とする法制度整備支援を行い、刑事・民事の両分野にわたり、主にアジア地域の開発途上国を対象とした法の支配及び良い統治（グッドガバナンス）の確立に寄与してきた。これらの国際協力を通じ、各国における法の支配、グッドガバナンス等を確立普及させていくことは、各国の健全な発展に寄与するだけでなく、国際的犯罪への対策強化、投資環境の整備等の観点から国益にも合致し、我が国の国際社会における地位向上にも資する重要な国際貢献となっている。我が国に対する支援要請は、ますます増加する状況にあり、法務省としても、我が国との密接な関係を有するアジア地域を中心としつつ、国際社会に寄与するこれら国際協力業務を一層積極的に推進していく必要がある。

このような中、平成20年6月に開催された「G8司法・内務大臣会議」においては、刑事司法分野における能力向上支援の重要性について認識が共有され、「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言」が採択されるとともに、「司法制度及び基本法の整備、法曹養成といった司法分野における技術支援が、同様に重要な取組であることを強く確信する」との総括宣言がなされた。

また、平成21年に策定された「法制度整備支援に関する基本方針」（同25年5月改訂）や同25年12月に閣議決定された「世界一安全な日本」創造戦略、同26年6月に閣議決定された「日本再興戦略改訂2014」、「経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる骨太の方針2014）」等の政府方針においても、自由・民主主義・基本的人権等の普遍的価値観の共有による開発途上国における法の支配の定着及びグッド・ガバナンスの確立並びに日本企業の海外進出に必要な投資環境整備等の観点から、基本法の立法支援、法制度の運用に従事する専門家の人材育成支援、ガバナンスの強化等を進めることが確認された。

これらの動きも踏まえ、法務省では、平成24年に創立50周年を迎えた国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて実施する国際研修の充実・強化を図るとともに、同19年以降、毎年、東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナーを

開催するなど、アジア・太平洋地域を中心とする開発途上国の刑事司法改善のための人材育成に努めている。

また、法制度整備支援について、外務省、独立行政法人国際協力機構（JICA）、最高裁判所、日本弁護士連合会、公益財団法人国際民商事法センター、法律学者等と協力し、ベトナム・カンボジア・ラオス・ミャンマー・インドネシア等アジアの開発途上国に対する基本法令の起草・改正、法令の運用のための制度・体制整備及び法律実務家の育成を中心とした法制度整備支援活動に取り組んできた。平成26年には、ベトナム・カンボジア・ラオスに加えて、ミャンマーにも長期専門家を派遣し、支援活動の充実強化に努めている。

第2 組 織

1 組織の変動

- (1) 矯正局総務課に更生支援室の設置
- (2) 保護局総務課に更生保護企画官の設置
(以上、法務省組織規則の一部を改正する省令関係)
- (3) 紫明女子学院の廃止
- (4) 北海少年院に分院の設置
- (5) 神奈川医療少年院に教育調査官1人の設置
- (6) 少年鑑別所（東京、大阪）に地域非行防止調整官1人の設置
(以上、少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令関係)
- (7) 栃木刑務所に国際対策室の設置
- (8) 千葉刑務所の組織改編
- (9) 札幌刑務所に医務部医療第二課を設置
(以上、刑務所、少年刑務所及び拘留所組織規則の一部を改正する省令関係)
- (10) 名古屋保護観察所に首席社会復帰調整官1人の設置
(以上、保護観察所組織規則の一部を改正する省令関係)
- (11) 東京入国管理局成田空港支局に首席審査官4人の設置
(以上、地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令関係)

2 組織の概況

平成26年12月31日現在における本省及び外局の内部組織、審議会等、施設等機関、特別の機関、地方支分部局の組織及び所掌事務の概況は、次のとおりである（巻頭見返し掲載の機構図を参照）。

本省

（内部部局）

— 大臣官房 —

秘書課 機密 公印の保管 公文書類の接受、発送、編集、保存 法令案その他の公文書類の審査 情報の公開 個人情報保護 機構 所掌事務の総合調整 国会との連絡 皇統譜副本の保管 事務能率の増進 官報掲載 儀式（人事課の所掌に属するものを除く。）

政策評価企画室 重要事項に係るものの企画及び立案に関する総合調整 行政の考查 政策の評価 調査及び研究 国際連合と日本国の間に締結される、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関し、研

修，研究及び調査を行うことを目的とする研修所を日本国に設置することに関する条約に基づき，国際連合に協力して行う研修，研究及び調査
広報室 広報 基本法制に関する国民の理解増進 防災に関する連絡調整 国民の保護のための措置に関する連絡調整 報道機関等との連絡調整
情報管理室 情報システムの整備及び管理 行政情報化 情報通信（LAN，WAN）

国際室 国際機関，外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整 海外出向者等への情報提供

企画調査官 秘書課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

人事課 定員，任免，試験，給与，懲戒，服務，人事評価，人事記録，表彰，栄典，次世代育成支援対策 公証人・人権擁護委員・日本司法支援センターの役員・保護司の身分，司法試験委員会，検察官適格審査会及び検察官・公証人特別任用等審査会（検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会に係るものを除く。）の庶務

試験管理官 人事課の所掌事務のうち職員の試験の実施並びに司法試験委員会及び検察官・公証人特別任用等審査会（検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会に係るものを除く。）の庶務に関する重要事項

企画調査官 人事課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

会計課 法務省の所掌に係る経費，収入の予算，決算及び会計 法務省所管の物品の管理 本省で使用する自動車の管理

監査室 法務省の所掌に係る会計の監査

庁舎管理室 庁内の管理

企画調査官 会計課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

施設課 法務省の所掌事務に関する施設の整備 法務省所管の国有財産の管理・処分 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理・処分のうち法務省の所掌に係るもの 法務省の職員に貸与する宿舎に関する事項 外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力等に関する事項

技術企画室 施設の整備に関する事務のうち建設計画，設計及び工事の実施に必要な技術上の事項に係るものの企画，立案，調整及び指導並びに積算及び工務検査 外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力並びにこれらの施設の管理及び運営に係る国際協力に関する事務の調整

施設設計調整官 施設の整備に関する事務のうち特定の施設の整備に関する建設計画及び設計に係るものの調整

企画調査官 施設課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

（訟務部門）

【訟務企画課】 国の利害に関係のある争訟に関する基本的事項に係る企画及び立案
訟務企画課，民事訟務課，行政訟務課及び租税訟務課並びに財産訟務管理官の所

掌事務の調整

訟務調査室 国の利害に関係のある争訟に関する基本的な事項に係る調査、企画及び立案

訟務判例研究官 特定事項に係る裁判例等の調査、研究等を行うことにより、国の利害に関係のある争訟の遂行のための支援を行う事務

訟務広報官 国の利害に関係のある争訟に係る広報に関する事務並びに国の利害に関係のある争訟の遂行に必要な事項に係るものの企画、指導及び連絡調整

【民事訟務課】 民事に関する争訟（他課の所掌に属するものを除く。）

民事訟務対策官 民事訟務課の所掌事務に関する重要事項についての訴訟の追行、企画及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整

【行政訟務課】 行政に関する争訟 民事に関する争訟のうち労働関係に係るもの

【租税訟務課】 租税の賦課処分及び徴収に関する争訟

【財産訟務管理官】 民事に関する争訟のうち国有財産の財産管理に係るもの 民事に関する争訟のうち国の債権に係るもの（租税訟務課の所掌に属するものを除く。）

厚生管理官 共済組合に関する事務 職員の福利厚生及び能率増進、恩給、災害補償に関する事務

司法法制部

【司法法制課】 司法制度及び司法試験制度に関する企画及び立案 内外の法令及び法務に関する資料の整備及び編さん 法制審議会の庶務 国立国会図書館支部法務図書館 法務省の所掌事務に関する統計 日本司法支援センター評価委員会の庶務 日本司法支援センターの組織及び運営（日本司法支援センターの役員の身分に関するものを除く。） 総合法律支援 法務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する法令案の作成

企画調査官 司法法制課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

資料調査官 内外の法令及び法務に関する資料の整備及び編さん、国立国会図書館支部法務図書館、法務省の所掌事務に関する統計に関する事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【審査監督課】 弁護士法第5条の資格認定 外国法事務弁護士 債権管理回収業の監督 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の規定による民間紛争解決手続の業務の認証

— 民 事 局 —

【総務課】 民事法制に関する企画及び立案（民事法制管理官の所掌に属するものを除く。） 民事局の所掌事務に関する総合調整 公証 検察官・公証人特別任用等 審査会公証人分科会の庶務 法務局及び地方法務局の組織及び運営 登記情報管理室 法務局及び地方法務局の運営に関する事務のうち登記情報の管理に必要なものの調査、計画及び調整

登記情報センター室 登記に関する情報システムの運用及び管理

民事調査官 総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【民事第一課】 国籍 戸籍 後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）に定める登記 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）附則第4項に規定する財産の管理及び処分 住民基本台帳法第9条第2項の規定による通知及び同法第3章に規定する戸籍の附票

【民事第二課】 不動産登記 司法書士及び土地家屋調査士

地図企画官 不動産登記に関する事務のうち地図及び筆界の特定その他の特定事項に係るもの並びに司法書士及び土地家屋調査士に関する事務のうち特定事項に係るものの企画及び調整

【商事課】 商業登記 商事 法人登記 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）に定める登記 供託 非訟事件

【民事法制管理官】 民事法制に関する基本的な企画及び立案並びにこれに基づく関係事務の調整

— 刑 事 局 —

【総務課】 刑事局の所掌事務に関する総合調整 検察庁の組織及び運営 犯罪捜査の科学研究 情報システムの整備その他の検察事務の効率化 刑事の裁判の執行指揮その他の検務事務 司法警察職員の教養訓練 裁判員制度の啓発及び広報 法科大学院への検察官の派遣に伴う法科大学院の教育に対する法曹としての実務に係る協力

企画調査室 検察庁の組織及び運営に関する事務のうち基本の方針に係るものの調査及び企画

刑事調査官 総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【国際課】 犯罪人の引渡し 刑事に関する国際間の共助 刑事に関する国際間の協力 刑事に関する条約その他の国際約束の実施 犯罪人の出国に係る事務の関係行政機関との調整

国際刑事企画官 国際課の所掌事務のうち特定事項に係るものの企画及び調整

【刑事課】 一般刑事事件、環境関係事件、選挙関係事件、交通関係事件、財政経済関係事件及び少年に係る刑事事件の検察並びに同事件に係る犯罪の予防

【公安課】 公安関係事件、労働関係事件、風紀関係事件、薬物関係事件、暴力団に係る刑事事件及び外国人に係る刑事事件の検察並びに同事件に係る犯罪の予防

【刑事法制管理官】 刑事法制に関する企画及び立案

— 矯 正 局 —

【総務課】 矯正に関する法令案の作成 矯正局の所掌事務に関する総合調整 刑事施設視察委員会 矯正施設の組織及び運営 矯正管区の組織及び運営 刑務共済組合 矯正局の所掌事務に係る国際協力

更生支援室 被収容者の更生の支援 被収容者の更生の支援に係る効果の検証
矯正監査室 矯正施設の実地監査 被収容者の不服及び苦情の処理
矯正調査官 総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【成人矯正課】 刑務所等被収容者の規律、警備その他刑務所等の保安 刑務所等被収容者の収容、分類、拘禁、移送、保護及び釈放 刑務所等被収容者の作業、改善指導、教科指導、厚生その他その処遇 刑務所等被収容者に係る作業報奨金及び手当金 国際受刑者移送 犯罪人の指紋その他その個人識別 刑務所等の職員の非常訓練 刑務官の点検及び礼式

企画官 成人矯正課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【少年矯正課】 少年院等被収容者の規律、警備その他少年院等の保安 少年院等被収容者の収容、鑑別、分類、拘禁、移送、保護及び釈放 少年院等被収容者の教科教育、特別支援教育、職業補導、訓練、厚生その他その処遇 少年院等被収容者に係る死傷病手当金 少年院等の職員の非常訓練

企画官 少年矯正課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【矯正医療管理官】 矯正施設に収容中の者の給養、保健、衛生、医療及び薬剤
矯正医療企画官 矯正医療管理官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案の補助

— 保 護 局 —

【総務課】 更生保護に関する法令案の作成 保護局の所掌事務に関する総合調整 恩赦 保護司（大臣官房及び更生保護振興課の所掌に属するものを除く。） 国際受刑者移送法第25条第2項の規定による共助刑の執行の減輕又は免除 中央更生保護審査会の庶務 地方更生保護委員会及び保護観察所の組織及び運営 心神喪失者等医療観察制度における精神保健観察等（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）

恩赦管理官 恩赦等に関する事務のうち重要事項に係るものに関する事務

精神保健観察企画官 心神喪失者等医療観察制度（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）に関する事項に係るものの企画及び調整

更生保護企画官 総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの企画及び調整

【更生保護振興課】 保護司の設置区域及び組織 保護司の研修 更生保護事業の助長及び監督 民間における犯罪予防活動の促進 更生保護に関する各種団体との連絡調整 犯罪者及びその改善更生に関する科学的調査及び研究

社会復帰支援室 更生保護に関する各種団体との連絡調整のうち、犯罪をした者及び非行のある少年の円滑な社会復帰を支援するための住居及び就業先の確保その他生活基盤の確立に係るものの企画及び調整

保護調査官 更生保護振興課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【観察課】 仮釈放、仮出場、仮退院、不定期刑の終了及び退院 保護観察、更生緊急保護及び刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容中の者の生活環境の調整 刑

法第25条の2第1項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者の生活環境の調整 更生保護法第88条に規定する刑の執行を停止されている者に対する措置 地方更生保護委員会の決定に対する中央更生保護審査会の審査

処遇企画官 保護観察及び刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容中の者の生活環境の調整に関する事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

— 人 権 擁 護 局 —

【総務課】 人権擁護に関する企画及び立案 人権擁護局の所掌事務に関する総合調整 人権擁護委員の事務（大臣官房の所掌に属するものを除く。）

人権擁護調査官 総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【調査救済課】 人権侵犯事件の調査並びに被害の救済及び予防 人権相談

【人権啓発課】 人権啓発及び民間における人権擁護運動の助長

— 入 国 管 理 局 —

【総務課】 出入国管理基本計画の策定 出入国の管理に関する法令案の作成 入国管理局の所掌事務に関する総合調整 入国者収容所等視察委員会、入国者収容所及び地方入国管理局の組織及び運営

難民認定室 一時庇護のための上陸の許可 難民の認定（審判課の所掌に属するものを除く。） 出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第61条の2の2第1項及び第2項の規定による在留の許可、同条第4項の規定による許可の取消し並びに入管法第61条の2の4第1項の規定による仮滞在の許可（審判課の所掌に属するものを除く。） 難民旅行証明書

入国管理企画官 出入国管理基本計画の策定、出入国の管理に関する法令案の作成及び入国管理局の所掌事務に関する総合調整に関する事務のうち特定事項に係るものの企画

入国管理調整官 総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調整

【入国在留課】 外国人の上陸の許可（総務課及び審判課の所掌に属するものを除く。）

外国人の在留の許可（総務課及び審判課の所掌に属するものを除く。）外国人の中長期の在留の管理 外国人の再入国の許可 日本人の出国及び帰国並びに外国人の出国の確認 入管法第6章に規定する船舶等の長及び運送業者の責任

在留管理業務室 在留カード 入管法第4章第1節第2款の規定による中長期在留者に係る届出

審査指導官 入国在留課の所掌事務のうち特定事項に係るものの指導及び監督

【審判課】 入管法第45条第1項及び第55条の2第2項の規定による審査 収容令書及び退去強制令書の発付 入管法第55条の3第1項の規定による出国命令 外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出 難民の認定をしない処分及び難民の認定の取消しについての異議申立て（難民の認定をしない処分についての異議申立てに係る在留許可等に関することを含む。） 通報者に対する報

償金の交付

【警備課】 入管法第2条第14号に規定する違反調査 収容令書及び退去強制令書の執行 入国者収容所、収容場その他の施設の警備並びに被収容者の仮放免及び処遇 入国審査官及び入国警備官の武器の携帯及び使用 入国警備官の点検、礼式及び非常訓練

警備指導官 警備課の所掌事務のうち特定事項に係るものの指導及び監督

【出入国管理情報官】 出入国の管理に関する情報の収集、整理及び分析 住民基本台帳法第30条の50の規定による通知

出入国情報分析官 出入国の管理に関する情報の収集、整理及び分析

審議官 大臣官房に訟務総括審議官1人及び審議官6人（うち1人は充て職）が置かれ、訟務総括審議官は、国の利害に関係のある争訟に関する事務に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務の総括整理、審議官は、法務省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務の総括整理

参事官 大臣官房、民事局、刑事局、矯正局、保護局、人権擁護局、入国管理局にそれぞれ参事官が若干人置かれ、主としてそれぞれの部局の所掌事務に関する重要な法令案の作成その他重要事項についての企画及び立案

（注）公安調査庁にも参事官1人が置かれている。

（審議会等）

司法試験委員会 司法試験及び司法試験予備試験に関する事項の管理

検察官適格審査会 検察庁法第23条第3項に規定する検察官の適格性に関する審査

中央更生保護審査会 法務大臣に対する特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権の実施についての申出 地方更生保護委員会の決定に対する審査及び裁決

日本司法支援センター評価委員会 日本司法支援センターの業務の実績に関する評価 その他総合法律支援法によりその権限に属させられた事項の処理

法制審議会 法務大臣の諮問に応じて行う民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項についての調査審議 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律第5条第2項の規定に基づきその権限に属させられた事項の処理

検察官・公証人特別任用等審査会 検察庁法第18条第2項に規定する副検事の選考及び同条第3項に規定する検察官特別考試の実施、公証人法第13条ノ2に規定する選考の実施並びに同法第15条第2項及び第81条第1項に規定する議決

検察官特別任用分科会 副検事の選考及び検察官特別考試に関する事項を処理
公証人分科会 公証人の選考の実施（公証人法第13条ノ2に規定する選考をいう。）
並びに同法第15条第2項及び第81条第1項に規定する議決に関する事項を処理

（施設等機関）

刑務所 — 支所 主に懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者の収容及びこれらの者に対する必要な処遇

少年刑務所 — 支所 主に懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者の収容及びこれらの者に対する必要な処遇（ただし、少年及び26歳未満の成人を対象とする。）

拘置所 — 支所 主に被勾留者及び死刑の言渡しを受けて拘置される者の収容及びこれらの者に対する必要な処遇

少年院 — 分院 主に家庭裁判所から保護処分として送致された者及び少年法第56条第3項の規定により少年院において刑の執行を受ける者の収容並びにこれらの者に対する矯正教育

少年鑑別所 — 分所 主に家庭裁判所から観護の措置として送致された者の収容、家庭裁判所の行う少年に対する調査及び審判並びに保護処分及び懲役又は禁錮の言渡しを受けた16歳未満の少年に対する刑の執行に資するための少年の資質の鑑別

婦人補導院 — 売春防止法第17条の規定により補導処分に付された者の収容及びこれらの者に対する必要な補導

入国者収容所 本邦からの退去を強制される者の収容及び送還

法務総合研究所 — 支所 法務に関する調査及び研究 当省の職員（矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。）に対する職務上必要な研修 「犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定」（昭和36年条約第4号）に基づき、国際連合と協力して行う研修、研究及び調査 外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）が実施する法制の維持及び整備に関する国際協力 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の規定による検察官の派遣に伴う法科大学院の教育に対する法曹としての実務に係る協力（参考）

〔国連アジア極東犯罪防止研修所〕

上記条約に基づき設立され、国連と共同で運営されている研修機関。国連の犯罪防止刑事司法プログラムに協力して、アジア・太平洋地域を中心とする開発途上国の刑事司法運営の健全な発展と相互協力の促進に向けた研修、研究及び調査を行っている。人員・設備等については日本が提供する旨上記条約及びその後に関わられた交換公文によって定められており、法務総合研究所がその

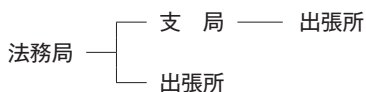
事務を担当している。

矯正研修所 — 支所 矯正の業務に従事する職員に対する職務上必要な研修

(地方支分部局)

矯正管区 刑務所, 少年刑務所, 拘置所, 少年院, 少年鑑別所及び婦人補導院の適切な運営の管理

地方更生保護委員会 刑法第28条の行政官庁としての仮釈放の許可又はその処分の取消し 刑法第30条の行政官庁としての仮出場の許可 少年院からの仮退院又は退院の許可 少年院からの仮退院中の者について, 少年院に戻して収容する旨の決定の申請 少年法第52条第1項又は同条第2項の規定により言い渡された刑について, その執行を受け終わったものとする処分 刑法第25条の2第2項の行政官庁としての保護観察の仮解除又はその処分の取消し 婦人補導院からの仮退院の許可又はその処分の取消し 保護観察所の事務の監督



登記 戸籍 国籍 供託 公証 司法書士及び土地家屋調査士の事務 人権侵害事件の調査並びに被害の救済及び予防 人権啓発及び民間における人権擁護運動の助長 人権擁護委員の事務 人権相談 国の利害に関する争訟



日本人の出帰国及び外国人の出入国の管理 本邦における外国人の在留管理 難民の認定

保護観察所 — 支部 保護観察の実施 犯罪の予防を図るための世論の啓発, 社会環境の改善及び地域住民の活動の促進 心神喪失者等医療観察制度における精神保健観察等の実施

保護司選考会 保護司法の規定に基づき, 各保護観察所に置かれており, 保護観察所の長の諮問に応じて保護司の委解嘱等に関する意見を述べる

特別の機関

最高検察庁 —— 高等検察庁 —— 地方検察庁 —— 区検察庁
└── 支 部 └── 支 部

検察庁法第4条、第6条に基づく、検察官の行う事務の総括

外 局

公安審査委員会 破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定により公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する審査及び決定

公安調査庁

(内部部局)

総 務 部

総務課 機密 公印の保管 公文書類の接受、発送、編集及び保存 公安調査庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計監査 行政財産及び物品の管理 所掌事務に関する総合調整 所掌事務に関する統計 情報システムの整備及び管理 公安調査局及び公安調査事務所の組織及び運営

審理室 公文書類の審査及び進達 情報公開 個人情報の保護 所掌事務に関する法令案の作成 破壊活動防止法の規定による弁明の聴取及び処分の請求 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による処分の請求及び調査結果の提供 破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による国会への報告

渉外広報調整官 渉外及び広報

人事課 機構及び定員 任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練 衛生、医療その他の福利厚生 行政の考査

調査第一部

第一課 第一部の所掌事務に関する総合調整 第一部の所掌に属する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に関する情報及び資料の総合的分析 無差別大量殺人行為を行った団体に対する観察処分 第一部の所掌に係る事項に関する関係機関との情報及び資料の交換の総括

第二課 第一部の所掌に属する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制の手続において必要な証拠の準備、国内資料の収集、整理及び保管 公安調査管理官 第一部の所掌する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査

調査第二部

第一課 第二部の所掌事務に関する総合調整 第二部の所掌に属する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に関する情報及び資料の総合的分析

国際調査企画官 特定事項に係るものの企画及び調整

第二課 国外資料の収集、整理及び保管 第二部の所掌に係る事項に関する国外との関連を有する関係機関との情報及び資料の交換の総括

国際破壊活動対策室 第二部の所掌に属する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制の手續において必要な証拠の準備

公安調査管理官 第二部の所掌する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査

(施設等機関)

公安調査庁研修所 公安調査庁の職員に対する職務上必要な研修

(地方支分部局)

公安調査局・公安調査事務所 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査 無差別大量殺人行為を行った団体に対する観察処分

第3 予 算

平成26年度における法務省所管の歳出予算額は、次のとおりである。

一般会計では、当初予算額が、7,298億6,226万8千円であったところ、平成26年12月27日に閣議決定された「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を実施するために必要な経費が盛り込まれた補正予算で、地方空港における出入国審査体制の整備に必要な経費として3億6,279万4千円、法務省施設等の防災・減災対策の強化に必要な経費として92億3,520万9千円、治安の確保に向けた収容・処遇体制等の強化に必要な経費として24億160万円、加えて一般職の国家公務員の給与について、平成26年8月7日に行われた人事院勧告に基づき給与改善に必要な経費として5,726万9千円の総額120億5,687万2千円が追加計上された。

それとともに、既定経費の不用分として、19億4,040万7千円が減額されたため、補正後予算額は7,399億7,873万3千円となった。さらに、前年度からの繰越額80億3,392万2千円、衆議院解散による総選挙の取締りに伴い、検察事務に要する経費の不足を補うための予備費使用額7,222万7千円、訴訟判決に係る上訴手続に伴い生じた申立ての手数料として必要な訴訟用印紙類購入費の予算不足を補うための予備費使用額2億6,805万円及び訴訟判決に係る仮執行宣言に伴い生じた担保として必要な保証金の予算の不足を補うための予備費使用額397億2,856万円を加えると、歳出予算現額は7,880億8,149万2千円となっている。

東日本大震災復興特別会計では、当初予算額が38億7,618万8千円であったところ、補正予算で既定経費の不用分として、8億1,101万円が減額され、補正後予算額は30億6,517万8千円となり、前年度からの繰越額7億1,252万9千円及び放射性物質による環境の汚染への対処に必要な経費として4億7,557万7千円を加え、歳出予算現額は42億5,328万4千円となっている。なお、東日本大震災復興特別会計は、復興庁所管であり、同庁に一括計上されている。

法務省所管等の歳出予算額は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計を合わせ、補正後予算額として7,435億1,948万8千円、歳出予算現額として7,923億3,477万6千円となっている。

第 2 部

業務の概況

- 第1 内 部 部 局
- 第2 審 議 会 等
- 第3 施 設 等 機 関
- 第4 地 方 支 分 部 局

第1 内部部局

I 大臣官房

法務省設置法第3条、第4条、法務省組織令第2条、第3条、第10条～第25条、法務省組織規則第1条～第6条

秘書課

法務省組織令第13条、第14条、法務省組織規則第1条

(業務の実施状況)

1 行政改革関係

(1) 地方分権の推進

平成19年4月1日に地方分権改革推進法が施行されたことに伴い、同日付けで地方分権改革推進委員会が内閣府に設置され、法務省においては、地方移譲の検討事項として法務局・地方法務局（以下「法務局等」という。）の登記事務等が掲げられた。その後の検討の結果、第2次勧告において、法務局等は、国の機関として残すものと整理されたものの、司法書士試験及び土地家屋調査士試験の実施は、市場化テストについて官民競争入札等監理委員会の検討に委ねることとされた。

このほか、第2次勧告では、地方自治体の事務を国の法令で規制する義務付け・枠付けに係る法制的な仕組みの見直しが盛り込まれており、法務省では刑事局、保護局及び人権擁護局の所管法令が見直しの対象とされた。

平成21年11月17日、閣議決定により地域主権戦略会議が内閣府に設置され、法務省においては、出先機関改革において法務局等が議論の対象とされた。その後、平成22年6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱に基づき、各府省において自ら出先機関の事務・権限の仕分け（以下「自己仕分け」という。）が行われた。

その後、内閣総理大臣からの再検討指示を経て、平成22年11月29日の地域主権戦略会議において、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲する等とする「出先機関改革の基本方向」が示され、同年12月28日、「アクション・プラン」が閣議決定された。

法務省の自己仕分けにおいて「A-a」と仕分けた事務のうち、地方側から申出があった「人権啓発活動地方委託事業のうち、非ネットワーク事業」のみ、事務・権限の移譲に向けた工程案を作成した。

その後、平成23年12月26日の地域主権戦略会議においては、それまでの地域主権戦略会議等の議論を踏まえ、「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」及び「広域の実施体制の枠組み（方向性）」が承認された。

平成24年11月15日には、地域主権戦略会議等の議論を経て「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」が閣議決定された。さらに、同年11月30日には、「地域主権戦略大綱」に基づく取組成果を踏まえ、今後おおむね2、

3年を見据えた改革の諸課題に関する取組方針を内容とする「地域主権推進大綱」が閣議決定された。

平成25年3月8日には、閣議決定により地方分権改革推進本部が設置され、また、同年4月5日には、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）により地方分権改革有識者会議の開催が決定された。同会議における議論等を踏まえ、平成22年の自己仕分けにおいて仕分けた事業について改めて事務・権限等の移譲に関する検討をし、平成25年9月13日に開催された第3回地方分権改革推進本部において、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針が決定され、法務省においては、人権啓発活動地方委託事業（ネットワーク事業を除く。）が、移譲の可否等の検討・調整を要する事務・権限とされた。その後の検討・議論の結果を踏まえて同年12月20日に閣議決定された「見直し方針」に移譲する方策の検討を進める事業として同事業が盛り込まれたことからこれを受けて委託要綱を改正し、地方公共団体における同事業実施の自由度を上げることで対応した。

平成26年には、これまでの委員会勧告方式に替えて、地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を募集する「提案募集方式」が導入された。国際ビジネス機受入れの際のCIQ業務の移譲等について地方公共団体から提案があり、地方分権改革有識者会議等で調査・審議の後、対応方針について閣議決定がなされることとなった。

(2) 行政組織の改革・合理化の推進

平成26年中に法務局及び地方法務局の支局2か所、出張所及び支局の出張所5か所を整理統合した。

2 政策評価関係

中央省庁等改革基本法第4条第6号及び第29条各号において、各府省は政策評価機能の充実強化を図ることとされている。

政策評価とは、国の行政機関がその所掌する政策に関して自ら評価を行い、その結果を公表するとともに、これを政策の企画立案に反映させることにより、①国民に対する説明責任を徹底し、②国民本位で効率的な質の高い行政を実現し、③国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ることを目的とするものである。

法務省においては、平成13年1月に大臣官房秘書課政策評価企画室を設置し、総務省が示した「政策評価に関する標準的ガイドライン」（同年1月15日政策評価各府省連絡会議了承）を受けて、「法務省政策評価実施要領」等を策定して、同年4月1日から政策評価を実施してきたところ、平成14年4月1日から「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）が施行されたことに伴い、同月からは、同法第5条第1項に基づく「政策評価に関する基本方針」（同13年12月28日閣議決定）を踏まえ、同法第6条及び第7条に基づいて策定した「法務省政策評価に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）及び「法務省事後評価の実施に関する計画」（以下「実施計画」という。）に従って、

政策評価を実施しているところである（基本計画及び実施計画、政策評価結果、政策評価結果の政策への反映状況、その他必要と認める事項について法務省ホームページを通して公表している。）。

また、政策評価を行うに当たっては、必要に応じ、学識経験者、民間等の第三者等の知見の活用を図るものとされているところ、法務省では、その政策及び政策評価の手法等について民間の有識者等の意見等を聴取するため、「政策評価懇談会」（座長：田中等弁護士）を開催している。平成26年においては、第39回ないし第41回の計3回にわたり、政策評価懇談会を開催し、平成25年度法務省事後評価実施結果報告書（案）や、平成26年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）等について意見を聴取した。

3 国の機関等の移転

第4次全国総合開発計画において、東京圏への諸機能の過度の集中を抑制し、分散を促進するため、①「業務上独立性が比較的高い中央省庁の一部部局、地方支分部局等の政府機関の移転再配置等を検討し、その推進を図る」こととされ、また、②「遷都問題については、（中略）東京一極集中への基本的対応として重要と考えられる。そのため、政治・行政機能と経済機能の相互関係の在り方を含め、国民的規模での議論を踏まえ、引き続き検討する」こととされている。

(1) 国の行政機関等の移転

国の行政機関等の移転については、平成5年6月24日開催の国の機関等移転推進連絡会議における移転計画に基づき移転が実施されており、その進捗状況を踏まえ、平成13年6月28日開催の同連絡会議において抜本的な見直しが行われるとともに、平成14年1月10日開催の同連絡会議において、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）を踏まえた見直しが行われた。

なお、上記移転計画に基づく法務省関係機関（法務総合研究所（研究部）、東京矯正管区及び関東地方更生保護委員会）は全て移転を完了している。

(2) 国会等の移転

首都機能移転問題については、平成4年12月、「国会等の移転に関する法律」（同年法律第109号）が制定され、同法に基づいて国会等移転調査会が設置された。

同調査会は、平成7年12月13日に「国会等移転調査会報告」を取りまとめた後、平成8年6月に「国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律」（同年法律第106号）が成立したことにより廃止され、新たに同法に基づいて国会等移転審議会が設置（同年6月26日）された。

同審議会において、調査対象地域として選定された北東地域、東海地域及び三重・畿央地域について、現地調査や、科学的見地からの比較検討等が行われ、調査の取りまとめ結果に基づき、平成11年12月20日、移転先候補地について「栃木・福島地域」及び「岐阜・愛知地域」を選定するなどの答申が内閣総理大臣へ提出された。

今後は、移転先地の決定等について、国会において審議が行われることとなっており、平成15年6月に設置された「国会等移転に関する政党間両院協議会」において検討が進められているところである。

4 個人情報保護関係

(1) 行政機関の個人情報保護

平成17年4月1日に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）が施行されたことを踏まえ、「法務省保有個人情報保護管理規程」（平成17年3月16日大臣訓令）を制定し、同規程等に基づき、法務省における保有個人情報の適正な管理のための所要の措置を講じている。

また、個人情報保護窓口を設置し、行政機関個人情報保護法の規定に基づく保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る業務等を行っており、平成26年度における処理状況については次の表のとおりである。

区 分	本 省	委任機関
開示請求受付件数	24,416	2,340
開示請求取り下げ件数	215	32
開示決定等件数	25,454	2,881
うち、全部開示決定件数	23,792	570
うち、部分開示決定件数	9	1,577
うち、不開示決定件数	1,653	734
訂正請求受付件数	0	12
訂正決定等件数	0	12
うち、訂正決定件数	-	3
うち、不訂正決定件数	-	9
利用停止請求件数	1	1
利用停止決定等件数	1	1
うち、利用停止決定件数	0	0
うち、不利用停止決定件数	1	1
不服申立て件数	36	-
うち、異議申立て件数	23	-
うち、審査請求件数	13	-
裁決・決定件数	49	-
訴訟件数	0	1

(注) 公安審査委員会、公安調査庁及び検察庁における件数は含まれない。
委任機関とは、行政機関個人情報保護法46条の規定に基づき、法務大臣の権限が委任された官署をいう。

(2) 所管事業者等の個人情報保護

平成17年4月1日に「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。

以下「個人情報保護法」という。)が全面施行され、個人情報保護法及び「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)の趣旨を踏まえ、平成16年10月29日に「法務省が所管する事業を行う事業者等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン」(法務省告示第531号。以下「旧ガイドライン」という。)が制定された。

旧ガイドラインは、「個人情報保護に関するガイドラインの共通化について」(平成20年7月25日個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ)に基づき、「法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成21年9月30日法務省告示第453号。平成21年11月1日施行。)に改定された後、消費者庁が公表する標準的なガイドラインの改定を踏まえ、見直しを行い、平成27年3月24日法務省告示第178号により全部改正された。

また、個人情報保護法の規定に基づく認定個人情報保護団体の業務を行おうとする法人による個人情報保護の取組を推進するため、平成17年8月17日に「認定個人情報保護団体の認定に関する指針」(法務省告示第413号)が制定された。

5 情報公開関係

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)に基づく開示請求に係る業務等を行っており、平成26年度における処理状況については次の表のとおりである。

区 分	本 省	委任機関
開示請求受付件数	541	41,392
他機関からの移送受付件数	0	0
開示請求取下げ件数	76	23
他機関への移送件数	0	0
開示決定等件数	480	40,316
うち、全部開示決定件数	191	1,935
うち、部分開示決定件数	206	37,844
うち、不開示決定件数	83	537
開示決定等の期限延長件数(10条2項)	108	720
開示決定等の期限特例延長件数(11条)	82	405
不服申立て件数	97	-
うち、異議申立て件数	38	-
うち、審査請求件数	59	-
不服申立て取下げ件数	7	-
裁決・決定件数	89	-
訴訟件数	1	1

(注) 公安審査委員会、公安調査庁及び検察庁における件数は含まれない。
委任機関とは、情報公開法第17条に基づく、法務大臣の権限を委任された官署をいう。

6 国会関係

(1) 第186回国会

ア 召集・会期

第186回国会（常会）は、1月24日に召集され、会期は6月22日までの150日間であった。

イ 審議概況

(ア) 代表質問

1月24日、衆参両院の本会議において、施政方針演説等の政府4演説が行われ、1月28日及び29日に衆議院で、1月29日及び30日に参議院で、それぞれ代表質問が行われた。

(イ) 予算

1月24日、「平成25年度補正予算案」及び、「平成26年度総予算案」が提出された。

平成25年度補正予算案については、1月30日に衆議院予算委員会で趣旨説明が行われた後、審議が重ねられ、2月4日に衆議院予算委員会及び同本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、1月30日に参議院予算委員会で趣旨説明が行われた後、審議が重ねられ、2月6日に参議院予算委員会及び同本会議において可決され、成立した。

平成26年度総予算案については、1月30日に衆議院予算委員会で趣旨説明が行われた後、2月10日から審議が重ねられ、2月28日、衆議院予算委員会及び同本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、1月30日に参議院予算委員会で趣旨説明が行われた後、3月3日から審議が重ねられ、3月20日、参議院予算委員会及び同本会議において可決され、同総予算案は成立した。

(ウ) 法律案等

内閣提出法律案は、新規提出81件（うち、法務省所管8件）及び継続4件（うち、法務省所管3件）であり、そのうち、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を含め82件が成立した。

衆議院議員発議に係る法律案は、新規提出46件（うち、法務省所管2件）及び継続42件（うち、法務省所管1件）であり、そのうち、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案を含め18件が成立した。

参議院議員発議に係る法律案は、新規提出29件（うち法務省所管3件）であり、そのうち、3件が成立した。

条約は、新規提出18件及び継続2件であり、全てが承認された。

(エ) 質問主意書

第186回国会において提出された計472件の質問主意書のうち、法務省に係があったものは、鈴木貴子衆議院議員（無所属）の「いわゆる「証人テスト」に関する質問主意書」等73件であった。

ウ 成立した法務省主管法律案（付録541ページ参照）

- (ア) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
（2月7日提出 3月28日成立 4月4日公布法律第18号）
- (イ) 少年法の一部を改正する法律案
（2月7日提出 4月11日成立 4月18日公布法律第23号）
- (ロ) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案
（2月21日提出 4月18日成立 4月25日公布法律第29号）
- (ハ) 少年院法案
（2月28日提出 6月4日成立 6月11日公布法律第58号）
- (ニ) 少年鑑別所法案
（2月28日提出 6月4日成立 6月11日公布法律第59号）
- (ホ) 少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
（2月28日提出 6月4日成立 6月11日公布法律第60号）
- (ヘ) 司法試験法の一部を改正する法律案
（3月4日提出 5月28日成立 6月4日公布法律第52号）
- (ト) 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案
（3月11日提出 6月11日成立 6月18日公布法律第74号）
- (チ) 会社法の一部を改正する法律案
（平成25年11月29日提出 6月20日成立 6月27日公布法律第90号）
- (リ) 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
（平成25年11月29日提出 6月20日成立 6月27日公布法律第91号）
- (ル) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案
（6月4日提出 6月18日成立 6月25日公布法律第79号）

(2) 第187回国会

ア 召集・会期

第187回国会（臨時会）は、9月29日に召集され、会期は当初11月30日までの63日間であったが、11月21日に衆議院が解散されたため、最終的な会期は54日間となった。

イ 審議概況

(ア) 代表質問

召集日の9月29日、衆参両院の本会議において、所信表明演説が行われ、

9月30日及び10月1日に衆議院で、10月1日及び2日に参議院で、それぞれ代表質問が行われた。

(イ) 法律案等

内閣提出法律案は新規提出31件（うち、法務省所管4件）及び継続2件（うち、法務省所管1件）であり、そのうち、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案を含め23件が成立した。

衆議院議員発議に係る法律案は、新規提出21件及び継続37件であり、そのうち、10件が成立した。

参議院議員発議に係る法律案は、新規提出7件及び継続6件であり、そのうち、1件が成立した。

条約は、新規提出2件であり、全てが承認された。

(ウ) 質問主意書

第187回国会において提出された計188件の質問主意書のうち、法務省に係るがあったものは、鈴木貴子衆議院議員（無所属）からの「検察官によるセクハラ行為に関する質問主意書」等21件であった。

ウ 成立した法務省主管法律案（付録547ページ参照）

(ア) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

（10月7日提出 11月21日成立 11月28日公布法律第129号）

(イ) 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

（10月7日提出 11月21日成立 11月28日公布法律第130号）

(ウ) 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案

（3月15日提出 11月14日成立 11月21日公布法律第113号）

(3) 第188回国会

ア 召集・会期

第188回国会（特別会）は、12月14日に行われた第47回衆議院議員総選挙を受けて、12月24日に召集され、会期は12月26日までの3日間であった。

イ 内閣総理大臣の指名

召集日の12月24日、衆参両院の本会議で安倍晋三衆議院議員（自民）が内閣総理大臣に指名され、同日、自由民主党及び公明党の連立による安倍内閣が発足した。

ウ 審議概況

(ア) 法律案等

衆議院議員発議に係る法律案は、新規提出4件であったが、いずれも成立しなかった。

(イ) 質問主意書

第188回国会において提出された計28件の質問主意書のうち、法務省に係

係があったものは、浜田和幸参議院議員(次世代)からの「ソニー・ピクチャー
ズエンタテインメントに対するサイバー攻撃により生じた損害賠償請求訴訟
に関する質問主意書」等6件であった。

7 他府省関係

(1) 閣議請議

官房秘書課で取り扱った閣議請議総件数は71件であり、この内訳は、法律案12
件、政令9件、質問主意書に対する答弁書40件、その他10件であった。

(2) 特例民法法人監督事務

平成20年12月1日に「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」
(平成18年法律第49号。以下「新法」という。)等の公益法人制度改革3法が施
行された。これにより、社団法人及び財団法人の設立許可及びこれらに対する監
督を主務官庁の裁量により行うこととしていた公益法人制度が改められ、従来
の公益法人は特例民法法人として存続するものの、施行日から起算して5年を経過
するまでの間(平成25年11月30日まで)に公益社団法人若しくは公益財団法人へ
の移行認定申請又は一般社団法人若しくは一般財団法人への移行認可申請を行わ
なければ、当該法人は解散したものとみなされることとされた。

なお、移行又は解散するまでの間は、引き続き旧主務官庁において指導・監督
を行うこととされており、法務省においては、所管する1法人(平成26年末現在)
に対し、各種法令及び閣議決定等に基づき指導・監督を行うとともに、新制度へ
の移行に係る調整を行っている。

(3) 犯罪被害者等基本法関係

犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成16年12月
に制定された犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)が、平成17年4月に
施行された。

同法に基づき、内閣府に特別の機関として、内閣官房長官を会長、内閣総理大
臣が指定する国務大臣(法務大臣を含む。)等を委員とする「犯罪被害者等施策
推進会議」(以下「推進会議」という。)が設置され、同会議において、被害者等
からの意見を踏まえ258の具体的施策を盛り込んだ「犯罪被害者等基本計画」(以
下「第1次基本計画」という。)案を取りまとめ、平成17年12月27日に閣議決定
された。

法務省においても、第1次基本計画に盛り込まれている施策に取り組み、平成
20年12月には、一定の犯罪について、被害者が裁判所の許可を得て刑事裁判に参
加し、被告人に対する質問等を行うことができる被害者参加制度を導入するなど
した。

なお、第1次基本計画は、平成22年度末で計画期間が終了したことから、推進
会議及び同計画の見直しに当たり新たな計画に盛り込むべき事項の検討等を行う
ことを目的とした「基本計画策定・推進専門委員会等会議」における見直しの検討

を経て、新たに第2次犯罪被害者等基本計画（以下「第2次基本計画」という。）が平成23年3月25日に閣議決定された。

第2次基本計画においては、第1次基本計画にある施策の充実を図るほか、新たな検討を要する施策については、その検討期限を明示することで早期の実施を目指している。

法務省においても、関係省庁の一つとして、新たな施策の具体的な在り方について検討を進めるとともに、第2次基本計画に基づく施策の着実な推進に努めている。

第183回国会においては、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」（平成12年法律第75号）及び「総合法律支援法」（平成16年法律第74号）の一部を改正する法律が成立し、平成25年12月1日から、被害者参加人に対する旅費等の支給及び被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件の緩和が行われた。

また、平成26年4月から、犯罪被害者等が提起する損害賠償請求訴訟等の準備及び追行の過程で、代理人である弁護士等がカウンセラー等の付添人を犯罪被害者等との打合せに同席させることに対して、支援を受ける要件を満たす場合に、その付添人費用を日本司法支援センターが実施する民事法律扶助制度による立替払の対象としたほか、被害者等通知制度について、加害者に関する情報提供の拡充を図るため、刑事施設及び少年院における処遇状況、保護観察中の処遇状況等に関する通知事項の追加を実施した。

(4) 男女共同参画関係

平成6年7月、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図ることを目的として、内閣に男女共同参画推進本部が設置されるとともに、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会が設置され、平成13年1月、中央省庁等改革に伴い、同審議会を発展的に継承し、内閣府に、内閣官房長官を議長、内閣総理大臣が指定する国務大臣（法務大臣を含む。）等を議員とする男女共同参画会議が設置された。

法務省においては、上記会議の下に設置された「女性に対する暴力に関する専門調査会」、「計画策定専門調査会」等の各専門調査会における審議等への対応を行っている。

また、平成12年12月、男女共同参画社会基本法第13条に基づき、第1次男女共同参画基本計画が閣議決定され、平成17年12月27日には、それまでの取組を評価・総括して第2次男女共同参画基本計画が閣議決定された。平成22年度には、基本計画全体について見直しを行い、平成22年12月17日、第3次男女共同参画基本計画（以下「第3次基本計画」という。）が閣議決定された。

法務省においては、平成13年6月1日、「法務省男女共同参画推進本部（本部長：副大臣、副本部長：大臣政務官、事務局長：大臣官房長、本部長：本省局部課長

等)」を設置し、男女共同参画社会の形成促進に関する施策・取組について、総合的かつ計画的な推進を図っている。平成23年度には、意欲と能力のある女性職員の採用・登用の拡大に資する施策を引き続き積極的に推進していくため、第3次基本計画の策定を受けて、「法務省における女性職員の採用・登用拡大計画」(平成23年11月22日法務省男女共同参画推進本部決定)が策定され、平成27年度までの目標が設定されている。

また、「女性の人権を守ろう」を人権啓発活動の年間強調事項の一つに掲げ、毎年12月4日から10日(人権デー)までの「人権週間」のほか、年間を通じて、男女の固定的役割分担意識を是正し、男性の家庭生活への参画を促進するため、全国各地で出版物による広報、講演会・座談会等の開催等を行っている。

(5) 青少年育成関係

平成15年6月、青少年の育成に関する施策について、総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を本部員とする「青少年育成推進本部」が設置された(法務大臣は副本部長)。同本部において、少子高齢化、情報化、国際化等の社会の変化と社会的自立の遅れや非行等青少年をめぐる今日的課題を踏まえて、幅広い分野にわたる「青少年育成施策大綱」が平成15年12月に策定された。その後、大綱の見直しが行われ、平成20年12月12日に新しい「青少年育成施策大綱」が策定された。

また、内閣府の働きかけにより、ニートやひきこもり等に着目し、様々な困難に直面している若者を対象として新法を作成することとされ、平成21年7月、「子ども・若者育成支援推進法」(平成21年法律第71号)が成立した(平成22年4月1日施行)。これに伴い、「青少年育成推進本部」は廃止された。

その後、平成22年7月、内閣総理大臣を本部長とする子ども・若者育成支援本部が開催され、子ども・若者育成支援推進法第8条第1項に基づき、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱として「子ども・若者ビジョン」(以下「ビジョン」という。)が決定された。これに伴い、「青少年育成施策大綱」は廃止された。

ビジョンは、子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定めるものであり、ビジョンに基づく関係施策の実施状況の点検・評価が実施されるとともに、5年を目途にビジョンの見直しを行うこととされている。

(6) 規制改革等の推進関係

平成25年1月23日に内閣府設置法第37条第2項に基づき設置された「規制改革会議」は、内閣総理大臣の諮問を受け、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制改革を進めるための調査審議を行い、内閣総理大臣へ意見を述べることを主要な任務としており、毎年6月に規制改革会議答申を内閣総理大臣宛てに提出している。

平成26年6月24日には、平成26年の答申の対象となった規制改革事項の着実な

実現のための「規制改革実施計画」が閣議決定され、当省に関連する事項も複数挙げられたことから、当省においても必要な検討等が行われた。

また、特別区域（以下「特区」という。）制度による規制改革の推進も行われているところ、各特区制度（構造改革特区、総合特区、国家戦略特区）は、各区域の特性や要望等に応じた特区内での規制の特例措置の実施を行うことを目的としたものであり、特区内で実施される事業に関する当省関連の規制の特例措置も、複数認定されている。

近時は、特に国家戦略特区の枠組みによる検討が強力に推進されており、「[日本再興戦略]改訂2014—未来への挑戦—」（平成26年6月24日閣議決定）においては、国家戦略特区に関して柔軟かつスピーディに対応すべきものとして、当省関連の「法人設立手続の簡素化・迅速化」、「入管手続の迅速化」、「女性の活躍推進、家事支援ニーズへの対応のための外国人家事支援人材の活用」及び「国家戦略特区での創業人材の受入れ及び多様な外国人受入れのための新たな仕組み」の4つの施策が掲げられた。

(7) 東日本大震災関連施策関係

被災地の復興に当たっては、東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）に基づき、平成23年7月29日に復興に係る基本的考え方や実施する施策等が盛り込まれた「東日本大震災からの復興の基本方針」が策定された。

平成24年2月10日には復興庁が発足し、復興に関する国の施策を主体的かつ一体的に推進するための取組が進められている。

上記基本方針に盛り込まれた法務省関連施策としては、「土地の境界の復元及び登記所備付地図の修正」、「震災に伴って生起する様々な人権問題（原発事故に伴う風評に基づく差別的取扱い、いじめ等）への対処」、「被災地における再犯防止に向けた取組」、「心理的支援を必要とする被収容少年等に対する、少年鑑別所の心理技官による心理的支援の実施」、「日本司法支援センター（法テラス）による被災者支援事業」などがあり、施策ごとに工程表を作成の上、取組を進めている。

(8) 再犯防止施策関係

奈良県における女児誘拐殺害事件（平成16年11月）や、安城市における幼児殺害事件（平成17年2月）などの重大再犯事件の発生を受け、平成17年2月には「再犯防止対策関係省庁会合」が設置され、その後設けられた「刑務所出所者等の社会復帰支援に関する関係省庁連絡会議」においても引き続き政府全体における再犯防止対策に関する検討が進められた。

平成22年2月、法務省に、大臣を議長、副大臣を副議長とする「再犯防止対策推進会議」が設置された。また、本会議の下に、「就労・福祉等による社会復帰支援施策検討プロジェクトチーム」が設置され、同年8月、「再犯防止施策の今後の展開～就労・福祉による社会復帰支援を中心として～（中間取りまとめ）」が取りまとめられた。

同年9月、総理大臣指示により、内閣官房に「再犯防止対策関係省庁連絡会議」が設置され、法務省による上記中間取りまとめを基に、関係省庁の連携策について協議することとされ、「再犯防止施策の今後の展開～現状の課題と施策実現に向けた取組の方向性～」が取りまとめられた。

同年12月14日、犯罪対策閣僚会議において、上記連絡会議による取りまとめが了承されるとともに、同会議の下に「再犯防止対策ワーキングチーム」が設置され、「再犯防止対策関係省庁連絡会議」は発展的に解消された。

平成23年7月、上記ワーキングチームにおいて、「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」が決定され、同月の犯罪対策閣僚会議において報告された。

平成24年7月20日の犯罪対策閣僚会議において「再犯防止に向けた総合対策」が決定された。本総合対策は、政府全体における今後10年間の取組についてまとめたものであり、我が国の再犯防止対策としては初めて、数値目標が設定された。

同年9月、総合対策に基づく施策等の着実な推進を図るため、法務省の再犯防止対策推進会議の下に、「再犯防止総合対策関係施策検討プロジェクトチーム」が設置され、前述の「就労・福祉等による社会復帰支援施策検討プロジェクトチーム」は、発展的に解消された。

平成25年12月10日の犯罪対策閣僚会議において、「世界一安全な日本」創造戦略が取りまとめられ、同日閣議決定された。

平成26年7月、再犯防止対策ワーキングチーム幹事会・分科会（タスクフォース）が設置され、出所者等の雇用の拡大（就労支援）や、薬物依存等の問題を抱える出所者等の立ち直りを支える体制の整備（福祉・医療的支援）等、関係省庁がより緊密に連携して取り組むべき課題について検討を進めた。同年12月8日、就労支援タスクフォースについては、関係省庁における申合せがなされた。

同月16日の犯罪対策閣僚会議において、再犯防止に関する宣言「犯罪に戻らない・戻さない」が決定された。本宣言では、企業や地方公共団体といった団体や国民から、再犯防止への理解と協力を得られるよう、広報・啓発活動を始めとする取組を進めることとされた。

法務省においては、「再犯防止に向けた総合対策」、「世界一安全な日本」創造戦略や宣言「犯罪に戻らない・戻さない」を踏まえ、出所者等の特性に応じた指導・支援、出所後の住居と就労の確保等の推進に努めている。

(9) その他

各府省から法務省に対する照会、依頼、協議等に対応した。主要なものとしては、障害者施策関係、知的財産戦略推進関係及び拉致問題対策関係に係る省内各部局との連絡調整等がある。

8 式典

月 日	件 名	出 席 者 数		
5.12	春の叙勲による勲章伝達式	182人	中綬章	10人
			小綬章等	172人
5.14	第22回危険業務従事者叙勲による勲章伝達式	52人	矯正関係	50人
			入管関係	2人
5.16	春の藍綬褒章及び黄綬褒章伝達式	152人	保護関係	115人
			人権関係	10人
			矯正関係	13人
			民事関係	14人
11. 7	秋の叙勲による勲章伝達式	168人	中綬章	9人
			小綬章等	159人
11.11	第23回危険業務従事者叙勲による勲章伝達式	37人	矯正関係	37人
11.14	秋の藍綬褒章及び黄綬褒章伝達式	149人	保護関係	115人
			人権関係	10人
			矯正関係	12人
			民事関係	12人

9 公文書の接受等

(平成26年)

件 名	件 数 等
1 公文書類の接受件数	349,914件
2 公文書類の発送件数	175,432件
3 官報掲載件数	10,794件
4 独立行政法人国立公文書館へ移管した行政文書等	167冊

広報室

法務省組織令第14条 法務省組織規則第1条

1 広報関係事務

- (1) 出席した会議
各省庁広報主管課長等会議（内閣府主催2回）
- (2) 重点広報事項

広報月	重 点 広 報 事 項
随 時	○平成26年度人権啓発活動重点目標 「みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思い

やりの心〜」21世紀が「人権の世紀」であることを改めて思い起こし、相手の気持ちを考え、思いやる心の大切さを一人一人の心に訴えていく啓発活動を展開する。

(強調事項)

・女性の人権を守ろう

男女の平等及び女性に対する暴力の禁止を訴えるなどの啓発活動を行う。

・子どもの人権を守ろう

子どもの人権専門委員制度や「児童の権利に関する条約」の周知を図りながら、いじめ、体罰、虐待等の問題を中心に、人権意識の醸成を訴える啓発活動を行う。

・高齢者を大切にすることを育てよう

高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、高齢者への理解を深め、高齢者を大切にすることを育てるための啓発活動を行う。

・障害のある人の自立と社会参加を進めよう

国民の間にノーマライゼーションの理念を一層定着させ、障害のある人の自立と社会参加を更に促進するための啓発活動を行う。

・同和問題に関する偏見や差別をなくそう

同和問題の解決を目指すとともに、その解決の妨げになっているえせ同和行為を排除するため、啓発活動を行う。

・アイヌの人々に対する理解を深めよう

アイヌの人々に対する理解と認識を深めるとともに、偏見や差別をなくすための啓発活動を行う。

・外国人の人権を尊重しよう

「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」の周知や、国民の一人一人に、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ尊重することの必要性を訴える啓発活動を行う。

・H I V感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう

H I V・ハンセン病についての正しい知識の定着を図り、患者・円患者等に対する偏見や差別をなくすための啓発活動を行う。

・刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくすための啓発活動を行う。

・犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう

犯罪被害者やその家族に対する偏見や差別をなくすための啓発活動を行う。

・インターネットを悪用した人権侵害をなくそう

インターネット上で個人の名誉やプライバシーを侵害する情報が流

	<p>されていることから、インターネットを悪用することなく、お互いの人権を尊重するように訴える啓発活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう 北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めてもらうための啓発活動を行う。 ・ホームレスに対する偏見をなくそう 近隣住民の人権にも配慮しながら、ホームレスに対する偏見や差別を解消するための啓発活動を行う。 ・性的指向を理由とする差別をなくそう 性的指向を理由とする偏見や差別をなくすための啓発活動を行う。 ・性同一性障害を理由とする差別をなくそう 性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくすための啓発活動を行う。 ・人身取引をなくそう 人身取引の問題について理解を深めてもらうための啓発活動を行う。 ・東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう 東日本大震災に起因する人権問題を解決していくとともに、あらたな人権問題の発生を防止するための啓発活動を行う。
随 時	○再犯防止対策の推進について 平成24年7月の犯罪対策閣僚会議において決定された「再犯防止に向けた総合対策」に基づく施策の周知を図る。
随 時	○日本司法支援センターの周知について 総合法律支援制度並びに日本司法支援センターの業務内容及び利用方法等についての周知を図る。
随 時	○裁判員制度の広報啓発について 制度の円滑な実施のため、制度の内容・意義等を周知するとともに、制度に対する国民の不安を解消し、参加意識の醸成を図る。
随 時	○世界人権啓発書画ミニパネル ミニパネルの内容・成り立ちや、ミニパネル展示会について広報することにより、世界人権宣言が掲げる人権尊重思想の普及・高揚を図る。
随 時	○登記のオンライン申請等の利用促進について オンラインを利用した登記申請や証明書等の交付請求の利用促進を図るため、オンラインを利用した場合のメリットや利用方法について周知を図る。
随 時	○筆界特定制度について 筆界特定制度の概要等について周知を図る。
随 時	○国籍選択制度の周知 外国国籍を有する日本国民に対し、国籍選択制度について幅広く周知

	を図る。
随 時	○戸籍法の一部改正について 戸籍法の一部改正により、従来の戸籍の公開原則を改め、第三者が戸籍謄本等の交付請求ができる場合を制限し、また、戸籍の届出等の際に本人確認が必要となったことについて広く国民に周知を図る。
随 時	○国籍法の一部改正について 国籍法の一部改正により、出生後に日本人父から認知をされていれば、父母が婚姻していなくても届出によって日本の国籍を取得できるようになったことなどについて周知を図る。
随 時	○民間紛争解決手続の業務の認証制度の周知について 認証制度を普及定着させるため、制度の概要等について広く国民に周知を図る。
随 時	○法制度整備支援の広報啓発について 法制度整備支援の内容・意義について周知を図る。
随 時	○法務行政における国際協力の推進 ～国連アジア極東犯罪防止研修所の活動～ 法務省が国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて実施している国際研修・セミナー、国連の犯罪防止・刑事司法プログラムへの貢献等について、その意義及び現状を広く国民に提供する。
1 月	○法整備支援連絡会（大阪及び東京会場 1月24日） 法制度整備支援活動についてその現状の周知と情報交換を図る。
	○平成25年度人権シンポジウム「子どもと人権～いじめ・体罰・虐待のない社会を目指して～」（長崎会場 1月26日）
2 月	○法教育セミナー in 広島 法教育の意義と実践のあり方を考えることを目的として開催し、法教育の普及を図る（リーガロイヤルホテル広島 2月9日）。
5 月	○「アジアのための国際協力 in 法分野」2014キックオフセミナー 関係諸機関との連携を図りつつ、若い世代に法整備支援に関する情報を提供し関心を高めてもらう（東京会場 5月31日）。
6 月	○不法就労外国人対策キャンペーン月間（6月） 政府全体として実施する「外国人労働者問題啓発月間」に時期を合わせ、外国人の雇用を適正化して不法就労を防止するため、啓発活動を行う。
	○人権擁護委員制度の周知について 「人権擁護委員の日」（6月1日）を中心とした行事を通じて、人権擁護委員の制度や活動についての周知を図る。
	○全国刑務所作業製品展示即売会（第56回全国矯正展）（北の丸公園科学技術館 6月6日・6月7日）
	○全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

	<p>子どもをめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むことを目的として、6月23日から同29日までの7日間、全国一斉強化週間を実施。</p>
7 月	<p>○“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調週間（7月）</p> <p>行動目標</p> <p>①犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう</p> <p>②犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう</p> <p>③これらの点について、地域社会の理解と協力の輪を広げよう</p> <p>重点事項</p> <p>「立ち直りを支える取組についての協力の拡大」</p> <p>「就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進」</p>
9 月	<p>○ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」（岡山会場 7月26日）</p> <p>○会社情報提供制度シンポジウム</p> <p>アジア・太平洋地域におけるコーポレートガバナンス研究の推進に貢献することを目的とした本シンポジウムを通じて研究活動趣旨を周知する（大阪会場 9月1日）。</p> <p>○全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間</p> <p>高齢者・障害者をめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むことを目的として、9月8日から同14日までの7日間、全国一斉強化週間を実施。</p>
10 月	<p>○平成26年度人権シンポジウム「震災と人権～真の心の復興・生活再建を目指して～」(いわき会場 9月27日)</p> <p>○公証制度の意義・役割について</p> <p>公証週間（10月1日～同7日）の時期に併せて、予防司法を目的とする我が国の公証制度を広く国民に周知し、もって私的法律関係の安定を図る。</p> <p>○「法の日」週間</p> <p>「法の日」週間（10月1日から1週間）に際して、法を尊重する思想の普及等を図る（裁判員制度が開始されたことから、当分の間、裁判員制度の内容・意義等について周知するとともに、制度に対する国民の不安解消に力を入れる。）。</p> <p>○法教育 in 赤れんが ～法を身近に感じてみよう～</p> <p>「法教育」をテーマに、法務省・最高検察庁主催による小学・中学・高校・大学生及び一般を対象とした法教育授業を実施（10月4日）。</p> <p>○「全国一斉！法務局休日相談所」の開設</p> <p>行政サービスの向上を目的として、法務局で所掌している全ての事務を対象として、法務局職員のほか、法律や各種手続の専門家に、国民が無料で相談することができる休日相談所を開設（10月第1日曜日）。</p>
11 月	<p>○平成26年度人権シンポジウム「外国人と人権～違いを認め、共に生きる</p>

12 月	<p>～」(大阪会場 11月15日)</p> <p>○全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間 女性をめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むことを目的として、11月17日から同23日までの7日間、全国一斉強化週間を実施。</p> <p>○「アジアのための国際協力 in 法分野2014」法整備支援シンポジウム 関係諸機関との連携を図りつつ、若い世代に法整備支援に関する情報を伝達しその理解を深め協力を求める(東京会場 11月29日)。</p> <p>○人権週間 「人権週間」(12月4日～同10日)を契機として、集中的に広く国民に対し、基本的人権の尊重及び自由人権思想の普及、高揚を図る。</p> <p>○北朝鮮人権侵害問題啓発週間 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12月10日～同16日)において、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の関心と認識を深める。 拉致問題啓発コンサート「[ふるさとの風]コンサート」(Bunkamura オーチャードホール 12月8日) 「対北朝鮮ラジオ放送シンポジウム—北朝鮮の人権問題・拉致問題とラジオ放送の役割—」(新宿明治安田生命ホール 12月13日)</p> <p>○法教育マスコットキャラクター「ホウリス君」の誕生 法教育へ親しみを持ってもらうことを目的として実施した法教育マスコットキャラクターの募集(7月11日～9月11日)・投票(10月4日～11月28日)の結果、「ホウリス君」が最優秀賞作品に決定し、12月17日、法務省において法務大臣表彰式が行われた。</p>
------	---

(3) 広報誌の発行

平成15年1月に創刊した国民向け広報誌「法務省だより あかれんが」について、4回(第44号～第47号)刊行した。

2 報道関係事務

- (1) 法務大臣記者会見(91回)
- (2) 各局部課記者発表等(291回)
- (3) 各種報道機関からの取材申込みに対する対応(約1,100回)

3 各種行事の実施状況

(1) 憲法週間

5月3日の憲法記念日を中心に、同月1日から7日までの1週間、最高裁判所、日本弁護士連合会と共催で実施し、無料法律相談所等の開設(295回)、講演会等(43回)、その他テレビ・ラジオ・新聞等による広報を行った。

- (2) “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間（第64回）

7月1日から31日まで、行動目標を①犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう②犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう③これらの点について、地域社会の理解と協力の輪を広げよう、重点事項を「立ち直りを支える取組についての協力の拡大」「就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進」として全国的に実施した。

中央推進委員会の開催（2月10日、法務省大会議室）、各部行事の連絡調整、民間協力者に対する法務大臣感謝状の贈呈に関する事務（贈呈数、個人6、団体17、会社13、学校9）、実施要綱、パンフレットの作成・配布を行った。

- (3) 「法の日」週間（第55回）

10月1日の「法の日」から7日までの1週間、最高裁判所、日本弁護士連合会と共催で実施し、無料法律相談所等の開設（937回）、座談会・講演会（72回）、その他テレビ・ラジオ・新聞等による広報を行った。

なお、中央行事として、「法教育 in 赤れんが～法を身近に感じてみよう～」と題し、赤れんが棟を会場に、法教育授業を行った。

- (4) 「人権週間」（第66回）

「人権週間」（12月4日～同10日）を契機として、集中的に広く国民に対し、基本的人権の尊重及び自由人権思想の普及、高揚を図った。

- (5) 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日～同16日）において、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の関心と認識を深めた。

4 行政相談

総務省からの照会等のほか、直接国民からファクシミリ・電話・メールにより寄せられる御意見や御提案に対応した。

5 防災・国民保護業務

防災業務では、中央防災会議、各災害対策関係省庁連絡会議等の防災に関する各種会議に出席するなどして必要な事務の連絡調整等を行うと共に、法務省防災訓練を企画・実施した。

国民保護業務では、政府が主催する国民保護法に基づく緊急対処事態関係省庁連携訓練に参加すると共に必要な事務の連絡調整を行った。

情報管理室

法務省組織令第14条 法務省組織規則第1条

1 行政情報化推進関係

「世界最先端 I T 国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定、平成26年6月24日改定）、「同工程表」（平成25年6月14日 I T 総合戦略本部決定、平成26年6月24

日改定)等に基づき、引き続き政府全体の電子行政推進が図られた。また、平成25年5月31日に「内閣法等の一部を改正する法律」が施行され、内閣情報通信政策監(政府C I O)が設置された。

このような動きに対応し、I Tの利活用による国民の利便性の向上と効率的な電子政府の実現等を図るための取組を行ったほか、行政情報化施策に関し、各出局及び関係各府省等との総合調整等を行った。

なお、平成26年中における主な活動状況は、次のとおりである。

- (1) 各府省情報化統括責任者(C I O)連絡会議等への出席
- (2) 業務・システムの最適化計画の推進
- (3) 情報システム関係予算に関する取りまとめ等
- (4) 情報システムの調達に対する助言
- (5) 行政情報化に関する各種調査等の取りまとめ
- (6) 総務省主催の情報システム統一研修への参加(延べ1,718名)

2 情報システム関係

(1) 法務本省内LANシステム

行政情報化推進の一環として法務本省内LANシステムの構築を行い、平成8年4月から運用を開始した。初期構築以来、保守期限を迎えたサーバ機器等を順次更新し、その可用性を保ってきたところ、統一的な運用体制の構築及び情報セキュリティ対策の充実・強化等を目的として、平成26年6月に5か年の国庫債務負担行為を活用した契約を締結し、随時、更新作業を行っているところである。

本システムにより、本省内の情報の共有や流通の迅速化及び事務のペーパーレス化を実現しているほか、政府共通NW接続及びインターネット接続を実施している。現在運用中の主な機能は、電子メール、電子掲示板、共有ファイル管理、会議室予約、スケジュール管理、電子利用者名簿管理、外部情報検索(インターネット)である。

(2) 法務省情報ネットワーク(法務省NW)

法務省情報ネットワークは、法務本省と所管各庁等を結ぶ広域ネットワークであり、「法務省情報ネットワーク(共通システム)最適化計画」(平成17年4月6日法務省情報化統括責任者(C I O)決定)に基づき、情報の共有、情報流通の迅速化と安全性・信頼性の確保及び行政コストの削減等を目的として、府省内ネットワークである法務総合情報通信ネットワーク(法務省WAN)を、「法務省情報ネットワーク」と呼称を改めた上、平成17年度に再構築し、運用を開始した。

その後、平成22年度に法務省における全出先機関の接続を完了し、各局部署等の情報システムが利用する重要な通信基盤として、継続的・安定的なサービスの提供を図っているところである。

なお、上記平成17年度の構築から既に8年が経過し、通信機器の老朽化が顕著であったことから、平成25年中に5年間の国庫債務負担行為を活用した契約を締

結し、順次通信機器及び回線の更新を実施し、運用を継続しているところである。

(3) 政府共通ネットワーク（政府共通NW）接続

政府共通NWは、府省庁間のLANシステムを結ぶ府省庁間広域ネットワーク（WAN）であり、「行政情報化推進基本計画」（平成6年12月25日閣議決定）に基づいて、「霞が関WAN」という呼称で整備され、平成9年1月から運用が開始され、法務省は、同年6月から接続しており、平成25年1月から「政府共通NW」にネットワーク移行及び改称がされ、その接続を継続しているものである。

政府共通NWは、電子メールや電子文書交換システム、電子掲示板等による府省庁間の情報共有の推進を図るための総合的な事務ネットワークである。近時では、人事・給与関係業務情報システムや官庁会計システム、政府共通プラットフォーム上のサービスである一元的な文書管理システムなどの府省共通システムの利用に係る通信の転送を行うほか、総合行政ネットワーク（LGWAN）や司法情報通信システムとの相互接続も行うなど、政府全体の重要な共通基盤ネットワークとなっている。

3 情報セキュリティ対策の強化

法務省における情報セキュリティ対策は、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一規範」並びに「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」に準拠した、「法務省における情報セキュリティ対策の基本方針」（基本方針）及び各種対策基準に従い実施しているところである。

平成26年5月、情報セキュリティ政策会議において、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一規範」が改定され、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」に代わり、新たに「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」が策定された。これを受け、法務省では基本方針及び各種対策基準を改定する作業を進めている。

その他、平成26年中における主な取組として、法務省における情報セキュリティ対策水準の維持・向上を図るため、基本方針に基づき、標的型メール攻撃の対応訓練、外部専門業者による情報セキュリティ監査、情報セキュリティ月間に合わせた外部講師による情報セキュリティ研修等を実施した。

国際室

法務省組織令第14条 法務省組織規則第1条

1 渉外関係

(1) 概要

条約等に係る交渉、国際会議への参加、国際機関からの照会、他国政府との協議等に関する外務省等との連絡調整業務等を行った。法務行政の国際化に伴い、

処理件数は年々増加の一途をたどっている。

(2) 特記事項

平成26年中に扱った主な案件としては、オーストリア・ウィーンにおいて開催された第23回国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）等の犯罪対策国際会議案件、自由権規約及び人種差別撤廃条約審査の対応を始めとする各種人権条約案件、二国間経済連携協定交渉等の経済協定案件等がある。

2 国際協力関係

(1) 概要

来省外国政府職員等の受入れに係る計画の立案及び接遇に関する事務、法務省職員の外国出張に伴う便宜供与・依頼に関する事務、法制度整備支援に関する関係機関との連絡調整に関する事務、在外公館等出向予定者に対する部内研修の立案・実施等に関する事務並びに海外関係機関出向者等への法務省所管業務に係る情報の提供等に関する事務を行った。

(2) 特記事項

ア 外国要人の来省

外国政府及び国際機関等の要人が、表敬訪問、意見交換等のため来省しており、平成26年中に来省した主な外国要人は、国際移住機関事務局長、東ティモール民主共和国法務大臣、ルーマニア予算担当大臣、グルジア憲法裁判所長官、ベトナム副首相、第13回国連犯罪防止刑事司法会議準備委員会委員長、シンガポール外務大臣兼法務大臣、国連難民高等弁務官等であった。

イ 職員の外国出張に伴う便宜供与

法務大臣のクロアチア及び英国への出張、法務副大臣のタイ及びミャンマーへの出張、法務大臣政務官のラオス及びベトナムへの出張、法務事務次官のドイツへの出張を始め、法務省職員の国際会議出席、各国司法制度の調査・研究等を目的とする外国出張のため、外務省に対して所要の便宜供与を依頼した。

ウ 在外公館等出向予定者に対する部内研修の実施

法務省からアタッシェ、警備対策官等として在外公館等に出向が予定されている者を対象とした部内研修をそれぞれ実施し、法務省と関連する在外公館業務についての講義や法務省の在外公館出向経験者等による各種情報提供等を行った。

人事課

法務省組織令第13条、第15条 法務省組織規則第2条

1 定員関係

平成26年度予算の成立に伴い、行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成26年政令第76号）、法務省定員規則の一部を改正する省令（同年法務省令第4号）及び法務省定員細則の一部を改正する訓令（同年法務省人定訓第1号大臣訓令）が制定され、また、地方空港における入国手続に要する待ち時間の短縮等を図るため、行政機関職員定員令の一部を改正する政令（同年政令第249号）、法務省定員規則の一部を改正する省令（同年法務省令第25号）及び法務省定員細則の一部を改正する訓令（同年法務省人定訓第2号）が制定され、これらに基づき、法務省の各組織の定員について、次の表のとおり増減員が行われた。

（平成26年度）

組織別	定員令第1条定員			
	増員	減員 (定員合理化)	振替増 △減等	純増△減
本省内部部局			5	5
法務総合研究所				
矯正研修所	6			6
刑務所・少年刑務所・ 拘置所	325	△289	1	37
少年院	27	△27	△3	△3
少年鑑別所	15	△15	△2	△2
婦人補導院				
入国者収容所		△10	△9	△19
法務局及び地方法務局	35	△188		△153
矯正管区				
地方更生保護委員会	8			8
保護観察所	36	△18	△1	17
地方入国管理局	127	△33	9	103
検察庁	181	△181		
公安審査委員会				
公安調査庁	30	△18	△4	8
計	790	△779	△4	7

2 叙位・叙勲・褒章及び表彰取扱件数

(1) 叙位・叙勲取扱件数

(平成26年)

区 分	生 存 者	死 亡 者
叙 位	-	446
叙 勲	719 (68)	203

(注) () 内は高齢者叙勲取扱件数で外数

(2) 褒章取扱件数

(平成26年)

区 分	件 数
緑 綬 褒 章	-
黄 綬 褒 章	26
藍 綬 褒 章	306 (7)
紺 綬 褒 章	10
計	342 (7)

(注) () 内は遺族追賞取扱件数で外数

(3) 表彰取扱件数

(平成26年)

区 分	件 数
表彰規程第2条第1号 (危険を顧みず職責を果たした者) 表彰者	-
表彰規程第2条第2号 (能率増進) 表彰者	-
表彰規程第2条第3号 (永年勤続) 定期表彰者	1,369
表彰規程第2条第3号 (永年勤続) 臨時表彰者	138
表彰規程第2条第4号 (模範業績又は善行) 表彰者	2
計	1,509

3 懲戒処分件数

(平成26年)

種 別	本 省		法 務		検 察		矯 正		保 護		入 管	
	直 接 責 任	監 督 責 任	直 接 責 任	監 督 責 任	直 接 責 任	監 督 責 任	直 接 責 任	監 督 責 任	直 接 責 任	監 督 責 任	直 接 責 任	監 督 責 任
懲 戒	1	-	-	-	1	-	2	-	-	-	1	-
免 職	1	-	3	-	2	-	9	-	1	-	-	-
停 職	-	-	3	-	4	-	38	-	-	-	3	-
減 給	-	-	2	-	5	-	27	-	-	-	-	-
戒 告	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	2	-	8	-	12	-	76	-	1	-	4	-

4 職員の兼業

平成26年中における職員の兼業について、国家公務員法第103条関係の承認は37件、同法第104条関係の許可は238件である。

5 人事記録関係

(1) 人事記録の移管件数

(平成26年)

本 省	法 務	検 察	矯 正	保 護	入 管	その他	計
317	57	89	98	40	62	34	697

(2) 履歴事項証明件数

(平成26年)

本 省	法 務	検 察	矯 正	保 護	入 管	その他	計
-	1	41	-	-	3	3	48

1 平成27年度予算編成

平成26年12月27日に閣議決定された「平成27年度予算編成の基本方針」においては、魅力あふれる「まちづくり、ひとづくり、しごとづくり」を進め、元気で豊かな地方の創世に全力を挙げ、強い経済の実現による税収の増加等と、聖域なき徹底的な歳出削減を一層加速させることにより、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の進展に寄与するという「経済の好循環」を確かなものとするとの考えの下、平成27年度予算編成に当たっては、経済再生と財政健全化の両立を実現すべく、裁量的経費のみならず義務的経費も含め、聖域を設けず大胆に歳出を見直し、無駄を最大限縮減した上で、民需主導の持続的な経済成長を促す施策の重点化を図るため、民間需要や民間のイノベーションの誘発効果が高いもの、緊急性が高いもの、規制改革と一体として講じるものを重視し、メリハリのついた予算とすることとされた。

このような基本方針に基づいて、予算編成が進められ、平成27年1月14日、平成27年度予算の概算が閣議決定された。

2 平成27年度法務省予算の概要

平成27年度の法務省の予算は、「平成27年度予算の概算要求に当たったの基本的な方針について」（平成26年7月25日閣議了解）において、平成26年度予算に続き民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、メリハリのついた予算とするため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するものとされたことを受け、「オリンピック・パラリンピック東京大会開催に向けた対策」、「刑務所出所者等の再犯防止対策」及び「暮らしの安全・安心等のための諸施策」の各施策を中心に必要な経費を要求した。

その結果、経費関係について、一般会計では、オリンピック・パラリンピック東京大会や観光立国施策の推進による訪日外国人の増加に対応するために必要な出入国審査体制の強化に必要な経費、「世界一安全な日本」の実現に不可欠な刑務所出所者等の再犯防止のため、対象者の特性に応じた処遇の強化、住居の確保、就労支援等の再犯防止対策の強化に必要な経費、旧耐震基準により昭和56年以前に整備された法務省施設及び職員宿舍の建替え等の耐震対策の促進に必要な経費が計上されたほか、平成26年人事院勧告に基づく給与改善に必要な経費により、平成26年度当初予算比で76億2,457万3千円の増額となった。

東日本大震災復興特別会計については、登記事務処理の適正・迅速な実施、震災に起因する民事法律扶助業務等の実施、被災地域における更生保護活動の維持、被災した法務省施設の復旧経費等が計上された。

定員関係については、各府省に業務改革の取組を求めつつ、増員を厳しく抑制す

ることとされ、定員合理化等により974人が減員となったが、矯正官署及び地方入国管理官署を中心に、治安など緊急かつ優先的に対応を要する課題に対処するため、1,091人の増員が認められ、117人の純増となった。

また、組織関係において、国の利害に関する訴訟に適切かつ迅速に対応しつつ、予防司法の機能を強化し、法的紛争への発展を未然に防止することにより、国民の権利・利益の保護に寄与するため、訟務局が新設された。

これにより、平成27年度当初予算は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計を合わせ、7,390億7,119万5千円（前年度比53億3,273万9千円増）となった。その概要は、次の表のとおりである。

（単位：千円）

区 分	平成26年度 当初予算額 A	平成27年度 当初予算額 B	対 前 年 度 増 △ 減 額	
			B - A	増減率 (%)
一 般 会 計	729,862,268	737,486,841	7,624,573	1.0
人 件 費	487,155,161	494,457,460	7,302,299	1.5
物 件 費	242,707,107	243,029,381	322,274	0.1
除く施設費	223,460,597	224,024,581	563,984	0.3
施 設 費	19,246,510	19,004,800	△ 247,710	△ 1.3
東日本大震災復興 特 別 会 計	3,876,188	1,584,354	△ 2,291,834	△ 59.1
人 件 費	519,002	696,646	177,644	34.2
物 件 費	3,357,186	887,708	△ 2,469,478	△ 73.6
除く施設費	2,601,073	691,164	△ 1,909,909	△ 73.4
施 設 費	756,113	196,544	△ 559,569	△ 74.0
合 計	733,738,456	739,071,195	5,332,739	0.7
人 件 費	487,674,163	495,154,106	7,479,943	1.5
物 件 費	246,064,293	243,917,089	△ 2,147,204	△ 0.9
除く施設費	226,061,670	224,715,745	△ 1,345,925	△ 0.6
施 設 費	20,002,623	19,201,344	△ 801,279	△ 4.0

※東日本大震災復興特別会計は復興庁所管であり、同庁において一括計上している。

次に、増員等の組織別内訳は、次の表のとおりである。

(単位：人)

組 織 等	平成26 年度末 定 員	新 規 増 員	定 員 合 理 化 等	そ の 他	純 増 減	平成27 年度末 定 員
【 一 般 会 計 】						
法 務 本 省	818	10	△ 3	18	25	843
法 務 総 合 研 究 所	85					85
検 察 庁	11,796	233	△ 233		0	11,796
最 高 検 察 庁	111					111
高 等 検 察 庁	642					642
地 方 検 察 庁	11,043	233	△ 233		0	11,043
矯 正 官 署	23,550	432	△ 406	△ 4	22	23,572
矯 正 管 区	207	10		1	11	218
矯 正 研 修 所	48	7			7	55
刑 事 施 設	19,623	348	△ 332	△ 5	11	19,634
少 年 院	2,469	45	△ 49	0	△ 4	2,465
少 年 鑑 別 所	1,201	22	△ 25		△ 3	1,198
婦 人 補 導 院	2					2
更 生 保 護 官 署	1,735	39	△ 29		10	1,745
地 方 更 生 保 護 委 員 会	263	6			6	269
保 護 観 察 所	1,472	33	△ 29		4	1,476
法 務 局	8,995	91	△ 225	21	△ 113	8,882
地 方 入 国 管 理 官 署	3,843	202	△ 51	△ 14	137	3,980
入 国 者 収 容 所	236		△ 15	△ 29	△ 44	192
地 方 入 国 管 理 局	3,607	202	△ 36	15	181	3,788
公 安 審 査 委 員 会	4					4
公 安 調 査 庁	1,534	39	△ 27		12	1,546
小 計	52,360	1,046	△ 974	21	93	52,453
【 東 日 本 大 震 災 復 興 特 別 会 計 】						
更 生 保 護 官 署	25					25
保 護 観 察 所	25					25
法 務 局	42	45		△ 21	24	66
小 計	67	45		△ 21	24	91
合 計	52,427	1,091	△ 974	0	117	52,544

- (注) 1 法務本省には、特別職8人を含む。
2 その他のうち、法務本省は時限到来による減、公安調査庁は定員合理化計画を上回る追加の定員の減を示す。
3 地方入国管理局の定員合理化△36人のうち、△1人はアタッシュ派遣に伴う省庁間定員振替（業務改革に係るもの）である。

3 平成26年度決算の概要

(1) 一般会計

歳入予算額は、104,238,104,000円
であり、
収納済歳入額は、98,408,812,511円
である。

この収納済歳入額を歳入予算額と比べると、5,829,291,489円
の減少となっている。

その要因は、

(目) 返納金が 558,526,523円

(目) 期満後収入が 130,464,783円

増加したものの、

(目) 手数料が 1,112,791,000円

(目) 罰金及料金が 3,998,063,916円

減少したことによるものである。

歳出予算現額の内訳は、

当初予算額 729,862,268,000円

予算補正追加額 12,056,872,000円

予算補正修正減少額 1,940,407,000円

前年度繰越額 8,033,922,190円

予備費使用額 40,068,837,000円

計 788,081,492,190円

であり、

支出済歳出額は、759,250,307,422円
である。

この支出済歳出額を歳出予算現額と比べると、28,831,184,768円
の差額を生ずる。

上記金額のうち、翌年度へ繰り越した額は、12,766,333,714円

であり、不用となった額は、16,064,851,054円
である。

ア 翌年度繰越額の内訳は、次のとおりである。

(ア) 更生保護施設整備事業費に係る更生保護事業費補助金の明許繰越として
68,358,700円

(イ) 広島刑務所職業訓練棟新営工事等に係る施設施工旅費、施設施工庁費及び
施設整備費の明許繰越として

9,512,662,949円

(ウ) 矯正施設における総合警備システム機器更新整備等に係る矯正管理業務庁

費の明許繰越として

1,016,781,200円

- (エ) 矯正総合情報通信ネットワークシステム改修に係る収容諸費の明許繰越として

234,586,065円

- (オ) 登記情報システム改修及び地図情報システム改修に係る登記情報処理業務庁費の明許繰越として

249,248,000円

- (カ) 通信機器整備及び情報セキュリティ対策強化に係る団体等調査業務庁費の明許繰越として

91,648,800円

- (キ) 山形刑務所医務・病室棟新営工事等に係る施設施工旅費、施設施工庁費及び施設整備費の事故繰越として

1,561,425,600円

- (ク) 差入品X線検査装置一式供給契約に係る収容諸費の事故繰越として

31,622,400円

計

12,766,333,714円

イ 流用等増加額の内訳は、次のとおりである。

- (ア) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号。以下「一般職給与等改正法」という。）が施行されたことにより

（項）法務本省共通費（目）超過勤務手当に必要な経費に対して

2,444,000円

- (イ) 原子力関係行政訴訟及び福島原子力発電所事故に伴う国家賠償請求訴訟の事件数が増加したことにより

（項）訟務費（目）委員等旅費に必要な経費に対して

1,887,000円

- (ウ) 一般職給与等改正法が施行されたことにより

（項）法務総合研究所共通費（目）職員諸手当に必要な経費に対して

3,074,000円

- (エ) 一般職給与等改正法が施行されたことにより

（項）法務総合研究所共通費（目）超過勤務手当に必要な経費に対して

49,000円

- (オ) 一般職給与等改正法が施行されたことにより

（項）検察官署共通費（目）超過勤務手当に必要な経費に対して

8,385,000円

- (カ) 一般職給与等改正法が施行されたことにより

（項）矯正官署共通費（目）職員諸手当に必要な経費に対して

- 873,814,000円
- (キ) 一般職給与等改正法が施行されたことにより
 (項) 矯正官署共通費 (目) 超過勤務手当に必要な経費に対して
 27,887,000円
- (ク) 支給対象児童が増加したことにより
 (項) 矯正官署共通費 (目) 子どものための金銭の給付に必要な経費に対して
 9,038,000円
- (ケ) 国有資産所在市町村交付金に不足を生じたことにより
 (項) 矯正官署共通費 (目) 国有資産所在市町村交付金に必要な経費に対して
 35,000円
- (コ) 刑事被告人等が増加したことにより
 (項) 矯正収容費 (目) 都道府県警察実費弁償金に必要な経費に対して
 32,066,000円
- (カ) 一般職給与等改正法が施行されたことにより
 (項) 更生保護官署共通費 (目) 職員諸手当に必要な経費に対して
 99,829,000円
- (シ) 一般職給与等改正法が施行されたことにより
 (項) 更生保護官署共通費 (目) 超過勤務手当に必要な経費に対して
 1,157,000円
- (ス) 一般職給与等改正法が施行されたことにより
 (項) 法務局共通費 (目) 職員諸手当に必要な経費に対して
 65,104,000円
- (セ) 一般職給与等改正法が施行されたことにより
 (項) 法務局共通費 (目) 超過勤務手当に必要な経費に対して
 10,948,000円
- (ソ) 供託金利子払渡認可額が増加したことにより
 (項) 国籍等事務処理費 (目) 供託金利子に必要な経費に対して
 10,223,000円
- (タ) 一般職給与等改正法が施行されたことにより
 (項) 地方入国管理官署共通費 (目) 職員諸手当に必要な経費に対して
 19,514,000円
- (チ) 一般職給与等改正法が施行されたことにより
 (項) 地方入国管理官署共通費 (目) 超過勤務手当に必要な経費に対して
 9,180,000円
- (ツ) 一般職給与等改正法が施行されたことにより

	(項) 公安調査庁共通費 (目) 職員諸手当に必要な経費に対して	27,692,000円
(テ)	一般職給与等改正法が施行されたことにより	
	(項) 公安調査庁共通費 (目) 超過勤務手当に必要な経費に対して	1,619,000円
	計	1,203,945,000円
ウ	不用額の内訳は、次のとおりである。	
(ア)	法務本省	
	退職者及び退職手当の平均支給額が予定を下回ったことから、退職手当を要することが少なかったこと等により	8,539,871,194円
(イ)	法務総合研究所	
	研修員が予定を下回ったこと等から、職員旅費を要することが少なかったこと等により	56,935,258円
(ウ)	検察庁	
	職員に欠員があったこと等から、職員基本給を要することが少なかったこと等により	1,783,102,113円
(エ)	矯正官署	
	職員に欠員があったこと等から、職員基本給を要することが少なかったこと等により	2,019,508,689円
(オ)	更生保護官署	
	保護を要する件数が予定を下回ったこと等から、更生保護委託費を要することが少なかったこと等により	746,003,867円
(カ)	法務局	
	低位号俸の職員が予定を上回ったこと及び職員に欠員があったことから、職員基本給を要することが少なかったこと等により	2,126,227,732円
(キ)	地方入国管理官署	
	職員に欠員があったこと等から、職員基本給を要することが少なかったこと等により	670,850,349円
(ク)	公安調査庁	
	職員に欠員があったこと等から、職員基本給を要することが少なかったこと	

と等により	118,382,998円
(ケ) その他の組織	3,968,854円
計	16,064,851,054円
(2) 東日本大震災復興特別会計	
歳入予算額は、	1,113,497,000円
であり、	
収納済歳入額は、	1,113,275,890円
である。	
この収納済歳入額を歳入予算額と比べると、	221,110円
の減少であった。	
歳出予算現額の内訳は、	
当初予算額	0円
予算補正追加額	0円
予算補正修正減少額	0円
予算移替増加額	3,540,755,000円
予算移替減少額	0円
前年度繰越額	712,529,091円
予備費使用額	0円
計	4,253,284,091円
であり、	
支出済歳出額は、	2,757,053,401円
である。	
この支出済歳出額を歳出予算現額と比べると、	1,496,230,690円
の差額を生ずる。	
上記差額のうち、翌年度へ繰り越した額は、	993,483,300円
であり、不用となった額は、	502,747,390円
である。	
ア 翌年度繰越額の内訳は、次のとおりである。	
(7) 水戸地方検察庁仮庁舎新営工事に係る施設施工旅費及び施設整備費の明許繰越として	277,196,900円
(イ) 福島刑務所等除染業務に係る放射線量低減処理業務庁費の明許繰越として	435,832,000円
(ウ) 東日本大震災の被災地における地図の修正業務に係る登記業務庁費の明許繰越として	280,454,400円

	計	993,483,300円
イ	不用額の内訳は、次のとおりである。	
	(ア) 法務本省	
	入札結果による事業計画の変更をしたこと等から、施設整備費を要することが少なかったこと等により	
		223,315,982円
	(イ) 法務局	
	事業規模の縮小による事業計画の変更をしたことから、登記業務庁費を要することが少なかったこと等により	
		275,730,517円
	(ウ) その他の組織	3,700,891円
	計	502,747,390円

4 適切な予算執行等の確保

(1) 行政事業レビューの実施

行政事業レビューは、「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）に基づき、各府省に設置された官房長等を統括責任者とする「行政事業レビュー推進チーム」において、予算要求段階から事業の実態を把握し、外部有識者の知見も活用しながら事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算要求及び予算執行に反映する取組である。

平成26年度においては、平成26年4月10日に「平成26年度法務省行政事業レビュー行動計画」を策定し、法務省の全事業を74事業に整理した上で、そのうちの2事業について、平成26年6月13日に公開プロセス（インターネット中継による外部有識者を交えた公開の場での検証）を実施し、そのほかの事業についても「法務省行政事業レビュー推進チーム」による点検を行い、それらの結果を平成27年度予算概算要求に反映した。

概算要求への反映額は、61億4千8百万円の削減となっている。

なお、公開プロセスの取りまとめ結果は、次のとおりである。

法務省行政事業レビュー（公開プロセス）取りまとめ結果

事業名	評価結果	取りまとめコメント
検察総合情報管理システムの運営	事業内容の一部改善	<ul style="list-style-type: none"> ・アプリケーション保守について、コスト削減に向けて、引き続き複数者応札となる工夫を行っていくべきである。 ・ハードウェアの仮想化や、メンテナンスしやすい新規システムの構築等の費用削減方策を検討すべきである。
外国人の出入国情報の管理	事業内容の一部改善	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト削減に向けて、一者応札の回避のための対策が必要であり、例えば応札に参加しない業者にヒアリングを行うなどの積極的な対応をとるべきである。 ・システムの安定稼働を踏まえ、運用支援に関する経費の削減に向けた取組を実施すべきである。 ・東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に訪日外国人が現在より倍増することが見込まれていることから、自動化ゲートの有効活用方策やインテリジェンス機能の強化を行っていくべきである。 ・全体的な見地で、出入国管理に係るシステム・業務の在るべき姿を見直した上で対処すべきである。

(2) 調達改善の取組について

調達改善の取組については、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）において、各府省庁がP D C Aサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組むこととされたことなどを受け、法務省においても、調達改善計画を策定し、同計画に沿った調達を推進している。

平成26年度においては、平成26年3月25日に「平成26年度法務省調達改善計画」を策定し、法務本省における情報システム及び庁舎維持管理に係る調達について重点的に改善に取り組むこととしているほか、随意契約及び一者応札となっている調達の改善、庁費類（汎用的な物品役務等）の調達の改善等を図ることを目標とし、その達成状況等について、平成26年11月19日に上半期における自己評価を実施した。なお、平成26年度終了後においても、自己評価を行うこととしている。

施設課

法務省組織令第13条、第17条 法務省組織規則第4条

1 重要施策の概要

施設課は、国民が安全に安心して暮らせる社会の実現のため、治安回復の基盤整備として、刑務所等刑事施設の高率収容及び機能不備の解消を中心に、以下の項目を重要施策とした。

(1) 高率収容及び機能不備の解消

近年の犯罪情勢を受けて、刑務所では収容人員が定員を上回る過剰収容状態が継続していたが、収容棟の増築やPFI手法を活用した刑務所の新設による収容能力の拡充等により、平成26年12月末日では、受刑者の収容定員約7万2,000人に対し、収容人員約5万4,000人と、一部の収容施設を除き過剰収容は解消し、犯罪傾向の進んでいない者の収容施設を中心に、収容人員が定員に近い高率収容状態も解消しつつある。

また、刑事施設においては、これまで過剰収容対策として、収容能力の拡充を進めてきたものの、拡充された収容能力に対応するために必要な炊場、浴場、運動場、処遇管理棟等の基本的な収容機能が不備な状態にあることに加え、教室、集会室及び単独室の不足等の問題が残されており、これらの解消を図るために、平成26年度は、広島刑務所ほか24庁の整備を進めている。

(2) 老朽・狭あい施設等の整備改善

法務省所管の施設の総数は930で、建物延べ面積は約562万平方メートルである。

そのうち老朽・狭あい・施設不備等による要整備庁は328庁（平成26年度工事実施庁を含む。）で、要建替面積は約75万平方メートルであり、他省庁と比較し施設整備の立ち後れが目立っている。

また、法務省が保有する公務員宿舎は、12,678戸であり、そのうち1,489戸が老朽宿舎である。

これらの庁舎等施設及び宿舎の整備・改善は、環境改善・事務能率の促進の上からも急務と考えられ、次の基本方針により鋭意整備を進めているところである。

ア 庁舎等施設の整備

法務省各組織の老朽・狭あい庁舎等の新営整備及び借上げ庁舎の解消

イ 公務員宿舎の整備

法務省における公務員宿舎の整備については、公務員宿舎施設費（国家公務員宿舎法第4条第1項）で整備するほか、法務省施設費（同法第4条第2項第2号）等により整備することとしている。

(3) 大都市圏の拘置所の整備

大阪等の大都市圏の拘置所では、経年による老朽化や施設配置・機能不備がもたらす保安事故の危険性の増大など、施設運営管理上危惧される問題を解消するため、その整備が急がれている。また、平成19年6月の「刑事収容施設及び被収

容者等の処遇に関する法律」の施行により、未決の被収容者は単独室に収容することが原則とされているところ、我が国の基幹の拘置所の一つとして重要な位置付けにある大阪拘置所は、単独室の大幅な不足により、同法に適合しない状況であることに加え、昭和37年度に完成した老朽化が著しい施設であることから、早急な整備が必要であり、平成21年度から全体改築を進めている。

(4) 官署施設の整備

近年、検察庁においては、犯罪の凶悪化、組織化、国際化等を原因とする事件の複雑困難化等に対応するため、検察の業務運営に必要な施設の整備を図る必要がある。

また、出入国管理を充実強化するための地方入国管理官署の整備や、経済取引の重要なインフラである登記業務を支えるための法務局及び地方法務局施設の整備などが必要である。

2 年間業務の概要

(1) 施設費予算に関する事項

平成26年度一般会計法務省施設費は、老朽化した法務省施設の建替えのほか防災設備の整備・改修のための経費等として、前年度当初予算額に比較し32億8,024万4千円減の192億4,651万円が認められた。また、東日本大震災からの復旧・復興対策経費である東日本大震災復興特別会計において、7億5,611万3千円が計上された。

その後、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策において、災害復旧・災害対応の強化にかかる経費として、一般会計第1次補正予算で89億8,596万1千円を計上した。

また、財政投融资特別会計においては、新営工事等として、83億6,138万円を計上した。

(2) 宿舍の整備に関する事項

法務省における老朽宿舍は、1,489戸に達しており、その整備が急がれているところであるが、財政当局と折衝した結果、平成26年度においては、111戸の宿舍設置が認められた。

ア 公務員宿舍施設費（国家公務員宿舍法第4条第1項） 0戸
(合同宿舍を除く。)

イ 法務省施設費（同法第4条第2項第2号） 111戸

(3) 工事契約等に関する事項

ア 入札・契約の適正化の促進、入札結果の迅速な公表等、透明性と公正性の確保に努めた。

イ 品質確保の促進等を図るため、総合評価落札方式は、施工体制について評価を行う施工体制確認型を行った。

また、調査基準価格に達しない入札に対しては品質確保ができないおそれが

あること、下請へのしわ寄せ等が考えられることから、低入札価格調査を強化し、一定基準値を下回った場合には、特に重点的な調査を行った。

(4) 工事の設計及び監督に関する事項

設計に当たっては、収容施設、官署施設とも機能性はもちろん、地域の活性化及び景観に貢献するように努めた。昨年に引き続き名寄法務総合庁舎の実施設計を行っているほか、佐渡法務総合庁舎、帯広少年院等の実施設計に着手した。また、昨年度に引き続き大阪拘置所第1期工事、旭川刑務所第2期工事、長野刑務所総合管理棟等の整備を行い、国際法務総合センター（仮称）の整備に着手した。

工事監督においては、矯正施設の技官等に工事監督を依頼し、当課職員が監督職員に対し指導・助言を行っている。

(5) 積算業務に関する事項

市場単価を採用し、透明性、客観性及び妥当性を高めた積算業務を実施した。

(6) 技術研究に関する事項

収容施設の整備に関する基本的性能とその水準及び具体的な技術事項について、資料や情報の収集・分析・検証を行い、施設整備の品質確保に努めた。

(7) 国際協力に関する事項

矯正建築における最新技術の情報共有及び技術協力を図ることを目的として、第3回アジア矯正建築実務者会議(A C C F A)がマレーシアで開催され出席した。

なお、同会議には、アジアの国と地域8か国とI C R C（赤十字国際委員会）が参加した。

3 平成26年度工事実施状況

(1) 一般会計による工事

ア 法務総合庁舎

山形法務総合庁舎ほか10庁の新営工事等を実施した。

(計5,177,709千円)

イ 検察庁

佐賀地方検察庁武雄支部ほか5庁の新営工事等を実施した。

(計853,373千円)

ウ 刑務所

広島刑務所ほか13庁の新営工事等を実施した。

(計6,405,846千円)

エ 拘置（支）所

大阪拘置所ほか10庁の新営工事等を実施した。

(計3,720,372千円)

オ 少年院

沖縄少年院ほか3庁の設計等を実施した。

(計1,064,556千円)

- カ 少年鑑別所
京都少年鑑別所の調査（耐震診断）を実施した。
（計16,200千円）
 - キ 矯正施設の職員宿舍整備
松江刑務所ほか2庁の新営工事等を実施した。
（計609,443千円）
 - ク 各所新営等
加古川刑務所ほか3庁の炊場等の新営工事を、また一般分として官署施設及び収容施設の各所新営工事をそれぞれ実施した。
（計4,045,727千円）
 - ケ 施設特別整備
法務省施設の特別修繕（屋根修繕等）及び耐震改修等の工事を実施した。
（計3,883,069千円）
- (2) 東日本大震災復興特別会計による工事
法務総合庁舎
水戸法務総合庁舎の新営工事を実施した。
（計756,113千円）
- (3) 財政投融资特別会計による工事
継続事案である国際法務総合センター（仮称）ほか1件の新営工事及び新規事案である福岡第2法務総合庁舎の設計業務を実施した。
（計8,361,380千円）

4 平成25年度法務省所管国有財産の概況

(1) 国有財産の現在額

法務省所管の国有財産の総額は、1兆3,332億5,829万円（平成26年3月31日現在）となっており、そのうち一般会計の行政財産は、1兆3,257億3,513万円（99.44%）、普通財産は75億2,316万円（0.56%）となっている。

ちなみに、これを国全体から見ると、その総額104兆8,131億円の約1.27%、行政財産23兆3,998億円の約5.67%を占めている。

（注） 国全体の国有財産の総額は、国有財産法第33条第2項の規定に基づき財務大臣が調製した平成25年度国有財産増減及び現在額総計算書による。法務省所管の国有財産の総額を組織別及び分類別に見ると別表のとおりである。

(2) 国有財産の増減額

平成25年度中の法務省所管の国有財産の総増加額は557億5,487万円、総減少額は634億1,650万円で、76億6,162万円の純減となっている。

別表

法務省所管組織別国有財産現在額

(平成26年3月31日現在)

組織別	土		地		立木竹		建		物		工作物		船舶		地上権等		計		
	数量 (㎡)	価 格 (千円)	数量 (延べ㎡)	価 格 (千円)	数量 (延べ㎡)	価 格 (千円)	数量 (延べ㎡)	価 格 (千円)	数量 (延べ㎡)	価 格 (千円)	数量 (延べ㎡)	価 格 (千円)	数量 (延べ㎡)	価 格 (千円)	数量 (延べ㎡)	価 格 (千円)	数量 (延べ㎡)	価 格 (千円)	割合 (%)
<行政財産>																			
法務本省	320,488	217,575,698	226,861	15,072,886	226,861	15,072,886	67,392	67,392	226,861	15,072,886	2,382,496	2,382,496	-	-	-	-	235,098,475	17.7	
検察庁	898,256	85,910,206	893,316	65,047,278	893,316	65,047,278	224,734	224,734	893,316	65,047,278	16,690,587	16,690,587	-	-	-	-	167,872,807	12.7	
法務局	752,461	68,605,307	865,896	58,653,520	865,896	58,653,520	312,284	312,284	865,896	58,653,520	13,701,961	13,701,961	-	-	-	-	141,273,073	10.6	
矯正官署	36,576,743	385,551,237	4,219,137	250,546,616	4,219,137	250,546,616	1,712,113	1,712,113	4,219,137	250,546,616	101,448,779	101,448,779	5	67,967	5	7	739,326,722	55.8	
更生保護官署	8,862	786,904	5,876	279,574	5,876	279,574	1,485	1,485	5,876	279,574	54,692	54,692	-	-	-	-	1,122,657	0.1	
入国管理局	187,845	10,821,682	156,631	21,245,571	156,631	21,245,571	95,792	95,792	156,631	21,245,571	6,139,006	6,139,006	-	-	-	-	38,302,053	2.9	
公安調査庁	5,705	2,674,909	2,636	62,426	2,636	62,426	497	497	2,636	62,426	1,508	1,508	-	-	-	-	2,739,342	0.2	
行政財産計	38,750,364	771,925,947	6,370,356	410,907,876	6,370,356	410,907,876	2,414,301	2,414,301	6,370,356	410,907,876	140,419,033	140,419,033	5	67,967	5	7	1,325,735,132	100.0	
<普通財産>																			
普通財産計	89,001	7,367,021	-	-	-	-	155,894	155,894	-	-	244	244	-	-	-	-	7,523,160		
法務省総計	38,839,365	779,292,969	6,370,356	410,907,876	6,370,356	410,907,876	2,570,195	2,570,195	6,370,356	410,907,876	140,419,277	140,419,277	5	67,967	5	7	1,333,258,293		

(注) 1 法務本省には、法務総合研究所を含む。

2 検察庁には、法務総合研究所支所を含む。

3 矯正官署には、矯正研修所を含む。

4 該当係数がない場合は「-」で表示している。数量及び金額の表示は、端数及び千円未満を切り捨てているので、合計とその内訳は必ずしも一致しない。

〔訟務部門〕

法務省組織令第3条、第11条～第13条、第18条～第21条、第23条

〈重要施策の概要〉

1 訟務事務処理体制の充実強化

訟務事件は、量的に依然として高い水準にあるばかりでなく、質的にも、ますます複雑・困難化し、大型化・集団化する傾向にある。そして、これらの訴訟の中には、その結果いかに国の政治、行政、経済等の各分野に重大な影響を及ぼすものが少なくない。平成15年7月16日に、裁判の迅速化に関する法律が公布・施行され、また、同日民事訴訟法の一部を改正する法律が公布され、平成16年4月1日から施行されたことなどに伴い、当事者の一方である訟務組織にもこれまで以上に迅速な裁判の実現が要請されていることから、訟務事件の適正・円滑な処理のため、本省、法務局及び地方法務局が一体となった組織的な訴訟活動の強化方策を推進している。また、平成17年4月1日から施行された改正行政事件訴訟法に適正に対応すべく、各種会議等の充実等、組織の充実と職員の能力向上に努め、さらに、各種事件関係打合せ会の開催やOA機器の充実、訟務部局間のネットワークの整備等情報技術の活用の促進を図るなど訟務事務処理体制の強化に努めている。

2 法律意見照会事件への適正かつ迅速な取組

国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人又は公法人が、現実に抱えている国の利害に関係のある争訟に関する事項又は争訟に至る可能性のある具体的事項について、行政機関等からの照会に応じて訟務組織が法律上の意見を述べることは、法律問題の適正な解決に資するものであり、行政と国民との間の紛争を未然に防止し、法律による行政の実現を支援し、紛争を適正に解決する役割を果たすものとして重要な意味を持つと認識している。

取り分け、今日においては、国の利害に関係のある争訟事案が増加するだけでなく、質的に一層複雑困難化してきている。そのため、行政機関等からの法律意見照会に的確に対応して予防司法の役割や、紛争を適正に解決する役割を果たすとともに、より積極的な活用を図るための体制の整備に努めている。

〈会同等〉

月 日	会 同 名	協 議 事 項
4.16～18	新任課付・管理官付・部付協議会	訟務事件処理上の問題点について
6.30・7.1	法務局訟務部付事務打合せ会 (前期)	訟務事務処理上の問題点について
11.20・21	法務局訟務部付事務打合せ会 (後期)	訟務事務処理上の問題点について
10.15・16	法務局訟務部長会同	訟務事務の管理体制について
10.15	法務局訟務部訟務管理官事務打合せ会	訟務事務処理体制について
10.6・7	法務局・地方法務局上席訟務官 事件研究会	訟務事件処理について

訟務企画課

法務省組織令第13条、第18条 法務省組織規則第5条

1 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第7条第1項の公法人を定める政令（昭和37年政令第393号）の改正

平成26年末における標記政令で定める公法人数は、45法人である。

2 訟務事務担当職員の養成

法務局・地方法務局の訟務事務担当職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、訟務事務の適正かつ円滑な処理を図ることにより、訟務事務処理体制の充実に資することを目的として、各種の会議、打合せ、実務訓練等を実施した。

3 訟務の概況の編集・発行

毎年の訟務事件の状況を紹介することを目的とし、訟務事件の概要、主な新受事件及び既済事件、係属事件等を内容として、毎年1回編集・発行している。

平成26年は、同25年における訟務事件の状況等を内容とした同26年版を発行した。

4 訟務月報の編集・発行

訟務事務担当職員の執務の参考のため、裁判例（判示事項・判決要旨・解説を含む。）等を内容として、毎月1回編集・発行している。

平成26年は、60巻1号から12号を発行した。

平成26年中に新たに提起された事件及び判決・決定等のあった事件のうち、注目されるものは、次のとおりである。

1 新たに提起された事件

(1) 第二次世界大戦戦没者合祀絶止等請求事件（東京靖国合祀5次訴訟）（東京地裁平成25年（ワ）第27808号）

本件は、第二次世界大戦中、日本人として徴兵ないし軍属として徴用された者の遺族であり、現大韓民国国籍を有するX₁（原告）らが、戦没者の靖国神社への合祀は、厚生省が政教分離原則（憲法20条3項、89条）に反し、戦没者の情報（名票）を靖国神社に提供するなどしたことが原因であり、上記合祀はY₁（国、被告）とY₂（靖国神社、被告）の共同不法行為であって、これらによりX₁らの名誉権、プライバシー権、姓名権等の人格権が侵害されたなどとして、Y₁に対し、慰謝料等の支払、靖国神社に対する情報提供の撤回、謝罪文の交付、謝罪広告の掲載、遺骨の所在場所の調査・引渡し及び戦死事実の報告を求めるものである。

(2) 安倍首相靖国神社参拝違憲確認等請求事件（東京地裁平成26年（ワ）第9825号）

本件は、X₁ら（宗教者、在韓韓国人その他、原告）273名が、安倍総理が平成25年12月26日に靖国神社に参拝した行為（本件参拝）は、政教分離原則（憲法20条1項、3項、89条）に反するとともに、信教の自由、宗教的人格権、平和的生存権等を侵害し、国際人権法等にも違反する違憲違法な行為であり、原告らは本件参拝により精神的苦痛を被ったとして、Y₁（国、被告）に対し、本件参拝の違憲確認及び慰謝料の支払を求めるものである。

なお、X₁らは、併せて、Y₂（安倍総理個人、被告）に対し、内閣総理大臣として靖国神社に参拝することの差止め及び慰謝料の支払を、Y₃（靖国神社、被告）に対し、安倍総理による内閣総理大臣としての参拝を受け入れることの差止め、本件参拝を受け入れたことの違憲確認及び慰謝料の支払を、それぞれ求めている。

(3) 元証券会社社員による無罪国家賠償請求事件（東京地裁平成26年（ワ）第12113号）

本件は、収入の一部を除外するなどした確定申告書を提出して所得税を免れたとして、所得税法違反の容疑で東京国税局により告発され、東京地検特捜部に在宅起訴されたものの、1、2審ともほ脱の故意が否定され無罪判決を受けたX（元証券会社マネージング・ディレクター、原告）が、東京国税局による告発及び報道機関へのリーク並びに検察官による起訴及び控訴提起により、従前のような給与収入を得る機会を失うとともに精神的苦痛を受けたとして、Y（国、被告）に対し、国賠法1条1項に基づき、5億円の損害賠償とその遅延損害金の支払を請

求するものである。

- (4) 経営破綻したA牧場の和牛預託商法で被害を受けたとする契約者らによる国家賠償請求事件（宇都宮地裁平成26年（ワ）第413号，同第588号）

本件は、経営破綻した（株）A牧場の和牛預託商法で被害を受けたとするX₁（原告）らが、Y（国，被告）に対し、特定商品等の預託等取引契約に関する法律に基づく業務停止等（報告の徴求，立入検査を含む。）の規制権限を行使しなかったことが違法であるとして、国賠法1条1項に基づき、損害賠償を求めるものである。

- (5) 仮設焼却システム操業停止仮処分申立事件（福島地裁郡山支部平成26年（ヨ）第14号）

本件は、環境省が福島県鮫川村に設置した福島第一原発の事故による放射性廃棄物の仮設焼却システムの敷地（本件土地）の共有者であるX（債権者）が、本件土地の賃貸借契約は共有者全員との間で締結されていないから無効であり、また、焼却施設は爆発事故を起こすなどその安全性に問題があるなどとして、Y（国，債務者）に対し、上記焼却システムの操業停止の仮処分を求めるものである。

- (6) 福島原発事故に伴う損害賠償請求事件（子ども被曝）（福島地裁平成26年（行ウ）第8号）

本件は、平成23年3月11日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、無用の被曝を事実上強要され、健康被害が生じるのではないかとの不安を抱くことを余儀なくされていると主張する子どもとその保護者であるX₁（原告）らが、Y₁（国，被告）及びY₂（福島県，被告）に対し、慰謝料の連帯支払を求めるとともに、福島県内に在住する子どもであるX₂（原告）らが、在籍する学校の設置主体であるY₂ほか5市1町に対し、1年間の追加実効線量が0.3ミリシーベルト未満となる地域で教育を受ける権利があることの確認を求めるものである。

2 判決・決定等があった事件

- (1) 戦後補償関係

ア 大坂空襲により被害を受けたとする者及びその遺族らによる損害賠償等請求上告・上告受理事件（最高裁平成25年（オ）第804号，同年（受）第976号，平成26年9月11日第一小法廷決定）

本件は、昭和20年3月13日に大阪市内に対して行われたアメリカ軍用機B29等による空襲以降、日本各地の住宅密集地に対して行われた空襲によって被災した者あるいは被災した者の親族であるX₁（原告・控訴人・上告人兼申立人）らが、Y（国，被告・被控訴人・被上告人兼相手方）がX₁ら空襲被害者を何ら救済せず放置したことは、憲法又は条理上の作為義務を根拠として認められる立法義務に違反するものであり、国賠法上の違法な公権力の行使（立法不作為）に当たるとして、Yに対し、民法723条及び国賠法4条に基づき、謝罪文を交付し、かつ、同謝罪文を官報に掲載することを求めるとともに、国賠法1

条1項に基づき、総額2億350万円の損害賠償を求めたものである。

1審判決（大阪地裁平成23年12月7日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求をいずれも棄却した。

①（憲法上の立法義務の存否）X₁らが主張する憲法前文、9条、13条、14条、17条、29条1項、同条3項、40条、98条2項及び99条の規定から、空襲による被害に対する補償を求めることができる憲法上の具体的権利を認めることは困難である。また、平等原則違反を根拠として、X₁らに対する救済を内容とする立法義務の存在を検討するに当たっては、戦争被害について戦後補償という形式で明確に補償を受けている者と、X₁らとの間に、立法行為の性質についての考慮を踏まえてもなお、国会の立法裁量に逸脱があるといわざるを得ないような、明らかに不合理な差異が認められることが必要である。(ア)Yとの間で特別な関係に立つ軍人、軍属を戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用対象としたことによって生じたX₁らとの差異が、明らかに不合理であるとまではいえない。(イ)同法の適用対象が拡大したことに伴い補償の対象となった者は、何らかの形で、個別具体的に、Yとの間で特別な関係に立つことになり、その関係によって被害を受けた者であると認められるから、そのような者に対して補償することによって生じたX₁らとの差異が、明らかに不合理であるとまではいえない。また、特に沖縄戦被害者については、沖縄戦が国内最大の地上戦であり、民間人の中には軍の要請又は指示によって直接的又は間接的に戦闘参加した例がみられるなどの特殊性があることも考慮すれば、沖縄戦被害者のうち一定の要件を満たした者について準軍属に当たると解して補償をすることによって生じたX₁らとの差異が、明らかに不合理であるとまではいえない。(ウ)原爆被爆者の場合は、原子爆弾が極めて多数の死傷者を生じさせたことや、放射線被害が相当長期的な影響を残すこととなったなどの特殊性が認められるから、立法による補償をすることによって生じたX₁らとの差異が、明らかに不合理であるとまではいえない。(エ)引揚者に対する在外財産の補償については、いわゆる在外財産問題に認められる特殊性も考慮すると、単に被害内容が生命身体に係るものであるか、財産侵害にとどまるものであるかという、損害の種類の観点のみからの比較は必ずしも相当ではなく、他に平等原則違反を認めるに足る証拠はない。②（条理上の作為義務が認められるか）憲法上の立法義務を根拠づける明確な規定を欠く場合に、条理により直ちに立法義務を認めることができる場合を想定することは困難である。また、X₁らがYの先行行為として主張する太平洋戦争の開始や防空体制の構築等は、戦時体制として、X₁らのみならず国民一般に対し及んでいたといえる上、国民に与えた影響も様々であった、このような事情を考慮すると、X₁らを救済すべき条理上の立法義務が認められるとはいえない。

2審判決（大阪高裁平成25年1月16日判決）は、要旨以下のとおり理由を付

加するほか1審の判断を引用し、X₁らの控訴を棄却した。

①（憲法上の立法義務）戦争損害は国民の等しく受忍しなければならなかったところ、戦後補償立法は、何ら合理性を有しない不当な差別的取扱いを定めた場合や、補償を受けられる者と受けられない者との間の差異が、著しく不合理な状態に至っていることが誰の目にも明らかで、憲法的秩序の維持という観点から放置し得ないにもかかわらず、国会が合理的期間内には是正措置を講じない極めて例外的な場合に、憲法14条違反になり得る。軍人軍属等と国との関係は、身分関係ないし使用者類似の関係という特別な関係であり、防空法等の法令に基づいて防火義務を国民一般が負担する関係は、一般的関係といわざるを得ないから、軍人軍属等を戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用対象としたこと等には、合理的根拠がある。また、軍人軍属等に対する年金・恩給等と一般の障害年金の給付額の差異は、上記の極めて例外的な場合に当たるとまでは認められない。②（先行行為に基づく立法義務）先行行為に基づく条理上の立法義務も、憲法上の立法義務もいずれも認められない。

最高裁判所は、X₁らの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

イ 旧日本軍が終戦時に遺棄した毒ガス兵器に起因して発生した事故により被害を受けたとする中国人らによる損害賠償等請求上告・上告受理事件（最高裁平成25年（オ）第1020号，同年（受）第1241号，平成26年10月28日第三小法廷決定）

本件は、旧日本軍が終戦時に遺棄した毒ガス兵器に起因して平成15年8月4日に中国黒竜江省チチハル市内で発生した事故により被害を受けたとする中国人及びその遺族X₁（原告・控訴人・上告人兼申立人）らが、同被害は、Y（国、被告・被控訴人・被上告人兼相手方）が遺棄した毒ガス兵器を回収しないで放置したことによるものであり、同放置行為は、Yの不作為による違法行為であるなどとして、Yに対し、国賠法1条1項等に基づき、総額14億3,440万円の損害賠償を求めたものである。

1審判決（東京地裁平成22年5月24日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求をいずれも棄却した。

①本件毒ガス兵器は旧日本軍関係者によって遺棄されたものであり、旧日本軍に属する公務員による違法な先行行為が行われた。②本件毒ガス兵器が人の生活圏内に存在して、毒ガスに接触するなどしたX₁らの生命・身体に危険をもたらしたのであるから、人の生命・身体という重要な法益に対する危険性があり、切迫した状態にあった。③Yの担当者においては、本件事故の発生までには、その内容物である毒ガス兵器が付近住民と接触することにより、付近住民の生命・身体に危害を及ぼすことを予見することは可能であった。④中国に遺棄された旧日本軍の毒ガス兵器は、中国本土に広範囲にわたって存在してい

たのみならず、地中に埋められるなどしていたため、本件毒ガス兵器が掘り出された現場（本件現場）を含め旧日本軍が駐留し、毒ガス兵器が遺棄された可能性のある地域全てを本件事故時までに調査することは極めて困難であったこと、チチハル市内の探索を他の地域よりも優先すべきであったとは認め難いことなどを考慮すると、Yに事故発生を未然に防止すべき作為義務があったと認めるのは困難であり、X₁らの請求には理由がない。

2審判決（東京高裁平成24年9月21日判決）は、要旨以下のとおり判示してX₁らの控訴を棄却した。

①チチハル市内には多数の軍事関連施設が存在しており、それら全ての付近のどこかに毒ガス兵器が遺棄されていることが予見されるというだけでは、本件事件との関係においてYの作為義務を判断する前提としての予見可能性としては十分とはいえない。文献等の記録及び旧日本軍関係者からの事情聴取によっても、本件第1現場を含むチチハル飛行場内の軍事関連施設（以下「本件軍事関連施設」という。）の跡地に本件毒ガス兵器が遺棄されているとの具体的な情報が得られたとは認められないから、これを前提にYが本件毒ガス兵器を回収して無害化処理をする義務を負っていたとするX₁らの主張は理由がない。②中国政府は日本政府に対して毒ガス兵器の具体的な遺棄場所に関わる情報を求めていたところ、上記①のとおり、Yにおいて、本件現場を含む本件軍事関連施設の跡地に本件毒ガス兵器が遺棄されている具体的な可能性が高いことを知ることができたとは認め難いから、Yに情報提供義務違反を認めることはできない。

最高裁判所は、X₁らの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

(2) 厚生労働行政関係

ア 石綿（アスベスト）により健康被害を受けたとする大阪府南部・泉南地域の石綿紡織工場等の元労働者、近隣住民及びその遺族らからの損害賠償請求上告事件（最高裁平成23年（受）第2455号（第1陣）、平成26年（受）第771号（第2陣）、平成26年10月9日第一小法廷判決）

本件は、大阪府南部・泉南地域の石綿紡織工場等の元労働者及びその遺族並びに周辺住民等であるX₁（一審原告）らが、石綿粉じんを吸入し健康被害を受けたのは、Y（国、一審被告）が、石綿粉じんの発生飛散と曝露を防止することが極めて重要な責務であったにもかかわらず、労働関連法規及び環境関連法規に基づく権限の行使を適切に行わなかったこと等により、石綿による健康被害を発生、拡大させたとして、Yに対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償を求めたものである。

第1陣の1審判決（大阪地裁平成22年5月19日判決）は、Yが石綿粉じんが発散する屋内作業場に局所排気装置の設置を義務付けなかったことは違法であ

るなどとして、Yに対する責任を認め、X₁らの請求を一部認容した。2審判決（大阪高裁平成23年8月25日判決）は、Yに規制権限不行使の違法はなかったとして、1審判決を取り消し、X₁らの請求を全て棄却する判決を言い渡した。

第2陣の1審判決（大阪地裁平成24年3月28日判決）は、Yが石綿粉じんが発散する屋内作業場に局所排気装置の設置を義務付けなかったことは違法であるなどとして、Yに対する責任を認め、X₂らの請求を一部認容した。2審判決（大阪高裁平成25年12月25日判決）もYの規制権限不行使の違法を認定し、X₂らの請求を一部認容した。

本各判決は、要旨以下のとおり判示して、第1陣のX₁らの一部につき原審判決を破棄の上高裁に差し戻し、第2陣のX₂らのうち1名分を除いてYの上告を棄却した。

昭和33年5月26日以降昭和46年4月28日まで、労働大臣が、旧労働基準法に基づく省令制定権限を行使して、罰則をもって石綿工場に局所排気装置を設置することを義務付けなかったことは、国賠法1条1項の適用上違法である。

基準濃度の設定、防じんマスクの着用及び特別教育の実施の義務付けをしなかったことは、著しく合理性を欠くとまでは認められず違法ではない。

なお、高裁差戻審（大阪高裁平成26年（ネ）第2816号）については、平成26年12月26日、和解が成立した。

イ 石綿（アスベスト）により健康被害を受けたとする兵庫県尼崎市の石綿工場の周辺住民等の遺族らからの損害賠償請求控訴事件（大阪高裁平成24年（ネ）第2695号、平成26年3月6日判決）

本件は、兵庫県尼崎市の石綿工場の周辺住民等（2名）の遺族であるX₁（原告・控訴人）ら4名が、石綿粉じん曝露により当該住民等が中皮腫に罹患し、死亡したのは、Y（国、被告・被控訴人）が環境関連法規等に基づく規制権限を適切に行使しなかったからであるとして、Yに対し、国賠法1条1項に基づき、総額約8,000万円の損害賠償を求めたものである。

1審判決（神戸地裁平成24年8月7日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

①石綿工場から約200メートルの地点にある機械工場に勤務していたX₁について、昭和50年までに石綿工場から飛散した石綿粉じんに曝露したことによって、中皮腫に罹患して死亡したとの因果関係は認められるが、石綿工場から約1,100メートルや約1,400メートルの地点に居住していたX₂について、石綿工場から飛散した石綿粉じんに曝露したことによって中皮腫に罹患したとの因果関係は認められない。②昭和50年の時点においても、石綿工場等の周辺住民の中皮腫発症リスクが高いとの医学的知見は成立していなかったから、X₁が石綿粉じん曝露により中皮腫に罹患したことについて、Yが、昭和50年までに、これを防止するための立法を行わなかったこと又は省令制定権限等を行使しな

かったことをもって、国賠法1条1項の適用上違法であるということではできない。

本判決も、1審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却した（上告受理申立て）。

ウ 救済法の対象外の血液製剤の投与によってC型肝炎に罹患したとする者らからの損害賠償並びに給付金受給資格確認請求控訴事件（福岡高裁平成25年（行コ）第55号，平成26年6月20日判決）

本件は、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（以下「C肝特措法」という。）の対象外の血液製剤の投与によってC型肝炎に罹患したとする患者（亡A）の相続人であるX₁（原告・控訴人）らが、亡Aにも同法が直接ないし類推適用されるべきであり、厚生労働大臣が同法による救済の対象としなかったことは違法であるなどとして、Y（国，被告・被控訴人）に対し、X₁らがC肝特措法に基づく給付金を受給する地位を有することの確認を求めるとともに、国賠法1条1項に基づき200万円の損害賠償を求めたものである。

1審判決（大分地裁平成25年11月21日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求をいずれも棄却した。

①亡AはC肝特措法2条1項、2項が規定する特定2製剤には該当しない血液製剤の投与によってC型肝炎ウイルスに感染したものであり、条文の文言に該当しないことが明らかであるから、亡A及びX₁らに同法を直接適用することはできない。また、C肝特措法の前文に示された同法の趣旨及びその趣旨を受けたC肝特措法の条文並びに同法の審議過程によれば、同法の救済の範囲は、法律上明確に規定されている「特定C型肝炎ウイルス感染者」（同法2条3項）の救済という範囲に限定されると解されるから、同法を類推適用できない。②Yが同法の解釈・運用を誤った違法はない。

本判決も、1審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却した（上告・上告受理申立て）。

エ 建設作業に従事し石綿（アスベスト）により健康被害を受けたとする者らからの損害賠償請求事件（福岡地裁平成23年（ワ）第4275号，平成24年（ワ）第4492号，平成25年（ワ）第1433号，平成26年11月7日判決）

本件は、建設作業に従事し、石綿含有建材の切断等から生じる石綿粉じんに曝露したことにより、重篤な石綿関連疾患に罹患したと主張するX₁（原告）らが、上記健康被害を被ったのは、Y（国，被告）が労働関係法令等に基づく規制権限を適切に行使しなかったからであるとして、Yに対し、健康被害又は死亡による損害賠償を求めた事案である。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を一部認容した。

①Yは、昭和50年10月1日の特定化学物質等障害予防規則（以下「特化則」という。）改正時において、事業者に対して、屋内の建築作業現場で建築作業

に従事する労働者に防じんマスクを使用させることを罰則をもって義務付けるとともに、石綿含有建材及び建築作業現場における警告表示として、石綿関連疾患の具体的な内容、症状等及び防じんマスクを着用する必要がある旨の記載をそれぞれ義務付けるべきであり、平成7年の特化則改正の前日（平成7年3月31日）までの間、上記権限を行使しなかったことは、国賠法1条1項の適用上違法である。

②労働基準法が適用される労働者以外の建築作業従事者との関係においては、上記規制権限不行使が違法であるとは認められない。

③基準となる慰謝料額は、労災保険給付等の受領を考慮する。また、国の責任期間内に労働者として石綿粉じん曝露作業に従事した期間が短期間の者については、1割から7割の範囲で基準となる慰謝料額を減額し、肺がんを発症した被災者のうち喫煙歴がある者については、慰謝料額を1割減額する。その上で、Yが負うべき損害賠償義務は、損害の公平な分担の見地から、その損害の3分の1を限度とする（双方控訴）。

(3) 矯正関係

ア 死刑確定者が弁護士と再審請求の打合せを行うための面会に拘置所職員の立会いを付した措置に係る損害賠償請求控訴事件（名古屋高裁平成25年（ネ）第253号，平成26年3月13日判決）

本件は、名古屋拘置所に収容されているX₁（死刑確定者，原告・控訴人）及びその弁護士であったX₂（原告・控訴人）らが、①刑事訴訟における死刑判決に対する控訴取下げの効力を争うための面会につき、名古屋拘置所長が職員との立会いのない面会を認めなかったこと、②同拘置所長の上記①の判断の違法性を主張する民事訴訟の準備のための面会につき、同拘置所長が職員との立会いのない面会を認めなかったことは、それぞれ、裁量権を逸脱・濫用した違法があると主張して、Y（国，被告・被控訴人）に対し、国賠法1条1項に基づき損害賠償を求めた事案である。

1審判決（名古屋地裁平成25年2月19日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を一部認容した。

①本件における控訴取下げは有効であり、X₁に刑訴法39条1項は適用されないから、原告間の秘密交通権が保障され、刑事収容施設法121条の適用が排除されるとは解されない。一方で、上訴取下げの効力を争う死刑確定者は、その趣旨に反しない限度において、弁護士と立会人なくして面会する法的利益を有し、弁護士も死刑確定者と立会人なくして面会する固有の法的利益を有する。

②本件弁護士面会においては、上訴取下げの効力を争う死刑確定者の弁護士選任権の重要性に鑑みて、職員との立会いの省略を適当とする事情があったものと認められる。そして、各本件弁護士面会の時点で、X₁の心情を把握する一般的な必要性があったものの、各面会后にX₃が心情の安定を欠く状態になっ

たなどの事情は認められず、無立会面会が相当でないとして、職員の立会いを付した名古屋拘置所長の判断は、裁量権を逸脱濫用したものであり、国賠法1条1項の違法がある。同様に、本件訴訟代理人面会についても、4回目の面会を除き、職員の立会いの省略を適当とする事情があり、無立会を相当でないとして職員の立会いを付した名古屋拘置所長の判断は、裁量権を逸脱濫用したものであり、同項の違法がある。

本判決は、最高裁判所平成25年12月10日判決（以下「最高裁平成25年判決」という。）を引用した上で、本件弁護士面会及び本件訴訟代理人面会（4回目を除く）においては、最高裁平成25年判決が判示する「特段の事情」は認められず、上記各面会に職員の立会いを付した拘置所長の措置は、裁量権の範囲を逸脱・濫用するものとして国賠法1条1項の適用上違法であるとしたほかは、おおむね原審の判断を維持（相手方上告・上告受理申立て。なお、相手方1名については、平成26年5月21日、上告却下・上告受理申立て却下決定がされている。）。

イ 死刑確定者が弁護士と再審請求の打合せを行うための面会に拘置所職員の立会いを付した措置に係る損害賠償請求控訴事件（東京高裁平成25年（ネ）第7257号，平成26年9月10日判決）

本件は、東京拘置所に収容されているX₁（死刑確定者，原告・控訴人）と、弁護士であるX₂（原告・控訴人）らとの再審請求及び本件訴訟の準備のための面会（以下「本件各面会」という。）について、同所職員の立会いを付し、かつ面会時間を30分に制限した東京拘置所長の措置が違憲，違法であり，又は裁量権の逸脱ないし濫用があり違法であるとして，Y（国，被告・被控訴人）に対し，国賠法1条1項に基づき，損害賠償を求めたものである。

第1審判決（さいたま地裁平成25年11月27日判決）は，要旨以下のとおり判示して，X₁らの請求を棄却した。

秘密接見交通権侵害の有無について，再審請求に際して弁護人を選任した場合に，刑訴法39条1項が適用ないし準用される根拠はなく，また，憲法32条及び34条からも秘密接見交通権は保障されない。自由権規約及び拷問禁止条約についても同様である。

再審請求や刑事施設において受けた処遇に関する損害賠償請求である本件訴訟の準備のための弁護人ないし代理人たる弁護人との面会であったと認められる場合については，刑事収容施設法121条が定める立会いをさせないことを適当とする事情があったというべきである。一方で，同条における立会いを付さないことを相当と認めるときの東京拘置所長の判断につき，X₁は，死刑判決の確定直後には精神状態の悪化がうかがわれ，その後も心情は不安定となる場面が見受けられるなど心情把握の必要があったことから，死刑確定者を刑の執行まで確実に拘束しておくという職責を有する同所長において，職員の立会い

を付すとした判断に裁量権の逸脱ないし濫用はない。また、面会時間を30分に制限した同所長の判断も、被収容者間の面会時間の確保等を考慮すれば、同じく裁量権の逸脱ないし濫用はない。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を一部認容した。

心情の安定という点は個々人の内心の問題であり、死刑確定者の秘密面会の利益を制約する理由とすべきではないことを考慮すると、再審請求に向けた打合せのための面会において、死刑確定者が弁護人との秘密面会を求める意向を有している場合には、これを踏まえ、その心情の安定を把握する必要性が高いと認められるか否かを検討するまでもなく、直ちに秘密面会を許すべきであるところ、X₁は本件各面会の当初の時点から一貫して、再審請求の準備のために秘密面会を求める意向を有していたと認められるから、面会の目的が再審請求の準備と認められる31回の各面会について、職員を立ち会わせた東京拘置所長の措置は、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであり違法である。

他方、最高裁平成25年判決は、死刑確定者及び再審請求弁護人について、時間制限のない秘密面会の利益を認めたものとは解されない上、東京拘置所の状況を鑑みれば、本件各面会の面会時間を30分に制限した措置は違法ではない(相手方上告・上告受理申立て。なお、相手方1名については、平成26年10月24日、上告・上告受理申立ての取下げがされている。)

ウ 接見室内で撮影した写真の消去に応じないことを理由に接見を強制的に終了されたとする弁護人からの損害賠償請求事件（東京地裁平成24年（ワ）第28903号，平成26年11月7日判決）

本件は、東京拘置所に収容中の被告人Aの国選弁護人であるX（原告）が、Aと接見した際、Aの様子をX持参のカメラを使い撮影したことに対し、接見室内での写真撮影・録画を制約する法令上の根拠は存在しないにもかかわらず、撮影した写真の消去にXが応じないことを理由に、同所職員が接見を強制的に終了させ、その後予定していたAの様子撮影・録画、刑事事件の打合せ等を不可能にしたことは、刑訴法39条1項等により保障されている接見交通権を侵害するものであり、Xの弁護活動に多大な支障を生じ精神的苦痛を被ったなどとして、Y（国、被告）に対し、国賠法1条1項に基づき、1,000万円の損害賠償を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を一部認容した。

接見交通権は、弁護人等から援助を受ける機会を確保するという未決拘禁者との意思疎通を確保するために認められたものであるから、将来の公判等において使用する予定の証拠を保全する目的で行われた本件写真撮影行為は、接見交通権に含まれるとはいえず、東京拘置所が本件撮影行為自体を禁止することはできる。

本件撮影行為を理由に接見を中断、終了させた行為の違法性について、Xは、

東京拘置所の許可を得ることなく本件カメラを面会室内に持ち込んだ上本件撮影行為に及んでおり、東京拘置所において定められた遵守事項に違反する行為をしてはいるものの、当該行為によって逃亡のおそれや罪証隠滅のおそれ等が生ずる相当の蓋然性があるとは認められない。本件撮影行為を理由に未決拘禁者との面会を一時停止又は面会を終了させることはできず、本件措置は、刑事収容施設法117条が準用する113条1項に反した違法がある。

刑事収用施設法の定める手続に違反して接見を終了させた行為の違法性について、「面会の一時停止」とは面会を一時的に中断して面会当事者が自由に面会を再開できない状態にする措置をいう。本件においては、同所職員が面会を一時的に中断したにすぎないことから面会の一時停止措置が執られたとは認められず、面会の一時停止措置を執ることなく面会を終了させた本件面会終了措置は、刑事収容施設法113条2項に反しており違法である。また、面会の終了は、面会の一時停止以上に接見交通権等を制約する不利益な処分であるため、慎重な判断を要求する趣旨で刑事施設の長が面会の終了前に判断するものとしていくところ、刑事施設の長が事前判断を行う前に一時停止措置よりも不利益な終了措置を執ることは、接見交通権に対する配慮とは認められず、刑事収容施設法113条2項に反しており違法である（双方控訴）。

(4) 検察関係

ア 強制わいせつ無罪国家賠償請求上告受理事件（最高裁平成24年（受）第133号，平成26年3月6日第一小法廷判決）

本件は、強制わいせつ致傷事件の被疑者として逮捕、勾留、起訴されたものの無罪判決が確定したX（原告・控訴人・被告人）が、検察官が、必要な裏付捜査を行わず証拠の評価を誤り、漫然と公訴を提起したことは、違法な公権力の行使に当たるとして、国賠法1条1項に基づき、Y（国、被告・被控訴人・上告人）に対し、逸失利益及び慰謝料等の損害賠償を求めたものである。

第1審判決（大阪地裁平成22年10月8日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

①被害者の供述のうち、犯人の特徴については、顔の特徴など具体性を欠く部分もあるが、体型や服装、髪の特徴については一応具体的に供述しており、これらの特徴はXの特徴と整合するものであるから、被害者の犯人識別供述を信用できると評価した検察官の判断が不合理であったとはいえない。②目撃者には、虚偽の供述をする動機も見当たらない上、事件と極めて近接した時間及び場所で男を目撃しており、その服装も下半身裸という特異なものであったことなどからすれば、目撃者が目撃した男が犯人であると推認することは合理的であり、検察官が、目撃者の供述の信用性を前提とした上、男がX方の駐車場に逃げ込んだという供述内容に照らし、Xは犯人であることを根拠づける有力な間接事実になると評価をしたことは、不合理であったとはいえない。

第2審判決（大阪高裁平成23年10月26日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を一部認容した。

①被害者の供述は、Xが犯人であることは否定できないという抽象的な可能性があったにすぎず、被害者の観察条件が良好ではないことや、写真面割りの際において既に記憶の変容がされ、また、単独実面割りの際に暗示、誘導の作用が生じた可能性もあることを考慮すれば、写真面割り等には多々問題点があり、被害者の供述によってXを犯人とする合理的、客観的理由はなかった。②犯人が駐車場に走り込んだ際、ライトが点灯しなかったとすれば、Xと犯人とを結び付ける証拠資料として、検察官の推論の合理性を肯定するものといえるが、犯人が駐車場に走り込んだ際、ライトが点灯しなかったとする証拠は、目撃者の供述以外にはなく、その供述が得られた経緯、内容等に照らし、にわかには信用し難く、当該供述を裏付ける客観的証拠に欠ける。③犯人の一連の行動は、その視力が0.08であれば、通常、理解し難いとの推測は容易に成り立つものであり、Xを犯人であると判断したことについて、その合理性に疑問がある。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、原判決中Y敗訴部分を破棄し、その部分のXの控訴を棄却した。

①犯人の人相等に関する被害者の供述は、犯行当時の観察条件等が良好ではなく、写真面割り等の際に記憶の変容等が生じた可能性は否定できないが、供述状況等に照らせば、Xを犯人とする被害者の供述に信用性が認められるとした検察官の判断が、合理性を欠くということは困難である。②ライトに関する目撃者の供述は、本件犯行から24日後にされたものではあるが、捜査の当初にライトの点滅が問題点ではなかったことなどから同供述が捜査当初にされていないことは不自然ではなく、目撃者は複数回の事情聴取により記憶を喚起する機会を得ていたことなどから記憶の変容は考え難く、同供述に信用性は認められ、ライトが点灯しなかった事実はXが犯人であることの有力な根拠とした検察官の判断は、相応の合理性を有する。③被害者及び目撃者の供述がXが犯人であることを推認させるものであることを考慮すれば、Xの視力が0.08であってもXの犯人性は否定されないとした検察官の判断が、合理性を欠くものということはできない。

イ 虚偽有印公文書作成等の容疑で大阪地検特捜部に逮捕・勾留・起訴された後、無罪判決が確定した者による損害賠償請求上告・上告受理事件（厚労省元局長無罪国賠訴訟）（最高裁平成25年（オ）第1271号、平成25年（受）第1552号、平成26年3月25日第三小法廷決定）

本件は、虚偽有印公文書作成等の事実で大阪地検特捜部に逮捕・勾留・起訴されたものの無罪判決が確定したX（原告・控訴人・上告人兼申立人、逮捕当時は厚労省雇用均等・児童家庭局長）が、大阪地検職員が同刑事事件における関係者の供述内容を報道機関に「リーク」してXの名誉を毀損したとして、Y

(国、被告・被控訴人・被上告人兼相手方)に対し、国賠法1条1項に基づき、330万円の損害賠償を求めたものである(Xに対する逮捕、勾留、起訴等の違法に係る請求については、平成23年10月に国が請求を認諾し、損害賠償金約3,777万円を支払済み)。

1審判決(東京地裁平成24年12月21日判決)は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

①大阪地検職員以外にも本件検察官調書の内容を知り得た者の存在を否定できないことからすれば、本件検察官調書の内容を同地検職員が把握しているという事実及び本件検察官調書の記載と本件記事の記載に類似している箇所が存在しているという事実等から、直ちに同地検職員が報道機関に対して、関係者の供述内容についての情報提供をしたという事実を認めることはできない。②仮に、同地検職員が報道機関に対して上記情報提供をしたという事実が認められたとしても、同情報提供行為は、同地検のXに対する捜査、逮捕勾留、起訴という一連の行為と密接に関連しているものといえ、同情報提供行為によって生じた損害については、同地検のXに対する捜査、逮捕勾留、起訴等によって生じたとされる精神的損害に包括評価することが可能である。そして、同精神的損害については、YはXに対して既に全額を支払済みであることから、XのYに対する損害賠償債権は残存していない。

2審判決(東京高裁平成25年4月10日判決)は、要旨以下のとおり理由を付加するほか1審の判断を維持し、Xの控訴を棄却した。

①本件記事の内容と本件検察官調書の内容とに符合する部分があるからといって、大阪地検職員による組織的な情報漏洩や意図的な情報操作があったとは認定することはできない。②本件記事が摘示する事実は、Xが同刑事事件に関与したことを裏付ける事実であり、同事実は、逮捕・勾留、起訴及び公判の各段階において、盛んに新聞報道されたことから、Xの社会的評価の低下は、Xの逮捕・勾留、起訴及び公判の各段階における新聞報道による社会的評価の低下に包摂されていると評価するのが相当である。そして、違法な逮捕・勾留、起訴及び公判による損害については、Xが請求を認諾し、その支払も済んでいるのであるから、本件記事による社会的評価の低下についての精神的損害についても、Yとの関係では、損害の填補がされたとみるべきである。

最高裁判所は、Xの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

ウ 刑事事件において非公開決定がされた住所等を犯罪の加害者に開示されたとする者による損害賠償請求事件(東京地裁平成25年(ワ)第22855号、平成26年3月19日和解)

本件は、強制わいせつ被告事件の被害者であるX₁(原告)及び同人と同居する夫であるX₂(原告)が、同事件において、被害者特定事項の非公開決定

がなされていたにもかかわらず、横浜地検川崎支部の検察官が捜査報告書に記載されたX₁の住所等をマスキングしないまま当該犯罪の加害者の弁護士に開示したことによって、当該犯罪の加害者にX₁の住所等を知られ、そのために転居を余儀なくされたなどと主張し、Y（国、被告）に対し、国賠法1条1項に基づき、転居費用及び慰謝料等として、合計約530万円の損害賠償を求めたものである。

本件は、X₁らとYとの間で和解が成立した。

(5) その他

ア 海上自衛官が自殺したのは国が指導監督義務を怠ったためとする遺族らからの損害賠償請求控訴事件（護衛艦たちかぜ訴訟）（東京高裁平成23年（ネ）第3738号，平成26年4月23日判決）

本件は、海上自衛官として護衛艦たちかぜ（以下「たちかぜ」という。）に勤務していた亡Aが自殺したことにつき、遺族であるX₁（原告・控訴人）らが、自殺の原因はY₁（同隊の先輩隊員、被告・被控訴人）の暴行などに起因し、Y₂（国、被告・被控訴人）はY₁に対する指導監督の義務を怠ったなどとして、Y₂に対し、国賠法1条1項等に基づき、損害賠償を求めるとともに、2審において、Y₂がAの自殺に関係する調査資料を組織的に隠蔽した上、同資料に記載されていた事実関係を積極的に争う不当な応訴態度を取ったため、精神的苦痛を被ったとして、Y₂に対し、慰謝料の支払請求を追加したものである。

1審判決（横浜地裁平成23年1月26日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を一部認容した。

①（国賠法1条1項に基づく責任の有無について）Y₁のAに対する暴行のうち、業務上の指導と称して行われたものにつき、国賠法1条1項の責任を負う。②（上司職員による指導監督義務違反による責任について）上司職員らは、Y₁がAらに対しエアガンなどによる暴行などを行っていたことを知っていたのであるから、同人に直接指導・教育したり、上司に報告して指示を仰ぐなどすべきであったにもかかわらず、何らの措置も講じず、これを放置した点において、Y₁に対する指導監督義務違反があった。③（因果関係について）Aの自殺の原因は、同人の経済的な窮迫という事情に加え、Y₁から暴行、恐喝を受けたこと、これが今後も続く予想されたことにあったと認めるのが相当であるから、Y₁の不法行為及び上司らがY₁の指導監督義務を怠り、Y₁の暴行などを止めることができなかったこととAの自殺との間には事実因果関係が認められる。しかし、Y₁において、本件暴行などにより、Aが自殺することまで予見可能であったとは認められず、また、Y₁に対する指導監督義務違反があったと認められる上司らについても、Aの自殺について予見可能性があったとは認められないから、上司らの指導監督義務違反とAの死亡によって発生した損害との間に相当因果関係があるとは認められない。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、1審判決を変更しX₁らの請求を一部認容（1審判決よりも認容額を増額）し、控訴審で追加されたX₁らの請求についても一部認容した。

①及び②については原審の判断を維持。③（因果関係について）上司職員において、被害の実態等の調査をしていれば、自殺を予見することは可能であり、上司職員の指導監督義務違反と自殺との間に相当因果関係が認められる。（以下④及び⑤は2審において追加）④（重要な証拠の隠匿について）一般事故調査委員会が実施したたちかぜ乗員に対するアンケートや当時のたちかぜ乗員から事情聴取を行った際に作成されたメモは行政文書に当たり、これを保管しながら、X₁らからの行政文書開示請求に対し、開示対象文書の特定の手続において、これを特定せず隠匿した行為は違法である。⑤（不当な応訴態度について）当時の乗員の証人尋問において、隠匿したメモの記載に反する内容の反対尋問を行ったと認められず、また、それに反する証言をしたとまでは認められない。その他、Y₂において、その主張が事実的、法律的根拠を欠くことを知りながら、又は容易にそのことを知り得たのにあえてそれを行ったなど、違法な主張立証その他の訴訟活動をしたとは認められない（確定）。

イ 公安テロ情報流出被害国家賠償請求事件（東京地裁平成23年（ワ）第15750号,第32072号,平成24年（ワ）第3266号,平成26年1月15日判決）

本件は、イスラム教徒であるX₁（原告）らが、警察庁及び警視庁は、テロ対策を名目に日本在住のX₁らイスラム教徒の個人情報を網羅的・機械的に収集し、収集したX₁らの個人情報を正当な理由なく保管・管理したばかりか、これらの個人情報をインターネット上に流出させ、さらに、流出後に適切な損害拡大防止措置も執らずに漫然とこれを放置するなどの不法行為を行い、また、国家公安委員会は、これらの不法行為につき監督・是正する義務を負っていたにもかかわらず、その義務を怠ったことにより、警察庁及び警視庁との間で共同不法行為責任を負うなどと主張して、Y₁（国,被告）及びY₂（東京都,被告）に対し、国賠法1条1項に基づき、総額1億8,700万円の損害賠償の支払を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らのY₁に対する請求をいずれも棄却した。

本件の情報収集活動は国際テロ防止のために必要やむを得ない措置であり、憲法20条やこれを受けた宗教法人法84条、憲法14条1項、13条に違反するものではない。

東京都は本件データ流出について責任は免れないが、警察庁の警察情報システムに係る監査を行う監査責任者が恒常的に監査を怠っていたとか、監査によって不十分な点を発見したのにその指摘を怠ったというような事情は認めることはできないから、国には本件流出事件発生責任はない。

警視庁及び警察庁は、本件流出事件の発生後、原告らの個人情報を含め流出したデータを全面的には削除することができなかったものの、尽くすべき義務は尽くしたと認められるから、この点についての責任はない（控訴）。

ウ 初度費請求事件（東京地裁平成22年（ワ）第1249号，平成26年2月28日判決）

国との間で戦闘ヘリコプター「アパッチロングボウ」（以下「本件機種」という。）の製造請負契約を締結したX（原告）が、本件機種の製造に必要な初度費（汎用性のない設計費，専用治工具費，技術提携費等で，主として製造の初期段階で投資される費用）について，調達予定機数全ての調達が終了するまでに全額の支払を受けることを前提に，具体的な発注ごとの分割支払を国との間で合意したところ，国が調達予定機数の一部を発注したのみで本件機種の調達を中止したことから，初度費未払分の支払期限が到来したとして，Y（国，被告）に対し，未払分とこれに係る総利益の合計約351億2,394万円の支払を求めたものである。

本判決は，要旨以下のとおり判示して，Xの請求を棄却した。

①初度費負担額について，予定価格訓令は，飽くまで個別契約の予定価格の算定に必要な基本となる事項を規定するものであって，個別の契約における価格算定事務を離れた事項を拘束するものではないこと，被告が初度費全額をいかなる場合にも負担することになる旨を対外的に説明したことはないこと，国会の議決を経た国庫債務負担行為による裏付けもなく，契約書も作成されていないなどといった法定手続違背を前提とした初度費負担合意をするとの取扱いが慣習として確立していたことを示す証拠はないことから，被告が初度費全額を支払うという商慣習ないし事実たる慣習が現に存在するとは認められない。また，初度費負担合意の成立を認定し得る具体的事実関係はないから，初度費負担合意の成立を認めることはできない。

②不法行為責任の有無について，原告が初度費負担のリスクがないと確実に期待するに足りるだけの行動を被告が取ったものとは認められず，被告が機種の調達を中止するに至ったのは原告側の事情に基づくものであるといえるから，原告が初度費残額の支払を得られなかったからといって，法的保護に値する利益が侵害されたものとは認められない（控訴）。

エ 米海軍基地で石綿取扱作業に従事したことにより健康被害を受けたとする者からの損害賠償請求事件（横浜地裁横須賀支部平成24年（ワ）第435号，平成26年3月17日和解）

本件は，米海軍横須賀基地で就労し石綿取扱作業に従事し石綿を含む粉じんを吸引したことで，じん肺又は悪性胸膜中皮腫に罹患した患者であるX（原告）が，日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定によ

て、雇用者となるY（国、被告）に対し、上記疾病に罹患したのは、Yが雇用者としての粉じん予防対策等の安全配慮義務を怠ったためであるとして、総額1,400万円の損害賠償を求めたものである。

本件は、XとYとの間での和解が成立した。

オ 裁判員を務めたことにより急性ストレス障害になったとする者による損害賠償請求事件（元裁判員ストレス障害国賠訴訟）（福島地裁平成25年（ワ）第117号，平成26年9月30日判決）

本件は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）により出頭を強制され、凄惨な内容を含む証拠を取り調べ、死刑判決に関与せざるを得なくなったことにより急性ストレス障害を発症したとするX（原告）が、憲法18条後段等に違反する裁判員法を立法した国会議員の行為及び平成23年11月16日大法廷判決（以下「最高裁平成23年判決」という。）において同法を合憲とした最高裁裁判官の判断がそれぞれ違法であると主張して、国賠法1条1項に基づき損害賠償を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

司法の国民的基盤の強化のために裁判員制度を実現する必要性があり、裁判員法の定める負担軽減措置等により国民の負担が合理的な範囲にとどまっていることからすれば、裁判員制度は、憲法18条後段、22条1項及び13条のいずれにも違反しないから、国会議員の立法行為に国賠法1条1項にいう違法はない。

裁判員法に憲法の上記各条項に違反する点は認められない上、最高裁平成23年判決は、上告趣意に含まれていない事項について判示したとはいえ、最高裁裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使したものと認め得るような特別の事情の証明はないから、最高裁裁判官の行為に国賠法1条1項にいう違法はない（控訴）。

カ 国との間で締結した分収育林契約によって損害を被ったとする契約者らによる損害賠償請求事件（緑のオーナー訴訟）（大阪地裁平成21年（ワ）第8030号，第13457号，平成22年（ワ）第2704号，第9860号，第16617号，平成26年10月9日判決）

本件は、昭和59年から平成11年までの間にY（国、被告）との間で分収育林契約（生育途上の国有林の樹木の共有持分を国から購入し、契約期間満了時に当該樹木を販売して、その代金を持分に応じて国と分配する契約）を締結したX₁（原告）らが、Yの違法な勧誘によって同契約を締結し、払込額相当の損害を被ったとして、主位的に国賠法1条1項に基づき、予備的に不法行為又は債務不履行に基づき、損害賠償を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を一部認容した。

分収育林制度の性質上、材積の増大、木材価格の動向及びそれに伴う分収金額の変動について格別の専門的知識を有しない契約者らと、林野行政を担うY

との間には情報格差があり、契約者らは、Yを信頼して分収育林契約を締結するのであるから、Yは、分収育林契約の申込みの勧誘を行うに当たり、分収育林契約の内容等について、分収金の総額が払込額を下回ることはないとの誤解が生じ得るような場合には、このような誤解に基づいて契約を締結させることのないよう、契約者らに理解させるために必要な方法及び程度により説明すべき信義則上の義務を負う。

Yは、元本を保証しない旨の記載のないパンフレットが使用されていた平成5年前期以前に分収育林契約を締結したX1ら（同年後期以降に追加で同契約を締結した者を含む。ただし、除斥期間の経過又は消滅時効が完成した者を除く。）及び上記パンフレットを受領して同年8月に同契約を締結した者に対し、元本割れの可能性がないとの誤解に陥らないように、又はその誤解を取り除くような説明をしなかったことについて説明義務違反があり、国賠法1条1項に基づく損害賠償責任を負う（双方控訴）。

行政訟務課

法務省組織令第13条、第20条

平成26年中に新たに提起された事件及び判決・決定等のあった事件のうち、注目されるものは、次のとおりである。

1 新たに提起された事件

(1) 情報公開・個人情報保護関係

ア 不開示決定処分取消等請求事件（内閣官房報償費事件）（大阪地裁平成26年（行ウ）第186号）

本件は、大学教授であり政治資金オンブズマン代表である原告が、情報公開法に基づき、内閣官房内閣総務官に対して、「平成25年1月1日～同年12月31日までの内閣官房報償費の支出に関する政策推進費受払簿、支出決定書、出納管理簿及び報償費支払明細書、並びに、領収書、請求書及び受領書」について開示請求をしたところ、同総務官から、同法5条3号及び6号に該当するとして、一部不開示決定を受けたため、これを不服として同決定の取消し及び各文書の開示の義務付けを求めるものである。

イ 行政文書不開示決定処分取消請求事件（吉田調書事件）（東京地裁平成26年（行ウ）第397号、同第428号）

本件は、東京電力福島第一原子力発電所事故を調査した政府事故調査・検証委員会が作成した吉田昌郎元所長の聴取結果書（いわゆる吉田調書）について、内閣官房副長官補に対し、情報公開法に基づく開示を求めた原告ら10名が、同副長官補から、同文書は同法5条1号、5号及び6号柱書きに該当するとして、その全部を不開示とする決定（以下「本件決定」という。）を受けたため、これを不服として本件決定の取消し及び開示決定の義務付けを求めるものである。

なお、旭分行政庁は、本件決定後に吉田調書が内閣官房ホームページ上に公開されたことなどを踏まえ、同ホームページ上に公開された範囲で、本件決定を一部撤回した上でこれを開示することとし、平成26年10月27日付けで変更決定がされている。

(2) 原子力行政関係

ア 原子力発電所の規制基準適合審査の差止請求事件（大阪地裁平成26年（行ウ）第14号）

本件は、京都府内に居住しているX（原告）が、原子力発電所の再稼働に当たり、原子力規制委員会が実施する規制基準適合審査につき、同委員会は安全性しか審査しておらず、必要性の審査を怠っているから、その審査には裁量権の逸脱濫用の違法があるなどとして、Y（国、被告）が行う大飯原子力発電所第3号機及び第4号機並びに高浜原子力発電所第3号機及び第4号機の規制基準適合審査の差止めを求めたもの（以下「本件差止訴訟」という。）である。

Xは、併せて仮の差止めも申し立てていたが（平成26年（行ク）第5号）、大阪地裁は、規制基準適合審査は差止訴訟の対象となる行政処分に当たらず、本件差止訴訟は不適法であって、適法な差止訴訟が係属しているとはいえないとして、平成26年7月1日に申立てを却下し、本件差止訴訟についても、上記のとおり不適法であるとして、同月16日に訴えを却下した（いずれも確定）。

イ 大間原子力発電所建設差止等請求事件（東京地裁平成26年（行ウ）第152号）

本件は、北海道南部の中核自治体である原告（函館市）が、大間原発の原子炉設置許可処分を用いられた旧安全設計審査指針類には不合理な点があり、また、新規制基準を満たしていないなどと主張して、A電力株式会社に対し、大間原発の建設及び運転の差止めを求めるとともに、被告国に対し、大間原発の原子炉設置許可処分の無効確認及び建設の停止命令の義務付け等を求めるものである。

(3) 文教行政関係

九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求事件（福岡地裁小倉支部平成25年（ワ）第1356号，平成26年（ワ）第145号）

本件は、在日朝鮮（韓国）人を主たる教育対象とする学校の卒業生及び在校生である原告ら69名が、平成22年11月27日付けで同校が文部科学大臣に対して高等学校等就学支援金の支給校の指定（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則1条1項2号ハに基づく指定）を求める申請をしたにもかかわらず、同大臣が、相当期間これを放置したこと、同規則1条1項2号ハを削除した上で同指定をしなかったこと、及び現在も同指定をしていないことにより、精神的苦痛を被ったとして、各11万円の損害賠償を求めるものである。

(4) 選挙関係

ア 衆議院議員総選挙公示差止め等請求事件（東京地裁平成26年（行ウ）第571号）

本件は、平成26年11月21日の衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）の選挙人となることが予定されているX₁（原告）ら5名が、最高裁判所の判例に照らすと、衆議院議員小選挙区選出議員の選挙区割りを定める公職選挙法13条1項、別表第1が憲法14条等に違反することは明らかであるから、本件選挙が同表第1に定める選挙区割りに基づいて施行されると、投票価値の平等が害されたまま投票を行わざるを得ないという重大な損害が生じる上、違憲状態のまま衆議院議員が選出されてしまうという償うことのできない損害が生じることになると主張して、Y（国、被告）に対し、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）5条に規定する民衆訴訟として、〈1〉行訴法37条の4の趣旨を類推し、①主目的に、内閣が天皇に対し本件選挙の施行の公示に係る助言と承認をすることの差止めを、②予備的に、内閣が中央選挙管理会及び各都道府県の選挙管理委員会に対し本件選挙につき上記選挙区割りに基づく選挙事務の管理をさせることの差止めを求めるとともに、〈2〉行訴法37条の2の趣旨を類推し、内閣が国会に対し公職選挙法13条1項、別表第1について人口に比例して議員定数を配分する法律案を提出することの義務付けを求めたものである。

東京地裁は、平成26年11月21日、民衆訴訟として法律の定めを欠く訴訟類型が、法律上の争訟である抗告訴訟に関する法律の規定又はその趣旨の類推により創設的に認められると解することはできないから、本件各訴えは不適法であり、その不備は補正することができないとして、口頭弁論を経ることなく、本件各訴えを却下した。また、本件を本案とする仮の差止め申立て及び仮の義務付け申立てについても、本案事件に係る各訴えが適法なものとして係属していない以上、その申立てはいずれも不適法であるとして、同日、却下された（いずれも、東京高裁及び最高裁においてその判断が維持され、確定）。

イ 平成26年12月14日に施行された衆議院（小選挙区選出）議員選挙の無効請求事件（札幌高裁平成26年（行ケ）第1号）

本件は、平成26年12月14日に施行された衆議院（小選挙区選出）議員の選挙について、北海道第1区ないし第12区の選挙人であるX₁（原告）ら12名が、公職選挙法の選挙区割りに関する規定（同法13条1項、別表第1）は、憲法に違反するなど主張して、公職選挙法204条に基づき、上記各選挙区における選挙の無効を求めるものである。

(5) 厚生行政関係

ア 要指導医薬品指定差止請求事件（東京地裁平成26年（行ウ）第29号）

本件は、店舗販売業者であるX（原告）が、平成25年法律第103号による改

正前の薬事法の下では一般用医薬品に分類され、インターネット販売が可能であった医薬品の一部について、要指導医薬品という区分を創設してインターネット販売を禁止する旨の上記改正後の薬事法の規定は違憲であるなどとして、厚生労働大臣が一般用医薬品の一部につき要指導医薬品として指定することの差止めを求めているものである。上記改正法の施行に当たり、平成26年6月6日付け厚生労働省告示第255号により、要指導医薬品の指定がされたことから、Xは、当該指定処分の取消し及びXが当該告示によって指定された要指導医薬品についてインターネット販売をすることができる権利（地位）を有することの確認を求める訴えに変更した。

イ 生活保護変更決定処分取消請求事件（佐賀地裁平成26年（行ウ）第3号、第4号、第7号）

本件は、佐賀県内に居住する生活保護受給者である原告ら15名が、厚生労働大臣による違法な生活保護基準の改定に伴う各生活保護変更決定により生活扶助費を減額されたとして、被告（佐賀市、佐賀県）に対し、同決定の取消しを求めるものである。

(6) 環境行政関係

ア 水俣病認定申請棄却処分取消等請求事件（新潟地裁平成25年（行ウ）第26号、平成26年（行ウ）第14号）

本件は、新潟市に居住する原告ら8名が、新潟市長がした公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公健法」という。）4条2項に基づく認定申請棄却処分の取消し及び同市長に対する同法4条2項に基づく認定の義務付けを求めたものである。

イ ノーモア・ミナマタ第2次（新潟）損害賠償請求事件（新潟地裁平成25年（ワ）第612号、平成26年（ワ）第268号、同第432号）

本件は、「新潟水俣病」患者発生地域である阿賀野川周辺に居住し、阿賀野川産の魚介類を継続して摂食し、メチル水銀中毒症に罹患したとする原告ら46名が、A株式会社に対しては、補償協定に基づく支払義務の履行及び民法第709条に基づく損害賠償を、国に対しては、いわゆる水質二法に基づく規制権限を行使しなかったなどとして、国賠法1条1項に基づく損害賠償を求めたものであり、連帯して、各原告に対し880万円を支払うよう求めている。

ウ 水俣病認定基準通知の差止め請求事件（東京地裁平成26年（行ウ）第49号）

本件は、公健法に基づく水俣病の認定申請をしたX（原告）が、環境省が水俣病認定業務を行っている都道府県知事等に向けて発出しようとしている同法の解釈・運用に関する通知（「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について（通知）」。以下「本件通知」という。）について、①Y₁（国、被告）に対して本件通知を作成・発出することの差止めを、②当該業務を行っているY₂（熊本県、被告）に対して本件通知を受理するこ

との差止めを、それぞれ求めていたものである。平成26年3月7日付けで本件通知が発出されたことから、Xは、①Y₁に対し、環境大臣が本件通知を取り消すことの義務付けを、②Y₂に対し、熊本県知事が上記Xの申請について本件通知に基づき認定審査及び処分をすることの差止めを、それぞれ求める訴えに変更したものである。

これに対し、東京地裁（平成26年8月8日判決）は、変更後の①の訴えについては、本件通知は処分には当たらず、本件通知を取り消す行為もまた義務付けの対象である「処分」には当たらないから不適法であるとして、変更後の②の訴えについては、認定審査の差止めを求める部分は差止めの対象となる認定審査が処分に当たらないから不適法であり、処分の差止めを求める部分は重大な損害を生ずるおそれがあるものと認めるに足りないから不適法であるとして、いずれも却下したため、Xが控訴している（東京高裁平成26年（行コ）第339号）。

なお、Xは、併せて、変更前の①及び②の訴えについて、仮の差止めも申し立てていたが（平成26年（行ク）第31号）、東京地裁は、環境省総合環境政策局環境保健部長が本件通知を作成・発出し、熊本県知事がこれを受理する行為は、差止めの対象である処分には当たらず、変更前の①の訴えは不適法であるから、当該仮の差止めの申立ては、本案訴訟としての適法な差止めの訴えの提起を欠き不適法であるとして、平成26年3月7日に申立てを却下した。これに対してXが抗告し、抗告の趣旨を変更後の①及び②の訴えに係る仮の差止めに変更している（東京高裁平成26年（行ス）第19号）。

エ 水俣病の認定を受けた者からの障害補償費不支給決定取消等請求事件（熊本地裁平成26年（行ウ）第4号）

本件は、公健法4条2項に基づき水俣病認定されたX（原告）が、熊本県知事に対して、同法25条1項に基づく障害補償費の支給を請求したところ、Xは損害賠償請求訴訟により公害被害に係る損害を全て填補されているため、熊本県知事は、公健法13条1項の規定に基づき、同法に基づく補償給付を支給する義務を免れるとして、同知事から不支給決定を受けたことから、これを不服として、Y（熊本県、被告）に対して障害補償費の不支給決定の取消し及び支給決定の義務付けを求めるものである。

オ 食品衛生法に基づく水俣病の法定調査等の義務付け行政訴訟等請求事件（東京地裁平成26年（行ウ）第224号）

本件は、メチル水銀により汚染された魚介類を多食し水俣病に罹患したと主張する原告が、食品衛生法に基づき、①保健所長が、水俣病に関して、食品衛生法58条2項に基づく調査及び熊本県知事への報告並びに同条4項に基づく同知事への報告を行わないこと、②熊本県知事が、水俣病に関して、同法58条3項及び5項に基づく厚生労働大臣への報告を行わないこと、並びに③厚生労働大臣が、熊本県知事に対して、水俣病に関する同法60条に基づく調査の実施及

び報告を求めないことについて、国及び熊本県に対し、不作為の違法確認及び調査・報告等の義務付けを求めるとともに、国賠法に基づく損害賠償として、それぞれ10万円の支払を求めるものである。

カ ノーモア・ミナマタ第2次（東京）損害賠償等請求事件（東京地裁平成26年（ワ）第20856号）

本件は、水俣病に罹患したとする原告ら18名が、国及び熊本県に対して、いわゆる水質二法及び県漁業調整規則に基づく規制権限等を行使しなかったとして、国賠法1条1項に基づき、また、A株式会社に対して、民法709条に基づき、連帯して、各原告に対し450万円を支払うよう求めるものである。

(7) その他

ア 特定秘密保護法の施行が違憲行為であるとする差止請求事件（静岡地裁平成26年（行ウ）第2号）

本件は、弁護士である原告が、平成25年12月13日に公布され、同日から1年以内に施行される特定秘密の保護に関する法律（特定秘密保護法）につき、憲法の基本原理等に見ても明白に違反するものであるとして、違憲無効であることの確認を求めるとともに、特定秘密保護法が施行されると憲法等によって賦与された具体的弁護権が侵害されるおそれがあるとして、特定秘密保護法の施行の差止めを求めるものである。

イ 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定についての憲法違反及び無効確認等請求事件（広島地裁平成26年（行ウ）第37号）

本件は、X（原告）が、集団的自衛権の行使が自衛のための措置として憲法上許容されるとした平成26年7月1日の閣議決定（「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」）は、憲法9条、96条及び99条に反するものであるとして、国を被告として、その無効確認を求めるものである。

広島地裁は、平成26年12月10日、本件訴えは行訴法5条に規定する民衆訴訟に当たると解されるころ、本件訴えのように国民としての地位に基づき閣議決定の無効確認をを求める訴訟を提起する途は現行法上認められていないから、同法42条の要件を欠く不適法な訴えというべきであり、また、本件訴えを抗告訴訟（同法3条）や当事者訴訟（同法4条）として捉えたとしても不適法であるとして、Xの訴えを却下した（控訴）。

ウ 司法修習生の給費制廃止が違憲であるとする国家賠償請求事件（東京地裁平成26年（ワ）第23555号）

本件は、平成16年法律第163号（以下「本件改正法」という。）により裁判所法が改正され、司法修習生に給与を支給する制度（いわゆる給費制）が廃止されて修習資金を貸与する制度が導入されたことについて、新66期司法修習生であった原告ら110名が、①本件改正法は、憲法27条1項を根拠とする原告らの

給与を受ける権利を侵害する違憲無効なものであり、②国（国会議員）は、原告らの勤労の権利を守るため、本件改正法を再度改正し、給費制を規定することが必要不可欠であり、その必要性が明白であるにもかかわらず、正当な理由なく長期にわたってこれを怠ったなどとして、逸失した給与の額等、少なくとも金333万5,920円の損害を被ったと主張し、その一部請求として、被告に対し、原告それぞれ金1万円の支払を求めるものである。

2 判決・決定等があった事件

(1) 情報公開・個人情報保護関係

ア 沖縄返還に伴う「密約」に係る文書不開示決定処分取消等請求上告事件（最高裁平成24年（行ヒ）第33号，平成26年7月14日第二小法廷判決）

本件は、X₁（原告・被控訴人・上告人）らが、「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」（昭和47年条約第2号。以下「沖縄返還協定」という。）の締結に至るまでの日本政府と米国政府との間の交渉において、日本が米国に対して沖縄返還協定で規定した内容を超える財政負担等を国民に知らせないままに行う旨の合意（いわゆる「密約」）があったとして、外務大臣及び財務大臣に対し、同密約を示す行政文書及びそれに関連する行政文書（以下外務大臣に係る対象文書を「本件各文書1」、財務大臣に係る対象文書を「本件各文書2」という。）につき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）に基づく開示請求をしたところ、外務大臣及び財務大臣が、平成20年10月2日付けで保有していないこと（不存在）を理由とする各不開示決定（以下外務大臣の不開示決定を「本件処分1」、財務大臣の不開示決定を「本件処分2」といい、本件処分1と本件処分2を併せて「本件各処分」という。）をしたことから、X₁らが本件各処分の取消し、本件各文書1及び2の開示決定の義務付け（以下「本件各義務付け」という。）並びに国家賠償を求めたものである。

1審判決（東京地裁平成22年4月9日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を認容し、本件各処分を取り消して、外務大臣に対し本件各文書1の、財務大臣に対し本件各文書2の各開示決定を義務付けるとともに、国に対し、X₁ら各人に慰謝料10万円及びこれに対する遅延損害金の賠償責任を認めた。

①開示請求の対象である行政文書を行政機関が保有していないことを理由とする不開示決定の取消訴訟においては、開示請求者である原告が、行政機関が当該行政文書を保有していることについて主張立証責任を負い、〈1〉過去のある時点において、当該行政機関の職員が当該行政文書を職務上作成し、又は取得し、当該行政機関がそれを保有するに至り、〈2〉その状態がその後も継続していることを主張立証することとなるが、当該行政文書が、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして一定水準以上の管理体制下に置かれることを考

慮すれば、原告において上記〈1〉を主張立証した場合には、上記〈2〉が事実上推認され、被告において、当該行政文書が上記不開示決定の時点までに廃棄、移管等されたことによってその保有が失われたことを主張立証しない限り、当該行政機関は上記不開示決定の時点においても当該行政文書を保有していたと推認される。

②外務省及び財務省は、本件各文書1及び2に記載された日付頃、本件各文書1及び2をそれぞれ保有したと認められる。一般的な行政文書については、行政機関が過去のある時点においてそれを保有していたとしても、その後当該行政機関が合理的かつ十分な探索を行ったにもかかわらずこれを発見することができなかつたとすれば、当該行政文書は、既に廃棄等されたものと推認するのが相当であると解する余地があり、その場合には文書の保有が継続しているとの推認は妨げられるが、外務省及び財務省が本件各処分的前提としてした調査は、合理的かつ十分な探索とはいえず、そもそも、その調査の精度及び結果の信用性には限界があるから、上記の推認を妨げるに足りる立証はなく、その保有が失われた事実を認めることはできない。

③外務大臣は、本件各文書1について、それらの存否の確認に通常求められる作業をしないまま本件処分1を行ったというべきであり、公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と不存在という判断を行ったと認めることができ、国賠法1条1項にいう違法があったとの評価を受ける。X₁らは、日本政府が自発的かつ積極的な情報公開によりX₁らの期待に誠実に応答するものと期待していたのに、外務大臣は、本件処分1をし、X₁らの期待を裏切ったのであって、それによってX₁らが被った精神的損害の程度は、X₁ら各人当たり10万円を下らない。

2審判決（東京高裁平成23年9月29日判決）は、要旨以下のとおり判示して、原判決を取り消し、本件各義務付けを求める訴えをいずれも却下し、X₁らのその余の請求をいずれも棄却した。

①開示請求の対象である行政文書を行政機関が保有していないことを理由とする不開示決定の取消訴訟においては、開示請求者が、行政機関が当該行政文書を保有していることについて主張立証責任を負うと解するのが相当であるところ、通常の場合は、一定水準以上の文書管理体制下に置かれたことを前提として、過去のある時点において、当該行政機関の職員が当該行政文書を職務上作成し、当該行政機関がそれを保有するに至ったことを主張立証した場合には、その状態がその後も継続していることが事実上推認され、特段の事情がない限り、当該行政機関は不開示決定の時点においても当該行政文書を保有していたと推認される。外務省及び財務省は、X₁らが開示請求する本件各文書1及び2を保有するに至ったことが認められ、特段の事情がない限り、その後も継続して保有していたと推認することができるで一応いうことができる。

しかし、政権交代後、外務省においては、外務大臣命令を受け、専門の調査チームを起ち上げ徹底した本件各文書1の探索を行い、外部の有識者からなる委員会に委嘱して検証を行い、外務大臣を委員長に学者も交えた外交文書の欠落問題に関する調査委員会を設置し、歴代の事務次官、局長等から聴取するなどして更なる探索に努めたが、遂に発見されなかったことが認められ、有識者委員会の報告書が、日本政府が原状回復費用等を肩代わりしたことを認定していること等に照らせば、もはや外務省においてこれに関わる文書を秘匿しなければならない理由はなくなったものというべきである。これらの文書は、通常の管理方法とは異なる方法で、通常の場合とは異なる場所に限られた職員しか知らない方法で保管された可能性が高く、また、情報公開法の制定により、文書を公開しなければならなくなり、それまでの外務省の説明が事実と反していたことを露呈することを防ぐため、その施行前に、秘密裏に廃棄し、ないし外務省の保管から外したという可能性を否定することができない。

また、財務省においても、財務大臣の指示を受け、延べ1,000人以上の職員を投入して本件各文書2の探索を行い、歴代の事務次官、財務官等から聴取するなどして更なる探索に努めたが、やはり発見されなかったことが認められ、財務省作成の調査結果の報告書が認定していること等に照らせば、もはや財務省において本件各文書2を秘匿しなければならない理由はなくなっていたものというべきである。これらの文書は、通常の管理方法とは異なる方法で、通常の場合とは異なる場所に限られた職員しか知らない方法で保管された可能性が高く、また、情報公開法の制定により、これらの文書を公開しなければならなくなり、明るみに出ることを防ぐため、その施行前に、秘密裏に廃棄し、ないし財務省の保管から外したという可能性を否定することができない。

したがって、外務省及び財務省が本件各文書1及び2を行政文書として保有するに至ったことが認められることを前提としても、その後35年あるいは37年が経過した本件各処分時点において、外務省及び財務省が本件各文書1及び2を保有していたと推認すべき前提を欠き、また推認することを妨げる特段の事情がある。本件処分1に係る行政文書開示請求書には、本件各文書1を特定するため、米国国立公文書館で公開されている文書の写しが添付され、開示請求の対象文書を極めて明確に特定していることなどから、本件処分1の通知書に「当省は該当する文書を保有していないため、不開示（不存在）としました。」のような記載をすれば、その趣旨は、探索をしたが開示請求対象文書を発見できなかったということは明らかであり、また、開示対象文書は作成されたとされる時点から40年近く経過している文書であり、開示請求の時点で過去の一時点における作成や取得の有無を把握した上存在しない理由を記載することを求めるのはおよそ難きを強いることであるから、本件処分1の通知書には一応開示できない理由は示されているものというべきであり、このような理由付記

をしたことに違法はない。

②本件各処分はいずれも適法であって、取り消されるべきものに当たらないから、本件各義務付けを求める訴えは、不適法であり、本件国家賠償請求は理由がない。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、原審の判断を維持し、X₁らの上告を棄却した。

行政文書の開示を請求する権利の内容は情報公開法によって具体的に定められたものであり、行政機関の長に対する開示請求は当該行政機関が保有する行政文書をその対象とするものとされ、当該行政機関が当該行政文書を保有していることがその開示請求権の成立要件とされていることからすれば、開示請求の対象とされた行政文書を行政機関が保有していないことを理由とする不開示決定の取消訴訟においては、その取消しを求める者が、当該不開示決定時に当該行政機関が当該行政文書を保有していたことについて主張立証責任を負う。

そして、ある時点において当該行政機関の職員が当該行政文書を作成し、又は取得したことが立証された場合において、不開示決定時においても当該行政機関が当該行政文書を保有していたことを直接立証することができないときに、これを推認することができるか否かについては、当該行政文書の内容や性質、その作成又は取得の経緯や上記決定時までの期間、その保管の体制や状況等に依りて、その可否を個別具体的に検討すべきものであり、特に、他国との外交交渉の過程で作成される行政文書に関しては、公にすることにより他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるもの等につき、その保管の体制や状況等が通常と異なる場合も想定されることを踏まえて、その可否の検討をすべきである。

本件各文書に関しては、その開示請求の内容からうかがわれる本件各文書の内容や性質及びその作成の経緯や本件各決定時までに経過した年数に加え、外務省及び財務省におけるその保管の体制や状況等に関する調査の結果など、原審の適法に確定した諸事情の下においては、本件交渉の過程で上記各省の職員によって本件各文書が作成されたとしても、なお本件各決定時においても上記各省によって本件各文書が保有されていたことを推認するには足りず、その他これを認めるに足りる事情もうかがわれないから、本件各処分は適法であるとした原審の判断は是認することができる。

イ 日韓会談に係る文書一部不開示決定処分取消等請求控訴・附帯控訴事件（東京高裁平成24年（行コ）第412号，平成25年（行コ）第231号，平成26年7月25日判決）

本件は、昭和26年から昭和40年まで日本政府と大韓民国（以下「韓国」という。）政府との間において外交関係の正常化を目的として実施された日韓会談に関する行政文書について開示請求をしたX₁（原告・被控訴人兼附帯控訴人）

らが、外務大臣から、情報公開法（以下「法」という。）5条3号、4号又は6号等の不開示情報が記録されているとして、その全部又は一部を開示しない旨の決定（以下「本件各処分」という。）を受けたことから、本件各処分の取消し及び不開示部分の開示の義務付けを求めたものである。

1審判決（東京地裁平成24年10月11日判決）は、要旨以下のとおり判示して、本件各処分の一部を取り消し、当該取消しに係る不開示部分の開示を義務付ける一方、その余の不開示部分に係る義務付けの訴えを却下し、X1らのその余の請求を棄却した。

①（法5条3号、4号及び6号該当性の主張立証責任の所在について）事務事業情報（法5条6号）に関しては、Y（国、被告・控訴人兼附帯被控訴人）が、当該情報が事務事業情報に該当するか否かを判断するのに支障がない程度の具体性をもって内容を特定した上、これを公にすることにより当該事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があると認めるに足りる事情を主張立証すべきであり、かつ、これで足りる。他方、法5条3号及び4号に定めるものに該当するか否かの主張立証責任に関しては、(ア)まず、Yにおいて、一般的類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（同条3号）又は公共安全秩序維持に関するもの（同条4号）に当たることを推認するに足りる事情を主張立証すべきであり、(イ)Yがした上記主張立証により、当該情報を開示することにより、同条3号又は4号所定の「おそれ」があることが一般的類型的にみて肯定される場合には、X1らが、当該不開示情報に該当すると認めることにつき行政機関の長の裁量権の逸脱又はその濫用があったことを基礎づける具体的事情について主張立証することを要する。なお、(ウ)不開示処分に係る行政文書が、条約その他の国際約束に関する文書等であって、その作成から不開示処分が行われるまでに少なくとも30年以上経過している場合には、Yは、当該行政文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお不開示処分の時点において、同条3号又は4号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情をも主張立証する必要がある。②（本件各不開示部分の不開示事由該当性）本件各不開示部分を含む各文書は、その作成から本件各不開示決定が行われるまでに少なくとも30年以上経過していると認められるところ、特に、本件各不開示部分に記録されている情報のうち、Yが韓国との交渉の際の日本政府内の検討の様子等が仔細に記載されているなどとして、今後想定される北朝鮮との交渉上不利益になるおそれがある旨主張するもの（不開示理由）が、(ア)既に外務大臣が開示した部分の情報と同一の内容のもの又は同一と評価し得るもの、(イ)日韓会談において両国間で授受された文書（韓国側開示文書として開示されていると推認されるもの）に記録されているもの、(ウ)当時の官公庁において一般国民に公開することも予定して一般的又は網羅的に調査するなどして得た情報で

あって現在において一般に入手可能なもの等に記録されているもの、(ニ)専ら当時の財政事情、経済情勢又は貨幣価値等に基づく検討内容又は計算金額等に係るもの、(オ)日本に所在する朝鮮半島に由来する文化財に関する客観的事実等に係るものであると認められる場合には、上記①(ア)の事情があるとは認められず、また、上記(イ)以外のものであっても、韓国側開示文書によって既に公にされている情報と同一内容のもの等については、これらを不開示とした外務大臣の判断に裁量権の逸脱又は濫用が認められる。他の不開示理由による不開示決定部分についても、同様に一定類型に当たるようなものについては、違法であるとして、合計382文書のうち268文書の全部又は一部を取り消した。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Yの控訴の全部を認容し、X₁らの附帯控訴の一部を認容した。

本件においては、本件各不開示部分（1審判決後、開示された部分を除く。）が法5条3号及び4号所定の不開示情報に当たるかどうかの問題となるが、外務大臣が法5条3号所定のおそれがあると認めることにつき「相当な理由がある」といえるかについて判断するにあっては、我が国を取り巻く国際情勢、我が国と当該他国又は国際機関との従前及び現在の関係、これらをめぐる歴史的経緯及び事象、我が国の外交方針、我が国と当該他国又は国際機関との今後の交渉及び将来の関係の展望等に関する事実を総合的に踏まえて、他国又は国際機関との上記おそれの根拠があると合理的に判断することができる場合であることを要し、裁判所の判断は、外務大臣の判断が全くの事実の基礎を欠いているかどうか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠いているかなどに限定されない。したがって、外務大臣は、同条3号による不開示決定の取消訴訟が提起された場合には、上記事実について可能な限り具体的に主張立証し、これらを総合的に踏まえて、同条3号所定のおそれがあると合理的に判断する根拠があることを証明する必要がある。また、同条4号による不開示決定の取消訴訟が提起された場合についても、同条4号所定のおそれがあると合理的に判断することを基礎づける事実について可能な限り具体的に主張立証し、これらを総合的に踏まえて、同条4号所定のおそれがあると合理的に判断する根拠があることを証明する必要がある。

本件の不開示情報該当性の判断の対象である情報は、主として請求権問題、朝鮮半島由来の文化財の引渡しに関するもののほか、竹島問題に関するもの等である。日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等が締結されて既に50年近く経過するが、日韓両国の関係は改善が求められている状況にあり、また、北朝鮮との国交正常化交渉はまだこれから行われる状況にある。本件における請求権問題、朝鮮半島由来の文化財の引渡しに関する不開示情報の内容は、日韓国交正常化交渉の過程において専ら我が国の政府内部での検討のために調査収集した資料や検討内容等であり、開示すれば、北朝鮮との国交正常化交渉

で北朝鮮側に有利に援用され、我が国が交渉上不利益を被るおそれがある。文化財については、開示すれば、韓国との間でも引渡問題を再燃させ、我が国が交渉上不利益を被るおそれがある。竹島問題に関する情報は韓国との関係で無用な軋轢を生じ、我が国が交渉上不利益を被るおそれがある。さらに、不開示情報の内容には、政府高官等の率直ではあるが、韓国国民を刺激するおそれのある発言等が含まれ、また、外交上の信義の見地から、開示すれば他国との信頼関係の維持に悪影響を及ぼすなどの問題があると考えられるものも含まれており、さらに、国の安全にかかわる情報も含まれている。

したがって、本件の判断対象である不開示情報のうち、内容を推知することができると認めたもの以外については、法5条3号、4号所定のおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由がある情報に該当する（確定）。

ウ イレッサ関係行政文書を一部不開示とした各行政処分取消請求控訴事件（東京高裁平成25年（行コ）第431号、平成26年10月9日判決）

本件は、X（原告・控訴人）が、厚生労働大臣に対し、情報公開法（以下「法」という。）に基づき、同大臣の指示によりイレッサ訴訟問題検証チーム（以下「検証チーム」という。）が作成した調査報告書に関連する行政文書のうち、①厚生労働省及び学会関係者からの聴取の回答記録（以下「本件聴取記録」という。）、②厚生労働省職員が作成した学会関係者の見解の内容等に関する資料（以下「本件見解状況資料」という。）並びに③学会関係者宛ての電子メール（以下「本件メール」という。）及びその添付ファイル等（以下「本件添付ファイル」といい、「本件メール」と併せて「本件メール等」という。）の開示を請求したところ、同大臣から、その一部を開示し、その余については不開示とする旨の決定を受けたことから、その一部の取消しを求めたものである。

1 審判決（平成25年10月29日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

（①本件聴取記録及び②本件見解状況資料について）本件聴取記録は、検証チームが行った被聴取者20名に対する事情聴取に係る回答内容を被聴取者ごとに回答記録として書面化し、各回答記録をまとめ、冒頭に目次を付した文書である。また、本件見解状況資料は、厚生労働省医薬食品局（以下「医薬食品局」という。）が作成した文書であり、学会等への接触の進捗状況を更新しながら、一覧性のある形式でまとめたものである。本件聴取記録及び本件見解状況資料に含まれる情報は、いずれも、法5条6号柱書き及びロに規定する争訟事務情報、法5条5号に規定する意思形成過程情報、並びに法5条2号イに規定する法人等情報の各不開示情報に当たる。また、本件聴取記録に含まれる氏名、役職及び所属学会名等、並びに本件見解状況資料に含まれる姓、役職及び団体の名称等は、いずれも法5条1号本文に規定する不開示情報（個人識別情報）に当たり、かつ、同号イ（公にされている情報）又はハ（公務員等の職務遂行情

報)に規定する情報に当たらない。さらに、本件聴取記録については、法5条6号柱書きに規定する不開示情報(事務事業情報)に当たる。

(③本件メール等について)本件メール等は、いずれも医薬食品局に属する室長が、複数の学会に対して本件和解勧告に対する具体的な見解を尋ねるとともに、その見解の公表を求める趣旨で、当該学会関係者に宛てて送信した電子メール及びその添付ファイルを印刷した文書であるところ、本件メール等に含まれる情報は、法5条6号柱書き及びロに規定する争訟事務情報、法5条5号に規定する意思形成過程情報、並びに法5条1号本文に規定する個人識別情報の各不開示情報に当たり、かつ、同条1号イに規定する情報(公にされている情報)に当たらない。また、本メール等に含まれる法人等は、医学関係の学会であり、これらの情報は、国が本件和解勧告を受諾することに慎重であるべきとする見解の表明を要請するに当たり、当該学会に所属している者に対して、どのような団体の見解を添付して見解の表明をしたのかという事実関係に関するものであって、これらの情報は、本件聴取記録に含まれる情報と同様に、法5条2号イに規定する不開示情報(法人等情報)に当たる。ただし、本件添付ファイルの一つは、本件メールが送付される以前の段階で既に公表されて一般人でも入手可能な見解であったことがうかがわれ、また、当該添付ファイルに含まれる法人等が、イレッサ訴訟問題に関し、国からの接触を受けていたことが直ちに示唆されるとまではいえないことからすると、開示したとしても、当該団体等の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められないから、法5条2号イに規定する不開示情報に当たるとは認められない。もっとも、当該添付ファイルに含まれる情報は、法5条6号柱書き及びロ並びに5号に規定する不開示情報に当たるから、本件処分は適法である。

本判決は、原審の判断を維持し、Xの控訴を棄却した(上告・上告受理申立て)。

エ 尖閣関係ビデオ映像に係る行政文書不開示決定処分取消請求事件(東京地裁平成24年(行ウ)第552号,平成26年4月16日判決)

本件は、沖縄県尖閣諸島沖で発生した海上保安庁の巡視船に対し中国国籍の船舶が衝突した事件に関し、巡視船の乗組員が撮影した映像(以下「本件衝突映像」という。)を編集し、海上保安庁の共用サーバにバックアップされ庁内で閲覧可能であったビデオ映像(以下「本件対象文書1」という。)及び本件衝突映像の一部を複製して参議院に提出したビデオ映像(以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件各対象文書」という。)について、情報公開法に基づく開示請求をしたX(原告)が、海上保安庁長官から、本件各対象文書は刑法53条の2第1項所定の「訴訟に関する書類」に当たるとして、本件各対象文書の開示をしない旨の決定を受けたことから、その取消し等を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

刑訴法53条の2第1項にいう「訴訟に関する書類」に該当する文書の全部又は一部について複製又は編集がされて他の文書が作成されたとしても、当該文書と当該他の文書にそれぞれ記録された情報の内容の同一性を考慮すると、特段の事情がない限りは、当該他の文書もやはり「訴訟に関する書類」に該当し、情報公開法の規定の適用はないものと解される。

本件衝突映像が「訴訟に関する書類」に該当することは明らかであるところ、本件対象文書1については、それに記録されている情報と本件衝突映像に記録されている情報との間の内容の同一性や、その作成等の経緯に照らすと、「訴訟に関する書類」に該当すると認められる。また、本件対象文書2についても、その提出の経緯にも照らし、それに記録されている情報は、本件衝突映像に記録されている情報のうち、衝突事件における犯罪行為の核心部分にわたるものを含むものと推認するのが相当であり、「訴訟に関する書類」に該当すると認められるから、本件各対象文書については情報公開法の適用はなく、本件各対象文書を開示しない旨の決定は適法である（確定）。

(2) 原子力行政関係

福島第一原子力発電所設置許可処分無効確認請求事件（東京地裁平成23年（行ウ）第217号，平成26年1月14日判決）

本件は、東京都内に居住するX（原告）が、内閣総理大臣（当時の処分行政庁。原子力規制委員会がその権限を承継）が昭和41年12月1日付けで訴外A株式会社に対してした福島第一原子力発電所1号機（以下「本件原子炉」という。）の設置許可処分（以下「本件許可処分」という。）には重大な違法があると主張してそれが無効であることの確認を求めたものである（Xは同発電所から約220キロメートル離れた地点に居住している。）。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの訴えを却下した。

①（原告適格の判断基準）原子炉設置許可処分の無効確認の訴えについて法律上の利益を有するのは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和53年法律第86号による改正前のもの。以下「原子炉等規制法」という。）24条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落があった場合に起こり得る原子炉の事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の地域に居住する住民に限られるというべきである。そして、当該住民の居住する地域が、原子炉事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域であるか否かについては、当該原子炉の種類、構造、規模等の当該原子炉に関する具体的な諸条件や原子炉事故等が生じた場合に合理的に予測される事態等を考慮に入れた上で、当該住民の居住する地域と原子炉の位置との距離や位置関係を中心として、社会通念に照らし、合理的に判断すべきである。

②（原告適格の主張立証責任）原告適格の有無は職権調査事項であるが、その

判断の基礎となる資料の収集については弁論主義の適用があり、Xが原告適格を有することを基礎づける事実につき主張立証責任を負うものと解すべきである。しかしながら、上記原子炉の事故等の内容、程度、原子炉の事故等により放出される放射性物質の種類、量、それらの放射性物質による身体、生命等に与える影響の有無、程度等を合理的に想定するために必要となる科学的、専門技術的な知見については、原子炉設置許可権限を有する処分行政庁が保有しているものと考えられる。したがって、Xが、原告適格を基礎づける事実を一定程度主張立証した場合には、処分行政庁の属する被告国の側においてXの主張立証が合理的でないことを主張立証しない限り、原告適格を肯定すべきである。

③(想定すべき事故の内容及び程度)原告適格の有無を判断する前提として想定する当該原子炉に起こり得る事故とは、当該原子炉の原子炉等規制法24条1項3号(技術的能力に係る部分に限る。)及び4号所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落があった場合に、社会通念上合理的に想定し得る過酷な事故と解すべきである。福島第一原子力発電所事故は、原子炉の安全審査において原子炉施設が備えているべき安全性に係る設計基準事象を定めた安全設計上の指針等において想定されていなかった長時間にわたる全交流動力電源の喪失、全ての海水冷却系機能の喪失及び原子炉建屋内での水素爆発により発生したものであるということになるが、安全設計上の指針等の策定自体に過誤欠落があったということもあり得る以上、同事故は、原告適格の有無を判断する前提として想定する「当該原子炉の原子炉等規制法24条1項3号(技術的能力に係る部分に限る。)及び4号所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落があった場合に、社会通念上合理的に想定し得る過酷な事故」に該当するものといえることができる。

④(放射性物質による生命、身体への被害の程度等)放射線被曝による人体への影響は、放射線被曝で組織・臓器内の細胞が損傷されることによって臓器機能が喪失するなどする確定的影響と放射線に起因するがんの発症率が放射線の線量に比例して上昇する確率的影響の2種類がある。本件原子炉に社会通念上合理的に想定し得る過酷な事故が発生した場合に、Xの居住する地域に居住する住民が、事故により放出される放射性物質により生命等に対する直接的かつ重大な影響を受けるか否かを検討するに、Xの居住地域に給水する東京都B区に所在するC浄水場で福島第一原子力発電所事故後に見られた水道水の汚染の程度や、同事故後の東京都内の空間放射線量の増加量からは、上記水道水を飲用した者や東京都内に居住する者が確定的影響及び確率的影響を受けると認めることはできず、東京都内において同事故後現時点までに原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限等の指示がされた食品は存在しない。本件における主張立証を前提とする限り、本件原子炉において、社会通念上合理的に想定し得る最も過酷な事故が発生したとしても、それによる災害によりXが居住する地域において被り得る被害は、直接的かつ重大なものといえることはできず、Xの居住する地域が本件原子炉の事故

等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される範囲の地域であると認めることはできないから、Xが本件訴えについて原告適格を有するものということとはできない（確定）。

(3) 空港関係

新石垣空港取用裁決取消請求事件（那覇地裁平成22年（行ウ）第18号，平成26年2月18日判決）

本件は、Y（沖縄県，被告）が沖縄県石垣市に設置した新石垣空港の敷地の一部である各土地（以下「本件各土地」という。）の共有持分を有していたX₁（原告）らが、沖縄県取用委員会（以下「処分行政庁」という。）が平成22年6月17日付けでした本件各土地の取用及び明渡しに係る裁決（以下「本件裁決」という。）について、国土交通大臣がした航空法上の新石垣空港の設置許可処分（以下「別件設置許可処分」という。）及び内閣府沖縄総合事務局長がした新石垣空港整備事業等に係る土地取用法（以下「法」という。）上の事業認定（以下「別件事業認定」という。）には、いずれも無効をもたらすような重大かつ明白な瑕疵があるから、これらに基づいて処分行政庁がした本件裁決も違法であり、また、同裁決には裁決手続上の違法もあると主張して、同裁決の取消しを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの訴えの一部を却下し、その余の請求を棄却した。

①（X₁らの訴えのうち、本件裁決中の明渡裁決の取消しを求める部分について訴えの利益があるか）明渡裁決は、当該土地又は当該土地にある物件を占有している者に対し、明渡裁決において定められた明渡しの期限までに、起業者に土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならない義務を負担させる処分である（法102条）。したがって、明渡裁決の対象となる土地の引渡しが完了すれば、明渡裁決はその目的を達し、その名宛人が明渡裁決により負担することとなった義務は消滅する。そして、土地所有者等が土地の引渡しについての原状回復を求めるためには、権利取得裁決を争い、その取消しを求めれば足りるから、明渡裁決の対象となる土地の引渡しの完了により、明渡裁決の取消しを求める訴えの利益は消滅するというべきである。本件においては、本件裁決に基づく本件各土地の引渡しは、平成23年1月25日までに完了したことが認められるから、X₁らの訴えのうち、本件裁決中の明渡裁決の取消しを求める部分は、訴えの利益が消滅した不適法なものであり、却下を免れない。

②（別件設置許可処分及び別件事業認定に本件裁決の取消しをもたらすような重大かつ明白な瑕疵があるか）X₁らの主張する内容は、本件訴訟の原告らの多くが提起した別件設置許可処分及び別件事業認定の各取消しを求める訴訟における原告らの主張と実質的に同一のものであり、これらの各訴訟において、原告らの主張が争点として審理され、いずれも理由がないものとして請求が棄却されていることを踏まえると、別件設置許可処分及び別件事業認定に本件裁決の取消し

をもたらすような重大かつ明白な瑕疵があると認められない。よって、別件設置許可処分及び別件事業認定の違法を理由として本件裁決が取り消されるべきであるとするX₁らの主張は、採用できない。

③（本件裁決に裁決手続上の違法があるか）収用委員会の会長は、収用委員会の審理について、審理指揮権を有しており（法64条1項）、審理期日の指定を含め、審理手続の進行については、法令に定めがある事項を除き、収用委員会の会長の合理的裁量に委ねられている。したがって、処分行政庁の会長が裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものと認められない限り、処分行政庁の審理に手続上の違法があったとはいえない。本件における諸事情を考慮すると、処分行政庁が本件裁決に係る審理を石垣市民会館において1回に限り開催したことについて、処分行政庁の会長が裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものと認め難いから、本件裁決に係る審理手続が違法であるとはいえない。

④（裁決の名宛人に係る瑕疵について）X₁らは、本件裁決に係る裁決書に土地所有者として記載された者のうちのAについて、本件裁決の3日前に死亡しており、本件裁決は、土地所有者の記載に瑕疵があるから取り消されるべきである旨を主張するが、取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることができないところ（行訴法10条1項）、Aには相続人が存在し、同相続人は本件訴訟の原告となっていないことが認められるから、X₁らにおいて、本件裁決に係る裁決書にAが土地所有者として記載されていることの違法を主張する利益はない（控訴）。

(4) 建設行政関係

ア 土地収用法に基づく事業認定処分取消請求事件（辰巳ダム訴訟）（金沢地裁平成20年（行ウ）第2号，平成26年5月26日判決）

本件は、犀川辰巳治水ダム建設事業（以下「本件事業」という。）を施行する土地（以下「本件起業地」という。）のうち収用部分の土地を所有するX₁（原告）らが、北陸地方整備局長（以下「処分行政庁」という。）が土地収用法（以下「法」という。）に基づいてした本件事業に係る事業認定（以下「本件事業認定」という。）に関し、治水目的や利水目的などの得られる利益は存在せず、他方、地すべりの危険が増大することに加え、本件起業地周辺の自然環境や辰巳用水などの文化遺産が失われるなどの理由により、法20条3号及び同条4号に違反すると主張して、処分行政庁の属するY（国、被告）に対し、本件事業認定の取消しを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

①（法20条3号の該当性の判断枠組み）法20条3号の「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること」とは、事業計画全体の合理性に関する要件を定めたものと解され、当該土地がその事業の用に供されることによって得られる公共の利益と、当該土地がその事業の用に供されることに

よって失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる場合に、この要件に適合すると解するのが相当である。そして、事業計画全体の合理性の有無は、当該事業計画の内容、当該事業計画が達成されることによって得られる公共の利益、事業計画において取用の対象とされている土地の状況、その有する私的ないし公共的価値等を総合的に考慮して、当該事業計画が国土全体の土地利用の観点からみて適正かつ合理的であるか否かにより判断され、この判断は、事柄の性質上極めて政策的、専門技術的なものであって、洪水調節、利水等の社会公共の利益を増進する見地からの判断が要求されるから、事業認定権者（本件では、処分行政庁）の裁量を尊重して判断すべきものと解するのが相当である。したがって、事業認定の適否の審査においても、事業認定権者の判断に社会通念上著しく不相当な点があり、この裁量の範囲の逸脱又は裁量権の濫用があった場合に限り、事業認定は法20条3号要件に適合せず違法となると解するのが相当である。

②（本件ダム建設は治水目的として必要性があったか）基本高水ピーク流量（自然のままの河川の姿で流出してくると想定される流量）の決定又は検証の過程に関する石川県又は処分行政庁の判断内容に不合理な点があったことを認めるに足りる事情は見受けられない。そうすると、基準地点で流下させるべき流量は、同地点における現況流下能力を超過していることから、本件事業において一定の治水対策を図るべき必要性があったと認められる。

③（治水対策としてのダム案以外の代替案の検討について）辰巳ダムを建設しない場合には、犀川の河道の一定区間について改修の必要があるといえ、かつ、X1らの主張する代替案を考慮しないことが著しく不相当であるとまではいえない。また、石川県は、事業費が最も廉価であることに加えて、工事に要する期間や、周辺住民に与える影響等の諸事情を総合的に検討して、ダム案を選定する判断を行ったことが認められ、処分行政庁も同様の検討の結果、石川県の判断を是認したものと認められる。したがって、代替案の検討に関して、石川県又は処分行政庁の判断が、不合理なものであったとは認められない。

④（本件ダム建設は利水目的として必要性があったか）犀川の利水状況に関する石川県の認識や流水の正常な機能の維持に必要な流量を確保するための計画、正常流量（河川維持流量と水利流量の合計）の設定が不合理なものとは認められない。そうすると、犀川ダム及び内川ダムにおける利用水量を確保するためには、両ダムから減少させた洪水調節機能を辰巳ダムで補う必要があるという点において、辰巳ダムの建設には利水目的が存するものと認められる。

⑤（地すべり対策について）石川県による地すべり調査（地すべり面の想定を含む。）又は安定計算等の判断が不合理なものであったとは認められず、また、石川県が、辰巳ダムにおいて、特定のブロックについての対策工として、押え盛土工を選定していることなども踏まえれば、本件事業において、地すべりの

危険性のある土塊に対しては、石川県は、合理的な対策工を施行していたことが認められる。

⑥（文化的価値への配慮・対応について）辰巳ダムの常用洪水吐が閉塞する具体的危険性は認められず、かつ、石川県により常用洪水吐の閉塞を防ぐ一定の施策が講じられている。また、石川県は、辰巳ダム建設が辰巳用水を始めとする貴重な文化遺産に与える影響を検討した上で、一定の配慮を行ったのであって、当然尽くすべき考慮を尽くさなかったとはいえない。

⑦（自然環境への配慮について）辰巳ダムは環境影響評価法の適用対象とは認められず、石川県が本件事業認定の時点で提示していた環境保全対策は適切な内容のものであると認められる。

⑧（辰巳ダムに穴あきダム方式を採用した石川県の判断の合理性について）石川県が管理する洪水調整ダムのうち、複数のダムで穴あきダム方式が採用されており、これまでに実績があったこと、石川県は、水理模型実験等を通じて、常用洪水吐の位置・大きさなどの形状や、上段常用洪水吐の要否、スクリーンの要否などの検証を行っており、辰巳ダムの構造等に関して相応の技術的検証が行われていたことが認められることなどからすれば、辰巳ダムに穴あきダム方式を採用した石川県の判断は不合理であったとはいえない。

⑨（法20条3号該当性について）以上の判断を総合すると、本件事業には治水目的及び利水目的が存在する一方で、合理的に認められる地すべりの危険性については対策工が完了しており、また、本件事業による自然環境又は文化的利益に対する影響は重大なものではなく、しかもこれらの影響に配慮した一定の措置が講じられていることが認められる。そうすると、処分行政庁が、本件事業によって得られる利益が失われる利益を優越するものとした判断は合理的なものといえ、かつ、当該判断につき、社会通念上著しく不合理な点や裁量の逸脱・濫用というべき点は認められない。したがって、本件事業は法20条3号に該当している。

⑩（法20条4号該当性について）本件事業は、法20条3号に該当するものであって、同事業が施行されるべき公益的な必要性が存在すると認められる。そして、本件事業認定の時点で、本件起業地の一部の取得が完了せず、かつ、任意買収により取得できる見込みもなかったことから、本件事業を施行するために、収用手段を実施すべき公益上の必要性も認められる。したがって、本件事業は法20条4号に該当している（控訴）。

イ 内海ダム再開発事業認定処分取消請求事件（以下「第1事件」という。）、内海ダム再開発工事収用裁決等取消請求事件（以下「第2事件」という。）（高松地裁平成21年（行ウ）第9号、平成22年（行ウ）第13号、平成26年10月6日判決）

第1事件は、Z1ら（香川県及び小豆島町、第1事件被告参加人ら）が起業

者となっている「二級河川別当川水系別当川内海ダム再開発工事並びにこれに伴う県道及び町道付替工事」(以下「本件事業」という。)の土地収用対象地(以下「本件収用地」という。)内の土地所有者等及び立木所有者であるX₁ら(第1事件原告ら)が、四国地方整備局長が土地収用法(以下「法」という。)に基づいてした本件事業に係る事業認定(以下「本件事業認定」という。)に関し、本件事業による再開発後の内海ダム(以下「新内海ダム」という。)は治水及び利水の点に鑑みても不必要であり、他方で、本件事業の起業地(以下「本件起業地」という。)の地質の安全性には問題があり、また、本件事業によって本件起業地周辺の景観が損なわれるなどの理由により、本件事業認定は法20条3号に違反するとして、Y₁(国、第1事件被告)に対し、本件事業認定の取消しを求めたものである。

第2事件は、本件事業認定に係る権利取得裁決及び明渡裁決(以下、各裁決を併せて「本件収用裁決」という。)の対象とされた土地の所有者及び同土地内の立木や看板の所有者であるX₁ら(第2事件原告ら)が、香川県収用委員会が法に基づいてした本件収用裁決に関し、本件事業認定に係る違法を承継するとして、Y₂(香川県、第2事件被告)に対し、本件収用裁決の取消しを求めたものである。なお、第2事件においても、Z₁らが被告参加人となっている。

本判決は、要旨、第1事件について下記①及び②のとおり、第2事件について下記③及び④のとおり、それぞれ判示して、第1事件原告らのうち一部の者についてその訴えを却下し、その余の各事件原告らの請求をいずれも棄却した。

①(第1事件原告らの原告適格の有無)第1事件原告らのうち、環瀬戸内海会議から立木を買い取り、その立木を譲り受けたと認められる者には原告適格が認められるが、環瀬戸内海会議から立木を譲り受けたことを認定することができない者には、原告適格は認められない。②(法20条3号の要件該当性)現在の内海ダムの治水機能や別当川の流下能力では、既往最大である台風と同程度の降雨量を安全に流下させることはできないから、別当川では治水対策の必要があり、この点、新内海ダムにより洪水調節を行うとともにわずかな区間で河道改修を行うことによって、既往最大である台風と同程度の降雨量を安全に流下させることが可能になるから、本件事業には治水面での有効性が認められる。小豆島町では給水人口の減少が予測されたとはいえ、安全水源だけでは1日最大給水量を賄えない状況で、渇水時に河川の流水がほとんど見られなくなってしまおうという別当川の流況からも、新規の水源の確保が必要であり、この点、新内海ダムによる利水効果により必要な流量の確保が可能になるから、本件事業には利水面での有効性が認められる。新内海ダムについて、ダムサイトの地質が強度や透水性の点で問題がなく、その構造については河川施設構造令等の各種基準に適合し、新内海ダムと同様の基準で設計された重力式コンクリートダムについて地震によって安全性に問題が生じるような被害が確認され

ていないことを考慮すると、新内海ダムが安全性を欠いているとはいえない。景観について、景観委員会において周辺地域の自然景観と調和を図るという観点から、新内海ダム下流側からの景観だけでなく、上流側である寒霞渓山頂からの景観についても検討がなされ、これらについては学識経験者や地域の景観や自然に携わる者で構成された同委員会においておおむね賛同を得られていたことに加え、本件起業地が寒霞渓自体ではないことに鑑みれば、Z₁らが本件事業認定までに行った景観への配慮が不十分であったと認めることはできない。また、本件事業については、環境影響評価の対象になっていないことに加え、香川県が行った環境調査によっても、希少な動植物の生息・生育環境に大きな影響を与えるような結果は確認されておらず、存在が確認された重要種についても移植やモニタリング等を行うこととされていたというのであるから、Z₁らが本件事業認定までに行った環境や生物多様性への配慮が不十分であったと認めることはできない。以上より、本件起業地が本件事業の用に供されることによって得られる公共の利益は、これによって失われる利益に優越しているとして、本件事業が法20条3号の要件に該当すると判断した第1事件の処分行政庁の判断に裁量権の逸脱、濫用はないというべきである。

③（第2事件原告らの原告適格の有無）第2事件原告らは、環瀬戸内海会議から立木を譲り受け、その立木を所有していたと認められるから、いずれも原告適格が認められる。④（本件事業認定の法20条3号の該当性及び本件取用裁決への違法性の承継）本件事業認定に違法はないから、違法性の承継について判断する必要はない（確定）。

(5) 運輸行政関係

鉄道運賃変更命令等、追加的併合申立控訴事件（東京高裁平成25年（行コ）第187号、平成26年2月19日判決）

本件は、東京都葛飾区の甲駅と千葉県印西市の乙駅の間を走行する北総線の沿線に居住するX₁（原告・控訴人）らが、北総線の運賃が不当に高額であるなどとして、国土交通大臣が平成22年2月19日付けで鉄道事業法15条1項に基づき鉄道会社ら（A鉄道ないしC鉄道）に対してした①A鉄道及びB鉄道がC鉄道との間で設定した鉄道線路使用条件認可処分の取消し、②同法23条1項4号に基づく上記使用条件変更命令の義務付け、③運輸大臣（当時）が平成10年9月4日付けで平成11年法律第49号による改正前の鉄道事業法（以下「改正前鉄道事業法」という。）16条1項に基づきA鉄道に対してした北総線の旅客運賃変更認可処分の無効確認、④同処分の取消し、⑤鉄道事業法23条1項1号に基づく北総線の旅客運賃等上限変更命令の義務付け及び同法16条5項1号に基づく北総線の旅客運賃変更命令の義務付け、⑥国土交通大臣が平成22年2月19日付けで同条1項に基づきC鉄道に対してした同社が運営する成田空港線の旅客運賃上限認可処分の取消し、⑦同法23条1項1号に基づく成田空港線の旅客運賃等上限変更命令の義務付

け及び同法16条5項1号に基づく成田空港線の旅客運賃変更命令の義務付けを求めたものである。

1 審判決（東京地裁平成25年3月26日判決）は、要旨以下のとおり判示して、一部の訴え（上記①、②、④、⑥及び⑦）を却下し、その余の請求を棄却した。

改正前鉄道事業法16条1項又は鉄道事業法16条1項に基づく旅客運賃認可処分の原告適格について検討すると、鉄道事業法は、改正の前後を通じて「利用者の利益の保護」を目的として掲げるなどしており、同認可処分においても、根拠規定の趣旨並びに他の規定及び関連法令の仕組みから「利用者の利益の保護」を図っているといえる。そして、通勤や通学等のために日常的に鉄道を利用する者にとっては、旅客運賃認可処分が違法にされた場合、通勤や通学が不可能になったり、住居を移転せざるを得なくなるなど日常生活の基盤を揺るがすような重大な損害が生じかねない。したがって、少なくとも居住地から日々の通勤や通学等の手段として反復継続して日常的に鉄道を利用している者が有する利益は、「法律上保護された利益」に該当する。よって、X₁らは、上記③④⑤の訴えについて、原告適格を有する。他方、X₁らは、A鉄道に対して旅客運賃を支払っており、C鉄道に対して支払っているものではないから、上記⑥⑦の訴えについては「法律上の利益」が認められず原告適格を有しない。鉄道事業法15条1項に基づく鉄道線路使用条件認可処分の原告適格について検討すると、同処分は、飽くまでも鉄道事業者相互間の関係を規律するものであるから、鉄道事業の適正な運営を阻害しない限り、鉄道線路使用条件の内容を原則として鉄道事業者相互間の調整に委ねたものであると解され、また、その認可処分を行うに当たり、鉄道利用者に何らかの手續関与の機会が付与されていることをうかがわせる規定は見当たらないから、同項に基づく鉄道線路使用条件設定認可処分によって、鉄道利用者が「法律上保護された利益」を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれがあるとは認められず、鉄道利用者は、上記①②の訴えについては原告適格を有しない。

上記③の訴えについて、北総線の旅客運賃は、全ての旅客に同様に適用されるものであり、特定の旅客によって異なるものではないから、「特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと」（改正前鉄道事業法16条2項2号）との要件に該当し、また、当時の運輸省が定めた原価算定要領ののっとり行われており、「能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること」（同項1号）との要件にも該当するから、上記認可処分に違法はない。上記④の訴えは、出訴期間を徒過してされた不適法なものである。上記⑤の訴えについて、X₁らは、旅客運賃を支払って、居住地から反復継続して日常的に北総線を利用している者であるから、違法に高額な旅客運賃が設定された場合、通勤や通学が不可能となったり、住居を移転せざるを得なくなるなど日常生活の基盤を揺るがすような損害が生じかねないところ、これを事後的な金銭賠償等により救済することは容易ではない。そうすると旅客運賃上限等の変更

命令がされないことにより、X₁らに「重大な損害を生ずるおそれ」があると認められるから、上記変更命令の義務付けを求める訴えは適法であるが、国土交通省が定めた原価算定要領に基づけば、現時点において、A鉄道の旅客運賃が、鉄道事業法16条2項に規定する「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えるものとなっているとは認められないから、A鉄道に対して旅客運賃上限等の変更を命ずべき理由はない。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、上記⑥⑦の訴えにつき原告適格を認めたとほか、原審の判断をおおむね維持して、X₁らの控訴を棄却した。

X₁らは、日常的に北総線区間内において列車を利用するについて、直接的にはC鉄道に対して旅客運賃を支払っているわけではないものの、成田空港線の北総線区間を利用する旅客はA鉄道が販売する乗車券を購入することと定められているのは、事務処理の便宜からされたものと解される。そうすると、上記区間の旅客運賃は上記⑥の処分によっても規定されているものといえるので、日常的に同区間の鉄道を利用しているX₁らは、上記⑥⑦の訴えについても、原告適格を有する。また、鉄道事業法16条5項1号は、「特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするとき」に旅客運賃等の変更命令を発令することができると定めていることに照らすと、こうした差別的取扱いを受ける鉄道利用者の利益を直接に保護していないと解することは困難である（上告・上告受理申立て）。

(6) 法務行政関係

ア 民法750条を改正しないことについての損害賠償請求控訴事件（東京高裁平成25年（ネ）第3821号，平成26年3月28日判決）

本件は、X₁（原告・控訴人）らが、婚姻に際して夫婦の一方に氏の変更を強いる民法750条は、①憲法13条及び24条により保障されている権利を侵害し、また、②女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（昭和60年条約第7号。以下「女子差別撤廃条約」という。）に違反することが明白であるから、国会は民法750条を改正することが必要不可欠であるにもかかわらず、何ら正当な理由なく長期にわたって立法措置を怠ってきたことから、当該立法不作為は国賠法1条1項の違法な行為に該当すると主張して、Y（国、被告・被控訴人）に対し、慰謝料合計600万円の支払を求めたものである。

1審判決（東京地裁平成25年5月29日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

（①について）仮に民法750条を改廃しないことが憲法の規定に違反するものであるとしても、そのゆえに国会議員の立法不作為が直ちに国賠法1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けるものではなく、国会議員の立法過程における行動が個別の国民に対して負う職務上の法的義務に違背したというためには、婚姻に際し婚姻当事者の双方が婚姻前の氏を称する権利が憲法上保障されており、その権利行使のために選択的夫婦別氏制度を採用することが必要不可

欠であって、それが明白であり、国会議員が個別の国民に対し選択的夫婦別氏制度についての立法をすべき職務上の法的義務を負っていたにもかかわらず、正当な理由なく長期にわたってこれを怠っているといえる場合であることを要するところ、婚姻に際し、婚姻当事者がいずれも婚姻前の氏を称する権利が憲法上保障されているということはできないから、憲法を根拠とするX₁らのYに対する請求は理由がない。(②について)特定の条約が、国内法による補完ないし具体化といった措置を執ることなく直接個人の所属国に対する権利を保障するものとして国内の裁判所において適用可能であるというためには、当該条約によって保障される個人の権利内容が条約上具体的で明白かつ確定的に定められており、かつ、条約の文言及び趣旨等から解釈して、個人の権利を定めようという締約国の意思が確認できることが必要であると解するのが相当であるところ、女子差別撤廃条約2条(f)、16条1項(b)及び(g)が締約国の国民個人が保有する具体的権利の内容が明白かつ確定的に定められ具体化する法令の制定を待つまでもなく、国内的に執行可能なものであるということではできず同条約16条1項(b)及び(g)が、我が国の個々の国民に対し、直接権利を付与するものとはいえず、また、婚姻に際し、婚姻当事者の双方が婚姻前の氏を称する権利を保障するものであるともいえないから、女子差別撤廃条約を根拠とするX₁らのYに対する請求は理由がない。

本判決は、①について要旨以下のとおり付加したほか、原審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却した。

何人も自己の意思に反した婚姻を強制されたり、婚姻が当事者以外の第三者の意思によって妨げられないことはいうまでもないが、憲法24条は、家族に関する諸事項について、憲法14条の平等原則が浸透していなければならないことを立法上の指針として示し、その実現を法律に委ねている規定であるから、憲法24条によって直接、何らの制約を受けない「婚姻の自由」が保障されると解することはできない。そして、民法750条は、婚姻後に称する氏につき、婚姻しようとする男女間の自由かつ平等な協議の結果に基づき届け出ることを定めた規定にすぎず、その立法目的である家族の一体感の醸成ないし確保等には正当性が認められるとともに、同目的を一定限度で促進する効果があること、夫婦同氏は旧来から社会的に受容されてきており、現時点でもなお国民の支持を失っていないこと等に照らすと、手段の相当性も認められるから、憲法24条が示した上記立法上の指針からみても、民法750条が憲法24条に反するものとはいえない(上告・上告受理申立て)。

イ 発信不許可処分取消請求控訴事件(大阪高裁平成26年(行コ)第107号、平成26年11月14日判決)

本件は、死刑確定者として大阪拘置所に収容中のX(原告・被控訴人)が、Xが書いた原稿(以下「本件原稿」という。)が同封された訴外A宛ての信書(以

下「本件信書」といい、本件原稿と併せて「本件信書等」という。)の発信を申請したところ、大阪拘置所長が同申請を不許可(以下「本件不許可処分」という。)としたことから、本件不許可処分の取消しを求めたものである。

1審判決(大阪地裁平成26年5月22日判決)は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を認容した。

①(刑事収容施設法139条1項該当性)Xは、本件信書が再審請求に必要な費用を捻出するために本件原稿を出版社に送付することを依頼するものであるから、刑事収容施設法(以下「法」という。)139条1項2号所定の訴訟の遂行のため発受する信書に該当すると主張するが、訴訟費用を捻出することを目的とした活動が同号にいう「訴訟の遂行」に該当するということではできず、ほかに本件信書が同号所定の信書に該当すると認めるべき事情はうかがえないから、本件信書は、同号により発信を許すべき信書とは認められない。また、本件信書は、同項1号又は3号により発信を許すべき信書とも認められない。以上から、本件信書は、法139条1項により発信を許可すべきものには当たらない。②(法139条2項該当性)本件信書の目的は、出版社に本件原稿を出版させることであると認められる。そうすると、本件信書の発信は、それ自体が自己の思想内容を直接公衆に対して発表するものではないものの、その発表の手段を得るためのものであるから、本件信書の発信には、憲法21条1項の保障が及ぶといわなければならない。本件信書の発信を必要とする事情が認められる。また、本件原稿の送付を受けた出版社が本件原稿を出版するとの回答をしない場合と、Xが出版社に本件原稿を送付することが許されない場合とでは、いずれの場合も本件原稿を出版できないことには変わりはなく、それぞれの場合にXが受ける精神的苦痛の質や程度に大きな差異が存するとは認め難い。そうすると、本件信書を発信することにより、本件信書を発信しなかった場合に比べてXがより大きな精神的苦痛を受けるおそれがあるとは認められないから、本件信書の発信により規律及び秩序を害するおそれがあるということではできない。以上より、本件信書は法139条2項に該当する。なお、Y(国、被告・控訴人)は、Xとの外部交通を許可する方針とされている訴外Aを介して、外部交通を許可する方針とされていない出版社へ本件信書を発信することを許可すると、信書の発受を制限した趣旨に反する事態を招来する旨主張するが、かかる大阪拘置所の内部処遇規程で定める取扱いは、死刑確定者に対する信書の発受を円滑、迅速に判断するためという専ら刑事収容施設の運営上の便宜を図るものにはすぎないから、法139条2項に該当する信書について、信書の実質的な宛先が大阪拘置所長の決裁を受けていない者であるとの理由で発信を不許可とするとは許されない。

本判決は、上記①(法139条1項該当性)について、おおむね1審と同様に判示して、本件信書は法139条1項により発信を許すべき信書とは認められな

いとしたほか、上記②（法139条2項該当性）について要旨以下のとおり判示して、原判決を取り消し、Xの請求を棄却した。

法139条2項は、「その発受の相手方との交友関係の維持その他その発受を必要とする事情」と規定しているところからすると、同項によって、刑事施設の長の裁量による信書の発受が認められるためには、単に、死刑確定者が信書の発受を望んでいるというだけでは足りず、これを許すことが、社会通念上、必要というべき事情がなければならぬと解するのが相当である。本件原稿については、これを出版することに関して、Xと出版社との間で何らかの折衝が行われた形跡は見当たらず、本件原稿の内容は、X自身が経験するなどしたとする具体的なエピソードを交えつつ、元内閣総理大臣を誹謗中傷する趣旨のものが中心であり、その中には、犯罪被害者を批判する記載や、他民族を侮辱、蔑視する記載や、わいせつな表現等が多数含まれていたことからすると、仮に、本件信書の発信が許されて、出版社において本件原稿を受領することとなったとしても、出版社が、それをXの手記として出版する可能性が高かったということもできない。したがって、本件において、社会通念上、本件信書の発信について必要というべき事情があるということではできないから、本件不許可処分には、その裁量の範囲を逸脱した違法があるということではできない（上告）。

ウ 国家賠償等請求事件（ガーナ人強制送還訴訟）（東京地裁平成23年（ワ）第25874号、平成26年3月19日判決）

本件は、ガーナ人男性が退去強制令書に基づく強制送還中に、成田国際空港内で死亡したのは、執行担当官であった東京入国管理局職員らによる、過剰な有形力の行使によるものであるとして、同男性の妻であるX₁及びガーナ在住の同男性の母であるX₂（いずれも原告。以下、両者を併せて「X₁ら」という。）が、国賠法1条1項に基づき、Y（国、被告）に対し、それぞれ約6,820万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求について、それぞれ約250万円及び遅延損害金の支払を求める限度でこれを認容した。

①（ガーナ人男性の死因及び制圧行為と死亡との因果関係について）ガーナ人男性は、口に猿ぐつわ様にタオルを噛まされて声も出せない状態になり、航空機の座席に座らされた上で金属手錠と結束バンドで両手首を腰の前に固定され、膝に顔が近づく位に深く前屈みの体勢を強制的に取らされたという入国警備官らによる制圧行為によって、窒息死したものと認められる。②（入国警備官らの制圧行為の違法性について）抵抗が収まってきたガーナ人男性に対し、危険な猿ぐつわがされているにもかかわらず、その呼吸の状態を確認しながら安全を確保できない体勢となる前屈みの体勢を強制したことは、これによる制圧行為の危険性の大きさが、制圧の必要性、相当性を明らかに越えるものであり、違法である。③（過失相殺及び損害について）違法な制圧行為を自ら誘発

したガーナ人男性の過失を考慮した過失相殺により、Yが賠償すべき損害額は、2分の1の限度にとどまる。逸失利益は、ガーナ国でガーナ人男性が得られたであろう収入を基礎として算定すべきである（双方控訴）。

Ⅱ 長期間にわたって単独室である居室棟内で矯正処遇等が行われたことにより精神的苦痛を被ったとする受刑者からの損害賠償請求事件（広島地裁平成24年（ワ）第397号、平成26年3月28日判決）

本件は、広島刑務所に収容されていたX（原告）が、約7か月間にわたって、居室を単独室に指定され、矯正処遇等を居室棟内で行われた刑務所長の措置（以下、このような処遇形態を「昼夜居室処遇」という。）により、精神的苦痛を被ったとして、Y（国、被告）に対し、国賠法1条1項に基づき、慰謝料等220万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

①（憲法違反の主張について）受刑者が他の受刑者と接触する利益が憲法上保障されている権利であるか否かはともかくとして、平成18年法務省矯正訓第3321号大臣訓令及び当該大臣訓令の制定を受けて発出された平成18年5月23日付け法務省矯正第3322号矯正局長依命通達（以下「第3322号依命通達」という。）に従って制限区分第4種に指定された受刑者につき、昼夜居室処遇を行うことにより、第3322号依命通達記6の限度で他の受刑者との接触の機会を制限することになったとしても、それが直ちに憲法13条に違反するものとは評価できないし、刑事収容施設規則49条5項が憲法13条に違反するものとも評価できない。

②（刑事収容施設法違反の主張について）制限区分第4種指定に基づく昼夜居室処遇は、隔離の制度を定めた刑事収容施設法の趣旨を潜脱するものであると評価できないし、そうである以上、同法88条の授權の範囲を超えた違法なものであるとも評価することはできない。刑事施設の長は、隔離の要件を充足しない限り、受刑者を制限区分第4種に指定し、昼夜居室処遇とすることが許されないとはいえない。

③（市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「国際人権B規約」という。）違反の主張について）制限区分第4種指定に基づく昼夜居室処遇が「拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い」（国際人権B規約7条前段）に該当するとは解されず、「人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重」（同規約10条1項）しない取扱いに該当するとも解されない。

④（Xを本件昼夜居室処遇としたことに係る本件刑務所長の裁量権逸脱、濫用の有無について）Xが本件刑務所に収容された平成18年12月14日から本件昼夜居室処遇が開始された平成21年10月30日までの間、Xは、〈1〉同室の受刑者から威圧を受けた、〈2〉そのことが頭にあり、工場では作業ができなかった、〈3〉同じ工場に配役されている受刑者に対し、密書がまわってきて、工場から出て行くように言われたなどとして、反社会的集団に属する受刑者等から威

圧を受けているなどと訴え、共同室での生活や生産工場での刑務作業を何度も拒んでいたことが認められ、かつ生産工場での就業に消極的な姿勢を示していたところである。こうした事情を勘案すると、本件刑務所長が、Xにつき、直ちに生産工場へ配役し、集団処遇を行なうことはできないと判断したことについては、決して不当であるとはいえない。また、Xを配役する工場の調整に時間を要したという点は、本件昼夜居室処遇の開始から約7か月が経過するまでXの制限区分の再評価を行うことができなかったこともやむを得ないとする事情に当たるといふべきであるから、本件刑務所長が、Xにつき「集団処遇が困難な状況」にあると評価して、約7か月にわたり（本件）昼夜居室処遇としたことについても、合理的な根拠を欠き、著しく妥当性を欠くものであったとまでは評価できない（控訴）。

(7) 選挙関係

ア 帰化日本人投票制限国家賠償請求上告・上告受理事件（最高裁平成25年（オ）第965号、同年（受）第1177号、平成26年5月26日第一小法廷決定）

本件は、X（原告・控訴人・上告人兼申立人）が平成21年7月23日に帰化して日本国籍を取得し、同年8月12日に住民登録されたが同月30日施行の衆議院議員総選挙において、公職選挙法21条1項所定の住民票が作成された日から引き続き3か月以上住民基本台帳に記録されていることという要件（継続居住要件）を欠くことを理由に同選挙で投票できなかったことから、継続居住要件を削除するなど、選挙直前に帰化して日本人となった者が選挙権を行使できるように同法の改正をすべきであるのにこれを怠った違法があるとして、国賠法1条1項に基づき、金100万円の慰謝料等の支払を求めたものである。

1審判決（東京地裁平成24年1月20日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

①（公職選挙法21条1項の憲法適合性について）同項の3か月記録要件の立法目的は、不正投票の防止、並びに正確な名簿調製のための事務処理期間の確保及び手続の円滑・迅速な実施を図ることであり、これらの目的は選挙権の公正を図るための目的として、選挙権の制限目的として正当性を有し、継続的記録要件を課すことは選挙の公正を確保するためにやむを得ず、立法目的に照らし必要最小限の制限であるといえる。なお、公職選挙法21条1項は、帰化者だけでなく、国内に居住する日本国民に全て適用されるものであり、帰化者の選挙権行使だけを不当に剥奪したものではないことから、同項の規定は、国民の選挙権の行使を制限するものであるが、選挙の公正を確保するためにやむを得ない事由があるといえるから合憲である。②（国賠法1条1項の違法性について）公職選挙法21条1項の3か月記録要件については、国会において、3か月の記録期間の短縮が本格的に議論された形跡はなく、また、帰化者の選挙権行使の制限に対する代替措置等については、国会で議論された形跡もない。した

がって、3か月の記録期間を短縮することや帰化者の選挙権行使の制限に対する代替措置等が必要不可欠であることが、国会において明白であり、正当な理由なく長期にわたってこれを怠った場合に当たるということはできない。

2審判決（東京高裁平成25年2月19日判決）は、以下のとおり判断を付加するほか、1審の判断を維持、Xの控訴を棄却した。

①（3か月記録要件の合憲性判断基準について）Xは、日本国民でありながら一時的に選挙権を行使することができないことに変更はないとして、最高裁平成17年9月14日大法廷判決にいう「国民の選挙権又はその行使を制限する」ことに当たると主張するが、日本国民でありながら、全ての選挙の全部又は一部につき選挙権の行使が排除される場合と、限定された期間において選挙権の行使が排除される場合とを、その相違を一切捨象して当然に同列に論じなければならぬとは断じ得ず、本件が問題とされる事柄は、上記大法廷判決の事案とは異なる点があることからすれば、同判決が掲げた基準の適用については更に検討を要するものであり、これを当然に適用すべきものであるとするXの主張は採用し難い。②（3か月記録要件の合理性等について）もとより選挙権は最も重要な基本権ではあるが、その具体的な内容や行使方法は、選挙に関する具体的な法律制度によって形成されるべきものであるから、立法目的の実現を目指して構築された制度による制約を伴う場合があることは否定し難いところ、国会が国民の選挙権の適正な行使を実現するために具体的に構築した制度が、憲法において与えられた裁量権の行使として合理性を有するもので、それによって選挙権の行使の機会について一定の限度で制約が生じざるを得ないとしても、その制約の程度が深刻なものではなく、選挙権の重要性に照らして許容し得るものにとどまるのであれば、憲法に反するとはいえない。

最高裁判所は、Xの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

イ 平成25年7月21日に施行された参議院議員通常選挙のうち比例代表選出議員の選挙について管理執行に無効原因があるとする選挙無効請求上告・上告受理事件（最高裁平成26年（行ツ）第96号，同年（行ヒ）第101号，平成26年7月9日第二小法廷決定）

本件は、平成25年7月21日に施行された参議院（比例代表選出）議員選挙の選挙人であったX（原告・上告人兼申立人）が、相模原市中央区開票区内の投票所において、同選挙の投票記載台に選挙区選挙候補者の氏名が誤って掲示されたことにより、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあるなどとして、Y（中央選挙管理会、被告・被上告人兼相手方）に対し、同選挙の無効を求めたものである。

1審判決（東京高裁平成25年12月9日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

①（氏名誤掲示による選挙規定違反について）Xは、氏名誤掲示のある間に373名の選挙人が投票を行ったところ、自由民主党の18番目の当選者と19番目で落選した次点者との得票差が344票であることをもって、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に当たる旨主張するが、相模原中央区開票区において、上記選挙の名簿登載者の氏名が記載された投票1万5880票のうち、次点落選者に対する投票は148票であって、その割合は僅か0.9パーセント程度であり、更に相模原市中央区開票区を除いた全国の投票における同選挙の名簿登載者の氏名が記載された投票1413万6021票のうち、次点落選者に対する投票は7万6681票であって、その割合は僅か0.5パーセント程度であることからすれば、上記373名のうち、次点落選者に投票した可能性のある者は、1名にも達しないと推測されるから、上記選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に当たらない。

②（18歳及び19歳の国民に選挙権を与えないことによる上記選挙の違憲無効について）憲法上、選挙権を含む選挙に関する事項の決定は、原則として立法府である国会の裁量の権限に委ねられているところ、民法は「年齢二十歳をもって、成人とする。」（4条）と定め、公職選挙法9条1項は「日本国民で年齢満二十年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。」と定めている。そして、我が国においては、二十歳をもって成人とすることが広く社会一般に受け入れられ、これが永年にわたり社会共通の認識として浸透しているところであり、上記各法律の定めが、我が国の社会一般における成年についての解釈と乖離するところはないから、国会の裁量の範囲を逸脱し、また裁量権を濫用するものではなく、憲法に違反しない。

③（受刑者の選挙権を一律に制限したことによる上記選挙の違憲無効について）公職選挙法11条1項2号は「禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者」を、同3号は「禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）」をいずれも選挙権及び被選挙権を有しない者と定めている。これは犯罪行為を犯し、裁判所において有罪とされ禁錮以上の刑を科せられた者については、選挙権及び被選挙権を与えることが適当でないとして、いわば制裁の一つとして、欠格事由を定めたものであり、一応の合理的理由がある。そうすると、上記規定が、上記②に示した国会の裁量の範囲を逸脱し、また裁量権を濫用するものでないことは明らかであるから、憲法に違反しない。

本決定において、最高裁判所は、Xの上告理由について要旨以下のとおり判示したほか、Xの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないと、上告を棄却し、上告受理申立てを不受理とした。

公職選挙法204条の選挙無効訴訟は、同法において選挙権を有するものとされている選挙人らによる候補者に対する投票の結果としての選挙の効力を選挙

人又は候補者が無効原因の存在を主張して争う争訟方法であり、同法の規定において一定の者につき選挙権を制限していることの憲法適合性については、当該者が自己の選挙権の侵害を理由にその救済を求めて提起する訴訟においてこれを争うことの可否はおくとしても、同条の選挙無効訴訟において選挙人らが他者の選挙権の制限に係る当該規定の違憲を主張してこれを争うことは法律上予定されていない。したがって、選挙人が同条の選挙無効訴訟において同法205条1項所定の選挙無効の原因として同法9条1項並びに11条1項2号及び3号の規定の違憲を主張し得るものとはいえない。

ウ 平成25年7月21日に施行された参议院（選挙区選出）議員通常選挙無効請求上告事件（最高裁平成26年（行ツ）第78号，同第79号，平成26年11月26日大法廷判決）

本件は、平成25年7月21日に施行された参议院議員通常選挙（以下「本件選挙」という。）について、岡山県選挙区の選挙人であるX₁（原告・被被告人）らが、平成25年法律第68号による改正前の公職選挙法14条、別表第3の参议院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定（以下「本件定数配分規定」という。）、は、人口分布に比例しておらず憲法に違反し無効であるとして、これに基づき施行された本件選挙の上記選挙区選挙の無効を求めたものである。なお、本件選挙当日の選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の最大較差は、1対4.77であった。

1審判決（広島高裁岡山支部平成25年11月28日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を認容し、岡山県選挙区における選挙を無効とした。

平成22年の前回選挙後、平成24年法律第94号（以下「平成24年改正法」という。）により、4つの選挙区において議員定数を4増4減する内容の改正がされたが、投票価値の不平等状態は依然として継続し、その不平等さは甚だ顕著であって、本件定数配分規定は、本件選挙当時、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていると認められる。また、国会は、遅くとも、平成19年選挙について判示した最高裁平成21年9月30日大法廷判決の言渡しがされた日から、参议院議員の選挙制度の抜本的改革を内容とする立法的措置を講じなければならぬ責務があったといえるところ、同判決から本件選挙までの間、約3年9か月の期間が存在したにもかかわらず、平成24年改正法による上記改正にとどまり、選挙制度の改革に真摯に取り組んでいたとはいえず、本件選挙までの間に、投票価値の著しい不平等状態を是正する案を国会に上程すらできなかったことについて合理的な理由があるとはいえないから、本件定数配分規定は、憲法に違反し無効であって、同規定に基づいて施行された本件選挙のうち岡山県選挙区における選挙も無効とすべきである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、原審各判決を破棄し、X₁らの請求をいずれも棄却した。

①最高裁平成24年10月17日大法廷判決(以下「平成24年大法廷判決」という。)
において、平成22年選挙当時の定数配分規定の下での選挙区間の投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態であると評価されるに至っており、この状態を解消するためには、一部の選挙区の定数の増減にとどまらず、選挙区選出選挙制度の仕組み自体の見直しが必要であるところ、平成24年改正法による定数の4増4減の措置は、選挙制度の仕組みを維持して一部の選挙区の定数を増減するにとどまり、現に選挙区間の最大較差については上記改正の前後を通じてなお5倍前後の水準が続いていたのであるから、上記の状態を解消するには足りないものであったといわざるを得ない。したがって、平成24年改正法による改正後も、本件選挙当時に至るまで、同改正後の定数配分規定(本件定数配分規定)の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、平成22年の通常選挙当時と同様に違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものというべきである。

②〈1〉参議院議員の選挙における投票価値の不均衡につき違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていると国会が認識したのは、上記の状態に至っていると、その解消のために選挙制度の仕組み自体の見直しが必要であるとする判断が示された平成24年大法廷判決の言渡しがされた平成24年10月17日であったというべきであるところ、同時点から本件選挙の施行までの期間は、約9か月にとどまるものであること、及び〈2〉それ以前にも最高裁大法廷の指摘を踏まえて参議院における選挙制度の改革に向けての検討が行われていたものの、それらはいまだ上記の状態に至っていると判断がされていない段階での将来の見直しに向けての検討にとどまる上、上記改革の方向性に係る各党派等の意見は区々に分かれて集約されない状況にあったことなどに照らすと、平成24年大法廷判決の言渡しから本件選挙までの上記期間内に、上記のように高度に政治的な判断や多くの課題の検討を経て改正の方向性や制度設計の方針を策定し、具体的な改正案の立案と法改正の手術と作業を了することは、実現の困難な事柄であったといえる。他方、国会においては、平成24年大法廷判決の言渡し後、本件選挙までの間に、平成28年に施行される通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い結論を得るものとする旨を附則に定めた平成24年改正法が成立し、参議院の検討機関において、上記附則の定めに従い、選挙制度の仕組みの見直しを内容とする法改正の上記選挙までの成立を目指すなどの検討の方針や工程を示しつつその見直しの検討が行われてきていることからすると、国会における是正の実現に向けた取組は、平成24年大法廷判決の趣旨に沿った方向で進められていたといえる。以上に鑑みると、本件選挙までの間に更に上記の見直しを内容とする法改正がされなかったことをもって国会の裁量権の限界を超えるものということとはできない。

③以上のとおり、本件選挙当時において、本件定数配分規定の下で、選挙区

間における投票価値の不均衡は、平成24年改正法による改正後も違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものではあるが、本件選挙までの間に更に本件定数配分規定の改正がされなかったことをもって国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということではない。

(8) 厚生行政関係

ア 障害基礎年金支給請求上告受理事件（最高裁平成24年（行ヒ）第259号、平成26年5月19日第二小法廷決定）

本件は、平成18年5月17日、社会保険庁長官に対し障害基礎年金保険給付支給の裁定請求を行い、平成8年10月に受給権を取得したとする裁定を受けたX（原告・控訴人・相手方）が、同年11月から平成13年3月までの4年5か月分の障害基礎年金（以下「本件不支給部分」という。）については消滅時効が完成したとして支給されなかったため、本件不支給部分合計約352万円及びこれに対する平成18年7月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求めたものである（控訴審において拡張した請求を含む）。

1審判決（名古屋地裁平成23年11月24日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

①（支払期日ごとに年金給付の支給を受ける権利（以下「支分権」という。）の消滅時効の起算点について）支分権の時効については、平成19年法律第111号による改正前の国民年金法に規定がないことから、会計法の適用を受け、その「権利を行使することができる時」（民法166条1項）、すなわち、権利の内容、属性自体によって権利の行使を不能ならしめる事由がなくなったときから5年を経過したときに、順次時効消滅する。そして、年金給付の支給事由が生じた後は、その受給権について社会保険庁長官の裁定がなくとも、支分権は、その支給事由が生じた日の属する月の翌月から支給を始めるべきものとして、順次発生していると観念でき、受給権者が裁定請求をしさえすれば、年金支給を受けることができるという意味において、その行使につき法律上の障害がないと認められるから、年金給付の支給事由が生じ、受給権が発生すれば、各支分権については、その支払期月をもって、「権利を行使することができる時」に当たる。

②（民法158条1項の類推適用等について）同項は、時効期間の満了前6か月以内に成年被後見人に法定代理人がないときは、成年被後見人が行為能力者になったとき、又は法定代理人が就職したときから6か月が経過するまでの間は、成年被後見人に対して、時効は完成しない旨規定しているところ、Xは本件不支給部分に係る消滅時効が満了する時点では、行為無能力者ではなかったことから、その消滅時効につき同項が適用される余地はなく、同項の類推適用等をすべき特段の事情も存しない。

2審判決（名古屋高裁平成24年4月20日判決）は、要旨以下のとおり判示して、1審判決を変更し、本件不支給部分全額及びこれに対する平成18年8月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度でXの請求を認容し、その余の請求を棄却した。

①（支分権の消滅時効の起算点について）国民年金法16条は、年金給付を受ける権利（基本権）について、受給権者の請求に基づき社会保険庁長官が裁定するものと規定しており、基本権について、同長官による裁定を受けて初めて年金の支給が可能となるから、裁定がされる前は、支分権についても、現実に給付を受けることはできない。したがって、裁定を受けていないことは、支分権の消滅時効との関係で、法律上の障害に当たり、時効の進行の妨げになる。そうすると、本件不支給部分についての消滅時効の起算点は、平成18年7月6日付けでされた裁定がXに通知された時点であり、同時点から本件訴えの提起（平成22年3月31日）までに5年の時効期間が経過していないから消滅時効は完成していない。

②（民法158条1項の類推適用等について）Xは、平成13年12月頃には、既に精神上の障害により事理弁識能力を欠く状況にあるか、又はそれに近い状況にあり、Xにおいて、自ら時効中断の措置を執り、あるいは、自らを成年被後見人とする後見開始の審判を申し立てることは、不可能であったといえ、このような事情において、時効の完成を認めることは、Xに著しく酷である。本件においては、同項を類推適用し、成年被後見人が就任した平成21年5月16日から6か月以内である同年11月2日、本件不支給部分の支払の催告がされ、その後、6か月以内に本件訴えが提起されたことが認められるから、本件不支給部分につき消滅時効は完成していない。

③（遅延損害金の起算点について）国民年金法18条3項本文及びただし書の規定により、本件不支給部分に係る障害基礎年金の支払期月は、本件裁定がされた月である平成18年7月になるものというべきであるから、Xは、上記支払期月の翌月の初日である同年8月1日から支払済みまでの遅延損害金の支払を求めることができる。

最高裁判所は、Y（国、被告・被控訴人・申立人）の上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告不受理決定をした。

イ 移送決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件（最高裁平成26年（行フ）第2号、平成26年9月25日第一小法廷決定）

本件は、X（国、申立人・相手方）が、本案訴訟（厚生労働大臣が徳島県内に居住するY（相手方・抗告人）に対して国民年金法による障害基礎年金の裁定請求を却下する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたため、YがXを相手にその取消しを求めて徳島地方裁判所に提起したもの）につき、管轄違いを理由に、行訴法12条4項により、Yの普通裁判籍の所在地を管轄する高松

高等裁判所の所在地を管轄する高松地方裁判所に移送することを申し立てたものであり、主たる争点は、特殊法人である日本年金機構（以下「機構」という。）の下部組織である徳島事務センター（以下「本件事務センター」という。）が行訴法12条3項にいう「事案の処理に当たった下級行政機関」に該当するか否かであった。

1審決定（徳島地裁平成26年3月27日決定）は、要旨以下のとおり判示して、Xの申立てを認容した。

本件の処分行政庁は厚生労働大臣であるところ、機構は、日本年金機構法（以下「機構法」という。）によって設立された特殊法人である。したがって、機構が、社会保険庁及びその地方支分局が行っていた業務について、厚生労働大臣の委託によって引き続き窓口として業務を行っているとしても、同機構をもって「行政機関」に該当するとは文言上言い難い。このことは、機構法54条並びに同法施行令3条1項及び2項において、機構を行政機関とみなす場合を限定列挙しているのに対し、本件処分又はその同種の処分に係る事務については、上記と同旨の規定が同法に置かれていないことから裏付けられる。すなわち、本件処分及びこれと同種の処分に係る事務については、機構及びその下部機関である事務センターを行政機関として認めることは困難であるから、本件事務センターは、行訴法12条3項所定の「行政機関」に該当しない。

これに対し、Yが即時抗告をしたところ、2審決定（高松高裁平成26年5月9日決定）も1審決定とおおむね同様に判示し、抗告を棄却したため、Yが抗告許可を申し立て、許可がされた。

本決定は、要旨以下のとおり判示して、Yの抗告を棄却した原決定を破棄し、本件を原審に差し戻した。

①行訴法12条3項の趣旨等に鑑みると、処分行政庁を補助して処分に関わる事務を行った組織は、それが行政組織法上の行政機関ではなく、法令に基づき処分行政庁の監督の下で所定の事務を行う特殊法人等又はその下部組織であっても、法令に基づき当該特殊法人等が委任又は委託を受けた当該処分に関わる事務につき処分行政庁を補助してこれを行う機関であるといえる場合において、当該処分に関し事案の処理そのものに実質的に関与したと評価することができるときは、同項にいう「事案の処理に当たった下級行政機関」に該当するものと解するのが相当である。

②機構は、政府が掌管する国民年金事業等に関し、国民年金法等に基づいて年金の給付を受ける権利の裁定に係る事務の委託を受けている。そして、厚生労働大臣が年金の給付を受ける権利の裁定を行うに当たっては、上記の裁定に係る事務の委託を受けた機構の下部組織である事務センターが機構法等の定めに従って裁定請求の審査を行い、機構の本部を経由して同大臣にその結果が報告されるものであること等に照らせば、事務センターは、法令に基づき機構が

委託を受けた上記の裁定に係る処分に関わる事務につき同大臣を補助してこれを行う機関であるということができる。したがって、機構の下部組織である事務センターは、機構法等の定めに従って厚生労働大臣による年金の給付を受ける権利の裁定に係る処分に関わる事務を行った場合において、当該処分に関し事案の処理そのものを実質的に関与したと評価することができるのであれば、行訴法12条3項にいう「事案の処理に当たった下級行政機関」に該当するものと解される。

③当該処分に関し事案の処理そのものを実質的に関与したと評価することができるか否かは、当該処分の内容、性質に照らして、当該組織の関与の具体的な態様、程度、当該処分に対する影響の度合い等を総合考慮して決すべきであるところ、当該組織において自ら積極的に事案の調査を行い当該処分の成立に必要な資料を収集した上意見を付してこれを処分行政庁に送付ないし報告し、これに基づいて処分行政庁が最終的判断を行った上で当該処分をしたような場合などは、当該組織の関与の具体的な態様、程度等によっては、当該組織は当該処分に関し事案の処理そのものを実質的に関与したと評価することができる。しかるところ、原審は、このような観点から本件事務センターが本件処分に関し事案の処理そのものを実質的に関与したと評価することができるか否かについて、何ら審理判断していない。したがって、上記の点について審理を尽くすことなく、本件事務センターが行訴法12条3項にいう「事案の処理に当たった下級行政機関」に該当しないとして本案訴訟がその所在地の裁判所の管轄に属しないものとした原審の判断には、審理不尽の結果、法令の解釈適用を誤った違法がある（差戻し後、Xが移送申立てを取り下げた。）。

ウ 生活保護開始決定義務付け等請求上告事件（永住外国人訴訟）（最高裁平成24年（行七）第45号，平成26年7月18日第二小法廷判決）

本件は、永住者の在留資格を有する外国人であるX（原告・控訴人・被上告人）が、大分市福祉事務所長から生活保護申請を却下する決定（以下「本件却下処分」という。）を受け、その審査請求に対して、大分県知事から、外国人に対する保護に関する決定には処分性が認められないとして却下裁決をされたことから、Y（大分市、被告・被控訴人・上告人）に対し、主的に、本件却下処分の取消し及び生活保護開始決定の義務付けを求め、予備的に、生活保護法に基づく保護の給付の訴え及びこれを受ける地位にあることの確認を求めたものである。

なお、控訴審において、Xは、予備的に「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）（以下「本件通知」という。）と題する通知に従った保護の義務付け及びXが本件通知に基づく保護を受ける地位にあることの確認を求める訴えを追加した。

1審判決（大分地裁平成22年10月18日判決）は、まず主位的請求のうち本件

却下処分を取消しを求める訴えについて、要旨以下のとおり判示し、本件却下処分には、〈1〉生活保護法に基づく申請に対してされた部分と、〈2〉同法に基づかない任意の行政措置としての生活保護の開始を求める趣旨の申請に対してされた部分とがあると分析した上、〈1〉については、その処分性を肯定した上で、その取消しを求める請求を棄却する一方、〈2〉の部分について、その処分性を否定し、その取消しを求める訴えを却下した（なお、主位的請求のうち、保護開始の義務付けを求める訴えは却下され、予備的請求はいずれも請求が棄却されている。）。

①外国人について生活保護法の適用はなく、このことは、永住資格を有する外国人についても同様であり、また、これが憲法25条等に反するものとも認められない。したがって、本件通知による外国人に対する生活保護の実施は、生活保護法を直接適用するものではなく、任意の行政措置として行なわれてきたものであり、その法的性質は贈与である。②一般に、外国人が行う生活保護申請には、外国人にも生活保護法の適用があるとの解釈を前提に同法に基づいて生活保護の開始を求める趣旨の申請と、生活保護法に基づかない任意の行政措置としての生活保護の開始を求める趣旨の申請とがあると解される。③本件却下処分のうち、生活保護法に基づく申請に対してされた部分については、原告の生活保護法に基づく申請に対し、申請人が日本国籍を有しなければならないとの要件に該当しないとの判断に基づいてされた却下処分であるから、法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であって、原告の権利義務又は法律上の地位に直接影響を及ぼす法的効果を有するものということができ、本件却下処分は処分性を有するものと認められる。しかしながら、外国人である原告に生活保護法の適用はなく、同法に基づく生活保護受給権は認められないから、原告が外国人であることを理由として却下した本件却下処分に誤りはない。④本件却下処分のうち、行政措置としての生活保護の開始を求める申請に対してされた部分については、生活保護法に基づく申請に対してされたものではなく、本件通知を根拠とした行政措置を求める申請に対してされたものであって、法を根拠とするものではない。そうすると、上記申請に対してされた本件却下処分は、法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使ではなく、原告の権利義務又は法律上の地位に直接影響を及ぼす法的効果を有するものでもないから、処分性は認められない。

2審判決（福岡高裁平成23年11月15日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xに生活保護法を適用して本件却下処分を同法に基づく処分であるとし、同人について保護を開始すべきであったとして、本件却下決定を取り消した（なお、主位的請求のうち義務付けの訴えについては、行訴法37条の2第1項の要件を満たさず不適法であるとして却下、予備的請求のうち給付の訴えについては、いまだ生活保護開始決定がされていない時点では受給権が発生していないから

理由がないとして棄却、確認の訴えについては、同法33条2項に鑑み、確認の利益がないから不適法であるとして却下した。)

生活保護法の改正、本件通知、難民条約批准に伴う法改正の経緯によれば、国は、難民条約の批准等及びこれに伴う国会審議を契機として、外国人に対する生活保護について一定範囲で国際法及び国内公法上の義務を負うことを認めたとすることができる。すなわち、行政府と立法府が、当時の出入国管理令との関係上支障を生じないとの認定の下で、一定範囲の外国人に対し、日本国民に準じた生活保護法上の待遇を与えることを是認したものであるということができ、換言すれば一定範囲の外国人において上記待遇を受ける地位が法的に保護されることになった。また、生活保護の対象となる外国人を永住的外国人に限定したことは、これが生活保護法の制度趣旨をその理由としているところからすれば、外国人に対する同法の準用を前提としたものと見るのが相当であり、生活保護法あるいは本件通知の文言にかかわらず、一定範囲の外国人も生活保護法の準用による法的保護の対象になるものと解するのが相当であり、永住的外国人であるXがその対象となる。そして、Xに対しても生活保護法が準用されるべきことは上記のとおりであり、同法に基づく本件却下処分は処分性が認められることは明らかである。また、Xには、生活保護法4条3項の「急迫した事由」が存在し、生活保護の受給要件を満たすから、本件却下処分は取り消されるべきである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Yが敗訴した本件却下処分を取り消す部分につき、2審判決を破棄し、Xの控訴を棄却した。

旧生活保護法は、その適用の対象につき「国民」であるか否かを区別していなかったのに対し、現行の生活保護法は、1条及び2条において、その適用の対象につき「国民」と定めたものであり、このように同法の適用の対象につき定めた上記各条にいう「国民」とは日本国民を意味するものであって、外国人はこれに含まれないものと解される。その後、同法の適用を受ける者の範囲を一定の範囲の外国人に拡大するような法改正は行われておらず、同法上の保護に関する規定を一定の範囲の外国人に準用する旨の法令も存在しない。したがって、生活保護法を始めとする現行法令上、生活保護法が一定の範囲の外国人に適用され又は準用されると解すべき根拠は見当たらない。また、本件通知は行政庁の通達であり、それに基づく行政措置として一定範囲の外国人に対して生活保護が事実上実施されてきたとしても、そのことによって、生活保護法1条及び2条の規定の改正等の立法措置を経ることなく、生活保護法が一定の範囲の外国人に適用され又は準用されるものとなると解する余地はない。これらのこと等によれば、外国人は、行政庁の通達等に基づく行政措置により事実上の保護の対象となり得るにとどまり、生活保護法に基づく保護の対象となるものではなく、同法に基づく受給権を有しない。そうすると本件却下処分

は、生活保護法に基づく受給権を有しない者による申請を却下するものであって、適法である。

エ 生活保護変更決定取消請求上告事件（老齢加算訴訟）（最高裁平成26年（行ツ）第214号，同年（行ヒ）第217号，平成26年10月6日第一小法廷判決）

本件は、北九州市に居住して生活保護法（以下「法」という。）に基づく生活扶助の支給を受けているX₁（原告・控訴人・被上告人・差戻審控訴人・上告人）らが法の委任に基づいて厚生労働大臣が定めた「生活保護法による保護基準」（昭和38年厚生省告示第158号）の数次の改定により、原則として70歳以上の者を支給対象とする生活扶助の加算（老齢加算）が段階的に減額、廃止されたことに基づいて、X₁らの住所地を所管する各福祉事務所長から生活扶助の支給額を減額する旨の保護変更決定を受けたため、保護基準の上記改定は憲法25条及び法56条等に違反するからこれに基づいてされた上記各変更決定も違法であるとして、それらの取消しを求めたものである。

1審判決（福岡地裁平成21年6月3日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

（保護基準の改定について）法56条1項の趣旨目的等に鑑みると、厚生労働大臣が保護基準を不利益に変更するためには「正当な理由」がなければならぬと解されるが、その理由が正当か否かの判断については、厚生労働大臣に一定の裁量権があるというべきであり、裁判所は、その理由の正当性に関する厚生労働大臣の判断が著しく合理性を欠き、裁量を逸脱・濫用したものといえるかを審査すべきものと解される。この点、老齢加算の減額、廃止に関する厚生労働大臣の判断は、生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般低所得者世帯の消費水準との比較において定められるべきであるとの考え方を前提に、①低所得者層の各単身高齢者の消費水準について、60歳から69歳の者と70歳以上の者とを比較すると、後者は前者を下回っていること、②低所得者層の70歳以上の単身無職の者の生活扶助相当消費支出額と70歳以上の者の老齢加算を除く生活扶助基準額を比べると、後者が前者を上回っていることを、その判断の資料としたものといえるが、このような考え方を前提に、①、②を理由として老齢加算を廃止することに著しく不合理な点は認められないことから、本件保護基準の改定が違憲、違法なものであるということとはできない。（法3条との関係について）厚生労働大臣による保護基準の改定が、法56条等に反し違法となるものではないとしても、老齢加算の減額、廃止後に原告らに対し実際に実施された保護が、その生活状況等に照らし、現実の生活条件を無視した著しく低いものである場合は、当該保護がその限度で法3条等に反し違法となることを免れないが、X₁らの生活が健康で文化的な生活水準を下回っているとまでは認め難いことから、Y（被告・被控訴人・上告人・差戻審控訴人・被上告人）らに対する保護が法3条等に反し違法であるとは認められない。

これに対し、2審判決（福岡高裁平成22年6月14日判決）は、要旨以下のとおり判示して、1審判決を取り消した上で、X1らの請求を認容した。

法56条の趣旨に鑑みれば、保護基準の改定については、その改定（不利益変更）そのものに「正当な理由」がない限り、これに基づく保護の不利益変更は同条に反し違法となるものと解される。本件保護基準の改定について、厚生労働大臣は、平成15年12月16日に発表された生活保護制度の在り方に関する専門委員会による生活保護制度の在り方についての中間取りまとめ（以下「中間取りまとめ」という。）の記述を判断の前提としているが、そのわずか4日後には、老齢加算を3年間かけて段階的に廃止すること等を予算として内示していることに照らせば、遅くとも平成15年12月20日までに、厚生労働大臣は、本件保護基準の改定を実質的に決定したものであるというべきである。そうすると、中間取りまとめで指摘された「加算そのものについては廃止の方向」及び「激変緩和の措置を講じるべき」といった重要な事項については、厚生労働大臣の本件保護基準の改定を決定するまでの過程において、既に老齢加算を前提とする保護を受けている被保護者が老齢加算の廃止によって被る不利益等が具体的に検討された上で、代替措置を執らないこと、3年という期間及び1年ごとの削減額が決定されたという形跡はない。そうすると、老齢加算の廃止は既に老齢加算を前提とする保護を受けている被保護者にとっては支給額の相当程度の減額を意味するところ、重要な事項について十分な検討等を行うことなく、中間取りまとめが老齢加算を廃止の方向で見直すべきであるとしたことなどの理由で行われた本件保護基準の改定は、考慮すべき事項を十分考慮しておらず、又は考慮した事項に対する評価が明らかに合理性を欠き、その結果、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いたものといえることができる。したがって、本件保護基準の改定は、裁量権の逸脱又は濫用として「正当な理由」のない保護基準の不利益変更であるから、法56条に反し違法となる。

これに対し、最高裁判所（平成24年4月2日第二小法廷判決）は、要旨以下のとおり判示して、原判決を一部破棄、差し戻した。

法56条の規定の趣旨や同法の構成上の位置づけに照らすと、同条にいう正当な理由がある場合とは、既に決定された保護の内容に係る不利益な変更が、同法及びこれに基づく保護基準が定めている変更、停止又は廃止の要件に適合する場合を指すものと解するのが相当であり、保護基準自体が減額改定されることに基づいて保護の内容が減額決定される本件のような場合については、同条が規律するところではない。また、保護基準中の老齢加算に係る部分の改定については、厚生労働大臣に専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権が認められ、厚生労働大臣が老齢加算を段階的に廃止した保護基準の改定は、①70歳以上の高齢者にはもはや老齢加算に見合う特別な需要が認められないとした同大臣の判断、②廃止に際して採るべき激変緩和措置は3年間の段階的な廃止が相

当であるとしつつ生活扶助基準の水準の定期的な検証を行うものとした同大臣の判断に専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権の範囲の逸脱又は濫用がある場合に、法8条2項に違反して違法となるところ、本件保護基準の改定は、専門委員会の間取りまとめの意見を踏まえた検討を経ていないものとはいえ、これと異なる見解に立って、上記各観点について何ら審理を尽くすことなく、本件保護基準の改定が裁量権の範囲の逸脱又はその濫用によるものとして違法であるとし、これに基づく本件各処分も違法であるとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

差戻審判決（福岡高裁平成25年12月16日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの控訴を棄却した。

老齢加算を廃止の方向で見直すべきであるとした中間取りまとめの提言は、統計等の客観的数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性において欠けるところはないものと認められる。そして、70歳以上の高齢者に老齢加算に見合う特別な需要は認められず、老齢加算を廃止した後における高齢者の生活扶助基準による生活が最低生活を維持するに足りない程度にまで低下するものではないとした厚生労働大臣の判断は、専門委員会の上記提言を考慮して行われたものであって、他にその判断の過程及び手続に過誤、欠落があると解すべき事情も見当たらないから、裁量権の範囲を逸脱し、又はその濫用があったということとはできない。

また、厚生労働大臣が、老齢加算の廃止に当たっての激変緩和措置として3年間にわたる段階的な減額、廃止という方策を採り、併せて生活扶助基準の水準の定期的な検証を行うとした判断は、中間取りまとめに沿った合理的なものであり、老齢加算受給者の有していた期待的利益にも一定の配慮をした合目的なものであったと認められるから、裁量権の範囲を逸脱し、又はその濫用があったということとはできない。

本判決は、上記差戻審の判断を維持し、X₁らの上告を棄却した。なお、最高裁判所は、本判決とは別に、同日付けの決定により、上告人2名の請求に関する部分について、同人らの死亡により訴訟が終了した旨宣言した。

オ 被爆者健康手帳申請却下処分取消等請求控訴・附帯控訴事件（福岡高裁平成24年（行コ）第41号，平成25年（行コ）第34号，平成26年1月23日判決）

本件は、長崎市に投下された原子爆弾に被爆したと主張するX（原告）が、長崎市長に対し、被爆者援護法2条1項に基づく被爆者健康手帳の交付申請及び同法27条2項に基づく健康管理手当の支給認定申請をしたところ、長崎市長が、入市事実を確認できないとして被爆者健康手帳交付申請却下処分及び健康管理手当認定申請却下処分（以下、上記各処分を併せて「本件各処分」という。）をしたため、本件各処分の取消し、長崎市長に対する被爆者健康手帳の交付の義務付け及び健康管理手当の支払を求めるとともに、国賠法1条1項に基づく

慰謝料10万円の支払を求めたものである。

1 審判決（長崎地裁平成24年9月18日判決）は、健康管理手当の支払を求める訴えを却下し、本件各処分取消請求及び被爆者健康手帳の交付の義務付け請求をいずれも認容し、国賠法に基づく慰謝料請求を棄却したが、Xは、原審口頭弁論終結日（平成24年7月19日）後、1 審判決言渡し日前の平成24年8月17日に死亡していた。

そこで、Y（長崎市、被告・控訴人兼附帯被控訴人）が、その敗訴部分である本件各処分取消訴訟及び健康手帳の交付の義務付け訴訟（以下、これらを併せて「本件取消及び義務付け訴訟」という。）は、その法律上の利益が一身専属的なものであるから、これらの訴訟はXの死亡により既に終了していたが、原判決がこれを看過したとして、訴訟終了宣言を求めて控訴した。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、原判決中Yの敗訴部分を取り消し、本件取消及び義務付け訴訟につき訴訟終了を宣言した。

①（被爆者健康手帳交付申請却下処分の取消訴訟及び被爆者健康手帳の交付の義務付け訴訟について）被爆者健康手帳交付申請却下処分の取消しによって回復される法律上の利益は、被爆者健康手帳の交付を求める権利であるところ、被爆者健康手帳の交付を求める権利とは、「被爆者」の地位を求める権利と言い換えることができる。被爆者援護法は、「国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ」るものであり（前文）、「被爆者」に対し、健康診断とそれに基づく必要な指導を行い（7条及び9条）、所定の要件の下で、必要な医療の給付又はこれに代わる医療費の支給をし（10条ないし15条、17条）、一般疾病医療費を支給する（18条ないし20条）ことなどを定めるほか、手当として、医療特別手当（24条）、特別手当（25条）、原子爆弾小頭症手当（26条）、健康管理手当（27条）及び保健手当（28条）を規定している。これによれば、被爆者援護法は、「被爆者」の健康面に着目して公費により必要な医療の給付をすることを中心とする社会保障法としての性格を持つものであり、同法44条が譲渡又は担保を禁止し、同法施行規則8条が「被爆者」が死亡したときは、健康手帳を返還するものと定めていることを併せ考えると、被爆者援護法の目的は、「被爆者」自身の健康の保持及び増進並びに福祉の向上にあるものというべきである。そうすると、被爆者援護法による支給等の諸施策を受け得る「被爆者」の地位を得る利益は、「被爆者」に固有のものであり、一身専属的なものといわざるを得ない。よって、「被爆者」の地位を得る利益は、相続によって承継することは認められないから、これを処分の取消しによって回復すべき法律上の利益とする被爆者健康手帳交付申請却下処分の取消訴訟及び被爆者健康手帳の交付の義務付け訴訟は、いずれも当然終了することになる。

②（健康管理手当支給認定申請却下処分の取消訴訟について）健康管理手当支給認定申請却下処分の取消訴訟における法律上の利益は、健康管理手当の支給を受ける権利であるが、健康管理手当の趣旨は、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることに鑑み、原子爆弾の放射能の影響による造血機能障害等の障害に苦しみ続け、不安の中で生活している「被爆者」に対し、「被爆者」として受け得る支給等に加えて、毎月定額の手当を支給することにより、その健康及び福祉に寄与することを目的とするものということができる（被爆者援護法前文、27条。最高裁平成19年2月6日第三小法廷判決・民集61巻1号122ページ参照）。そうすると、健康管理手当受給権もまた、「被爆者」に固有のものであって、相続によっては承継されない一身専属的な法律上の利益といわざるを得ないから、これを処分の取消しによって回復すべき法律上の利益とする健康管理手当支給認定申請却下処分の取消訴訟は当然終了することになる（上告受理申立てがされたが、取り下げられた。）。

力 被爆者健康手帳交付等請求控訴事件（福岡高裁平成25年（行コ）第52号，平成26年4月25日判決）

本件は、長崎県外に居住するX₁（原告・控訴人）らが、長崎市周辺地域で被爆したとして、〈1〉長崎県知事に対し、被爆者健康手帳の交付申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、被爆者援護法2条1項の要件（交付申請は居住地の都道府県知事等にしなければならない。）を満たさないことを理由に本件申請の却下処分を受けたことから、同処分の取消し及び同手帳の交付の義務付けを求め、〈2〉同知事に対し、健康管理手当の支給認定申請をしたところ、同手帳の交付を受けていないことを理由に同手当の支給認定申請却下処分を受けたことから、同処分の取消し及び同手当の支払を求めるとともに、〈3〉Y₁（長崎県、被告・被控訴人）に対し、(ア)同県担当職員が本件申請に係る申請書（以下「本件申請書」という。）をX₁らに返戻し、その後も応答しなかったこと（以下「本件返戻等行為」という。）が行政手続法（以下「行手法」という。）7条に違反する、(イ)同県知事が本件申請を却下したことが違法であるとして、国賠法1条1項に基づき原告1人当たり1,000円の慰謝料を求め、〈4〉Y₂（国、被告・被控訴人）に対しても、国会が被爆者援護法2条1項、2項の立法をしたことが国賠法上違法であるなどとして、原告一人当たり1,000円の慰謝料の支払を求めたものである。

1審判決（平成25年11月18日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求のうち、上記〈1〉のうち被爆者健康手帳の交付の義務付けを求める部分及び上記〈2〉のうち健康管理手当の支払を求める部分に係る訴えを却下し、上記〈3〉(ア)を認容し、その余を棄却した。

①（健康管理手当の支払を求める訴えの適法性）健康管理手当の支給請求権

(受給権)は、都道府県知事等に対して健康管理手当支給認定を申請した者が、都道府県知事等の上記支給認定を受けることにより具体的な権利として取得するものであり、都道府県知事等による上記支給認定を受けるまでは、訴訟上、健康管理手当の支払を求めることはできないというべきであるため、本件の健康管理手当の支払を求める訴えは、不適法である。

②(被爆者援護法2条1項、2項は、憲法14条1項に違反するか)被爆者援護法2条1項は、国内に居住地を有しないもの(現在者)については、現在地の都道府県知事等に被爆者健康手帳の交付申請をすることを認めるのに対し、国内居住者については、申請先を居住地の都道府県知事等に限定し、居住地でない現在地の都道府県知事等に上記申請をすることを認めていない(以下「本件区別1」という)。また、被爆者援護法2条1項、2項は、国外居住者には、被爆地の都道府県知事等に被爆者健康手帳の交付申請をすることを認めているのに対し、国内居住者については、居住地でない被爆地の都道府県知事等に上記申請をすることを認めていない(以下「本件区別2」という)。被爆者援護法2条1項及び2項が本件区別1及び本件区別2を生じさせた目的には、いずれも合理的な根拠が認められ、かつ、同項が本件区別1及び本件区別2を生じさせたことには、各立法目的との間にそれぞれ合理的関連性が認められるから、同項が被爆者健康手帳の交付申請先につき本件区別1及び本件区別2を生じさせていることは、合理的な理由のない差別であるとはいえず、憲法14条1項に違反するものではない。

③(本件手帳交付申請却下処分の違法性)被爆者援護法2条1項は、被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地の都道府県知事等に申請しなければならない旨定めているところ、同項が、国内居住者について、一定の場合に居住地でない被爆地の都道府県知事等に被爆者健康手帳の交付申請をすることを認めていると解することはできないし、上記②のとおり、同項は憲法14条1項に違反するものではない。そうすると、X₁らは、本件手帳交付申請をした当時及び本件手帳交付申請却下処分がされた当時、長崎県外に居住していたところ、居住地の都道府県知事等でない処分行政庁に対して本件手帳交付申請をしたものであるから、当該申請を却下した本件手帳交付申請却下処分に違法はない。

④(本件支給認定申請却下処分の違法性)被爆者援護法27条1項にいう「被爆者」とは、被爆者援護法1条各号のいずれかに該当する者であって、被爆者健康手帳の交付を受けた者をいい、X₁らは、いずれも被爆者健康手帳の交付を受けていないのであるから、健康管理手当の支給要件を欠くことが明らかであるため、本件支給認定申請却下処分に違法はない。

⑤(本件返戻等行為が国賠法上違法であるか)本件返戻等行為につき、行手法7条は、不適法でその不備を補正することができないことが明らかな申請に

対して行政庁は速やかに応答（拒否処分）をしなければならない旨定めており、本件返戻等行為はX₁らの速やかに応答を受ける利益を侵害するおそれがある行為であるのみならず、同県担当職員は申請に対する応答をしない行為を継続することを認識・認容し、その手段として本件返戻等行為をしたものであり、いえ、行手法7条に違反し、また、国賠法1条1項の適用上違法なものであり、Y₁は1人当たり1,000円の慰謝料を支払う義務を負うべきである。

これに対し、X₁らがその敗訴部分につき控訴した（Y₁は、その敗訴部分（上記〈3〉(ア)の請求に係る部分）について控訴しなかった。）が、本判決は、原審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却した（確定）。

キ 一般疾病医療費支給申請却下処分取消等請求控訴事件（大阪高裁平成25年（行コ）第202号、平成26年6月20日判決）

本件は、被爆者健康手帳を取得している被爆者が、大阪府知事に対し、韓国で医療を受けて現実に負担した一般疾病医療費の支給を申請したところ、同知事が、被爆者援護法施行規則26条は、同申請について居住地の都道府県知事を申請先と規定しており、また、被爆者援護法において、医療の給付及び医療費の支給について在外被爆者に適用する旨の明文の規定を設けておらず、医療提供体制などの事情が異なる国々の在外被爆者に対して、国内に居住地を有する被爆者と同様に医療の給付及び医療費の支給に係る規定を適用することは困難であるとして申請を却下する処分をしたため、上記被爆者又はその遺族であるX₁（原告・被控訴人兼控訴人）らが、Y₁（大阪府、被告・控訴人兼被控訴人）に対し、その処分の取消しを求めるとともに、その違法行為により精神的損害を被ったとして、Y₁及びY₂（国、被告・被控訴人）に対し、国賠法1条1項に基づき、一人当たり110万円の損害賠償を求めたものである。

1審判決（平成25年10月24日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らに対する却下処分を取り消したが、損害賠償請求については棄却した。

①（本件各却下処分の違法性について）被爆者援護法は、社会保障法としての性格を持つとともに、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることから、戦争の遂行主体であったY₂が自らの責任においてその救済を図るといふ国家補償の性格をも有するものであり、同法18条の規定を在外被爆者に適用することがおよそ予定されていないと限定解釈することが合理的であるとは認められず、同法の立法者意思としても、同法18条に基づく一般疾病医療費の支給対象から在外被爆者を排除することが明らかであったともいえない以上、同条は、社会保険各法に加入していない在外被爆者が国外の医療機関で医療を受けた場合を一般疾病医療費の支給対象から除外するものではない。そして、X₁らの各申請に係る医療は、同条1項にいう「緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の者からこれらの医療を受けたとき」に当たるものと認めるのが

相当である。

②（ Y_2 に対する国家賠償請求の当否について）一般疾病医療費制度を導入した際、 Y_2 の担当者において、在外被爆者が国外の医療機関で受けた医療について一般疾病医療費の支給対象とはならないという解釈を採用し、この解釈に沿った運用を開始したこと、また、その後、 Y_2 の担当者が、上記解釈を変更しなかったことが、いずれも職務上通常尽くすべき注意義務を尽くさなかったものとはいい難いから、 Y_2 の担当者において在外被爆者が日本国外で受けた医療につき一般疾病医療費の支給対象とする措置を講じなかったことが国賠法上違法であるとはいえない。

これに対し、 X_1 ら及び Y_1 がそれぞれの敗訴部分につき控訴したが、本判決は、原審の判断を維持し、各控訴をいずれも棄却した（ Y_1 上告受理申立て）。

ク 原爆症認定義務付等請求事件（大阪地裁平成22年（行ウ）第56号，同第139号，平成26年5月9日判決）

本件は、被爆者援護法1条の被爆者である X_1 及び X_2 （いずれも原告。以下、両者を併せて「 X_1 ら」という。なお、両者とも本件訴訟の係属中に死亡し、各相続人らが本件訴訟を承継した。）が、それぞれ被爆者援護法11条1項の規定による認定（以下「原爆症認定」という。）の申請（以下、併せて「本件各申請」という。）をしたところ、厚生労働大臣が本件各申請を却下する旨の処分（以下、併せて「本件各却下処分」という。）をしたことから、 X_1 らが、 Y （国、被告）に対し、本件各却下処分の取消し及び原爆症認定の義務付けを求めるとともに、国賠法1条1項の規定により、慰謝料等各300万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、本件訴えのうち X_2 の腎臓がんにつき原爆症認定の義務付けを求める部分を却下し、 X_1 らの本件各却下処分の取消し及び原爆症認定の義務付けを求める各請求（ X_2 については、いずれの請求についても慢性腎不全に係る部分に限る。）を認容し、その余の請求を棄却した。

①（原爆症認定における放射線起因性の判断基準）被爆者援護法10条1項、11条1項の規定によれば、原爆症認定をするためには、〈1〉被爆者が現に医療を要する状態にあること（要医療性）のほか、〈2〉現に医療を要する負傷若しくは疾病が原子爆弾の放射線に起因するものであるか、又は上記負傷若しくは疾病が放射線以外の原子爆弾の傷害作用に起因するものであって、その者の治療能力が原子爆弾の放射線の影響を受けているため上記の状態にあること（放射線起因性）が必要であると解される。そして、放射性起因性の判断に当たっては、当該疾病の発症等に至った医学的・病理学的機序を直接証明することを求めるのではなく、当該被爆者の放射線への被曝の程度と、統計学的・疫学的知見等に基づく申請疾病等と放射線被曝との関連性の有無及び程度とを中心的

な考慮要素としつつ、これに当該疾病等の具体的症状やその症状の推移、その他の疾病にかかる病歴（既往症）、当該疾病等に係る他の原因（危険因子）の有無及び程度等を総合的に考慮して、原子爆弾の放射線への被曝の事実が当該申請に係る疾病若しくは負傷又は治癒能力の低下を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性が認められるか否かを経験則に照らして判断するのが相当である。

②（ X_1 らの原爆症認定要件該当性） X_1 の申請疾病は「心筋梗塞」であるところ、 X_1 の心筋梗塞については、放射線起因性及び要医療性がともに認められるから、 X_1 の原爆症認定の申請を却下する処分は違法というべきであり、取消しを免れない。また、 X_2 の申請疾病は「腎臓がん」及び「慢性腎不全」であると認められるところ、慢性腎不全については、放射線起因性及び要医療性がともに認められるが、腎臓がんについては、放射線起因性は認められるが、要医療性は認められない。したがって、 X_2 の原爆症認定の申請を却下する処分のうち、慢性腎不全に係る部分は違法というべきであり、取消しを免れないが、腎臓がんに係る部分は違法であるということはず、当該部分の取消請求は理由がない。

③（原爆症認定の義務付けの訴えの適法性等）上記②のとおり、本件各却下処分の取消請求のうち、 X_2 の腎臓がんに係る部分は認容されるべきものではないから、本件訴えのうち当該疾病につき原爆症認定の義務付けを求める部分は、行訴法37条の3第1項2号の要件を満たさず不適法であり、却下を免れないが、 X_1 らがその余の疾病につき原爆症認定の義務付けを求める部分は、同条の要件を満たし、適法であって、ほかに認定申請を却下すべき事情も見当たらないから、同法37条の3第5項の規定により、厚生労働大臣に対し、原爆症認定をすべき旨を命ずるのが相当である。

④（本件各却下処分についての国家賠償責任）〈1〉厚生労働大臣が原爆症認定申請につき、疾病・障害認定審査会の意見を聴き、その意見に従って却下処分を行った場合においては、その意見が関係資料に照らして明らかに誤りであるなど、答申された意見を尊重すべきではない特段の事情が存在し、厚生労働大臣がこれを知りながら漫然とその意見に従い却下処分をしたと認められるような場合に限り、国賠法上違法との評価を受けると解するのが相当であるが、本件においては、上記のような特段の事情が存在したとまでは認められず、行政手続法5条1項及び8条に違反するとも認められないから、厚生労働大臣が本件各却下処分を行ったことが国賠法上違法であるとはいえない。〈2〉原爆症認定の申請からこれに対する応答処分までの通常要すべき期間は、1年程度を一応の目安とするのが相当というべきであるが、新審査の方針の策定の経緯や申請件数の激増等の諸事情を踏まえれば、原爆症認定に係る事務が滞留し、通常よりも申請書類の確認作業等に時間を要したことや、新審査の方針の策定前あるいは策定後直ちに本件各却下処分に係る原爆症認定の申請につき諮問・答

申がされなかったことにもやむを得ない事情があったというべきであり、かつ、厚生労働大臣が従前の処理体制を漫然と放置していたということではできない。そうすると、X₁らの原爆症認定の各申請から本件各却下処分まで約2年2ないし5か月を要したことについては、上記各申請を殊更放置していたといった特段の事情があるとは認められないから、国賠法上違法であるとはいえない(YがX₁に係る敗訴部分につき控訴)。

ケ 遺族一時金不支給決定等取消請求事件(東京地裁平成22年(行ウ)第596号,平成26年9月18日判決)

本件は、インフルエンザに罹患したX(原告)の子であるAが死亡したのは、服用した独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(以下「機構法」という。)所定の許可医薬品である「タミフル」の副作用によるものであるとして、Xが、Y(独立行政法人医薬品医療機器総合機構、被告)に対し、機構法に基づく医療手当に係る未支給の救済給付並びに遺族一時金及び葬祭料の給付の各請求をしたところ、Yから、いずれも不支給とする旨の各決定(以下「本件各不支給決定」という。)を受けたため、その取消しを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

機構法16条1項各号は、副作用救済給付の支給につき、「医薬品の副作用による」健康被害により疾病、障害又は死亡の被害を受けた者又はその遺族等がその請求権を有し、これらの者の請求に基づき支給決定をするものと規定しており、副作用救済給付の支給決定の授益的処分としての性質及びその根拠法規の上記文言、構造等に照らすと、当該被害が機構法4条6項に規定する「医薬品の副作用」によるものであることについての立証責任は、副作用救済給付の請求権の権利発生事由に係るものとして、副作用救済給付を請求する者がこれを負うものと解するのが相当である。そして、機構法その他の関係法令には、副作用救済給付を請求する者による証明の程度を軽減する特別の定めは見当たらないから、上記被害が医薬品の副作用によるものであることの立証も、訴訟上の因果関係の立証に係る原則どおり、その証明の程度は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るものであることを要するというべきである。本件においては、症例報告に関する情報、タミフルに関する動物実験及び疫学調査等はタミフルと突然死との因果関係を裏付けるものではないというべきであり、かえって、Aの死因はタミフルの服用による副作用ではなく、インフルエンザ脳症によるものと強く推認できるというべきである。したがって、Aの死亡及びそれに至る症状はタミフルの副作用によるものであるとは認められないから、本件各不支給決定は適法である(控訴)。

(9) 労働事件関係

ア 懲戒処分取消請求控訴事件(大阪高裁平成26年(行コ)第50号,平成26年10月1日判決)

本件は、平成21年7月31日当時社会保険庁の職員であったX（原告・控訴人）が、平成9年11月から平成12年10月までの間、社会保険庁長官の許可を得ることなく、職員団体の業務に専ら従事し、給与の支給を受け続けたとの理由で、社会保険庁長官から任命権の委任を受けた京都社会保険事務局長から、国家公務員法（以下「国公法」という。）82条1項各号に基づき、2月間俸給の月額10分の2を減給する旨の懲戒処分（以下「本件懲戒処分」という。）を受けたことについて、本件懲戒処分は、Xに懲戒処分手由が存在しないことなどから実体上違法であり、また、Xに弁明の機会が与えられなかったことなどから手続上も違法である旨主張して、その取消しを求めたものである。

1審判決（大阪地裁平成26年2月24日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

①認定事実によれば、Xは、配属されていた課の本来業務はほとんどしておらず、専ら組合業務に従事していたものと認めるのが相当である。そして、Xは、職員団体の業務に専従することについて、所属庁の長である社会保険庁長官から、国公法108条の6第1項ただし書に定める許可を受けておらず、かつ、支部書記長を務めていた期間中に給与を受け続けており、国公法108条の6第1項本文にいう「職員団体の業務にもっぱら従事」とともに、同条第6項にいう「給与を受けながら、職員団体のためその業務を行」ったものというべきであり、国公法108条の6第1項及び第6項に違反するものであると同時に、信用失墜行為を禁止した国公法99条及び職務専念義務違反を規定した同法101条1項にも違反するものといえる。したがって、本件懲戒処分には理由があり、また、かかる行為の内容に照らせば、2か月間俸給の月額10分の2の減給という本件懲戒処分の内容は、社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し濫用したものであるといえることはできない。

②Xは、〈1〉本件懲戒処分的前提となった調査が不公正かつずさんなものであり、本件懲戒処分はXの回答を全く考慮せず行われたものである、〈2〉処分理由につき具体的内容がなく理由の提示を欠いている、〈3〉Xに対する告知及び弁明の機会を欠いているとして、それぞれ手続上の違法を主張するが、〈1〉につき、同主張を認めるに足る証拠がないこと、〈2〉につき、処分理由の記載及びそこに掲げられている法条を併せ読めば、本件懲戒処分の対象とされた行為は明らかであり、現にXは審査請求等において、これに対する不服を申し立てて反論を行っているのであるから、処分権者の恣意を防止し、被処分者の不服申立てを容易にするため、処分事由を記載した説明書の交付を求める国公法89条1項の趣旨は満たしているといえること、〈3〉につき、そもそも公務員に対する懲戒処分には行政手続法の適用がなく、国公法及びその関係法令において告知及び弁明の機会を付与すべきことを定めた規定も存在しないことに加え、本件では、懲戒処分に先立ち調査票による聴取等が行われ、Xに対して実質的

な告知聴聞の手続を経たものと評価することができることなどからすれば、Xの主張は採用できない。

本判決は、原審の判断を維持し、Xの控訴を棄却した(上告・上告受理申立て)。

イ 未払賃金等請求事件(那覇地裁平成24年(ワ)第1198号,平成26年5月21日判決)

本件は、沖縄県内のアメリカ合衆国軍隊(以下「在日米軍」という。)基地に勤務するX₁(原告)らが、年次有給休暇の時季指定権を行使した(以下「本件年休申請」という。)にもかかわらず、年次休暇時間分の賃金の支払を受けていないとして、雇用者であるY(国,被告)に対し、各自の未払賃金(合計約205万円。以下「本件各未払賃金」という。)及びこれに対する遅延損害金、並びに労働基準法114条に基づく本件各未払賃金と同額の付加金及びこれに対する遅延損害金の支払を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を認容した。

①(本件各未払賃金等の支払請求について)本件年休申請は、X₁らの有する有給休暇の範囲内でされたものであり、その有給休暇の取得に違法はない。そして、Yは、何ら時季変更権の行使等の主張をしなから、帰するところ、X₁らに対し、未払となっている本件各未払賃金を支払う義務を負う。②(付加金請求について)Yは、全駐留軍労働組合による交渉や申入れ等を受け、本件年休申請につき、在日米軍が適法な時季変更権を行使しないことへの懸念を有していたものであるところ、本件各未払賃金が現実化した後もその支払をせず、本件訴訟において、一旦は時季変更権行使の主張をしたもののこれを撤回し、その後に至ってもいまだ本件各未払賃金を支払っていないのであるから、このようなYによる本件各未払賃金の不払の状況や、これによるX₁らの不利益を軽視することはできない。そうであれば、Yに対し、本件各未払賃金と同額の付加金の支払を命ずるのが相当である。また、付加金の支払による制裁の対象は、当該労働者の雇用主であると解されるところ、Yと在日米軍は、いわば雇用主の権利義務を分掌しているものと見ることができるから、両者を併せて制裁の対象ととらえることができる。しかるに、付加金の支払を命ずることによって、Yがその制裁を受けることはいうまでもないが、在日米軍についても、Yは、命ぜられた付加金の支払をした後に、在日米軍に対してその求償をすることができるのであるから、その意味において、在日米軍も制裁を受けるといえる(仮に、在日米軍がその償還を拒んだとしても、制裁が無意味であるとまでいうことはできないし、いずれにしても、本件と同様の事態を招かないという意味において、制裁の効用を認めることができる。)(確定)。

ウ 国家公務員の給与減額支給措置に係る給与等請求事件(東京地裁平成24年(行ウ)第347号,同第501号,同第502号,平成26年10月30日判決)

本件は、国家公務員で組織された労働組合であるX₁(原告組合)及びその

組合員であるX₂ら（個人原告ら）が、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（以下「給与改定・臨時特例法」という。）に基づいて国家公務員の給与が減額されたことから、同法律は人事院勧告に基づかず、また、労働組合との団体交渉を経ずに制定されたもので、憲法28条、72条及び73条4項並びにILO第87号条約及びILO第98号条約に違反し無効であるなどとして、X₂らについては平成24年4月分から平成26年3月分までの期間に減額された給与の差額分及び慰謝料、X₁については団体交渉権が侵害されたことによる非財産的損害の賠償として、総額約3億7,733万円及びこれに対する各遅延損害金の支払を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求をいずれも棄却した。

①（給与改定・臨時特例法は、人事院勧告に基づいていないことにより憲法28条等に違反するか）国会は、国家公務員の給与決定において、人事院勧告を重く受け止めこれを十分に尊重すべきことが求められている。他方、人事院勧告は、文字どおり「勧告」として制度設計されており、人事院勧告によって国会を当然に法的に拘束できないことは明らかであり、国会は、人事院勧告どおりの立法を義務付けられているとはいえない。国家公務員の給与を定めるに当たり、憲法が許容する範囲内で具体的にどのような内容のものを定めるかについては、立法府に裁量が与えられている。国会が、国家公務員について、人事院勧告や民間準原則に基づかず、給与減額措置の立法をすることが一義的に許されていないと解することはできず、給与改定・臨時特例法が人事院勧告に基づいていないことをもって、直ちに憲法28条に反するとはいえない。

②（給与改定・臨時特例法の必要性）厳しい財政事情に加えて東日本大震災への対処の必要性が存在することにおいて、給与改定・臨時特例法の必要性は否定できず、この点に関する国会の判断を不合理なものとはいえない。したがって、給与改定・臨時特例法が必要性も認められないにもかかわらず立法されたものということとはできない。

③（立法内容の合理性（人事院勧告制度が本来の機能を果たすことができなると評価すべき不合理な立法といえるか）給与減額支給措置が恒久的、あるいは長期間にわたるものや、減額率が著しく高いものであればともかく、上記必要性のもと、東日本大震災を踏まえた2年間という限定された期間の臨時的な措置として、平均7.8%という減額率で実施された本件の給与減額支給措置について、人事院勧告制度がその本来の機能を果たすことができなくなる内容であると評価することは相当ではない。

④（本件の団体交渉が違憲・違法か、また、それによって給与改定・臨時特例法が憲法28条等に違反するか）国家公務員について、私企業におけるような団体協約を締結する権利までは認められないものの、原則的にはいわゆる団体交渉権が認められている。しかし、団体交渉義務の内容としては、勤務条件法

定主義の観点から一定の限界があるといわざるを得ない。合計6回の交渉がされ、職員組合からの要求・主張に対して政府は一応の資料を提示するなどして回答・説明を行っていること等を考慮すると、X₁の団体交渉権を侵害する違憲・違法な行為があったと評価することは相当ではない。

⑤（給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置がILO第87号条約及びILO第97号条約に違反するか）ILO第87号条約及びILO第97号条約は、いずれも国家公務員の団体交渉権を保障したのではなく、内閣総理大臣が人事院勧告に基づく給与法案を国会に提出しなかったこと及び国会議員が人事院勧告に基づかずに給与改定・臨時特例法案を可決・成立させた行為が、これらの条約に反するものとはいえない。

⑥（X₁及びX₂らの国家賠償請求）給与改定・臨時特例法に違憲・違法な点が認められないことなどからすれば、国家賠償請求にはいずれも理由がない（控訴）。

(10) 環境行政関係

ア 水俣病に係る国家賠償等請求事件（熊本地裁平成19年（ワ）第1355号、平成26年3月31日判決）

本件は、水俣湾周辺を含む不知火海沿岸地域に居住し又はかつて居住していたX₁ないしX₈（いずれも原告）が、同地域の魚介類を摂取したことにより、いわゆる小児性又は胎児性水俣病（メチル水銀中毒症）に罹患したと主張して、Y₁（株式会社、被告）に対しては、メチル水銀化合物を含む廃水を排出したとして不法行為に基づき、Y₂（国、被告）及びY₃（熊本県、被告）に対しては、食品衛生法その他の各種規制権限を行使して水俣病の発生及び拡大を防止すべき義務があったのにこれを怠ったなどとして、国賠法1条1項に基づき、慰謝料及び弁護士費用等合計2億2,400万円並びにこれらに対する遅延損害金の支払を求めるとともに、Y₁らに対し、X₁らが水俣病患者であることを認め、これまでX₁らの水俣病を否定し続けたことを謝罪する旨の謝罪広告をすることを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、原告らのうち3名（X₁ないしX₃）の国家賠償請求について、合計1億1,160万円及びこれらに対する遅延損害金の限度で請求を認め（ただし、遅延損害金の起算日については、いずれもX₁らの各請求より後の日とされている。）、その余の請求を棄却した。

①（原告らが水俣病（メチル水銀中毒症）に罹患しているか）メチル水銀の曝露経験を有し、その曝露の程度が高度であると認められる者であって、四肢末端優位の感覚障害を始めとするメチル水銀中毒症を示唆する症候が認められ、当該症候が他の疾患に起因すると考えられない場合には、当該症候がメチル水銀曝露に起因するものとして水俣病（メチル水銀中毒症）に罹患していると判断するのが相当である。そして、不知火海沿岸地域一帯について、メチル水銀

中毒症を発症する可能性があるメチル水銀曝露があった期間は、昭和43年5月のY₁の水俣工場におけるアセトアルデヒド製造中止時までであったと認めるのが相当であるが、昭和49年1月の水俣湾内の仕切り網設置までの間に水俣湾内の魚介類を摂食したと認められる者については、同時点まではメチル水銀中毒症を発症する可能性を完全に否定できない程度のメチル水銀曝露があったと認められる。

原告らのうち、〈1〉X₁については、胎児期及び乳幼児期、また昭和45年3月の転居まで高濃度のメチル水銀曝露を受けたことは明らかであり、その感覚障害はメチル水銀曝露を受けた期間から相当後になって見られるようになったものであるが、相当長期間を経て感覚障害の所見が見られる例も報告され、その感覚障害やからす曲がりなどの自覚症状の発症の原因となり得る他の疾患があると認めることは困難であるから、当該感覚障害はメチル水銀曝露に起因するものと認められる。〈2〉X₂については、昭和49年1月まで胎児期及び乳幼児期に高濃度のメチル水銀曝露を受けたものと認められ、その感覚障害はメチル水銀曝露を受けた期間から相当後になって見られるようになったものであるが、相当長期間を経て感覚障害の所見が見られる例も報告され、発症の原因となり得る他の疾患があると認めることは困難であるから、当該症候はメチル水銀曝露に起因するものと認められる。〈3〉X₃については、胎児期及び乳児期において母を介して、その後昭和43年5月の転居まで相当程度のメチル水銀曝露を受けたものと認められ、出生後に脳性小児麻痺様の症候が出現しているところ、これが周産期のトラブルに起因するとは認め難く、感覚障害等の全て又は大部分が脳性麻痺とは無関係な疾患に起因すると認めることは困難であるから、当該症候はメチル水銀曝露に起因するものと認められる。〈4〉その余の原告らについては、高濃度のメチル水銀曝露を受けていたとは認め難く、またその症候も心因性など他の疾患等に起因するものと認められることから、当該症候がメチル水銀曝露に起因するものと認めることは困難である。

②（食品衛生法に基づく規制権限不行使の違法性）昭和32年1月ないし同年7月の時点では、微量のメチル水銀を検出する技術自体が存在しておらず、水俣病の原因物質が明らかでなかったことから、水俣湾産の魚介類が当時の食品衛生法4条2号所定の「有毒な、又は有害な物質が含まれ、又は附着しているもの」に該当していたものと認めることは困難であり、上記時点においてY₂及びY₃が同号に該当することを前提にその販売を禁止するなどの告示や命令（同法22条）に係る規制権限を発動する要件は満たされておらず、当該権限不行使が国賠法上違法と認めることは困難である。また仮に、Y₂及びY₃が食品衛生法17条及び19条の検査権限並びに同法27条による調査権限を行使していたとしても、同法4条2号違反の事実を確定できなかったのであるから、当該権限を行使しなかったことが国賠法上違法と認めることは困難である。さらに、

上記時点でY₂及びY₃がY₁の水俣工場に検査を受けるべきことを行政指導する法令上の根拠は見当たらないことから、当該行政指導を行わなかったことが国賠法上違法であると認めることは困難である。

③（賠償すべき範囲）Y₁は、上記認容原告X₁ないしX₃につき、相当因果関係のある損害全部を賠償する責任があり、Y₂及びY₃は、当該損害のうち、昭和35年1月1日以降の水質二法並びに旧熊本県漁業調整規則上の規制権限不行使に起因するものについて賠償する責任があり、被告らは、かかるY₂及びY₃の賠償額の限度で不真正連帯債務を負う。

④（謝罪広告について）本件は、認容原告の名誉を毀損する不法行為が問題となっている事案ではなく、その名誉を回復するために謝罪広告を掲載する必要は認められない。

⑤（除斥期間について）小児水俣病のうち、一定の潜伏期間経過後、症候の発症が認められる非重症型（非脳性麻痺型）のものについては、客観的に後天性水俣病の主要症候、例えば感覚障害等が発症した時点が「損害の全部又は一部が発生した時」となる。胎児性水俣病のうち脳性小児麻痺様の症候が発現する脳性麻痺型の胎児性水俣病については、運動障害等の主要症候が相当程度増悪した時点等において、当初発症時点での損害とは異質の新たな損害が発生するものと解され、その時点が除斥期間の起算点となる。これらによれば、非重症型のX₁及びX₂は、それぞれ初めて感覚障害が認められた日（平成10年及び平成17年）、脳性麻痺型のX₃は、常時の見守りと介助を必要とするなどの所見が示された日（平成24年）が除斥期間の起算点となることから、損害賠償請求権は除斥期間の経過により消滅していない（双方控訴）。

イ 各生活環境被害調停申請却下決定取消請求事件（東京地裁平成24年（行ウ）第322号，同第580号，平成26年9月10日判決）

本件は、我が国に住所を有するX₁ら25名（いずれも個人，原告ら）並びにX₂（環境団体，原告）及びX₃（特定非営利活動法人，原告）が、公害紛争処理法26条1項に基づいて、公害等調整委員会等に対し、温室効果ガス（二酸化炭素）排出について訴外電力会社を被申請人とする調停を申請したところ、同委員会が却下する決定（以下「本件却下決定1」及び「本件却下決定2」という。）をしたことから、その取消しを求め、ツバルに住所を有するX₄ら18名（いずれも個人，原告ら）及び我が国に住所を有するX₅ら2名（いずれも個人，原告ら）が、前同様に行った申請について同委員会が却下する決定（以下「本件却下決定3」という。）をしたことから、その取消しを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、本件却下決定2の取消しを求める訴えを却下し、その余の請求を棄却した。

①（本件却下決定2の取消しを求める訴えの適法性について）本件却下決定2の対象である調停の申請に係る申請人に、X₁ら並びにX₂及びX₃は含まれ

ておらず、ほかに同人らに本件却下決定2を取り消すことによって回復される法律上の利益を認めることはできないから、同人らに原告適格は認められず、本件却下決定2の取消しを求める訴えは不適法である。②（本件却下決定1及び3の適法性について）公害紛争処理法の調停の対象となる公害に係る被害の原因となる「大気汚染」又は「水質汚濁」に係る行為とは、周囲のそれとは異なる温度の水の排出その他いわゆる毒性等を含む物質又はそのような物質の生成の原因となる物質の排出等をして当該排出等に係る物質等の影響が及ぶ相当範囲にわたり大気又は水の状態等を人の健康の保護又は生活環境の保全の観点から見て従前よりも悪化させるものをいい、「地盤沈下」に係る行為は、地下水の採取等の地表面の高さを従前のそれよりも低下させる原因となるものをいうと解するのが相当である。原告らは二酸化炭素はそれ自体有毒ガスとはいえないとしているのであり、有害とはいえない二酸化炭素の排出が上記に当たらないことは明らかであるというべきであるから、本件却下決定1及び3の対象である調停の申請については、いずれも、その主張するところが「公害に係る被害について、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争が生じた場合」に該当するものであったとは認められず、これらを却下した本件却下決定1及び3は適法である（控訴）。

(11) その他

ア 環境保全措置命令等請求上告・上告受理事件（最高裁平成26年（行ツ）第29号，同年（行ヒ）第42号，平成26年11月25日第三小法廷決定）

本件は、国の重要文化財に指定された建造物（銅御殿^{あかがねごてん}）の近隣住民であるX₁（原告・控訴人・上告人兼申立人）らが、銅御殿の隣接地に建設中の高層マンションの建設に伴い発生するビル風や地盤沈下等によって、銅御殿が損傷するおそれがあるため、文化庁は文化財保護法（以下「法」という。）43条1項の許可手続を行う義務があるにもかかわらず、同条項の解釈を誤り、許可手続を怠り、同マンションの建設を進めることを許したとして、同条項の許可手続を行う義務を有することの確認及び法45条1項の環境保全命令の義務付けを求めたものである。

1審判決（東京地裁平成24年2月17日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの訴えを却下した。

①（本件義務付けの訴えの原告適格）本件義務付けの訴えは、いわゆる非申請型の義務付けの訴え（行訴法3条6項1号）に該当するものであり、その原告適格については、同法37条の2第3項にいう「法律上の利益を有する者」に限定される。しかしながら、本件命令に係る法45条1項の規定が、X₁らの主張する本件利益について、具体的な個別的利益として保護すべきものとする趣旨を含むとはいえず、また、財団法人Aの役員であるX₁らのうちの一人は、本件建物の元所有者であり、本件建物をAに寄付した後もその保存に尽力して

いることに鑑みれば、同人は本件建物の所有者であるAに準ずる者であるとの主張は、法及びX₁らが法と目的を共通にする関係法令として掲げる法令の規定をみても、その主張を基礎づけるには足りず、X₁らは原告適格を有しない。

②（本件確認の訴えの確認の利益）法43条1項本文は、文化庁長官の許可を受けるべき場合について、重要文化財に関し「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき」と定めており、このような行為を一般的に禁止し、罰則をもって担保した上で（法197条1号）、当該行為につき原則として文化審議会への諮問（法152条2項3号）を経た上で文化庁長官の許可をあらかじめ受けるべきものとして、法45条等の規定と併せて、重要文化財の適切な保護を実現しようとする趣旨のものであることから、マンションの新築の工事をすることが法43条1項本文にいう「行為」に当たると認めるのが相当であり、既に当該工事の完了した現時点において、当該工事とは別個のものとしてB株式会社が同規定による規制の対象に当たる行為をしようとしているとは認められない。現時点において既に処分の対象とされる行為が終了しその対象を欠くことになったことから、本件確認の訴えは、確認の利益を欠き、不適法である。

2審判決（東京高裁平成25年10月23日判決）も、1審の判断を維持するとともに、要旨以下のとおり判示してX₁らの控訴を棄却した。

周辺住民の生命、身体の安全や健康又は生活環境等に著しい被害が生じるおそれがあるとははいえない生活環境に関する利益については、処分の根拠法令に当該利益を個別の国民の具体的利益として保護すべき旨の規定がある場合は別として、一般的公益に吸収解消されていると解するのが相当であり、生活環境に関する利益を有するという一事をもって、直ちに当該根拠法令が周辺住民等に上記のような被害を受けないという利益を個々人の個別的利益としても保護する趣旨を含んでおりと解釈することは相当とはいえない。

最高裁判所は、X₁らの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

イ 公金支出差止請求控訴事件（札幌高裁平成25年（行コ）第13号，平成26年3月20日判決）

本件は、北海道の住民であるX₁（原告・控訴人）らが、Y（北海道知事、被告・被控訴人）がZ（国、被告補助参加人・被控訴人補助参加人）に対して支出した北海道北見市内の道路に係る平成21年度直轄道路事業負担金約9億6,348万円について、同道路の建設は違法であり、また、同負担金には北海道が負担すべきではない建設事業費以外の費用が含まれているから、同負担金の支出は違法な公金の支出であるとして、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、Yに対し、知事として同負担金の支出をしたA個人に対し不法行為に基づく同負担金相当額の損害賠償を請求すること及びZに対し不当利得の返還を請求す

ることを求めたものである。

1 審判決（札幌地裁平成25年3月29日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

①（監査請求前置について）住民訴訟につき前置されるべき監査請求は、それ自体適法なものでなければならないが、当該監査請求が客観的には適法なものであったのに、監査委員が誤ってこれを不適法なものとして却下した場合には、これに引き続いて提起された住民訴訟は、監査請求前置の要件を満たしているものと解すべきである。②（財務会計上の義務違反について）直轄道路事業負担金は、道路法50条1項及び88条1項並びに同法施行令31条により、国土交通大臣がこれを北海道に負担させることができるとされているものであり、同施行令23条1項の通知の性格は、同大臣が発する具体的な費用負担の命令であると解すべきであるから、Yは、同通知が著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、同通知を尊重しその内容に応じた財務会計上の措置を採るべき義務があり、これを拒むことは許されない。そして、同通知については、上記のような瑕疵の存する場合に当たるといえることはできないから、Yのした本件負担金の支出が、その職務上負担する財務会計法規上の義務に違反してされた違法なものといえない。③（人件費等の負担について）国道の新設を適正に行うためには、工事費、測量設計費、用地費等のほかにも、用地交渉、工事の積算・発注、検査・監督等の事務に携わる職員の人件費や、これらの職員が執務を行うための庁費、工事雑費等の事務費などの費用を必要とすることは否定できないから、これらの諸費は、「国道の新設又は改築に要する費用」に含まれる。

本判決は、原審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却した（確定）。

ウ 直轄事業負担金に係る損害賠償請求事件（高知地裁平成25年（行ウ）第7号B，平成26年10月21日判決）

本件は、高知県の住民であるX₁（原告）らが、Z（国、被告補助参加人）が発注し、高知県が直轄事業負担金を負担した工事につき、談合が行われていたから、高知県は、地方財政法25条3項に基づき、Zに対し、上記負担金の返還を請求することができるにもかかわらず、その返還請求をしない点において、財産の管理を怠っているなどと主張して、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、Y（高知県知事、被告）に対し、約10億1,130万円の返還をZに請求するよう求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの訴えを却下した。

民衆訴訟は、法律に定める場合において、法律に定める者に限り、提起することができることからすれば、民衆訴訟である住民訴訟についても、法律に定められている場合に限って訴訟を提起できる。そして、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき提起することができる訴訟は、「当該職員又は当該行

為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求」に限定されている。X₁らは、相手方であるZに地方財政法25条3項に基づく請求をすることを高知県の執行機関であるYに対して求めているところ、同項は、同条1項の規定に違反したことに対する制裁として、地方公共団体が国に対し負担金の全部又は一部の返還を請求することができる旨を定めた規定であって、損害賠償請求権や不当利得返還請求権を根拠付けた規定ではない。そうすると、本件訴訟は、地方自治法242条の2第1項4号本文が対象とする訴訟であるとはいえないから、X₁らの訴えは不適法である（確定）。

エ 特定抗争指定暴力団の指定に係る行政処分取消等請求事件（福岡地裁平成25年（行ウ）第50号，平成26年9月29日訴えの取下げ）

本件は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律3条の指定暴力団として指定されているX（原告）が、同法15条の2第1項に基づいて、福岡県公安委員会から特定抗争指定暴力団に指定する処分を受けたことにつき、同処分に係る同法の規定が憲法に反するなどとして、Y（福岡県、被告）に対し、その取消し及び無効確認を求めるとともに、同法15条の2第2項に基づいてされた上記指定期限の延長の取消し及び無効確認を求めたものである。

本件は、Yが平成26年6月末の上記指定期限を更に延長しなかったため、Xが訴えを取り下げ、平成26年9月29日に終了した。

オ 国会記者会館屋上取材拒否損害賠償請求事件（東京地裁平成24年（ワ）第27006号，平成26年10月14日判決）

本件は、インターネット放送局を運営する特定非営利活動法人であるX（原告）が、取材の自由の一環として、Y₁（国、被告）が所有し、Y₂（国会記者会、被告）が占有使用している国会記者会館（以下「本件建物」という。）への立入請求権を有するにもかかわらず、①本件建物の管理権限を有する衆議院事務局庶務部長（以下「衆議院庶務部長」という。）が、Xによる本件建物の屋上（以下「本件屋上」という。）の使用許可申請に対し不許可（以下「本件不許可」という。）としたことが国賠法上違法であるなどと主張して、Y₁に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償金120万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求め、②Y₂が、Xに対し本件屋上の使用を拒絶するとともに、衆議院庶務部長に対しXによる本件屋上の使用について不相当との意見を述べたことが不法行為を構成するなど主張して、Y₂に対し、民法709条に基づき、損害賠償金220万円（うち120万円の限度でY₁と連帯）及びこれに対する遅延損害金の支払を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

①（本件不許可をした行為が国賠法上違法か）報道の自由は憲法21条の保障の下にあり、報道のための取材の自由も憲法21条の精神に照らし十分尊重され

るべきものであるが、そのことから当然に報道機関がその取材目的を達成するために必要な機会の提供を請求する権利の保障が導かれるものではなく、Xが取材のための本件建物への立入請求権又は本件建物を自由に使用する法的利益を有すると解すべき法的根拠を見いだすことはできない。本件不許可の際の諸事情を考慮すると、衆議院庶務部長が衆議院事務局職員においてXの本件建物への立入りに係る管理業務に従事しなければならないことの負担や、本件屋上の安全管理上又は施設管理上の問題を考慮した上、Xの申請に係る使用は本件建物の用途又は目的を妨げるものであると判断して、本件不許可をしたことをもって明らかな不合理があるとはいえず、裁量権の逸脱又は濫用があるとはいえない。②（Y₂による不法行為の成否）Xの取材目的での本件建物への立入りが原則的に認められるべきであることを前提とするXの主張は、その前提において採用することができない。また、Y₂が、Xによる本件屋上の使用を不正な動機により認めなかったということではできず、Y₁からの求意見に対して許可不相当との回答をしたことがXの法的利益を侵害する違法な行為であるということもできない（控訴）。

租税訟務課

法務省組織令第13条、第21条

平成26年中に新たに提起された事件及び判決・決定等のあった事件のうち、注目されるものは、次のとおりである。

1 新たに提起された事件

(1) 賦課関係

ア 海外取引に係る損失計上の適否が争われた法人税更正処分取消等請求事件（東京地裁平成25年（行ウ）第808号）

本件は、液晶ディスプレイ用ガラス基板の製造販売業を営むX（原告）が、米国法人から製造設備に使用するプラチナ（以下「本件プラチナ」という。）をリース契約（以下「本件契約」という。）により入手し、本件契約終了時に本件プラチナの貸手である米国法人に対してその終了時のプラチナの時価相当額（以下「本件金員」という。）を支払って取得した取引について、本件プラチナの本件契約締結時における時価と本件金員との差額から為替差益等を差し引いた額（以下「本件損失」という。）を損金の額に算入して法人税の申告をしたところ、税務署長から、原告は本件契約終了時に本件プラチナを取得し、その取得の対価として本件金員を支払っているから、本件損失を損金の額に算入することは認められないとして、更正処分等を受けたことから、その取消しを求めるものである。

イ 競馬の馬券の払戻金の所得区分及びその必要経費の範囲を争う所得税更正処分取消請求事件（横浜地裁平成26年（行ウ）第13号）

本件は、インターネットの馬券購入サービス等を利用して、的中した馬券の払戻しを受けることにより生計を立てていたX（原告）が、その払戻金に係る所得は事業所得に該当するとし、外れ馬券を含む購入馬券の総額を必要経費として控除して確定申告をしたところ、税務署長から、上記払戻金に係る所得は一時所得に該当するとして、所得税額の計算上の中した馬券の購入金額のみを必要経費として控除した所得税の決定処分等を受けたことから、その取消しを求めるものである。

ウ 婚姻の届出をしていない者の配偶者控除適用の可否を争う国税処分取消請求事件（東京地裁平成26年（行ウ）第174号）

本件は、X（原告）が、平成23年の所得税について、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係にあったとするA（平成25年に婚姻届を提出）を控除対象配偶者（所得税法2条1項33号）として配偶者控除（同法83条1項）を適用して確定申告を行ったところ、税務署長が平成23年12月31日の現況において、Aは婚姻の届出をした配偶者ではなく、配偶者控除の適用は認められないとして更正処分等をしたのに対し、Xが、配偶者控除の趣旨等からすれば、Xと事実上の婚姻関係にあるAについても、配偶者控除の対象とすべきであるなどと主張して、その取消しを求めるものである。

エ 豚肉の差額関税制度を定める関税暫定措置法の規定がWTO農業協定違反であるかを争う更正処分取消等請求事件（東京地裁平成26年（行ウ）第226号、第228号）

本件は、冷凍豚肉の輸入販売業を営む法人であるX（原告）が、税関長から、原告が輸入した豚肉に係る関税の申告額が過少であるとして、関税率法4条の4の規定を適用して算定した課税価格に基づき更正処分等を受けたことから、豚肉の差額関税制度を定める関税暫定措置法2条2項の規定は、可変輸入課徴金及び最低輸入価格を禁止するWTO農業協定（マラケシュ協定附属書1A）4条2項に反するものであり、条約の優位を定める憲法98条2項に違背するなどと主張して、上記処分の取消しを求めるものである。

オ タックスヘイブン対策税制の適用可能性を争う更正処分取消等請求事件（東京地裁平成26年（行ウ）第501号）

本件は、X（原告）が、全株式を保有するデンマークに本店所在地を置く外国法人に係る課税対象留保金額に相当する金額を、原告の雑所得の総収入金額に算入せずに確定申告をしたところ、税務署長から、タックスヘイブン対策税制を適用し、課税対象留保金額に相当する金額を原告の雑所得の総収入金額に算入するなどの所得税の更正処分等を受けたことから、非居住者であった時に海外で会社を設置しているXに対してタックスヘイブン対策税制を適用することは、同条の趣旨及び目的に反するなどと主張して、同処分の取消しを求めるものである。

(2) 徴収関係

被相続人から贈与を受けた滞納者が負う贈与税につき、被相続人の贈与者としての連帯納付義務の履行を求められた相続人らの当該義務に係る債務の存否を争う誤納金返還等請求事件（神戸地裁平成25年（行ウ）第80号）

本件は、A（滞納者）がB（被相続人）から受けた現金の贈与について、Bの相続人として、贈与税（本税、無申告加算税及び延滞税）の連帯納付義務の履行を求められたX（原告）らが、既払の金員の返還を求めるとともに、未払の部分について債務不存在確認を求めるものである。

2 判決・決定等があった事件

(1) 賦課関係

ア 従業員持株会が保有する法人の発行済株式（自己株式）を代物弁済により取得したことに伴う「みなし配当」の発生の有無が争われた所得税納税告知処分取消等請求上告・上告受理事件（最高裁平成24年（行ツ）第165号、同年（行ヒ）第188号、平成26年1月16日第一小法廷決定）

本件は、株式会社X（原告・控訴人・上告人兼申立人）が、その従業員持株会（以下「本件持株会」という。）に対する貸付金を回収するため、本件持株会が保有するXの発行済株式を代物弁済（以下「本件代物弁済」という。）により取得したところ、税務署長が、本件代物弁済により消滅した債権のうち、取得した株式に対応する資本等の金額を超える部分は「みなし配当」に該当し、Xには源泉徴収義務があるとして、源泉徴収に係る所得税の納税告知処分及び不納付加算税の賦課決定処分をしたことから、Xがこれらの処分の取消しを求めたものである。

1 審判決（大阪地裁平成23年3月17日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

一般に従業員持株会については、権利能力なき社団として組織することも、民法上の組合とすることも可能であると考えられるところ、特定の従業員持株会がそのいずれであるかは、一般に団体がそれを構成する当事者の意思によって創設・維持されるものであることからすれば、法律行為の解釈に関する一般原則と同様に、当該従業員持株会の運営実態等から当事者の意思を合理的に解釈して決するのが相当である。本件持株会は、これを権利能力なき社団（人格のない社団）として組織することが可能であったと考えられるにもかかわらず、本件持株会の規約（以下「本件規約」という。）で、あえて民法上の組合として組織することを明確に宣言し、自らを民法上の組合として扱っているところ、昭和63年に実施された本件規約の上記条項は、今日に至るまで改正されておらず、また、あえて実体と異なるものとして上記条項を定めなければならない合理的な理由は見当たらず、これをうかがわせる証拠もない。本件持株会の運営実態等に係る事実から当事者の意思を合理的に解釈すれば、本件持株会は、税

法上の扱いに即して、民法上の組合という組織形態を積極的に選択した上、これに沿った運営が行われてきたことは明らかであり、本件持株会の法的性格は民法上の組合であると認めることができる。また、本件代物弁済は、Xが主張するような福利厚生対策の目的を有するとしても、本件代物弁済によって本件借入金債務が消滅したという事実関係がある以上、本件代物弁済は同項柱書き及び5号が規定する要件を充足しており、このことは、Xが本件代物弁済を行った目的いかんによって左右されるものではない。さらに、法文上、取得の対象とされた自己株式の時価を比較対象としてみなし配当の額を計算すべきものと解釈する余地はなく、本件代物弁済の結果、Xの株主としての地位に基づき、本件借入金債務が消滅するという利益が発生しているのであるから、取得の対象とされた自己株式に対応する資本等の金額を上回る部分をみなし配当とみるほかない。

2審判決（大阪高裁平成24年2月16日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの控訴を棄却した。

Xは、①所得税法25条1項5号において「利益の配当」とみなされるのは「資産」である、②資産とは譲渡性のあるものをいい、債務の消滅を含めることはできないとし、本件代物弁済による借入金債務の消滅（本件代物弁済により消滅した債務を、以下「本件借入金債務」という。）は、所得税法25条1項5号に該当する「金銭その他資産の交付を受けた場合」（同項柱書き）に該当しないと主張する。しかしながら、同条1項の趣旨は、形式的には法人の利益配当ではないが、資本の払戻し、法人の解散による残余財産の分配等の方法で、実質的に利益配当に相当する法人利益の株主等への帰属が認められる行為が行われたときに、その経済的実質に着目して、これを配当とみなして株主等に課税するところにある。上記趣旨に鑑みると、同柱書きにいう「金銭その他資産の交付を受けた場合」とは、金銭その他の資産が実際に交付された場合だけでなく、同様の経済的利益をもたらす債務の消滅等があった場合も含む。そもそも、同条1項柱書きは、配当等とみなす金額の対象を「金銭その他の資産の交付」と規定しているのであるから、その一部である「資産」という文言のみを切り離した上、これを配当所得ではなく、譲渡所得を規定した同法33条1項にいう「資産」と同義と解することは、法文の解釈として相当でない。本件代物弁済においては、Xが自己株式を取得する一方で、株主である本件持株会の会員らには、同人らがXに対して負っていた本件借入金債務が消滅するという経済的な利益が認められるのであるから、本件代物弁済は同法25条1項5号のみなし配当に該当する。Xは、自己の株式を通常の取引価額（時価）を超える取引で取得する場合には、時価を超える部分については、取引の対価すなわち「配当の額とみなす金額」に当たらないと主張する。しかしながら、同法25条1項柱書き及び同項5号は、①当該法人の株主が交付を受けた「金銭等の額及び金銭

以外の資産の価額の合計額」と、②「当該法人の・・・資本金等のうちその交付の基因となった当該法人の株式又は出資に対応する部分の金額」を比較することにより、「配当等の額とみなす金額」を決定する旨規定しており、飽くまで自己株式の対価として現実に交付された「金銭等の額」に基づいて、みなし配当の額を計算することを予定しているというべきである。これに対し、同法25条1項柱書きには、「配当の額とみなす金額」を算定するに当たり、取得の対象とされた自己株式のうち、会社の利益積立金又は商法上の利益剰余金に対応する額（株式の時価相当額）に限定されることをうかがわせる文言はないから、Xの主張には理由がない。

最高裁判所は、Xの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

イ 弁護士業を営む者が支出した懇親会費等の必要経費該当性が争われた更正処分取消等請求上告受理事件（最高裁平成25年（行ヒ）第92号，平成26年1月17日第二小法廷決定）

本件は、弁護士業を営み、弁護士会会長や日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）副会長等を務めていたX（原告・控訴人・相手方）が、これらの役員としての活動に伴い支出した懇親会費等を事業所得の金額の計算上必要経費に算入して所得税及び消費税等の確定申告をしたところ、税務署長が、これらの費用を所得税法37条1項に規定する必要経費に算入することはできないなどとして、所得税等の更正処分等を行ったのに対し、Xが、上記支出の大部分が事業所得の金額の計算上必要経費に当たると主張して、上記処分等の一部の取消しを求めたものである。

1審判決（東京地裁平成23年8月9日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

事業所得の金額の計算上必要経費が総収入金額から控除されることの趣旨や所得税法等の文言に照らすと、ある支出が事業所得の金額の計算上必要経費として控除されるためには、当該支出が所得を生ずべき事業と直接関係し、かつ当該業務の遂行上必要であることを要すると解するのが相当である。もっとも、所得税法27条1項にいう事業所得を生ずべき「事業」とは、自己の計算と危険において報酬を得ることを目的として継続的に行う経済活動のことをいうのであるから、弁護士が弁護士としての地位に基づいて行った活動が全て所得税法の「事業」に該当するということにはならないのであり、事業主である弁護士がその計算と危険において報酬を得ることを目的として継続的に法律事務を行う経済活動をいうことになる。そして、ある活動が当該弁護士の所得税法上の「事業」に該当するか否かは、当該弁護士の主観によって判断されるのではなく、当該活動の営利性や有償性の有無、継続性や反復性の有無、当該活動から生じる成果の帰属先、当該活動に必要な資金や人的物的資源の調達方法、当該

活動の目的等の客観的諸要素を総合考慮し、社会通念に照らして客観的に判断されるべきものである。

本件各支出は、日弁連の役員又はその予定者として、それぞれ出席した酒食を伴う懇親会等の費用である。そうすると、これらの各支出は、原則として、Xが、弁護士会等の役員（予定者及び前任者を含む。以下同じ。）として弁護士会等の活動との関連で支出したものである。弁護士会及び日弁連の目的は弁護士等の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことにあるのであり、そのような活動等は、弁護士会等全体の能力向上や社会的使命の達成等を目的としたものであるし、これらの活動等から生じる成果は、当該活動を行った弁護士個人に帰属するものではなく、弁護士会や日弁連ひいては弁護士会全体に帰属するものと解される。このような事情の下でXが弁護士会等の役員として行う活動を社会通念に照らして客観的にみれば、その活動は、Xが弁護士として対価である報酬を得て法律事務を行う経済活動に該当するものではなく、社会通念上、弁護士の所得税法上の「事業」に該当するものではない。そうすると、本件各支出については、これらが弁護士会等の役員としての活動との関連で支出されたものであるからといって、Xの事業所得を生ずべき業務に直接関係して支出された必要経費であるということとはできない。

2審判決（東京高裁平成24年9月19日判決）は、次のとおり判示して、1審判決の判断を変更し、Xの請求を一部認容した。

一般対応の必要経費の該当性については、ある支出が業務の遂行上必要なものであれば、その業務と関連するものであり、これに加えて、事業の業務と直接関係を持つことを求めると解釈する根拠は見当たらず、「直接」という文言の意味も必ずしも明らかでないことからすれば、ある支出が事業所得の金額の計算上必要経費として控除されるためには、事業所得を生ずべき業務の遂行上必要であることを要すると解するのが相当である。

弁護士会等の活動は、弁護士に対する社会的信頼を維持して弁護士業務の改善に資するものであり、弁護士として行う事業所得を生ずべき業務に密接に関係するとともに、会員である弁護士がいわば義務的に多くの経済的負担を負うことにより成り立っているものであるから、弁護士が人格の異なる弁護士会等の役員等としての活動に要した費用であっても、弁護士会等の役員等の業務の遂行上必要な支出であったとすることができるのであれば、その弁護士としての事業所得の一般対応の必要経費に該当すると解するのが相当である。

弁護士会等の目的やその活動の内容からすれば、弁護士会等の役員等が、①所属する弁護士会等又は他の弁護士会等の公式行事後に催される懇親会等、②弁護士会等の業務に関係する他の団体との協議会後に催される懇親会等に出席する場合であって、その費用の額が過大であるとはいえないときは、社会通念上、その役員等の業務の遂行上必要な支出であったと解される。また、弁護士

会等の役員等が、③自らが構成員である弁護士会等の機関である会議体の会議後に、その構成員に参加を呼び掛けて催される懇親会等、④弁護士会等の執行部の一員として、その職員や、会務の執行に必要な事務処理をすることを目的とする委員会を構成する委員に参加を呼び掛けて催される懇親会等に出席することは、それらの会議体や弁護士会等の執行部の円滑な運営に資するものであるから、これらの懇親会等が特定の集団の円滑な運営に資するものとして社会一般でも行われている行事に相当するものであって、その費用の額も過大であるとはいえないときは、社会通念上、その役員等の業務の遂行上必要な支出であったと解される。そうすると、本件各支出のうち、上記①ないし④に該当するものについては、Xの事業所得を生ずべき業務の遂行上必要な支出に該当するので、必要経費に算入することができるが、その余は、必要経費に算入することはできない。

最高裁判所は、Yの上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告不受理決定をした。

ウ 過年度に收受した制限超過利息が法的に無効となったことにより、過大となった納付済みの法人税に係る更正の請求について国税通則法23条要件該当性が争われた更正すべき理由がない旨の通知処分取消等請求控訴事件（東京高裁平成25年（行コ）第399号，平成26年4月23日判決）

本件は、更生会社A社が、利息制限法1条に規定する利率を超える利息（以下「制限超過利息」という。）の定めを含む金銭消費貸借契約に基づき利息等の支払を受け、これに係る収益の額を益金の額に算入して法人税の確定申告をしていたところ、A社についての更生手続において、過払金返還請求権に係る債権が更生債権として確定したことから、A社の管財人であるX（原告・控訴人）が、各事業年度において益金の額に算入された金額のうち当該更生債権に対応する制限超過利息等に係る部分は過大であるとして、更正の請求をしたことに対し、税務署長から、更正すべき理由がない旨の通知処分を受けたため、当該処分の取消し等を求めたものである。

1審判決（東京地裁平成25年10月30日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求をいずれも棄却した。

国税通則法23条2項に基づく更正の請求をする場合においても、その理由については、同条1項各号に掲げるもののいずれかに該当することが必要であり、本件においては、各事業年度の法人税に係る課税標準等若しくは税額等の計算が法人税法の規定に従っていなかったか否か又は当該計算に誤りがあったか否かが問題となる。

法人が収益等の額の計算に当たって採った会計処理基準が法人税法22条4項の「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」（公正処理基準）に該当するか否かは、法人税法独自の観点から判断すべきである。法人税法は、法人が

存続し成長することを目指して経営されるものであることに照らし、人為的に期間を区切って会計の計算をする必要があることを前提とした上、このようにして区切った期間である事業年度に帰属する収益と当該事業年度に帰属する費用又は損失とを対応させ、その差額をもって法人税の課税所得である所得の金額とするものとし、当該事業年度の収益又は費用若しくは損失については、当該事業年度に係る確定した決算に基づき、その発生の原因の実際の有効性のいかに問わず、これを認識するものとして、当該決算に基づき上記のように計算した所得の金額及びこれにつき計算した法人税の額が記載された確定申告書の提出により当該事業年度の法人税の額が確定されるとしているものと解するのが相当であり、各事業年度の収益又は費用若しくは損失についての前期損益修正の処理（過去の利益計算に修正の必要が生じた場合に過去の財務諸表を修正することなく、要修正額を当期の特別損益項目に計上する方法）は、法人税法22条4項に定める公正処理基準に該当する。

このことを前提とすれば、各事業年度において益金の額に算入されていた制限超過利息につきその支払が利息等の債務の弁済として私法上は無効なものであったことを前提とする取扱いをすることが確定したとしても、それについては、当該確定の事由が生じた日の属する事業年度において処理されることとなり、各事業年度の法人税に係る課税標準等又は税額等の計算に週及的に影響を及ぼすとはいえず、当該事由をもって「計算が国税に関する法律に従っていなかったこと」になるとはいえず、また「当該計算に誤りがあったこと」に該当する事情があるともいえない。

本判決も1審の判断を維持し、Xの控訴を棄却した（上告・上告受理申立て）。

エ 海洋掘削の作業の用に供するリグの貸付けによる対価が国内源泉所得について定める所得税法161条3号にいう「船舶の貸付けによる対価」に該当するか否かが争われた源泉所得税納税告知処分取消等請求控訴事件（東京高裁平成25年（行コ）第360号，平成26年4月24日判決）

本件は、石油・天然ガスの探鉱・開発に係る海洋掘削等の事業を行うX（原告・控訴人）が、パナマ共和国内に主たる営業所があるA法人及びB法人から、それぞれ海洋掘削の作業の用に供する「リグ」（以下「本件各リグ」という。）の貸付けを受けていたところ、税務署長から、本件各リグの貸付け対価（賃借料）は所得税法161条3号が国内源泉所得と定める船舶の貸付けによる対価に該当するのにもかかわらず支払に当たって所得税の源泉徴収を怠ったとして、源泉徴収に係る所得税の納税の告知処分及び不納付加算税の賦課決定処分（以下これらの処分を「本件各処分」という。）を受けたことから、Xに対する本件各リグの貸付けは、同号の船舶の貸付けには該当しないなどとして、本件各処分の取消しを求めたものである。

1審判決（東京地裁平成25年9月6日判決）は、要旨次のとおり判示して、

Xの請求を棄却した。

所得税法161条3号の規定の文言や立法経緯等をもって、同号の「船舶」の意義を直ちに明らかにすることができるとは言いがたく、他の特定の法律からの借用概念であると解すべき根拠も見だし難い。所得税法基本通達に定めがあるが、専らいわゆる裸用船契約に係るものをいうことを明らかにしたにとどまるものである。その他、所得税法は、161条3号のほかにも「船舶」という用語を用いているが、これを定義する規定は置いておらず、「船舶」という用語を用いている他の法令についても、「船舶」の用語の定義や意義は明らかでないため、所得税法上の外国法人が居住者又は内国法人に対してした特定の物の貸付けが同法161条3号の「船舶」の貸付けに当たるか否かについては、当該物の貸付けに係る各般の事情を社会通念に照らして検討して決するほかない。本件各リグは、いずれも、水上に浮上しての移動及び積載に係る特徴を備えていること、建設機械抵当法の適用に関して「船舶」と取り扱われていたこと、船舶安全法及び船舶法の適用に関しては「日本船舶」と取り扱われていたことなど、これら各般の事情を社会通念に照らして検討すると、所得税法161条3号の「船舶」の貸付けに該当する。

本判決も1審の判断を維持し、Xの請求を棄却した（上告・上告受理申立て）。
オ 発行法人に対する有価証券の譲渡に係る譲渡損失額が所得の金額の計算上損金の額に算入されて欠損金額が生じたことによる法人税の負担の減少が、法人税法132条1項にいう「不当」なものと評価することができるか否かが争われた法人税更正処分取消等請求事件、通知処分取消請求事件（東京地裁平成23年（行ウ）第407号、平成24年（行ウ）第92号、平成25年（行ウ）第85号、平成26年5月9日判決）

本件は、外国法人であるA社を唯一の社員とする同族会社であった内国法人であるX（原告）が、平成14年2月に親会社であるA社から内国法人であるB社の発行済株式の全部の取得（以下「本件株式購入」という。）をし、その後、平成17年12月までに3回にわたり同株式の一部をその発行法人であるB社に譲渡をして（以下「本件各譲渡」といい、A社がXの全持分を取得した上、Xが、A社からの融資及び増資による資金により本件株式購入をし、本件各譲渡に及んだ一連の行為を「本件一連の行為」という。）、当該株式の譲渡に係る対価の額（利益の配当とみなされる金額に相当する金額を控除した金額）と当該株式の譲渡に係る原価の額との差額である有価証券（B社の株式）の譲渡に係る譲渡損失額を本件各譲渡を行った事業年度（以下「本件各譲渡事業年度」という。）の所得の金額の計算上損金の額にそれぞれ算入し、このようにして本件各譲渡事業年度において生じた欠損金額に該当する金額を、平成20年12月連結期ないし平成23年12月連結期の連結所得の金額の計算上損金の額に算入して法人税の確定申告などをしたところ、税務署長から、法人税法132条1項の規定を適用

して、本件各譲渡に係る上記の譲渡損失額を本件各譲渡事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入することを否認する旨の更正処分（以下「本件各譲渡事業年度更正処分」という。）をそれぞれ受けるとともに、平成20年12月連結期ないし平成23年12月連結期の法人税についても更正処分等の処分をそれぞれ受けたことから、本件各譲渡事業年度更正処分等は同項の規定を適用する要件を満たさずにされた違法なものであるとして、これらの取消しを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を認容した。

法人税法132条1項は、その趣旨、目的に照らすと、「法人税の負担を不当に減少させる結果になると認められる」か否かを、専ら経済的、実質的見地において当該行為又は計算が純粹経済人の行為として不合理、不自然なものと認められるか否かを基準として判定し、このような客観的、合理的基準に従って同族会社の行為又は計算を否認する権限を税務署長に与えているものと解するのが相当である。

Y（国・被告）は、本件において、本件各譲渡を容認して法人税の負担を減少させることは法人税法132条1項にいう「不当」なものと評価されるべきである旨主張し、その評価根拠事実として、①XをあえてB社の中間持株会社としたことに正当な理由ないし事業目的があったとはいえないこと、②本件一連の行為を構成する本件株式購入に係る代金の一部のA社からXへの融資（以下「本件融資」という。）は、独立した当事者間の通常取引とは異なるものであること及び③本件各譲渡を含む本件一連の行為に租税回避の意図が認められることを挙げるから、順次検討することとする。

（①について）Xは、組織の再編における持株会社又は企業買収における受皿会社としてそれぞれ一定の役割を果たしたとはいえないとまではいい難いし、Cグループ（A社の親法人である外国法人E社を中心とする企業グループ）に係る租税の負担を減少させたりすることを通じて一定の金融上の機能（金融仲介機能）を果たしていないともいい難いなど、Xに持株会社としての固有の存在意義がないとまでは認め難いというべきである。

そうすると、Xを日本におけるCグループを成す会社に係る中間持株会社として置いたことに正当な理由ないし事業目的がなかったとはいえないというべきである。

（②について）Xは、本件融資のされた当時、B社等4社の発行済株式の全部を保有していた上、基本的にいずれもCグループに属するA社及びB社以外の者と債権債務関係が発生することが想定されていないことが認められるから、これらの事情を前提とすれば、本件融資が、独立した当事者間の通常取引として到底あり得ないとまでは認め難いというべきである。

（③について）認定事実からすると、E社が本件各譲渡に基づいてXに生ず

る有価証券（B社の株式）の譲渡に係る譲渡損失額を利用して税負担を軽減する目的でこれを意図的に発生させた旨のYの主張とは整合し難い事実であり、これに加え、XをB社の中間持株会社として置いたことに正当な理由ないし事業目的がないとはいい難く、かつ、本件株式購入及び本件各譲渡が経済的合理性のないものといふ難いことを併せ考慮すると、本件においては、E社が、税負担の軽減を目的として意図的に有価証券の譲渡に係る譲渡損失額を生じさせるような本件一連の行為をしたとまでは認め難いというべきであるなど、本件一連の行為に租税回避の意図が認められる旨の評価根拠事実としてYが挙げる事実について、これを裏付けるものと認めるに足りる証拠ないし事情があるものとは認め難いというべきである（控訴）。

カ 株式消却に伴う減資により旧商法に規定する払戻限度額（実際の払戻額）を超える部分の金額を払戻額として収受しなかった場合の超過額の金額が寄附金（法人税法37条）に該当するか否かが争われた法人税更正処分取消等請求控訴事件（東京高裁平成24年（行コ）第480号，平成26年6月12日判決）

本件は、X（原告・控訴人）が、連結子会社51社（以下「本件各子会社」という。）等との間の事業再編（以下「本件事業再編」という。）において本件各子会社が行った資本の減少（減資）並びに資本準備金及び利益準備金の減少（減準備金）に伴い、平成17年法律第87号による改正前の商法213条1項の規定に基づき、本件各子会社が発行した株式（以下「本件各子会社株式」という。）の一部が消却されて、それらを保有していたXに一定の金額が払い戻されたことに関して、有価証券の譲渡に係る譲渡損失額（法人税法（平成19年法律第6号による改正前のもの）61条の2第1項）を計上して法人税の確定申告を行ったことに対し、税務署長から、①Xに払い戻された金額（以下「本件払戻額」という。）が消却された本件各子会社株式（以下「本件消却株式」といい、本件消却株式の消却を「本件株式消却」という。）の譲渡に係る適正な対価の額に比して低いから、Xは法人税の確定申告において有価証券の譲渡に係る譲渡損失額（法人税法61条の2第1項のいわゆる柱書き参照）を過大に計上したとするとともに、②この差額はXから本件各子会社に対して支出した寄附金（同法37条7項及び8項参照）に当たるから、その金額はXの本件事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されない等として、更正処分等（以下「本件更正処分等」という。）を受けたことから、本件更正処分等の取消しを求めたものである。

1審判決（平成24年11月28日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

Xは、本件株式消却によって本件消却株式の株主としての地位を失い、本件消却株式の時価に相当する経済的な利益を失うとともに、払戻しをした本件各子会社から、本件消却株式の時価よりも低い額の本件払戻額の払戻しを受けたにとどまるから、このような本件株式消却を伴う減資のを通じ、Xから払

戻しをした本件各子会社に対しては本件消却株式の時価と本件払戻額の差額（一部の金額を除く。）に相当する経済的な利益が、Xから払戻しをしなかった本件各子会社に対しては本件消却株式の時価に相当する経済的な利益（同じく一部の金額を除く。）が、それぞれ対価なく移転されたものといえることができる。

そして、Xは、本件事業再編はXの製造する自動車等の販売体制を構築するためにされたもので、そのうち本件株式消却を伴う減資は本件各子会社における事業税の負担に対応するためのものであって、Xの事業上必要かつ合理的なものであり、払戻しの金額は旧商法上の規制を反映してのものであった旨を主張するが、Xが営利を目的とする法人であること、事業の再編の手段として本件において採用されたもの以外のものを選択することが妨げられていたと見るべき格別の証拠ないし事情は見当たらないこと、本件株式消却を伴う減資は直接には本件各子会社の合併による消滅までの間のいわゆる税金対策を主たる目的とするものであること等からすれば、Xの主張するような事情のほか、Xと本件各子会社とが法人税法上の連結納税に係る関係にあることをもっても、上記のような経済的な利益の対価のない移転を内容とする手続を執ることがXにとっての通常経済取引として是認することができる合理的な理由に当たると直ちに解することは困難というべきであるし、他に本件においてこのような合理的な理由が存在したことをうかがわせる証拠ないし事情は見当たらない。

したがって、Xが本件各子会社に対価なく移転した上記の経済的な利益に相当する金額については、法人税法37条7項の規定により損金の額に算入することができない「寄附金」に該当すると認めるのが相当であるから、本件更正処分等は適法なもの認められる。

本判決も、1審の判断を維持するとともに、要旨以下のとおり判示してXの控訴を棄却した。

「みなし配当額」（法人税法24条1項）を計算するに当たって収益とされた額を基礎とすることの要否について、法人税法23条1項の「受取配当等の益金不算入制度」と同法24条1項の「みなし配当制度」の設立趣旨を踏まえると、同項所定の「金銭その他の資産の交付を受けた場合」とは、株式の発行法人において課税の対象となる経済的利益が実際に株主法人に移転した場合をいうものと解する。なお、法人税法22条2項は、租税負担公平の見地から、適正な対価が現実に収受されていないときでも、これを収益として「益金の額」に算入するとした規定であり、他方、同法24条1項の「みなし配当制度」は、同一の利益に対する二重課税の問題を調整する趣旨で設けられたものであることに照らすと、「収益」とされる経済的利益と、「みなし配当額の計算の基となる金額」とが当然に一致すべき合理的な必然性はない（上告・上告受理申立て）。

キ 弁護士会が会員弁護士から受領した事件等の受任あるいは顧問契約を締結し

たことに基づく負担金等が役務の提供の対価として消費税の課税対象となるか否かが争われた消費税及び地方消費税更正処分取消請求控訴事件（東京高裁平成25年（行コ）第442号，平成26年6月25日判決）

本件は、弁護士法に基づいて設立された法人であるX（原告・控訴人）が、税務署長のした消費税及び地方消費税の各更正処分（以下「本件各更正処分」という。）は課税対象にならないものについても課税しているから、本件各更正処分のうち、当該課税をしている部分は違法であるとして、その取消しを求めるとともに、Xは上記部分以外については確定申告を行っているから、本件各更正処分に係る各年度分の過少申告加算税賦課決定処分も違法であるとして、その取消しを求めたものである。

1審判決（東京地裁平成25年11月27日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

①（Xに設置されている弁護士会法律相談センター等（以下「本件各センター」という。）において弁護士が申込者から事件等を受任しあるいは申込者と顧問契約を締結した場合等に弁護士からXに支払われる負担金（以下「本件受任負担金」という。）の消費税課税対象該当性） Xの会規である本件各センターに関する規程において、希望により本件各センターが作成する名簿に登録された弁護士会員は、本件各センターの業務として法律相談等が行われた後に所定の手続に従い当該弁護士会員が相談者等から事件を受任した場合には、一定の金銭を支払わなければならないものとされていることに照らせば、Xと当該弁護士会員の間で、上記支払について相互の了解が存在していることは明らかであり、当該弁護士会員における事件の受任は、本件各センターにおける名簿の作成等や法律相談等の実施といった業務の遂行によるものといえる。このような本件各センターの役務の提供と本件受任負担金の支払の上記規程に基づく関係に照らすと、本件受任事件負担金は、消費税法28条1項本文の消費税の課税標準の基礎を成すべきものに当たる。

②（弁護士法23条の2に基づく公務所又は公私の団体に対する照会の手続をXが行う際に当該照会の申出をした弁護士からXに支払われる手数料（以下「23条照会手数料」という。）の消費税課税対象該当性） Xの定める23条照会に関する手続規則において、Xは、照会に対して公務所等が相当期間内に報告しないときは、照会を申し出た弁護士会員等からの督促の請求により、文書で報告を督促するなどの働きかけを行う一方、23条照会手数料及びこれに要する費用は、照会の申出の際にXに納付すべきものとされ、照会書を発送した後は、公務所等から報告がない場合でも返還しないとされた上で、公務所等から報告をするについて費用の支払の請求があったときは、上記のものとは別にその費用をXに支払うものとされている。このようなXの役務提供と23条照会手数料の支払の上記手続規則に基づく関係に照らすと、本件23条照会手数料は、消費税

法28条1項本文の消費税の課税標準の基礎を成すべきものに当たる。

③（Xが弁護士協同組合及び財団法人法律扶助協会（以下「本件組合等」という。）から法律扶助事業の事務の委託を受けていること等に基づきXに支払われる事務委託金等（以下「本件各事務委託金」という。）の消費税課税対象該当性） Xは、本件各事務委託金は、消費税法基本通達5-5-10の出向者に係る給与負担金であると主張するが、その主張に沿う事実の存在を裏付ける証拠は見当たらず、本件各事務委託金がXにおいて「事務委託金」として計上されていたこと、Xの給与規則及び就業規則等に本件組合等への出向に関する定めがないこと等の事情を考慮すれば、本件各事務委託金は、Xがその事務局員の職員をもって当たさせた本件組合等の事務処理に係る役務提供の対価として收受されたものと見るのが相当であり、消費税法28条1項本文の消費税の課税標準の基礎を成すべきものに当たる。

④（司法研修所長からの司法修習生の実務研修の委託に基づき、弁護士会における司法修習生の弁護実務修習の指導に要する経費に充てるための費用としてXに支払われる司法修習生研修委託費（以下「司法修習委託金」という。）の消費税課税対象該当性） 司法修習生の修習は、最高裁判所の定めた規則に基づく制度であり、そのうち実務修習は、司法研修所長から地方裁判所、地方検察庁及び弁護士会に対する委託により行われ、そして、司法修習委託金は、弁護士会において司法修習生の弁護実務修習の指導に要する経費に充てるためのものとして、司法研修所長から委託を受けた弁護士会において修習する司法修習生の人数に応じた予算が地方裁判所支出官宛てに請求がされて、その支払がされる運用がされている。このような司法研修所長の委託を受けてXが行う役務提供と、当該委託の存在を前提にXの会長の請求に応じてされる司法修習委託金の最高裁判所規則の定める制度及びその運用に基づく関係に照らすと、司法修習委託金は、消費税法28条1項本文の課税標準の基礎を成すべきものに当たる。

本判決も1審の判断を維持し、Xの控訴を棄却した（上告・上告受理申立て）。
ク タックスヘイブン対策税制において、国内源泉所得を有する外国子会社が、同税制の対象となる特定外国子会社等に該当するか否かが争われた法人税更正処分取消等請求事件（東京地裁平成23年（行ウ）第370号、平成26年6月27日判決）

本件は、平成20年12月連結期から連結納税の承認を受けている持株会社で、同年5月1日、Aを被合併法人として吸収合併（以下「本件合併」という。）し、Aの平成20年4月期の法人税の申告及び納税の義務を承継したX（原告）が①Aが発行済株式の100%を引き受け、英国領ケイマン諸島（以下「ケイマン」という。）に本店を有し、日本国内に支店を有する外国法人であるBが租税特別措置法（平成20年法律第23号による改正前のもの。以下「租税法」という。）

66条の6第1項及び租税特別措置法施行令（平成20年政令第161号による改正前のもの。以下「租特令」という。）39条の14第1項にいう特定外国子会社等（以下単に「特定外国子会社等」という。）に該当するものとして、Aの平成20年4月期の法人税の確定申告をし、②その後、BがAに係る特定外国子会社等に該当しなかったとして、更正の請求をしたところ、税務署長から、更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けるとともに、Aの平成20年4月期の法人税につき、BがAに係る特定外国子会社等に該当し、特定外国子会社等の「課税対象留保金額」（租特法66条の6第1項）の益金の額への算入漏れがあるなどとして、平成20年4月期の更正処分等を受けたことから、これらの取消しを求めたものである。

本判決は、要旨以下のように判示して、Xの請求を棄却した。

（①について）租特法66条の6第1項所定の「課税対象留保金額」の計算の基となる特定外国子会社等の「未処分所得の金額」とは、特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、法人税法及び租特法による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額を基礎として政令で定める調整を加えた金額をいうものとされ（租特法66条の6第2項2号）、上記の政令で定める基準により計算した金額は、原則として、特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額について、一定の「本邦法令の規定」の例に準じて計算した場合に算出される所得の金額等により計算することとなる（租特令39条の15第1項）。特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額について、「本邦法令の規定」の例に準じて計算する場合（租特令39条の15第1項）には、同項1号に掲げられている法人税法22条等の規定の例に準じてその計算がされること、このような計算の方法が「法人税法及び租特法による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるもの」として租特法66条の6第2項2号の規定の想定するものに含まれることは明らかである。租特令39条の15第1項1号は、特定外国子会社等の「未処分所得の金額」にその国内源泉所得が含まれることを前提とするものということができ、租特法、租特令等の関係法令の規定を見ても、租特法66条の6第2項2号の定める未処分所得の金額から特定外国子会社等の国内源泉所得が除かれる旨を定めたものは見当たらないから、同条1項所定の「課税対象留保金額」には、特定外国子会社等の国内源泉所得も含まれると解するのが相当である。

（②について）Bは、平成14年2月にAを唯一の株主としケイマン法を準拠法として設立され、同地域内に本店を有する外国法人であり、また、Aは、Bの発行済株式の全部を有していたものであるから、Bは、Aの外国関係会社（租特法66条の6第2項1号）に該当する。そして、Bの本店が所在するケイマンは、法人の所得に対して課される税が存在しない地域であるから、Bは、「法人の所得に対して課される税が存在しない国又は地域に本店又は主たる事務所

を有する外国関係会社」(租特令39条の14第1項1号)に該当し、法66条の6第1項にいう「特定外国子会社等」に該当するものというべきである(控訴)。

ケ 米国ニュージャージー州法に準拠して委託者以外の者が受益者となる信託の設定行為が相続税法上のみなし贈与に該当するか否かが争われた贈与税決定処分取消等請求上告・上告受理事件(最高裁平成25年(行ツ)第267号,同(行ヒ)第272号,平成26年7月15日第三小法廷決定)

本件は、X(原告・被控訴人・上告人兼申立人)の祖父が米国ニュージャージー州法に準拠して米国籍のみを有するXを受益者とする信託(以下「本件信託」という。)を設定したところ、税務署長から、本件信託の設定行為につき相続税法(平成19年法律第6号による改正前のもの。以下同じ。)4条1項が適用されるとして贈与税の決定処分等を受けたことから、Xがその取消しを求めたものである。

1審判決(名古屋地裁平成23年3月24日判決)は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を認容した。

相続税法4条1項にいう「受益者」とは、同法5条ないし9条と同様に、当該信託行為により、その信託による利益を現に有する地位にある者と解される。本件信託の受益者は、本件信託設定により直ちに本件信託から利益を得ることはできず、被保険者が死亡し、あるいは本件信託に基づいて受託者が締結した生命保険の満期が到来して初めて本件信託から利益を得ることが可能となる。また、Xは本件信託において第一次的には受益者とされているが、上記生命保険契約に基づく保険金を直ちに全額受領できるわけではなく、本件信託に係る受託者の裁量により分配を受け得るのみであり、限定的指名権者の指名により、X以外の者が本件信託の利益の分配を受けることも可能である。以上の事情を総合すれば、Xは本件信託の設定時において、本件信託による利益を現に有する地位にあるとは認められず、Xは、本件信託の設定に関し、相続税法4条1項の「受益者」に当たるとは認められない。

2審判決(名古屋高裁平成25年4月3日判決)は、Xの請求を認容した1審判決を取り消し、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

①相続税法4条1項の「受益者」については、信託法における「受益者」を意味し、同項の受益者とは、受益権を有する者をいうと解される。そして、受益権の本質は信託財産からの給付を受領する権利(信託受給権)にあるが、受益者は信託財産ないし受益者自身の利益を守るために監督的権能を与えられており、信託監督的機能も受益権の内容を構成するところ、本件信託の契約の内容からすれば、Xは、本件信託の設定時において、信託受給権及び信託監督的権能を有していたと認められるから、Xは相続税法4条1項にいう「受益者」に当たる。②相続税法基本通達(平成19年5月2日課資2-5,課審6-3による改正前のもの。)は、いわゆる生命保険信託については、相続税法4条1

項の規定の適用はないとするが、同項が適用されない「生命保険信託」に該当するのは、委託者が生命保険契約を締結したのと実質的に同視できることを要し、信託契約において信託財産の運用方法についての裁量がなく、生命保険契約の締結が義務付けられているか又は委託者の指図に基づき生命保険契約を締結する場合に限られる。本件の生命保険契約は、委託者の指示に基づいて締結したのではなく、信託財産の運用方法の一つとして締結したものであるから、本件信託は、上記「生命保険信託」には当たらない。③Xが本件信託の受益権を取得した時に日本に住所を有している者と認められれば、本件信託の受益権について贈与税が課されることになるが、Xは、本件信託の行為時、生後約8か月の乳児であって、両親に養育されていたのであるから、Xが本件信託における信託利益を取得した時におけるXの両親の生活の本拠が日本にあったといえる以上、両親に監護養育されていたXについても上記時点における生活の本拠は日本にあると認められる。

最高裁判所は、Xの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

コ タックス・ハイブンを対象とした法人税更正処分取消等請求上告・上告受理事件（最高裁平成26年（行ツ）第21号，同（行ヒ）第34号，平成26年7月15日第三小法廷決定）

本件は、X₁株式会社及びX₂株式会社（原告・控訴人・上告人兼申立人。以下「X₁ら」という。）が、それぞれ法人税の確定申告をしたところ、税務署長から、X₁らの子会社で香港に本店を有するA社が租税特別措置法（平成16年法律第14号による改正前のもの。以下「租税法」という。）66条の6第1項所定の「特定外国子会社等」に該当し、その主たる事業は製造業であって同業を主として中国で行っており同条3項所定の適用除外事由に該当しないから同条1項に規定するいわゆるタックス・ハイブンを対象となることとして、税務署長から法人税の更正処分等を受けたことから、その取消しを求めたものである。

1審判決（名古屋地裁平成23年9月29日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

特定外国子会社等の主たる事業が製造業に当たるか卸売業に当たるか、すなわち、卸売する製品の製造を自ら行っているか否かを判断するに当たっては、現実の当該特定外国子会社等の経済活動が実質・実体としてどのようなものであるかという観点から、製品の製造・卸売を行うために関係当事者との間で作成されている契約書の記載内容も勘案しつつ、製品の生産計画の策定、製品製造のための資材、設備、人員の調達、配置計画の策定、製造、生産管理、品質保証の実施といった基本的な活動に加え、それを支える財務管理、人事、労務管理の実施等への当該特定外国子会社等の関与の状況等を総合的に考慮して、

社会通念に照らして個別具体的に判断すべきものと解される。A社は、来料加工業務を行うB工場における製品製造のための生産設備の整備、原材料・補助材料等の調達等を行い、B工場の人員を組織的に統括・管理し、B工場の生産管理、財務管理を主体的に行い、製造業務を掌握管理していたこと、及びA社が香港税務当局に対し自己の主要な事業活動を製造と申告するなど自身が製造業であるとの認識を有していたと認められることなどを総合的に勘案すると、社会通念上、A社はB工場において自ら販売製品の製造を行っていたものと認めるのが相当であり、A社の主たる事業は、卸売業ではなく、製造業であると認められる。

香港は、タックス・ハイブンを対策税制の適用上、中国本土とは税制が異なり租税の負担が著しく低く定められた「地域」に該当するから、本店所在地が香港であるA社が所在地国基準を満たすためには、その事業を主として本店の所在する「地域」たる香港において行っていると認められることを要する。A社は、その主たる事業である製造業を主として本店の所在する「地域」たる香港で行っているとは認められないから、租特法66条の6第3項2号、同法施行令39条の17第5項3号に掲げる要件を充足せず、所在地国基準を満たさない。

2審判決（名古屋高裁平成25年10月30日判決）は、1審の判断を維持してX₁らの控訴を棄却し、最高裁判所は、X₁らの上告理由及び上告受理申立て理由は民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

サ 移転価格税制における推定課税の適用要件該当性及び独立企業間価格の算定方法の合理性が争われた法人税更正処分取消請求上告・上告受理事件（最高裁平成25年（行ツ）第280号，同（行ヒ）第284号，平成26年8月26日第三小法廷決定）

本件は、パチスロ台用モーターの製造及び販売を営む株式会社X（原告・控訴人・上告人兼申立人）が、租税特別措置法（平成16年法律第14号による改正前のもの。以下「租特法」という。）66条の4第1項にいう国外関連者に該当する香港法人A社との間でしたパチスロメーカー向けコインホッパー用モーターの仕入取引（以下「本件取引」という。）について、税務署長から、同条1項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる帳簿書類等が遅滞なく提示又は提出されなかったとして同条7項により算定した価格を本件取引の独立企業間価格と推定して、法人税の更正処分等を受けたことから、その取消しを求めたものである。

1審判決（東京地裁平成23年12月1日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

A社の財務書類はA社の機能を端的に知ることを可能とする客観的な書類として、また、Xにおける本件取引の価格算定資料はXとA社の役割をXがどの

ように見積もっていたかを知るための資料として、いずれも独立企業間価格の算定に必要な資料であり、これらを提示しなかったことにより、Xは、独立企業間価格を算定するために必要と認められる帳簿書類又はその写しを遅滞なく提示又は提出しなかったものというべきである。したがって、本件取引に関しては、租特法66条の4第7項の推定課税を行う要件が満たされている。本件においてA社の同種事業類似法人（租特法66条の4に規定する「当該法人の国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む法人で事業規模その他の事業の内容が類似するもの」をいう。）として選定された3法人（以下「本件類似3法人」という。）は、小型モーターを中心とする商品を仕入れて加工しないまま再販売する卸売業を営んでいるという点で事業の同種性が一応認められ、両者の事業規模（従業員数、年間売上高）、両者が取引において担う機能及び負うリスクに大きな違いはなく、卸売業を営む法人としてメーカーから小売までのどの取引段階にあるか、取扱製品の用途、取扱製品の販売先市場の地理的な相違、販売先市場の寡占性の有無等が、両者の粗利益率レベルでかなりの差を生じさせているとは認められないから、本件類似3法人は、租特法66条の4第7項にいう同種事業類似法人であるといえ、その利益率を用いてA社の本件取引に係る独立企業間価格を推定したことは適法である。

2審判決（東京高裁平成25年3月14日判決）は、1審の判断を維持してXの控訴を棄却し、最高裁判所は、Xの上告理由及び上告受理申立て理由は民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

シ 残余利益分割法を用いた独立企業間価格の算定の適否が争われた法人税更正処分等取消請求事件（東京地裁平成23年（行ウ）第164号、平成26年8月28日判決）

本件は、自動車の製造及び販売を主たる事業とする内国法人であるX（原告）が、その間接子会社であり、ブラジル連邦共和国（以下「ブラジル」という。）アマゾナス州に設置されたマナウス自由貿易地域（以下「マナウスフリーゾーン」という。）で自動二輪車の製造及び販売事業を行っている外国法人であるA社（以下「A社」という。）及びその子会社（以下、A社と併せて「A社等」という。）との間で自動二輪車の部品等の販売及び技術支援の役務提供取引（以下「本件国外関連取引」という。）を行い、それにより支払を受けた対価の額を収益の額に算入して、平成10年3月期、平成11年3月期、平成13年3月期、平成14年3月期及び平成15年3月期（以下、併せて「本件各事業年度」という。）の法人税の確定申告をしたところ、税務署長から、上記の支払を受けた対価の額がいわゆる残余利益分割法を用いて算定した独立企業間価格（以下「本件独立企業間価格」という。）に満たないことを理由に、移転価格税制の規定により、本件国外関連取引が本件独立企業間価格で行われたものとみなし、本件各事業年度の所得金額に本件独立企業間価格と本件国外関連取引の対価の額との差額

を加算すべきであるとして、各更正処分及び各過少申告加算税賦課決定を受けただため、本件独立企業間価格の算定は違法であるとして、これらの課税処分の一部又は全部の取消しを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を認容した。

残余利益分割法の適用上、基本的利益の算定をする場合においては、比較対象法人が事業活動を行う市場と検証対象法人が事業活動を行う市場とが類似するものであること（市場の類似性）を必要とするところ、検証対象法人が市場において事業活動を行うに当たりその利益が政府の規制や介入の影響を受けている場合には、そのような影響を検証対象法人と同様に受けている法人を比較対象法人として選定するものでなければ、比較対象法人が事業活動を行う市場と検証対象法人が事業活動を行う市場とが類似するものであるということとはできず、当該比較対象法人は検証対象法人との比較可能性を有するものではないこととなると解される。マナウス税恩典利益は、それを享受する法人の営業利益に影響を及ぼす性質を有し、マナウスフリーゾーンという市場の条件を構成するといえるのであって、検証対象法人がマナウス税恩典利益を享受している場合には、検証対象法人と同様にマナウス税恩典利益を享受している法人を比較対象法人として選定するものでなければ、比較対象法人が事業活動を行う市場と検証対象法人が事業活動を行う市場とが類似するものであるということとはできず、当該比較対象法人は検証対象法人との比較可能性を有するものではないといふべきである。

本件の場合、A社等が享受したマナウス税恩典利益は、A社各事業年度のA社の営業利益の約59パーセントに上っているのであって、マナウス税恩典利益の享受がA社等の営業利益に大きな影響を及ぼしたことは客観的に明らかである。しかるに、処分行政庁が選定した比較対象企業は、いずれも、マナウスフリーゾーン外で事業活動を行い、マナウス税恩典利益を享受していないのであるから、ブラジル側比較対象企業とA社等が事業活動を行う市場とが類似するものであるということとはできず、ブラジル側比較対象企業は、A社等との比較可能性を有するものではない。

以上のとおり、ブラジル側比較対象企業は、マナウス税恩典利益を享受していないという点でA社等との比較可能性を有するものではないから、処分行政庁が、上記の差異につき何らの調整も行わずにブラジル側基本的利益を算定した上、本件独立企業間価格を算定したことは誤りがある。そして上記の差異は、市場の特殊性という営業利益に大きく関わる基本的な差異であるため、そもそもこれにつき適切な差異調整を行うことができるのか否かは不明であり、いずれにしても、本件の証拠関係の下では、Xが本件国外関連取引により支払を受けた対価の額が独立企業間価格に満たないものであることにつき立証があったとは認められないから、本件国外関連取引に租特法66条の4第1項を適

用して移転価格税制の課税を行うことはできない（控訴）。

ス タックスヘイブン対策税制の適用除外要件（事業基準）該当性が争われた法人税更正処分取消等請求事件（名古屋地裁平成23年（行ウ）第116号、平成26年9月4日判決）

本件は、内国法人であるX（原告）の子会社で、シンガポールにおいて事業を営むA社について、税務署長から、A社は租税特別措置法66条の6第1項（平成22年法律第6号による改正前のもの。以下「租特法」という。）に規定する特定外国子会社等に該当するところ、A社の「主たる事業」が株式保有業であり同条3項の定める適用除外要件を充足しないため、同条1項に規定するいわゆるタックスヘイブン対策税制の対象になるとして、法人税の更正処分等を受けたXが、A社の「主たる事業」は地域統括事業であり、株式保有業ではないなどと主張し、その処分の取消しを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を認容した。

タックスヘイブン対策税制の適用除外要件のうち事業基準を定めた租特法66条の6第3項が、特定外国子会社等が株式の保有を主たる事業とする場合を同条1項の適用除外の対象としない旨を規定している趣旨は、株式を保有又は運用することにより利益配当又はキャピタルゲインを得るといった株式の保有に係る業務は、その性質上、我が国においても十分に行うことができるものであって、これを主たる事業とする特定外国子会社等が、我が国ではなくわざわざタックスヘイブンに所在する積極的な経済的合理性は税負担の軽減以外には見だし難いため、上記のような場合には、タックスヘイブン対策税制の適用除外とする必要性をそもそも認めることができないことにある。また、租特法66条の6第4項が定める「主たる事業」については、特定外国子会社等の当該事業年度における事業活動の具体的かつ客観的な内容から判断するほかないのであって、特定外国子会社等が複数の事業を営んでいるときは、そのいずれが主たる事業であるかに関しては、当該外国子会社等におけるそれぞれの事業活動によって得られた収入金額又は所得金額、それぞれの事業活動に要する使用人の数、事務所、店舗、工場その他の固定施設の状況等の具体的かつ客観的な事業活動の内容を総合的に勘案して判定するのが相当である。A社の各事業年度当時、A社は、地域統括業務、株式保有業等を行っていたところ、認定事実から指摘することができる諸点に照らすと、A社の主たる事業は株式保有業ではなく、地域統括事業であったことは明らかである。また、平成22年法律第6号による改正後の租特法66条の6第3項は、一見すると、統括業務を行う特定外国子会社等が「株式等の保有」を主たる事業とする特定外国子会社等の中に包含されているように見えなくもない。しかし、改正前の租特法66条の6第3項には、統括業務についての定めはなかったのであるから、改正後の文言を根拠に、統括業務を行う特定外国子会社等の主たる業務は当然に「株式等の保有」に該

当すると断ずることはできない。平成22年改正後の租特法は、「統括業務」を事業として行う企業の存在を前提としているものといわなければならない。そうすると、平成22年改正前の租特法の下では、統括会社や統括業務について何らの定めも置かれていなかったのであるから、特定外国子会社等がどのような事業を主たる事業としているかどうかを端的に探求すれば足りるのであって、それが地域統括事業であるならば、事業基準を満たすことになる。以上によると、A社各事業年度において、A社の主たる事業は、地域統括事業であったというべきであり、A社が株式保有を主たる事業としていたということではできないから、事業基準を満たすことになる（控訴）。

セ 競馬の馬券の払戻金の所得区分が一時所得又は雑所得のいずれに該当するか否かが争われた所得税決定処分取消等請求事件（大阪地裁平成25年（行ウ）第20号，平成26年10月2日判決）

本件は、税務署長が、競馬法に基づき勝馬投票の的中者としてX（原告）が受けた払戻金は一時所得に該当するとした上で、その総収入金額からの中した勝馬投票券（馬券）の購入金額のみを控除して、Xの所得税につき決定処分又は更正処分並びに無申告加算税賦課決定処分を行ったのに対し、Xが、上記払戻金は雑所得に該当するとした上で、その総収入金額から控除される必要経費は的中した馬券の購入金額だけでなく外れ馬券を含めた購入総額となる等と主張し、本件各処分は違法である等として、その全部の取消しを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を認容した。

一般的な馬券購入行為は、その性質上、レースごとに馬券の当たり外れや獲得した払戻金の多寡を楽しむという趣味、娯楽の要素を含むものであり、馬券が的中するか否か、あるいは、的中した場合に得られる払戻金の額等についても偶然的要素が強いことからすれば、そのような一般的な馬券購入行為から生ずる所得は、偶発的、単発的であるといえる。そして、このことは馬券の購入を単に連続して行ったとしても何ら異なることはないから、一般的な馬券購入行為によるものである限り、馬券に対する払戻金が「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」に該当することはない。これに対し、Xが行っていた馬券購入行為は、もっぱら回収率に注目するものであり、多数のレースにおいて多種類の馬券を継続的に購入することによって、個別のレースにおける当たり外れの偶然性の要素による影響を抑え、想定した回収率に近づけ、収支を安定させ、総体として利益を獲得しようとするものであって、客観的に、一般の馬券購入行為におけるそれとは明らかに意味づけを異にするものであり、利益の獲得方法についても、一般の馬券購入者がレースごとの払戻金の有無を基礎として考えることが多いのに対し、Xは、極めて多種類かつ多レースにおける馬券購入を大前提として、長期的な差引きをもって利益をとらえるという点で相当異なるものであることは明らかである。そして、そのようなXの馬券購入行

為は、後に的中馬券として払戻金の対象となる馬券のみならず、結果として外れ馬券となる馬券の購入行為も含めて、個々のレースの枠を超えた多数のレースにおける継続的な馬券の購入という、一連の継続的行為というべきものであり、これらの一連の行為が、総体として、恒常的に所得を生じさせているものと認められるのであって、この継続的行為によって獲得される払戻金が、偶発的な一時の所得であるということではできない。そうすると、Xの馬券購入行為から生じた所得は、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」といえるのであって、一時所得に当たらず、雑所得に区分すべきものと認められる。そして、Xの馬券購入行為を前提とすれば、外れ馬券も含めた馬券の総購入費用が、払戻金を獲得するための「直接に要した費用」に当たると解すべきであるから、払戻金の生じた年中の所得から必要経費として控除することができるものと解するのが相当である（控訴）。

ソ 組織再編成に係る行為又は計算否認規定の適用の可否が争われた法人税更正処分取消請求控訴事件（東京高裁平成26年（行コ）第157号，平成26年11月5日判決）

本件は、通信事業等を営むX（原告・控訴人）の兄弟会社であるA株式会社（以下「A社」という。）の発行済株式の全部を譲り受けた後、同社を被合併法人とする合併（以下「本件合併」という。）を行い、同社の未処理欠損金額（約542億円）を自社の欠損金額とみなし、損金の額に算入して法人税の確定申告をしたXが、Xがその代表取締役BをあらかじめA社の取締役副社長（以下「本件副社長」という。）に就任させ（Xはこれにより法人税法施行令（平成22年政令第51号による改正前のもの。以下「施行令」という。）112条7項5号の特定役員引継要件を充足していると主張）、上記合併における未処理欠損金額引継要件を充足させるなどした一連の行為について、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果になるとして、税務署長から、法人税法（平成22年法律第6号による改正前のもの。以下「法」という。）132条の2（組織再編成に係る行為又は計算の否認）に基づき、上記未処理欠損金額の損金算入を否認する更正処分等を受けたことから、その取消しを求めたものである。

1審判決（東京地裁平成26年3月18日判決）は、要旨以下のように判示して、Xの請求を棄却した。

法132条の2が定める「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」とは、（i）法132条と同様に、取引が経済的取引として不合理・不自然である場合のほか、（ii）組織再編成に係る行為の一部が、組織再編成に係る個別規定の要件を形式的には充足し、当該行為を含む一連の組織再編成に係る税負担を減少させる効果を有するものの、当該効果を容認することが組織再編成税制の趣旨・目的又は当該個別規定の趣旨・目的に反することが明らかかなものであるものも含むと解するのが相当である。このように解するとき

は、組織再編成を構成する個々の行為について個別に見ると事業目的がないとはいえないような場合であっても、当該行為又は事実個別規定を形式的に適用したときにもたらされる税負担減少効果が、組織再編成全体としてみた場合に組織再編成税制の趣旨・目的に明らかに反し、又は個々の行為を規律する個別規定の趣旨・目的に明らかに反するときは、(ii)に該当することになる。また、法132条の2の「その法人の行為又は計算」の「その法人」は、その前の「次に掲げる法人」を受けており、「その法人の行為又は計算」は、「次に掲げる法人」の行為又は計算と読むべきであって、同条の規定により否認することができる行為又は計算の主体である法人と法人税につき更正又は決定を受けられる法人とは異なり得るものと解すべきである。

本件においては、役員の出退という観点からみて、「合併の前後を通じ移転資産に対する支配が継続している」という状況があるとはいえず、施行令112条7項5号が設けられた趣旨に全く反する状態となっていること、本件合併は、その実質において、共同で事業を営むためのものとはいえず、単なる資産の売買にとどまるものと評価することが妥当なものであって、法57条3項にいう「共同で事業を営むための適格合併等」としての性格が極めて希薄であること等、本件における諸事情を総合勘案すると、本件副社長就任には、特定役員引継要件を形式的に充足するものではあるものの、それによる税負担減少効果を容認することは、特定役員引継要件を定めた施行令112条7項5号が設けられた趣旨・目的に反することが明らかであり、また、本件副社長就任を含む組織再編成行為全体をみても、法57条3項が設けられた趣旨・目的に反することが明らかであることから、「その法人の行為（中略）で、これを容認した場合には、（中略）法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」（法132条の2）に該当し、同条の規定に基づき、否認することができる。

本判決も、1審の判断を維持し、Xの請求を棄却した(上告・上告受理申立て)。

(2) 徴収関係

ア 会社法に基づく剰余金の配当が国税徴収法39条の「第三者に利益を与える処分」に当たるか否かが争われた第二次納税義務納付告知処分取消請求控訴事件（東京高裁平成26年（行コ）第288号、平成26年11月26日判決）

本件は、株式会社X（原告・控訴人）と滞納会社であるA社、いわゆるBファンドの運営に関与していた会社であるところ、A社の唯一の株主として、A社から剰余金の配当（188億9,011万1,520円。以下「本件配当」という。）を受けた株式会社Xが、国税局長から、本件配当が国税徴収法（以下「徴収法」という。）39条にいう「第三者に利益を与える処分」に当たるとして、Xの納付の限度額を151億1,208万0,216円（本件配当の額から源泉所得税額を控除した額）とするA社の滞納国税に係る第二次納税義務の告知処分を受けたことから、当該告知処分（ただし、裁決により一部取り消された後のもの）の取消しを求めたもの

である。

1 審判決（東京地裁平成26年6月27日判決）は、要旨以下のとおり判示して株式会社Xの請求を棄却した。

徴収法39条は、納税者が無償又は著しい低額で財産を処分し、そのため納税が満足にできないような資産状態に立ち至った場合には、その受益者に対して直接第二次納税義務を負わせることにより、実質的に詐害行為の取消しをしたのと同様の効果を得るために設けられたものと解される。このような立法趣旨に照らすと、同条にいう「第三者に利益を与える処分」とは、滞納者の積極財産の減少の結果、第三者に利益を与えることとなる処分をいうものと解される。会社法に基づく剰余金の配当は、会社が、株主に対し、その有する株式の数に応じて会社の財産（配当財産）を分配する行為であり、その分配可能額は、同法に基づいて計算方法が法定されている。そうすると、滞納者たる会社が行った剰余金の配当が、法令の定めに違反し、分配可能額を超過するものであるときは、「第三者に利益を与える処分」に該当することは明らかである。また、徴収法39条の趣旨に照らせば、剰余金の配当が法令に違反するとまではいえない場合であっても、例えば、滞納会社の利益剰余金の中に、滞納会社の売上として計上することにつき合理性を欠くにもかかわらず計上された金額に由来する部分（以下「過大売上分」という。）が含まれていることなどの理由により、当該金額を配当することが、滞納者たる会社の株主に異常な利益を与え、実質的にみてそれが必要かつ合理的な理由に基づくものとはいえないと評価することができるときは、当該金額に係る配当は、「第三者に利益を与える処分」に当たると解することが相当である。本件において、A社が売上として計上したC社及びD社からの成功報酬（以下「本件係争売上金額」という。）が、本件配当の原資となった利益剰余金に含まれているということができるところ、本件係争売上金額を滞納会社の売上として計上することには合理性を欠くと認められることからすると、本件配当には、本件係争売上金額に相当する過大売上分が含まれ、本件配当を行うことが、滞納会社の株主に異常な利益を与え、実質的にみてそれが必要かつ合理的な理由に基づくものとはいえないと評価することができるから、本件配当は、本件係争売上金額に係る部分の限度において徴収法39条にいう「第三者に利益を与える処分」に当たるといふべきである。

本判決も1審の判断を維持し、Xの控訴を棄却した（確定）。

- イ 法定申告期限内に相続税の申告及び納付がされた後、税務署長が更正の請求に基づき相続財産の評価誤りを理由に相続税額の減額更正をするとともに過納金を還付したものの、再び相続財産の評価誤りを理由に増額更正したことにより新たに納付すべきこととなった本税額につき、国税通則法60条1項2号、2項及び61条1項1号に基づく期間に係る延滞税の納付義務の存否が争われた各延滞税納付債務不存在確認等請求上告受理事件（最高裁平成26年（行ヒ）

第499号，平成26年12月12日判決)

本件は，亡Aの相続人であるXら（原告・控訴人・上诉人）が，亡Aの相続に係る相続税（以下「本件各相続税」という。）について，法定申告期限内に本件各相続税の申告及び納付をそれぞれ行った（以下，これらの申告を「本件各申告」という。）後，本件各申告に係る相続税額が過大であるとして更正の請求をしたところ，税務署長において，相続財産の評価の誤りを理由に減額更正をするとともに還付加算金を加算して過納金を還付した後，再び相続財産の評価の誤りを理由に増額更正をし（以下「本件各増額更正」という。なお，本件各増額更正後の相続税額は本件各申告に係る相続税額を下回るものである。），これにより新たに納付すべきこととなった本税額（以下「本件各増差本税額」という。）につき，国税通則法（平成23年法律第114号による改正前のもの。以下「通則法」という。）60条1項2号，2項及び61条1項1号に基づき，本件各相続税の法定納期限の翌日から本件各増差本税額の納付の日までの期間（ただし，本件各相続税の法定申告期限から1年を経過する日の翌日から本件各増額更正に係る更正通知書が発せられた日までの期間を除く。以下「本件期間」という。）に係る延滞税の納付の催告をしたことから，Xらが，上記の延滞税は発生していないとして，その納付義務がないことの確認を求めたものである。

1審判決（東京地裁平成24年12月18日判決）は，Xらが相続税の申告を行い，本件各増差本税額に相当する相続税を事実として納付していたとしても，減額更正がされたことにより，本件各増差本税額に相当する部分の税額の具体的納税義務は遡及的に消滅し，当該部分について納付されていた相続税については，不当利得としての清算関係が残るのみであり，その後，増額更正がされたことによって，新たに本件各増差本税額の具体的納税義務が確定し，この具体的納税義務に対応する税額の納付がされていないのであるから，通則法60条1項2号に基づき，本件各増差本税額に対する延滞税の納税義務も発生しているとして，Xらの請求を棄却したため，Xらが控訴したところ，2審判決（東京高裁平成25年6月27日判決）も1審判決の判断を維持し，Xらの控訴を棄却したことから，Xらが上告受理を申し立てた。

本判決は，要旨以下のとおり判示して，2審判決を破棄し，Xらの請求を認容した。

本件の場合において，仮に本件各相続税について法定納期限の翌日から延滞税が発生することになるとすれば，法定の期限内に本件各増差本税額に相当する部分を含めて申告及び納付をしたXらは，当初の減額更正における土地の評価の誤りを理由として税額を増額させる判断の変更をした課税庁の行為によって，当初から正しい土地の評価に基づく減額更正がされた場合と比べて税負担が増加するという回避し得ない不利益を被ることになるが，このような帰結は，通則法60条1項等において延滞税の発生につき納税者の帰責事由が必要とされ

ていないことや、課税庁は更正を繰り返し行うことができることを勘案しても、明らかに課税上の衡平に反するものといわざるを得ない。そして、延滞税は、納付の遅延に対する民事罰の性質を有し、期限内に申告及び納付をした者との間の負担の公平を図るとともに期限内の納付を促すことを目的とするものであるところ、上記の諸点に鑑みると、このような延滞税の趣旨及び目的に照らし、本件各相続税のうち本件各増差本税額に相当する部分について本件各増額更正によって改めて納付すべきものとされた本件各増差本税額の納期限までの期間に係る延滞税の発生は法において想定されていないものとみるのが相当である。

したがって、本件各相続税のうち本件各増差本税額に相当する部分は、本件各相続税の法定納期限の翌日から本件各増額更正に係る増差本税額の納期限までの期間については、通則法60条1項2号において延滞税の発生が予定されている延滞と評価すべき納付の不履行による未納付の国税に当たるものではないというべきであるから、上記の部分について本件各相続税の法定納期限の翌日から本件各増差本税額の納期限までの期間に係る延滞税は発生しないものと解するのが相当である。そして、本件において、Xらは、本件各増差本税額の納期限より前に本件各増差本税額を納付しているから、本件各相続税のうち本件各増差本税額に相当する部分について本件期間に係る延滞税は発生しないものというべきである。

財産訟務管理官

法務省組織令第13条、第23条

平成26年中に新たに提起された事件及び判決・決定等のあった事件のうち、注目されるものは、次のとおりである。

1 新たに提起された事件

(1) 債権管理関係

損害賠償請求事件(巡視船衝突事件(尖閣))(那覇地裁平成26年(ワ)第95号)

本件は、平成22年9月7日、尖閣諸島周辺の本邦領海内において、中国船籍の漁船が海上保安庁の巡視船「よなくに」及び「みずき」に衝突したことにより上記巡視船の修繕費等約1,429万円の損害を被ったとして、国が、上記漁船の船長である被告に対し、民法709条に基づく損害賠償を求めるものである。

(2) 基地関係

横田基地飛行差止等請求事件(横田基地12次訴訟)(東京地裁立川支部平成26年(ワ)第1711号)

本件は、横田基地周辺に居住する住民である原告ら16名が、同基地に離着陸する米軍航空機及び自衛隊機の発する騒音等により、身体的・精神的被害等を被ったとして、人格権、環境権及び平和的生存権を主張し、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約6条に基づく施設及び区域並びに日本国にお

ける合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法1条及び2条を根拠として、過去分の損害賠償及び訴状提出の日から侵害行為がなくなるまでの将来分の損害賠償を求めるものであり、横田基地の航空機騒音をめぐる第12次訴訟である。

(3) 駐留軍用地関係

公有水面埋立承認処分取消請求事件（辺野古埋立承認取消請求事件1次ないし3次）（那覇地裁平成26年（行ウ）第1号，同第8号，同第14号）

本件は、沖縄県民である原告ら687名が、米軍普天間飛行場代替施設建設事業に伴う沖縄県名護市辺野古沖の公有水面埋立承認申請を沖縄県知事が平成25年12月27日に承認したことについて、公有水面埋立法4条1項1号ないし3号に違反する違法な処分であるとして、沖縄県知事に対し、同承認の取消しを求めるものである。国は、行訴法22条に基づき、訴訟参加している。

(4) 諫早関係

ア 諫早福岡高裁確定判決に対する請求異議事件（佐賀地裁平成26年（ワ）第7号）

本件は、諫早福岡高裁確定判決により諫早湾に設置された潮受堤防の南北各排水門の開放を命じられたX（国，原告）が、上記確定判決に係る口頭弁論終結後に、地元関係者の反対等により対策工事が不可能になったこと、開門の差止めを命ずる仮処分決定がされたことなどの事情が新たに生じ、Xが上記排水門を開門しないことにもはや違法性は認められないと主張して、上記確定判決の勝訴原告らに対し、同確定判決の執行力の排除を求めるものである。

なお、本件については、平成26年12月12日に国一部敗訴の判決が言い渡され、国が控訴している（2(5)ウ参照）。また、本件については、併せて強制執行停止決定の申立てをしたが、同日、同申立てを却下する決定がされた。

イ 間接強制申立事件（諫早長崎地裁仮処分決定の保全執行）（長崎地裁平成26年（ワ）第2001号）

本件は、諫早湾に設置された潮受堤防の南北各排水門の開門の差止めを命じた長崎地裁仮処分決定の債権者（X，債権者）らが、同決定により上記各排水門の開門禁止義務を負っているY（国，債務者）に対し、開門の禁止とこれに違反し開門した場合における2,500億円の支払を間接強制による保全執行として求めるものである。

なお、本件については、平成26年6月4日、Xらの申立てを一部認容する決定がされ（抗告審である福岡高裁平成26年7月18日決定で維持）、国が最高裁に許可抗告を申し立てている（2(5)イ参照）。

ウ 開門差止請求事件（2次訴訟）（長崎地裁平成26年（ワ）第151号）

本件は、長崎県諫早湾干拓事業のため湾内に設置された全長7キロメートルの潮受堤防にある南北各排水門の開放によって甚大な被害を被るとする原告ら

が、潮受堤防の所有者である国に対し、調整池から諫早湾に排水する場合を除き、各排水門の開放差止めを求めるものである。

2 判決・決定等があった事件

(1) 債権管理関係

ア 損害賠償請求上告・上告受理事件（陸ヘリ）（最高裁平成25年（オ）第1024号，同（受）第1245号，平成26年10月29日第二小法廷決定）

本件は、陸上自衛隊所属のヘリコプターが、整備確認飛行を終え帰投するに当たり、ホバリング状態（空中停止状態）から前進飛行を開始しようとした際、突然、エンジンが出力を失って不時着したことにより、機体が損傷するなどの事故が発生したのは、エンジンに供給される燃料流量の制御装置に存した欠陥によるものであるとして、X（国，原告・被控訴人・被上告人兼相手方）がエンジン製造会社であるY（被告・控訴人・上告人兼申立人）に対し、製造物責任法3条に基づき約2億8,000万円の損害賠償を求めたものである。

1審判決（東京地裁平成24年1月30日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求について損害額の算定の一部を除き認容した。

①Xは、製造物責任法1条及び3条にいう「人」、「被害者」及び「他人」に含まれ、同法3条に基づく損害賠償請求の請求主体となり得る。②製造物責任法3条に基づく損害賠償請求をする者は、「欠陥」の存在を主張立証するために、当該製造物を適正な使用方法で使用していたにもかかわらず、通常予想できない事故が発生したことを主張立証することで足り、それ以上に欠陥の部位やその態様等を特定した上で、事故が発生するに至った科学的機序まで主張立証すべき責任は負わない。③墜落した陸上自衛隊ヘリコプターのエンジンの引渡しを受けて以降、Xが当該エンジンを適正な方法で使用しており、墜落事故の当時、当該事故の発生は通常予想できなかったとして、当該エンジンに製造物責任法にいう「欠陥」があると認めるのが相当である。④製造物責任法4条2号に基づき、設計指示の抗弁を主張する者は、完成品製造業者の指示が、当該部品・原材料の設計自体を指定する内容のものであるか又はその設計に具体的な制約をもたらすものであること、及び「欠陥」が専ら完成品製造業者の指示に従ったことにより生じたこと、すなわち、指示と欠陥との間の因果関係をそれぞれ主張立証しなければならないところ、エンジンの「欠陥」がXの指示に従ったことにより生じたものということができない。

2審判決（東京高裁平成25年2月13日判決）は1審の判断を維持してYの控訴を棄却した。

最高裁判所は、Yの上告理由及び上告受理申立て理由は民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却・不受理決定をした。

イ 損害賠償請求事件（P C I 事件）（東京高裁平成25年（ネ）第5864号，平成26年1月30日判決）

本件は、旧日本軍が中華人民共和国内に持ち込んで遺棄された化学兵器の廃棄処理事業を被告らに委託したX（国，原告，被控訴人）が，業務委託費を不正に水増し請求され損害を被ったとして，Y₁（被告，控訴人）ら2名に対し，不法行為による損害賠償請求権に基づき，損害賠償約8,106万円を求めたものである。

1審判決（東京地裁平成25年9月26日判決）は，要旨以下のとおり判示して，XのY₁らに対する請求額全額を認容した。

①（Y₁らの民事無答責の有無について）専らXの補佐を行うというY₁の設立目的は，それだけで民事上の責任を負わないとの効果まで生じさせるものではないし，基本契約は，Y₁が不法行為を行った場合の民事上の責任を免れさせると規定するものではない。また，協定書及び確認書の各規定により，Y₁がXの内部又は下部機関類似の特殊な地位に位置づけられたとまでは認められない。委託契約は契約解除や違約金の支払等の規定を置いており，民事上の責任を負うことは明らかである。

②（Y₁らの役員の不法行為の成否について）Y₁らの役員は，再々委託先業者関係の技術者が直接人件費の対象とならないことを認識しており，加えて，直接人件費の対象とすることによりY₁らに経済上の利益が生じることは当然に認識しており，Y₁らの利益に対応してXに損害が生じることも認識していたというべきであるから，再々委託であることが確定していた再々委託先業者との関係を秘匿し，再々委託先業者関係の技術者を直接人件費の対象としたことは不法行為を構成する。

本判決は，1審の判断を維持し，Y₁らの控訴を棄却した（上告・上告受理申立て）。

ウ 不当利得返還請求控訴事件（石油談合事件）（東京高裁平成23年（ネ）第5565号，平成26年2月24日和解）

本件は，指名競争入札を経てY₁（被告・控訴人）らと陸上自衛隊，海上自衛隊及び航空自衛隊の基地等で消費される自動車ガソリン，灯油，軽油，A重油及び航空タービン燃料についての売買契約を締結したX（国，原告・被控訴人）が，同契約はY₁らの談合に基づく無効な入札に起因する無効な契約であることを理由として，不当利得返還請求権に基づき，Y₁らに支払った代金の一部約89億9,000万円の返還を求めたものである。

1審判決（東京地裁平成23年6月27日判決）は，約84億1,000万円を認容したところ，Y₁らのうち6名がこれを不服として控訴した。

本件は，2審係属中に，控訴人らがXに対し，和解金として，約82億6,000万円の支払義務があることを認めるなどの和解条項に基づき，和解が成立した。

エ 不当利得返還請求事件（タイヤ談合事件）（東京地裁平成21年（ワ）第25141号，平成26年11月10日判決）

本件は、自衛隊の使用するタイヤ製品を調達するために、一般競争入札を経て、Y（被告）との間で売買契約又は製造請負契約（以下「売買契約等」という。）を締結したX（国、原告）が、Yを含む入札参加者らの間で談合が行われていたことを理由に、上記各契約は公序良俗違反等により無効であると主張して、Yに対し、不当利得返還請求権に基づく一部請求として、XがYとの間で締結した各契約（以下「本件各契約」という。）に基づき支払った代金額等から、本件各契約に基づきXに納入された各製品（以下「本件各製品」という。）の客観的価格として許容し得る最高値に相当する額を差し引いた額である約3,552万円及び商事法定利率年6分の利息の支払を求めたものである。

本判決は、主な争点に関して要旨以下のとおり判示して、Xの請求を一部認容した。

①（Xの不当利得返還請求について）Yの行為は社会経済秩序に反するから、本件各契約は公序良俗に反し無効である。本件各契約の実質に照らすと、Xが本件各契約に基づき代金を支払ったことは不法原因給付に当たらず、また、X側に入札手続の適正さの確保に欠けるところはあったものの、X側の不法がY側の不法に比して大きいともいえず、Xは代金全額の返還を求めることができる。

②（本件各製品の適正価格について）YがXに対し本件各製品の現物に代えて返還請求できる金額は、現物返還が不能となった時点における本件各製品の客観的にみた適正価格であり、自由かつ公正な競争の下で一般競争入札が行われていた場合に締結された契約において代金額とされたであろう額と解するのが相当である。その主張立証責任は、本件各製品の適正価格相当額の不当利得返還請求権の存在を主張するYにおいて負担すべきである。

③（本件各契約と同時期にされた売買契約等に係る違約金条項の有効性について）本件各契約と同時期にされた売買契約等は、本件各契約と同様にして締結された契約であると認められ、公序良俗に反し無効というべきであり、同売買契約等が無効である以上、これらの契約において合意された違約金条項も無効というべきである。

④（法定利息の利率について）本件請求に係る不当利得返還請求権は、法律の規定によって発生する債権であり、商行為によって生じた債権又はこれに準ずる債権であるとはいえないから、その法定利息の利率については、商法514条の適用又は類推適用はなく、民法404条により年5分と解するのが相当である（相手方控訴）。

(2) 基地関係

ア 沖縄北部ヘリコプター着陸帯移設工事に係る通行妨害禁止請求上告・上告受理事件（最高裁平成25年（才）第1520号，同（受）第1863号，平成26年6月13日第二小法廷決定）

本件は、ヘリコプター着陸帯工事の中止を求める反対派住民らが、平成19年7月以降、建設工事現場への工事関係者及び工事用車両の入場を阻止するため、同地に通ずる国有地へのテントの設置、座込み等の方法で通行を妨害し、同工事の着手を妨げたことから、X（国、原告・被控訴人・被上告人兼相手方）が、今後もそのおそれがあるとして、Y₁（被告・控訴人・上告人兼申立人）らに対しY₁ら自ら又はY₁らと意を通じた第三者をして、妨害することの禁止を求めたものである。

1審判決（那覇地裁平成24年3月14日判決）は、要旨以下のとおり判示して、XのY₁らに対する請求のうち、Y₁に対し、物理的方法による妨害行為の禁止を命じる限度で認容した。

Xによるヘリコプター着陸帯（ヘリパッド）建設に反対するY₁が抗議活動として物理的方法により5回にわたりXの職員等による国有地の使用を現実には妨害したことが、純然たる表現活動の範ちゅうを超えた所有権侵害に当たる上、Y₁が当該行為はいずれも妨害行為に当たらないと主張していることに鑑み、将来においても物理的方法による妨害行為のおそれがある。

2審判決（福岡高裁那覇支部平成25年6月25日判決）は、1審の判断を維持してY₁の控訴を棄却した。

最高裁判所は、Y₁の上告理由及び上告受理申立て理由は民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却・不受理決定をした。

イ 厚木基地損害賠償等請求事件（厚木民事）（横浜地裁平成19年（ワ）第4917号，平成20年（ワ）第1532号，平成26年5月21日判決）

本件は、厚木基地周辺住民らであるX₁（原告）らが、国に対し、同基地を離着陸する航空機の騒音等により、生活妨害及び身体的・精神的被害を被ったとして、午後8時から翌日午前8時までの間における航空機の離発着等の禁止及び午前8時から午後8時までの間における住民らの居住地への70ホンを超える航空機騒音の到達の禁止を求めるとともに、過去の損害賠償合計約53億3,772万円及び将来分の損害賠償を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を一部認容した。

①（過去分の損害賠償請求について）厚木基地の使用及び供用は、少なくともWECPNL値75（以下「75W」という。）。以上の地域に居住する住民に社会生活上受忍すべき限度を超える被害を生じさせるものとして違法な権利侵害ないし法益侵害であり、危険への接近の理論を根拠とする損害額の減額も認められない。1か月当たりの慰謝料額については、75～80Wの地域は4,000円、80～85Wの地域は8,000円、85～90Wの地域は1万2,000円、90～95Wの地域は、1万6,000円、95W以上の地域は2万円と定める。ただし、住宅防音工事には航空機騒音による被害を軽減する効果があるため、最初の1室につき10%、2室目以降は1室につき5%、合計5室以上は一律30%減額する。

②（将来分の損害賠償請求について）将来それが具体的に成立したとされる時点の事実関係に基づきその成立の有無及び内容を判断すべく、かつ、その成立要件の具備については原告らで立証する責任を負うべきものであり、請求権として適格を有しない。

③（差止めについて）最高裁判所平成5年2月25日第一小法廷判決によれば、自衛隊機の差止等の請求に係る訴えは不適法であり、また、米軍機の差止等の請求は国の支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するものであり、主張自体失当である（双方控訴）。

ウ 厚木基地航空機運航差止等請求事件（厚木行政）（横浜地裁平成19年（行ウ）第100号，平成24年（行ウ）第69号，平成26年5月21日判決）

本件は、厚木基地周辺住民であるX₁（原告）らが、Y（国）に対し、同基地に離着陸する航空機の発する騒音により身体的・精神的被害を受けているとして、主位的請求として、行訴法に規定する抗告訴訟（法定の差止訴訟又は無名抗告訴訟）として、①厚木基地における自衛隊機の一定の態様による運航の差止め（ア毎日午後8時から翌日午前8時までの間の運航、イ訓練のための運航、ウ原告らの居住地におけるそれまでの1年間の一切の航空機騒音がWECPNL値75を超えることとなる騒音を原告らの居住地に到達させる運航の差止め）、②厚木基地における米軍機の一定の態様による運航のために厚木基地の一定の施設及び区域を使用させることの差止め（ア厚木基地のうち米軍の専用する施設及び区域への出入りのため以外の運航、イ毎日午後8時から翌日午前8時までの間の運航、ウ原告らの居住地におけるそれまでの1年間の一切の航空機騒音がWECPNL値で75を超えることとなる騒音を原告らの居住地に到達させる運航のために厚木基地の一定の施設及び区域（厚木飛行場）を米軍に使用させることの差止め）を求め、予備的請求として、給付訴訟として上記差止めと同じ効果をもたらす音量規制を求め、さらに、確認訴訟として上記の音量規制に相当する効果をもたらすYの公法上の義務の存在の確認ないしこれを裏返したX₁らの公法上の義務の不存在の確認を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を一部認容した。

（主位的請求）米軍機に関して、国と米国の間に、国が米国に対して厚木基地の使用の許可をするといった行政処分が存在しないことはもとより、これに類似した仕組みさえ存在しないし、我が国の国内法にもそのような行政処分の根拠となり得る規定は存在しないことから、原告らの訴えは不適法である。他方、自衛隊機に関して、厚木基地における自衛隊機の運航に関する防衛大臣の権限の行使は、騒音等により影響を受ける周辺住民との関係において、公権力の行使に当たる行為であり、当該住民は無名抗告訴訟によりその差止めを請求することができる。原告らが健康被害に直接結び付き得る相当深刻な被害を受けている状況下では、防衛大臣は、厚木基地において毎日午後10時から翌日

午前6時までやむを得ないと認める場合を除き、自衛隊機を運航させてはならない。

(予備的請求) 米軍機に関して、給付請求は、国の支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するものであり、主張自体失当である。また、確認請求に係る訴えは、紛争を解決する手段として給付請求というより適切な手段が存在する以上、確認の利益を欠く。他方、自衛隊機に関して、給付請求は、その実質は、主位的請求の自衛隊機差止請求と同じであり、原告らは、自衛隊機差止請求について本案の判断がされることを解除条件として給付請求をした趣旨と解されるところ、本件では自衛隊機差止請求について本案の判断が行われることから、当裁判所の判断の対象とならない。また、確認請求に係る訴えは、抗告訴訟を提起すべきであり、確認の利益を欠く(双方控訴)。

(3) 駐留軍用地関係

辺野古環境影響評価手続やり直し義務確認等請求上告・上告受理事件(最高裁判平成26年(行ツ)第357号, 同(行ヒ)第384号, 平成26年12月9日第三小法廷決定)

本件は、米軍普天間飛行場の移設・返還に伴う代替施設を名護市辺野古沿岸域に設置するに当たり、公有水面埋立工事を行うため、沖縄防衛局長が実施している環境影響評価法(以下「法」という。)に基づく環境影響評価手続について、法8条1項及び18条1項に基づき意見を陳述する権利ないし法的に保護された利益(以下「意見陳述権等」という。)を有すると主張するX₁(原告・控訴人・上告人兼申立人)らが、同環境影響評価手続は、X₁らの意見陳述権等を侵害し、違法であるとして、Y(国, 被告・被控訴人・被上告人兼相手方)に対し、環境影響評価手続をやり直す義務等の確認及び精神的苦痛に対する慰謝料約297万円の支払を求めたものである。

1審判決(平成25年2月20日判決)は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を却下及び棄却した。

①(本件各やり直し義務等の確認の訴えについて)法及び条例は、方法書等に対し、住民意見を陳述等する機会を設けているが、法及び条例は、一般人に対して公法上の権利としての意見陳述権を創設的に規定したということとはできず、事業者に対し、住民意見の扱いに係る公法上の義務を課しているものにすぎない。したがって、X₁らは意見陳述する主観的な権利又は法的地位を有さないため、X₁らの本件各確認の訴えは、確認の利益がない。

②(Yの損害賠償義務の有無について)Yの公務員は、X₁らのいう意見陳述権を保護すべき職務上の法的義務を負わないため、X₁らの損害賠償請求に理由はない。

2審判決(福岡高裁那覇支部平成26年5月27日判決)は、1審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却した。

最高裁判所は、X₁らの上告理由及び上告受理申立て理由は民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却・不受理決定をした。

(4) 道路関係

国道2号線道路公害差止・損害賠償請求控訴事件（広島高裁平成22年（ネ）第320号，平成26年1月29日判決）

本件は、一般国道2号線の沿道に居住又は勤務するX₁（原告，控訴人兼被控訴人）らが、本件国道を走行する自動車からの騒音，振動，大気汚染等によって、受忍限度を超える生活妨害，睡眠妨害を受けたなどとして，Y₁（国，被告，控訴人兼被控訴人）に対し，国賠法1条1項及び2条1項に基づき損害賠償を求めるとともに，現在進められている高架道路延伸工事の差止め及び一定量以上の騒音や浮遊粒子状物質等の排出を伴う本件道路の供用の差止めを，Y₂（広島市，被告，控訴人兼被控訴人）に対し，国賠法3条1項に基づき損害賠償を求めたものである。

1審判決（広島地裁平成22年5月20日判決）は，要旨以下のとおり判示して，X₁らの請求を一部認容した。

本件工事の差止請求について，同事業の公共性及び公益上の必要性を認め，X₁らが社会生活上受忍すべき限度を超える損害を被るようになることは認められないとし，本件道路の供用差止請求についても，本件道路は多大な便益を提供しているということができ，差止めを認容すべきほどの違法性は認められないとしていずれも棄却した。また，本件国道の近隣に居住又は居住兼勤務しているX₁らについては，1審で行われた騒音鑑定の結果等を踏まえ，受けた被害は社会生活上受忍すべき限度の範囲を超えているというべきであって，本件道路の供用は少なくともX₁らとの関係では違法な法益侵害に当たるとして，①騒音の夜間屋内値が45dBを超える居住者については，1日当たり250円の，②①に該当しない者のうち，騒音の昼間屋外値が65dBを超える居住者又は道路側から1列目の建物の居住者については，1日当たり100円の支払を命じ，これらの基準に満たないX₁らの請求は棄却した。なお，沿道部分に勤務又は営業しているX₁らについては，被害が本件道路から得ている利益と比較して著しい不均衡を生じているとはいえず，社会生活上受忍すべき限度の範囲を超えているということとはできないとして，請求を棄却した。

本判決は，要旨以下のとおり判示して，騒音による損害賠償請求を一部認容し，差止め請求等のその余の請求については却下又は棄却した。

本件道路の供用による騒音妨害は，聴取妨害及び睡眠妨害であり，いずれも生活妨害の被害であって，健康被害に当たるとまではいえないものの，必ずしも軽微とはいえず，本件道路は生活道路としての役割を有するものの，幹線道路及び産業政策上の道路としての役割も大きいことに照らすと，受忍限度を検討するに当たって考慮できる本件道路の供用の公共性ないし公益上の必要性は限定的な

ものにとどまるため、X₁らの被害と本件道路から受ける利益との間には彼此相補の関係は認められない。したがって、居住者については、①昼間屋外値65dB及び夜間屋内値40dBを超える場合には日額250円、②昼間屋外値65dBのみを上回る場合には日額100円、③夜間屋内値40dBのみを上回る場合には日額150円の限度で精神的損害が発生していると評価するのが相当である。

また、勤務者らについては、勤務時間である昼間の時間帯の生活妨害を被害の中心として主張する限りは、全員に共通する被害といえるから、居住者と同様に昼間屋外値65dBを超える場合には日額100円の限度で精神的損害が発生していると評価するのが相当である（X₁ら上告・上告受理申立て）。

(5) 諒早関係

ア 間接強制決定に対する執行抗告事件（福岡高裁平成26年（ラ）第155号、平成26年6月6日決定）

本件は、Y（国、債務者・抗告人）が、福岡高等裁判所平成22年12月6日判決（以下「福岡高裁確定判決」という。）により、平成25年12月20日までに、防災上やむを得ない場合を除き、潮受堤防の南北各排水門の開放を命じられていたところ、上記期限までに福岡高裁確定判決に基づく義務を履行しなかったことから、福岡高裁確定判決の勝訴原告であるX₁ら（債権者・相手方）が、Yに対し、上記義務を履行するまで1日につき1億円の支払を求めたものである。

1審決定（佐賀地裁平成26年4月11日決定）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を一部認容した。

Yは、本件関係自治体及び本件地元関係者の協力及び同意が得られるように誠実に交渉を継続するのみならず、他の代替工事を検討したり、Y自身が本件各排水門の管理及び連絡調整を行ったりするなど、信義則上可能な限りの措置を講じるべきであり、Yが上記措置を講じる余地がないとは認めるに足りない。さらに、別件仮処分決定に対しては保全異議の申立てをするなど法律上の措置を講じることが可能であり、別件仮処分決定が福岡高裁確定判決に基づく債務を間接強制の対象とすることを妨げる理由とはならない。

また、①X₁らの漁業行使権は生活の基盤にかかわる重要な権利であること、②福岡高裁確定判決は、本件潮受堤防の締切りの公共性ないし公益上の必要性等の事情を総合的に考察した結果、X₁らの本件各排水門の常時開放請求を認容したところ、Yも上告することなく同判決を確定させたこと、③本件潮受堤防の防災機能等を代替するための工事が行われなまま福岡高裁確定判決が定めた3年の期限が経過したため、X₁らが本件間接強制の申立てに至ったこと等の事情を総合すると、X₁らの福岡高裁確定判決に基づく権利行使が権利の濫用又は信義則違反となるとは認められない。

本決定も1審の判断を維持し、Yの抗告を棄却した（最高裁への抗告許可）。

イ 間接強制決定に対する執行抗告事件（福岡高裁平成26年（ラ）第232号、

平成26年7月18日決定)

本件は、諫早湾に設置された潮受堤防の南北各排水門（以下「本件各排水門」という。）の開門の差止めを命じた長崎地裁仮処分決定（以下「本件仮処分決定」という。）の債権者であるX₁ら（債権者・相手方）が、同決定により、本件各排水門の開門禁止義務（以下「本件開放禁止義務」という。）を負っているY（国、債務者・抗告人）に対し、同決定に違反し開門した場合には2,500億円の支払を求める間接強制による保全執行を申し立てたものである。

1 審決定（長崎地裁平成26年6月4日決定）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を一部認容した。

Yは、①別件佐賀地裁判決及びその控訴審判決である別件福岡高裁判決（以下、併せて「各別件確定判決」という。）に基づき、防災上やむを得ない場合を除き、5年間にわたって本件各排水門の開放を継続する義務（以下「本件開放義務」という。）を負っていること、②本件開放義務を履行するのに必要と考えられる対策工事を実施することとし、工事業者と契約し、平成26年度もその予算を計上したこと、③別件佐賀地裁決定によって平成26年6月11日までに本件各排水門を開放しない場合について間接強制金の支払を命じられたことなどの事情が認められ、Yが、今後、本件対策工事の一部や仮設的な対策工事を行うなどして、本件各排水門の開門をし、本件開放禁止義務に違反するおそれがあるというべきである。間接強制決定の要件である債務者が不作為義務に違反するおそれは、高度な蓋然性や急迫性に裏付けられたものである必要はないと解するのが相当であり、Y主張の各事実は、本件開放義務に違反するおそれがあるとの上記判断を左右するものではない。

また、本件仮処分決定に基づくYの債務（本件開放禁止義務）は、不作為の債務であって、その性質上、自己の意思のみによって履行することが可能な債務ということができ、YにおいてX₁らとの関係で本件開放禁止義務を履行することが事実上不可能ということとはできない。そうすると、各別件確定判決に基づく本件開放義務の存在は、本件開放禁止義務を履行する上での、事実上の障害に当たるということはできない。

本決定も1審の判断を維持し、Yの抗告を棄却した（最高裁への抗告許可）。

ウ 諫早福岡高裁確定判決に対する請求異議事件（佐賀地裁平成26年（ワ）第7号、平成26年12月12日判決）

本件は、X（国、原告）が、別件佐賀地裁判決及び福岡高裁判決（以下、両判決を併せて「本件確定判決」という。）によって諫早湾に設置された潮受堤防の南北各排水門（以下「本件各排水門」という。）の開放を求める請求権（以下「本件開門請求権」という。）を認容されたY₁（被告）ら及び本件開門請求権を認容された者の相続人であるY₂（被告）らに対し、前記福岡高裁判決の口頭弁論終結後に、地元関係者の反対等により対策工事が不可能になったこと、

本件各排水門の開門の差止めを命ずる仮処分決定（以下「別件仮処分決定」という。）がされたことなどの事情が新たに生じ、Xが本件各排水門を開門しないことにもはや違法性は認められないと主張して、Y₁らに対し、本件確定判決の執行力の排除を求めて請求異議の訴えを提起したものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Y₁らのうち漁業行使権を有していない4名に対する請求を認容し、Y₂らに対する訴えを被告適格がないとして却下するとともに、Xのその余の請求を棄却した。

①（本件開門請求権の行使を認めるべき違法性があるかについて）前記福岡高裁判決は、口頭弁論終結時において、本件潮受堤防の締切りは違法であることを認めたものであって、対策工事の実施自体を内容とするものではないし、対策工事の実施を条件とするものでもない。Xが異議事由として主張する環境アセスメントによって明らかになった事実関係のうち、口頭弁論終結後に生じた事実について検討したが、本件潮受堤防の締切りが違法であるとの評価を妨げる事実が存在するとは認められない。また、請求異議の訴えにおいて、債務名義が確定判決の場合、異議事由は口頭弁論終結後に生じたものに限られ、原告が指摘する点を踏まえても、口頭弁論終結時に存在していた事実を異議事由として主張することは許されない。「防災上やむを得ない場合」とは、本件確定判決が認めた本件各排水門の防災機能を前提として、その機能を果たすためにやむを得ない場合であって、何らかの事由によって対策工事がされていないことを含むものとは解されない。

②（別件仮処分決定がされたことが異議事由に該当するかについて）別件仮処分決定は、暫定的なものであるし、XとY₁ら以外の者との間に効力を生じるにすぎないから、本件確定判決により確定された本件確定判決の当事者であるXとY₁らとの間の権利関係は、別件仮処分決定によって何ら変更されず、Y₁らのXに対する強制執行は、これを許すことが権利濫用又は信義則違反となるといった特段の事情がある場合を除き、原則として許されるべきである。

③（Y₁らが強制執行を行うことが権利濫用又は信義則違反に該当するかについて）確定判決に基づく権利行使であっても、その権利行使が権利の濫用又は信義則違反となる場合には、請求異議の事由となると解される。そして、権利の濫用又は信義則違反となるか否かは、当事者間の権利関係の性質及び内容、債務名義成立の経緯、執行に至った経緯等の事情を考慮して判断すべきである。Y₁らの漁業行使権は生活の基盤にかかわる重要な権利であること、本件対策工事が実施されていないのは、本件関係自治体及び本件地元関係者が反対し、別件仮処分決定が出されたためであって、Y₁らに帰責事由はないこと、強制執行の申立てがされたが、具体的な執行処分の方法は間接強制の申立てにとどまっていること等の事情を総合すると、本件確定判決に基づく権利行使が権利濫用又は信義則違反となるとは認められない。

参事官

法務省組織令第12条

重要事件の処理及び指導

原子力発電所等の安全性に関する事件，戦後処理に関する事件，医療・薬害に関する事件等，国の政治，行政，経済等の根幹に重大な影響を及ぼす重要大型事件を処理するとともに国の行政機関の情報公開に関する訴訟等の訴訟追行の指導に当たった。

（業務の実施状況）

1 職員の安全保持及び保健関係

- (1) 職員の安全管理、健康管理に関する施策を充実し、安全意識の高揚、健康の保持増進を図り、公務能率の向上に資することを目的に、人事院・内閣官房内閣人事局主唱、法務省主催による「国家公務員安全週間」（7月1日～7日）及び「国家公務員健康週間」（10月1日～7日）を実施した。
- (2) 本省職員を対象とした一般定期健康診断（1月24日、9月24日～30日、11月19、20日）並びに人事院規則10-4別表第3に掲げる業務に従事する本省職員を対象とした特別定期健康診断及びVDT作業に従事する本省職員を対象とした健康診断（1月24日、6月23日）を実施した。
- (3) 本省職員及びその配偶者の受診希望者を対象とした人間ドックを実施した。
- (4) 心の健康に関する正しい知識の習得及び職場における心の健康づくりの必要性の認識の向上を目的として、本省職員を対象とした「心の健康づくり研修」（1月20日、12月15日）を実施した。

2 財形貯蓄・財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄関係

法務省における勤労者財産形成貯蓄等に関する事務を行っている。

3 恩給及び災害補償関係

平成26年中の処理件数は、次のとおりである。

- (1) 恩 給
平成26年中の処理件数は、0件である。
- (2) 災害補償

療養補償	休業補償	介護補償	傷病補償	障害補償	遺族補償	葬祭補償	福祉事業	合計
2,627件	8件	28件	-	25件	69件	1件	223件	2,981件

4 共済組合関係

法務省共済組合（以下「組合」という。）は、本部及び109支部で構成され、平成26年度末における組合員は29,693人、被扶養者は31,204人である。

組合の事業の概要は、次のとおりである。

- (1) 短期給付事業
組合員及びその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業及び災害に関する給付事業であり、保健給付、休業給付等の法定給付のほか組合独自の附加給付を行っている。
- (2) 長期給付事業
組合員の退職、障害及び死亡に関する給付事業であり、退職給付（退職共済年

金)、障害給付(障害共済年金又は障害一時金)及び遺族給付(遺族共済年金)を行っている。

平成26年中の処理件数は、次の表のとおりである。

退職共済年金	障害共済年金	遺族共済年金	その他	合計
819件	26件	29件	-	874件

(3) 福祉事業

組合は、福祉事業として保健、医療、貯金、貸付、物資及び財形持家融資の各事業を行っている。

ア 保健事業

組合員及び被扶養者の健康の保持増進を目的とした、特定健康診査・特定保健指導、一般定期健康診断助成、人間ドック受診助成等の健康支援事業及び宿泊助成等の福利厚生サービスの提供を目的とした余暇支援事業を実施している。

イ 医療事業

組合員の病気やけがの治療及び健康管理を目的として、本省、検察庁等全国19か所に直営診療所を設置している。

ウ 貯金事業

団体傷害保険、団体定期保険、団体医療保険、団体年金保険等の事業を行っている。

エ 貸付事業

組合員の臨時の支出、物資購入、教育、結婚、医療、葬祭、災害及び住宅の購入等に要する費用の貸付けを行っている。

オ 物資事業

物資供給事業として、売店及び食堂等の業者への経営委託事業等を行っている。

カ 財形持家融資事業

財形貯蓄を行っている組合員に対し、持家の取得等に必要な資金を融資する事業を行っている。

司法法制部

法務省組織令第2条、第3条、第12条、第13条、第24条、第25条

司法法制部には、司法法制課及び審査監督課の2課並びに参事官が置かれており、その所掌事務は、①司法制度に関する企画及び立案、②司法試験制度に関する企画及び立案、③内外の法令及び法務に関する資料の整備及び編さん並びに法令外国語訳の推進、④法制審議会の庶務、⑤国立国会図書館支部法務図書館、⑥法務省の所掌事務に関する統計、⑦日本司法支援センター評価委員会の庶務、⑧日本司法支援センターの組織及び運営（日本司法支援センターの役員の身分に関するものを除く。）、⑨総合法律支援、⑩法務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する法令案の作成、⑪弁護士法第5条の認定、⑫外国法事務弁護士、⑬債権管理回収業の監督、⑭裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の規定による民間紛争解決手続の業務の認証に関する事務である。

〈重要施策の概要〉

1 司法制度等に関する企画及び立案

平成26年には、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の立案を行い、第186回通常国会に提出し、同会において成立し公布された。また、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の立案を行い、第187回臨時国会に提出し、同会において成立し公布された。

2 日本司法支援センターを中核とした総合法律支援制度の推進

裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士その他の他人の法律事務を取り扱うことを業とする者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（総合法律支援）の実施及び体制の整備に関する事項を定めた総合法律支援法が平成16年6月に公布され、これに基づき、同18年4月10日に日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）が設立され、同年10月2日から全国で業務が開始された。

司法法制部では、支援センターが真に国民の要請に応える法的サービスを提供できるよう、その体制の整備を含めた総合法律支援制度の推進に努めている。平成26年においては、以下の施策を実施した。

- (1) 平成25年度が、支援センターの第2期中期目標期間の最終事業年度に当たったため、政策評価・独立行政法人評価委員会の「勧告の方向性」等を踏まえ、平成26年2月28日、第3期中期目標を策定・指示、同年3月28日、それを受けて支援センターが作成した第3期中期計画を認可した。
- (2) 平成26年4月1日の消費税率及び地方消費税率引上げ等に対応するため、同年3月25日、日本司法支援センター業務方法書、国選弁護人の事務に関する契約約款、国選付添人の事務に関する契約約款及び国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款を認可した。
- (3) 法務大臣の私的な懇談会として、平成26年3月18日から同年6月11日までの間、

8回にわたり、「充実した総合法律支援を実施するための方策についての有識者検討会」を開催した。同検討会では、広く国民等の意見を反映する観点から、法律実務家、学者、有識者を構成員として、関係者・関係機関等からヒアリングを行った上、運用及び制度の両面から議論を行い、それを取りまとめた報告書が法務大臣に提出された。

司法法制課

法務省組織令第13条、第24条 法務省組織規則第6条

1 司法制度等に関する企画及び立案等

司法制度等に関する企画及び立案、法務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する法令案の作成に関する事務をつかさどっている。

(1) 法律案の立案

ア 第186回国会（常会）において成立した法律

- ・ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（平成26年法律第18号）
判事の員数を32人増加し、裁判所の職員の員数を36人減少するもの
- ・ 司法試験法の一部を改正する法律案（平成26年法律第52号）
短答式筆記試験の試験科目について、憲法、民法及び刑法の三科目とするもの
司法試験の受験回数制限等を廃止するもの

イ 第187回国会（臨時会）において成立した法律

- ・ 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第129号）
一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定するもの
- ・ 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第130号）
一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定するもの

(2) 司法制度に関する調査研究について

上記(1)の立案に伴う調査研究のほか、裁判所・裁判官制度、裁判官・検察官の処遇の改善、司法試験制度、法曹養成制度、弁護士制度、執行官制度、諸外国の司法通訳制度の現状、国際仲裁等の各制度について、調査研究を行った。

(3) 法曹人口、法曹養成制度について

- ##### ア 法曹人口については、司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）において、「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを旨とする。」とされていたが、合格者数を3,000人程度とする目標は、平成22年以降も達成しておらず、法曹養成制度検討会議取りまとめ及びこれを是認した「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会

議決定)において、上記目標は現実性を欠くとして事実上撤回され、当面は数値目標を立てず引き続き検討することとされた。そのため、内閣官房に置かれた法曹養成制度改革推進室において、同閣僚会議決定に基づき、法曹人口に関して必要な調査が行われているところである。

法科大学院修了者及び司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）合格者に受験資格が認められる新たな司法試験は、平成18年から実施された。他方、予備試験は、平成23年から実施されている。それぞれの最近3年間の合格者数は、次のとおりである。

	平成24年	平成25年	平成26年
司法試験	2,102	2,049	1,810
予備試験	219	351	356

なお、旧司法試験は、平成23年の実施をもって終了した。

イ 法曹養成制度については、平成14年の臨時国会において、司法試験法及び裁判所法の改正がされ、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「連携法」という。）が成立した。これにより、次のとおりとされた。

(ア) 学校教育法上の専門職大学院の一つとして法科大学院を定義した上、法科大学院を新たな法曹養成制度における中核的教育機関と位置づけ、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習と有機的連携の確保を図ること（連携法）。

(イ) 司法試験については、法科大学院を修了した者に受験資格を認め、試験の方法や試験科目等を改めること（司法試験法）。

(ウ) 司法修習生の修習については、その期間を1年6月から1年に短縮すること（裁判所法）。

そうしたところ、「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）に基づき、法務省において、法曹有資格者の活動領域を拡大すること並びに司法試験につき、受験回数制限を、5年以内に3回までから5年以内に5回まで緩和すること及び短答式科目を憲法、民法及び刑法に限定することが求められた。

そこで、法曹有資格者の活動領域の拡大に関し、「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」を設け、その下に、日本弁護士連合会と共催で、「企業」、「国・地方自治体・福祉等」及び「海外展開」に関し、分科会を設けて、試行策の検討等を進めることとした。

また、司法試験制度について、上記の内容の司法試験法の改正法案を立案し、第186回通常国会に提出した。同法案は、同会において成立、公布され、平成

26年10月1日に施行された。

ウ 法科大学院は、平成26年度において、全国の73大学（定員3,809人）に開設されている。

エ 連携法において、国の責務として、法科大学院における法曹である教員の確保等のために必要な施策を講ずることと定められたことを受け、平成15年の通常国会において、裁判官及び検察官等が法科大学院における教員としての業務を行うための派遣に関し必要な事項などについて定めた法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律が成立し、同26年12月末現在、29名の検察官が45校の法科大学院に派遣されている。

なお、法科大学院に対する裁判官及び検察官等の派遣に関しては、派遣見直しの基準として、「法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について」（平成26年4月18日法曹養成制度改革推進会議決定）が決定され、平成27年度から実施されることとなっている。

(4) 弁護士と隣接法律専門職種との役割分担について

司法書士、弁理士等の隣接法律専門職種の活用は、利用しやすい司法制度を実現する観点から、弁護士偏在問題や弁護士の専門性を補完する重要な検討課題である。

ア 訴訟における活用

今般の司法制度改革においては、平成14年の法改正により、①所定の研修を受け、法務大臣の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所における訴訟及び簡易裁判所の事務管轄を基準とする調停・即決和解事件の代理をすることができることとされ、②所定の研修を受け、経済産業大臣が実施する試験に合格した弁理士は、特許権等の侵害訴訟の代理をすることができることとされた。また、同17年の通常国会において、司法書士法の一部が改正され、司法書士が自ら代理人として手続に関与している事件の上訴の提起について代理ができることとされた。

また、税理士に対しても、平成13年の法改正により、税務訴訟において、裁判所の許可を得ることなく、補佐人として、弁護士である訴訟代理人と共に裁判所に出頭し、陳述することができることとされた。

さらに、社会保険労務士に対しても、平成26年の法改正により、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所の許可を得ることなく、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができることとされた。

他方、行政書士及び土地家屋調査士等の訴訟への関与については、司法制度改革審議会意見書において、将来の検討課題とされており、これらの士業者について訴訟への関与を認めるかどうか、また、司法書士、弁理士、税理士及び社会保険労務士に現在以上の権限を付与するかどうかについては、今後の各士

業者の活動状況等、実情を十分見極めた上で検討する必要がある。なお、訴訟への関与そのものではないが、行政書士については、平成26年の法改正により、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することを業とすることができることとされた。

イ ADRにおける活用

また、今般の司法制度改革においては、隣接法律専門職種をADR（裁判外紛争解決手続）における代理人として活用することも検討され、司法制度改革推進本部は、平成16年11月26日、「今後の司法制度改革の推進について」を決定し、司法書士、弁理士、社会保険労務士及び土地家屋調査士について、一定範囲のADR代理権を付与する方向性を示した。そして、同17年の通常国会において、上記各士業の業法の改正が、同26年の臨時国会において、社会保険労務士法の改正がそれぞれ行われた。これらが施行されたことにより、上記各士業は、既に付与されているADR代理権を含め、次のADR代理権が与えられた。

(ア) 司法書士

所定の研修を修了し、法務大臣の認定を受けた司法書士は、紛争の目的の価額が簡易裁判所の事物管轄の上限（140万円）を超えない民事紛争に関する調停、あっせん、仲裁の手続について代理することができる。

(イ) 弁理士

特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは特定不正競争に関する事件又は著作物に関する権利に関する事件の調停、あっせん、仲裁の手続（経済産業大臣が指定する団体が行うものに限る。）について代理することができる。

(ウ) 社会保険労務士

所定の研修を修了し、厚生労働大臣が行う試験に合格した社会保険労務士は、①個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき紛争調整委員会が行うあっせんの手続、②地方自治法に基づく都道府県知事の委任を受けて都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争のあっせんの手続、③雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に基づき紛争調整委員会が行う調停の手続、④個別労働関係紛争に関する和解の仲介の手続（厚生労働大臣が指定する団体が行うものに限る。）について代理することができる（ただし、④については、紛争の目的の価額が120万円を超える場合には、弁護士が同一の依頼者から受任しているものに限る。）。

(エ) 土地家屋調査士

所定の研修を修了し、法務大臣の認定を受けた土地家屋調査士は、土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る

和解の仲介の手続（法務大臣が指定する団体が行うものに限る。）について代理することができる（ただし、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限る。）。

その他の隣接法律専門職種については、上記司法制度改革推進本部決定が「税理士、不動産鑑定士及び行政書士の代理人としての活用の在り方については、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の施行後におけるこれらの隣接法律専門職種の手続実施者としての実績等が見極められた将来において改めて検討されるべき課題とする」としており、今後の検討課題とされている。

(5) 弁護士問題について

ア 弁護士制度改革

(ア) 司法制度改革における弁護士法の改正

弁護士制度については、今般の司法制度改革において、平成15年及び同16年の2度にわたり弁護士法が改正され、①弁護士資格の特例の拡充・整理、②弁護士の公務就任の自由化、③弁護士の営利業務の従事に関する許可制の届出制への変更、④弁護士の報酬基準の撤廃、⑤弁護士の懲戒手続の透明化・迅速化・実効化、⑥弁護士法第72条（非弁護士による弁護士業務の禁止規定）の規制範囲に関する予測可能性の確保等の措置が講じられた。

このうち、①は、従前から存在していた弁護士資格の特例について、次のような拡充及び整理を行ったものであるが、ここで資格の要件とされた法務大臣の認定に関する事務（弁護士資格認定事務）は、司法法制部において担当している。

a 弁護士資格の特例の拡充

- ・ 司法試験合格後5年以上国会議員の職に在った者
- ・ 司法試験合格後7年以上企業法務担当者や公務員として所定の法律関係事務に従事していた者
- ・ 5年以上いわゆる特任検事（副検事を3年以上経験し、政令で定めた試験に合格して検事になった者）の職に在った者

以上の者に対して、所定の研修を修了し、かつ、法務大臣の認定を受けることを要件として弁護士資格を付与する。

b 弁護士資格の特例の整理

- ・ 5年以上大学の法学の教授・助教授の職に在った者に対して弁護士資格を付与していた制度について、司法試験合格、研修の修了及び法務大臣の認定を要件として追加する。
- ・ 司法試験合格後5年以上簡易裁判所判事、内閣法制局参事官等の職に在った者に対して弁護士資格を付与していた制度について、研修の修了及び法務大臣の認定を要件として追加する。

(イ) 今後の課題

弁護士制度については、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定，同20年3月25日改定，同21年3月31日再改定）等において、弁護士法第72条の見直し等が課題として提起されていたところ，平成22年に報告された「規制改革推進のための3か年計画等のフォローアップ結果について」（平成22年12月10日）において、措置状況として「検討を進める予定」と回答している。

イ いわゆるF A T F問題

平成元年のG7アルシユサミットでマネーロンダリング対策のために召集された政府間会合である金融活動作業部会（F A T F）は、マネーロンダリング対策に関する国際標準である「40の勧告」を定めているが，同13年2月から同勧告の改訂作業が進められ，同15年6月のベルリンでの全体会合において、改訂案が採択された。

改訂された「40の勧告」は，①弁護士，公証人，公認会計士等の専門職業家が，一定の取引に従事するなどした場合には，これら弁護士等に対して，金融機関同様，顧客の本人確認義務及び犯罪収益又はテロ資金供与にかかる疑わしい取引に関する情報を当局等へ届け出る義務等を課する一方，②弁護士等の守秘義務の範囲に属する事項については，疑わしい取引に関する情報を当局等へ届け出る義務を負わない旨を規定している。同勧告については，平成16年末から各国による相互審査手続が開始されており，同19年から同20年にかけて行われた第3次対日相互審査では，弁護士を含む法律専門家に対する勧告の実施について，総じて低い評価が下され，これまで数次にわたり，我が国のF A T F勧告実施の進捗状況が報告されている。なお，同勧告は平成24年2月に「40の勧告」と「9の特別勧告」を一本化し，新「40の勧告」として改訂された。

平成19年には，同勧告の内容を実施するため，犯罪による収益の移転防止に関する法律案が第166回通常国会に提出され，同年3月29日に可決成立し，同年4月1日の一部施行を経て，同20年3月1日に全面施行された。同法第8条第1項は「弁護士等による顧客等又は代表者等の本人確認，本人確認記録の作成及び保存並びに取引記録等の作成及び保全に相当する措置については，第二条第二項第四十号から第四十三号までに掲げる特定事業者の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めるところによる。」と規定しているものの，弁護士の疑わしい取引の届出義務については規定していない。

平成23年4月には，第3次F A T F対日相互審査での指摘事項に関する議論，国内での振り込め詐欺等の被害状況等を踏まえ，犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正が行われた。同改正法においては，特定事業者が本人特定事項を確認すべき範囲が拡大するなどの変更があり，弁護士等に関する本人特定事項の確認及び記録保存については，改正前と同様に，他の士業者の例に準じ

て定める（改正法第11条第1項）とされていることから、日本弁護士連合会は、同改正法に準じて依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程を改正し、平成24年12月7日、依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程が日弁連臨時総会で可決された。

さらに、平成26年11月には、第187回臨時国会において、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律が可決成立し、疑わしい取引の届出に関する判断方法の変更、外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務の規定化等の改正がなされ、公布から2年以内に施行されることから、現在政令等について検討が行われており、これを受けて、日本弁護士連合会は、関連する会則等の改正を行う予定である。

(6) 法教育

法教育については、法教育推進協議会（10ページ参照。）及び同協議会の下に設置された法教育広報部会（旧法教育普及検討部会）における検討を踏まえ、更なる法教育の普及・充実に向けた取組を推進している。

その一つとして、平成26年は、多くの方々に法教育をより身近に感じていただくため、法教育に関する教材や各種イベント等で活用できる法教育マスコットキャラクターの募集企画を実施した結果、同マスコットキャラクターとして「ホウリス君」が選定された。

また、学習指導要領の改訂状況を踏まえつつ、新たな小学生向けの法教育に関する教材を作成した。

その他、法教育に関しては、以下の取組を行っている。

ア 各学校における法教育授業への講師派遣

イ 法の日週間記念行事「法の日フェスタ」における公開法教育授業の実施

2 法制審議会に関する事項（341～343ページ参照）

3 法令及び法務に関する資料の整備及び編さん並びに法令の外国語訳の推進

(1) 法令の収集・整備

ア 法令整備基本データの作成

慶応3年（1867年）以来現在までに制定された法令（法律、政令、府省令、法規性のある告示等）について、その制定、改廃沿革等の法令整備基本データを作成し、法令整備・編さん業務データベースシステムに入力し整備している。

イ 法令の効力調査

法令の実質的な整備事業として、今日までに制定された法令のうち、終期の到来等の事由により効力を失っている法令の有無及びその事由の調査・検討並びに現在において實際上その適用される余地がほとんどなく実効性を喪失していると思われる法令についての調査を行い、その結果を法令整備・編さん業務データベースシステムに入力し整備している。

ウ 法令に関する照会に対する回答

本省内部部局、検察庁、法務局等のみならず、他府省、地方公共団体又は民間からの法令に関する照会（公布年月日・番号、一部改正法令の有無、それらの内容又は現在における効力の有無等）に対し、法令整備基本データ及び法令全書等により慎重に調査した上、回答を行っている。

エ 法令整備基本データの活用

法令の改廃沿革等の検索・閲覧の用に供するため、法令整備基本データを法務省共通データベースシステムや総務省の法令データ提供システム（e-Gov）に提供し、その有効利用を図っている。

(2) 法令集の編さん・刊行

ア 「現行日本法規」の編さん

現に効力のある法令を体系的に分類、編集した加除式綜合法規集である「現行日本法規」の編さんを行っている。現在の編成は本文50編100巻（125冊）、索引3巻、旧法令改廃経過1巻、主要旧法令5巻、参照条文索引3巻及び法定刑一覧1巻の計113巻（138冊）となっている。

平成26年中に発行した追録は、第10292号から第10591号までの300追録93,672ページである。

イ 「法務省組織関係法令集」の編さん

法務省の組織に関する現行の法令を収録した上、各法条ごとに、その制定時から現在に至るまでの新旧条文を掲げ、その改正経過を明らかにした加除式の体裁による「法務省組織関係法令集」の追録について編さんを行った。

ウ 「主要法令条文別改正経過詳覧」の編さん

法務省所管業務についての執務参考資料とするため、司法及び法務に関する法令のうち主要なものを選び、各法条ごとに、その制定時から現在又は廃止・失効時に至るまでの新旧条文を掲げ、その改正経過を明らかにした加除式の体裁による「主要法令条文別改正経過詳覧」の追録について編さんを行った。

(3) 内外の法令及び法務に関する資料の収集・整備

社会の国際化の一層の進展に伴い、これに適切に対応する法制度を検討するためには、外国法令の収集・整備が法務行政の運営上欠くことのできない重要な業務となっている。

ア 諸外国の法制度及び法務に関する資料について、外部の専門家等に委嘱している翻訳は、次のとおりである。

欧州民事訴訟法

イ 司法法制部では、立法参考資料等として、従来から欧米諸国の法令の収集を行っており、さらに、我が国と交流の盛んな近隣アジア諸国の法令の収集にも務め、韓国法務部と法令集、判例集、統計資料等の資料交換を行っている。

平成26年は、韓国法務部及びドイツ・マックスプランク研究所に対し、次の資料を送付した。

- ・法務年鑑（平成25年）
- ・平成25年 民事・訟務・人権統計年報Ⅰ，Ⅱ
- ・平成25年 検察統計年報
- ・平成25年 矯正統計年報Ⅰ，Ⅱ
- ・平成25年 保護統計年報
- ・平成25年 出入国管理統計年報
- ・主要法令条文別改正経過詳覧（追録）

また、現行韓国六法（追録）について、本省内部部局、所管各庁に随時配布・整備した。

ウ 他の官庁から執務上参考となる資料を受け入れ、本省内部部局及び所管各庁に配布したほか、法務図書館に引き継いで職員の利用に供した。

平成26年は、「司法修習ハンドブック」、「司法研修所論集」、「司法研究報告書」等を受け入れた。

また、最高裁判所が毎月1日と15日に発行する「裁判所時報」について、最高裁判所の許可を得て印刷し、本省内部部局及び検察庁、法務局に配布した。

(4) 資料の編さん・刊行

平成26年は、次の資料を編さん・刊行し、本省内部部局及び所管各庁等に配布した。

標 題	刊行年月	ページ数	規 格
司法法制部季報（第135号）	26. 2	108	A 4
司法法制部季報（第136号）	26. 6	100	A 4
司法法制部季報（第137号）	26.10	124	A 4
法務年鑑（平成25年）	26.11	516	A 5

ア 「司法法制部季報」は、年3回（2月、6月、10月）発行している機関誌で、司法法制部が所掌する事務のトピックや執務上参考となる情報等を取りまとめたものであり、平成26年は、第135から第137号を発行した。

イ 「法務年鑑（平成25年）」は、平成25年1月1日から12月31日までの1年間における法務省（内部部局・審議会等・施設等機関・地方支分部局・外局）の業務運営状況を概観したものである。

収録内容は、第1部「総説」では、法務省全体としてどのようなところに重点を置いて業務が運営されたのか、組織の変動や所管事務、予算の規模はどのようなものであったのかを概説し、第2部「業務の概況」では、各部門別に重要施策や業務実施状況等について、説明の参考となる図表を用いて前年との比較を示すなどしてわかりやすく説明している。また、「付録」として、平成25年に公布（又は発出）された法務省主管の法律、政令、省令及び訓令・通達の

ほか、主要な行事、主要な人事等を掲載しており、法務省の1年の動きをこの年鑑から見て取ることができる。この年鑑は、法務省の業務運営状況を積極的に発信するとともに、法務省の施策について国民の理解を得る目的から、法務省ホームページにPDF版（注）を掲載しており、いつでも閲覧することができるようになっている。

（注）PDFの閲覧には、Adobe Readerが必要です。

ウ このほか、平成29年度に刊行する予定の「法務沿革誌第10巻」（平成24年から28年までの5か年を対象に、法務省に関連する法律、政令、省令等の公布状況、社会の耳目を集めた事件・事故及びこれらの裁判結果、主要な人事、主要な会議・会同等、法務省の所管事務に関連する事項を収録内容とするもの）について、引き続き関係記事の収集・整理に努めた。

(5) 判例集等の編さん・刊行

各種判例集等について、次のとおり刊行し、本省内部部局及び検察庁、法務局等に配布した。

資料名	発行巻号数	発行回数
最高裁判所判例集	67巻6～9号, 68巻1～5号, 67巻索引	10
高等裁判所刑事裁判速報集	平成25年版	1

(6) システムによる判例検索

図書館・判例情報システムには、昭和35年以降の刑事判例を中心にデータベース化しており、判例と図書、雑誌、法律雑誌記事とを横断して検索することも可能である。

また、同システムは、本省内LAN及び所管各庁とオンライン接続しており、自席のパソコン等で利用することが可能である。

(7) 日本法令の外国語訳の推進

司法制度改革推進本部は、法令外国語訳推進に関する国内外の経済界等の強い要望を受けて、「我が国の法令が容易かつ正確に理解されることは極めて重要であり、我が国の法令の外国語訳を推進するための基盤整備を早急に進める必要がある。今後、政府として、（中略）法令外国語訳の推進に積極的に取り組む必要がある。」として、法令外国語訳の推進を政府の施策として決定した。

この法令外国語訳推進の業務は、従前、内閣官房において進められてきたが、関係省庁連絡会議の決定により、平成21年度からは、法務省がこれを承継し、「法令用語日英標準対訳辞書」（法令の翻訳の指針となる法令用語の日英対訳を記載した辞書。以下「標準対訳辞書」という。）の充実・改訂及び機能的なホームページの設置・維持の作業を担うとともに、法令外国語訳推進のための基盤整備に関する事項について専門的検討を行うための「日本法令外国語訳推進会議」を開

催することとされた。

司法法制部は、これらを受けて、平成26年中、上記推進会議を14回開催し、標準対訳辞書について、関係府省における翻訳成果や有識者・利用者の意見等を踏まえた改訂作業を行った。

また、平成21年4月から運用を開始した「日本法令外国語訳データベースシステム」(同26年12月31日現在、翻訳法令383本を公開)を安定的に運用し、翻訳整備計画に基づく翻訳法令、その他日本法令に関する情報を広く国際的に発信しており、同システムへの国内外からのアクセス件数は、約1,893万件に上った。

4 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項(215～219ページ参照)

5 法務に関する統計事務

統計調査等業務の業務・システム最適化計画(2006年(平成18年)3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づく各種業務統計の公表に努めた。

また、総務省政策統括官(統計基準担当)主管の統計の整備、改善等に関する関係各府省等との会議に出席した。

6 法務に関する統計資料の編さん及び刊行

平成26年中に刊行した統計資料は、次の表のとおりである。

資 料 名	収録期間	刊行年月	ページ数	規格	年・月刊の別
平成25年 民事・訟務・人権統計年報Ⅰ	25.1～25.12	26.7	208	A4	年刊
〃 Ⅱ	25.4～26.3	26.9	71	A4	年刊
平成25年 検察統計年報	25.1～25.12	26.8	488	A4	年刊
検察統計(暴力団犯罪関係)	25.1～25.12	26.8	56	A4	年刊
平成25年 矯正統計年報Ⅰ	25.1～25.12	26.7	355	A4	年刊
〃 Ⅱ	25.1～25.12	26.7	234	A4	年刊
平成25年 保護統計年報	25.1～25.12	26.7	187	A4	年刊
平成25年 出入国管理統計年報	25.1～25.12	26.7	283	A4	年刊

7 総合法律支援の実施及び体制の整備に関する事務

総合法律支援に関する事務を所掌することとなった司法法制部司法法制課では、主な事務として、①日本司法支援センター(以下「支援センター」という。)の業績評価に関する事務を行う「日本司法支援センター評価委員会」の庶務、②支援センター関連予算の要求、③国選弁護士等の報酬基準の変更等、各種大臣認可事項に関する事務、④支援センターの組織及び業務運営の在り方を含む総合法律支援の実施及び体制の整備に関する施策の企画・立案、⑤これらに関する関係機関等との協議・連絡調整等を行っており、平成26年は、特に、下記の事務を行った。

- (1) 日本司法支援センター評価委員会に関する事項(340～341ページ参照)
- (2) 各種大臣認可に関する事項等

平成26年は、以下の法令等の策定・改正作業を行った。

ア 平成26年2月28日法務大臣指示

- ・ 日本司法支援センター中期目標

イ 平成26年3月25日法務大臣認可

- ・ 日本司法支援センター業務方法書の変更

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う報酬額の調整，国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約への対応及びカウンセラー等の同席に関する費用についての立替基準の新設等に関するもの。

- ・ 国選弁護人の事務に関する契約約款
消費税率及び地方消費税率の引上げによるもの。
- ・ 国選付添人の事務に関する契約約款
消費税率及び地方消費税率の引上げによるもの。
- ・ 国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款
消費税率及び地方消費税率の引上げによるもの。

ウ 平成26年3月28日法務大臣認可

- ・ 日本司法支援センター中期計画

エ 平成26年6月13日改正

- ・ 総合法律支援法

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行によるもの。

オ 平成26年6月30日法務大臣承認

- ・ 積立金の繰越し
第2期中期目標期間終了によるもの。

(3) 東日本大震災の被災者の法的支援体制整備について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、多くの被災者がこれまでに経験したことがない法的紛争に直面することが予想されたことから、支援センターにおいて、被災者の生活再建が速やかに図られるよう、①関係士業との共催による電話相談、②フリーダイヤルによる相談窓口の設置、③巡回相談等を積極的に活用した被災地における民事法律扶助の実施、④被災地出張所の開設、⑤業務方法書変更による被災者を対象とした民事法律扶助の特例措置等の被災者支援の取組を実施してきたところである。さらに、平成24年4月1日に震災特例法が施行され、東日本大震災法律援助事業（東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都を除く。）に平成23年3月11日において住所等を有していた者に対し、その者の資力状況にかかわらず、法律相談を行い、東日本大震災に起因する紛争について、訴訟代理、書類作成等に係る援助を行う業務）を実施している。司法法制課では、これらの法的支援体制の整備のため、関係機関・団体等との連絡調整、必要な予算の確保等の事務を行った。

1 外国法事務弁護士に関する事務等

(1) 外国法事務弁護士となる資格の承認に関する審査事務

外国弁護士となる資格を有する者が外国法事務弁護士となるためには、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」に定めるとおり、法務大臣から外国法事務弁護士となる資格に関する承認を受け、かつ、日本弁護士連合会に備える外国法事務弁護士名簿に登録を受けなければならない。

外国法事務弁護士となる資格の承認に関する事務においては、利用者の便宜のために作成・公表している「承認・指定申請の手引」に基づき、承認・指定申請手続の円滑化及び承認までの期間の短縮化に努めている。

外国法事務弁護士制度の発足以来、平成26年末までの承認及び登録に関する状況は次の表のとおりである。

なお、登録者総数のうち、平成26年中に登録を取り消した者は38人（アメリカ合衆国16人、インド1人、オーストラリア3人、カナダ1人、大韓民国1人、中国2人、香港2人、連合王国12人）であり、制度が発足してから平成26年末までに登録を取り消した者の総数は544人、同年末の登録者数は379人である。

原 資 格 国	承 認		登 録	
	平成26年	総 数	平成26年	総 数
アイルランド共和国	-	1	-	1
アメリカ合衆国	18	529	20	522
（アラスカ州）	-	(1)	-	(1)
（アリゾナ州）	-	(1)	-	(1)
（イリノイ州）	(1)	(16)	(1)	(16)
（オハイオ州）	(1)	(4)	-	(3)
（オレゴン州）	-	(2)	-	(2)
（カリフォルニア州）	(4)	(124)	(4)	(123)
（コネティカット州）	-	(2)	-	(2)
（コロンビア特別区）	-	(44)	-	(42)
（ジョージア州）	-	(6)	-	(6)
（テキサス州）	-	(6)	-	(6)
（ニュージャージー州）	-	(5)	-	(5)
（ニューヨーク州）	(11)	(258)	(13)	(257)
（ネバダ州）	-	(1)	-	(1)
（ノースカロライナ州）	-	(2)	-	(2)
（ハワイ州）	-	(26)	-	(26)

(バーヂニア州)	(1)	(10)	(1)	(10)
(フロリダ州)	-	(3)	(1)	(3)
(ペンシルベニア州)	-	(2)	-	(2)
(マサチューセッツ州)	-	(4)	-	(4)
(ミネソタ州)	-	(1)	-	(1)
(メリーランド州)	-	(3)	-	(3)
(ルイジアナ州)	-	(2)	-	(2)
(ワシントン州)	-	(5)	-	(3)
(カリフォルニア州+ハワイ州)(注)	-	(1)	-	(1)
イタリア共和国	-	2	-	2
インド	2	5	3	5
オーストラリア	3	46	2	45
(クインズランド州)	-	(5)	-	(5)
(西オーストラリア州)	-	(4)	-	(4)
(ニューサウスウェールズ州)	(2)	(27)	(1)	(26)
(ビクトリア州)	(1)	(8)	(1)	(8)
(首都特別地域)	-	(2)	-	(2)
オランダ王国	-	7	-	7
カナダ	1	12	-	11
(オンタリオ州)	(1)	(5)	-	(4)
(ブリティッシュコロンビア州)	-	(7)	-	(7)
サウジアラビア王国	-	1	-	1
シンガポール共和国	-	4	-	4
スイス連邦	-	2	1	2
スペイン	-	1	-	1
大韓民国	-	3	-	3
台湾	1	1	1	1
中国	3	53	5	52
ドイツ連邦共和国	-	16	-	16
ニュージーランド	-	5	-	5
ネパール	-	1	-	1
パラグアイ共和国	-	1	-	1
ブラジル連邦共和国	-	8	-	8
フィリピン共和国	1	3	1	3
フランス共和国	-	11	-	11
香港	1	9	1	9
連合王国	10	218	10	212
計	40人	940人	44人	923人

(注) カリフォルニア州とハワイ州を原資格国として承認した者。

(2) 特定外国法の指定に関する審査事務

外国法事務弁護士は、法務大臣から特定外国法の指定を受け、かつ、外国法事務弁護士の登録に指定法の付記を受けたときは、当該指定法に関する法律事務を行うことができる。

外国法事務弁護士制度の発足以来、平成26年末までの特定外国法の指定及び付記に関する状況は次の表のとおりである。

指 定 法	指 定		付 記	
	平成26年	総 数	平成26年	総 数
アメリカ合衆国各州	1	174	1	169
オーストラリア各州	-	11	-	11
カナダ各州	-	2	-	2
ニュージーランド	-	2	-	2
香港	-	28	-	26
連 合 王 国	3	36	3	34
ロ シ ア 連 邦	-	1	-	1
計	4件	254件	4件	245件

(3) 承認・指定を受けた者の2年ごとの報告等に関する事務

外国法事務弁護士となる資格の承認を受けた者については、承認を受けた日から2年ごとに、原資格国の外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類並びに業務及び財産の状況に関する申告書等を、特定外国の外国弁護士となる資格を有することによって指定を受けた者は、指定を受けた日から2年ごとに、その指定に係る外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類を、それぞれ法務大臣に提出しなければならない。

平成26年中、承認に係る2年ごとの報告を152件、指定に係る2年ごとの報告を31件受理した。

(4) 相談

上記(1)及び(2)の外国法事務弁護士となる資格の承認及び特定外国法の指定の申請手続等に関する相談を受けるとともに、先例のないスーダン共和国、メキシコ合衆国を資格取得国とする外国弁護士等から相談を受けた。

(5) 外国の法制度等の調査

外国法事務弁護士となる資格の承認及び特定外国法の指定の審査に当たり、当該国における外国弁護士受入制度の有無、当該国における弁護士の資格付与及び懲戒・監督制度のほか、諸外国の弁護士法制その他の法制度等に関する調査を行った。

(6) 国際機関等への対応

各国における外国弁護士を受入れについては、世界貿易機関（WTO）等で協議、検討されている。

WTO交渉のみならず、二国間及び多国間交渉において、特にサービス貿易の分野における対応に当たっては、外国弁護士受入制度（外国法事務弁護士制度）に関する国際的な議論の動向を注視しつつ我が国の立場や意見を述べるとともに、交渉等での各国からの意見・要望に対しても、関係機関との協議・検討の上、対応した。

(7) 弁護士資格認定に関する事務

平成16年4月1日に改正弁護士法が施行され、司法修習を終えていなくても弁護士となる資格の特例の対象が広げられ、①司法修習生となる資格を得た後に、簡易裁判所判事、国会議員、内閣法制局参事官、大学の法律学の教授等、弁護士法第5条第1号に列挙された職のいずれかに在った期間が通算して5年以上になる者、②司法修習生となる資格を得た後に、自らの法律に関する専門的知識に基づいて弁護士法第5条第2号に列挙された事務のいずれかを処理する職務に従事した期間が通算して7年以上になる者、③検察庁法第18条第3項に規定する考試を経て任命された検事（いわゆる特任検事）の職に在った期間が通算して5年以上となる者等については、法務省令で定める法人が実施する研修であって、法務大臣の指定するものの課程を修了して同大臣の認定を受ければ、弁護士となる資格を有することとなった。

弁護士となる資格の認定等に関する事務においては、利用者の便宜のために作成・公表している「認定申請の手引」に基づき、認定申請手続の円滑化に努めている。また、法務大臣が指定する研修の受講を求められた方に対し、受講準備に資する情報の提供等を目的として事前説明会を実施するなどの対応を行った。

平成26年度研修に係る申請者は、7人であり、最終審査した結果、7人全員について認定した。

認定者の内訳は、以下のとおり。

企業法務経験者 5人

公務員経験者 2人

2 債権管理回収業の監督に関する事務

金融機関の有する貸付債権等の特定金銭債権の処理という喫緊の政策課題を実現するため、弁護士法の特例として法務大臣の許可した債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるようにするとともに、債権回収会社について必要な規制を行いその業務の適正な運営の確保を図ることにより、国民経済の健全な発展に資することを目的とした債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号、以下「法」という。）が同10年10月16日に公布され、同法施行令（同11年政令第14号）及び同法施行規則（同11年法務省令第4号）とともに同11年2月1日に施行された。

また、内外の社会経済情勢の変化に伴う不良債権処理の必要性の増大等に鑑み、不良債権処理及び資産流動化を一層促進するとともに、倒産処理の迅速化を図るため、債権回収会社の取扱債権の範囲を拡大し、併せて債権回収会社の業務に関する規制を緩和することを内容とした同法の一部を改正する法律（同13年法律第56号）が成立し、同13年6月20日に公布された。これを受けて、同年7月26日には同法施行令の一部を改正する政令（同13年政令第255号）が公布され、同法施行規則の一部を改正する省令（同13年法務省令第64号）とともに同年9月1日に施行された。

(1) 債権管理回収業の許可に関する事務

債権管理回収業を営むためには、法務大臣の許可を受けた株式会社でなければならない。

債権管理回収業の許可に関する事務では、法に定められた一定の許可基準を満たしていない場合を除いて、許可をしなければならないとされている。

許可をしようとするときは、取締役等が許可基準を満たしているかどうかなどについて、警察庁長官の意見を聴くものとされており、弁護士である取締役についても、原則として、日本弁護士連合会の意見を聴くものとされている。

法が施行されてから、平成26年12月末までの営業許可に関する状況は、次の表のとおりである。

年次	申請件数	処分の内容		その他 (取下げ等)
		許可	不許可	
平成11年	30	27	－	1
12年	16	15	－	1
13年	23	19	－	－
14年	11	11	－	1
15年	10	11	－	－
16年	8	9	－	1
17年	7	7	－	1
18年	10	8	－	－
19年	3	5	－	－
20年	4	3	－	－
21年	1	2	－	－
22年	2	－	－	1
23年	－	2	－	－
24年	4	4	－	－
25年	－	－	－	－
26年	1	－	－	－
合計	130	123	－	6

(2) 債権管理回収業の認可に関する事務

債権管理回収業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに債権回収会社の合併及び分割は、いずれも法務大臣の認可を受けなければ効力を生じない。

債権管理回収業の譲渡及び譲受け並びに債権回収会社の合併及び分割の認可に関する事務では、営業の許可の基準を満たしていない場合を除いて、認可しなければならないとされている。

法が施行されてから、平成26年12月末までの認可申請に関する状況は、次の表のとおりである。

なお、これまでの間、債権管理回収業の譲渡及び譲受けの認可申請はない。

債権回収会社の合併及び分割

年次	申請件数	処分の内容		その他 (取下げ等)
		認可	不認可	
平成11年	－	－	－	－
12年	1	1	－	－
13年	－	－	－	－
14年	1	1	－	－
15年	－	－	－	－
16年	1	1	－	－
17年	3	3	－	－
18年	－	－	－	－
19年	2	2	－	－
20年	－	－	－	－
21年	－	－	－	－
22年	2	2	－	－
23年	2	1	－	－
24年	－	1	－	－
25年	2	2	－	－
26年	2	2	－	－
合計	16	16	－	－

(3) 兼業の承認に関する事務

債権回収会社は、債権管理回収業及び特定金銭債権の管理又は回収を行う業務であって債権管理回収業に該当しないもの並びにこれらに付随する業務であって政令で定めるもの以外の業務を営むことができないが、債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められる業務（以下「兼業」という。）について、法務大臣の承認を受けたときは、当該業務を営むことができるとされている。

法が施行されてから、平成26年12月末までの兼業の承認に関する状況は次の表のとおりである。

年次	申請件数	処分の内容		その他 (取下げ等)
		承認	不承認	
平成11年	14	13	－	－
12年	20	18	－	2
13年	34	32	－	－
14年	23	25	－	－
15年	35	32	－	－
16年	42	44	－	1
17年	41	41	－	－
18年	38	35	－	－
19年	47	50	－	－
20年	28	27	－	1
21年	27	27	－	1
22年	13	13	－	－
23年	19	19	－	－
24年	29	29	－	－
25年	39	38	－	－
26年	26	24	－	1
合計	475	467	－	6

(4) 立入検査

立入検査は、債権回収会社の営業所等における実地の検査を通じて、その債権管理回収業務の実態を把握し、債権回収会社に対する適時適切な指導・監督を行うことによって、その業務の適正な運営を確保することを目的とするものである。

立入検査には、全ての債権回収会社を対象として計画的に実施する定期検査と、特定の債権回収会社が違法・不当な業務を行っているなどの疑いがあると認められた場合や業務改善命令を受けた場合などに随時実施する特別検査がある。

法が施行されてから、平成26年12月末までの定期検査及び特別検査に関する状況は、次の表のとおりである。

年次	定期検査	特別検査
平成11年	2	－
12年	12	－
13年	14	－

14年	22	-
15年	29	-
16年	32	1
17年	35	-
18年	36	1
19年	41	1
20年	37	1
21年	30	8
22年	37	5
23年	30	8
24年	26	13
25年	35	7
26年	34	4
合計	452	49

(5) 行政処分

立入検査の結果等により、検査対象会社の業務に関して違法・不当な事項が判明した場合には、当該債権回収会社に対し、業務改善命令、業務停止命令（全部又は一部）、許可の取消しをすることができるとされている。

法が施行されてから、平成26年12月末までの業務改善命令、業務停止命令及び許可の取消しに関する状況は、次の表のとおりである。

年次	業務改善命令	業務停止命令	許可の取消し
平成11年	-	-	-
12年	-	-	-
13年	-	-	-
14年	-	-	-
15年	-	-	-
16年	1	-	-
17年	-	-	-
18年	1	1	-
19年	1	-	-
20年	-	-	1
21年	6	-	-
22年	3	-	-
23年	-	-	-
24年	1	-	-

25年	－	－	－
26年	1	－	－
合 計	14	1	1

(6) 相談・苦情等

債権回収会社や債権管理回収業の営業の許可を受けようとする者等から、許可申請手続、取扱債権の範囲及び兼業承認申請手続等に関する問い合わせや相談を多数受けている。また、債権回収会社による債務の弁済請求を受けた債務者等から、債権回収会社の業務に関する苦情も受け付けており、債権回収会社の業務が適正に行われていない疑いがある場合には立入検査等を実施することとしている。

3 認証ADR制度に関する事務

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（以下「法」という。）は、裁判外紛争解決手続（ADR）（注）を国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢とし、その拡充・活性化を図るため、司法制度改革の一環として、平成16年に成立し、同19年4月1日から施行された。

法の施行に伴い開始された認証紛争解決手続の制度（以下「認証ADR制度」という。）は、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にするため、民間事業者の行う調停手続、あっせん手続及びその他の和解の仲介手続（民間紛争解決手続）の業務を対象として、その業務の適正性を法務大臣が認証するもので、司法法制部審査監督課において担当している。

（注）ADR：Alternative Dispute Resolution

(1) 認証の審査に関する事務

民間紛争解決手続を業として行う者は、その業務について、法務大臣の認証を受けることができる（法第5条）。

認証の申請がされたときは、申請に係る民間紛争解決手続の業務が法に定められた一定の基準に適合し、かつ、申請者が当該業務を行うのに必要な知識及び能力並びに経理的基礎を有するかどうかについて審査を行っている。

法が施行されてから平成26年12月末までの民間紛争解決手続の業務の認証に関する状況は、次の表のとおりであり、平成26年においては、新たに2事業者を認証し、認証紛争解決事業者数も130事業者を超え、取り扱う紛争の分野も多様化が進み、より利用しやすい状況となった。

年 次	申請件数	処分の内容	
		認 証	不認証
平成19年	10	7	－
20年	25	17	－
21年	37	30	－

22年	26	31	-
23年	18	24	-
24年	13	13	-
25年	4	9	-
26年	5	2	-
合 計	138	133	-

(2) 変更の認証の審査に関する事務

認証紛争解決事業者は、その認証紛争解決手続の業務の内容又はその実施方法を変更しようとするときは、法務大臣の変更の認証を受けなければならないとされている。平成26年においては、4件の変更の認証処分を行った。

(3) 相 談

認証の申請に当たっては、事前に任意の申請相談を実施し、申請を予定している民間紛争解決手続の業務の具体的内容等に応じて、必要となる書類、その記載内容等について個別具体的な説明を行っている。

(4) 監督に関する事務

認証後の事業者の実態を法務大臣が的確に把握し、業務の適正な運営を確保することを目的として、認証紛争解決事業者には、事業年度ごとに必ず年1回、認証紛争解決手続の業務実態等を記載した事業報告書を提出するほか、認証を受けた内容に変更（役員等の変更等）が生じたときに、随時その変更内容を届け出ることが法律上義務付けられている。

また、認証紛争解決手続の業務の適正な運営の確保に必要な限度において、認証紛争解決事業者に対し報告を求め、又は認証紛争解決事業者の事務所の立入検査等を行うことができるとされている。

法が施行されてから平成26年12月末までの監督に関する事務の状況は、次の表のとおりである。

年 次	事業報告書	変更届出書	立入検査
平成19年	-	1	-
20年	10	22	-
21年	26	59	-
22年	63	94	-
23年	94	193	-
24年	111	175	-
25年	121	249	-
26年	129	251	1

(5) 「ADR法に関する検討会報告書」の提出

平成25年に引き続き、法の施行の状況を踏まえて、所要の措置を講ずる必要性の有無及び内容を検討するため、「ADR法に関する検討会」を2回開催し（平成25年と合わせ計11回開催）、平成26年3月17日に、その検討結果を取りまとめた「ADR法に関する検討会報告書」が法務大臣に対し提出された。

(6) 広報

認証ADR制度を国民に広く周知するため、各種広報活動を行った。

ア インターネット広告の実施

トラブルに悩んでいる方が大手検索サイトで解決方法等を検索した際、検索結果画面に本制度の紹介文とリンク先が掲載される、リスティング広告等を実施した（掲載期間：Yahoo!JAPANにおいて平成26年10月1日から約3か月間。Googleにおいて平成26年12月1日から約3か月間。）。

イ パンフレットの作成

本制度についての説明などを記載した、ポスター及びパンフレットを作成した。

参事官

法務省組織令第12条

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び総合法律支援法の一部を改正する法律案その他司法制度等に関する重要な事項についての企画及び立案を行った。

また、法制審議会、国際仲裁連絡協議会、その他弁護士問題に関する意見交換会等の協議・研究等に参画したほか、司法試験制度、法曹養成制度、裁判所・裁判官制度、検察官制度、裁判官・検察官の給与制度、弁護士制度、外国弁護士受入制度、執行官制度、サービサー制度、国際仲裁、司法通訳制度等に関する重要な事項について調査研究を行った。

この他、司法法制部における重要な施策及び経常事務の遂行に専門的見地から参画したほか、当部所管の法令の解釈等について官公署等からの照会に対し意見を述べた。

法務図書館

(国立国会図書館支部法務図書館)

組織上は、大臣官房司法法制部司法法制課の所掌事務の一部を成しているが、便宜上、これを「法務図書館」としてここに一括して記述する。

法務省組織令第24条第5号 国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）第3条、第20条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和24年法律第101号）

1 沿 革

法務省における図書の収集・管理業務は、その淵源を尋ねると、明治5年7月の司法省明法寮司籍課の設置に遡る。その後、約半世紀を経て、大正15年4月、時の司法大臣江木翼は、司法官の中に学業及び実務上の研さんを積もうとする気風を養成するため、司法研究制度の樹立を提言し、その事業の一環として図書館の整備を進め、昭和3年9月に至り、司法大臣官房調査課に「司法研究室」を設置、鉄筋コンクリート造り3階建ての庁舎を新築し、明治4年司法省発足以来収集した図書・資料等を収蔵することになり、ここに本格的な図書館としての態勢が整えられた。これが当館の創始に当たる。

昭和23年2月、司法省が法務庁に改組された際、司法研究室は、同庁資料統計局資料課の所管に属することになったが、同年8月、国立国会図書館法に基づき、国立国会図書館の支部図書館となり、これを機会に「法務図書館」と名称が改められた。

その後の機構改革により、昭和24年6月以降法務府法制意見第四局資料課、昭和27年8月以降法務大臣官房調査課、昭和33年5月以降法務大臣官房司法法制調査部調査統計課、平成13年1月以降法務省大臣官房司法法制部司法法制課の所管に属し、現在に至っている。なお、図書館施設は、平成6年8月、法務省赤れんが棟の復原改修に伴い、同棟2階及び1階に移転した。

2 図書資料の収集

(1) 図書資料数

平成26年12月末現在における収蔵図書資料数は323,580冊で、同年中における受入数は、2,584冊である。収蔵図書資料数の内訳は、次の表のとおりである。

区 分	和漢図書資料		欧文図書資料		合 計	
法 律 関 係	114,986冊	54.2%	99,260冊	88.9%	214,246冊	66.2%
法律関係以外	96,980	45.8	12,354	11.1	109,334	33.8
計	211,966	100.0	111,614	100.0	323,580	100.0

(2) 図書資料受入数

区 分		和漢図書資料				欧文図書資料					合計
		購入	受贈	製本	計	購入	受贈	国際交換	製本	計	
図 書	平成24年	712	422	919	2,053	57	19	-	114	190	2,243
	25	988	393	661	2,042	113	26	-	116	255	2,297
	26	1,289	356	680	2,325	68	86	-	105	259	2,584
雑 誌 (定期 刊行物)	平成24年	63	238	-	301	33	14	13	-	60	361
	25	63	319	-	382	33	44	12	-	89	471
	26	58	342	-	400	33	18	13	-	64	464

(注) 1 図書については冊数、雑誌については種類によった。

2 雑誌を製本したものは、図書扱いとし、図書の製本欄に含めた。

(3) 図書資料分類別受入数

区 分	和漢図書資料		欧文図書資料		合 計	
	冊数	割合	冊数	割合	冊数	割合
法 律 関 係	1,928冊	82.9%	258冊	99.6%	2,186冊	84.6%
法律関係以外	397	17.1	1	0.4	398	15.4
計	2,325	100.0	259	100.0	2,584	100.0

3 管理業務

(1) 入館者

年 次	総 数		法務省職員		そ の 他	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
平成24年	16,581人	100.0%	16,009人	96.6%	572人	3.4%
25	16,064	100.0	15,487	96.4	577	3.6
26	14,561	100.0	13,979	96.0	582	4.0

(2) 貸 出

区 分	総 数		和漢図書		和漢雑誌		欧文図書		欧文雑誌	
	人員	冊数	人員	冊数	人員	冊数	人員	冊数	人員	冊数
平成26年総数	5,788	12,922	4,159	9,392	1,594	3,452	28	62	7	16
1か月平均	482	1,077	347	783	133	288	2	5	1	1
1日平均	23.9	53.4	17.2	38.8	6.6	14.3	0.1	0.3	0.0	0.1

(注) 1日平均数は、総数を242(開館日数)で除したものである。

4 図書館・法務史料展示室業務のアウトソーシング

法務図書館では、図書館及び展示業務に精通した司書、学芸員等の外部の専門能力を活用し、利用者に対するより迅速かつ高度なサービスの提供を目的として、平成21年4月から、図書館業務及び法務史料展示室業務の一部を民間事業者へ委託している。職員の関与する業務は、予算管理、選書、展示企画などの管理部門に限り、図書館窓口、調査検索(レファレンス)、展示案内等、施設利用者に直接関与する部分の多くを委託事業者が担当している。

5 図書館・判例情報システム

法務図書館では、図書、法律文献及び判例情報を同時に横断的、複合的に検索できる「図書館・判例情報システム」を運用している。同システムは、法務省NWを介して、法務省職員等の卓上パソコンから利用可能なほか、保有するデータの中から一般公開に適するものを抽出してインターネットに公開している。

なお、同システムが保有する図書情報は、平成26年12月末現在、約20万件がデータベース化されている。

6 調査検索業務

前記システムの法律文献情報提供機能は、法務図書館において収集した雑誌及び

記念論文集に掲載された法律関係記事を法律の分野ごとに分類・抽出し、事項分類、キーワード、論題名、執筆者名、雑誌名等からの検索が可能なシステムで、図書資料検索とともに利用者に対する利便性の向上を図っている。

法律文献情報は、平成26年12月末現在、約27万件がデータベース化されている。

7 国立国会図書館中央館との連絡業務

(1) 中央館・支部図書館協議会

平成26年7月25日、国立国会図書館において開催され、次の議題等について協議又は報告が行われた。

ア 人事報告、会議等経過及び中央館の動き

イ 「国立国会図書館中央館・支部図書館中期的運営の指針2012」に基づく平成26年度中央館年度計画」に関する取組について

ウ 「国立国会図書館中央館・支部図書館中期的運営の指針2012」に基づく支部図書館における平成25年度計画の総括及び平成26年度計画について

エ 支部図書館におけるシステム関係事項進捗状況について

(2) 相互貸借

年次	貸出冊数	全貸出冊数中の比率(%)	借受冊数
平成24年	676	5.3	255
25	399	3.6	175
26	356	2.8	92

(3) 納本（国立国会図書館法第24条）

年次	種類	冊数
平成24年	44	724
25	40	721
26	37	755

8 法務史料展示室・メッセージギャラリーの管理・運営

(1) 常設展示

法務史料展示室・メッセージギャラリーは、常設展示として「日本の近代化」をテーマに、「司法の近代化」、「建築の近代化」を小テーマとして、主に次のような展示を行っている。

ア 法務史料の展示

法務図書館が所蔵する貴重書を中心として「司法の近代化」を示す明治初期の法典史料（『司法職務定制』、『新律綱領』、『司法省日誌』等）、お雇い外国人に関する史料（『ボアソナード氏の日本帝国刑法草案』等）、明治初期の事件関係史料（板垣退助暗殺未遂事件の一件書類等）等の展示を行っている。

イ 建築史料の展示

「建築の近代化」をテーマに、模型・展示パネル等を利用して、赤れんが棟とその設計者であるドイツの建築家エンデとベックマンの紹介を行い、併せて赤れんが棟に使われている建築技術の展示を行っている。

ウ 法務行政の紹介

法務行政に対する国民の理解を促進するため、各局制作のビデオによる業務の紹介等を行っている。

(2) 特別展示

特別展示として、平成26年6月までは、「小原重哉と近代監獄制度」をテーマに、現在の監獄制度の礎を築き上げ、監獄制度の創始者と言われる小原重哉に関する史料等の展示を行い、同年7月からは、「明治黎明期の司法官たち」をテーマに、初代司法卿江藤新平に縁があり、かつ、近代日本の司法制度に影響を与えた人物5名について、関係する史料とともに紹介する展示を行った。

(3) メッセージギャラリー

日本司法支援センター（法テラス）及び裁判員制度に関する広報・啓発資料を展示している。

(4) 見学者数

平成26年の見学者数は、14,743人であった。

(5) その他

法務史料展示室は、法務省ホームページにおいて展示内容に関する情報を提供している。

なお、平成16年4月から「法務史料展示室だより」を作成しており、同26年においては、第34号から第36号まで発刊した。

Ⅱ 民 事 局

法務省設置法第3条、第4条 法務省組織令第2条、第4条、第12条、
第26条～第31条 法務省組織規則第7条

〈重要施策の概要〉

1 登記所適正配置の実施

全国各地に分散配置されている小規模の登記所（法務局・地方法務局の支局・出張所）を整理統合して配置の適正化を図ることは、登記事務のみならず、法務局が所掌している民事法務行政全般について、国民の期待にこたえる質の高い行政サービスを推進していくための重要な政策課題である。登記所の適正配置は、昭和47年の民事行政審議会の答申に基づき進められてきたが、平成7年7月4日に新たな基準を内容とする答申を受け、現在、この基準に基づき適正配置に取り組んでいるところである。また、平成8年12月25日閣議決定（行政改革プログラム）、平成11年4月の中央省庁等改革の推進に関する方針、平成16年12月24日閣議決定（「今後の行政改革の方針」）、平成18年6月30日閣議決定（「国の行政機関の定員の純減について」）を受け、行政組織の減量・効率化の一環として、登記所の適正配置の一層の実施が求められている状況にある。平成26年12月31日現在の登記所数は421箇所（うち、支局・出張所数は371箇所）となっている。

2 電子情報処理組織による登記事務処理

登記事務を適正、迅速に処理するため、昭和63年から電子情報処理組織を用いて登記事務を処理する登記手続の特例が定められ、登記事務をコンピュータで処理するための登記簿の改製作業が完了した登記所から順次、コンピュータによる登記事務処理が行われることとなった。不動産登記及び商業・法人登記について、それぞれ、現在では全国全ての登記所でコンピュータによる登記事務処理が行われている。

登記に係るオンライン申請システムについては、商業・法人登記について平成16年6月から、不動産登記について平成17年3月からそれぞれ稼動を開始し、現在では全国全ての登記所が同システムに対応している。

インターネットを介して登記情報を提供する登記情報提供システムについては、平成12年9月から運用を開始しており、現在では、全国全ての登記所が対象となっている。

土地及び建物に係る信託目録については、平成23年10月17日に全国全ての登記所において電子化が完了し、平成24年1月30日までに、全国全ての登記所においてオンライン申請に対応している。

さらに、平成18年度以降、地図情報システムの導入を進め、現在では、全ての登記所で同システムが稼動している。

3 地図整備の推進

登記所備付地図の整備について、従来から実施している地図混乱地域の発生原因等の実態調査及び基準点設置作業、登記所に備え付けられている地図を整備するた

めの作業を実施するとともに、平成15年6月、内閣の都市再生本部から打ち出された「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針に基づき、平成16年度から必要性及び緊急性の高い都市部の地図混乱地域について登記所備付地図の作成作業を重点的かつ集中的に行っている。

また、筆界特定登記官が土地の所有権の登記名義人等の申請により、申請人等に意見及び資料を提出する機会を与えた上、外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、筆界の現地における位置を特定する筆界特定制度の運用が平成18年1月20日から開始され、順調に利用されている。同制度により、土地の筆界に関する紛争の早期解決が図られ、地図整備に寄与している。

(会 同)

中央会同

月 日	件 名	協議事項
1.15・16	法務局長事務打合せ会	法務局の管理・運営について
6.2・3	法務局・地方法務局会計課長会同	法務局及び地方法務局の予算管理について
6.18・19	法務局長・地方法務局長会同	法務局及び地方法務局の管理・運営について
7.16	法務局統括監査専門官事務打合せ会	事務処理体制等について
9.26	法務局・地方法務局首席登記官会同	登記事務における問題点について
10.1・2	法務局総務・民事行政部長会同	局務運営等について
10.23	法務局民事行政調査官事務打合せ会	事務処理体制等について
10.24	法務局・地方法務局供託課長会同	供託事務における問題点について
10.31	法務局・地方法務局庶務・職員・総務課長会同	局務運営・人事管理について
11.18	法務局・地方法務局登記情報システム管理官事務打合せ会	事務処理体制等について
12.3・4	法務局長事務打合せ会	法務局の管理・運営について

〈法令立案関係〉

法 令 案 名	主管官庁	担当課・室
(法 律)		
1 会社法の一部を改正する法律 (H26年法律90)	法務省	参事官室
2 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律 の整備等に関する法律 (H26年法律91)	法務省	参事官室
(政 令)		
1 動産・債権譲渡登記令の一部を改正する政令 (H26.5.23政令185)	法務省	商事課
2 権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産 登記に関する政令の一部を改正する政令 (H26.4.25政令168)	法務省	民事第二課
3 鈹害賠償登録令の一部を改正する政令 (H26.9.18政令306)	法務省	民事第二課
4 マンションの建替えの円滑化等に関する法律による 不動産登記に関する政令の一部を改正する政令 (H26.12.12政令390)	法務省	民事第二課
(省 令)		
1 商業登記規則の一部を改正する省令 (H26.2.28法務省令2)	法務省	商事課
2 供託規則の一部を改正する省令 (H26.4.14法務省令17)	法務省	商事課
3 動産・債権譲渡登記規則の一部を改正する省令 (H26.5.23法務省令23)	法務省	商事課
4 鈹害賠償登録規則の一部を改正する省令 (H26.9.18法務省令27)	法務省	民事第二課
5 不動産登記令第4条の特例等を定める省令の一部を 改正する省令 (H26.12.12法務省令32)	法務省	民事第二課
6 商業登記規則等の一部を改正する省令 (H26.12.18法務省令33)	法務省	商事課

〈大臣表彰〉

1 優良戸籍従事職員の表彰

平成26年10月22・23日の両日、国立女子学園講堂（東京都千代田区一ツ橋）において、第67回全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会総会が開催され、席上、法務大臣から、多年戸籍事務に従事し、誠実に職務に精励した市区町村職員81名及び戸籍行政の運営に多大な貢献のあった市区町村長11名に対し、表彰状が授与された。

2 司法書士の表彰

平成26年6月19・20日の両日、東京都内において、第77回日本司法書士会連合会定時総会が開催され、司法書士20名に対し、法務大臣から表彰状が授与された。

3 土地家屋調査士の表彰

平成26年6月17・18日の両日、東京都内において、第71回日本土地家屋調査士会連合会定時総会が開催され、その席上、土地家屋調査士20名に対し、法務大臣から表彰状が授与された。

総務課

法務省組織令第26条、第27条 法務省組織規則第7条

登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の包括的民間委託の実施

平成26年12月31日現在、全国421庁のうち414庁で民間事業者により登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）が実施されている。

民事第一課

法務省組織令第26条、第28条

1 電子情報処理組織による戸籍事務の処理

戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行（平成6年12月1日）により、法務大臣の指定を受けた市区町村長は、戸籍事務をコンピュータシステムにより処理することができることになったが、平成26年1月から12月までに全国59の市区町村長が指定され、同年末までのコンピュータ化市区町村は、1,860庁となった。戸籍事務のコンピュータ処理により、事務処理の迅速適正化及び行政サービスの向上が図られている。

2 後見登記に関する事項

(1) 成年後見登記について

民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）、任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第151号）及び後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）のいわゆる成年後見関連4法が平成12年4月1日に施行されたことに伴い、従来の禁治産宣告・準禁治産宣告の戸籍記載に代わる新たな公示方法として成年後見登記制度が創設され、加えて、後見登記等に関する法律第

2条第1項の登記所として東京法務局が指定され、同日から運用が開始されている。

この成年後見登記については、平成16年3月から、嘱託登記を除く変更の登記等の申請及び証明書の交付請求をインターネットを利用してオンラインにより手続をすることができるオンライン申請制度が運用され、また、平成17年1月からは全国の法務局・地方法務局の本局において証明書の交付事務が取り扱われている。

(2) 成年後見に関する登記事件数

過去3か年における成年後見に関する登記事件の推移は、次の表のとおりである。

成年後見に関する登記事件数

	平成24年	平成25年	平成26年
総事件数	119,181件	131,538件	146,830件

3 国籍事務に関する事項

(1) 最近3か年に、我が国への帰化を許可された者の数は、別表(1)のとおりである。

平成26年に帰化を許可された者を従前の国籍別で見ると、韓国・朝鮮が約51%、中国が約33%、その他が約16%となっている。

(2) 国籍取得届出事務

最近3か年に、届出により日本国籍を取得した者の数は、別表(2)のとおりである。平成26年中に、法務大臣への届出により日本の国籍を取得した者の数は、1,131人である。届出時の国籍別で見ると、フィリピンが約61%、中国が11%となっている。

(3) 国籍離脱事務

最近3か年に、外国の国籍を有する日本国民で日本の国籍を離脱した者の数は、別表(3)のとおりである。

(4) 国籍喪失事務

最近3か年に、自己の志望により外国の国籍を取得したことによって日本の国籍を喪失したとして、戸籍法第103条又は第105条の規定に基づき、その旨の届出又は報告があった日本国籍喪失者の数は、別表(4)のとおりである。

(5) 国籍選択事務

昭和60年1月1日施行の改正国籍法において新設された日本と外国との国籍を併有する重国籍者の国籍の選択について、ホームページ等によりその周知を図っている。

別表(1)

帰化許可者数

	平成24年	平成25年	平成26年
総 数	10,622人	8,646人	9,277人
韓国・朝鮮	5,581人	4,331人	4,744人
中 国	3,598人	2,845人	3,060人
そ の 他	1,443人	1,470人	1,473人

別表(2)

国籍取得者数

平成24年	平成25年	平成26年
1,137人	1,030人	1,131人

別表(3)

国籍離脱者数

平成24年	平成25年	平成26年
262人	380人	603人

別表(4)

国籍喪失者数

平成24年	平成25年	平成26年
711人	767人	899人

1 不動産登記に関する事項

(1) オンライン申請の利用促進

新たな情報通信技術戦略（平成22年5月11日IT戦略本部決定）及び電子行政推進に関する基本方針（平成23年8月3日IT戦略本部決定）に示された指針の通り、平成23年度から平成25年度までの間に講ずる措置を定めた「新たなオンライン利用計画」（以下「新計画」という。）が平成23年8月3日にIT戦略本部において決定され、この決定に伴い、「オンライン利用拡大行動計画」（平成20年9月12日IT戦略本部決定。以下「旧計画」という。）は廃止されることとされたが、新計画においても、不動産登記の申請及び不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等を始めとして、旧計画において重点手続とされていた登記関係の5手続は引き続き重点手続として位置づけられており、この重点手続については、引き続き重点的にオンライン利用の促進に努めることとされた。

平成26年度以降のオンライン申請の利用促進については、平成25年6月に新たなIT戦略として閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定、平成26年6月24日改定）及び「世界最先端IT国家創造工程表」（平成25年6月14日IT総合戦略本部決定、平成26年6月24日改定）に基づき、利便性の高い電子行政サービスの提供に係る取組として、オンライン手続の利便性向上の取組を推進していくこととされている。

なお、オンライン利用の促進を図るため、不動産登記令及び不動産登記規則の一部を改正し、添付情報が書面に記載されているときは、当分の間、当該書面を登記所に提出する方法により申請することを可能とする、いわゆる特例方式の運用を平成20年1月15日から行っている。

現在、オンライン申請の利用拡大のための具体的な促進策について、更に検討を進めている。

(2) 地図情報システムの運用

現在、全ての登記所において地図情報システムの運用を開始しているところ、地図情報システムが稼動する前に登記所に提出された土地所在図等の各種図面についても、平成25年3月26日をもって、全ての登記所で登録が完了した。

(3) 筆界特定制度の運用

過去3か年における筆界特定申請件数の推移は、次の表のとおりである。

筆界特定の申請件数

	平成24年	平成25年	平成26年
申請件数	2,439件	2,351件	2,684件

(4) 不動産の表示及び権利に関する登記事件数

過去3年間における不動産の表示に関する登記事件の推移は、別表(1)のとおりである。また、過去3年間における不動産の権利に関する登記事件の推移は、別表(2)のとおりである。

別表(1)

不動産の表示に関する登記事件数

	平成24年	平成25年	平成26年
総事件数	3,534,345件	3,588,632件	3,701,482件

別表(2)

不動産の権利に関する登記事件数

	平成24年	平成25年	平成26年
総事件数	9,351,695件	9,308,550件	8,752,508件

2 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項

(1) 司法書士試験

平成26年度司法書士試験は、7月6日に全国の各法務局及び地方法務局の所在地50か所において筆記試験を、10月14日に各法務局の所在地8か所において口述試験を、それぞれ実施した。

(2) 土地家屋調査士試験

平成26年度土地家屋調査士試験は、8月24日に全国の各法務局及び那覇地方法務局の所在地9か所において筆記試験を、11月20日に各法務局の所在地8か所において口述試験を、それぞれ実施した。

(3) 司法書士に対する簡易裁判所における訴訟代理権等の付与

司法書士に対する簡易裁判所における訴訟代理権等は、日本司法書士会連合会が実施する研修を修了した者に対して法務大臣が考査を実施し、当該考査の結果に基づき法務大臣が認定した者に対して付与されているが、平成26年にこの法務大臣の認定を受けた者は、741名（9月1日認定）であり、これまでに認定を受けた者の総数は、18,027名となっている。

(4) 土地家屋調査士に対する民間紛争解決手続の代理権等の付与

土地家屋調査士に対する土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続の代理権等は、日本土地家屋調査士会連合会が実施する研修において考査が実施され、当該考査の結果に基づき法務大臣が認定した者に対して付与されているが、平成26年にこの法務大臣の認定を受けた者は、220名（10月1日認定）となった。

(5) 司法書士（法人）及び土地家屋調査士（法人）の員数

平成26年12月31日現在における司法書士及び司法書士法人の員数は別表(1)のとおりであり、過去5年間の司法書士現員数の比較は別表(3)のとおりである。

また、同日現在における土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の員数は別表(2)のとおりであり、過去5年間の土地家屋調査士現員数の比較は別表(4)のとおりである。

別表(1)

司 法 書 士 等 現 員 数 調

(平成26年12月31日現在)

区 分	司法書士 登録者数 26.1～26.12	司法書士 登録取消者数 26.1～26.12 *処理した件数	司法書士 登録者総数	司法書士法人現員数			簡裁訴訟 代理権
				26.1-12に 入会した法人	26.1-12に 退会した法人	総 数	26.12
東 京	241	93	3,798	16	4	144	2,798
横 浜	55	25	1,097	2	0	40	886
さいたま	42	22	838	3	0	17	613
千 葉	40	20	698	1	2	29	492
水 戸	13	11	319	0	0	2	200
宇都宮	9	8	229	0	0	1	148
前 橋	7	9	304	1	0	5	221
静 岡	19	12	493	1	0	17	326
甲 府	3	2	129	0	0	2	72
長 野	15	11	381	1	0	2	249
新 潟	9	11	291	0	0	6	185
計	453	224	8,577	25	6	265	6,190
大 阪	123	62	2,315	4	0	77	1,837
京 都	27	21	562	1	0	19	451
神 戸	47	22	1,038	1	2	18	759
奈 良	5	6	217	0	0	2	149
大 津	13	4	229	1	0	8	157
和歌山	7	6	168	0	0	0	102
計	222	121	4,529	7	2	124	3,455
名古屋	52	32	1,243	3	3	31	891
津	6	11	265	1	0	3	180
岐 阜	10	9	348	0	0	4	216
福 井	1	4	131	0	0	2	78
金 沢	6	3	196	0	0	0	143
富 山	3	8	165	0	0	2	94
計	78	67	2,348	4	3	42	1,602
広 島	26	17	513	1	0	11	409
山 口	8	10	236	0	0	2	134
岡 山	14	5	370	1	1	11	263
鳥 取	2	6	105	0	0	1	69
松 江	3	8	122	0	0	0	67
計	53	46	1,346	2	1	25	942
福 岡	39	26	922	2	1	18	740
佐 賀	6	4	116	0	0	7	75
長 崎	3	4	163	0	0	4	105
大 分	3	3	172	0	0	5	113
熊 本	13	17	323	0	0	7	244
鹿児島	10	11	321	0	2	3	234
宮 崎	9	6	183	0	0	3	115
那 覇	6	10	217	0	0	2	140
計	89	81	2,417	2	3	49	1,766
仙 台	19	13	317	1	0	6	235
福 島	7	10	277	1	1	2	153
山 形	2	2	155	0	0	0	95
盛 岡	4	8	156	1	0	3	83
秋 田	3	10	111	0	0	1	72
青 森	4	5	124	0	0	3	74
計	39	48	1,140	3	1	15	712
札 幌	13	12	460	0	1	5	371
函 館	0	3	48	0	0	1	25
旭 川	2	2	67	0	0	0	45
釧 路	3	2	85	0	0	1	49
計	18	19	660	0	1	7	490
高 松	3	4	168	0	0	1	122
徳 島	5	10	134	0	0	2	75
高 知	6	6	118	0	0	4	86
松 山	6	9	249	1	0	4	152
計	20	29	669	1	0	11	435
総 計	972	635	21,686	44	17	538	15,592

別表(2)

土地家屋調査士等現員数調

(平成26年12月31日現在)

区 分	土地家屋調査士 登録者数 26.1~26.12	土地家屋調査士 登録取消者数 26.1~26.12 *処理した件数	土地家屋調査士 登録者総数	土地家屋調査士法人現員数		
				26.1-12中に 入会した法人	26.1-12中に 退会した法人	総 数
東 京	3	13	1,538	8	1	40
横 浜	4	7	897	0	0	14
さいたま	4	11	860	4	1	9
千 葉	1	7	624	3	1	14
水 戸	0	1	407	0	0	5
宇都宮	0	4	293	0	0	1
前 橋	1	3	341	0	0	0
静 岡	3	4	613	0	0	10
甲 府	0	0	146	0	0	2
長 野	0	8	396	0	0	3
新 潟	0	3	351	1	0	3
計	144	196	6,466	16	3	101
大 阪	4	14	1,104	3	0	21
京 都	2	5	320	0	0	4
神 戸	1	15	728	1	0	7
奈 良	2	0	218	0	0	2
大 津	1	1	212	0	0	3
和歌山	0	1	158	0	0	1
計	60	101	2,740	4	0	38
名古屋	3	6	1,115	0	1	19
津	1	2	279	0	0	1
岐 阜	2	2	385	0	0	4
福 井	0	0	157	0	0	0
金 沢	0	1	177	0	0	1
富 山	1	0	153	0	0	1
計	43	58	2,266	0	1	26
広 島	1	7	457	0	0	10
山 口	1	5	238	0	1	3
岡 山	0	3	279	0	0	3
鳥 取	0	1	71	0	0	0
松 江	0	1	111	0	0	0
計	23	46	1,156	0	1	16
福 岡	3	7	685	3	0	5
佐 賀	0	1	119	0	0	2
長 崎	1	3	198	1	0	1
大 分	0	2	183	0	0	1
熊 本	0	0	286	1	1	6
鹿 児 島	0	1	308	0	0	0
宮 崎	0	1	192	1	0	2
那 覇	0	2	193	0	0	0
計	53	67	2,164	6	1	17
仙 台	0	2	288	0	0	2
福 島	0	2	287	0	0	1
山 形	0	0	184	0	0	0
盛 岡	1	4	179	0	0	1
秋 田	0	1	135	1	0	1
青 森	0	1	138	0	0	0
計	17	32	1,211	1	0	5
札 幌	0	3	298	0	0	2
函 館	0	0	59	0	0	0
旭 川	0	0	61	0	0	1
釧 路	0	0	82	0	0	0
計	9	17	500	0	0	3
高 松	0	1	211	0	0	0
徳 島	0	1	163	0	0	1
高 知	0	0	120	0	0	0
松 山	1	2	288	0	0	0
計	20	21	782	0	0	1
総 計	369	538	17,285	27	6	207

別表(3)

司法書士員数（過去5年間比較）

年次	登録者数	年間登録数	年間登録取消数
平成22年	20,275	1,132	654
23	20,690	1,099	684
24	20,976	1,001	715
25	21,349	1,009	636
26	21,686	972	635

別表(4)

土地家屋調査士員数（過去5年間比較）

年次	登録者数	年間登録数	年間登録取消数
平成22年	17,900	456	567
23	17,719	441	619
24	17,547	404	576
25	17,454	381	474
26	17,285	369	538

商事課

法務省組織令第26条、第30条

1 商業・法人登記に関する事項

(1) 商業・法人登記のオンライン化

平成16年6月21日から、東京法務局中野出張所及び千葉地方法務局市川支局の2庁において商業・法人登記のオンライン申請の運用を開始し、その後、平成20年末までに、全国全ての商業登記所において、オンライン申請をすることができるようになっている。

(2) 商業登記に基づく電子認証制度

商業登記に基づく電子認証制度については、平成12年10月1日に創設され、平成17年3月から、全ての商業登記所で電子証明書が発行申請の受付等の事務を取り扱っている。

(3) 商業・法人登記に関する登記事件数

過去3か年の商業・法人に関する登記事件の推移は、次の表のとおりである。

商業・法人に関する登記事件数

	平成24年	平成25年	平成26年
総事件数	1,479,846件	1,453,824件	1,444,319件

2 商事に関する事項

(1) 社債等登録機関の指定等

社債等登録法（昭和17年法律第11号）、社債等登録法施行令（同17年勅令第409号）及び社債等登録法施行規則（同17年大蔵・司法省令第1号）は、証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成14年法律第65号）の施行（平成20年4月1日）に伴い廃止されているが、施行日時点において登録されている社債については、経過措置により「なお効力を有する」とされている。既存の登録社債が償還を迎えるまでは、登録機関としての指定も有効となることから、当該指定を金融庁と共同で行っている。平成26年中に名称の変更又は登録事務取扱場所の移転に伴う登録機関の資格指定告示の一部改正を行ったものは2件である。

(2) 手形交換所の指定

手形法（昭和7年法律第20号）第83条及び小切手法（同8年法律第57号）第69条の規定に基づく手形交換所の指定事務を担当しているが、近年、交通の発展等による手形交換所の統廃合が行われている。

(3) 電子債権記録機関の指定等

電子記録債権法（平成19年法律第102号）、電子記録債権法施行令（同20年政令第325号）及び電子記録債権法施行規則（同20年内閣府・法務省令第4号）による電子債権記録機関の指定等を、金融庁と共同で行っている。

3 債権譲渡登記関係

(1) 債権譲渡登記について

債権者との利害を調整しながら、法人による債権譲渡を円滑にするため、債権譲渡の第三者対抗要件に関する民法の特例として、法人がする金銭債権の譲渡等につき登記による新たな対抗要件制度を創設するとともに、その登記手続を整備するための「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」（現行法律名：「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例法等に関する法律」）が平成10年10月1日から施行され、東京法務局民事行政部債権登録課において登記事務が取り扱われている。

この債権譲渡登記については、平成13年3月から、オンライン申請（手数料の納付については、予納制度を利用したもの）の運用がされていたが、平成16年5月から、法務省オンライン申請システムを利用するとともに、手数料の納付についても歳入金電子納付システムを利用したものに變更し、証明書の交付請求及び

交付についても併せてオンライン化の運用を開始した。また、平成23年2月14日の登記・供託オンライン申請システムの運用開始に合わせて、同システムへの切替えを行った。

また、平成17年10月から、債務者が特定していない将来債権についても登記することが可能となり、平成18年4月から、登記申請の際には手数料を納付すべきものとされていたところ、これに代えて登録免許税が課せられることとなった。

(2) 債権譲渡に関する登記事件数

過去3か年の債権譲渡に関する登記事件の推移は、次の表のとおりである。

債権譲渡に関する登記事件数

	平成24年	平成25年	平成26年
総事件数	38,020件	30,382件	31,647件

4 動産譲渡登記関係

(1) 動産を活用した企業の資金調達の一円滑化を図るため、法人がする動産の譲渡につき登記によってその譲渡を公示することができることとする動産譲渡登記制度が、動産の譲渡の対抗要件に関する民法の特例として創設された。その登記手続等を定めた「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第148号）」による改正後の「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例法等に関する法律」が、平成17年10月3日から施行され、東京法務局民事行政部動産登録課において動産譲渡登記事務が取り扱われている。

この動産譲渡登記制度については、制度発足当初から、法務省オンライン申請システムと連携することにより、オンライン申請の運用がされており、また、平成23年2月14日の登記・供託オンライン申請システムの運用開始に合わせて、同システムへの切替えを行った。

(2) 動産譲渡に関する登記事件数

過去3か年の動産譲渡に関する登記事件の推移は、次の表のとおりである。

動産譲渡に関する登記事件数

	平成24年	平成25年	平成26年
総事件数	3,710件	4,035件	5,851件

5 供託事務関係

供託規則の一部を改正する省令（平成18年法務省令第3号）が平成18年2月20日から施行され、同日から全国の供託所においてオンラインによる供託手続が可能となった。

また、オンラインによる供託手続について、平成24年1月10日の法務省オンライン申請システムから登記・供託オンライン申請システムへの切替えに併せて、供託規則の一部を改正する省令（平成23年法務省令第37号）が施行され、同日から登記・供託オンライン申請システムによる運用を開始した。

6 非訟事件等に関する事項

会社法（平成17年法律第86号）に基づく法務大臣の権限を行う職員の指定事務を担当している。

民事法制管理官・参事官

法務省組織令第12条、第31条

民事法制管理官及び各参事官は、法制審議会の各部会において、それぞれ調査審議に関与し、同部会等の開催に先立ち議案の立案及び細部にわたる基礎的調査、検討を行った。その主な活動は、次のとおりである。

1 民法・商法関係

民法関係では、平成21年10月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会民法（債権関係）部会が設置され、民法（債権関係）の見直しについての審議が進められ、平成26年8月、「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」の取りまとめが行われた。

商法関係では、平成22年2月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会会社法制部会が設置され、会社法制の見直しについての審議が進められ、平成24年8月、「会社法制の見直しに関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会総会での審議を経て、同年9月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「会社法の一部を改正する法律案」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を立案し、第185回国会（平成25年臨時国会）に提出したが、審議未了により継続審議となった。両法案は、第186回国会（平成26年通常国会）において審議され、平成26年6月20日に成立し、同月27日に公布された（平成26年法律第90号、同第91号）。

また、平成26年2月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会商法（運送・海商関係）部会が設置され、商法（運送・海商関係）等の改正についての審議が進められた。

さらに「千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書」が国際海事機関において改正され、その効力が平成27年6月8日に生ずることに伴い、その国内実施法である船舶の所有者等の責任の制限に関する法律について、船舶の所有者等がその責任を制限することができる債権についての責任の限度額を1.51倍に引き上げることを内容とする「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案」を第187回国会（平成26年臨時国会）に提出したが、同年11月21日、衆議院解散に伴い廃案となった。

2 民事手続法関係

平成26年2月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会国際裁判管轄法制（人事訴

訟事件及び家事事件関係) 部会が設置され、人事訴訟事件及び家事事件に関する国際裁判管轄法制の整備についての審議が進められている。

Ⅲ 刑 事 局

法務省設置法第3条、第4条、法務省組織令第2条、第5条、第12条、第32条～第37条、法務省組織規則第8条

〈重要施策の概要〉

立法作業の促進

1 少年法等の整備

平成26年2月7日、家庭裁判所の裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲を拡大することや、少年法第51条第2項の規定によりいわゆる無期刑の緩和刑として言い渡される有期刑の上限を引き上げるとともに、少年法第52条の規定により言い渡される不定期刑の短期と長期の上限を引き上げることなどを内容とする「少年法の一部を改正する法律案」を、第186回通常国会に提出し、同年4月11日に成立して同月18日に公布され（平成26年法律第23号）、国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲拡大については平成26年6月18日から、その他については同年5月8日から施行されている。

2 裁判員法の整備

法律施行後3年後の検討（裁判員法附則第9条）を踏まえた諮問について、平成26年7月14日、法制審議会は、法務大臣に対して、①長期間の審判を要する事件等の対象事件からの除外、②重大な災害時における裁判員となることについての辞退事由の追加、③非常災害時において呼び出すべき裁判員候補者等から除外する措置の追加、④裁判員等選任手続における被害者を特定させることとなる事項の取扱いを内容とする要綱（骨子修正案）について答申を行った。この答申を受けて所要の立法作業を行い、同年10月24日、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定され、同日、第187回国会に同法律案を提出したが、同法律案は、同国会の解散に伴い廃案となった。

3 刑事訴訟法等の整備

平成26年9月18日、法制審議会から法務大臣に対し、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するための法整備として、証拠の収集方法の適正化・多様化及び公判審理の充実化を図るため、「取調べの録音・録画制度」、「訴追に関する合意制度」及び「犯罪被害者等を保護するための措置」等を創設するとともに、「通信傍受の対象事件の範囲拡大」、「被疑者国選弁護制度の対象事件の範囲拡大」等の措置を講ずることを内容とする答申がなされた。同年12月現在、この答申に基づき、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」の立案作業を行っているところである。

〈主な会同〉

月 日	会 同 名	協 議 事 項
2.19・20	検察長官会同	現下の諸情勢に鑑み、検察運営上考慮すべき事項
3.11	副検事会同	交通事犯及び最近における副検事が関与した事件の捜査処理・公判遂行上の問題点とこれへの対応等について
5.20	検察庁会計課長会同	予算執行にあたり、担当課長として考慮すべき事項
6.12	検察庁事務局長会同	検察運営上事務局長として当面考慮すべき事項
7.2	全国本部係検事会同	最近における凶悪重大事犯の実情に鑑み、検察運営上考慮すべき事項
9.9・10	平成26年度検察官・国税査察官合同中央協議会	査察事件処理上の諸問題
9.25	検察長官会同	現下の諸情勢に鑑み、検察運営上考慮すべき事項
9.30	司法修習生指導担当検事協議会	検察庁における司法修習の実情と問題点
10.16・17	検務実務家ブロック会同（福岡・高松高検管内）	検務事務処理上の問題点等について
10.22・23	全国次席検事会同	現下検察運営上、次席検事として考慮すべき事項
10.30・31	検務実務家ブロック会同（東京、仙台、札幌高検管内）	検務事務処理上の問題点等について
11.18・19	検務実務家ブロック会同（大阪、名古屋、広島高検管内）	検務事務処理上の問題点等について
11.28	組織犯罪担当検事会同	最近の組織犯罪の実情に鑑み、検察運営上考慮すべき事項
12.9	高等検察庁事務局長協議会	検察運営上高等検察庁事務局長として考慮すべき事項

〈主な審議法案〉

受理年月日	法令案件	主管省庁	審議担当課
1月8日	電気事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案及び電気事業法施行令の一部を改正する政令案	経済産業省	刑事課
1月14日	奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
1月14日	健康・医療戦略推進法案及び独立行政法人日本医療研究開発機構法案	内閣官房	刑事法制管理官室
1月17日	金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案及び金融商品取引法施行令及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令案	金融庁	刑事課
1月17日	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案	厚生労働省	公安課
1月20日	金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案及び預金保険法施行令等の一部を改正する政令案	金融庁	刑事課
1月20日	中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案	経済産業省	刑事課
1月21日	電波法の一部を改正する法律案	総務省	総務課
1月22日	児童福祉法の一部を改正する法律案	厚生労働省	刑事課
1月22日	難病の患者に対する医療等に関する法律案	厚生労働省	公安課
1月23日	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案	厚生労働省	公安課
1月23日	放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案	原子力規制庁	公安課
1月23日	労働安全衛生法の一部を改正する法律案	厚生労働省	公安課
1月24日	地方税法等の一部を改正する法律案	総務省	刑事課
1月24日	道路法等の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
1月27日	独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案	厚生労働省	公安課
1月30日	政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案	厚生労働省	公安課
1月31日	次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案	厚生労働省	公安課
2月5日	利息制限法施行令等の一部を改正する政令案	金融庁	刑事課
2月5日	電気事業法の一部を改正する法律案	経済産業省	刑事課
2月5日	原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案	経済産業省	刑事課
2月7日	重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案	警察庁	国際課
2月7日	不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する法律案	消費者庁	刑事課

受理年月日	法令案件	主管省庁	審議担当課
2月7日	特許法等の一部を改正する法律案	特許庁	刑事課
2月7日	少年院法案、少年鑑別所法案及び少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	法務省	刑事法制管理官室
2月12日	電気通信事業法の一部を改正する法律案	総務省	総務課
2月13日	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
2月14日	小規模企業振興基本法案（仮称）と商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）	経済産業省	刑事課
2月17日	専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案	厚生労働省	公安課
2月17日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案	内閣府	公安課
2月18日	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案	総務省	総務課
2月18日	建設業法等の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
2月19日	地方自治法の一部を改正する法律案	総務省	総務課
2月19日	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第五条、第七条第一項及び第十四条第六号の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令	警察庁	公安課
2月21日	放送法及び電波法の一部を改正する法律案	総務省	総務課
2月21日	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案	環境省	刑事課
2月21日	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案	法務省	公安課
2月24日	著作権法の一部を改正する法律案	文化庁	刑事課
2月24日	薬事法施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
2月25日	金融商品取引法等の一部を改正する法律案	金融庁	刑事課
2月25日	保険業法等の一部を改正する法律案	金融庁	刑事課
2月25日	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案	厚生労働省	公安課
2月27日	行政不服審査法案	総務省	総務課
2月27日	行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	総務省	総務課
2月27日	行政手続法の一部を改正する法律案	総務省	総務課
2月27日	独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
3月3日	貸金業法施行令の一部を改正する政令案	金融庁	刑事課
3月12日	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案	厚生労働省	公安課

受理年月日	法令案件	主管省庁	審議担当課
3月20日	独立行政法人通則法の一部を改正する法律案	内閣官房	刑事法制管理官室
4月1日	生活保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案	厚生労働省	公安課
4月3日	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案	内閣官房	刑事法制管理官室
4月7日	職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
4月7日	公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令案	消費者庁	刑事法制管理官室
4月30日	公認心理師法案	文部科学省	刑事法制管理官室
5月9日	南極地域の環境の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令案	環境省	刑事課
5月20日	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案	厚生労働省	公安課
5月20日	診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
5月22日	臨床検査技師等に関する法律案	厚生労働省	公安課
5月22日	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
6月5日	毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
6月13日	薬事法施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
6月16日	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令案	警察庁	公安課
6月26日	中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令案	厚生労働省	公安課
6月26日	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
6月26日	検疫法施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
7月3日	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
7月4日	薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案	厚生労働省	公安課
7月14日	再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令案	厚生労働省	公安課
8月7日	金融庁組織令の一部を改正する政令案	金融庁	総務課
8月26日	薬事法施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
9月2日	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案	厚生労働省	公安課

受理年月日	法令案件	主管省庁	審議担当課
9月3日	労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
9月8日	特殊貨物船舶運送規則及び危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令案	国土交通省	刑事法制管理官室
9月8日	銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案	警察庁	公安課
9月10日	消防法施行令の一部を改正する政令案	消防庁	総務課
9月16日	地域再生法の一部を改正する法律案	内閣官房	刑事法制管理官室
9月17日	犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案	警察庁	公安課
9月22日	関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律案	財務省	刑事課
9月22日	国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案	警察庁	公安課
9月26日	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案	厚生労働省	公安課
10月1日	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案	内閣官房 内閣府 厚生労働省	刑事法制管理官室
10月6日	国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律	内閣府	刑事課
10月7日	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案	警察庁	公安課
10月16日	国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案	内閣府	刑事法制管理官室
11月10日	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
11月19日	公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令案	消費者庁	公安課
12月8日	平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
12月9日	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案	環境省	公安課
12月11日	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
12月12日	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案	厚生労働省	公安課

1 組織関係

(1) 検察庁事務章程の改正

平成26年法務省訓令第1号をもって検察庁事務章程の一部が改正され、同年4月1日から施行された。これは、地方検察庁、地方検察庁支部及び区検察庁における捜査・公判体制及び広報体制の充実強化を図るため、統括捜査官5、検察広報官1及び首席捜査官1を増設することについて所要の改正を行ったものである。

(2) 統括捜査官の配置に関する規程の改正

平成26年法務省刑総訓第4号をもって統括捜査官の配置に関する規程の一部が改正され、同年4月1日から施行された。これは、上記検察庁事務章程の改正に伴い、横浜地方検察庁小田原支部ほか4の地方検察庁支部の統括捜査官各1を増設することについて所要の改正を行ったものである。

2 検務事務関係

(1) 軍法会議に係る刑事訴訟記録の国立公文書館への移管について

刑事訴訟法に規定する訴訟に関する書類（以下、「刑事訴訟記録」という。）について公文書等の管理に関する法律に定める「歴史公文書等」に該当する場合には、同法第14条に基づき、内閣総理大臣との協議等により、その適切な保存のための措置として、国立公文書館へ移管することができるとされている。

これに基づき、平成26年8月25日、内閣総理大臣と法務大臣との間で、現在検察庁において保有している刑事訴訟記録のうち、いわゆる軍法会議に係る刑事訴訟記録であって、刑事確定訴訟記録法等に定める保管期間等が満了しているものについて、「歴史公文書等」に該当するものとして、内閣府を経て国立公文書館に移管することに合意し、その旨の申合せをした。

これにより、まずは東京地方検察庁が保有している軍法会議に係る刑事訴訟記録について、平成27年度から28年度の2か年にかけて古いものから順に国立公文書館へ移管し、その後、他の検察庁が保有しているものについても順次移管を進めることになる。

(2) 検務関係事務規程の改正（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）の施行に伴う事件事務規程の一部改正など）

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）が公布され、平成26年5月20日から施行されることに伴い、事件事務規程の書式例中に所要の改正を行うなど、各種事務規程の改正を行った。

3 検察庁に関する国家賠償請求事件関係

平成26年中に訟務部門から係属通知があった検察庁に関する国家賠償請求事件は36件であり、請求原因の主なものは、捜査の違法、告訴・告発不受理の違法、公訴提起の違法である。また、同年中に完結した事件は35件（国勝訴30件、和解等2件、

訴え取下げ等3件)となっている。

4 検察審査会関係

平成26年中における検察審査会関係の活動状況は、次の表のとおりである。

(1) 全国検察審査会における事件の受理・処理状況

区 分	平成26年
受 理	2,817
旧 受	737
新 受	2,080
申立てによるもの	2,043
職権によるもの	37
処 理	2,019
起訴相当・不起訴不当	123
不起訴相当	1,670
その他(審査打ち切り, 申立却下, 移送)	226
未 済	798

(注) 最高裁判所事務総局刑事局の集計による。

(2) 起訴相当・不起訴不当の議決があった事件の事後措置

区 分	平成26年
起 訴	14
不 起 訴 維 持	100
合 計	114

(注) 1 最高裁判所事務総局刑事局の集計による。

2 本表は、起訴相当・不起訴不当事件について検察庁の採った事後措置のうち、平成26年中に各検察審査会から最高裁判所に報告のあったものを計上したものである。

国際課

法務省組織令第32条, 第34条

国際犯罪関係

(1) 国際捜査共助関係

我が国が平成26年中に受託した事件は62件ある。

検察庁から囑託した事件は17件ある。

(2) 逃亡犯罪人引渡関係

我が国が平成26年中に外国からの請求に基づき、犯罪人を引き渡した事例は1件ある。

また、検察庁からの請求に基づき、外国から犯罪人の引渡しを受けた事例はない。

刑事課

法務省組織令第32条, 第35条

平成26年中に全国の検察庁において受理した事件の総数(通常受理人員)は1,238,057人で前年の1,332,917人と比較して、94,860人減少している。これを刑法犯, 特別法犯(道

路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反（以下「道路交通法等違反」という。）を除く。）、道路交通法等違反に区分して対比すると、次の表のとおりである。

罪 種 別 通 常 受 理 人 員

罪 種	平成25年	平成26年	対前年増減
総 数	1,332,917	1,238,057	△94,860
刑 法 犯	882,528	817,176	△65,352
特 別 法 犯	90,454	90,790	336
道路交通法等違反	359,935	330,091	△29,844

(注) △印は、減少を示す。

平成26年中に全国の検察庁において起訴した被疑者の総数は377,539人で、前年の405,415人と比較して、27,876人減少している。起訴及び不起訴人員を刑法犯、特別法犯及び道路交通法等違反に区分して対比すると、次の表のとおりである。

罪 種 別 処 理 人 員

罪 種	平成25年		平成26年		起訴人員の 対前年増減
	起 訴	不 起 訴	起 訴	不 起 訴	
総 数	405,415	829,093	377,539	772,221	△27,876
刑 法 犯	135,421	664,682	132,834	612,036	△2,587
特 別 法 犯	48,722	41,039	48,022	42,305	△700
道路交通法等違反	221,272	123,372	196,683	117,880	△24,589

(注) △印は、減少を示す。

1 一般刑事事件

刑法犯の主要罪名について、前年と比較して通常受理人員の増減を見ると、大きく減少したものとして、自動車による過失致死傷等（55,734人減）、窃盗（7,234人減）等が挙げられ、一方、増加したものは、脅迫（406人増）等が挙げられるが、いずれも微増にとどまっている。

平成26年中の主要事件としては、京都府内における青酸カリを用いた夫殺害事件、岡山県内における11歳女兒監禁事件及び神戸市内における6歳女兒殺害・死体遺棄事件等がある。

2 環境関係事件

平成26年中における環境関係法令違反事件の通常受理人員は8,172人で、前年より527人減少している。これを主な罪種別に見ると、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の6,591人が最も多く、全体の80.7%を占め、次いで、海洋汚染等及び海

上災害の防止に関する法律違反の455人（全体の5.6％）となっている。

3 公務員関係事件

平成26年中における公務員犯罪の通常受理人員は20,514人で、前年の21,927人と比較して1,413人減少している。これを主な罪名別に見ると、自動車による過失致死傷等の16,017人が最も多く、全体の78.1％を占め、以下、職権濫用の759人（全体の3.7％）、偽造の511人（全体の2.5％）、窃盗の416人（全体の2.0％）の順となっている。

4 選挙関係事件

平成26年は、12月14日に第47回衆議院議員総選挙が行われた。選挙後約6か月間の選挙違反事件の受理人員は、357人であり、前回の同選挙（平成24年施行）におけるほぼ同期間の受理人員と比較して27人の増加となっている。違反の内容は、買収事犯の占める割合が高く、全体の76.8％となっている。

5 財政経済関係事件

(1) 平成26年中における直接国税は脱事件の通常受理人員は211人で前年の360人に比較し149人（41.4％）減少している。所得税法違反は103人、法人税法違反は37人、相続税法違反は9人それぞれ減少している。これらの事件については、業種が多様化している傾向がうかがわれ、内容的にも、犯行の手段方法は外国法人を利用するなど一段と悪質巧妙化の傾向を強め、調査及び捜査に多大な困難を伴う事件が増加している。

また、平成26年中における消費税法違反事件の通常受理人員は41人となっており、前年の58人に比較し17人（29.3％）減少した。

(2) 金融関係事件について見ると、平成26年中における出資法違反事件の通常受理人員は370人であり、前年に比較して140人減少し、このうち高金利事件（第5条違反）が266人（71.9％）となっている。

(3) 特異又は重大事件としては、北陸新幹線融雪設備工事に関する独占禁止法違反及び官製談合防止法違反事件、大手通信教育会社、大手電機メーカー、大手自動車メーカーを被害者とする営業秘密侵害事件等がある。

6 交通関係事件

平成26年中における自動車による過失致死傷等事件の通常受理人員は561,860人で、全刑法犯の通常受理人員の68.8％を占めており、前年の617,594人と比較して、55,734人（9.0％）減少している。

また、平成26年中における危険運転致死傷事件の通常受理人員は360人で、前年の253人と比較して107人（42.3％）増加している。同罪で公判請求した人員は360人であり、前年の204人と比較して156人（76.5％）増加している。

一方、道路交通法等違反事件の通常受理人員は、330,091人で、前年の359,935人と比較して29,844人（8.3％）減少している。

7 少年事件

(1) 検察庁の受理・処理状況

ア 平成26年の検察庁における少年事件の通常受理人員は95,532人であり、その内訳は、刑法犯が75,690人（全体の79.2%）、特別法犯が2,284人（同2.4%）である。これを前年と比較すると、総数で12,780人（11.8%）、刑法犯で10,820人（12.5%）、特別法犯で3人（0.1%）減少している。

次に、刑法犯の罪種別構成比を見ると、窃盗が42.8%を占め、以下、自動車による過失致死傷等25.3%、横領・背任10.5%、傷害7.7%となっている。さらに、成人を含めた受理人員中に占める少年の割合をみると、総数においては7.7%、刑法犯全体では9.3%、そのうち、窃盗犯では28.2%、粗暴犯（暴行・傷害、恐喝）では15.3%、凶悪犯（放火、強制わいせつ・強姦、強制わいせつ致死傷・強姦致死傷、殺人、強盗、強盗致死傷・強盗強姦）では12.1%となっている。

イ 処理状況

平成26年中に検察官から家庭裁判所へ送致した少年事件の人員は93,234人である。なお、同年中に家庭裁判所において処分を受けた75,297人について、検察官が刑事処分相当の意見を付したもの7,844人（10.4%）、少年院送致相当の意見を付したものは8,223人（10.9%）、保護観察相当の意見を付したものは19,624人（26.1%）、その他が39,606人（52.6%）となっているのに対し、家庭裁判所の処分は、検察官送致決定が4,131人（5.5%）、少年院送致決定が4,921人（6.5%）、保護観察決定が22,237人（29.5%）、審判不開始・不処分決定が42,848人（56.9%）、その他が1,160人（1.5%）となっている。

ウ 検察官送致後の処理状況

平成26年に少年法第20条又は第23条第1項の規定により家庭裁判所から検察官に送致された少年事件の処理人員は5,257人である。このうち、起訴人員は、2,224人（処理総数の42.3%）であるが、その内訳は、刑法犯213人（うち、自動車による過失致死傷等100人）、特別法犯は2,011人（うち、道路交通法等違反1,999人）である。また、起訴人員中起訴の種類別の内訳は、公判請求210人（起訴人員の9.4%）、略式命令請求2,014人（90.6%）である。

エ 刑事裁判

平成26年中に第一審で有罪の裁判を受けた少年は2,077人であるが、その内訳は、懲役・禁錮の実刑が41人、同執行猶予が64人、罰金1,972人（うち、99.2%が自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反によるもの）である。

(2) 平成26年中に検察官が受理した少年事件のうち、特異又は重大な事件としては、長崎県佐世保市における同級生殺人事件等がある。

1 公安事件

平成26年における通常受理事件人員は、129人であり、前年の通常受理事件人員に比べ70人減少した。近年の通常受理事件人員数の推移を見ると、同21年191人、同22年220人、同23年282人、同24年262人、同25年199人となっている。

2 労働事件

平成26年における違法争議行為事件の通常受理事件人員は0人である。近年の通常受理事件人員数を見ると、同21年は23人、同22年は0人、同23年は2人、同24年及び同25年は0人となっている。

一方、平成26年における労働関係法令違反事件の通常受理事件人員は2,296人であり、前年に比べ88人増加した。近年の通常受理事件人員数の推移を見ると、同21年2,588人、同22年2,256人、同23年2,109人、同24年2,357人、同25年2,208人となっている。また、同26年の人員を法令別に見ると、①労働基準法違反636人（前年比114人減）、②労働安全衛生法違反1,250人（同189人増）、③船員法違反268人（同45人増）、④職業安定法違反83人（同43人減）、⑤労働者派遣事業法違反51人（同12人増）となっている。

3 外事関係事件

外国人関係事犯は、来日外国人による事犯が依然として高水準で推移しているが、平成26年の来日外国人被疑事件の通常受理事件人員は、13,395人と、前年に比べ760人（6.0%）増加している。来日外国人事犯の大半を占める出入国管理及び難民認定法違反、外国人登録法違反を除いたものを見ると、同26年は9,339人と、前年から133人（1.4%）増加している。また、罪名別で見た場合、刑法犯については、多い方から順に、窃盗罪、傷害罪、詐欺罪、文書偽造罪、横領罪となっており、特に、特別法犯については、出入国管理及び難民認定法違反が全体の約6割を占めて最も多く、次いで覚せい剤取締法違反の順となっている。

なお、同26年中における来日外国人による事件の受理・処理状況は、次表のとおりである。

来日外国人による事件受理処理人員

(平成26年)

	通常受理事件人員	起訴人員	不起訴人員	起訴率 (%)
総数	13,395	4,858	7,936	38.0
刑法犯	6,549	2,378	3,515	40.4
特別法犯	6,846	2,480	4,421	35.9

(注) 起訴率 = 起訴人員 / (起訴人員 + 不起訴人員) × 100

4 風紀関係事件

(1) 売春防止法違反事件

売春防止法違反事件の受理・処理状況は、次表のとおりであり、平成26年の通常受理人員を見ると、同25年と比較して、総数で111人（10.5%）減少している。態様別に見ると、売春をさせる業及びその他を除き、減少している。なお、事犯の態様ごとの起訴率については、勧誘等を除き、5割以上となっている。

売春防止法違反事件受理処理人員

事犯の態様	通常受理人員			起訴人員		不起訴人員		起訴率(%)	
	25年	26年	対前年比(%)	25年	26年	25年	26年	25年	26年
総数	1,059	948	△10.5	566	522	435	358	56.5	59.3
勧誘等(5条)	252	247	△2.0	47	58	180	170	20.7	25.4
周旋等(6条)	493	486	△1.4	331	330	138	107	70.6	75.5
売春をさせる契約(10条)	87	71	△18.4	45	39	37	30	54.9	56.5
場所の提供(11条)	205	112	△45.4	133	69	73	38	64.6	64.5
売春をさせる業(12条)	9	19	111.1	4	17	4	8	50.0	68.0
その他(7~9条, 13条)	13	13	0.0	6	9	3	5	66.7	64.3

(注) 起訴率=起訴人員/(起訴人員+不起訴人員)×100

(2) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反事件

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反事件の受理・処理状況は次表のとおりである。平成26年の通常受理人員は2,386人であり、同25年と比較して55人（2.4%）増加している。また、同26年の処理状況については、起訴人員は1,417人で、同25年と比較して26人（1.9%）増加し、不起訴人員は640人で、同25年と比較して73人（12.9%）増加しているものの、起訴率は依然として約7割となっている。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反事件受理処理人員

	通常受理人員	起訴人員	不起訴人員	起訴率(%)
平成25年	2,331	1,391	567	71.0
26年	2,386	1,417	640	68.9

(3) 女性・児童の福祉に係るある犯罪

女性・児童の福祉に係るある犯罪の受理・処理状況は、次表のとおりであり、平成26年の通常受理人員を見ると同25年と比較して総数で55人（7.8%）増加し

ている。態様別に見ると、職業安定法違反が減少したものの、それ以外については、該当のないものを除き増加している。

女性・児童の福祉に関係ある犯罪事件受理処理人員

事 犯 の 態 様	通常受理人員			起訴人員		不起訴人員		起訴率 (%)	
	25年	26年	対前年比(%)	25年	26年	25年	26年	25年	26年
総 数	708	763	7.8	423	456	180	174	70.1	72.4
刑 法 犯	60	85	41.7	25	39	28	30	47.2	56.5
淫行勧誘(182条)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
略取誘拐(224条)	14	19	35.7	2	2	10	14	16.7	12.5
営利誘拐等(225条)	44	60	36.4	22	31	17	16	56.4	66.0
国外移送・人身売買等(226条等)	2	6	200.0	1	6	1	-	50.0	100.0
略取幫助・被略取者収受(227条)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
児童福祉法違反	545	603	10.6	347	381	115	120	75.1	76.0
職業安定法違反	84	52	△38.1	42	24	29	13	59.2	64.9
労働基準法違反	19	23	21.1	9	12	8	11	52.9	52.2

(注) 国外移送・人身売買等は、刑法第226条ないし同法226条の3の罪の合計である。

5 麻薬・覚醒剤関係事件

(1) 麻薬事件

麻薬関係法令(麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、大麻取締法及び刑法の「あへん煙に関する罪」をいう。)違反事件の受理・処理状況は、次表のとおりである。平成26年の通常受理人員は、総数において前年に比べ166人(4.6%)増加しており、この内容を法令別に見ると、麻薬及び向精神薬取締法違反は182人(17.6%)減少、あへん法違反は12人(85.7%)増加、大麻取締法違反は336人(13.0%)増加、あへん煙に関する罪は該当がなかった。

(2) 覚醒剤事件

覚せい剤取締法違反事件の通常受理人員は、依然として高い水準にあり、同26年には17,633人(同25年17,781人,0.8%減少)となっている。

また、同26年の処理状況を見ると、起訴人員は14,035人で起訴率は80.4%(自動車による過失致死傷を除く刑法犯の起訴率は38.5%)となっており、厳正な処分がなされている。

麻薬・覚醒剤関係違反事件受理処理人員

法令名	通常受理人員			起訴人員		不起訴人員		起訴率(%)	
	25年	26年	前年比(%)	25年	26年	25年	26年	25年	26年
麻薬関係総数	3,631	3,797	4.6	1,684	1,795	1,913	1,950	46.8	47.9
麻薬及び向精神薬取締法違反	1,036	854	△17.6	496	355	544	515	47.7	40.8
あへん法違反	14	26	85.7	3	3	11	22	21.4	12.0
大麻取締法違反	2,581	2,917	13.0	1,185	1,437	1,358	1,413	46.6	50.4
あへん煙に関する罪	-	-	-	-	-	-	-	-	-
覚せい剤取締法違反	17,781	17,633	△0.8	14,179	14,035	3,418	3,432	80.6	80.4

(注) 起訴率=起訴人員/(起訴人員+不起訴人員)×100

(3) 麻薬特例法の適用状況

平成26年における業として行う不法輸入等の罪(第5条)の通常受理人員は34人で、薬物犯罪収益の没収・追徴の言渡し合計額(不真正連帯関係にある重複部分を控除した額)は、約3億3千万円であった。

6 暴力関係事件

平成4年3月、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(いわゆる暴対法)が施行され、その後の同5年5月以降、数次にわたり改正が行われ、暴力団に対する取締りの強化が図られたこともあり、暴力団構成員数は近年減少傾向にあり、同26年末の構成員数は約22,300人となり、前年末に比べ約3,300人減少した。また、暴力団準構成員(暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し、資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者)も同じく減少傾向にあり、同26年末は約31,200人となり前年末に比べ約1,800人減少した。

このような状況の下、平成26年中の銃器発砲事件は32件発生(前年比8件、20%減少)し、同事件による死傷者数は10人(前年比2人25%増加)となっているところ、拳銃の押収丁数については、長期的には減少傾向にあり、同26年は406丁で前年に比べ65丁減少した。このうち暴力団構成員等からのものは、拳銃104丁(前年比30丁、40.5%増加)、となっており、同17年以降、暴力団構成員等以外の者からの拳銃押収丁数が、暴力団構成員等からの押収丁数を上回っている。

刑事法制管理官

法務省組織令第32条、第37条

1 少年法等の整備

平成26年2月7日、家庭裁判所の裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲を拡大することや、少年法第52条の規定により言い渡される不定期刑の短期と長期の上限を引き上げることなどを内容とする「少年法の一部を改正する法律案」を第186回通常国会に提出し、同年4月11日に成立して同月18日に公

布され（平成26年法律第23号）、国選付添人制度及び検察官関与制度については平成26年6月18日から、その他については同年5月8日から施行されている。

家庭裁判所による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件について、その範囲を「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」に拡大し、少年審判のより一層の適正化及び充実化を図ろうとするものである。

また、少年の刑事事件に関する処分の規定の見直しは、いわゆる無期刑の緩和刑に関しては10年から20年の範囲内で定期刑を言い渡すこととするとともに、不定期刑を科すこととなる対象事件の範囲について、処断刑が「有期の懲役又は禁錮」である場合に拡大し、不定期刑の長期と短期の上限について、長期は15年、短期は10年に引き上げ、不定期刑の短期について、一定の場合には処断刑の下限を下回る期間を定めることができるようにするなどの改正を行い、少年の刑事裁判における科刑の適正化を図ろうとするものである。

2 裁判員法の整備

法律施行後3年後の検討（裁判員法附則第9条）を踏まえた諮問について、平成26年7月14日、法制審議会は、法務大臣に対して、①長期間の審判を要する事件等の対象事件からの除外、②重大な災害時における裁判員となることについての辞退事由の追加、③非常災害時において呼び出すべき裁判員候補者等から除外する措置の追加、④裁判員等選任手続における被害者を特定させることとなる事項の取扱いを内容とする要綱（骨子修正案）について答申を行った。この答申を受けて所要の立法作業を行い、同年10月24日、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定され、同日、第187回臨時国会に同法律案を提出したが、同法律案は、同国会の解散に伴い廃案となった。

3 刑事訴訟法等の整備

平成26年9月18日、法制審議会から法務大臣に対し、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するための法整備として、証拠の収集方法の適正化・多様化及び公判審理の充実化を図るため、「取調べの録音・録画制度」、「訴追に関する合意制度」及び「犯罪被害者等を保護するための措置」等を創設するとともに、「通信傍受の対象事件の範囲拡大」、「被疑者国選弁護制度の対象事件の範囲拡大」等の措置を講ずることを内容とする答申がなされた。同年12月現在、この答申に基づき、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」の立案作業を行っているところである。

Ⅳ 矯 正 局

法務省設置法第3条、第4条、法務省組織令第2条、第6条、第12条、第38条～第42条、法務省組織規則第9条～第12条

〈重要施策の概要〉

1 少年矯正運営強化の推進

平成22年の少年矯正を考える有識者会議提言、平成24年の「再犯防止に向けた総合対策」、平成25年の「世界一安全な日本」創造戦略」等を踏まえ

- ・再非行防止に向けた取組の充実
- ・適切な処遇の実施
- ・社会に開かれた施設運営の推進

を柱とする、新少年院法（平成26年法律第58号）、少年鑑別所法（平成26年法律第59号）等を平成26年2月に第186常国会に提出し、同年6月に成立し、公布された。

新少年院法、少年鑑別所法の円滑な実施に向け、少年院については、新たな矯正教育課程の策定や、各種教育プログラムの策定を行い、在院者の特性に応じた矯正教育の充実を進めた。

少年鑑別所では、新たに本来業務となった地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助の推進のため教育・福祉・更生保護等の関係機関との連携の強化を図った。

また、社会からの要請に応え、少年院における矯正教育や少年鑑別所の鑑別の充実・強化を進める施策とし、少年鑑別所においては、新たに法務省式適応資源尺度（MJAR）を開発し、その試行を実施するとともに、法務省式ケースアセスメントツール（性非行）（MJCA（S））を開発し、その試行を実施した。

さらに、矯正管区の担当課長並びに少年院及び少年鑑別所の首席専門官等を対象にした研修を実施し、新少年院法、少年鑑別所法の実施に向けた体制の整備を進めた。

2 職員不祥事根絶のための総合対策の推進

矯正組織における職員不祥事を根絶し、国民から負託された責務に全力を傾注するため、平成25年6月28日、「職員不祥事根絶のための総合対策」を策定し、具体的な施策の内容として、①矯正職員の使命感と誇りの醸成のための職務倫理規範の確立等、②不祥事の起こりにくい職場環境の構築、③職員不祥事防止のための研修制度等の改革、④非違行為の早期発見方策の具現化、⑤職員不祥事情報を活用した再発防止措置の確立、⑥施設運営上の問題の早期発見と対応、⑦監査制度の充実強化及び⑧不適正処遇の未然防止のための措置を掲げ、職員不祥事の根絶に向けて、組織一丸となって総合対策の着実な実施に努めている。

3 組織力の充実強化

矯正局においては、平成24年7月に犯罪対策閣僚会議において決定された、「再犯防止に向けた総合対策」を受けて、各種教育プログラムやアセスメントツールの開発、保護局や厚生労働省との連携による総合的な就労支援の実施に加え、それら

を支える人的・物的基盤の整備等、各課係が、所管する業務の中で様々な取組を進めてきた。しかしながら、既存の矯正局の組織体系において、再犯防止に係る各種施策を進めていく上では、関係各課をまたぐ横断的な施策の企画立案が困難であったり、施策に有益な情報や社会資源を一元的に管理することができず、窓口も一本化されていないことで、対外折衝や他省庁等との連携が非効率的なものとなりやすいなどの問題があった。そこで、矯正局において対外的な交渉窓口となって、他省庁や民間企業・財団等関係諸機関との連絡調整を担うとともに、各種施策に関連する情報や状況の一元管理を行い、局内各課・係のイニシアチブを取って、「再犯防止に向けた総合対策」に基づく局内横断的な施策を、機動的・有機的に展開していくための組織として、平成26年度、矯正局総務課に更生支援室及び情報システム管理係が新設された。

また、刑事施設については、被収容者数の急激な増加は落ち着いたものの、依然として女子収容施設を中心に高率収容の状態にあり、加えて、処遇に時間と手数を要する被収容者の増加や矯正処遇の充実強化に伴って職員の負担が増大していることから、これらに対応するため、平成26年度においては、職員325人を増員し、定員合理化等との差し引きで37人純増したほか、民間委託等を有効に活用するとともに日常の業務について不断の見直しを行い、更なる合理化・効率化に取り組んだ。

さらに、職員の士気高揚を図るため職員数の約0.5パーセントを目安として矯正管区長表彰を実施するなど表彰制度を積極的に運用することとしたほか、女性刑務官の定着促進、異動負担緩和及び職域拡大を図るため、その人的基盤を強化することとし、平成27年度以降向こう3年間で女性刑務官を少なくとも200人増加させる計画を策定した。

4 人権教育の推進

実務に即した行動科学的な視点を取り入れた民間プログラムによる研修等、矯正研修所における被収容者の人権に関する研修の充実強化に努めるとともに、矯正施設において、様々な処遇場面に基にした事例研究・ロールプレイング研修、犯罪被害者等に係る研修、医療関係研修及びセクシュアル・ハラスメントを含めた女性に対する暴力防止に係る研修など、自庁研修の着実な実施を図った。

5 改善指導等の充実

「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」の基本理念の実現を目的として、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、矯正処遇の一層の充実に努め、特に、「薬物依存離脱指導」、「被害者の視点を取り入れた教育」、「性犯罪再犯防止指導」、「交通安全指導」を始めとする改善指導等の指導体制、指導方法・内容の充実化を図った。

6 社会との連携の推進

矯正処遇、特に社会復帰に向けた指導の充実のためには、関係機関や社会との連携が不可欠であることから、篤志面接委員や教諭師を始めとした各方面の有識者、

「被害者の視点を取り入れた教育」における犯罪被害者やその支援団体、「薬物依存離脱指導」における自助グループ、その他臨床心理等の専門的な知識を有する民間団体関係者等との協力体制の構築を図った。

7 受刑者等の社会復帰支援の充実

刑務所出所者及び少年院出院者の再犯防止施策として、保護局及び厚生労働省と連携し行っている「刑務所出所者等総合的就労支援対策」の実施体制の充実を図ったほか、高齢や障害のため自立が困難な受刑者等を、出所後速やかに必要な福祉サービスにつなげていくことができる体制の充実を図っている。

8 医療体制の充実強化

刑事施設における医療体制については、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」において、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする旨規定されていることなどを踏まえ、医療スタッフの適正配置等について更に検討を加え、必要な見直しを行うとともに、人的・物的体制の一層の充実強化に努めた。

また、矯正医官の確保のため、外部有識者からなる「矯正医療の在り方に関する有識者検討会」を立ち上げ、議論を経て、平成26年1月21日、法務大臣宛てに「矯正施設の医療の在り方に関する報告書」が提出された。現在、その提言を踏まえ、矯正医官の待遇改善等について関係省庁と協議しながら法整備に向けた検討を行った。

9 女子刑事施設的环境整備・処遇の充実

女子刑事施設においては、依然として過剰・高率収容が継続し、また、女性職員の勤務環境などの課題があることを踏まえ、女子刑事施設の運営に関する課題と対策について各種の検討を進めるとともに、女子受刑者の特性に応じた処遇の充実を図るため、女子刑事施設が地域の医療・福祉等の専門家の支援を得られるようにする枠組みである「女子施設地域支援モデル事業」を3つの女子刑事施設において開始した。また、その効果を検証するため女子施設地域支援モデル事業検証会議を開催した。

10 矯正行政の透明化の推進

国民から矯正行政に対する理解と支持を得るためには、国民に対する「説明責任」を十分に果たすとともに、施設運営に対する国民の参画・協働が必要であり、以下の施策を通じてその推進を図った。

- (1) 刑事施設視察委員会について、その活動は矯正の発展のために極めて重要であることから、その任務が円滑に達成できるよう配慮するとともに、同委員会の意見については、刑事施設の運営に反映させるよう努めた。
- (2) 矯正行政の役割、矯正施設の実情等について、広報を行うべき重点的内容をあらかじめ選定して計画的・戦略的な広報を展開するなど、広報活動のより一層の活発化を図るとともに、国民に対する参観の機会の積極的な提供等により、矯正行政及びその諸施策に対する国民の理解と信頼を得るよう努めた。

- (3) 矯正行政に関連する情報の公開を推進するため、矯正管区による定期的公表、ホームページ等を通じた処遇関連情報の公表等様々な情報発信の機会を一層活用するとともに、発信する情報内容の充実を図った。また、矯正施設において不祥事故が発生した場合等の国民に対する適時適切な公表体制を堅持した。

11 P F I手法を活用した刑務所の整備・運営

地域との共生を実現し、国民に理解され、支えられる刑務所を目指すとの方針の下、民間の資金・ノウハウ等を活用したいわゆるP F I手法を活用し、刑務所の整備・運営事業を進めている。美祢社会復帰促進センター（山口県美祢市）及び島根あさひ社会復帰促進センター（島根県浜田市）では、施設の設計、建設のみならず、運営についても施設の警備や受刑者の処遇の一部を含めて広く民間委託し、官民協働により施設の運営をP F I事業として行っている。

また、喜連川社会復帰促進センター（栃木県さくら市）及び播磨社会復帰促進センター（兵庫県加古川市）では国が建設した刑務所の運営をP F I事業として行っている。

これらのP F I手法を活用した刑務所においては、民間事業者のノウハウの活用と地域からの様々な協力を通じ、特色のある矯正処遇が展開されており、改善更生や就労支援に資することが期待されている。例えば、島根あさひ社会復帰促進センターでは、公益財団法人日本盲導犬協会の協力を得て、盲導犬候補の子犬（パピー）を1歳になるまで受刑者が飼育し、しつけや社会化訓練を行う「盲導犬パピー育成プログラム」や、施設外作業として、浜田市から借り受けた農業団地や地元梨園での作業など、従来の刑事施設には見られなかった矯正処遇を実施している。

また、八王子医療刑務所、関東医療少年院、神奈川医療少年院、八王子少年鑑別所、東京婦人補導院、矯正研修所、矯正研修所東京支所、公安調査庁研修所及び国連アジア極東犯罪防止研修所を移転集約して東京都昭島市に新たに設置を計画している国際法務総合センター（仮称）については、その維持管理及び運営の一部において、P F I手法を活用し民間に委託することとしており、平成26年10月には本P F I事業に係る基本方針を公表するなど、民間競争入札に向けて準備を進めているところである。

12 公共サービス改革法を活用した刑事施設の運営業務の民間委託の実施

これまで構造改革特別区域制度による規制の特例措置を活用することにより幅広い業務の民間委託をP F I事業として実施してきたところであるが、平成21年5月に競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）が改正され、同法に基づく民間競争入札等の実施により、全国の刑事施設で運営業務の幅広い民間委託が可能となった。静岡刑務所及び笠松刑務所における総務・警備業務並びに静岡刑務所、笠松刑務所及び黒羽刑務所における作業・職業訓練・教育・分類業務について、平成22年5月から一部の委託を開始し、平成23年1月から全業務の委託を開始している。

これらの公共サービス改革法を活用した刑事施設においても、PFI施設と同様に、民間事業者のノウハウを活用し、職業フォーラムなどの充実した就労支援や、各分野の専門家とのネットワークによる多様な教育プログラムなどを実践している。

なお、平成26年7月11日の閣議決定により改定された「公共サービス改革基本方針」に基づいて、総務業務については府中刑務所及び立川拘置所で、被収容者に対する給食業務については大阪拘置所、加古川刑務所、岩国刑務所及び高知刑務所で実施要項等に基づき適切に実施することとされ、総務業務については平成26年10月から事業を開始し、被収容者に対する給食業務については事業開始に向けた準備を進めているところである。また、職業訓練業務や教育業務について、刑事施設の運営業務の事業実施の状況等を踏まえ、委託業務の内容、被収容者の性質等に留意しながら、官民競争入札又は民間競争入札の対象の拡大等について検討することとされた。

〈会同・協議会〉

月 日	件 名	協 議 事 項
1.10 5.27・30	矯正管区長等協議会 矯正関係予算担当課長 等会同	人事異動計画について 1 行政改革・行政コスト削減に適切に対処 するため、予算担当課長として考慮すべき 事項 2 矯正施設運営をめぐる現下の諸情勢を踏 まえ、予算担当課長として考慮すべき事項 3 庁舎等施設の保全
6.3	矯正管区長等協議会	1 職員不祥事根絶のための総合対策の実施 状況等について 2 矯正医療の充実強化について 3 女子刑事施設の運営改善に向けた取組に ついて 4 再犯防止施策として矯正が行う社会復帰 支援について
6.5・6	刑事施設長会同	現下の諸情勢に鑑み刑事施設の管理運営上 考慮すべき事項
6.24	少年院長会同	現下の諸情勢に鑑み少年院の運営上考慮す べき事項
7.10	少年鑑別所長会同	現下の諸情勢に鑑み少年鑑別所の運営上考 慮すべき事項
9.9	被収容者処遇対策協議 会	行刑改革会議提言から10年を踏まえた被収 容者処遇の諸問題について
9.17	鑑別・観護処遇問題協 議会	1 少年鑑別所法の施行に向けて検討すべき 事項 2 その他鑑別・観護業務に関する当面の問 題点とその対策

10.2	少年院処遇問題協議会	<ul style="list-style-type: none"> 1 新法下における職業指導（職業生活設計指導）の実施に当たって検討すべき事項 2 新法下における少年院矯正教育課程の編成に当たって検討すべき事項 3 新法により導入される施策の実施に当たって検討すべき事項 4 その他
10.10	矯正管区長等協議会	<ul style="list-style-type: none"> 1 職員不祥事根絶のための総合対策の実施状況について 2 女性職員の採用・登用の拡大等に向けた今後の取組について 3 少年院法及び少年鑑別所法の施行に向けた取組について 4 老朽矯正施設建て替え等の新規方策について
10.22	刑事施設分類協議会	<ul style="list-style-type: none"> 1 効果的な処遇調査の在り方について 2 円滑な特別調整の運用に向けて工夫している事項について 3 その他、分類業務を充実させる上での問題点とその対策について
10.22	矯正医療対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療共助体制等の在り方について 2 その他当面する諸問題について
10.30・31	矯正管区第二部長等協議会	<ul style="list-style-type: none"> 1 逃走事故の防止について 2 刑務作業に起因する火災事故防止に向けた対応策について 3 外部通勤等の有用作業の導入に関する対応策について 4 総務省による行政評価・監視の結果に基づく勧告への対応状況について
12.1・2	矯正管区第三部長等協議会	<ul style="list-style-type: none"> 1 新少年院法及び少年鑑別所法の施行に向けた取組 2 新少年院法下における生活指導の充実 3 少年院及び少年鑑別所における業務の合理化、機能強化等
12.4・5	矯正管区第一部長等協議会	<ul style="list-style-type: none"> 1 明年4月に予定されている人事異動について 2 矯正医療に関する広報の取組状況について
12.11・12	矯正管区首席管区監査官協議会	<ul style="list-style-type: none"> 1 監査の充実化方策等について 2 「職員不祥事根絶のための総合対策」の実施状況等について 3 不服審査の迅速化方策等について

総務課

法務省組織令第38条、第39条 法務省組織規則第9条

1 職員定員

矯正施設の職員定員は次の表のとおりである。

刑務所等

(平成26年度末)

行政職（一）	行政職（二）	公安職（一）	医療職	計
167	25	18,738	693	19,623

少年院

行政職（一）	行政職（二）	公安職（二）	医療職	計
15	13	2,343	98	2,469

少年鑑別所

行政職（一）	行政職（二）	公安職（二）	医療職	計
7	3	1,163	28	1,201

婦人補導院

公安職（二）
2

2 施設整備

矯正施設の建物については、順次整備を促進しているものの、いまだに明治時代に建築された施設や、昭和30年代に建築され、建築後50年以上経過した施設を使用せざるを得ない状況にあるとともに、現行の耐震基準を満たしていない施設が全体の約半数を占めている実情にあることから、これら施設の建替え及び耐震改修等の整備促進が喫緊の課題である。

なお、平成26年度における予算措置の状況は、次のとおりである。

法務省施設費による整備継続庁は、平成25年度に引き続き、広島刑務所、札幌刑務所、松江刑務所など17庁が認められたほか、職員宿舍整備については島原拘置支所職員宿舍が認められ、加えて、加古川刑務所ほか2庁において、いわゆる公サ法拡大措置に伴う炊場等整備に係る経費が認められた。

また、財政投融資特別会計等により、東京都及び神奈川県に散立地する矯正研修所、矯正研修所東京支所、八王子医療刑務所等の施設を東京都昭島市内の立川基地跡地国有地に集約整備するための本体工事等が認められ、関東医療少年院、神奈川医療少年院、八王子少年鑑別所（東京婦人補導院を含む。）の集約整備は平成27年度に計画されている。

加えて、平成26年度補正予算（第1号）においては、矯正施設の防災・減災対策の強化を図るため、小倉拘置支所ほか5庁の整備経費、前橋刑務所ほか12庁の耐震診断経費、山形刑務所及び松江刑務所の宿舍整備に係る経費、各所新営として、保護室床暖房設備改修、機能不備改善等に係る経費などが認められた。

3 刑務共済組合の業務

平成26年度末日の支部数は9、所属所数は300である。また、同日現在における組合員数は23,861人（うち、任意継続組合員数500人）、被扶養者数は31,264人で、組合員1人当たりの被扶養者数は1.31人である。

(1) 長期給付事業

組合員が退職し、障害の状態となり、又は死亡した場合に、その後の生活の安定に資するため共済年金等の給付を行う事業である。平成26年度における長期給付処理件数は886件であり、その内訳は、退職共済年金854件、遺族共済年金19件、障害共済年金13件である。

(2) 短期給付事業

組合員及び被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業、災害などの際に行う給付事業であり、法律で定められた保健給付、休業給付及び災害給付の法定給付と、これらの給付を補うため、当共済組合が、独自に行う附加給付がある。

なお、平成26年度の決算概要は、次の表のとおりである。

損				益					当期利益金 ①-②	支払 準備金	剰余金	
収 入				支 出							欠損金 補てん 積立金	積立 金
掛金	負担金	その他	計①	法定給付	附加給付	拠出金等	その他	計②				
7,563,071	7,407,085	1,206,198	16,176,354	7,161,057	56,873	7,557,347	1,217,456	15,992,733	183,621	1,202,988	720,122	973,490

(単位：千円)

(3) 福祉事業

ア 保健事業

組合員及び被扶養者の健康の保持増進等を図ることを目的とした事業を行っている。平成26年度の主たる事業として、特定健康診査等費用の助成、人間ドック受検費用の助成、保育所等利用料金の助成、一般福利厚生事業を実施した。

イ 貯金事業

組合員の財産形成及び生活の安定の一助として、生命保険会社、損害保険会社及び信託銀行と契約し、団体定期保険（グループ保険）、団体傷害保険、団体傷害疾病保険、積立貯金及び団体積立年金保険の各事業を行っている。

ウ 貸付事業

組合員の臨時の支出、結婚、葬祭、教育、医療、災害及び住宅購入等に要する資金の貸付けを行っている。

エ 物資供給事業

委託による職員食堂等の運営を行っている。

4 矯正施設の監査

平成26年度に監査を実施した矯正施設は次のとおりである。

(1) 刑事施設

ア 矯正局による監査実施施設

札幌刑務所，帯広刑務所，網走刑務所，秋田刑務所，盛岡少年刑務所，前橋刑務所，八王子医療刑務所，新潟刑務所，東京拘置所，立川拘置所，富山刑務所，金沢刑務所，福井刑務所，滋賀刑務所，京都刑務所，大阪刑務所，大阪医療刑務所，奈良少年刑務所，広島刑務所，山口刑務所，美祿社会復帰促進センター，高松刑務所，松山刑務所，高知刑務所，佐世保刑務所，長崎刑務所，佐賀少年刑務所

イ 矯正管区による監査実施施設

旭川刑務所，月形刑務所，函館少年刑務所，青森刑務所，宮城刑務所，山形刑務所，福島刑務所，水戸刑務所，栃木刑務所，黒羽刑務所，喜連川社会復帰促進センター，千葉刑務所，市原刑務所，府中刑務所，横浜刑務所，甲府刑務所，長野刑務所，静岡刑務所，川越少年刑務所，松本少年刑務所，岐阜刑務所，笠松刑務所，岡崎医療刑務所，名古屋刑務所，三重刑務所，名古屋拘置所，神戸刑務所，加古川刑務所，播磨社会復帰促進センター，和歌山刑務所，姫路少年刑務所，京都拘置所，大阪拘置所，神戸拘置所，鳥取刑務所，松江刑務所，島根あさひ社会復帰促進センター，岡山刑務所，岩国刑務所，広島拘置所，徳島刑務所，北九州医療刑務所，福岡刑務所，麓刑務所，熊本刑務所，大分刑務所，宮崎刑務所，鹿児島刑務所，沖縄刑務所，福岡拘置所

(2) 少年施設

ア 矯正局による監査実施施設

北海少年院，紫明女子学院，置賜学院，茨城農芸学院，水府学院，市原学園，八街少年院，関東医療少年院，神奈川医療少年院，湖南学院，京都医療少年院，加古川学園（播磨学園含む。），広島少年院，貴船原少女苑，筑紫少女苑，福岡少年院，人吉農芸学院，山形少年鑑別所，水戸少年鑑別所，前橋少年鑑別所，千葉少年鑑別所，八王子少年鑑別所，富山少年鑑別所，金沢少年鑑別所，福井少年鑑別所，大津少年鑑別所，大阪少年鑑別所，広島少年鑑別所，山口少年鑑別所，高知少年鑑別所，福岡少年鑑別所（小倉少年鑑別支所含む。），熊本少年鑑別所，宮崎少年鑑別所

イ 矯正管区による監査実施施設

帯広少年院，月形学園，盛岡少年院，東北少年院，青葉女子学園，喜連川少年院，赤城少年院，榛名女子学園，多摩少年院，愛光女子学園，久里浜少年院，小田原少年院，新潟少年学院，有明高原寮，駿府学園，瀬戸少年院，愛知少年院，豊ヶ岡学園，宮川医療少年院，浪速少年院，交野女子学院，和泉学園（泉南学寮含む。），奈良少年院，美保学園，岡山少年院，丸亀少女の家，四国少年院，松山学園，佐世保学園，中津少年学院，大分少年院，沖縄少年院，沖縄女子学園，札幌少年鑑別所，函館少年鑑別所，旭川少年鑑別所，釧路少年鑑別所，青森少年鑑別所，盛岡少年鑑別所，仙台少年鑑別所，秋田少年鑑別所，福島少年鑑別所，宇都宮少年鑑別所，さいたま少年鑑別所，東京少年鑑別所，横浜少年鑑別所，

新潟少年鑑別所、甲府少年鑑別所、長野少年鑑別所、静岡少年鑑別所、岐阜少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、津少年鑑別所、京都少年鑑別所、神戸少年鑑別所、奈良少年鑑別所、和歌山少年鑑別所、鳥取少年鑑別所、松江少年鑑別所、岡山少年鑑別所、徳島少年鑑別所、高松少年鑑別所、松山少年鑑別所、佐賀少年鑑別所、長崎少年鑑別所、大分少年鑑別所、鹿児島少年鑑別所、那覇少年鑑別所

(3) 婦人補導院

東京婦人補導院（矯正局による監査を実施した。）

5 不服申立件数

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の施行（平成19年6月1日）により、情願制度は廃止され、不服申立制度は審査の申請、再審査の申請、矯正管区の長及び法務大臣に対する事実の申告並びに苦情の申出となった。刑事施設における被収容者の不服申立て（訴訟、告訴・告発、人権侵犯申告等を含む。）の総件数は、前年に比べ減少している。

また、少年院在院者の苦情の申出に関する訓令の施行（平成21年9月1日）により、少年院の在院者についても法務大臣及び監査官に対する苦情の申出制度が設けられた。

平成26年の不服申立件数の内訳は、次の表のとおりである。

審査の申請等	訴 訟	告訴・告発	法務局への人権 侵犯申告その他	計
8,965	282	543	1,355	11,145

(注) 審査の申請等とは、刑事施設における審査の申請、再審査の申請、事実の申告及び苦情の申出（法務大臣に対するもの。）の件数及び少年院における苦情の申出（法務大臣に対するもの。）の件数の合計である。
告訴・告発の件数は、矯正局において承知している被収容者が捜査機関あてに発信した告訴・告発状と題する信書の通数である。

成人矯正課

法務省組織令第38条、第40条 法務省組織規則第10条

1 刑事施設（刑務所・少年刑務所・拘置所）における保安及び処遇

(1) 保安状況

平成26年の保安事故発生件数は、15件（自殺11件、同衆傷害2件、同衆傷害致死1件、その他1件）となり、暴力団関係者や高齢者など、処遇に困難を伴う被収容者を多数収容している状況からすれば、おおむね刑事施設における保安面の対策が相当程度効果を収めていると思われる。

(2) 保安及び処遇対策

平成26年末において、刑事施設全体としての収容人員は、収容定員を下回っているものの、女子刑事施設については、依然として過剰・高率収容状態にある。

被収容者の身柄の確保を最大の責務とする刑事施設の警備体制のより一層の強化を図るため、研修、訓練等を活用して職員の職務執行能力の向上を図るとともに、警備システムの新鋭化、最新の警備用機器の整備・開発等を推進している。

なお、平成26年は、おおむね次のような保安及び処遇対策を講じた。

ア 警備用機器の整備

総合警備システム、同システムの改修

(平成8年度以降、総合警備システムの外堀監視用カメラと特殊自動警報装置の連動化の整備拡充等を図っている。)

イ 警備用備品の整備

護送用ベスト、手錠(超小型)

ウ 暴力団関係受刑者対策

平成26年においても、暴力団関係受刑者の収容率が依然として高い水準で推移しているため、対立組織に所属する同関係受刑者による施設内での対立抗争等を未然に防止するため、引き続き、関係機関から情報の収集に努めるとともに、適正迅速な保安上移送の実施、施設内における分散収容を図った。

また、施設内における粗暴事犯、不正連絡、物品不正所持その他の反則行為を厳正に取り締まり、施設の規律秩序を厳正に確保する一方、同関係受刑者の社会復帰のため、暴力組織からの離脱指導を強化し、さらに、同関係受刑者の釈放時に多数の出迎えが予想される場合には、所轄警察、県警本部等と連絡を密にして、厳重な規制を行うとともに、必要に応じ適当な他施設に緊急移送した上で釈放するなどの措置を講じている。

エ 施設表彰

保安意識と士気の高揚を図るため、次の表のとおり保安表彰を行った。

(平成26年)

大臣表彰	局長表彰	矯正管区長表彰		計
		支所	構外作業場	
12	11	16	0	39

2 被収容者の収容

矯正施設の収容人員

刑事施設の1日平均収容人員は、平成5年から増加傾向にあったが、20年は15年振りに対前年比マイナスとなり、26年も引き続き対前年比マイナスとなった。また、少年院及び少年鑑別所の1日平均収容人員についても、前年に比べ減少している。

矯正施設の数及び収容状況

(平成26年12月31日現在)

施設の種類	施設数	収容現員
矯正管区	8	-
矯正研修所(支所を含む。)	9	-
刑務所	62	47,059
刑務支所	8	1,646
拘置所	8	5,243
拘置支所	103	3,352
少年刑務所	7	3,186
少年院	49	2,709
少年院(分院)	3	74
少年鑑別所	51	580
少年鑑別所(分所)	1	14
婦人補導院	1	0
計	310	63,863

(注) 矯正管区及び矯正研修所は被収容者の収容を行わない。

3 処遇調査・集団編成

受刑者の動向 (別表(1)~(3))

平成26年12月末日現在における受刑者総数は52,860人であり、前年同日現在に比して2,456人、4.4%の減少となっている。

なお、同26年12月末日現在において処遇指標が決定した全受刑者中(調査未了の者を除く。)に占める精神障害者の比率は18.0%である(処遇指標の内容については、別表(1)を参照のこと)。

別表(1) 処遇指標別施設数

(平成26年12月31日現在)

		施設数
処遇指標	A指標	犯罪傾向の進んでいない者…………… 38
	B指標	犯罪傾向の進んでいる者…………… 39
	D指標	拘留受刑者……………
	Jt指標	少年院への収容を必要とする16歳未満の少年…………… 6
	M指標	精神上の疾病又は障害を有するために医療を主として 行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者…………… 9
	P指標	体上の疾病又は障害を有するために医療を主として 行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者…………… 10
	W指標	女子…………… 20
	F指標	日本人と異なる処遇を必要とする外国人…………… 22
	I指標	禁錮受刑者…………… 12
	J指標	少年院への収容を必要としない少年…………… 10
	L指標	執行すべき刑期が10年以上である者…………… 21
	Y指標	可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当 と認められる26歳未満の成人…………… 13

(注) 2以上の処遇指標を指定されている施設もあり、さらにJt指標については少年院に割り当てられているので、総数は刑事施設数とは一致しない。

別表(2) 管区別処遇指標別受刑者数

(平成26年12月31日現在)

区分	Jt	W	F	I	J	L	Y	M	P	D	A	B	未決定者	計
札幌	0	430	29	6	0	169	165	3	21	0	502	3,820	188	5,333
仙台	0	458	8	8	0	1,265	139	1	45	0	281	2,233	258	4,696
東京	0	665	847	65	11	1,051	735	41	118	0	4,443	4,706	1,510	14,192
名古屋	0	583	162	9	0	565	6	113	29	0	832	2,531	341	5,171
大阪	0	728	362	34	4	144	497	12	88	0	2,336	3,816	633	8,654
広島	0	741	33	2	0	582	377	0	14	0	1,955	1,989	295	5,988
高松	0	7	15	8	0	530	113	0	0	0	510	1,088	155	2,426
福岡	0	313	59	3	2	954	119	116	14	0	1,058	3,356	406	6,400
計	0	3,925	1,515	135	17	5,260	2,151	286	329	0	11,917	23,539	3,786	52,860

別表(3)

処遇指標別受刑者精神状況

(平成26年12月31日現在)

区分	計	D	Jt	M	P	W	F	I	J	L	Y	A	B	未指定	
総数	52,860														
人員	計	50,767	0	0	287	329	3,938	1,518	138	16	5,261	2,146	11,941	23,590	1,603
	精神障害なし	41,633	0	0	0	281	2,701	1,363	131	15	4,672	1,919	10,257	18,871	1,423
	精神障害あり	9,134	0	0	287	48	1,237	155	7	1	589	227	1,684	4,719	180
	知的障害	928	0	0	44	2	37	2	0	0	48	60	229	493	13
	人格障害	383	0	0	5	0	109	4	0	0	82	13	47	120	3
	その他精神障害	8,571	0	0	248	46	1,110	151	7	1	461	188	1,574	4,613	172
	診断困難	93	0	0	1	0	5	0	0	0	11	31	12	33	0
	診断未了	2,093	0	0	0	0	20	0	0	0	0	8	3	55	2,007
	百分率(%)	精神障害なし	82.0	-	-	-	85.4	68.6	89.8	94.9	93.8	88.8	89.4	85.9	80.0
精神障害あり		18.0	-	-	100.0	14.6	31.4	10.2	5.1	6.3	11.2	10.6	14.1	20.0	11.2
知的障害		1.8	-	-	15.3	0.6	0.9	0.1	-	-	0.9	2.8	1.9	2.1	0.8
人格障害		0.8	-	-	1.7	-	2.8	0.3	-	-	1.6	0.6	0.4	0.5	0.2
その他精神障害		16.9	-	-	86.4	14.0	28.2	9.9	5.1	6.3	8.8	8.8	13.2	19.6	10.7
診断困難		0.2	-	-	0.3	-	0.1	-	-	-	0.2	1.4	0.1	0.1	-

*精神障害ありの内訳は、複数計上されている者がおり、精神障害ありとの合計が一致しない場合がある。

別表(4) 指紋事務

平成26年における指紋事務取扱状況は、別表(4)-1及び(4)-2の同年欄記載のとおりである。

別表(4)-1 指紋事務取扱件数・最近10年比較表

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
新原紙数	15,603	16,779	16,705	15,177	12,681	11,884	11,296
廃棄原紙数	276	318	361	349	3,574	34,596	17,931
年末現在原紙数	897,940	914,401	933,825	948,653	957,760	935,048	928,413
受刑追加人員	17,077	18,599	18,381	19,667	17,268	17,052	17,284
対照数	10,303	9,605	9,874	11,369	12,128	12,907	11,714
前科発見数	8,916	8,621	8,824	9,699	10,410	10,886	9,970

	平成24年	平成25年	平成26年	1年平均	指紋法実施以降の累計	前年に対する本年比
新原紙数	10,952	10,011	9,283	13,037	88,933	728
廃棄原紙数	17,938	487	398	7,623	1,007,199	89
年末現在原紙数	921,427	930,951	939,836	930,825	-	-8,885
受刑追加人員	17,395	16,413	15,534	17,467	2,013,203	879
対照数	12,768	12,686	12,763	11,612	2,126,745	-77
前科発見数	10,895	10,758	10,707	9,969	1,402,076	51

別表(4)- 2

指紋対照及び前科発見・最近10年比較表

種 別	年 次	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
		指紋対照 前科発見 率 (%)	10,303 8,916 87	9,605 8,621 90	9,874 8,824 89	11,369 9,699 85	12,128 10,410 86	12,907 10,886 84
指紋対照、照会による 発見率 (%)	対照 見	10,303 8,916 87	9,605 8,621 90	9,874 8,824 89	11,369 9,699 85	12,128 10,410 86	12,907 10,886 84	11,714 9,970 85
		刑務所からの照会 発見率 (%)	2,293 1,888 87	2,376 1,981 90	2,058 1,667 89	2,079 1,732 85	1,945 1,701 86	1,957 1,907 84
裁判所及び検察庁 からの照会 発見率 (%)	対照 見	1,306 1,129 87	1,124 1,073 87	1,611 1,571 89	930 907 85	975 967 86	859 846 84	883 874 85
		警察署からの照会 発見率 (%)	6,661 5,885 87	6,103 5,567 87	6,202 5,586 89	6,920 6,284 85	7,252 6,581 86	8,105 6,843 84
更生保護委員会等 からの照会 発見率 (%)	対照 見	43 14 87	2 0 87	3 0 89	1,440 776 85	1,956 1,161 86	1,986 1,290 84	1,738 1,164 85
		指紋対照、照会 にない前科発見	0	0	0	0	0	0

種 別	年 次	24年	25年	26年	1年平均	前年に対する 本年比
		指紋対照 前科発見 率 (%)	12,768 10,895 85	12,686 10,758 85	12,763 10,707 84	11,612 9,969 86
指紋対照、照会による 発見率 (%)	対照 見	12,768 10,895 85	12,686 10,758 85	12,763 10,707 84	11,612 9,969 86	101 100 -
		刑務所からの照会 発見率 (%)	1,619 1,606 87	1,549 1,539 87	1,377 1,324 89	1,895 1,703 86
裁判所及び検察庁 からの照会 発見率 (%)	対照 見	751 749 87	1,001 995 87	759 752 89	1,020 986 86	76 76 -
		警察署からの照会 発見率 (%)	8,405 7,131 87	8,003 6,698 87	8,569 7,058 89	7,362 6,388 86
更生保護委員会等 からの照会 発見率 (%)	対照 見	1,993 1,409 87	2,133 1,526 87	2,058 1,573 89	1,335 891 86	96 103 -
		指紋対照、照会 にない前科発見	0	0	0	0

(注) 更生保護委員会等には、保護観察所・入国管理局、国土交通省等からの照会が含まれている。

4 刑事施設における教育活動

(1) 改善指導

改善指導は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させることを目的として実施している。全受刑者を対象とした一般改善指導と、薬物依存があったり暴力団員であるなどの事情により、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対して行う特別改善指導がある。

現在、特別改善指導としては、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再

犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導の6類型を指定し、実施している。これらの指導については、標準的なプログラムが示され、実施指定施設においては、それに基づき、対象受刑者の特性、地域性、活用可能な社会資源等の状況等を考慮した実践的なプログラムを策定した上で、具体的な指導を行っている。

(2) 教科指導

社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対しては、小・中学校の教育内容に準じた補習教科指導を実施している。

この1つとして、義務教育を修了していない者に対しては、松本少年刑務所内に設置されている松本市立旭町中学校桐分枝に全国から適格者を入学させ、中学校学習指導要領に基づく補習教科指導を行っている。

一方、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対しては、特別教科指導を実施しており、松本少年刑務所、奈良少年刑務所及び盛岡少年刑務所においては、地元公立高等学校の協力を得て、学校教育法に基づく高校通信教育を実施している。

また、平成19年度からは、就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験及び高等学校卒業程度認定試験を刑事施設内において受験できるようになっている。

(3) 民間の篤志家による教育活動等

被収容者に対する改善指導、教科指導等の各種指導は、単に施設の職員によって行われるだけでなく、篤志面接委員などの民間の篤志家の協力の下に実施されている。また、宗教教誨については、民間の篤志の宗教家である教誨師の協力にすべてを負っている。これら篤志家の活動状況は、別表(1)及び(2)のとおりである。

別表(1) 篤志面接指導実施状況

(平成26年)

区 分	実 施 回 数				委 員 数	
	集 団	個 人	計	対前年 増△減	委員数	対前年 増△減
刑務所・少年刑務所・拘留所	回	回	回	回	人	人
少 年 院	10,429	2,831	13,260	△ 321	1,139	△ 23
婦 人 補 導 院	3,440	5,447	8,887	1,151	556	△ 8
計	0	7	7	7	4	0
	13,869	8,285	22,154	837	1,699	△ 31

別表(2)

宗 教 教 誨 実 施 状 況

(平成26年)

区 分			刑務所・少年 刑務所・拘置所	少年院	婦人補導院	計	百分率(%)		
仏 教 系	実施回数	集 合	5,370	922	0	6,292	61.3		
		個 人	4,240	662	0	4,902	62.5		
		計	9,610	1,584	0	11,194	61.8		
	教人 誨師員	対 増	前 △	年 減	△ 256	201	0	△ 55	-
		人 員	1,142	254	1	1,397	66.6		
	対 増	前 △	年 減	18	33	0	51	-	
キ リ ス ト 教 系	実施回数	集 合	1,714	225	0	1,939	18.9		
		個 人	1,489	231	0	1,720	21.9		
		計	3,203	456	0	3,659	20.2		
	教人 誨師員	対 増	前 △	年 減	△ 595	77	0	△ 518	-
		人 員	239	52	0	291	13.9		
	対 増	前 △	年 減	3	5	0	8	-	
神 道 系	実施回数	集 合	1,133	152	0	1,285	12.5		
		個 人	603	177	0	780	9.9		
		計	1,736	329	0	2,065	11.4		
	教人 誨師員	対 増	前 △	年 減	△ 92	80	0	△ 12	-
		人 員	215	35	0	250	11.9		
	対 増	前 △	年 減	△ 22	8	0	△ 14	-	
諸 教	実施回数	集 合	656	84	0	740	7.2		
		個 人	289	154	0	443	5.6		
		計	945	238	0	1,183	6.5		
	教人 誨師員	対 増	前 △	年 減	9	53	0	62	-
		人 員	126	33	0	159	7.6		
	対 増	前 △	年 減	△ 14	6	0	△ 8	-	
合 計	実施回数	集 合	8,873	1,383	0	10,256	100.0		
		個 人	6,621	1,224	0	7,845	100.0		
		計	15,494	2,607	0	18,101	100.0		
	教人 誨師員	対 増	前 △	年 減	△ 934	411	0	△ 523	-
		人 員	1,722	374	1	2,097	100.0		
	対 増	前 △	年 減	△ 15	52	0	37	-	

5 刑務作業の運営状況

国内の経済状況は、「景気は、緩やかに回復している。また、消費税率引上げに伴う駆け込み需要が強まっている。」との基調判断がなされているものの、刑務作業の運営状況は、依然として楽観視できない状況が続いており、平成26年度の解約・減産発生件数は125件、影響人員は1,104人であり、昨年度と比較すると増加傾向にある。

このような状況下、刑務作業は、作業量の確保と受刑者の改善更生及び社会復帰

のための有用な作業の導入を最重要課題として、活発に受注活動を行う一方、職業訓練の充実、安全衛生管理の徹底にも取り組んできた。

昭和58年に開始した財団法人矯正協会刑務作業協力事業部（平成25年4月1日公益財団法人へ移行）による原材料提供に係る作業、いわゆる事業部作業は、平成26年度で31年を経過したが、事業部作業の充実を図ることが、作業量の確保にもつながることから、受注作業の拡大、消費者ニーズに応じた製品の開発など、事業部作業の運営基盤の強化に取り組んだ。

恒例の全国刑務所作業製品展示即売会は、第56回を迎え、6月6日・6月7日の両日、東京北の丸公園内の科学技術館で開催された。今回は『刑務作業を支える人たち～民間協力者とともに歩む～』をテーマとして、刑務作業を実施する上で、民間協力者から、どのような形で刑務作業への協力が行われているかについて紹介するほか、「九州地方の刑務作業コーナー」においては、スタンドグラス製作体験を実施するなど、刑務作業の技術力と多様性を来場者に実感してもらった。

刑務所の経費と作業収入

年 度	作業収入費 (千円)	収 容 費 (千円)
平成16	6,500,195	45,782,127
17	6,091,575	48,203,876
18	5,949,353	49,301,931
19	5,807,435	53,242,123
20	5,334,298	52,092,461
21	4,659,926	52,788,003
22	4,687,029	49,891,312
23	4,490,824	48,018,553
24	4,374,415	47,797,292
25	4,241,199	47,328,617
26	4,139,640	47,345,203

(注) 収容費は、都道府県警察実費弁償金も含む。

作業製品需要先別調定額

年 度	部内自給 A (千円)	官公需 B (千円)	民 需 C (千円)	計 (千円)	計に対する比率 (%)		
					A	B	C
平成 16	7,152	1,850,086	4,643,237	6,500,475	0.1	28.5	71.4
17	7,663	1,726,946	4,356,686	6,091,295	0.1	28.4	71.5
18	6,295	1,621,315	4,314,184	5,941,794	0.1	27.3	72.6
19	8,936	1,558,313	4,241,095	5,808,344	0.2	26.8	73.0
20	7,020	1,440,044	3,887,058	5,334,123	0.1	27.0	72.9
21	8,994	1,252,875	3,397,159	4,659,028	0.2	26.9	72.9
22	5,742	1,168,368	3,512,844	4,686,954	0.1	24.9	75.0
23	4,529	1,114,625	3,371,647	4,490,801	0.1	24.8	75.1
24	5,959	1,064,856	3,303,617	4,374,432	0.1	24.4	75.5
25	5,717	1,055,313	3,180,189	4,241,219	0.1	24.9	75.0
26	4,733	899,969	3,234,938	4,139,640	0.1	21.7	78.2

(注) 官公需には、事業部作業を含む。

6 職業訓練の実施状況

受刑者に対して、職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識及び技能を習得させることにより、出所後の円滑な社会復帰に資することを目的として、職業訓練を実施している。

毎年、指導技能等について創意工夫を重ね、一般社会の労働需要及び受刑者の資質に応じた訓練内容の充実を図っている。

平成26年度は、溶接科、フォークリフト運転科、自動車整備科、内装施工科、建築塗装科等の職業訓練を実施し、訓練修了人員は、12,677人であった。なお、ボイラー技士、溶接技能者、自動車整備士、電気工事士、理容師、介護職員初任者研修修了者等の免許・資格を延べ7,544名が取得した。

7 国際受刑者移送制度

欧州評議会の受刑者移送条約の発効及び国際受刑者移送法等の施行に伴い、平成15年6月に国際受刑者移送制度の運用が開始された。なお、平成22年8月にはタイとの間で受刑者移送条約が発効した。同制度には、外国で服役している日本人受刑者を我が国の刑事施設に受け入れて刑の執行を共助する「受入移送」及び我が国で服役している外国人受刑者をその本国へ移送して刑の執行の共助を嘱託する「送出移送」があるところ、実績は以下のとおり。

(1) 受入移送

平成26年は6人（2か国）（平成25年は1人）実施し、制度運用開始後平成26年末までの累計は9人（3か国）である。

(2) 送出移送

平成26年は33人（16か国）（平成25年は24人）実施し、制度運用開始後平成26年末までの累計は281人（24か国）である。

少年矯正課

法務省組織令第38条、第41条 法務省組織規則第11条

1 少年施設（少年院・少年鑑別所）における保安及び収容状況

(1) 収容状況

少年施設における収容状況等については、少年院の一日平均収容人員は対前年251人減の2,803人、少年鑑別所の一日平均収容人員は対前年79人減の683人となっている。

(2) 保安状況

平成26年は、少年院では2件の保安事故が発生し、少年鑑別所では発生しなかった。近年における少年非行の多様化、複雑化の傾向にかんがみ、少年施設の警備力を充実・強化するため、施設職員を対象とした保安研修の実施等を通じ、良好な保安状況の維持に努めている。

2 少年鑑別所における資質鑑別及び観護処遇充実施策

(1) 資質鑑別の状況（別表1～(2)）

平成26年中に全国の少年鑑別所で受け付けた鑑別対象者は49,705人である。識別に前年比をみると、家庭裁判所からの請求によるものは約9.3%減、法務省関係機関からの依頼によるものは約3.1%減、その他地域社会一般からの依頼等によるものは約8.0%増となっている。

なお、少年鑑別所の新収容者のうち、精神障害ありと診断された少年は1,096人（11.5%）であり、その比率は前年（10.0%）より増加傾向にある。

(2) 法務省式ケースアセスメントツールの運用の充実

平成20年度から再犯・再非行の可能性や教育上の必要性を定量的に把握するために、法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）の開発を進め、平成25年8月から全国の少年鑑別所において運用を開始したところである。平成26年から少年院において、MJCAによる再評定の試行を行い、少年院における矯正教育の効果検証への活用に係る検討を行った。

また、性非行を犯した少年に特化した法務省式ケースアセスメントツール（性非行）（MJCA（S））を開発し、その試行を開始した。

(3) 法務省式心理テスト維持管理作業

平成24年度から2か年計画で、法務省式心理テストを活用し、少年の伸張すべき長所等を体系的に把握する方策に関して検討を進めた結果、新たに法務省式適応資源尺度（MJAR）を開発し、平成26年にその試行を行った。

(4) 鑑別業務充実化作業

少年鑑別所法案下における鑑別・観護処遇及び非行・犯罪防止に関する援助について運用の在り方を検討した。

鑑別事例集第42集（施設送致申請の事例）の発刊作業を進めたほか、「性非行の鑑別と処遇」を特集テーマとした鑑別事例集第43集の編集作業も行った。

(5) 関係機関との連携強化

少年鑑別所においては、地域社会の非行及び犯罪の防止に向け学校関係機関、児童福祉機関等との連携強化を図り、一般少年鑑別（一般相談）の充実に努めている。

(6) 在所者に対する学習用教材の作成

在所者に対する学習の支援については、これまで各庁において使用する学習用教材を整備して行ってきたところ、「再犯防止に向けた総合対策」の少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援としてその重要性が高まっていること等に鑑み、平成25年度に作成し、全庁において活用することとした在所者に対する学習用教材について、平成26年度においては、活用状況を踏まえた改正作業を行った。

別表(1)

少年鑑別所鑑別受付人員年間対比

年次	受 付 人 員			
	家裁関係	法務省関係	一般依頼	計
21	15,165	7,710	23,619	46,494
22	14,223	9,634	22,757	46,614
23	13,593	10,292	26,881	50,766
24	12,962	9,443	27,726	50,131
25	12,242	9,096	27,571	48,909
26	11,108	8,812	29,785	49,705

別表(2)

少年鑑別所新収容者の精神状況

(平成26年)

区分	精神障害 のない者	精神 障害者	内 訳				計	不詳	合計
			知的 障害	精神 病	神 経 症	他の精神 障害			
人員	8,433	1,096	352	13	8	723	9,529	246	9,775
百分率(%)	88.5	11.5	3.7	0.1	0.1	7.6	100.0	-	-

(注) 不詳は、主として観護措置の取消し又は変更及び他の少年鑑別所への移送等により当該少年鑑別所で精神診断を行わなかったものである。
また、端数処理上合計が100にならないことがある。

3 少年院における矯正教育充実施策

(1) 再入少年に対する働き掛けの強化

平成22年6月から、特別課題やグループワークなどによる再非行に至った要因に特に着目した指導や前回在院していた少年院の職員による再入院者に対する面接調査について、統一的な運用を開始した。

(2) 矯正教育等に関する基本的制度に関する検討作業の開始

処遇課程のほか、教育課程、個別の処遇計画、成績評価といった、少年院で矯正教育を適切に実施していく上で不可欠な諸制度についての見直しに着手した。

取り分け処遇課程は、昨今の少年の資質上の変化も視野に入れた改編が不可欠であり、多角的・集中的な検討を継続した。

(3) 処遇プログラム等の充実

矯正教育プログラム（性非行）を活用して、重点指導施設において性非行を犯した少年に対する指導を引き続き実施した。

また、矯正教育プログラム（薬物非行）を活用して、重点指導施設における指導を引き続き実施するとともに、平成26年度から重点指導施設を4庁から8庁に拡大した。

さらに、女子少年院在院者に対する指導及び支援の充実方策について検討し、女子の特性に配慮した各種処遇プログラムを策定した。

(4) 関係機関との連携

家庭裁判所をはじめとする関係諸機関との連携を強化するため、矯正管区主催の少年矯正施設と関係機関との連携会議，少年院と児童自立支援施設との職員交流研修及び少年院における処遇ケース検討会等を実施した。

4 少年院及び少年鑑別所と保護観察所との連携強化

少年院に送致された者に対する保護観察期間の満了に至るまでの継続的な指導・支援等のために、生活環境の調整等の充実強化に取り組んでいるほか、沼田町就業支援センターの処遇の充実・入所者選定に係る連携，少年鑑別所から保護観察所に対する鑑別結果通知書等の写しの送付，甲府地区における矯正・保護の行動連携モデル事業などを実施している。

矯正医療管理官

法務省組織令第38条，第42条 法務省組織規則第12条

1 保健医療

(1) 被収容者の保健衛生及び医療

一般の矯正施設には医官等の医療関係専門職員を配置するとともに、専門的医療を実施する医療刑務所を全国4か所に設置し、また、必要に応じ、外部の医療機関において診療を実施するなど、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし、適切な保健衛生及び医療上の措置を実施するよう努めている。

少年施設においても、専門的医療を実施する医療少年院を全国2か所に設置し、適切な実施に努めている。

ア 被収容者の死亡数

被収容者の死亡数は、前年対比約3.8パーセント増の326人となっている。死因は、脳出血、心臓疾患等の循環器系疾患及び悪性新生物が全体の約60%を占めている。被収容者の高齢化、生活習慣病患者の増加等を踏まえつつ、良好な健康状態を保つよう努めている（別表(1)及び(2)）。

別表(1)

被収容者月別死亡数

区 分	1月	2月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	
拘刑 置務 所所	既決	26 (39)	32 (34)	28 (28)	29 (21)	20 (14)	20 (18)	20 (23)	27 (27)	13 (17)	29 (23)	34 (20)	304(282)
	未決	3 (3)	3 (3)	1 (2)	2 (2)	- (1)	- (1)	- (5)	2 (1)	5 (2)	1 (3)	1 (6)	20 (30)
少 年 院	-	-	1 (0)	-	-	-	-	-	-	-	1 (0)	2 (0)	
少 年 鑑 別 所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
婦 人 補 導 院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	29(42)	35(37)	30(30)	31(23)	20(15)	20(19)	20(28)	29(28)	18(19)	30(26)	36(26)	326(312)	

(注) () 内の数字は、平成25年中の数字を示す。

別表(2)

被収容者死因別死亡数

年 次	悪 新 生 物 疾	循 環 器 系 患 疾	呼 吸 器 系 患 疾	消 化 器 系 患 疾	尿 路 性 器 系 患 疾	そ の 他	計
平成22年	133	89	45	44	8	66	385 (0)
23	109	73	32	13	6	57	290 (0)
24	106	75	35	25	5	50 (1)	296 (1)
25	114	64	33	34	5	62	312
26	115	80	46	29	3	53 (2)	326 (2)

(注) () 内の数字は、少年の死亡数を示し、内数である。

イ 感染症対策

感染症に係る啓もう教育及び健康診断の充実により患者の早期発見に努めるとともに、患者発生時には、病態に応じた適切な治療を行うほか、消毒や隔離等の措置を講じることによって、二次感染の防止に努めている。

(2) 矯正医官修学生

この制度は、矯正施設における医師の充足を図るため、医学を専攻する大学生で、将来矯正施設に勤務しようとする者に対し修学資金（月額54,000円）を貸与するもので、昭和36年から実施している。平成26年度の矯正医官修学生は、6年生2名及び4年生1名の計3名である。

なお、平成26年12月末日現在、修学資金の貸与を受けた者で、矯正施設に勤務している者は1人である。

(3) 准看護師の養成

ア 八王子医療刑務所准看護師養成所

矯正施設における看護職員の充足を図るため、矯正施設に勤務する職員の中から、適当な者を選考して同所に入所させ、准看護師となるのに必要な知識及び技能を習得させることを目的として、昭和41年度から開設している。1学年の定員は22人で、その修学年限は2年である。

なお、平成27年3月末日現在、同所を卒業した准看護師は985人である。

イ 外部准看護師養成機関

上述に加え、更なる医療体制の充実のため、外部の准看護師養成機関における受講を平成18年度から制度化している。1年で8人を入所させており、修業

年限は2年である。

2 給 養

平成26年度の食費（1人1日当たり）は、次の表のとおりである。このほか誕生日、祝祭日及び正月には、加給食を別途給与している。また、病者等の副食費については、必要により特別増額を行っている。

被収容者1人1日当たりの食費

(平成26年度)

区 分	主 食 費	副 食 費	計
	円 銭	円 銭	円 銭
刑務所 { 成 人	117.83	424.87	542.70
	135.18	493.64	628.82
少 年 院	128.41	505.61	634.02
少 年 鑑 別 所	113.03	485.35	598.38
婦 人 補 導 院	96.50	391.72	488.22

参事官

法務省組織令第12条

〈矯正に関する法令案の検討及び作成〉

1 矯正医官特例法案の作成

平成26年1月に法務大臣宛てに提出された「矯正施設の医療の在り方に関する報告書」の提言を踏まえ、矯正医官の待遇改善、必要な見直しについて検討した上で、矯正医官特例法案の立案作業を鋭意進め、国会提出に向け準備を進めた。

2 少年院法案及び少年鑑別所法案の作成

平成22年12月に法務大臣宛てに提出された「少年矯正を考える有識者会議提言」に盛り込まれた5つの柱の一つとして「適正かつ有効な処遇を支えるための法的基盤整備の促進」があり、矯正行政の基本法規の一つである少年院法（昭和23年法律第169号）の速やかな全面改正が求められたことから、立案作業を鋭意進め、平成24年3月2日、少年院法案及び少年鑑別所法案等が閣議決定され、同月6日、通常国会に提出されたが、審議未了のまま廃案となったため、再提出に向け準備を進めた結果、平成26年2月28日、同法案等が再び閣議決定され、同日、通常国会に提出され、同年6月4日に成立し、同月11日に公布された。

3 省令案の作成及び改正

- (1) 刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正し（平成26年法務省令第7号）、千葉刑務所の分類教育部の新設、栃木刑務所の国際対策室の増設、札幌刑務所の医務課長の増設、統括矯正処遇官の数の変更を行った。
- (2) 少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正し（平成26年法務省令第8号）、

神奈川医療少年院の教育調査官の増設，少年院の統括専門官の数の変更，函館少年鑑別所，山形少年鑑別所，福井少年鑑別所及び鳥取少年鑑別所の首席専門官の廃止，東京少年鑑別所及び大阪少年鑑別所の地域非行防止調整官の新設，紫明女子学院の分院化に伴う少年院の名称及び位置に関する規定並びに分院の名称及び位置に関する規定等の変更を行った。

- (3) 矯正研修所組織規則の一部を改正し（平成26年法務省令第9号），矯正研修所の支所の教官の数の増員を行った。
- (4) 警察拘禁費用償還規則の一部を改正し（平成26年法務省令第12号），監獄費から都道府県に償還すべき費額を1人1日につき1,576円から1,650円に改めた。
- (5) 刑事施設及び被收容者の処遇に関する規則の一部を改正し（平成26年法務省令第13号），手当金（死亡手当金，障害手当金及び特別手当金）の額の算出の基礎となる額（支給基礎日額）を，3,950円から3,930円に改めた。
- (6) 刑事施設及び被收容者の処遇に関する規則の一部を改正し（平成26年法務省令第19号），同規則第64号第3号に掲げられている刑法等の条文を法改正に合わせて改めた。
- (7) 刑事施設及び被收容者の処遇に関する規則の一部を改正し（平成26年法務省令第30号），同規則第32条第1項において引用している「薬事法」の題名を「医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改めた。

〈重要施策の概要〉

1 保護観察の充実強化

保護観察の充実強化策の一環として、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムの実施、被害者のある重大な犯罪をした保護観察対象者に対するしよく罪指導の実施、覚せい剤事犯者等に対する自発的意思に基づく簡易薬物検出検査、ストーカー行為等に係る保護観察付執行猶予者に関する警察との連携、担当保護司の複数指名等を実施した。

さらに、主任官以外の代理官を指名しての保護司に対する相談・支援体制の充実強化、保護観察官の往訪等による保護観察対象者に対する直接的な指導や保護司との協議の積極化等、処遇における保護観察官の直接的関与を強化するなどして処遇の一層の充実を図るとともに、保護観察中の所在不明者に関し、警察との協力体制による所在調査の充実強化策に取り組んだ。

2 重大再犯の防止策について

保護観察対象者による人命にかかわる重大な再犯事件は、更生保護に対する社会の信頼を失墜させるものであり、当局に重大再犯事件として報告のあった事案について、再犯の内容やその経過等を詳細に分析し、保護観察対象者の再犯防止を図った。

3 自立更生促進センター及び就業支援センターの運営

特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施する自立更生促進センター及び主として農業等の職業訓練を行う就業支援センターを設置・運営している。

自立更生促進センターは、福岡県北九州市の「北九州自立更生促進センター」（平成21年6月開所）及び福島県福島市の「福島自立更生促進センター」（平成22年8月開所）の2か所、就業支援センターは、北海道雨竜郡沼田町の「沼田町就業支援センター」（平成19年10月開所）及び茨城県ひたちなか市の「茨城就業支援センター」（平成21年9月開所）の2か所である。

4 薬物事犯者に対する処遇の充実強化について

刑の一部の執行猶予制度の施行を見据え、平成24年10月から、薬物事犯者の増加や保護観察期間の長期化に対応した新たなプログラムを覚せい剤事犯者処遇プログラムとして導入したほか、薬物事犯者が保護観察期間終了後も違法薬物を再使用することなく社会生活を継続することができるよう、平成24年度から「地域支援ガイドライン（案）試行等事業」を実施するなど、保護観察所と地域の医療・保健・福祉機関及び民間支援団体との連携を強化した。

5 更生保護就労支援モデル事業等について

刑務所出所者等に対する就労支援として、刑務所出所者等総合的就労支援対策に加え、民間法人に委託し、矯正施設在所中から就職後の職場定着に至るまで、専門

家による継続的かつきめ細かな支援等を行う「更生保護就労支援モデル事業」を実施している。モデル事業については、平成23年度は全国3か所（栃木、東京及び福岡）において実施していたところ、平成24年度は対象地域を6か所に拡大（北海道、愛知及び大阪の3か所を追加）した。また、平成24年1月から、東日本大震災被災地域（岩手、宮城及び福島）において、被災地域の事情を踏まえた「更生保護被災地域就労支援対策強化事業」を開始し、刑務所出所者等の更なる就労の確保を図った。

6 更生保護事業の適切な運営等について

更生保護事業を営む者に対する助言、指導及び監督に加え、薬物事犯者等の自立困難者を受け入れた場合における委託費の加算措置を通じて、更生保護施設における刑務所出所者等の受入れを促進した。

また、平成26年度において新たに5か所の更生保護施設を薬物処遇重点実施更生保護施設に指定して薬物専門職員を配置し、全国10の施設で重点的な薬物処遇を実施した。

さらに、更生保護事業（施設整備事業）費補助金の交付限度額を2分の1から3分の2に引き上げて更生保護施設整備計画を推進するとともに、更生保護施設職員研修の実施による施設職員の資質向上を図った。

7 NPO法人等と連携した刑務所出所者等の住居確保について

更生保護施設における受入れを促進していくことに加え、あらかじめ保護観察所に登録したNPO法人等が管理する住居を活用し、宿泊場所の供与と自立のための生活指導（自立準備支援）のほか、必要に応じて食事の給与を委託する「緊急的住居確保・自立支援対策」を通じて、釈放後の適当な住居がない刑務所出所者等の多様な受入れ先を確保した。

8 犯罪予防活動の推進について

犯罪・非行の防止と、犯罪をした者及び非行のある者の改善更生を促進するため、7月を強調月間として“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～を全国各地で展開した。犯罪や非行のない明るい地域づくりへの参画を図るという観点から、住民集会、講演会、映画会、子供を交えたワークショップ等住民の幅広い参加が得られる行事が全国各地で行われた。

9 保護司の安定的確保について

現在、保護司人口が減少傾向にあることに加え、保護司からも保護司適任者の確保が困難になっているとの声がある中、保護司の安定的確保は喫緊の課題となっている。こうした状況を踏まえ、保護司制度の基盤整備の在り方について検討するため、平成23年3月に法務省保護局と全国保護司連盟の共同による「保護司制度の基盤整備に関する検討会」が立ち上げられ、平成24年3月、検討結果をまとめた報告書が公表された。報告書の提言は多岐にわたるものであったが、提言に基づき、保護司が受けた物的損害等に対する補償制度の創設や新任時の年齢制限の1歳引き上げなどは早期に実現し、平成26年3月に保護司の安定的確保について、官民が一体

的に取り組むべき指針である「保護司の安定的確保に関する基本的指針」が策定された。また、平成26年度は、「更生保護サポートセンター」について全国345地区、「保護司候補者検討協議会」について全国に886あるすべての保護区で開催できるよう措置した。

10 民間協力者の支援について

更生保護法人役職員，更生保護女性会，BBS会及び協力雇用主等の民間協力者との連携を強化し，その活動の一層の充実を図るため，研修会及び協議会を多数回実施した。

〈会 同〉

月 日	件 名	協 議 会 事 項
4.25	地方更生保護委員会事務局 局長協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 保護観察所における業務の在り方について 2 累積再入率の低下を図るためにとり得る方策について 3 施策の試行状況について
5.23	地方更生保護委員会事務局 総務課長・保護観察所 企画調整課長会同	<ol style="list-style-type: none"> 1 行政改革・行政コスト削減に適切に対処するため、予算担当課長として考慮すべき事項において 2 予算執行業務の円滑な遂行のため、予算担当課長として考慮すべき事項について 3 庁舎等施設の保全について 4 保護司組織に対する支援の充実を図るための方策について 5 更生保護に関する効果的な広報活動の推進について
6.17	地方更生保護委員会委員 長・保護観察所長会同	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会貢献活動の本格実施に向けた実施体制の整備について 2 住居と就労の確保による社会復帰支援の充実について
6.18	地方更生保護委員会委員 長会同	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方更生保護委員会の在り方について 2 更生保護の当面する諸課題について
10.8・9	地方更生保護委員会委員 長会同	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会貢献活動の本格実施に向けた準備状況について 2 刑の一部の執行猶予制度の施行に向けた課題について 3 仮釈放等審理手続の適正かつ効率的な運用について 4 更生保護における情報発信・情報共有の取組について 5 その他当面する諸課題について
11.27・28	地方更生保護委員会事務局 局長会同	現状の更生保護が当面する諸課題について

1 地方更生保護委員会及び保護観察所の管理

常時各庁の事務処理状況の把握に努め、職員の配置及び服務、予算執行等についての事務運用方針に関する必要な通達を発し、質疑に対する回答を行った。

2 更生保護に関する法令の改正等

- (1) 平成26年3月28日付け法務省令第10号をもって保護観察所組織規則の一部が改正され、首席社会復帰調整官を設置する保護観察所に名古屋保護観察所が、統括社会復帰調整官を設置する保護観察所に大阪保護観察所がそれぞれ追加され、同年4月1日から適用された。
- (2) 平成26年4月1日付け法務省令第14号をもって、保護司実費弁償金支給規則の一部が改正され、消費税率引上げに伴い補導費及び生活環境調整費の単価が改められたほか、特殊事務処理費のうち特任保護司が廃止され、同日から適用された。
- (3) 平成26年5月14日付け法務省令第20号をもって、更生保護委託費支弁基準の一部が改正され、更生保護法等の規定による保護措置を委託した場合の更生保護委託費の単価が改められ、同年4月1日から適用された。

3 保護司・更生保護法人役員等の表彰

長年、更生保護事業に従事し、功績のあった保護司・更生保護法人役員・更生保護女性会役員等に対する表彰として、平成26年は、叙勲233人、藍綬褒章257人、法務大臣表彰1,498人の顕彰が行われた。

4 常時恩赦

平成26年中の常時恩赦の受理及び処理状況は、次の表のとおりである。

常時恩赦の受理及び処理状況

区 分	受 理								処 理								未 処 理			
	総 数	旧 受	新			受		総 数	相 当				不 相 当					そ の 他		
			計	特 赦	減 刑	刑 の 執 行 の 免 除	復 権		計	特 赦	減 刑	刑 の 執 行 の 免 除	復 権	計	特 赦	減 刑			刑 の 執 行 の 免 除	復 権
総 数	161 (3)	97 (1)	64 (2)	5	5	10 (1)	44 (1)	66 (2)	36 (1)			2 (1)	34	24	2	2	1	19	6 (1)	95 (1)
保 護 観 察 所	119 (3)	71 (1)	48 (2)			9 (1)	39 (1)	56 (2)	35 (1)			2 (1)	33	19				19	2 (1)	63 (1)
刑 事 施 設	36	26	10	5	5			8						4	2	2			4	28
検 察 庁	6		6			1	5	2	1				1	1			1			4

(注) ()内は、職権による恩赦上申のあった人員を示し、内数である。

5 恩赦出願期間短縮

平成26年における恩赦出願期間短縮願は、受理・処理とともになかった。

6 医療観察

心神喪失者等医療観察法が施行された平成17年7月以降平成26年までの間の、同法に基づく生活環境調査事件・生活環境調整事件・精神保健観察事件の処理状況は、次のとおりである。

		開始件数	終結件数	係属件数
生活環境 調査事件	平成17年	131	75	56
	平成18年	378 (12)	359 (9)	75 (3)
	平成19年	449 (9)	432 (11)	92 (1)
	平成20年	398 (9)	410 (8)	80 (2)
	平成21年	315 (9)	330 (9)	65 (2)
	平成22年	389 (17)	382 (15)	72 (4)
	平成23年	431 (16)	413 (19)	90 (1)
	平成24年	375 (20)	403 (19)	62 (2)
	平成25年	396 (8)	387 (8)	71 (2)
	平成26年	367 (11)	368 (13)	70
	累 計	3,629 (111)	3,559 (111)	
生活環境 調整事件 (居住地)	平成17年	47	-	47
	平成18年	191	32	206
	平成19年	253	99	360
	平成20年	259	145	474
	平成21年	210	215	469
	平成22年	246	186	529
	平成23年	280	167	642
	平成24年	263	237	668
	平成25年	275	202	742
	平成26年	267	239	770
	累 計	2,291	1,522	
精神保健 観察事件	平成17年	19	-	19
	平成18年	108	5	122
	平成19年	148	23	247
	平成20年	175	58	364
	平成21年	217	116	465
	平成22年	213	154	524
	平成23年	180	174	530
	平成24年	226	206	550
	平成25年	203	197	556
	平成26年	234	200	590
	累 計	1,723	1,133	

注1 平成17年は、7月15日から12月31日までの間の件数である。

注2 生活環境調査事件の欄の()内の数は、法第33条第1項の申立て以外の処遇事件に係る件数であり、内数である。

注3 係属件数は、各年末現在の件数である。

7 犯罪被害者等施策

(1) 実施状況

平成26年の実施状況は、次のとおりである。

	実 施 状 況
意見等聴取制度	地方更生保護委員会が被害者等から仮釈放等に関する意見等を聴取した件数 328件
心情等伝達制度	保護観察所が被害者等から被害に関する心情等を聴取し保護観察中の加害者に伝達した件数 151件
更生保護における被害者等通知制度	地方更生保護委員会が仮釈放等審理について被害者等に通知した件数 3,647件 保護観察所が加害者の保護観察中の処遇状況等を被害者等に通知した件数 6,641件
相談・支援	保護観察所が犯罪被害者等からの相談に応じ関係機関等の紹介等の支援を実施した件数 1,509件

(2) 研修等の実施

ア 平成25年度被害者等施策に関する中央研究会

平成26年1月、法務省において、心情等伝達制度に係る具体的事例の分析を行うとともに、実務経験を通じて培われた被害者担当官等の知見の整理・検討を行った。

イ 平成26年度新任被害者担当官等研修

平成26年5月、法務省において、全国の新任の被害者担当官等に対し、犯罪被害者等施策に関する研修を実施した。

ウ 平成26年度被害者担当保護司研修

平成26年9月、法務省において、全国の被害者担当保護司に対し、犯罪被害者等への配慮の在り方等に関する研修を実施した。

更生保護振興課

法務省組織令第43条、第45条 法務省組織規則第14条

1 更生保護制度施行65周年記念全国大会

更生保護制度施行65周年を迎えるこの時に当たり、全国の更生保護関係者が一堂に会し、式典を挙行し功労者の顕彰を行い、意識の統一と士気の高揚を図り、もって本制度の一層の充実と発展を期そうとするものである。

約1,400人の参加を得て、10月1日、東京国際フォーラムにおいて開催され、常陸宮同妃両殿下御臨席のもと、功績のある保護司に対する顕彰が行われ、「言葉の力、生きる力」と題し、作家・評論家の柳田邦男氏による記念講演が行われた。

2 地方別保護司代表者協議会

地方別保護司代表者協議会は、各地方ごとに保護司の代表者の参集を求め、それぞれの地方において更生保護の活動を推進する上で当面する諸問題について研究協議を行い、更生保護の一層の充実発展を図ろうとするものである。

3 第51回“日本更生保護女性の集い”

平成26年6月10日、有楽町朝日ホールにおいて、第51回“日本更生保護女性の集い”が開催され、全国から更生保護女性会員約400人が一堂に会した。

式典では、更生保護女性会活動に功績のあった個人及び団体に対する、法務大臣感謝状の贈呈及び日本更生保護女性連盟会長表彰の授与が行われたほか、「女子刑務所と地域の支援～求められるあたたかさ～」と題し、女子刑務所のあり方研究委員会委員長・前千葉県知事の堂本暁子氏による講演が行われた。

4 平成26年度更生保護女性会員中央研修

更生保護女性会員中央研修は、更生保護の意義を確かめ、今後の更生保護女性会活動の一層の充実発展を期すため、全国の地区更生保護女性会会長等100名が参集して、平成26年10月28日から同月30日まで、東京都・アルカディア市ヶ谷私学会館において実施された。

「支えあい、共に輝きその先へ」をテーマに地域活動に必要な知識や技術の習得を目指すため研修を実施すると共に、全国の地域活動の実情について、意見交換を行った。

5 第55回BBS会員中央研修会

BBS会員中央研修会は、全国の地区BBS会において組織の中心となってその活動を積極的に推進しているBBS会員に対し、今後も組織の一層の発展と活動の活性化を図る役割を担うことができるよう、必要な知識及び技能を修得させることを目的として、平成26年9月27日から同月28日まで、東京都・国立オリンピック記念青少年センターにおいて開催された。全国から53名のBBS会員が参加し、「BBS会の運営について」をテーマに、グループ討議等が行われた。

6 更生保護女性会・BBS会新会員研修

平成23年度から導入された、地区更生保護女性会又は地区BBS会に新たに入会した会員を対象として、更生保護の概要や保護観察対象者等との接し方等に関する基礎的知識及び技能を付与するとともに、保護観察所との連携を一層促進することで地区会活動の充実発展を図ることを目的とした「更生保護女性会・BBS会新会員研修」が、平成26年度も引き続き各保護観察所において実施された。

7 “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動であり、法務省主唱のもと、毎年7月を強調月間として実施されている。

平成26年で64回を迎えた本運動は、第60回から、運動の趣旨を分かりやすくするため、名称を「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」と改称し、第64回の行動目標は、①犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう、②犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう、③これらの点について、地域社会の理解と協力の輪を広げよう、と定め、加えて、社会経済情勢に即した運動とするため、「立ち直りを支える取組についての協力の拡大」、「就労・住居等の生活基盤作りにつながる取組の推進」という重点事項を設定し、関係機関・団体による推進委員会を設置して、地域住民の参加を得て各種の行事が実施された。

その実施状況は次のとおりである。

(1) 推進委員会の設置状況

中央に116の関係機関・団体で構成された中央推進委員会が設置されたほか、各都道府県単位（北海道にあっては、道及び道内各保護観察所単位）に51の都道府県実施委員会が、また、市区町村等を単位に全国で1,532の地区推進委員会が設置された。

(2) 行事の実施状況

（中央推進委員会関係）

行 事 名	内 容
全国矯正展	6月6日、6月7日に実施
「おかえりフェスティバル」	7月1日、東京・丸の内「KITTE」において、本運動フラッグアーティストの谷村新司氏などによるトークイベント等を開催
作文コンテスト	全国の小中学生290,090人が参加
保護観察官による更生保護出張講座	全国の福祉関係者等を主な対象として、保護観察官による更生保護に関する講座を開催した。

(地方推進委員会関係)

行 事 名	都道府県		市町村		合計	
	回数	参加人員	回数	参加人員	回数	参加人員
推 進 委 員 会 会 議	54	4,466	3,343	66,197	3,397	70,663
街 頭 広 報 活 動	198	24,857	7,637	394,684	7,835	419,541
ミニ集会, 住民集会, 公開ケース研究会	696	10,930	8,239	295,432	8,935	306,362
講 演 会, シンポジウム	54	7,161	1,006	133,277	1,060	140,438
弁 論 大 会	7	1,112	217	46,002	224	47,114
ポスター・標語等の作品募集	17	53,585	3,190	197,953	3,207	251,538
ス ポ ー ツ 大 会	22	11,456	660	106,452	682	117,908
ワークショップ, 親子触合い行事	146	6,403	539	75,470	685	81,873
相 談 所 開 設	44	142	1,070	11,299	1,114	11,441
矯正施設製品展示会	15	38,262	86	20,576	101	58,838
1 日 保 護 観 察 所 長	11	1,899	13	1,884	24	3,783
関係機関・団体協議会, 大会	121	7,648	3,780	149,636	3,901	157,284
募 金 ・ 物 品 等 の 寄 贈	5	13	1,337	72,762	1,342	72,775
矯正施設・更生保護施設訪問	293	663	1,054	16,043	1,347	16,706
更生保護関係者集会	25	702	1,839	36,458	1,864	37,160
生徒指導担当教諭等との座談会	102	1,883	2,782	25,686	2,884	27,569
街頭補導活動, 防犯パトロール等	234	3,049	21,223	151,837	21,457	154,886
非行防止教室, 薬物乱用防止教室	560	37,626	1,484	101,999	2,044	139,625
清 掃 活 動, 落 書 き 消 し	41	1,152	673	96,149	714	97,301
有害図書, チラシの撤去	12	29	246	2,855	258	2,884
犯罪・非行予防に対する取材の要請	41	273	276	6,244	317	6,517
住民の意識調査等の調査研究	0	0	48	7,067	48	7,067
そ の 他	1,010	122,328	2,369	129,254	3,379	251,582
合 計	3,708	335,639	63,111	2,145,216	66,819	2,480,855

8 保護区数及び保護司定数

平成26年末における保護観察所別の保護区数及び保護司定数は、次の表のとおりである。

庁名	保護区数	保護司定数	保護司実数	庁名	保護区数	保護司定数	保護司実数
札幌	31	1,435	1,272	大津	9	498	488
函館	8	541	466	京都	22	1,232	1,090
旭川	12	724	629	大阪	56	3,452	3,109
釧路	16	860	730	神戸	34	2,151	1,973
計	67	3,560	3,097	奈良	14	578	550
				和歌山	10	654	629
青森	11	630	576	計	145	8,565	7,839
盛岡	14	667	623				
仙台	17	807	744	鳥取	8	390	372
秋田	12	715	652	松江	9	510	488
山形	11	666	630	岡山	18	1,042	945
福島	18	1,010	952	広島	23	1,338	1,242
計	83	4,495	4,177	山口	13	850	800
				計	71	4,130	3,847
水戸	19	969	922				
宇都宮	13	927	852	徳島	9	506	476
前橋	13	896	821	高松	9	590	563
さいたま	25	1,644	1,530	松山	12	804	746
千葉	26	1,418	1,297	高知	15	600	551
東京	33	4,375	3,505	計	45	2,500	2,336
横浜	45	2,001	1,782				
新潟	21	1,055	989	福岡	30	2,157	1,954
甲府	13	490	472	佐賀	8	550	502
長野	19	1,015	965	長崎	11	890	827
静岡	28	1,495	1,394	熊本	16	1,043	964
計	255	16,285	14,529	大分	12	660	612
				宮崎	12	605	562
富山	11	605	562	鹿児島	15	910	834
金沢	8	552	526	那覇	8	615	585
福井	10	435	417	計	112	7,430	6,840
岐阜	21	790	762				
名古屋	42	2,389	2,238	合計	886	52,500	47,872
津	16	764	702				
計	108	5,535	5,207				

9 更生保護事業を営む者

- (1) 平成26年末における更生保護事業を営む者の数及び組織の状況は次の表のとおりである。

区 分	組 織 態 様 別 団 体 数			更 生 保 護 施 設 数
	更 生 保 護 法 人	非 更 生 保 護 法 人	計	
継続保護事業を営む者	97	3	100	102
連絡助成事業を営む者	16	1	17	…
一時保護事業を営む者	1	-	1	…
連絡助成及び一時保護事業を営む者	49	-	49	…
す べ て を 営 む 者	1	-	1	1
計	164	4	168	103

(注) 継続保護事業を営む者のうち、2箇所のみ更生保護施設の設置運営の認可を受けているものが2法人ある。

- (2) 天皇誕生日に際して、更生保護法人8団体（更生保護法人函館創生会、更生保護法人尚徳有隣会、更生保護法人紫翠苑、更生保護法人川崎自立会、更生保護法人東三更生保護会、更生保護法人至徳会、更生保護法人ウイズ広島、更生保護法人草牟田寮）が、事業奨励のための御下賜金を拝受した。
- (3) 平成26年末における更生保護施設の状況は、次の表のとおりである。

ア 地方別分布状況

区 分	全国	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
更生保護施設数	103	8	6	35	12	13	8	4	17
収 容 定 員	2,349	186	113	859	249	381	161	70	330

イ 収容区分別施設数

区 分	男子	女子	男女とも	計	(平成26年4月1日現在計)
少年だけを扱う	3	0	0	3	3
成人だけを扱う	18	0	1	19	20
少年・成人とも扱う	68	7	6	81	81
計	89	7	7	103	104

ウ 収容区分別収容定員

区 分	男子	女子	計	(平成26年4月1日現在計)
少 年	324	47	371	371
成 人	1,844	134	1,978	1,987
計	2,168	181	2,349	2,358

(4) 平成26年度の収容保護状況は、次の表のとおりである。

区分	全国
総数 実人員	8,228
延人員	625,037

※実人員は、種別異動を除外している。

(5) 平成26年度更生保護事業関係予算は、次の表のとおりである。

区 分	更 生 保 護 委 託 費										
	総 額	入 所 委 託							その他施設等		
		更生保護施設							緊急の住居確保分		
		補 導 援 護 費 (一般分)	補 導 援 護 費 (加算分)	食 事 付 宿 泊 費	宿 泊 費	委 託 事 務 費	支 援 計 画 書 作 成 費	宿 泊 費	食 事 給 与 費	自 立 準 備 支 援 費	
単 価 (円)	-	145.8	126.36	2,000.39	690.2	4,719.79	8,500	1,500	1,213	2,000	
金 額 (千円)	4,875,062	95,312	9,169	1,126,876	62,383	3,085,391	42,883	128,610	74,535	171,480	

区 分	更 生 保 護 委 託 費						更 生 保 護 事 業 費 補 助 金
	入 所 委 託			通 所 委 託			
	その他施設等						
	薬物依存対策分						
	宿 泊 費	食 事 給 与 費	自 立 準 備 支 援 費	補 導 援 護 費 (薬物依存 回 復 訓 練 分)	補 導 援 護 費 (職業訓練 委 託 分)	補 導 援 護 費 (薬物依存回 復 訓 練 分)	
単 価 (円)	1,500	1,213	2,000	904	3,064	904	-
金 額 (千円)	13,770	11,135	18,360	25,996	4,780	4,382	253,990

(6) 更生保護施設経営研究会の開催

平成26年1月30日から31日まで、標記研究会が、アルカディア市ヶ谷において開催された。

(7) 新任更生保護施設補導職員研修の開催

平成26年7月23日から25日まで、法務省浦安総合センターにおいて、標記研修が実施された。本研修は、比較的経験年数の少ない更生保護施設の補導職員を対象に、職務遂行に必要な処遇に関する基礎的知識を修得させることを目的としており、全国の更生保護施設から38人の補導職員が参加した。

(8) 薬物処遇重点実施研修の開催

平成26年8月25日から26日まで、法務省浦安総合センターにおいて、標記研修が実施された。本研修は、薬物処遇重点実施更生保護施設に配置された薬物専門職員が重点的な薬物処遇を実施するために必要な基本的知識等を習得することを目的としたものであり、全国5の施設から8人の薬物専門職員等が参加した。

(9) 薬物重点処遇事例研究協議会の開催

平成26年11月18日、法務省において標記協議会が実施された。本協議会は、薬物処遇重点実施更生保護施設に配置された薬物専門職員等が事例を通じて各施設の重点処遇の状況や課題を共有し、意見交換を行うことで処遇能力を向上させることを目的としており、全国10の施設から10人の薬物専門職員等が参加した。

10 刑務所出所者等に対する就労支援施策

平成18年度から、矯正局及び厚生労働省（労働局、公共職業安定所）と連携して、刑務所出所者等の就職促進を図るため、刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施している。

観察課

法務省組織令第43条、第46条 法務省組織規則第15条

1 仮釈放・仮退院

(1) 生活環境の調整

平成26年中に全国の保護観察所が新たに開始した収容中の者に対する生活環境調整の人員は53,170人で、前年の55,214人と比較して2,044人（3.7%）減少している。これを、本人が収容されている矯正施設の種別に区分して対比すると、次の表のとおりである。

収容中の生活環境調整の開始人員

年次	総数	刑務所 少年刑務所 拘置所	少年院	婦人補導院
平成21年	46,264	41,439	4,825	-
22	48,059	43,190	4,869	-
23	51,702	47,010	4,691	1
24	55,662	50,716	4,944	2
25	55,214	50,470	4,744	-
26	53,170	48,832	4,337	1

(2) 仮釈放

平成26年中に地方更生保護委員会が新たに仮釈放審理を開始した人員は、14,967人で、前年の15,594人と比較して、627人（4.0%）減少している。次に、同年中に地方更生保護委員会が仮釈放を許す旨の決定をした人員は14,119人で、前年の14,731人と比較して612人（4.2%）減少している。

仮釈放率と仮釈放期間の推移については、次の表のとおりである。

区 分	21	22	23	24	25	26
仮 釈 放 率 (%)	49.2	49.1	51.2	53.5	55.1	56.4
仮釈放期間 (月)	4.6	4.6	4.5	4.5	4.3	4.3

(注) 1 「仮釈放率」とは、仮釈放者と満期釈放者の総数に占める仮釈放者数の割合である。
2 「仮釈放期間」とは、全仮釈放者の仮釈放期間の総和を仮釈放者数で除した月数である。
3 無期刑仮釈放者を除く。

(3) 少年院からの仮退院

平成26年中に地方更生保護委員会が新たに仮退院審理を開始した人員は3,115人で、前年の3,387人と比較して272人(8.0%)減少している。次に、同年中に地方更生保護委員会が仮退院を許す旨の決定をした人員は3,105人で、前年の3,427人と比較し322人(9.4%)減少している。

なお、短期処遇を実施する少年院の在院者については、できるだけ早期に仮退院させ保護観察に移行することが本人の処遇上効果的であることから、地方更生保護委員会における仮退院審理の迅速、効率化を図っている。また、仮退院後の保護観察についても、短期間に集中的な処遇を実施することにより、成績良好な者の保護観察を早期に終了させる「退院」の措置を積極的に採るように努めている。

(4) 関係施策

ア 更生保護法第36条第1項の規定による調査

更生保護法第36条第1項(法第42条及び売春防止法第25条第4項において準用する場合を含む。)の規定による調査(以下「第36条調査」という。)とは、地方更生保護委員会が仮釈放等の審理を開始するか否かを判断するための調査で、委員又は地方更生保護委員会事務局所属の保護観察官は、本人と面接したり、関係記録・資料等の閲覧、収集、整備、保護観察所と矯正施設との連絡、情報交換を緊密に行うことにより、矯正施設被収容者の社会復帰の障害となるような様々な問題の早期かつ確かな把握に努めている。

また、刑事施設における行状等に特段の問題はないと認められるものの、釈放後の帰住予定地が確保されていない受刑者については、刑事施設と協議の上、積極的に36条調査の対象としている。

なお、札幌、宮城、府中、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡の各刑務所には、地方更生保護委員会事務局所属の観察官が駐在し、36条調査等の実施に当たっている。

イ 薬物事犯受刑者に対する社会内移行調査

刑の一部の執行猶予制度の導入を見据え、地方更生保護委員会において、薬物事犯受刑者の円滑な社会内移行を図るため、薬物への依存度や関連する精神障害等の薬物事犯受刑者特有の問題性に焦点を当てた36条調査を行うことにより、問題性に応じた出所後の帰住先の確保、関係機関における情報の共有及び薬物事犯受刑者とその家族等に対する働き掛けを図ることを目的として、平成

25年4月1日から実施している。

ウ 長期刑受刑者の仮釈放審理の充実

長期刑（無期刑及び執行すべき刑期が10年以上の有期刑）受刑者は、拘禁期間が長く、社会復帰に困難を伴う者が多いため、仮釈放の審理、決定においては特に慎重な配慮を要することから、仮釈放審理のための調査をできるだけ早期に開始し、複数回の委員面接を実施したり、医師等の専門家の面接を実施するほか、検察官の意見を聞くなどして、その審理、決定の適正、充実を図っている。また、これらの者を仮釈放したときは、その円滑な社会復帰に資することを目的として長期刑仮釈放者に対する中間処遇（294ページ参照）を実施している。

2 保護観察

(1) 概況

平成26年中に保護観察に付された者の総数は、39,995人で、その種別の構成比は、保護観察処分少年（1号観察）49.0%、少年院仮退院者（2号観察）7.8%、仮釈放者（3号観察）34.8%、保護観察付執行猶予者（4号観察）8.4%であり、婦人補導院仮退院者（5号観察）は1人であった。保護観察開始人員の総数の推移は次の表のとおりである。

保護観察種別開始人員歴年比較（平成17年～平成26年）

（単位：人）

年次	保護観察処分少年		少年院 仮退院者	仮釈放者	保護観察付 執行猶予者	合計
		(うち交通短期)				
平成17年	36,260	(15,916)	4,886	16,420	4,996	62,562
18	33,576	(14,101)	4,711	16,081	4,473	58,841
19	30,554	(12,706)	4,344	15,832	4,148	54,878
20	27,169	(10,455)	3,994	15,840	3,714	50,717
21	26,094	(9,908)	3,869	14,854	3,671	48,488
22	25,525	(9,485)	3,883	14,472	3,682	47,562
23	23,580	(8,276)	3,601	14,620	3,398	45,199
24	22,557	(7,809)	3,421	14,700	3,376	44,056
25	20,811	(7,327)	3,428	14,623	3,255	42,117
26	19,599	(6,701)	3,122	13,925	3,348	39,995

(注) 婦人補導員仮退院者（5号観察）は、平成24年に2人、26年に1人あった。

保護観察開始人員を事件の内容別に見ると、無職等対象者、覚醒剤事犯対象者等、問題性が大きいと認められる事案の係属事件数に占める割合は依然として高く（後述「2(2)イ 類型別処遇」参照）、今後とも保護観察及び生活環境の調整の充実、強化を図る必要がある。

(2) 保護観察の充実強化に関する措置

ア 段階別処遇

更生保護法の施行に際し、従来の分類処遇を発展的に解消し、段階別処遇が導入された。これは、保護観察対象者について、犯罪又は非行に結び付くおそれのある行動をする可能性及びその改善更生に係る状態の変化を的確に把握し、これに基づいて、保護観察対象者を処遇の難易により区分したS、A、B及びCの各段階に編入するとともに、各段階に求められる処遇の強度に応じて、保護観察官と保護司の協働態勢の下における両者の適正かつ効率的な処遇活動を行うほか、各段階における処遇の実施状況に即して、段階の変更、不良措置、良好措置等の措置を的確にとることとしている。

イ 類型別処遇

平成26年末現在の類型別処遇における類型認定状況は、交通短期保護観察及び10月以内の短期保護観察を除く全係属保護観察対象者中、無職等対象者が18.8%、覚せい剤事犯対象者が9.3%（同25年末はそれぞれ17.7%、9.1%）などとなっており、問題性が大きいと認められる事案は、前年に引き続き高い割合を示している。

同26年においては、類型別処遇の充実を図るために、地方更生保護委員会・保護観察所において、処遇協議会・研修会等の開催、各種集団処遇、特定類型該当者の保護者会・引受人会等、多様な活動が実施された。

ウ 短期保護観察

短期保護観察は、非行性の進度がそれほど深くない少年に対して、重点的に指導すべき領域を定め、これに対応する課題を設定して履行させることにより、短期間でその社会適応の促進を図ろうとするものであり、概ね6～7月で解除することを目指している。平成26年の保護観察開始人員は2,871人となっている。

エ 交通短期保護観察

交通短期保護観察の開始人員は、ここ数年減少傾向にあり、平成26年も前年に比べて626人減少し6,701人であったが、保護観察事件全体の中で依然として大きな比重を占めている。同年においては、集団講習を保護観察対象者の運転免許保有の有無、違反態様等によりグループに分けて実施したり、視聴覚教材を活用するなどして、処遇内容の充実を図った。

オ 社会貢献活動

特別遵守事項により社会貢献活動を義務付ける制度の導入を見据え、平成23年度から先行実施を行っており、26年度は、先行実施の結果を踏まえ、処遇効果が見込まれる保護観察対象者の選定等に関し、検討・検証や裁判所等関係機関との協議を行うとともに、多様な活動場所の確保等に努めた。

カ 保護観察官等の育成について

平成26年3月「更生保護官署職員育成要綱」が「保護観察官等育成要綱」に改められ、同年4月から実施されている。本要綱は、更生保護の担い手である更生保護官署職員一人一人の実力向上を図るため、保護観察官については、職

場における実務訓練（OJT）を重点的に実施するとともに、研修等を通じて、保護観察処遇をより効果的に行うために必要な知識、技術等を身に付けさせるものとしている。特に、新任保護観察官に対しては、新規補職から専修科研修を修了する年度末までを育成期間と位置付け、指導的立場の保護観察官（主任保護観察官）の下でOJTを行わせることにより、保護観察官に必要とされる多様な実務経験を積ませている。

キ 長期刑仮釈放者に対する中間処遇

中間処遇制度は、長期刑（無期刑及び執行すべき刑期が10年以上の有期刑）受刑者はその犯した犯罪が重大であるほか、社会から長期間隔離されるなど社会復帰上種々困難な多くの問題を有し、仮釈放後の保護観察の実施についても特別な配慮が必要であることから、仮釈放当初の1か月程度更生保護施設に居住させ、生活訓練を中心とした特別な処遇を集中的、計画的に実施することなどにより、円滑な社会復帰を図ることを目的とするものである。平成26年12月31日現在、中間処遇を実施する施設として指定されている更生保護施設は、72施設に及んでいる。

なお、中間処遇の実施状況は、次の表のとおりである。

中間処遇実施状況

年次	開始人員			終了人員			年末現在実施中の人員		
	無期刑	有期刑	計	無期刑	有期刑	計	無期刑	有期刑	計
平成21年	5	76	81	5	78	83	-	2	2
22	6	125	131	6	120	126	-	7	7
23	3	92	95	3	94	97	-	5	5
24	7	122	129	7	113	120	-	14	14
25	8	131	139	8	137	145	-	8	8
26	6	102	108	6	99	105	-	12	12

ク 定期駐在と更生保護施設駐在

保護観察官が、担当する保護区の市区町村役場、公民館等に定期的に出向き、そこに終日駐在して保護観察対象者との面接、保護観察対象者宅への訪問、保護司との処遇協議、関係機関との連絡、非行や問題行動等に関する地域住民からの相談への対応等の業務を行う定期駐在は、保護観察官の地域活動として極めて重要な機能を果たしている。

また、更生保護施設においても、保護観察官が定期的には夜間駐在、宿泊駐在をするなどして、被保護者に対する夜間の集会指導、個別の相談助言に当たった。

ケ 関係機関との連携

各地で家庭裁判所と少年保護関係機関（少年鑑別所，少年院，児童相談所，児童自立支援施設等），教育関係機関（教育委員会，高等学校，中学校，小学校等）又は警察関係機関との連絡協議会が開催され，保護観察所の職員が出席した。

また，薬物依存のある保護観察対象者等に対して，必要な支援を円滑に実施することができるよう，薬物依存からの回復に関係する機関・団体（精神保健福祉センター，保健所，医療機関，地方公共団体主管課，ダルク等の自助グループ等）との連絡協議会を各地で開催している。

3 審査請求事件の処理

平成26年中に新たに受理した不服申立ての件数は27件あり，うち保護観察所に行った処分等に対する審査請求は3件あった。

なお，審査請求の受理・処理状況は，次の表のとおりである。

審査請求の受理・処理状況

(平成26年)

請求の内容	受 理		処 理				翌年へ繰 越
	前年繰越	本年新受	請求認容	請求棄却	請求却下	請求取下	
仮釈放取消決定処分に対する不服	-	22	1	17	1	1	2
そ の 他	-	1	-	-	1	-	-
特別遵守事項の設定	-	4	-	3	1	-	-

参事官

法務省組織令第12条

1 行政不服審査法の全面改正等に伴う更生保護法の一部改正

行政不服審査法の全面改正（平成26年法律第68号）に伴い平成26年6月13日に公布された「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第69号）において，更生保護法の一部改正を行い，地方更生保護委員会及び保護観察所の長の処分について，新たに導入される行政不服審査会等への諮問制度に関する規定を一部適用しないものとする特則の新設等を行った。

また，同日公布された「行政手続法の一部を改正する法律」（平成26年法律第70号）の附則において，同改正により新設される処分等の求めの制度に関して，更生保護法に基づく処分等については適用しないものとする同法の一部改正を行った。

2 更生保護制度についての調査研究

保護観察制度の充実を図るため，主要各国の更生保護制度等の情報及び資料の収集整備その他の調査研究を行った。

VI 人権擁護局

法務省設置法第3条、第4条、法務省組織令第2条、第8条、第12条、
第47条～第50条、法務省組織規則第16条

〈重要施策の概要〉

1 人権啓発活動の推進

人権の尊重は、我が国憲法の重要な柱の一つであり、民主政治の基本でもある。全ての人の人権が尊重される社会を実現するには、一人一人が人権についての正しい認識を持つと同時に、他人の人権を尊重する意識を持つことが必要である。

法務省の人権擁護機関は、各種の人権啓発活動により、国民の間に広く人権尊重の思想が定着するよう努めている。しかし、我が国社会の人権状況を見てみると、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者・ハンセン病患者・回復者等、刑を終えて出所した人の問題、さらには、インターネット等を利用した差別やプライバシー侵害の問題等、様々な人権課題がある。

このような状況を踏まえ、法務省の人権擁護機関は、「人権の世紀」と言われる21世紀にふさわしい人権尊重社会の実現を目指して、国民一人一人が主体的に豊かな人権意識を育て、生命の尊さ・大切さや、他人との共生・共感の大切さを心から実感できるような啓発活動を行っていく必要がある。そこで、平成26年度啓発活動重点目標を、「みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～」と定め、国民一人一人が主体的に豊かな人権意識を育てていくような啓発活動を積極的に展開していくこととした。

2 人権啓発活動ネットワークの整備

人権啓発活動は、法務省の人権擁護機関、都道府県、市町村及び公益法人等の多様な主体によって実施されてきたが、地域改善対策協議会の意見具申（平成8年5月17日）及び「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（平成9年7月4日策定）等において、人権啓発を更に効果的なものとしていくためには、それぞれの主体間における実施体制の整備と併せ、多様な主体が連携・協力するための横断的なネットワークの形成、その中核的な媒体となる情報データベースの整備等が必要であるとされた。これを受けて、法務省では、平成12年9月までに、法務局・地方法務局、都道府県及び都道府県人権擁護委員連合会等を構成員とする「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」を全法務局・地方法務局（50局）において構築した。

さらに、人権擁護推進審議会の「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申（平成11年7月29日）において、ネットワークを市町村レベルにも拡大する必要があるとされた。これを受けて、法務省では、平成20年3月までに、法務局・地方法務局の本局及び支局とその管轄内の市町村及び人権擁護委員協議会等を構成

員とする「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」を193か所において構築した。

ネットワーク協議会が設置された都道府県や市町村においては、今まで並行的に人権啓発活動を実施していた機関を一元的に集約し、法務局・地方法務局が中心（事務局）となって、各種啓発活動について計画的かつ効果的な事業として総合的に調整を図るとともに、法務省から委託を受けた人権啓発活動地方委託事業について、地方公共団体とネットワーク協議会が連携・協力することにより、住民に親しみやすくかつ参加しやすい要素を取り入れつつ、地域に密着した多様な人権啓発活動を実施している。

3 人権救済活動の充実

人権侵害を受けている被害者の救済は、法務省の人権擁護機関に課せられた重要な責務である。法務省の人権擁護機関は、被害者の実効的な救済を図ることを目指し、人権相談においては、救済すべき事案を見逃すことのないように留意している。また、人権侵犯事件として立件したものについては、迅速かつ適正な調査を遂げた上、問題の解決に向けた実効的な措置を執り、アフターケアにも努めている。

4 東日本大震災への対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、法務省の人権擁護機関では、福島第一原子力発電所事故に伴う風評に基づく差別的取扱い、避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいや虐待等、震災に伴って生起する様々な人権問題について対処するとともに、新たな人権侵害の発生を防止するため、人権教室の実施、シンポジウムの開催、ホームページにおける緊急メッセージや腹話術師いっこく堂氏の協力を得たデジタルコンテンツの掲載、マスメディアを活用したスポットCMやインターネットバナー広告の実施等の人権啓発活動を実施してきたほか、仮設住宅等を訪問するなどして、被災者の心のケアを含めた人権相談に応じている。

また、人権相談等を通じて、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として救済手続を開始し、被害者の救済を図るため適切に対処している。

総務課

法務省組織令第47条、第48条 法務省組織規則第16条

1 人権擁護委員及びその組織

法務大臣から委嘱された人権擁護委員は、それぞれ自己の居住する市町村（特別区を含む。）の区域において、人権思想の普及に努め、国民の基本的な人権が侵害されることがないように配意し、もしこれが侵害された場合には、その救済のため、法務局・地方法務局とともに速やかに適切な処置を行うことを重要な使命としている。

人権擁護委員は、全国を315（平成27年1月1日現在）に区分して設けられている人権擁護委員協議会及び全国で50の都道府県人権擁護委員連合会（北海道においては札幌、函館、旭川及び釧路の4連合会）に所属し、都道府県人権擁護委員連合

会をもって組織されている全国人権擁護委員連合会は、委員組織体相互間の連絡調整、資料及び情報の収集あるいは研究発表、その他関係機関に対する要望等を行っている。

人権擁護委員数の推移は次の表のとおりである。

人 権 擁 護 委 員 数

年 次 (年月日)	人 権 擁 護 委 員 数		
	(人)	うち女性委員数(人)	比率(%)
平成			
23.1.1	13,689	6,036	44.1
24.1.1	13,755	6,092	44.3
25.1.1	13,767	6,134	44.6
26.1.1	13,809	6,222	45.1
27.1.1	13,843	6,302	45.5

また、複雑・多様化する人権問題に適時適切に対応し、人権擁護委員活動の一層の活性化を図るには人権擁護委員組織体の体制を充実・強化し、人権擁護委員組織体自らが自主的かつ積極的な人権啓発活動等を推進していく体制を整備する必要がある。

平成25年度から、人権擁護委員が法務局・地方法務局に常駐して、人権擁護委員及び人権擁護委員組織体の活動全般に係る企画・立案、組織体の運営、法務局・地方法務局はもとより地方公共団体や学校等関係機関との連携・連絡調整等の業務を重点的に行う「企画常駐」を導入し、人権擁護委員組織体の体制の充実・強化を図っている。

2 人権擁護委員の活動状況

(1) 人権相談等

平成26年中に人権擁護委員が取り扱った人権相談件数は144,527件である。これは人権擁護機関が同年中に取り扱った人権相談総件数253,414件の57.0%に当たる。

なお、人権相談に対する取組を強化し、人権擁護委員活動の一層の強化を図るため、平成3年に、人権擁護委員が法務局・地方法務局に常駐して人権相談等の職務を行う「相談常駐」を導入し、相談体制の充実・強化を図っている。

また、人権擁護委員が同年中に人権侵犯の被害者等から被害の申告を受け、あるいは人権侵犯の疑いがあるとして法務局へ通報した件数は、11,702件であるが、そのほか法務局・地方法務局と共同して人権侵犯事件を取り扱っており、国民の基本的人権の擁護に多大の貢献をしている。

(2) 「全国一斉『人権擁護委員の日』特設人権相談所」の開設

全国人権擁護委員連合会では、「人権擁護委員の日」である6月1日を中心として、全国の各市区町村において特設相談所を開設し、地域住民からの相談に応じた。

- (3) 東日本大震災の被災者に向けた特設相談所の開設
東日本大震災の被災地において特設相談所を開設するほか、仮設住宅を戸別訪問し、被災者からの相談に応じた。
- (4) 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間の実施
全国人権擁護委員連合会は法務省と共催で、平成26年6月23日（月）から6月29日（日）までの7日間を全国一斉「子どもの人権110番」強化週間として、子どもをめぐる様々な人権問題に関する電話相談に応じた。
- (5) 全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間の実施
全国人権擁護委員連合会は法務省と共催で、平成26年9月8日（月）から同月14日（日）までの7日間を全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間として、高齢者や障害者をめぐる様々な人権問題に関する電話相談に応じた。
- (6) 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施
全国人権擁護委員連合会は法務省と共催で、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中（毎年11月12日～同月25日）の平成26年11月17日（月）から同月23日（日）までの7日間を全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間として、様々な人権問題に悩む女性からの相談に応じた。
- (7) 「子どもの人権SOSミニレター」の取組
全国人権擁護委員連合会は法務省と共催で、身近な人にも相談できずにいる子どもたちの「いじめ」等に関する悩みごとを把握し、子どもの人権問題の解決に当たることを目的として、悩みごとを書いて投函できる「子どもの人権SOSミニレター」(便箋兼封筒)を全小中学生へ配布、寄せられたレターに対して返信した。
- (8) 人権啓発活動
人権擁護委員は、各地域において、住民一人一人の人権意識を高め、人権についての理解を深めてもらうため、主に小学生を対象に、人権教室や人権の花運動を実施するほか、高校・大学におけるデートDV講座や地元企業における人権研修等各種啓発活動を実施した。平成26年度に開催された人権教室のうち、人権擁護委員が関与したものは、全体の96.9パーセントに当たる19,251回であった。
また、全国人権擁護委員連合会は、法務省と共催で「第34回全国中学生人権作文コンテスト」を実施した。
- (9) 第62回全国人権擁護委員連合会総会
平成26年7月17日から18日にかけて、宮城県仙台市において開催され、予算、事業（行事）計画等について熱心な討議が行われた。
なお、同総会において、次の宣言及び決議が採択された。
・社会の期待に応える人権擁護委員活動を委員が一丸となって(宣言及び決議)
- (10) 「拉致問題を考える講演会とコンサートの集い」
平成26年12月14日に、全国人権擁護委員連合会、人権擁護委員中部連盟、法務省等の共催で、拉致被害者の蓮池薫氏と愛知工業大学名電高等学校吹奏楽部を迎

えて名古屋市で開催した。

3 人権擁護委員の表彰

長年、人権擁護活動に従事し、功績のあった人権擁護委員に対する表彰として、平成26年は、叙勲15人、藍綬褒章20人、法務大臣表彰170人の顕彰が行われた。

4 人権擁護委員に対する研修

人権擁護委員組織体における指導者を養成するため、人権擁護委員活動及び人権擁護委員組織体の運営において中心的役割を担う立場にある人権擁護委員100人に対し、その職務の遂行に必要なマネジメント能力の向上を図るとともに、高度な人権相談技法、人権啓発手法、人権侵害事件の処理及び最新の人権課題に関する知識等を修得させることを目的とした人権擁護委員指導者養成研修を実施した。

5 「人権擁護功労賞」表彰

人権擁護活動に顕著な功績があった団体等に対する表彰として、法務大臣表彰状が2団体、全国人権擁護委員連合会長表彰状が2団体に、また、法務大臣感謝状が2団体に、それぞれ授与された。

6 人権擁護局報の編集・発行

人権擁護事務担当職員の執務参考のため隔月1回編集・発行している。平成26年は第348号から第353号を発行した。

調査救済課

法務省組織令第47条、第49条

1 人権侵害事件の新規救済手続開始状況

法務省の人権擁護機関では、人権侵害事件調査処理規程に基づき、人権侵害を受けた者からの申告等を端緒に人権侵害の被害の救済に努めている。

(1) 事件数

平成26年中に新たに救済手続を開始した人権侵害事件数は21,718件で、前年に比し、719件減少した。この手続開始件数の開始内訳をみると、人権を侵害された者、あるいはその親族等の関係者から、人権侵害の事実がある旨及びこれに対し擁護救済を求める旨の口頭又は書面による申出を受けた「申告」が20,995件で、新規手続開始総数の96.7%を占めている。

(2) 事件の傾向

平成26年中に新たに救済手続を開始した人権侵害事件のうち私人間の人権侵害事件は15,753件（72.5%）で、前年に比し、191件（1.2%）増加し、公務員等による人権侵害事件は5,965件（27.5%）で、前年に比し、910件（13.2%）減少した。

次に、人権侵害事件の内訳をみると、私人間の人権侵害事件では、「暴行虐待」4,134件、「住居・生活の安全に関する侵害」3,256件、「強制・強要」2,327件、「プライバシーに関する侵害」2,079件、「労働権に対する侵害」2,245件、「差別待遇」869件などとなっている。

公務員等の職務執行に伴う人権侵犯事件では、「学校におけるいじめ」3,763件、「教育職員によるもの」1,505件、「警察官によるもの」214件、「刑務職員によるもの」104件、地方公務員等「その他の公務員によるもの」364件などとなっている。

(3) 人権侵犯事件新規救済手続開始件数比較

(平成22年～同26年)

年次	私人間の 侵犯事件	公務員等による 侵犯事件	計	対前年増減比(%) (△は減)		
				私人間	公務員	全体
平成年						
22	16,957	4,739	21,696	△ 4.2	34.9	2.3
23	17,027	5,141	22,168	0.4	8.5	2.2
24	16,646	6,284	22,930	△ 2.2	22.2	3.4
25	15,562	6,875	22,437	△ 6.5	9.4	△ 2.2
26	15,753	5,965	21,718	1.2	△ 13.2	△ 3.2

(4) 私人間の人権侵犯事件新規救済手続開始件数比較

(平成25・26年)

区分	平成25年	平成26年	対前年増減比(%) (△は減)
暴行虐待	4,452	4,134	△ 7.1
住居・生活の安全に関する侵犯	3,265	3,256	△ 0.3
強制・強要	2,894	2,327	△ 19.6
プライバシーに関する侵犯	1,773	2,079	17.3
労働権に対する侵犯	1,597	2,245	40.6
差別待遇	630	869	37.9
人身の自由関係	83	72	△ 13.3
教育を受ける権利への侵犯	10	7	△ 30.0
信教の自由に対する侵犯	19	42	121.1
私的制裁	4	4	0

(注) 本表は、私人間の侵犯事件のうち主要事件を掲載した。

(5) 公務員等による人権侵犯事件新規救済手続開始件数比較

(平成25・26年)

区 分	平成25年	平成26年	対前年増減比(%) (△は減)
学校におけるいじめ	4,034	3,763	△ 6.7
教育職員によるもの	2,022	1,505	△ 25.6
特別公務員によるもの			
警察官によるもの	237	214	△ 9.7
その他の特別公務員によるもの	6	15	150.0
刑務職員によるもの	166	104	△ 37.3
その他の公務員によるもの	410	364	△ 11.2
計	6,875	5,965	△ 13.2

(注) 1 「学校におけるいじめ」とは、いじめに対する学校の不適切な対応等をいい、私立学校におけるいじめを含む。

2 「教育職員によるもの」とは、教員による体罰・不適切な指導等をいい、私立学校の教育職員を含む。

2 人権侵犯事件の処理状況

平成26年中に処理した人権侵犯事件数は、21,718件（私人間による人権侵犯事件15,398件、公務員による人権侵犯事件6,320件）で前年に比し、454件（2.0%）減少した。

主なものを、処理区分別にみると、「援助」が20,105件（92.6%）と最も多く、「要請」が695件（3.2%）、「説示」が455件（2.1%）、「啓発」が158件（0.7%）、「調整」が37件（0.2%）及び「措置猶予」が10件（0.05%）である。

このほか、「侵犯事実不明確」が649件（3.0%）、「侵犯事実不存在」が10件（0.05%）となっている。

3 人権相談

(1) 人権相談事件数

平成26年中に法務局及び地方法務局並びに人権擁護委員が取り扱った人権相談は253,414件である。全国の法務局・地方法務局及びその支局では、常設人権相談所が開設されており、面接又は電話により相談を受け付けている。電話による相談についてはナビダイヤル化（平成23年4月から）され、全国共通の電話番号となっている。

また、法務局・地方法務局には、専用電話相談窓口として、子どもの人権問題に係る「子どもの人権110番」及び女性の人権問題に係る「女性の人権ホットライン」（ともに平成18年4月からナビダイヤル化、子どもの人権110番については平成19年2月からフリーダイヤル化）がそれぞれ開設されており、平成26年中は「子どもの人権110番」については25,711件、「女性の人権ホットライン」については21,033件の利用があった。全国の小中学生に配布された「子どもの人権SOSミニレター」（便箋兼封筒）については、平成26年中に17,626件の利用があった。

さらに、インターネットが国民生活に普及している現状を踏まえて、人権問題

に関する相談を24時間365日受け付ける「インターネット人権相談受付窓口」（SOS-eメール）が開設されている。

(2) 人権相談を強化するための取組

これらの取組の強化を目的として、以下のとおり各種強化週間を実施した。これらの強化週間中は、平日の相談受付時間を午後7時まで延長し、また、平日には利用が困難な方も相談しやすいよう閉庁日にも開設（午前10時から午後5時まで）して、電話相談に応じた。

ア 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間（6月23日（月）から同月29日（日）までの7日間）

イ 全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間（9月8日（月）から同月14日（日）までの7日間）

ウ 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間（11月17日（月）から同月23日（日）までの7日間）

(3) 外国人のための人権相談所の開設

東京、大阪、名古屋、広島、福岡、高松の各法務局及び神戸、松山の各地方方法務局においては、通訳を配置した「外国人のための人権相談所」をそれぞれ開設している。

4 人権相談等の広報

(1) テレビ、ラジオ

○8月16日・17日 政府広報・ラジオ番組「Weekly ニッポン！！」

「あなたは大丈夫？インターネットと人権侵害」をメインテーマとして放送

○8月30日・31日 政府広報・ラジオ番組「Weekly ニッポン！！」

全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間実施をメインテーマとして放送

○11月15日・16日 政府広報・ラジオ番組「Weekly ニッポン！！」

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間実施に関してスポットCMを放送

(2) 新聞、雑誌

○6月23日～6月29日 全国紙、ブロック紙、地方紙での突き出し広告

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間実施に関する広報

○9月1日～9月7日 全国紙、ブロック紙、地方紙での突き出し広告

全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間実施に関する広報

○11月 内閣府政府広報誌「共同参画」

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間実施に関する広報

(3) その他

○6月 政府広報オンライン「月間・週間（6月）」

○6月23日～6月29日 政府広報・インターネットテキスト広告（朝日新聞デジ

タル)

テーマ 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間実施に関する広報

○7月 政府広報「音声広報CD『明日への声』」

テーマ 全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間実施に関する広報

○8月 政府広報オンライン「月間・週間（9月）」

○9月8日～9月14日 政府広報・インターネットテキスト広告（YOMIURI ONLINE）

テーマ 全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間実施に関する広報

○9月1日～10月1日 インターネットバナー広告

テーマ いじめ等の子どもの人権問題に係る相談窓口

○11月 政府広報オンライン「月間・週間（11月）」

○11月～ 政府インターネットテレビ「その悩み 人権侵害かも 法務局へご相談ください！」

○11月17日～11月23日 政府広報・インターネットテキスト広告（Yahoo! JAPAN）

テーマ 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間実施に関する広報

(4) ポスター等の作成・配布

○全国一斉「子どもの人権110番」強化週間ポスター 40,100枚

○全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間ポスター 25,800枚

○全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間ポスター 22,140枚

「人権侵害事件」統計資料（平成26年）

件名	総数	旧受計	新受計		手続開始内訳		処 理			処 置			内 訳			未 済									
			数	件	申告職員受	委員受	告発	委任	移	理	件	通	告	告	告		告	告							
																			件	件	件	件	件	件	件
			件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件											
総 合 計	23,062	1,344	21,718	9,303	11,692	10	44	664	5,214	20,105	37	695	455	1	-	-	10	10	649	133	22	4	158	1,344	
総 計	6,847	882	5,965	2,024	3,430	2	1	503	5	6,320	5,353	12	518	441	1	-	6	4	365	39	4	4	96	527	
特別公務員による侵害																									
（ 警察官によるもの	248	34	214	133	81	-	-	-	-	233	197	-	-	-	-	-	-	-	36	-	-	-	-	1	15
（ その他特別公務員	18	3	15	13	2	-	-	-	-	15	11	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-	-	-	-	3
教育職員による侵害																									
（ 体罰	1,011	437	574	135	98	-	-	341	-	760	182	1	565	422	1	-	5	-	49	5	2	-	-	45	251
（ その他	1,023	92	931	410	502	-	-	18	1	947	849	1	8	6	-	-	-	-	69	15	1	1	19	76	
学校におけるいじめ	3,931	168	3,763	1,040	2,588	2	-	131	2	3,838	3,750	6	4	3	-	-	1	1	65	8	1	1	24	93	
刑務職員による侵害	193	89	104	83	9	-	-	12	-	144	49	-	-	-	-	-	-	1	90	4	-	-	2	49	
その他の公務員による侵害																									
（ 国家公務員	72	16	56	27	26	-	-	1	2	68	47	-	-	-	-	-	-	1	17	1	-	2	-	4	
（ 地方公務員	315	42	273	165	107	-	-	1	-	280	234	4	1	-	-	-	-	-	36	5	-	-	5	35	
（ その他	36	1	35	18	17	-	-	-	-	35	34	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	
総 計	16,215	462	15,753	7,279	8,262	8	43	161	-	15,398	14,752	25	177	14	-	-	4	6	284	94	18	-	62	817	
人身売買	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
売春に伴う侵害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
暴行虐待	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（ 家族間におけるもの	1,531	2	1,529	494	1,031	1	-	3	-	1,529	1,536	-	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	2	
（ 夫の妻に対するもの	86	-	86	27	59	-	-	-	-	86	86	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（ 妻の夫に対するもの	1,010	52	958	394	530	3	-	31	-	974	967	-	-	-	-	-	-	1	6	-	-	-	-	36	
（ 親子に対するもの	447	1	446	132	290	-	-	4	-	445	443	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2	
（ 子の親に対するもの	391	8	383	132	251	-	-	-	-	388	382	3	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	3	
（ その他	741	9	732	288	429	1	-	14	-	714	697	2	2	3	-	-	-	-	9	2	-	-	3	27	
（ その他	4	-	4	2	1	-	-	2	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
私的制裁	236	8	228	139	87	-	-	2	-	221	207	-	-	-	-	-	-	-	13	1	-	-	1	15	
医療に関する侵害																									
人身の自由関係																									
（ 精神保健法関係	68	1	67	44	20	-	-	3	-	61	58	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	7	
（ その他	7	2	5	1	3	-	-	1	-	6	5	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	
社会福祉施設関係																									
（ 施設職員によるもの	250	51	199	70	69	-	-	60	-	161	122	-	4	3	-	-	-	-	22	1	10	-	6	89	
（ その他	48	1	47	21	24	-	-	2	-	44	43	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	4	
村八分	36	1	35	15	20	-	-	-	-	31	30	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	5	
差別待遇																									
（ 女性に関するもの	47	-	47	23	24	-	-	-	-	46	43	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	1	

1 第66回人権週間

国際連合は、昭和23年（1948年）12月10日の第3回総会で、「世界人権宣言」を採択した。「世界人権宣言」は、世界における自由、正義及び平和の基礎である基本的人権を確保するために、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準となるべきものである。国際連合は、その2年後の昭和25年（1950年）12月4日の第5回総会において、世界人権宣言の採択日である12月10日を「人権デー」（Human Rights Day）と定め、全ての加盟国及び関係機関が、この日に世界人権宣言を採択したことを祝賀する日として、人権擁護活動を推進するための諸行事を行い、その行事の結果を毎年国際連合に報告するよう要請する決議を採択した。

我が国では、「世界人権宣言」が採択された翌年の昭和24年（1949年）以来、毎年12月4日から10日までを「人権週間」と定め、関係諸機関及び諸団体の協力の下に、広く国民に人権尊重思想の高揚を呼び掛ける大規模な啓発活動を展開している。

平成26年度の第66回人権週間においては、関係機関と連携・協力して、啓発活動重点目標である「みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～」の下、「女性の人権を守ろう」、「子どもの人権を守ろう」、「高齢者を大切にすることを育てよう」、「障害のある人の自立と社会参加を進めよう」、「平和問題に関する偏見や差別をなくそう」、「アイヌの人々に対する理解を深めよう」、「外国人の人権を尊重しよう」、「H I V感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう」、「刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう」、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」、「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」、「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」、「ホームレスに対する偏見をなくそう」、「性的指向を理由とする差別をなくそう」、「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」、「人身取引をなくそう」及び「東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう」の17の年間強調事項を踏まえて、全国各地において、講演会、座談会等の開催、スポーツ選手及び児童生徒の協力による「一日人権擁護委員」の啓発活動、デパートや公民館等における人権相談所の開設等を行ったほか、新聞及びインターネット等のマスメディアを活用した集中的な啓発活動を行った。

2 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

平成18年6月23日に施行された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」において、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する啓発を図ることが政府及び地方公共団体の責務として定められた。同法は12月10日から同月16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めており、平成26年度は、拉致問題対策本部と法務省の共催で拉致問題啓発コンサート『『ふるさとの風』コンサート』（平成26年12月8日）及び「対北朝鮮ラジオ放送シンポジウム－北朝鮮の人権問題・拉致問題とラジオ放送の役割－」（平成26年12

月13日)を、全国人権擁護委員連合会、人権擁護委員中部連盟、法務省等の共催で「拉致問題を考える講演会とコンサートの集い」(平成26年12月14日)を開催したほか、啓発週間ポスター及びチラシを作成の上、省内各組織、各府省庁、地方公共団体等に配布するとともに、全国の法務局・地方法務局においても掲出・配布した。

3 人権に関する国家公務員等研修会及び人権啓発指導者養成研修会

人権教育・啓発に関する基本計画の趣旨に沿い、人権問題に関して、国家公務員等の理解と認識を深めることを目的として、中央省庁等の職員を対象とする人権に関する国家公務員等研修会を開催している。

平成26年は、平成25年度後期(平成26年2月13日)には298人、平成26年度前期(平成26年9月17日)には281人の参加があった。

また、人権尊重の意識を高めていく上で、地方公共団体の果たす役割は非常に大きいことから、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員を対象にして、その指導者として必要な知識を習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を開催している。

平成26年は、平成26年10月1日から3日までの3日間(名古屋会場：参加者51人)及び同年10月22日から24日までの3日間(東京会場：参加者61人)及び同年11月10日から12日までの3日間(京都会場：参加者99人)の3回開催した。

いずれも、公益財団法人人権教育啓発推進センターに対する中央委託事業として実施している。

4 全国中学生人権作文コンテスト

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、昭和56年度から人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動の一環として、次代を担う中学生が人権問題についての作文を書くことによって豊かな人権感覚を身に付けることなどを目的とする「全国中学生人権作文コンテスト」を実施しており、平成26年度で34回目を迎えている。

上位入賞者の作品については、「第34回全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集」として冊子に編集し、中学校、市区町村、図書館等に配布した。また、法務省において平成26年12月25日に中央大会表彰式を、法務局・地方法務局において人権週間を中心として地方大会表彰式を開催した。

平成26年度は、7,083校から、日常の家庭生活、学校生活等の中で得た体験をもとに、基本的人権を守ることの重要性についての考えをまとめた953,211編という過去最高となる多数の作文の応募があった。これは、多くの中学生が、人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けるよい機会となっている。

全応募作品の内容別内訳は、「いじめ」に関する作文が応募総数全体の31.3%(298,227編)を占めており、中学生にとって依然として、「いじめ」が極めて身近で重大な人権問題として意識され、深刻な状況にあることがうかがえる。

5 人権教室

人権教室は、子どもたちが「いじめ」等について考える機会を作ることによって、

相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうことなどを目的とし、全国の人権擁護委員が中心となって、主に小学生を対象とした啓発活動として実施している。

この活動では、人権の花運動（後記6参照）における学校訪問や総合的な学習の時間等を利用して、アニメーション形式による人権啓発ビデオや紙芝居・絵本等、工夫した教材を活用することにより、人権尊重思想について子どもたちに分かりやすく理解してもらう内容となるように努めている。

また、スポーツ選手やコーチを講師にするなどして、ゲームや体験談から、信頼や絆、助け合いの精神に基づいたチームプレーやフェアプレー精神など、子どもたちが学んだことを通して、相手への思いやりの心などの人権を尊重する気持ちを体得してもらうことを目的とした人権スポーツ教室を平成24年から実施している。

この活動では、参加する選手やコーチ、保護者ら大人への啓発という副次的な効果も期待できるものである。

平成26年度は、小学校のほか、中学校、幼稚園、保育所において、19,871回、796,748人の過去最高となる参加者を対象に広範囲に行われた。

6 人権の花運動

人権の花運動は、花の種子、球根等を、児童が協力し合って育てることを通して、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想を育み情操をより豊かなものにするを目的とした活動であり、地域人権啓発活動活性化事業として、地元の人権擁護委員が中心となって、主に小学生を対象とした啓発活動として昭和57年度から実施しているものである。また、この活動では、育てた花を父母や社会福祉施設に贈ったり、写生会、鑑賞会を開催するなどの一連の機会を捉えて広く人権尊重思想の普及高揚を図ることも趣旨の一つとなっている。

平成26年度は、小学校3,270校のほか、546の中学校・幼稚園・保育所等において483,788人を対象に広範囲に行われた。

7 人権啓発資料法務大臣表彰

人権尊重思想の普及高揚と基本的人権の擁護の促進を図り、地方公共団体における今後の啓発活動をより一層充実させることを目的に、地方公共団体が作成する人権に関する啓発資料について特に優れた作品を選出し、法務大臣表彰を行っている。

平成26年度に地方公共団体から提出された資料の数は、ポスター部門が146点、出版物部門が1,034点、新聞広告部門が17点、映像作品部門が14点、その他361点の合計1,572点であった。

8 世界人権宣言啓発書画ミニパネル及び人権マンガパネル展示会

世界人権宣言啓発書画ミニパネルは、世界人権宣言採択35周年に当たる昭和58年の第35回人権週間に、世界人権宣言に示された人類の英知に感動した日本の書道家小木太法氏とブラジルの画家オタビオ・ロス氏が、世界人権宣言の全文を書画によ

り芸術的に表現し、パネルにしたもの（全部で31枚）である。

人権マンガパネルは、世界人権宣言採択60周年に当たる平成20年に、社団法人日本漫画家協会の協力の下、同会所属の著名な漫画家による作品をパネルにしたもの（全部で31枚）と、法務省の人権イメージキャラクター「人KENまる君・人KENあゆみちゃん」をデザインしたやなせたかし氏が児童向けに創作した絵本・紙芝居「ぐらぐらもりのおぼけ」の原画を基に、これをパネルにしたもの（全部で16枚）である。

法務局・地方法務局では、人権週間を中心としてこれらのパネルを各地で展示し、世界人権宣言等の周知のための活動を行っている。

9 啓発・広報活動

(1) 人権擁護局の啓発・広報活動

ア テレビ、ラジオ

- 8月16日 政府広報・ラジオ番組「Weekly ニッポン！」
テーマ あなたは大丈夫？インターネットと人権侵害
- 8月23日 政府広報・ラジオ番組「Weekly ニッポン！」CM
テーマ 外国人の人権を尊重しよう

イ 新聞、雑誌

- 8月24日 全国版の小学生新聞
8月24日 全国版の中学生新聞
ハンセン病患者等の人権に関する広報
- 11月1日～12月10日 地方紙52紙
全国中学生人権作文コンテスト、北朝鮮人権侵害問題啓発週間に関する啓発広報
- 11月24日 全国紙1紙
ヘイトスピーチに関する啓発広報

ウ その他

- 3月3日～3月10日 インターネット広告
テーマ 外国人の人権を尊重しよう
- 6月1日 政府広報オンライン「月間・週間（6月）」
テーマ 「人権擁護委員の日」
- 7月7日～7月20日 インターネットバナー広告
テーマ ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」
- 8月25日～9月24日 インターネット広告
テーマ 「いじめ」しない させない 見逃さない
- 11月4日～11月17日 インターネットバナー広告
テーマ インターネット上における人権に関する正しい理解を深めよう
- 12月8日～12月14日 インターネットバナー広告

テーマ 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

○12月1日～12月7日 インターネットバナー広告

テーマ アイヌ民族に対する国民の理解を深めよう

○12月8日～12月14日 政府広報・インターネットテキスト広告

テーマ 日本へ帰る！その日を信じて…北朝鮮人権侵害問題啓発週間

エ ポスター等の作成・配布

○第66回人権週間ポスター	28,755枚
○啓発活動重点目標・調査救済制度周知ポスター	23,700枚
○人権擁護委員制度周知ポスター	64,470枚
○北朝鮮人権侵害問題啓発週間ポスター (交通広告を含む。)	74,572枚
○外国人の人権ポスター・リーフレット	9,080枚・11,000枚
○啓発冊子「人権の擁護」	200,000部
○冊子「みんなともだち マンガで考える「人権」	70,000部
○冊子「「いじめ」しない させない 見逃さない」	60,000部
○第33回全国中学生人権作文コンテスト入賞作品集	100,000部
○人権啓発卓上カレンダー	120,000部

(2) 中央委託事業として実施した啓発活動

委託先 公益財団法人人権教育啓発推進センター

委託内容

ア 人権シンポジウムの実施

- 長崎会場 平成26年1月26日(日)長崎県長崎市(チトセピアホール)「子どもと人権～いじめ・体罰・虐待のない社会を目指して～」
- 福島会場 平成26年9月27日(土)福島県いわき市(いわき芸術文化交流館)「震災と人権～真の心の復興・生活再建を目指して～」
- 大阪会場 平成26年11月15日(土)大阪府大阪市(オーバルホール)「外国人と人権～違いを認め、共に生きる～」

イ 人権啓発教材の制作

- 啓発ビデオ「わたしたちの声 3人の物語～「全国中学生人権作文コンテスト」入賞作品をもとに～」
- 啓発紙芝居「はくのみもち きみのきもち」
- 啓発教材「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権」

ウ 人権ライブラリー事業

エ 新聞広報

- Jリーグと連携した新聞広報
8月23日ほか 朝日新聞全国版(朝刊)ほか
- 子ども向け新聞広報

8月25日ほか 朝日小学生新聞全国版ほか

○「ヘイトスピーチ、許さない」広告

11月24日 朝日新聞全国版（朝刊）

○法務省人権擁護局長と著名人の鼎談広告

12月4日 朝日新聞全国版（朝刊）

オ テレビ広報

○いっこく堂氏の映像 人権週間編

12月4日～12月10日 BS11

カ ラジオ広報

○人権啓発イベント公開収録

公開収録日 11月10日、放送日 12月6日

キ 雑誌広報

○子ども向け雑誌の発行

9月13日 「Newsがわかる」毎日新聞社

ク インターネット広報

○人権週間特設サイト「みんなで築こう人権の世紀」

12月1日～12月28日 法務省ホームページ, YouTube 法務省チャンネル,
Yahoo!JAPAN

ケ 人権擁護に関する調査・研究

(3) 地方委託事業として実施した啓発活動

委託先 都道府県及び政令指定都市

委託内容 講演会の実施, 資料の作成・配布, 放送番組の提供, スポット広告
放送の提供・インターネットバナー広告の掲載, 新聞広告の掲載,
地域総合情報誌掲載, 研修会の開催, 地域人権啓発活動活性化事業
(人権の花運動を含む。)の実施, 人権啓発フェスティバル事業の
実施等

Ⅶ 入国管理局

法務省設置法第3条、第4条、法務省組織令第2条、第9条、第12条、
第51条～第56条、法務省組織規則第17条～第19条

〈重要施策の概要〉

1 在留資格「高度専門職」の創設

我が国での就労を目的とする外国人の受入れについて、専門的な知識、技術、技能を有する外国人については、我が国の経済社会の活性化に資するとの観点から、積極的に受け入れることとしているが、この中でも特に高度の知識・技術等を有する高度人材は、我が国社会における新たな活力の創造、国際競争力の強化等に大きく寄与するものと考えられ、少子・高齢化に伴う人口減少社会の到来が進行する中で、我が国が持続的な経済成長を成し遂げていくため、このような我が国社会に活力をもたらす高度人材の受入れを強力に推進していく必要がある。

平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、「我が国の経済成長等に貢献することが期待される高度な能力や資質を持つ外国人が、円滑に我が国に来られるようにする。このため、高度人材ポイント制について、年収基準の見直し、永住許可要件としての在留歴の短縮（5年から3年とする。）等の見直しを行い、本年内に新たな制度を開始する」とこととされた。この「日本再興戦略」や第6次出入国管理政策懇談会での議論等を踏まえ、高度の専門的な能力を有する外国人の受入れをより一層促進するため、このような高度人材を対象とした新たな在留資格を創設すること等の内容を盛り込んだ出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案を第186回通常国会に提出し、同法案は平成26年6月11日に可決、同月18日に公布された。具体的には、これまで「特定活動」の在留資格を付与して出入国管理上の優遇措置を実施してきた高度人材ポイント制の対象者のために、新たな在留資格「高度専門職1号」を設け、法律上の位置付けを明確にするとともに、さらに同在留資格をもって一定期間以上在留した者を対象に、在留期間を無期限とし、活動の制限も大幅に緩和される新たな在留資格「高度専門職2号」を創設するものである。

2 観光立国の実現に向けた取組

観光は、我が国の地域活性化や雇用機会の増大という効果が期待される重要な成長分野として位置付けられ、平成25年3月から、全閣僚をメンバーとする観光立国推進閣僚会議が開催されており、平成26年6月には同会議において「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」が取りまとめられた。

入国管理局においては、観光客を装ったテロリスト等の入国を確実に水際で阻止しつつ、観光立国実現の観点から、出入国審査手続の迅速化・円滑化を図ることとしており、これまでに、空港における審査待ち時間短縮のための自動化ゲートの利用促進や、航空機の到着前に事前に要注意外国人を把握するための事前旅客情報システム（A P I S）の活用、大型クルーズ船乗客に対する寄港地上陸許可制度を活

用した審査等の措置をとってきたところ、第6次出入国管理政策懇談会の報告のほか、「日本再興戦略」改訂2014」及び「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」を踏まえ、出入国手続の迅速化・円滑化に資する新たな施策の検討を行った上、クルーズ船乗客を対象とした新たな特例上陸許可制度（船舶観光上陸許可制度）の創設や、頻繁に来日する外国人のうち出入国管理上のリスクが低い者を新たに自動化ゲートの利用対象者とする等の内容を盛り込んだ前記出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案を第186回通常国会に提出し、同法案は平成26年6月11日に可決・成立し、同月18日に公布された。

3 厳格な出入国審査等の水際対策の実施

外国人の適正・円滑な受入れ施策等を進める一方で、我が国の治安や国民の安全等を守るため、我が国での不法就労や不法行為を企図して入国する者、テロリスト、密航者等の入国を水際で確実に阻止するとともに、これらの者が既に国内に滞在している場合には、これを着実かつ速やかに国外退去させる必要がある。

具体的には、平成19年11月から導入した個人識別情報を活用した上陸審査は、上陸拒否事由に該当する者が偽変造旅券を行使するなどして身分事項を偽って入国を企てる事案の発見に大きな効果を上げているが、近時、指紋に傷を付ける、指紋を手術するなどの工作により、その同一人性の確認を困難にしようとする巧妙な事案も発生している。このため、平成22年3月から、指紋の状態をブースにいる入国審査官がディスプレイ上で確認できるようにするとともに、提供された指紋の品質値について厳格な基準を設け、それが一定程度以下の場合には、入国審査官が指の状態を目視の上、指紋に偽装がないかの確認を実施している。さらに、平成23年10月から、手術指紋判定機能を搭載し、判定結果をディスプレイ上で確認している。

また、個人識別情報を活用した上陸審査を回避して不法入国等するいわゆる密航事案への対策として、入国警備官で組織する「機動班」を設置し、関係機関との連携を強化しつつ、海港や沿岸地域におけるパトロール及び入国船舶に対するサーチ等を実施している。

このほか、我が国における主要空港内の直行通過区域を悪用した第三国への不法入国事案も発生していることから、同区域における入国警備官による組織的な巡回パトロール体制を強化し、不審者の監視や摘発を行っている。

4 難民の適正かつ迅速な庇護の推進

(1) 第三国定住による難民の受入れ

第三国定住とは、出身国から避難し、隣国の難民キャンプ等で一時的に滞在している難民を、その他の国（第三国）が新たに受け入れて定住させるものであり、「出身国への自発的帰還」及び「第一次庇護国への定住」と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられている。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するという観点から、第三国定住による難民の受入れを各国に推奨している。

我が国においても、従来からインドシナ難民や難民条約上の難民と認定された者への定住支援策を講じてきたところであるが、アジア地域での難民に関する諸問題に対処するため、第三国定住制度の導入に関する閣議了解（平成20年12月16日「第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの実施について」）がなされた。この閣議了解及び「第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケース実施の具体的措置について」（平成20年12月19日難民対策連絡調整会議決定）に従い、関係行政機関は、相互に協力し、平成22年度から、パイロットケースとして、タイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民を毎年約30人受け入れ、定住支援を実施した後、様々な角度から調査・検証等を行い、その結果を踏まえて今後の受入れ体制につき更なる検討を行うこととされ（対象キャンプ等はその後拡大。）、平成22年度から平成26年度までに18家族86人が来日した（平成24年度は3家族16人の来日が決定していたが、いずれも来日前に辞退した。）。

平成24年3月から平成25年12月まで、難民対策連絡調整会議の下に「第三国定住に関する有識者会議」を開催し、同会議の結果を踏まえて、今後の方針について平成26年1月24日に閣議了解が行われた。平成27年度以降は、この閣議了解及び「第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について」（平成26年1月24日難民対策連絡調整会議決定）の内容に従い、マレーシアに一時滞在するミャンマー難民を受入れの対象とすることとされた。

入国管理局は、主に受入難民の選考手続を担当し、現地に職員を派遣し面接調査を行うなどしている。今後も、関係機関と協力して、第三国定住難民の円滑な受入れに努めることとしている。

(2) 適正かつ迅速な案件処理の促進

難民認定申請案件については、難民として認定されるべき者等の法的地位の早期安定化を図るため、平成22年7月から、6か月を標準処理期間とし、四半期毎に、難民認定申請案件についての平均処理（審査）期間を公表しているところ、申請数の急増に伴い、平成26年度各四半期の平均処理（審査）期間は、いずれも6か月を超過した。

このような状況の下、法務大臣の私的懇談会である「第6次出入国管理政策懇談会」の下に設けられた「難民認定制度に関する専門部会」において、平成25年11月から1年以上にわたって難民認定制度の見直しについて議論が行われ、平成26年12月26日、検討結果をまとめた報告書が法務大臣に提出された。報告書においては、真の難民を迅速かつ確実に庇護する観点から、「保護対象の明確化による的確な庇護」に関する取組、「手続の明確化を通じた適正・迅速な難民認定」に関する取組、「認定判断の明確化を通じた透明性の向上」に関する取組、「認定実務に携わる者の専門性の向上」に関する取組について提言がなされた。今後報告書の趣旨を踏まえ、難民認定制度の見直しを進めていく。

また、UNHCR等とも連携し、出身国情報や国際情勢に関する基礎資料の収

集及び整備を図るとともに、専門的知識や的確な調査技術を有する職員を養成するための研修を強化するなど難民認定行政に係る体制を強化しており、今後もより一層の適正かつ迅速な審査を推進していくこととしている。

5 不法滞在者・偽装滞在者対策

不法滞在者対策としては、これまでに、

- ① 不法就労者が多く存在する大都市圏での摘発業務に従事する「摘発方面隊」の設置や警察等関係機関と協力して行う合同摘発の推進
- ② 上陸審査時の個人識別情報の活用
- ③ ICPO紛失・盗難旅券情報システムの活用
- ④ 出国命令制度による不法滞在者の自発的な出頭の促進
- ⑤ 正規滞在者のみに就労の可否まで記載された在留カードを交付する等の新たな在留管理制度の導入

等の取組を行い、これらの取組により、平成5年に約29万9千人に達した不法残留数を平成26年1月現在、約5万9千人にまで減少させている。

他方、近年の傾向として、不法滞在者の小口化・拡散化が顕著になり、関係機関と積極的な摘発を行っているが、1か所当たりの被摘発者数が減少傾向にあり、法違反者の効率的な摘発が困難になってきている。また、摘発を免れるべく、偽装結婚したり、留学生を装って専ら就労活動を行うなど、正規在留者を装って我が国に在留する「偽装滞在者」の増加が懸念されている。

入国管理局では、一般人や警察等関係機関から得られる不法滞在者・偽装滞在者に係る情報のより一層綿密な分析による効率的な摘発の推進、警察との協力関係の強化による合同摘発の実施等を図るとともに、出国命令制度や在留特別許可に係るガイドラインに関する積極的な広報による出頭申告の一層の促進に努めている。

加えて、平成21年の改正入管法では、適法に在留する外国人の利便性を向上させるための措置を講ずるとともに、不法滞在等を抑制するための種々の方策を講じた。具体的には、①新しい在留管理制度が導入される以前は不法滞在者にも外国人登録証明書が交付されていたことにより、これを携帯する外国人が適法に在留するものであるとの誤解を生じさせていたのを改め、在留管理制度の対象者を適法に在留する中長期在留外国人に限定したこと、②法務大臣が継続的に把握すべき情報の正確性を担保するため届出事項についての事実の調査ができるようにし、偽装結婚等の事案に対処することができるようにしたこと、③不法就労助長行為等に的確に対処するための退去強制事由・罰則の整備に係る措置を採ったことなどにより、不法滞在者が容易に本邦での滞在を継続できないような仕組みを設計したこと等である。この③のうち退去強制事由については平成22年7月1日に、それ以外については、平成24年7月9日に施行されている。

また、入国管理局としては、新しい在留管理制度の下では、新たに、外国人本人や外国人の留学先等の所属機関から、出入国管理行政の的確な遂行に必要な情報の

提供を受けることとなったところ、それらの情報を既存の情報とともに分析・活用することで、不法滞在者や偽装滞在者を生まない社会の構築に努めている。

〈会同〉

月 日	件 名	協 議 事 項
5.26	地方入国管理局・入国者 収容所総務課長・会計課 長会同	1 行政改革・行政コスト削減に適切に対処 するため、予算担当課長として考慮すべき 事項について 2 会計業務を巡る諸問題への対応に当たり、 予算担当課長として考慮すべき事項につい て 3 庁舎等施設保全について 4 観光立国の実現に向けた接遇の在り方につ いて
7.4	地方入国管理局長・入国 者収容所長会同	今後の出入国管理行政における審査業務・ 警備業務の在り方について
10.14～15	地方入国管理局審査監理 官・首席審査官会同	1 入国・在留諸申請の傾向、注目すべき点 及びこれらへの対応 2 円滑な入国審査のための方策について 3 タイ人・マレーシア人への査証免除措置 の上陸審判業務への影響について 4 最近の訴訟の動向を踏まえた在留特別許 可に係る評価の在り方等について 5 裁決後に生じた事情変更の評価の在り方 等について 6 技能実習制度の適正な運用について 7 「難民認定制度に関する専門部会」にお ける議論を踏まえた、適正かつ迅速な案件 処理の方策について
10.29～30	地方入国管理局・入国者 収容所警備監理官・首席 入国警備官会同	1 送還忌避者の送還を推進するための取組 状況等 2 処理業務における改善策等 3 今後の警備業務の在り方について

総務課

法務省組織令第51条, 第52条 法務省組織規則第17条

広報関係

平成26年中の主な広報活動は、次のとおりである。

(1) 不法就労防止のための啓発活動

外国人の雇用を適正化して不法就労を防止するため、政府の「外国人労働者問題啓発月間」である6月を「不法就労外国人对策キャンペーン月間」とし、関係省庁及び地方自治体等の協力を得て、事業主向けに外国人雇用の際の注意点を記載したリーフレットを配布するなどの啓発活動を行った。

(2) 新たな制度や必要な手続についての広報活動

自動化ゲートの利用促進、高度人材ポイント制の案内のほか、特別永住者証明書及び在留カードへの切替に必要な手続案内などについて、法務省ホームページや入国管理局ホームページを利用したり、リーフレットを配布するなどして、その周知を図った。

入国在留課

法務省組織令第5条, 第53条 法務省組織規則第18条

1 厳格かつ円滑な上陸審査の実施

平成19年11月から導入した個人識別情報を活用した上陸審査において、過去の退去強制歴が発覚するのを避けるため、指に傷をつける、指紋を摩耗させる、薄い皮膜やシールを貼付する、指紋を手術するなど、指紋を偽装する事案が報告されており、このような手段は、テロ対策を始めとした厳格な入国審査を実施する上で看過できないことから、提供された指紋の品質値について厳格な基準を設け、それが一定程度以下の場合には、入国審査官が指の状態を目視の上、指紋に偽装がないか確実に確認することとし、さらに指紋の状態をブースにいる入国審査官がディスプレイ上で確認できるようにしている。

また、東京入国管理局成田空港支局、同羽田空港支局、大阪入国管理局関西空港支局及び名古屋入国管理局中部空港支局において「セカンダリ審査」を継続して実施し、入国目的等に疑いがある外国人を別室に案内して、より慎重な審査を行う一方で、大多数の問題のない外国人に対する円滑な入国審査を実施した。

さらにチャーター便等への対応のための「審査応援班」を千歳苫小牧出張所、羽田空港支局及び福岡入国管理局に配置し、地方空港等において円滑な入国審査を実施した。

出入国者数（平成22年～平成26年）

年次	外国人 (一般上陸)	外国人 (特例上陸)							日本人出国
		総数	寄港地	通過	乗員	緊急	遭難	一時庇護	
22	9,443,696	1,972,090	24,355	458	1,946,807	381	89	(-)	16,637,224
23	7,135,407	1,915,705	15,058	2,296	1,897,714	351	286	(10)	16,994,200
24	9,172,146	2,204,644	136,916	2,862	2,064,409	370	82	5	18,490,657
25	11,255,221	2,165,112	76,378	2,571	2,085,701	318	142	2	17,472,748
26	14,150,185	2,452,119	257,873	3,372	2,190,439	360	74	1	16,903,388
対前年 増減率%	25.7	13.3	237.6	31.2	5.0	13.2	-47.9	-50	-3.3

(注1) 乗員上陸許可には、数次乗員上陸許可を含む。

(注2) 一時庇護上陸許可は、平成23年までは一般上陸許可に計上していたが、平成24年からは特例上陸許可に計上している。

在留審査業務処理件数（平成22年～平成26年）

区分	平成22年	23	24	25	26	対前年 増減率 (%)
総数	1,408,033	1,390,830	1,033,618	922,272	904,461	-1.9
在留資格取得	7,572	6,584	8,500	9,804	10,980	12.0
在留期間更新	396,083	384,932	414,379	454,861	451,547	-0.7
在留資格変更	195,017	140,303	131,175	153,796	154,379	0.4
資格外活動	165,204	137,894	148,224	166,797	188,399	13.0
再入国許可	578,988	664,148	270,167	54,308	48,368	-10.9
永住許可	65,169	56,969	61,173	82,706	50,788	-38.6

(注) 再入国許可には、数次再入国許可を含む。

2 対北朝鮮措置

平成18年7月5日の内閣官房長官発表等を受け、①北朝鮮籍を有する者の入国の原則禁止、②在日の北朝鮮当局職員及び在日の北朝鮮当局の職員が行う当局職員としての活動を実質的に補佐する立場にある者による北朝鮮を渡航先とする再入国の原則禁止、③北朝鮮籍船舶の乗組員等の上陸の原則禁止、④「対北朝鮮の貿易・金融措置に違反し、刑の確定した外国人船員の上陸の原則禁止」及び、「そのような刑の確定した在日外国人の北朝鮮を渡航先とした再入国の原則禁止」などの各措置を実施していたが、平成26年7月4日、対北朝鮮措置の一部を解除する旨の内閣官房長官発表に基づき、入国管理局が実施していた対北朝鮮措置（国連安保理決議に基づく措置を除く。）を解除した。

審判課

法務省組織令第51条、第54条

1 外国人の上陸についての口頭審理、異議の申出と法務大臣等の裁決（出入国管理及び難民認定法第10条～第12条）

口頭審理の受理件数は7,577件で、前年に比べ890件、13.3%増加し、異議の申出の受理件数は2,180件で、前年に比べ309件、16.5%増加した。

口頭審理等の結果、退去を命令されるなどその上陸が許可されなかった件数は3,580件（寄港地上陸許可申請不許可事案を含む。）で、前年に比べ721件、25.2%増加した。

(1) 外国人の上陸についての口頭審理件数

(人 員)

平成22年	23	24	25	26
7,375 (2,903)	11,026 (2,718)	8,120 (2,179)	6,687 (2,423)	7,577 (2,255)

- (注) 1 本表は、口頭審理の受理件数である。
2 括弧内の数は、上陸港において口頭審理の結果、特別審理官において上陸の許可証印を行った人員を示し、内数である。

(2) 外国人の上陸に関する異議の申出と法務大臣等の裁決の状況

(人 員)

年 次	異議の申出			裁決の結果				取下等	未処理
	総 数	旧 受	新 受	総 数	上 陸 不許可	上陸特 別許可	理 由 あ り		
平成22年	1,326	7	1,319	1,284	291	975	18	21	21
23	5,754	21	5,733	5,737	303	5,416	18	8	9
24	3,910	9	3,901	3,795	333	3,440	22	63	52
25	1,871	52	1,819	1,803	340	1,442	21	50	18
26	2,180	19	2,161	2,135	366	1,747	22	33	12

2 退去強制についての違反審査、口頭審理、異議の申出と法務大臣等の裁決（出入国管理及び難民認定法第45条～第50条）

違反審査の受理件数は11,645件で、前年に比べ878件、7.0%減少した。

口頭審理の受理件数は4,282件で、前年に比べ660件、13.4%減少し、異議の申出の受理件数は3,936件で、前年に比べ840件、17.6%の減少となった。

在留特別許可数は2,291件で、前年に比べ549件、19.3%の減少となった。

在留特別許可の許否判断の透明性を更に高めるため、これまで在留特別許可された事例等を一覧表形式で公表するとともに、在留特別許可に係るガイドラインを策定するなどの措置を講じている。

(1) 違反審査件数

(人 員)

平成22年	23	24	25	26
25,731	21,584	16,103	12,523	11,645

(注) 本表は、違反審査の受理件数である。

(2) 外国人の退去強制についての口頭審理件数

(人 員)

平成22年	23	24	25	26
8,777	9,286	7,755	4,942	4,282

(注) 本表は、口頭審理の受理件数である。

(3) 外国人の退去強制に関する異議の申出と法務大臣等の裁決の状況

(人 員)

年 次	異議の申出			裁決の結果				取 終	下 止	未 処 理
	総 数	旧 受	新 受	総 数	退 去	在留特 別許可	理 あ り			
平成22年	8,756	712	7,949	8,107	1,748	6,359	-	123	526	
23	9,017	526	8,389	8,447	1,561	6,879	7	111	459	
24	7,485	459	6,952	6,980	1,551	5,336	2	91	505	
25	4,776	505	4,226	4,479	1,588	2,840	1	50	297	
26	3,936	297	3,596	3,545	1,253	2,291	1	34	357	

3 収容令書及び退去強制令書の発付 (出入国管理及び難民認定法第39条～第41条、第47条～第51条)

(1) 収容令書の発付状況

(人 員)

区 分		平成22年	23	24	25	26
不法入国 不法上陸	韓国・朝鮮	433	243	152	89	62
	中 国	1,065	874	457	308	227
	そ の 他	2,274	1,611	1,204	757	727
	計	3,772	2,728	1,813	1,154	1,016
不法残留	韓国・朝鮮	2,179	1,398	1,102	645	474
	中 国	2,840	2,545	2,141	1,797	1,731
	そ の 他	7,594	6,809	5,220	3,311	3,108
	計	12,613	10,752	8,463	5,753	5,313

刑罰法令 違反等	韓国・朝鮮	297	211	360	245	119
	中 国	463	513	524	493	670
	そ の 他	706	720	515	460	558
	計	1,466	1,444	1,399	1,198	1,347
合 計		17,851	14,924	11,675	8,105	7,676

(2) 退去強制令書の発付状況

(人 員)

区 分		平成22年	23	24	25	26
不法入国 不法上陸	韓国・朝鮮	268	218	152	105	67
	中 国	1,078	798	496	350	259
	フィリピン	628	423	304	206	161
	タ イ	198	125	80	58	41
	そ の 他	897	588	532	446	365
	計	3,069	2,152	1,564	1,165	893
不法残留	韓国・朝鮮	1,161	709	523	365	273
	中 国	2,431	1,698	1,452	1,513	1,358
	フィリピン	1,643	1,104	787	582	415
	タ イ	508	353	251	276	404
	そ の 他	2,922	1,724	1,257	1,171	1,124
	計	8,665	5,588	4,270	3,907	3,574
刑罰法令 違反等	韓国・朝鮮	271	245	303	216	106
	中 国	601	607	596	607	680
	フィリピン	109	154	80	70	95
	タ イ	16	40	50	46	44
	そ の 他	546	562	466	414	429
	計	1,543	1,608	1,495	1,353	1,354
合 計		13,277	9,348	7,329	6,425	5,821

- (注) 1 「不法入国・不法上陸」とは、出入国管理及び難民認定法第24条第1号、第2号、第5号及び第5号の2に該当するもの（旧外国人登録令第16条第1項第1号に該当するものを含む。）である。
- 2 「不法残留」とは、出入国管理及び難民認定法第24条第2号の3、第4号（ロ）、第6号、第6号の2、第7号及び第8号に該当するものである。
- 3 「刑罰法令違反等」とは、出入国管理及び難民認定法第24条第2号の2、第3号、第3号の2、第3号の3、第3号の4（イ）から（ハ）、第3号の5（イ）から（ニ）、第4号（イ）及び（ハ）から（ヨ）まで、第4号の2、第4号の3、第4号の4、第9号及び第10号に該当するもの（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法第22条第1項に該当するものを含む。）である。

4 出国命令書の交付（出入国管理及び難民認定法第55条の2～第55条の6）

（人 員）

国 籍	平成22年	23	24	25	26
韓国・朝鮮	728	582	348	294	214
中 国	2,220	2,254	1,282	1,279	1,308
フィリピン	754	456	336	241	224
タ イ	229	139	109	135	310
そ の 他	1,255	1,070	519	529	536
計	5,186	4,501	2,594	2,478	2,592

（注） 出国命令とは、不法残留者のうち、自ら入国管理官署に出頭し、速やかに本邦から出国することが見込まれ、一定の刑罰法令違反を犯していない等の条件を満たす者については、簡易な手続により出国できるようにし、また、上陸拒否期間を1年にするによりこれらの者の出頭を促進させ、もって不法滞在者の減少を図ることを目的とするものである。

5 難民異議申立てと法務大臣の決定（出入国管理及び難民認定法第61条の2の9～10）

- (1) 難民審査参与員は、平成26年末現在、80人となっており、3人で1班を構成し班単位で審理に当たるところ、東京入国管理局に20班、名古屋入国管理局に3班、大阪入国管理局に2班が設けられている。
- (2) 平成26年に難民の認定をしない処分に対する異議の申立てをした者（以下「異議申立者」という。）は2,533人である。
異議申立者の主な国籍別内訳は、ネパール653人、トルコ496人、スリランカ270人となっている。
- (3) 平成26年の異議申立ての処理数は1,520人で、その内訳は、異議申立てに理由があるとされた者（認定者）が5人、理由がないとされた者（不認定者）が1,171人、異議の申立てを取り下げた者等が344人であった。

警備課

法務省組織令第51条、第55条 法務省組織規則第19条

1 違反調査に関する事項（出入国管理及び難民認定法第27条～第38条）

- (1) 入管法違反事件全体
平成26年に入国警備官から入国審査官へ引渡し・引継ぎされた入管法違反事件は、10,676件で、前年（11,428件）と比較して752件（6.6%）減少した。
- (2) 不法残留事件・不法入国事件
不法残留事件の引渡し・引継ぎ件数は、8,274件で、前年（8,713件）と比較して439件（5.0%）減少した。なお、違反事件全体に占める割合は依然として高く、77.5%を占めた。
不法入国事件の引渡し・引継ぎ件数は、844件で、前年（1,128件）と比較して

284件（25.2％）減少した。

(3) 不法就労事件

入管法違反事件のうち、不法就労事実が認められた不法就労事件は、6,702件で、全体の62.8％を占めた。前年(7,038件)と比較すると、336件(4.8％)の減少となった。

国籍・地域別では、中国（台湾、香港・その他を含む。）2,819件（不法就労事件全体の42.1％）、フィリピン763件（同11.4％）、ベトナム701件（同10.5％）、タイ681件（同10.2％）、韓国606件（同9.0％）、インドネシア231件（同3.4％）等となり、依然としてアジア地域出身者が多数を占めている。

性別では、男性4,160件（構成比62.1％）、女性2,542件（同37.9％）となっている。

(4) 違反調査適条別・端緒別立件数

(平成26年)

適条	国籍・地域 端緒		総		中		国籍・地域		端										別	
	数	数	韓 国	朝 鮮	其 他	韓 国	朝 鮮	其 他	橋 正 施 設	警 察	海 上 保 安 官 庁	検 察 官 庁	市 区 町 村	そ の 官 庁	不 り ス ト	本 出 頭 申 告	一 般 申 告	本 指 示 の 知	警 備 探 知	他 探 知
総	17,074	1,651	6,787	8,636	749	553	93	3,273	14	100	282	5,055	142	73	4,195	2,545				
登16-1-1	1	87	473	652	19	10	89	181	1	28	3	398	28	15	314	126				
法24-1	1	232	33	186	1	5	3	30				45	3		39	106				
2の2	2	136	61	63	2			28		3		1			1	101				
3の2	3	80	44	36		1		6				12			2	60				
3の3	3	115	27	85	2			13				3			79	17				
3の4-1	1	217	113	53	5	5		72				2			135	3				
ハ1	1	6	2	4				1							5	4				
3の5-1	1	204	187	17	6	6		83		23		2			86	4				
ロ1	1	26	12	12	5	5		10		1					9	2				
ハ1	1	63	48	15	2	2		39							19					
4-1	1	876	460	329	20	20		77	9	3	2	4,302	23	52	747	4				
ロ1	1	10,950	4,696	5,448	118	472	1	1,680		40	271		75		2,172	1,758				
ハ1	1	1	1	3				1							3					
ヘ1	1	38	3	31	35	1		3							29	7				
ナ1	1	649	51	428	401	2		401				2			17					
ル1	1	660	252	272	317	2		323							43	2				
2の2	2	182	142	4	18	12		121							4					
3の2	3	158	79	73	1	1		134							16	7				
4の3	4																			
4の4	4																			
その他	1	1		1											1					
5の2	5	114	157	114	2	2		3							1	111				
6の2	6	651	52	442	2	2		38				44			413	146				
7の2	7	381	31	330	1	2		1	4	2	5	244	3	2	57	53				
8	8	49	6	15		1		5				2			3	38				
9	9																			
10	10																			
法附則24					42			16												
特例法22		58																		
送 出 要 請	1			1																

(注) 1 「登16-1-1」は、外国人登録令第16条第1項第1号に該当するものである。
 2 「法附則24」は、出入国管理及び難民認定法の一部改正附則(平成21年7月15日法律第79号)第24条第1項に該当するものである。
 3 「特例法22」は、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第22条第1項各号に該当するものである。
 4 送 出 要 請 の 件 数 は 立 件 総 数 に 合 瓦 れ ない。

(5) 違反調査の処理状況

区 分	平成22年	23	24	25	26
受 理	43,709	36,388	26,514	20,786	20,038
旧 受	8,836	8,643	5,811	3,200	2,964
新 受	34,873	27,745	20,703	17,586	17,074
処 理	35,066	30,580	23,314	17,822	16,875
未 処 理	8,643	5,808	3,200	2,964	3,163

(6) 不法就労事件の退去強制手続状況

国籍・地域	平成22年	23	24	25	26
総 数	18,490 (10,943)	13,913 (7,954)	8,979 (5,346)	7,038 (4,356)	6,702 (4,160)
中 国	6,039 (3,887)	4,876 (2,968)	3,082 (1,981)	2,909 (1,943)	2,819 (1,869)
	105 (20)	93 (31)	51 (15)	36 (12)	- -
	3 (0)	12 (7)	3 (0)	1 (1)	- -
フ ィ リ ピ ン	3,573 (1,491)	2,632 (1,052)	1,589 (629)	968 (394)	763 (308)
ベ ト ナ ム	722 (483)	521 (32)	380 (271)	461 (312)	701 (454)
タ イ	1,171 (645)	843 (456)	567 (318)	442 (272)	681 (384)
韓 国	2,590 (985)	1,918 (670)	1,356 (525)	866 (311)	606 (237)
イ ン ド ネ シ ア	675 (518)	397 (333)	267 (218)	233 (193)	231 (193)
ス リ ラ ン カ	554 (507)	365 (335)	246 (230)	136 (127)	119 (112)
ネ パ ー ル	277 (215)	179 (122)	117 (85)	97 (78)	75 (47)
ブ ラ ジ ル	165 (125)	183 (149)	182 (141)	96 (74)	68 (55)
ペ ル ー	487 (311)	324 (218)	198 (145)	107 (73)	59 (48)
そ の 他	2,175 (1,839)	1,548 (1,301)	941 (788)	686 (566)	580 (453)

(注) 1 本表は、入国管理官署において各年中に入国警備官から入国審査官に引渡し又は引継ぎをした人員のうち、不法就労が認められた者を示す。

2 括弧内の数は、男性の数で内数である。

2 収容令書及び退去強制令書の執行に関する事項（出入国管理及び難民認定法第39条、第42条～第44条、第52条）

(1) 収容状況（平成22年～平成26年）

区分	平成22年			23			24			25			26		
	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計
入所数	29,972	2,591	32,563	22,078	1,055	23,133	18,143	859	19,002	14,398	657	15,055	13,074	565	13,639
韓国・朝鮮	3,669	141	3,810	2,795	31	2,826	2,397	35	2,432	1,563	29	1,592	1,001	17	1,018
中国	8,787	1,293	10,080	6,015	283	6,298	5,392	124	5,516	4,960	90	5,050	4,783	68	4,851
その他	17,516	1,157	18,673	13,268	741	14,009	10,354	700	11,054	7,875	538	8,413	7,290	480	7,770
出所数	30,302	2,763	33,065	22,087	1,139	23,226	18,227	773	19,000	14,419	750	15,169	13,005	616	13,621
韓国・朝鮮	3,665	148	3,813	2,839	49	2,888	2,391	28	2,419	1,575	37	1,612	1,012	16	1,028
中国	8,853	1,373	10,226	6,018	319	6,337	5,430	112	5,542	4,905	92	4,997	4,806	75	4,881
その他	17,784	1,242	19,026	13,230	771	14,001	10,406	633	11,039	7,939	621	8,560	7,187	525	7,712
延人数	365,235	174,288	539,523	246,651	143,482	390,133	243,534	171,675	415,209	240,635	154,579	395,214	242,767	121,350	364,117
韓国・朝鮮	33,887	6,195	40,082	20,586	4,834	25,420	21,343	4,736	26,079	16,230	4,173	20,403	12,684	3,245	15,929
中国	77,730	38,429	116,159	55,639	16,846	72,485	56,895	15,459	72,354	54,405	17,063	71,468	58,545	11,282	69,827
その他	253,618	129,664	383,282	170,426	121,802	292,228	165,296	151,480	316,776	170,000	133,343	303,343	171,538	106,823	278,361
年末人員	642	477	1,119	633	393	1,026	549	479	1,028	528	386	914	597	335	932
韓国・朝鮮	81	27	108	37	9	46	42	16	58	30	8	38	19	9	28
中国	132	72	204	130	36	166	93	48	141	148	46	194	126	39	165
その他	429	378	807	466	348	814	414	415	829	350	332	682	452	287	739

(2) 送還状況

国籍・地域別	平成22年	23	24	25	26
総 数	13,224	8,721	6,459	5,790	5,542
（ 集 団 ）	（ ー ）	（ ー ）	（ ー ）	（ 121 ）	（ 32 ）
（ 単 独 ）	（13,224）	（ 8,721 ）	（ 6,459 ）	（ 5,669 ）	（ 5,510 ）
中 国	4,266	2,997	2,389	2,284	2,282
ベ ト ナ ム	569	370	340	432	627
フ ィ リ ピ ン	2,429	1,552	972	796	616
タ イ	726	479	317	400	483
韓 国	1,715	1,171	964	665	456
イ ン ド ネ シ ア	502	248	164	134	159
ス リ ラ ン カ	419	196	141	93	123
ブ ラ ジ ル	226	204	143	102	76
ペ ル ー	384	222	137	101	70
イ ラ ン	174	140	126	105	53
そ の 他	1,804	1,142	766	678	597

3 被収容者の新規仮放免件数（出入国管理及び難民認定法第54条）

区 分	平成22年	23	24	25	26
被収令発付者	2,095	2,131	2,128	1,510	1,293
韓国・朝鮮	162	218	211	144	114
中 国	239	339	368	296	317
そ の 他	1,694	1,574	1,549	1,070	862
被退令発付者	1,012	1,062	1,137	1,271	926
韓国・朝鮮	43	41	53	81	42
中 国	73	86	112	138	121
そ の 他	896	935	972	1,052	763

出入国管理情報官

法務省組織令第51条、第56条、法務省組織規則第20条

1 出入国管理業務の業務・システム最適化計画の改定

平成15年7月、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において「電子政府構築計画」を決定し、いわゆるレガシーシステム刷新による経費節減やITの導入促進による行政事務の効率化を目指して、政府一丸となって業務・システムの最適化を推進しているところ、出入国管理業務については、レガシーシステム刷新及びIT導入促進等を図るために、種々の調査や検討作業を経て、これまでに三度にわ

たる改定を行った。

同計画では、平成25年度までに計画内容の実施、検討等を行うこととしているところ、全ての事項について、実施済み又は検討済みの結論を得ている。

2 自動化ゲートの運用及び増設

自動化ゲートは、日本人及び一定の要件（観光目的等の短期滞在で日本に在留する外国人でない等）に該当する外国人で、かつ事前に利用希望者登録を行った者が利用することができ、これにより一般の出入国審査ブースで入国審査官の審査を受けることなく、円滑かつ迅速に出入国手続を受けることを可能とするものである。入国管理局としては、その利用の促進を図っており、これまで、平成19年11月に成田空港、平成21年9月に中部空港及び関西空港、平成22年10月には、羽田空港に設置しているところ、平成26年度において全ての機器を更新するとともに増設を行った。

自動化ゲート利用者登録については、平成19年11月、東京入国管理局及び同成田空港支局の2か所から開始したところ、平成21年9月には、名古屋入国管理局、同中部空港支局、大阪入国管理局及び同関西空港支局、平成22年10月21日には、東京入国管理局羽田空港支局へと拡大した。

また、平成26年8月から9月にかけて出帰国審査における顔認証技術に係る実証実験を実施したところ、顔認証技術を日本人出帰国審査に活用することについて、十分可能性があるとの結果が出たことから、法務省として速やかに顔認証ゲートの導入に向けて検討を進めていくこととなった。

3 出入（帰）国審査の合理化策の検討

入国管理局においては、観光客を装ったテロリスト等の入国を確実に水際で阻止しつつ、観光立国実現の観点から出入国審査手続の迅速化・円滑化を図ることとしている。平成25年5月に、法務大臣の私的懇談会である第6次出入国管理政策懇談会から、「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果（報告）」が法務大臣に報告されたところ、このうち新規来日外国人のうち信頼できる渡航者（トラステイド・トラベラー）を自動化ゲートの利用対象とすることについては、頻繁に来日する新規上陸外国人のうち、出入国管理上のリスクが低い者を自動化ゲートの利用対象とする新たな枠組み（「トラステイド・トラベラーズ・プログラム」）の構築を盛り込んだ入管法改正法が平成26年6月18日に公布された。同制度は、公布の日から起算して2年6か月を超えない範囲（平成28年12月まで）で政令に定める日に施行とされている。また、日本人専用の自動化ゲートを1つの審査場に複数台設置すること等の出入（帰）国審査の具体的な合理化策が盛り込まれており、同報告の内容等を踏まえ、具体的な出入（帰）国審査の合理化策の検討を進めている。

4 文書及び指紋鑑識に関する情報の収集、整理及び分析

日々精巧化が進む偽変造の手法に対抗するため、各偽変造文書対策室が所有する

情報を収集し、整理及び分析の上情報の共有化を図るとともに、職員の文書鑑識能力向上を目的とした研修を適宜行っていくこととしている。

また、平成19年11月から、個人識別情報を活用した入国審査の開始に伴い、新たに指紋鑑識業務が加えられ、指紋鑑識に関する情報を収集し、整理及び分析を行っている。

参事官

法務省組織令第12条

〈法令の整備〉

1 「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」の概要

第186回国会において成立し、平成26年6月18日に公布された「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」の概要は次のとおり。

(1) 在留資格「高度専門職」の創設（平成27年4月1日施行）

「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）等を踏まえ、高度の専門的な能力を有する外国人材の受入れをより一層促進するため、これまで、「特定活動」の在留資格を付与して出入国管理上の優遇措置を実施してきた高度人材ポイント制の対象者のために、新たな在留資格「高度専門職1号」を設け、法律上の位置付けを明確にするとともに、「高度専門職1号」をもって一定期間在留した者を対象とする「高度専門職2号」の在留資格を創設し、同在留資格について在留期間を無期限にするとともに、活動の制限を大幅に緩和することとした。

「高度専門職2号」は、「永住者」と同じく、在留期間の制限がなく、また、上陸時に付与されることのない在留資格であるが、「高度専門職2号」は、高度人材としての活動を行っていることが求められる点で、活動制限がない「永住者」とは異なる。これに伴い、「高度専門職2号」をもって在留する者については、高度人材としての活動を継続して6か月間以上行わないで在留することが在留資格取消事由とされているほか、勤務先等の所属機関を法務大臣に届け出る義務があるなど、「永住者」にはない制約が課されている。他方、「高度専門職2号」については、一定の条件の下での親や家事使用人の帯同等「永住者」には認められない出入国管理上の優遇措置を認めることとしている。

(2) クルーズ船の外国人乗客に係る入国審査手続の円滑化（平成27年1月1日施行）

近年、海外から本邦の出入国港に寄港する観光クルーズ船への関心が高まっているところ、このようなクルーズ船については、1隻につき数千人規模の乗客の上陸審査を行うことがあり、その全員の審査を終えるには相応の時間が必要となる。そのため、クルーズ船の乗客はもとより、地方公共団体や旅行会社等からも、クルーズ船の乗客の観光時間を確保するため、その審査時間を少しでも短縮するよう強く要請されていた。

これまで、寄港地上陸許可の制度を活用して、本来必要な顔写真の撮影を省

略するなど審査の迅速化を図ってきたところであるが、この許可では船舶の航路が限定されるとともに、72時間という上陸時間の制限があり、必ずしも全てのクルーズ船に対応できるものではなかった。

そこで、今回の改正で、クルーズ船の外国人乗客を対象として、新たな特例上陸許可の類型である船舶観光上陸許可を創設し、航路の限定を緩和し、上陸期間も最大30日まで拡大した。一方で、その対象となるクルーズ船については、乗客の本人確認の措置が的確に行われていること等の事情を勘案して、法務大臣が指定する船に限ることとしている。

また、みなし再入国許可対象者の拡大として、本邦に航空機で入国し「短期滞在」の在留資格を与えられた外国人が、本邦の出入国港を始点として、本邦外の港に寄港し、再び本邦の出入国港に寄港するクルーズ船に乗船する場合、クルーズ船で本邦に再び上陸する際の審査手続を円滑化するため、あらかじめ本邦に再び入国する意図を表明して当該クルーズ船で出国するときは、原則として再入国許可を受けたものとみなすこととした。

- (3) 一定範囲の短期滞在者に係る出入国手続の円滑化（公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

近年、観光立国実現に向けて官民一体の取組がなされた結果、平成25年の外国人入国者数は初めて1,000万人を超え、平成32年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックに向けて、今後、その数が更に増加することが見込まれるところであり、出入国管理上、問題を生じるおそれが少ない外国人の出入国手続の簡素化・迅速化を図ることが急務となっている。

このような情勢に鑑み、これまで日本人及び再入国許可を受けている在留外国人に限られていた自動化ゲートの利用対象者の範囲を、出入国管理上問題を生じるおそれが少ないと認められる一定範囲の短期滞在目的新規入国者にも拡大することで、利用者の出入国審査の円滑化及び迅速化を図るとともに、出入国審査手続全体の合理化を図ることとした。拡大の対象となるのは、在留資格「短期滞在」の活動を行う者のうち、一定回数以上の来日歴があり、事前に指紋等の個人識別情報を提供して審査を受け、出入国管理上問題を生じるおそれが少ないと認められて登録を受けた者であり、そうした外国人の上陸許可の証印を省略できるようにして自動化ゲートの利用を可能にするるとともに、上陸許可の証印に代わる上陸許可の証明手段として特定登録者カードの制度を設けることとした。

- (4) その他

ア 在留資格の整備

- (7) 在留資格「投資・経営」に係る改正（平成27年4月1日施行）

企業の経営・管理活動に従事する外国人の受入れを促進するため、現在在外資系企業における経営・管理活動に限られている在留資格「投資・経営」で行うことができる活動に日系企業における経営・管理活動を追加し、併せて

名称を「経営・管理」に変更することとした。

- (イ) 在留資格「技術」・「人文知識・国際業務」の一本化（平成27年4月1日施行）

専門的・技術的分野における外国人の受入れに関する企業等のニーズに柔軟に対応するため、業務に要する知識等の分野の違い（文系・理系）に基づく在留資格上の区分を廃止し、包括的な在留資格「技術・人文知識・国際業務」を創設することとした。

- (ロ) 在留資格「留学」に係る改正（平成27年1月1日施行）

学校教育の場における低年齢からの国際交流促進に資するため、小中学校において教育を受ける活動を追加することとした。

- イ 乗客予約記録（PNR）の取得を可能とするための改正（平成27年1月1日施行）

観光立国実現に向けた各種施策の実施に伴い大幅な増加が見込まれる外国人入国者に対する入国審査を一層効果的に行うため、航空会社に対し、乗客予約記録の報告を求めることができる規定を創設することとした。

- ウ 入管職員の調査権限に係る規定の整備

- (ア) 再入国許可に係る調査規定の創設（公布日施行）

平成21年の入管法改正（平成24年7月施行）により、再入国許可の有効期間が延長され、また、同許可の取消しの対象が拡大されたことに伴い、調査が必要となる場面も拡大したことから、入国審査官の調査権限を再入国許可及びその取消しの処分のためにも行使できるように整備した。

- (イ) 退去強制令書の執行に関する照会規定の創設（公布日施行）

送還忌避者や仮放免者の増加に伴う送還に要する期間の長期化により、公務所又は公私の機関に対する照会が必要となる場面が拡大したため、退去強制令書発付から送還までの間における入国警備官の照会規定を整備した。

2 省令の改正等

- (1) 外国人の出国時に、みなし再入国許可による出国、再入国許可による出国のいずれにより出国しようとしているのかを容易に確認できるようにすべく、再入国出国記録（EDカード）の様式の改正を行った（平成26年法務省令第3号）。
- (2) 上記1の改正法のうち、平成27年1月1日又は平成27年4月1日から施行される船舶観光上陸許可、PNRの取得、在留資格「高度専門職」「経営・管理」「技術・人文知識・国際業務」「留学」に係る部分に対応するほか、在留資格「経営・管理」に係る規制改革の要望等にも対応するため、入管法施行規則、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令等の改正を行い、在留資格「高度専門職」に係る新たな省令を制定した（平成26年法務省令第34号、第37号）。

3 告示の改正等

- (1) 「法務省関係総合特別区域法第二十四条に規定する政令等規制事業に係る告示

の特例に関する措置を定める件」の制定（平成26年法務省告示第1号）

総合特別区域法に基づき認定地方公共団体が指定する一定の企業に就労する外国人について、高度人材ポイント制におけるポイントの特別加算の対象とするため、関係告示の特例措置を規定した内閣府及び法務省共管の告示を制定した。

- (2) 日インドネシアEPA・日フィリピンEPA関連告示の一部改正（平成26年法務省告示第195号）

平成23年3月11日付け閣議決定及び平成25年2月26日付け閣議決定において、EPAに基づき本邦に滞在しているインドネシア人・フィリピン人の看護師・介護福祉士候補者の滞在期間を延長することとされたことを受け、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」等の関連告示について所要の改正を行った。

- (3) 「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件」の一部改正（平成26年法務省告示第460号）

建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置を検討する閣僚会議において、復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、緊急かつ時限的措置（平成32年度で終了）として、平成27年度から建設分野における外国人材活用に関する緊急措置が開始されることが決定したことに伴い、受け入れる外国人建設就労者に対し「特定活動」の在留資格を付与することとした。

- (4) 法律改正に伴う関係告示の整備（平成26年法務省告示第573号～第579号）

前記1の改正法において、在留資格「高度専門職」が創設され、在留資格「特定活動」のイからハマで掲げる部分が削除されるなどしたことを受けて、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件」や「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件」等を改正し、新たな告示を定めるなどした。

〈国際関係〉

1 国際会議への対応

国際的な枠組みの中でのテロ対策及び国際組織犯罪対策の観点から、厳格な出入国管理の実施に関して協議するG7/8ローマ・リヨングループ移民専門家会合に積極的に参加しており、平成26年においてもドイツで開催された会合に職員が出席した。

また、WTOサービス貿易交渉に加えて、各国との経済連携協定（EPA）締結

交渉等で、円滑な人的交流の促進についても協議されることが多くなってきており、平成26年においても、カナダ、コロンビア、EUとの経済連携協定交渉等が行われた。

2 E P Aに基づく看護師・介護福祉士候補者に係る対応

日ベトナムE P A（平成21年10月発効）を受けて、両国間では看護師・介護福祉士候補者の受入れに関する交渉が行われ、平成24年4月には看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の交換が行われたところ、同交換公文に基づき、平成26年6月、第一陣としてベトナムから看護師候補者21名、介護福祉士候補者117名が入国した。

難民認定室

法務省組織令第51条、第52条 法務省組織規則第17条

平成26年中における難民認定申請者は5,000人であり、前年に引き続いて過去最高となった。申請者の国籍は73か国にわたり、主な国籍は、申請の多い順にネパール1,293人、トルコ845人、スリランカ485人、ミャンマー434人、ベトナム294人、バングラデシュ284人、インド225人、パキスタン212人、タイ136人、ナイジェリア86人、フィリピン82人、ガーナ70人、カメルーン70人、イラン68人、中国55人となっている。

また、平成26年中に難民として認定した者は11人（異議の申立てにより認定した5人を含む。）、難民と認定しなかった者は2,906人、申請を取り下げた者等は257人であった。

なお、昭和57年の我が国の難民認定制度発足以来、平成26年末までに難民認定申請を行った者は22,559人、難民として認定された者は633人（異議の申立てにより認定された121人を含む。）、難民と認定されなかったものの、個別の事情を考慮し、庇護のための在留を認められた者は2,367人となっている。

難民認定申請及び処理数の推移（過去5年間）

年次	申請数	認定	難民の認定をしない処分をされた者の数	その他の庇護
平成22年	1,202	39 (13)	1,336	363
23	1,867	21 (14)	2,002	248
24	2,545	18 (13)	2,083	112
25	3,260	6 (3)	2,499	151
26	5,000	11 (5)	2,906	110

(注) 1 認定の括弧内の数は、難民の認定をしない処分をされた者の中から異議申立ての結果認定された数であり、内数として計上されている。

2 「その他の庇護」とは、難民の認定をしない処分をされた者のうち、個別の事情を考慮し、庇護のための在留を認めた者の数である。

入国管理企画官

法務省組織令第51条、第52条 法務省組織規則第17条

入国管理調整官

法務省組織令第51条、第52条 法務省組織規則第17条

1 平成26年版「出入国管理」の刊行

入国管理局では、昭和34年以降、出入国管理行政の概要等をまとめ、「出入国管理」を刊行してきているところ、平成26年版「出入国管理」を平成26年12月に刊行した。

平成26年版「出入国管理」は、平成25年を中心とした最近の出入国者数等の動向等を概観するとともに、平成26年6月の出入国管理及び難民認定法改正の概要、高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の見直し、円滑かつ厳格な入国審査等の実施、国内に不法滞在・偽装滞在する者への対策、難民の適正かつ迅速な庇護の推進、国際社会及び国際情勢への対応等、平成25年度及び平成26年度前半における出入国管理行政を取り巻く状況や施策を取りまとめ、説明している。

2 第6次出入国管理政策懇談会の開催

法務大臣が出入国管理についての政策の立案・運用を始め、出入国管理行政について広く各界の有識者から意見を聴くための場として、平成2年11月以降、出入国管理政策懇談会が数次にわたって開催されてきた。平成25年3月7日には、第4次出入国管理基本計画において今後検討することとした課題等について、幅広い視点から有識者の意見を聴取することを目的とする第6次出入国管理政策懇談会の第1回会合が開催された。

その後、同政策懇談会は、平成26年12月までに17回開催され、外国人の受入れ等について議論されたところ、これらの議論を踏まえ、平成26年12月26日、第6次出入国管理政策懇談会報告書「今後の出入国管理行政の在り方」が取りまとめられ、法務大臣に提出された。また、外国人の受入れ制度の在り方について、広く各界の意見を募り検討の参考とするため、同政策懇談会の下に、外国人受入れ制度検討分科会が開かれることとなり、平成25年4月の第1回会合以降、平成26年5月までに11回の会合が開催され、平成25年5月には「高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の見直しに関する検討結果」が、平成26年6月には「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果」がそれぞれ法務大臣に報告された。さらに、適正・迅速な難民認定のための取組についても、同政策懇談会の下に難民認定制度に関する専門部会が開かれることとなり、平成25年11月の第1回会合以降、平成26年12月までに19回の会合が開催され、同月、「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果」が同政策懇談会へ報告されるとともに、法務大臣に提出された。

3 高度人材の受入れ

平成24年5月から導入された高度人材ポイント制は、当初の利用者数が伸び悩んだことから、政府の産業競争力会議等で同制度の見直しを求める意見が出された。これを受け、上記2のとおり第6次出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討

分科会は、平成25年5月、「高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の見直しに関する検討結果」を取りまとめ、法務大臣に報告した。

更に、上記報告等を踏まえ、平成25年12月17日、高度人材に係る認定要件及び優遇措置の見直しを目的として法務省告示の改正を行った（同月24日施行）。

これに加え、平成26年の第186回国会において成立した出入国管理及び難民認定法の一部改正法において、新たな在留資格「高度専門職」を創設し、これまで法務省告示による制度であった高度人材を法律上の在留資格に位置付けることで、我が国が高度人材の受入れを積極的に行っていることを対外的に明確にした。

また、従来の高度人材ポイント制では、永住許可に係る在留歴の要件について、おおむね5年とされていたのに対し、「高度専門職1号」から在留期間が無期限となる在留資格「高度専門職2号」への在留資格変更許可の要件として「3年以上」というより短い期間を設定した。これにより、高度人材の受入れ及び定着の促進効果が期待されることから、今後も同制度の積極的な広報を行っていくこととしている。

在留管理業務室

法務省組織令第53条、法務省組織規則第18条

1 在留外国人の現況

(1) 在留外国人数の推移

(各年12月末日現在)

区分	平成22年	23	24	25	26
総数	2,087,261	2,047,349	2,033,656	2,066,445	2,121,831
中国	678,391	668,644	652,595	649,078	654,777
韓国・朝鮮	560,799	542,182	530,048	519,740	501,230
フィリピン	200,208	203,294	202,985	209,183	217,585
ブラジル	228,702	209,265	190,609	181,317	175,410
ベトナム	41,354	44,444	52,367	72,256	99,865
その他	377,807	379,520	405,052	434,871	472,964
在留外国人の 国籍・地域数	191	190	192	191	193

注) 平成22年までは外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格及び特別永住者の数、平成24年以降は中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。

注) 平成23年までの「中国」は台湾を含んだ数であり、平成24年以降の「中国」は、既に国籍・地域欄に「台湾」と記載のある在留カード又は特別永住者証明書の交付を受けた者を除く数である。

(2) 主要都道府県別、国籍・地域別在留外国人数 (平成26年12月末日現在)

都道府県名	計	中 国	韓国・朝鮮	フィリピン	ブラジル	ベトナム	その他
総 数	2,121,831	654,777	501,230	217,585	175,410	99,865	472,964
東 京 都	430,658	163,778	96,193	29,192	3,242	15,036	123,217
大 阪 府	204,347	51,121	114,373	6,524	2,485	6,958	22,886
愛 知 県	200,673	45,914	35,114	29,095	47,695	9,140	33,715
神奈川県	171,258	55,942	29,880	18,905	8,373	8,693	49,465
埼 玉 県	130,092	52,495	17,198	17,147	7,390	7,856	28,006
千 葉 県	113,811	41,769	16,247	16,375	3,393	5,516	30,511
兵 庫 県	96,530	23,151	46,680	3,645	2,306	6,580	14,168
静 岡 県	75,115	11,577	5,549	13,335	26,476	3,223	14,955
福 岡 県	57,696	19,734	17,252	4,111	275	4,044	12,280
京 都 府	52,213	12,145	28,265	1,898	349	984	8,572
そ の 他	589,438	177,151	94,479	77,358	73,426	31,835	135,189

2 在留カード交付関連事務の運用に関する事務

地方入国管理局において、中長期在留者に対し、上陸許可又は在留資格の変更許可等に伴い、在留カードを交付する。また、在留カードの住居地以外の記載事項に変更が生じた場合には、地方入国管理局において、中長期在留者から変更の届出がなされることにより、在留カードには、常に最新の情報が反映されることとなっている。

在留カードの交付には、新規上陸に伴う交付、在留カードに係る申請・届出に伴う交付及び在留資格変更許可等をする場合の交付がある。

新規上陸に伴う交付とは、新規の上陸許可を受けて中長期在留者となった者に対し、在留カードを交付するものであるが、在留カードを交付することができない出入国港においては、後日、在留カード発行拠点において作成の上、当該中長期在留者に在留カードを郵送する。

在留カードに係る申請・届出に伴う交付とは、①在留カードの住居地以外の記載事項の変更届出、②在留カードの有効期間の更新申請、③紛失等による在留カードの再交付申請、④汚損等による在留カードの再交付申請、⑤交換希望による在留カードの再交付申請があったときに在留カードを交付するものである。

在留資格変更許可等をする場合の交付とは、外国人が、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可、永住許可、在留資格の取得許可又は在留特別許可を受けて引き続き中長期在留者に該当し、又は新たに中長期在留者になったときに、在留カードを交付するものである。

3 市区町村在留関連事務の運用に関する助言及び研修

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱し

た者等の出入国管理に関する特例法に基づく市区町村在留関連事務は、特別永住者証明書交付関連事務及び住居地の届出に係る事務である。

特別永住者証明書交付関連事務としては、①特別永住者証明書の住居地以外の記載事項の変更届出、②特別永住者証明書の有効期間の更新申請、③紛失等による特別永住者証明書の再交付申請、④汚損等による特別永住者証明書の再交付申請、⑤交換希望による特別永住者証明書の再交付申請があり、住居地の届出に係る事務としては、①特別永住者に係る住居地の届出、②中長期在留者に係る住居地の届出がある。これらの手続は法定受託事務として市区町村の窓口を経由して行われているものであり、市区町村に対しては、市区町村在留関連事務取扱要領によりその具体的な運用や留意点を示している。また、市区町村等から問い合わせがあった場合は、これに対し助言を行っている。

加えて、平成26年においては、市区町村からの研修会の講師派遣依頼を受け、都道府県に職員を派遣し、市区町村職員に対する研修を実施した。

4 届出制度の運用に関する事務等

(1) 所属機関等に関する届出等

中長期在留者の在留管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握することができるよう届出制度を運用している。

具体的には、中長期在留者は、その在留資格に応じ、その所属機関、又は身分関係に関する情報に変更があった場合には、法務大臣に届け出なければならないこととし、また、中長期在留者のうち、法別表第一の在留資格をもって在留する者を受け入れている本邦の公私の機関（雇用対策法の規定により外国人雇用状況の届出をしなければならない事業主を除く。）は、当該中長期在留者の受入れの開始や終了等に関する事項を届け出るよう努めなければならないこととし、中長期在留者、所属機関の双方から届け出られた情報により、在留状況に関する最新の情報を把握することとしている。

(2) 事実の調査

法務大臣は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のために必要があるときは、中長期在留者が届け出ることとされている事項について、その職員に事実の調査をさせることができる。

入国審査官又は入国警備官は、当該中長期在留者及びその関係者に対して出頭を求め、質問をし又は文書の提出を求めることができ、また、法務大臣、入国審査官又は入国警備官において、公務所又は公私の団体に照会することができる。

これらの調査を実施することによって、中長期在留者からの届出事項に関して正確な情報の継続的な把握をすることとしている。

第2 審議会等

I 司法試験委員会

法務省設置法第5条、第5条の2、司法試験法（昭和24年法律第140号）司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号）、昭和36年司法試験管理委員会規則第2号、昭和50年司法試験管理委員会規則第1号、平成15年法務省令第77号、司法試験受験手数料令（平成17年政令第325号）、司法試験委員会令（平成15年政令第513号）

司法試験委員会は、司法試験の実施等を所掌する国家行政組織法第8条の機関である。

なお、司法試験委員会は、平成16年1月1日に司法試験管理委員会を改組して設置された。

司法試験 平成26年司法試験は、同年5月14日から18日まで（16日を除く。）の4日間の日程で、全国7試験地（札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市及び福岡市）で実施され、9月9日に合格者が発表された。

出願者数は9,255人、合格者数は1,810人であった。

なお、平成18年以降の司法試験の出願者数及び合格者数は次の表のとおりである。

実施年	司法試験	
	出願者	合格者
平成18年	2,137	1,009
19	5,401	1,851
20	7,842	2,065
21	9,734	2,043
22	11,127	2,074
23	11,891	2,063
24	11,265	2,102
25	10,315	2,049
26	9,255	1,810

司法試験予備試験 平成26年司法試験予備試験は、短答式試験が同年5月18日に全国7試験地（北海道、仙台市、東京都、名古屋市、兵庫県、広島市及び福岡市）で、論文式試験が7月12日、13日の2日間、全国4試験地（札幌市、東京都、大阪市及び福岡市）でそれぞれ実施された。

また、口述試験が10月25日、26日の2日間、法務省浦安総合センター（浦安市）で実施され、11月6日に最終合格者を発表し、全日程を終えた。

出願者数は12,622人、合格者数は356人であった。

なお、平成23年以降の司法試験予備試験の出願者数及び合格者数は次の表のとおりである。

実施年	司法試験予備試験	
	出願者	合格者
平成23年	8,971	116
24	9,118	219
25	11,255	351
26	12,622	356

II 検察官適格審査会

法務省設置法第5条、第6条、検察庁法（昭和22年法律第61号）第23条、検察官適格審査会令（昭和23年政令第292号）

検察庁法第23条の規定により、検察官としての適格性につき、3年ごとの定時審査及び法務大臣の請求又は職権による随時審査を行うために設置されたものである。

国会議員、裁判官、弁護士、日本学士院会員及び学識経験者の中から選任された合計11名の委員をもって組織し、委員1名につきそれぞれ1名の予備委員が置かれている。

平成26年においては、2月24日に随時審査のための審査会が開催された。

III 中央更生保護審査会

法務省設置法第5条、第7条、更生保護法（平成19年法律第88号）第4条～第15条

- 1 平成26年中に処理した恩赦事件数は、常時恩赦66件（恩赦相当36件、恩赦不相当24件、取下げ等による審理終結6件）である。
- 2 平成26年中に新たに受理した審査請求の件数は24件であり、請求が認容されたものは1件であった（295ページ参照）。

IV 日本司法支援センター 評価委員会

法務省設置法第5条、第7条の2、総合法律支援法（平成16年法律第74号）第19条、総合法律支援法施行令（平成18年政令第24号）、総合法律支援法施行規則（平成18年法務省令第47号）

独立行政法人制度においては、主務大臣の指示する中期目標の下で法人の運営における自主性・自立性を発揮させる一方、その業務の実績について事後的に評価を行うこととされており、日本司法支援センターについても、基本的には独立行政法人の枠組みを使用していることから、総合法律支援法（平成16年法律第74号）第19条により、法務省に日本司法支援センター評価委員会を置くこととされている。当評価委員会は、委員10名で組織され、総合法律支援に関し学識経験のある者（少なくとも1名は、最高裁判所の推薦する裁判官）のうちから法務大臣が任命する。

平成26年中における審議状況は、以下のとおり。

- 第37回 ・日本司法支援センターの中期目標（案）について
(2月18日) ・日本司法支援センターの中期計画（案）について
- 第38回 ・日本司法支援センターの中期計画に関する法務大臣認可に当たって
(3月7日) ・の意見について
・業務方法書の変更に関する法務大臣認可に当たっての意見について
・国選弁護人、国選付添人及び国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款の変更に関する法務大臣認可に当たっての意見について
- 第39回 ・積立金の処分に関する法務大臣の承認に当たっての意見について
(6月25日)
- 第40回 ・日本司法支援センターの業務実績評価について
(7月8日) ・法務大臣による財務諸表の承認に当たっての意見について
・日本司法支援センターの業務評価のための項目別評価表及び総合評価表について
- 第41回 ・日本司法支援センターの業務実績評価について
(8月8日) ・法務大臣による財務諸表の承認に当たっての意見について
・日本司法支援センターの退職役員の業績勘案率の決定について

V 法制審議会

法務省組織令第57条、第58条 法制審議会令(昭和24年政令第134号)

1 諮問事項

昭和24年に法制審議会が発足してから平成26年12月末日までの間に法務大臣から諮問された事項は99項目であり、そのうち94項目については審議を完了した。

平成26年中に審議された諮問事項及び審議結果は、次の表のとおりである。

諮問番号	諮 問 事 項	諮問された 年 月 日	審議結果
第51号	第三者が提供する配偶子等による生殖補助医療技術によって出生した子についての民法上の親子関係を規律するための法整備を早急に行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。	13. 2. 16	平成27年に 継続審議

第70号	現代社会に広く定着しつつある信託について、社会・経済情勢の変化に的確に対応する観点から、受託者の負う忠実義務等の内容を適切な要件の下で緩和し、受益者が多数に上る信託に対応した意思決定のルール等を定め、受益権の有価証券化を認めるなど、信託法の現代化を図る必要があると思われるので、その要綱を示されたい。	16. 9. 8	平成18年2月8日一部答申 平成27年に継続審議
第88号	民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。	21. 10. 28	平成27年に継続審議
第92号	近年の刑事手続をめぐる諸事情に鑑み、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため、取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しや、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、刑事の実体法及び手続法の整備の在り方について、御意見を承りたい。	23. 5. 18	平成26年9月18日答申
第97号	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行の状況に鑑み裁判員の参加する刑事裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるようにするため、早急に法整備を行う必要があると思われるので、別紙要綱（骨子）について御意見を承りたい。	25. 10. 15	平成26年7月14日答申
第98号	人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄に関する規律等を整備する必要があると思われるので、その要綱を示されたい。	26. 2. 7	平成27年に継続審議

第99号	商法制定以来の社会・経済情勢の変化への対応、荷主、運送人その他の運送関係者間の合理的な利害の調整、海商法制に関する世界的な動向への対応等の観点から、商法等のうち運送・海商関係を中心とした規定の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。	26. 2. 7	平成27年に継続審議
------	--	----------	------------

2 答 申

- (1) 平成26年7月14日、諮問第97号に関し、「諮問第97号に関する要綱（骨子）（裁判員の参加する刑事裁判制度が司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるようにするための法整備）」として答申
- (2) 平成26年9月18日、諮問第92号に関し、「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果」として答申

3 審議状況

平成26年中に法制審議会（総会）及び同部会において調査審議された事項は、次のとおりである。

- (1) 法制審議会（総会）（会長伊藤眞ほか委員19人、幹事3人）
諮問第98号（国際裁判管轄法制（人事訴訟事件及び家事事件関係）の整備）について審議
諮問第99号（商法（運送・海商関係）等の改正）について審議
- (2) 民法（債権関係）部会（部会長鎌田薫ほか委員18人、幹事18人）（平21.10.28設置）
諮問第88号（民法（債権関係）の改正）について審議
- (3) 新時代の刑事司法制度特別部会（部会長本田勝彦ほか委員25人、幹事14人）（平23. 5.18設置）
諮問第92号（時代に即した新たな刑事司法制度の在り方）について審議
- (4) 刑事法（裁判員制度関係）部会（部会長井上正仁ほか委員13人、幹事7人）（平25.10.15設置）
諮問第97号（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正）について審議
- (5) 国際裁判管轄法制（人事訴訟事件及び家事事件関係）部会（部会長高田裕成ほか委員11人、幹事12人）（平26. 2. 7設置）
諮問第98号（国際裁判管轄法制（人事訴訟事件及び家事事件関係）の整備）について審議
- (6) 商法（運送・海商関係）部会（部会長山下友信ほか委員18人、幹事12人）（平26. 2. 7設置）
諮問第99号（商法（運送・海商関係）等の改正）について審議

VI 検察官・公証人 特別任用等審査会

検察庁法(昭和22年法律第61号)第18条、公証人法(明治41年法律第53号)第13条ノ2、検察庁法施行令(昭和22年政令第34号)第1条の2、法務省組織令(平成12年政令第248号)第57条、第59条、検察官・公証人特別任用等審査会令(平成15年政令第477号)、検察官特別考試令(昭和25年政令第349号)

本審査会は、平成16年1月1日に検察官特別任用審査会と公証人審査会が統合して設立されたものである。

○ 検察官特別任用分科会

平成26年においては、9月11日(平成26年度検察官特別考試筆記試験及び副検事の選考第1次選考及落決定会議)及び10月27日(平成26年度副検事の選考最終及落決定会議)に分科会が開催され、副検事の選考について25人が合格とされた。

○ 公証人分科会

公証人分科会は、平成26年中に、公証人法第13条ノ2に規定する公証人の選考等のために開催され、22人を公証人に選考した。

第3 施設等機関

I 刑務所等

法務省設置法第8条、第9条、法務省組織規則第21条、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則（平成13年法務省令第3号）

1 刑務所、少年刑務所及び拘置所の数

（平成26年12月31日現在）

刑務所	少年刑務所	拘置所	刑務支所	拘置支所	合計
62	7	8	8	103	188

2 刑務所の名称及び所在地（平成26年12月31日現在）

札幌矯正管区

札幌刑務所	札幌市東区東苗穂2条1-5-1	旭川刑務所	旭川市東鷹栖3線20-620
札幌刑務支所	札幌市東区東苗穂2条1-5-2	名寄拘置支所	名寄市西4条南9
札幌拘置支所	札幌市東区東苗穂2条1-1-1	帯広刑務所	帯広市別府町南13-33
小樽拘置支所	小樽市緑1-9-21	釧路刑務支所	釧路市宮本2-2-5
室蘭拘置支所	室蘭市日の出町1-18-22	網走刑務所	網走市三眺
		月形刑務所	樺戸郡月形町1011
		岩見沢拘置支所	樺戸郡月形町1011

仙台矯正管区

青森刑務所	青森市大字荒川字藤戸88	山形刑務所	山形市あけぼの2-1-1
弘前拘置支所	弘前市大字下白銀町7	米沢拘置支所	米沢市中央6-1-40
八戸拘置支所	八戸市吹上6-2-37	鶴岡拘置支所	鶴岡市泉町5-43
宮城刑務所	仙台市若林区古城2-3-1	酒田拘置支所	酒田市北新町2-3-32
仙台拘置支所	仙台市若林区古城2-2-1	福島刑務所	福島市南沢又字上原1
石巻拘置支所	石巻市双葉町3-48	福島刑務支所	福島市南沢又字水門下66
古川拘置支所	大崎市古川千手寺町2-2-2	会津若松拘置支所	会津若松市追手町6-28
秋田刑務所	秋田市川尻新川町1-1	郡山拘置支所	郡山市麓山1-2-3
横手拘置支所	横手市二葉町6-25	いわき拘置支所	いわき市平字八幡小路41
大館拘置支所	大館市字扇田道下39-3	白河拘置支所	白河市郭内179
大曲拘置支所	大仙市大曲日の出町1-20-9		

東京矯正管区

水戸刑務所	ひたちなか市市毛847	府中刑務所	府中市晴見町4-10
水戸拘置支所	水戸市新原1-9-1	横浜刑務所	横浜市港南区港南4-2-2
土浦拘置支所	土浦市国分町5-1	横須賀刑務支所	横須賀市長瀬3-12-3
下妻拘置支所	下妻市下妻甲の6	横浜拘置支所	横浜市港南区港南4-2-3
栃木刑務所	栃木市惣社町2484	小田原拘置支所	小田原市扇町1-8-13
黒羽刑務所	大田原市寒井1466-2	相模原拘置支所	相模原市中央区富士見6-10-5
宇都宮拘置支所	宇都宮市小幡1-1-9	新潟刑務所	新潟市江南区山二ツ381-4
足利拘置支所	足利市助戸3-511-1	長岡拘置支所	長岡市三和3-9-1
大田原拘置支所	大田原市美原1-17-37	上越拘置支所	上越市西城町2-9-20
喜連川社会復帰促進センター	さくら市喜連川5547	佐渡拘置支所	佐渡市中原341
前橋刑務所	前橋市南町1-23-7	甲府刑務所	甲府市堀之内町500
高崎拘置支所	高崎市高松町26-5	長野刑務所	須坂市馬場町1200
太田拘置支所	太田市飯田町625	長野拘置支所	長野市旭町45
千葉刑務所	千葉市若葉区貝塚町192	上田拘置支所	上田市中央西2-3-15
木更津拘置支所	木更津市新田2-5-1	静岡刑務所	静岡市葵区東千代田3-1-1
八日市場拘置支所	匠瑛市八日市場イ513	浜松拘置支所	浜松市中区鴨江3-33-1
市原刑務所	市原市磯ヶ谷11-1	沼津拘置支所	沼津市御幸町22-1
八王子医療刑務所	八王子市子安町3-26-1		

名古屋矯正管区

富山刑務所	富山市西荒屋285-1	笠松刑務所	羽島郡笠松町中川町23
高岡拘置支所	高岡市中川本町10-21	岡崎医療刑務所	岡崎市上地4-24-16
金沢刑務所	金沢市田上町公1	名古屋刑務所	みよし市ひばりヶ丘1-1
七尾拘置支所	七尾市馬出町八部32	豊橋刑務支所	豊橋市今橋町15
福井刑務所	福井市一本木町52	岡崎拘置支所	岡崎市明大寺町字道城ヶ入34-1
岐阜刑務所	岐阜市則松1-34-1	三重刑務所	津市修成町16-1
岐阜拘置支所	岐阜市鷺山1769	四日市拘置支所	四日市市阿倉川町2-5
高山拘置支所	高山市花岡町2-55-10	伊勢拘置支所	伊勢市岡本1-2-13
御嵩拘置支所	可児郡御嵩町御嵩1190-1		

大阪矯正管区

滋賀刑務所	大津市大平1-1-1	大阪医療刑務所	堺市堺区田出井町8-80
彦根拘置支所	彦根市金亀町5-41	神戸刑務所	明石市大久保町森田120
京都刑務所	京都市山科区東野井ノ上町20	洲本拘置支所	洲本市山手1-1-23
舞鶴拘置支所	舞鶴市円満寺126	豊岡拘置支所	豊岡市京町12-90
大阪刑務所	堺市堺区田出井町6-1	加古川刑務所	加古川市加古川町大野1530
堺拘置支所	堺市堺区南瓦町2-60	播磨社会復帰促進センター	加古川市八幡町宗佐544
岸和田拘置支所	岸和田市上野町東24-1	和歌山刑務所	和歌山市加納383
丸の内拘置支所	和歌山市広瀬中ノ丁2-110		
田辺拘置支所	田辺市新屋敷町5		
新宮拘置支所	新宮市緑ヶ丘3-2-64		

広島矯正管区

鳥取刑務所	鳥取市下味野719	山口刑務所	山口市松美町3-75
松江刑務所	松江市西川津町67	下関拘置支所	下関市春日町7-29
米子拘置支所	米子市上後藤6-15-1	宇部拘置支所	宇部市琴芝町2-2-40
島根あさひ社会復帰促進センター	浜田市旭町丸原380-15	萩拘置支所	萩市土原土原91-2
浜田拘置支所	浜田市旭町丸原380-15	周南拘置支所	周南市岐山通1-5
岡山刑務所	岡山市北区牟佐765	岩国刑務所	岩国市錦見6-11-29
津山拘置支所	津山市小田中61-1	美祢社会復帰促進センター	美祢市豊田前町麻生下10
広島刑務所	広島市中区吉島町13-114		
尾道刑務支所	尾道市防地町23-2		
呉拘置支所	呉市吉浦上城町6-1		
福山拘置支所	福山市沖野上町5-14-6		
三次拘置支所	三次市三次町1691		

高松矯正管区

徳島刑務所	徳島市入田町大久200-1	高知刑務所	高知市布師田3604-1
高松刑務所	高松市松福町2-16-63	中村拘置支所	四万十市中村丸の内22
丸亀拘置支所	丸亀市大手町3-4-30		
松山刑務所	東温市見奈良1243-2		
西条刑務支所	西条市玉津1-2		
今治拘置支所	今治市宮下町1-1610-1		
宇和島拘置支所	宇和島市柿原甲170-1		
大洲拘置支所	大洲市大洲845-3		

福岡矯正管区

北九州医療刑務所	北九州市小倉南区葉山町1-1-1	大分刑務所	大分市畑中303
福岡刑務所	糟屋郡宇美町障子岳南6-1-1	中津拘置支所	中津市二ノ丁1259
大牟田拘置支所	大牟田市白金町69	宮崎刑務所	宮崎市糸原4623
久留米拘置支所	久留米市篠山町31	都城拘置支所	都城市早鈴町3216-1
飯塚拘置支所	飯塚市新立岩6-7	延岡拘置支所	延岡市桜小路338-7
田川拘置支所	田川市千代町5-1	鹿児島刑務所	始良郡湧水町中津川1733
厳原拘置支所	対馬市厳原町久田587-2	鹿児島拘置支所	鹿児島市永吉1-29-3
麓刑務所	鳥栖市山浦町2635	大島拘置支所	奄美市名瀬矢之脇町21-1
佐世保刑務所	佐世保市浦川内町1	沖繩刑務所	南城市知念字具志堅330
平戸拘置支所	平戸市戸石川町458	八重山刑務支所	石垣市真栄里412
長崎刑務所	諫早市小川町1650	那覇拘置支所	那覇市樋川1-14-2
長崎拘置支所	長崎市白鳥町8-2	宮古拘置支所	宮古島市平良字西里345-6
島原拘置支所	島原市城内1-1204		
五島拘置支所	五島市栄町1-8		
熊本刑務所	熊本市中央区渡鹿7-12-1		
京町拘置支所	熊本市中央区京町1-13-2		
八代拘置支所	八代市西松江城町11-5		
天草拘置支所	天草市諏訪町16-33		

3 少年刑務所の名称及び所在地（平成26年12月31日現在）

札幌矯正管区

函館少年刑務所	函館市金堀町6-11
---------	------------

仙台矯正管区

盛岡少年刑務所	盛岡市上田字松屋敷11-11
一関拘置支所	一関市城内3-1

東京矯正管区

川越少年刑務所	川越市南大塚6-40-1	松本少年刑務所	松本市桐3-9-4
さいたま拘置支所	さいたま市浦和区高砂3-16-58	飯田拘置支所	飯田市大久保町2637
熊谷拘置支所	熊谷市箱田1-16-1	上諏訪拘置支所	諏訪市湖岸通り5-17-14

大阪矯正管区

姫路少年刑務所 姫路拘置支所	姫路市岩端町438 姫路市北条1-250	奈良少年刑務所 葛城拘置支所	奈良市般若寺町18 大和高田市大中116
-------------------	-------------------------	-------------------	-------------------------

福岡矯正管区

佐賀少年刑務所	佐賀市新生町2-1
---------	-----------

4 拘置所の名称及び所在地（平成26年12月31日現在）

東京矯正管区

東京拘置所 松戸拘置支所 立川拘置所	葛飾区小菅1-35-1 松戸市岩瀬440 立川市泉町1156-11
--------------------------	---

名古屋矯正管区

名古屋拘置所 一宮拘置支所 半田拘置支所	名古屋市東区白壁1-1 一宮市大和町荻安賀1469 半田市住吉町5-1
----------------------------	---

大阪矯正管区

京都拘置所 大阪拘置所 尼崎拘置支所 神戸拘置所	京都市伏見区竹田向代町138 大阪市都島区友渕町1-2-5 尼崎市崇徳院1-5 神戸市北区ひよどり北町2-1
-----------------------------------	---

広島矯正管区

広島拘置所	広島市中区上八丁堀2-6
-------	--------------

福岡矯正管区

福岡拘置所 小倉拘置支所	福岡市早良区百道2-16-10 北九州市小倉北区金田1-7-2
-----------------	------------------------------------

Ⅱ 少年院及び少年鑑別所

法務省設置法第8条、第10条、第11条 法務省組織規則第22条 少年院法（昭和23年法律第169号）少年院及び少年鑑別所組織規則（平成13年法務省令第4号）

1 少年院及び少年鑑別所の数

(平成26年12月31日現在)

少年院	分院	少年鑑別所	分所	合計
49	3	51	1	104

2 少年院の名称及び所在地 (平成26年12月31日現在)

札幌矯正管区

帯広少年院	帯広市緑ヶ丘3-2	月形学園	樺戸郡月形町字知来乙264-1
北海少年院	千歳市大和4-746-10		
紫明女子学院	千歳市大和4-662-2		

仙台矯正管区

盛岡少年院	盛岡市月が丘2-15-1	青葉女子学園	仙台市若林区古城3-24-1
東北少年院	仙台市若林区古城3-21-1	置賜学院	米沢市大字下新田445

東京矯正管区

茨城農芸学院	牛久市久野町1722-1	多摩少年院	八王子市緑町670
水府学院	東茨城郡茨城町駒渡1084-1	関東医療少年院	府中市新町1-17-1
喜連川少年院	さくら市喜連川3475-1	愛光女子学園	狛江市西野川3-14-26
赤城少年院	前橋市上大屋町60	久里浜少年院	横須賀市長瀬3-12-1
榛名女子学園	北群馬郡榛東村新井1027-1	小田原少年院	小田原市扇町1-4-6
市原学園	市原市磯ヶ谷157-1	神奈川医療少年院	相模原市中央区小山4-4-5
八街少年院	八街市滝台1766	新潟少年学院	長岡市御山町117-13
		有明高原寮	安曇野市穂高有明7299
		駿府学園	静岡市葵区内牧118

名古屋矯正管区

湖南学院	金沢市上中町口11-1	豊ヶ岡学園	豊明市前後町三ツ谷1293
瀬戸少年院	瀬戸市東山町14	宮川医療少年院	伊勢市小俣町宮前25
愛知少年院	豊田市浄水町原山1		

大阪矯正管区

京都医療少年院	宇治市木幡平尾4	加古川学園	加古川市八幡町宗佐544
浪速少年院	茨木市郡山1-10-17	播磨学園	加古川市八幡町宗佐544
交野女子学院	交野市郡津2-45-1	奈良少年院	奈良市秋篠町1122
和泉学園	阪南市貝掛1096		
泉南学寮	阪南市貝掛1096		

広島矯正管区

美保学園	米子市大篠津町4557	貴船原少女苑	東広島市八本松町原6088
岡山少年院	岡山市南区箕島2497		
広島少年院	東広島市八本松町原11174-31		

高松矯正管区

丸亀少女の家	丸亀市中津町28	松山学園	松山市吉野町3803
四国少年院	善通寺市善通寺町2020		

福岡矯正管区

筑紫少女苑	福岡市東区大字奈多1302-105	中津少年学院	中津市加来1205
福岡少年院	福岡市南区老司4-20-1	大分少年院	豊後大野市三重町赤嶺2721
佐世保学園	佐世保市大塔町1279	沖縄少年院	沖縄市山内1-13-1
人吉農芸学院	球磨郡錦町木上北223-1	沖縄女子学園	沖縄市山内1-14-1

3 少年鑑別所の名称及び所在地（平成26年12月31日現在）

札幌矯正管区

札幌少年鑑別所	札幌市東区東苗穂2条1-1-25	旭川少年鑑別所	旭川市豊岡1条1-3-24
函館少年鑑別所	函館市金堀町6-15	釧路少年鑑別所	釧路市弥生1-5-22

仙台矯正管区

青森少年鑑別所	青森市金沢1-5-38	秋田少年鑑別所	秋田市八橋本町6-3-5
盛岡少年鑑別所	盛岡市月が丘2-14-1	山形少年鑑別所	山形市小白川町5-21-25
仙台少年鑑別所	仙台市若林区古城3-27-17	福島少年鑑別所	福島市南沢又字原町越4-14

東京矯正管区

水戸少年鑑別所	水戸市新原1-15-15	八王子少年鑑別所	八王子市中野町2726-1
宇都宮少年鑑別所	宇都宮市鶴田町574-1	横浜少年鑑別所	横浜市港南区港南4-2-1
前橋少年鑑別所	前橋市岩神町4-5-7	新潟少年鑑別所	新潟市中央区川岸町1-53-2
さいたま少年鑑別所	さいたま市浦和区高砂3-16-36	甲府少年鑑別所	甲府市大津町2075-1
千葉少年鑑別所	千葉市稲毛区天台1-12-9	長野少年鑑別所	長野市三輪5-46-14
東京少年鑑別所	練馬区氷川台2-11-7	静岡少年鑑別所	静岡市駿河区小鹿2-27-7

名古屋矯正管区

富山少年鑑別所	富山市才覚寺162-2	名古屋少年鑑別所	名古屋市千種区北千種1-6-6
金沢少年鑑別所	金沢市小立野5-2-14	津少年鑑別所	津市南新町12-12
福井少年鑑別所	福井市大願寺3-4-20		
岐阜少年鑑別所	岐阜市鷺山1769-20		

大阪矯正管区

大津少年鑑別所	大津市大平1-1-2	神戸少年鑑別所	神戸市兵庫区下祇園町40-7
京都少年鑑別所	京都市左京区吉田上阿達町37	奈良少年鑑別所	奈良市般若寺町3
大阪少年鑑別所	堺市堺区田出井町8-30	和歌山少年鑑別所	和歌山市元町奉行丁2-1

広島矯正管区

鳥取少年鑑別所	鳥取市湯所町2-417	広島少年鑑別所	広島市中区吉島西3-15-8
松江少年鑑別所	松江市内中原町195	山口少年鑑別所	山口市中央4-7-5
岡山少年鑑別所	岡山市南区箕島2512-2		

高松矯正管区

徳島少年鑑別所	徳島市助任本町5-40	松山少年鑑別所	松山市吉野町3860
高松少年鑑別所	高松市藤塚町3-7-28	高知少年鑑別所	高知市塩田町19-13

福岡矯正管区

福岡少年鑑別所	福岡市南区若久6-75-2	熊本少年鑑別所	熊本市西区池田1-9-27
小倉少年鑑別支所	北九州市小倉南区葉山町1-1-7	大分少年鑑別所	大分市新川町1-5-28
佐賀少年鑑別所	佐賀市新生町1-10	宮崎少年鑑別所	宮崎市鶴島2-16-5
長崎少年鑑別所	長崎市橋口町4-3	鹿児島少年鑑別所	鹿児島市唐湊3-3-5
		那覇少年鑑別所	那覇市西3-14-20

Ⅲ 婦人補導院

法務省設置法第8条、第12条、法務省組織規則第23条、婦人補導院法（昭和33年法律第17号）、婦人補導院組織規則（平成13年法務省令第5号）

1 婦人補導院の数

（平成26年12月31日現在）

婦人補導院	1
-------	---

2 婦人補導院の名称及び所在地（平成26年12月31日現在）

東京矯正管区

東京婦人補導院	八王子市中野町2726-1
---------	---------------

Ⅳ 入国者収容所

法務省設置法第8条、第13条、法務省組織規則第24条、入国者収容所組織規則（平成13年法務省令第6号）

入国者収容所の名称及び所在地

（平成26年12月31日現在）

入国者収容所東日本入国管理センター	茨城県牛久市久野町1766-1
入国者収容所西日本入国管理センター	大阪府茨木市郡山1-11-1
入国者収容所大村入国管理センター	長崎県大村市古賀島町644-3

Ⅴ 法務総合研究所

法務省設置法第3条、第4条、法務省組織令第61条、第62条、第64条、法務省組織規則第25条、法務総合研究所組織規則（平成13年法務省令第7号）

〈重要施策の概要〉

研究部においては、平成24年7月に犯罪対策閣僚会議が決定した「再犯防止に向けた総合対策」を踏まえ、再犯防止に関する調査研究のなご一層の充実を図るため、同総合対策の重点施策の対象とされた「高齢者・障害者」、「少年」、「性犯罪者」等に関連した研究を重点的に実施した。平成26年版犯罪白書においては、平成25年を中心とした最近の犯罪動向と犯罪者処遇の実情を概観するとともに、同総合対策が掲げる対象者のうち、少年・若年者、高齢者及び女子の、それぞれの一般刑法犯の検挙人員が最も多い窃盗に着目し、特集として「窃盗事犯者と再犯」をテーマとして取り上げ、刑事確定記録等に基づく特別調査を実施し、なかでも犯罪傾向が進んでいない者に対する再犯防止策が特に重要であることを考慮し、罰金刑に処せられた者や万引きなど特定の手口による前科のない窃盗事犯者について多角的な分析を行った。

また、その他の研究結果について、「知的障害を有する犯罪者の実態と処遇」、「外

国人犯罪に関する研究」及び「非行少年と保護者に関する研究」を研究部報告として公表した。

研修各部においては、行財政改革に伴い、職員に対する各種研修についても、合理化・効率化が強く要請されており、また、近時、一層多様化・複雑化する業務に的確に対応できる職員を育成することを目指すほか、司法制度改革等に伴う諸制度の変化に対応するため、従来の研修要綱を見直し、効果的な研修を実施すべく鋭意努力するとともに、各分野の実務に即した実践的な研究、研修の強化に努めた。平成26年においても、検事を含む当省職員6人の約5か月間にわたる法務研究を始め、本所及び支所において、検察庁、法務局、保護局、入国管理局の各関係職員に対する各種研修を実施した。本所では、中央研修として検事、副検事に対する研修のほか、検察事務官、法務局職員、保護局関係職員、入国管理局関係職員に対して管理科、高等科、専攻科等の研修を実施し、支所では、地方研修として新規採用者に対する初等科、中堅職員に対する中等科等の研修を実施して、それぞれの研修において法律知識、実務技能の修得及び能力の向上を図った。

国際連合研修協力部（国連アジア極東犯罪防止研修所）においては、アジア・太平洋地域を中心とした開発途上国における刑事司法制度の発展と有効適切な犯罪防止政策の策定・実施を目的として、各国において刑事政策の決定に携わる高官を対象とする国際高官セミナー、主に犯罪者の処遇に携わる矯正・保護関係の幹部職員を対象とする国際研修及び主に警察・検察・裁判関係の幹部職員を対象とする国際研修を実施した。これらの国際高官セミナー及び国際研修は、参加者の知識と経験を互いに交換し、理解を深めあう機会を提供するもので、それぞれの国の刑事司法制度に関する政策・運用の向上に多大な貢献をしている。参加者は、それぞれの主要課題に応じて各国の制度と実情等を比較検討するとともに、各参加者から提起された諸問題についても重点的に共同討議し、犯罪防止及び犯罪者の処遇方法等の発展に必要な理論と実務に関して活発な意見の交換を行った。また、汚職をテーマとした汚職防止刑事司法支援研修、地域別研修として中央アジア地域刑事司法制度フォローアップセミナー及び仏語圏アフリカ刑事司法研修、国別研修として日本・ベトナム司法制度共同研究、日本・ネパール司法制度比較共同研究及びベトナム法整備支援研修を実施したほか、平成26年11月、クアラルンプール（マレーシア）において、東南アジア諸国における法の支配と良い統治（グッドガバナンス）の向上を目的とする「東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー（GGセミナー）」を開催した。

国際協力部においては、法務省が行う国際協力の一環として、独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施するアジアの開発途上国等に対する法制度整備支援、すなわち、これらの国の基本法令の起草・改正のほか、法令の運用のための制度・体制整備及び法律実務家の育成に関する支援に協力している。平成26年には、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー及びネパール等に対する研修・現地セミナー等の実施の協力、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマーへの長期専門家の派遣等を通

じて、各種法律の整備、法曹養成制度の充実強化、法律家の実務能力の向上等に貢献するための支援活動を行った。そのほか、インドネシアや東ティモールから裁判官らを招へいして共同研究を実施した。

総務企画部においては、平成26年4月現在で73校となっている法科大学院に対し、その教育に対する法曹としての実務に係る協力を行うために、法科大学院向けの刑事実務科目用教材の作成・提供、派遣に伴う法科大学院との連絡調整、派遣検察官に対するバックアップなどの各種法科大学院支援事務を行った。

〈刊行物〉

1 定期刊行物

題 目	刊行頻度	号 数	ページ	規 格	所 管
犯 罪 白 書	年 刊	平成26年版	331	A 4	研究部
ニューズレター(英文)	年 3 回	143～145	88	A 4	国際連合研修協力部
リソース・マテリアル・シリーズ(英文)	年 3 回	92～94	702	A 4	国際連合研修協力部
国際協力部報「ICD NEWS - LAW FOR DEVELOPMENT -」	年 4 回	58～61	700	A 4	国際協力部
ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT- (英文)	年 刊	2014年版	166	A 4	国際協力部

2 不定期刊行物

資料名	号数	標 題	刊行年月	ページ	規 格	所 管
研 究 部 報 告	52	知的障害を有する犯罪者の実態と処遇	26.3	177	A 4	研究部
	53	外国人犯罪に関する研究	26.12	157	A 4	研究部
	54	非行少年と保護者に関する研究－少年と保護者への継続的支援に関する調査結果－	26.12	227	A 4	研究部

題 目	号 数	刊行年月	ページ	規 格	所 管
犯罪白書(英文)	2013年版	26.12	90	A 4	研究部
SEVENTH REGIONAL SEMINAR ON GOOD GOVERNANCE FOR SOUTHEAST ASIAN COUNTRIES (英文)	-	26.11	148	A 4	国際連合研修協力部

〈業務の実施状況〉

【総務企画部】

1 法科大学院派遣検察官連絡協議会の開催

現在法科大学院に派遣されている検察官を対象として法科大学院派遣検察官連絡協議会を開催し、法科大学院における刑事系実務科目の教育の在り方等をテーマとして意見交換等を行った。

2 法科大学院派遣前研修の実施

法科大学院へ派遣される予定の検察官を対象として、法科大学院での講義の在り方や法実務の講義に関する基礎的な知識・技能を修得させることを目的として実施した。

【研究部】

1 性犯罪に関する総合的研究

性犯罪の実態及び性犯罪者に対する処遇の実態を把握するために、刑事確定記録等の資料を調査するとともに、刑事施設及び保護観察所における処遇プログラムの実地調査を行った。

2 高齢・障害犯罪者に関する総合的研究

高齢又は障害を有する犯罪者の実態並びに、これらの者に対する社会復帰支援対策の現状及び課題を明らかにし、これらの者に対する再犯防止及び社会復帰支援の在り方を検討するため、刑事施設及び保護観察所等における高齢・障害犯罪者に対する処遇の実情について調査した。

3 窃盗事犯者に関する研究

窃盗事犯者の実態を明らかにし、再犯防止策の在り方を検討するため、刑事確定記録等の資料を調査するとともに、刑事施設等における処遇の実情を調査した。

4 刑事政策公開シンポジウム

「人はなぜ罪を犯し、立ち直るのか」をテーマに、英国の研究者を交えた実務家と研究者によるシンポジウムを開催し、再犯防止に関する講演やパネルディスカッションを実施した。

【研修第一部】

1 研究

(1) 法務研究

法務省各部署の実務経験の豊かな職員を選定し、法務全般にわたる内外の法制及びその運用に関する諸問題につき、それぞれのテーマに基づいて研究を行うものである。平成26年は、6月末から約5か月間にわたり、当省職員6人により、それぞれの研究が行われた。

(2) 検事研究

平成26年は、昨年、一昨年に引き続いて「金融商品取引をめぐる諸問題」を研究テーマに、具体的事例を素材とし、事例の分析・研究を中心として、教官と研究員による共同研究を実施した。

2 研修

(1) 検事専門研修

任官後おおむね7年ないし10年の経験を有する検事を対象として、検察官の使命と役割を改めて自覚し、検察の理念を再確認させ、主として財政経済事犯等に関する専門的知識及び重大殺傷事犯等の事件相談への適切な対応や独自捜査の手法等に関する実務能力など中堅検事として必要不可欠な知識を修得させ、能力を向上させるとともに、検察組織内で中堅検事として果たすべき役割についても検討させ、組織運営に関する認識を深めさせることを目的として実施した。

(2) 検事一般研修

任官後おおむね3年前後の検事を対象として、上記同様、検察の理念を再確認させる等し、検事として必要な一般的教養を高めるとともに、捜査・公判等検察実務に関する基礎的な知識・技能を修得させることを目的として実施した。

(3) 新任検事研修

新たに任官した検事を対象とし、検察官の使命と役割、検察の理念を確認させ、検事としての基礎的知識を習得させ、能力を向上させるとともに、広い視野と識見を養うための基礎的啓発を行うことを目的として実施した。

【研修第二部】

1 中央研修

(1) 副検事第3次研修

任官後おおむね11年を経過した副検事を対象とし、前記同様、検察の理念を再確認させる等するとともに、検察実務に関する高度の専門的知識・技能及び区検察庁の監督者として必要な管理能力^{かん}の涵養を目的として実施した。

(2) 副検事第2次研修

任官後おおむね4年を経過した副検事を対象とし、上記同様、検察の理念を再確認させる等するとともに、主として交通事犯・特別法犯・財産犯等の捜査・処理及び公訴維持に必要な高度の知識・技能を習得させ、併せて支部・単独区検における職場管理技術等を修得させることを目的として実施した。

(3) 新任副検事実務研修

東京地方検察庁と共催により、副検事選考に合格して新たに任官した副検事全員を対象とし、上記同様、検察の理念を再確認させる等するとともに、副検事として必要な基礎的知識・技能を習得させることを目的として実施した。

(4) 検察事務官管理研究科研修

地方検察庁の事務局長又はこれに準ずる者を対象とし、検察庁の事務局長とし

て必要な高度の管理能力を修得させることを目的として実施した。

(5) 検察事務官管理科研修

高等検察庁支部，地方検察庁本庁，同支部又は区検の課長，統括捜査官，統括検務官（検察事務官統括捜査科研修の対象者を除く。）又は検察広報官のうちから選定された者を対象とし，課長又はこれに準ずる者としての職務の遂行に必要な管理監督等に関する知識・技能を修得させて管理能力を高めるとともに，人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(6) 検察事務官統括捜査科研修

捜査に専従する統括捜査官，統括検務官又はこれに準ずる公安職（二）４級以上の主任捜査官で，単独捜査の経験を相当期間有する者のうちから選定された者を対象とし，捜査に専従する上級の検察事務官として必要な専門的知識・技能を修得させて捜査能力を高めるとともに，人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(7) 検察事務官高等科研修

公安職（二）３級以上又はこれと同等の行政職（一）の検察事務官で専修科研修を修了した者のうちから平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし，将来の幹部検察事務官の育成のため，職務の遂行に必要な高度の知識・技能を修得させて管理・指導能力の育成を図るとともに，捜査・公判部門，事務局部門，検務部門，企画調査部門に関する能力と素養を涵養し，かつ，人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(8) 検察事務官特別専攻科研修

公安職（二）３級以上の検察事務官又は２級で検察官事務取扱の発令を受けている検察事務官のうちから選定された者を対象とし，将来検察事務（捜査・公判）に専従する志望を有している者に対し，高度の専門的知識・技能を修得させるとともに，人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(9) 裁判員裁判対象事件担当中核事務官研修

裁判員裁判対象事件担当中核事務官又はその候補者を対象とし，検察事務官の中核として，同裁判対象事件の捜査・公判等において重要度や裁量性の高い業務を遂行するための専門的知識及び技能を修得させるとともに，人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(10) 保護局関係職員管理研究科研修

地方更生保護委員会の事務局長若しくは事務局次長又は保護観察所の所長若しくは次長のうちから選定された者を対象とし，保護行政各部門における上級管理者として職務の遂行に必要な高度の管理能力を修得させることを目的として実施した。

(11) 保護局関係職員管理科研修

地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務する統括保護観察官又はこれに準ず

る職にある者のうちから選定された者を対象とし、保護行政各部門における中間監督者として職務の遂行に必要な管理監督等に関する高度の知識及び技能を修得させるとともに、その人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(12) 保護観察官高等科研修

保護局、地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務するおおむね行政職（一）3級から5級までの保護観察官又はこれに準ずる職にあり、原則として主任保護観察官に指名されることが見込まれる者のうちから平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、指導的立場にある保護観察官として職務の遂行に必要な保護行政、関係諸科学、職場管理等についての高度の知識及び技能を修得させるとともに、その人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(13) 保護観察官専修科研修

地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務するおおむね行政職（一）2級及び3級の保護観察官で、原則として中等科研修修了後1年以上を経過し、保護局長が定める実務実習を受けた者のうちから平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、職務の遂行に必要な保護行政、関係諸科学等についての基礎的な知識及び技能を修得させ、実務能力の向上を図ることを目的として実施した。

(14) 保護観察官中等科研修

原則として、地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務する行政職（一）2級及び3級の新任保護観察官のうちから平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、新任の保護観察官として職務の遂行に必要な更生保護関係法令及び関係諸科学等についての基礎的な知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(15) 保護局関係職員処遇強化特別研修

地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務するおおむね行政職（一）2級から5級までの専修科研修を終了した保護観察官のうちから選定された者を対象とし、保護観察官の専門的処遇能力の向上を図るため、処遇技法等に関する専門的な知識及び技能を集中的に修得させることを目的として実施した。

(16) 保護局関係企画調整特別研修

地方更生保護委員会事務局総務課長又は保護観察所企画調整課長に異動予定の者のうちから選定された者を対象とし、企画調整課長としての職務遂行に必要な人事、会計、情報公開、広報、組織管理、業務管理等の総務課又は企画調整課関係事項の知識を修得させ、その管理能力を向上させることを目的として実施した。

(17) 社会復帰調整官専修科研修

おおむね行政職（一）2級及び3級の社会復帰調整官で、原則として社会復帰調整官初任研修修了後1年以上を経過し、保護局長が定める実務実習を受けた者のうちから平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、職務の遂行に必要な心身喪失者等医療観察制度、司法精神保健福祉、司法精神医学等について

の基礎的な知識及び技能を修得させ、実務能力の向上を図ることを目的として実施した。

(18) 社会復帰調整官初任研修

新任の社会復帰調整官に対し、職務の遂行に必要な心神喪失者等医療観察制度、司法精神保健福祉、司法精神医学等についての基礎的な知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(19) 組織間人事交流研修

法務省内組織間人事交流対象者に対し、当省の組織と所掌事務及び各組織間の関連についての基礎的知識を修得させ、当省職員としての一体感を培うことによって、組織間人事交流の円滑な導入・運営に資することを目的として実施した。

2 地方研修

(1) 検察事務官特別科研修

高等検察庁に委嘱し、検察官事務取扱検察事務官若しくは専修科研修を修了又は任官後ほぼ10年を経過した検察事務官のうちから平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、検察行政事務、検察事務及び捜査・公判事務に関する専門的知識・技能を修得させて事務能率及び人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(2) 検察事務官専修科研修

高等検察庁に委嘱し、検察事務官中等科研修を修了後ほぼ4年ないし7年を経過した者のうちから平素の勤務成績等を考慮して選定された者を対象とし、検察事務官として必要な専門的知識・技能を修得させて職務の遂行に不可欠な実務的で高度な執務能力を涵養し、かつ、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(3) 検察事務官中等科研修

高等検察庁に委嘱し、検察事務官初等科研修を修了後ほぼ5年を経過した者、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）合格者で採用後ほぼ2年を経過した者又はこれらに準ずる者のうちから平素の勤務成績等を考慮して選定された者を対象とし、検察事務官として必要な比較的高度の知識・技能を修得させることなどを目的として実施した。

(4) 検察事務官初等科研修

高等検察庁に委嘱し、新規採用職員を対象とし、検察事務官として必要な基礎的知識・技能を修得させることなどを目的として実施した。

(5) 保護局関係職員初等科研修

関東地方更生保護委員会に委嘱し、保護局、地方更生保護委員会又は保護観察所において新規に採用された職員を対象とし、保護局関係職員として職務の遂行に必要な基礎的知識及び技能を修得させることなどを目的として実施した。

【研修第三部】

1 中央研修

- (1) 法務局・地方法務局職員管理研究科研修
法務局の部長，地方法務局長を対象とし，その職務の遂行に必要な高度の管理能力を修得させることを目的として実施した。
- (2) 法務局・地方法務局職員管理科研修
法務局・地方法務局の課長級の職員を対象とし，その職務の遂行に必要な管理能力を修得させることを目的として実施した。
- (3) 法務局・地方法務局職員専門科（訟務）研修
法務局・地方法務局の訟務部門における上席訟務官等課長級の職員を対象とし，その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。
- (4) 法務局・地方法務局職員専門科（人権）研修
法務局・地方法務局の人権擁護部門における課長級の職員を対象とし，その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。
- (5) 法務局・地方法務局新任課長（戸籍・国籍）研修
法務局・地方法務局の新任の戸籍課長及び国籍課長を対象とし，その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。
- (6) 法務局・地方法務局新任課長（供託）研修
法務局・地方法務局の新任の供託課長を対象とし，その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。
- (7) 法務局・地方法務局新任統括登記官研修
法務局・地方法務局の新任の統括登記官を対象とし，その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。
- (8) 法務局・地方法務局職員登記専攻科研修
行政職（一）2級から4級までの法務事務官で，法務局・地方法務局の登記部門における指導的職員を対象とし，その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させるとともに，その社会的識見を涵養することを目的として実施した。
- (9) 法務局・地方法務局職員高等科研修
行政職（一）2級及び3級の法務事務官で専修科研修を修了した者のうち，将来，法務局・地方法務局の幹部職員となり得る者を対象とし，高度の法律知識及び法律的素養を修得させるとともに，その社会的識見を涵養することを目的として実施した。
- (10) 入国管理局関係職員管理科研修（B課程）
入国者収容所又は地方入国管理局の新任の課長，首席審査官，首席入国警備官

又はこれらに準ずる職にある者を対象とし、その職務の遂行に必要な主として管理面の知識・技能を修得させ、併せて人格識見の涵養を図ることを目的として実施した。

(11) 入国管理局関係職員管理科研修（A課程）

入国者収容所又は地方入国管理局の新任の課長補佐、統括審査官、統括入国警備官又はこれらに準ずる職にある者を対象とし、その職務の遂行に必要な主として管理面の知識・技能を修得させ、併せて人格識見の涵養を図ることを目的として実施した。

(12) 入国管理局関係職員高等科研修

行政職（一）2級及び3級の法務事務官若しくは入国審査官又は公安職（一）3級及び4級の入国警備官を対象とし、入国者収容所及び地方入国管理局の幹部職員を養成するため、入国管理行政全般にわたる高度の専門的知識及び技能を修得させ、併せて人格識見の涵養を図ることを目的として実施した。

(13) 入国管理局関係職員専攻科研修

行政職（一）2級から4級までの法務事務官若しくは入国審査官又は公安職（一）3級から5級までの入国警備官を対象とし、入国者収容所又は地方入国管理局における実務の処理等に関する指導的職員を養成するため、これに必要な高度の専門的知識及び技能を修得させ、併せて人格識見の涵養を図ることを目的として実施した。

(14) 入国管理局関係職員特別科（特別審理官）研修

特別審理官の業務に従事し又は従事することが見込まれる職員を対象とし、その職務の遂行に必要な特別の知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(15) 入国管理局関係職員特別科（違反調査）研修

違反調査の業務に従事し又は従事することが見込まれる入国警備官を対象とし、その職務の遂行に必要な特別の知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(16) 入国管理局関係職員特別科（警備処遇）研修

警備処遇の業務に従事し又は従事することが見込まれる入国警備官を対象とし、その職務の遂行に必要な特別の知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(17) 入国管理局関係職員特別科（難民調査官）研修

難民調査官の業務に従事し又は従事することが見込まれる入国審査官を対象とし、その職務の遂行に必要な特別の知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

2 地方研修

(1) 法務局・地方法務局職員初等科研修

東京法務局に委嘱し、新たに採用された国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）合格者等を対象とし、法務局・地方法務局の一般職員としての心構えを付与するとともに、新任職員として日常の業務を遂行するのに必要な基礎的法律知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(2) 法務局・地方法務局職員中等科研修

東京、大阪、名古屋、広島、福岡及び札幌法務局に委嘱し、新たに採用された国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）合格者等を対象とし、法務局・地方法務局の職員としての心構えを付与するとともに、中堅係員として職務を遂行するために必要な基本的な法律知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(3) 入国管理局関係職員中等科（入国警備官）研修

東京及び大阪入国管理局に委嘱し、公安職（一）1級から3級までの入国警備官で、初任科研修を修了し、かつ、採用後4年以上を経過した者を対象とし、その職務の遂行に必要な知識及び技能の向上を図り、併せて時勢の進展に即応できる素養を涵養することを目的として実施した。

(4) 入国管理局関係職員中等科（入国審査官・法務事務官）研修

東京入国管理局に委嘱し、行政職（一）1級又は2級の法務事務官又は入国審査官であって、初等科研修A課程を修了し、かつ、採用後4年以上を経過した者、又は初等科研修B課程を修了し、かつ、採用後3年以上を経過した職員を対象とし、その職務の遂行に必要な知識及び技能の向上を図り、併せて時勢の進展に即応できる素養を涵養することを目的として実施した。

(5) 入国警備官初任科研修

東京入国管理局に委嘱し、新たに採用された公安職（一）1級の入国警備官を対象とし、その職務の遂行に必要な基礎的法律知識及び技能を修得させるとともに、厳正な規律の体得及び敏活な行動力の育成を図り、併せて国家公務員として必要な基礎的素養を涵養することを目的として実施した。

(6) 入国管理局関係職員初等科研修

東京入国管理局に委嘱し、新たに採用された国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）合格者及び国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）合格者を対象とし、その職務の遂行に必要な基礎的法律知識及び技能を修得させるとともに、国家公務員として必要な基礎的素養を涵養することを目的として実施した。

【国際連合研修協力部】

1 国際研修等

(1) 課題別研修

ア 国際高官セミナー

アジア・太平洋、中南米及びアフリカ諸国並びに我が国の法務省関係者等上

級公務員を対象に、「被害者保護と修復的司法の取組」を主要課題とするセミナーを実施した。

イ 国際研修（矯正・保護）

アジア・太平洋及びアフリカ諸国並びに我が国の警察，検察，矯正及び保護職員を対象に、「特別の配慮を要する犯罪者のアセスメント及び処遇」を主要課題とする研修を実施した。

ウ 国際研修（刑事司法）

アジア・太平洋及びアフリカ諸国並びに我が国の警察，検察，裁判所，厚生労働省及び海上保安庁関係職員を対象に、「迅速な裁判」を主要課題とする研修を実施した。

エ 汚職防止刑事司法支援研修

アジア・太平洋，中南米及びアフリカ諸国並びに我が国において，汚職防止・摘発に関する政策・実務に携わる職員を対象に、「汚職事件の効果的な予防・摘発と汚職犯罪収益の特定・追跡・保全・没収及び財産回復」を主要課題とする研修を実施した。

(2) 地域別研修

ア 中央アジア刑事司法制度研修

中央アジア諸国の刑事司法において，薬物犯罪対策に携わる実務家を対象に、「薬物犯罪対策を阻害する汚職への対策，特に裁判官，検察官及び法執行機関職員の倫理及び行動規範」を主要課題とする研修を実施した。

イ 仏語圏アフリカ刑事司法研修

仏語圏アフリカ諸国の刑事司法において，警察官及び司法官（検察官，予審判事，公判判事）を対象に、「捜査・訴追・公判能力の向上及びテロ対策」を主要課題とする研修を実施した。

(3) 国別研修

ア 日本・ベトナム司法制度共同研究

ベトナムの刑事司法実務家を対象に、「検察官及び司法機関職員の養成手法」及び「刑事政策研究」を主要課題とする共同研究を実施した。

イ 日本・ネパール司法制度比較共同研究

ネパール検事総長府所属の検察官等を招き、「刑事手続の迅速化，効率化」を主要課題とする研究を実施した。

ウ ベトナム法整備支援研修

ベトナム最高人民検察院職員を対象に、「日本における，薬物犯罪を中心とする組織犯罪・越境犯罪対策と，刑事訴訟の基礎」を主要課題とする研修を実施した。

(4) 東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー

東南アジア諸国における法の支配と良い統治（グッドガバナンス）の向上を図

るため、平成26年11月、東南アジアの10か国から刑事司法実務家の参加の下、クアラルンプール（マレーシア）において、「汚職事件における効果的な公判活動」を主要課題とする東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー（GGセミナー）を開催した。

2 海外における活動等

平成26年5月にオーストリアで開催された第22回国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）に部長及び教官を、同月にシンガポールで開催された第1回日ASEANサイバー犯罪対策対話に教官を、同年8月にタイで開催された第2回保護観察及び非拘禁措置に関するASEAN+3会議に部長及び教官を、同年12月にイタリアで開催された国連犯罪防止刑事司法プログラムネットワーク機関間調整会議等の国際会議に部長及び教官を派遣した。また、同年2月に、ミャンマーにおける犯罪者の処遇改善支援に係る現地セミナーのため教官を派遣した。

3 インターンシップ受入れ

参加した2名の法科大学院生に対して、国連アジア極東犯罪防止研修所の活動に関する講義を行ったほか、同時期に実施されていた第158回国際研修の準備及び運営等の業務を体験させた。

【国際協力部】

1 国際研修

(1) ベトナム法整備支援研修

司法省職員らを対象に、実務改善・法令改正支援等を目的とした研修を実施した。

(2) カンボジア法整備支援研修

司法省、王立司法学院、弁護士会及び王立法律経済大学の職員らを対象に、民事分野における法解釈・運用能力の向上を目的とした研修を実施した。

(3) ラオス法律人材育成強化支援研修

司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学職員らを対象に、民法典起草に資することを目的とした研修を実施した。

(4) ミャンマー法整備支援研修

連邦最高裁判所及び連邦法務長官府職員らを対象に、法整備、運用を行うための組織的・人的能力の向上を目的とした研修を実施した。

(5) ネパール法整備支援研修

最高裁判所裁判官らを対象に、裁判所の紛争解決能力の向上を目的とした研修を実施した。

2 連絡会・研究会・シンポジウム等

(1) 法整備支援連絡会

法制度整備支援に携わる関係者相互間の情報及び意見交換を目的に、「法整備

支援の成果と新たな挑戦」をテーマとして、第15回法整備支援連絡会を開催し、政府機関、大学、日本弁護士連合会、民間企業等の関係機関からの活動報告とともに、今後の支援の在り方についての意見交換を実施した。

(2) 日韓パートナーシップ共同研究

日本及び韓国の司法行政関係職員を研究員として、登記、戸籍及び民事執行等の民事法分野に関する比較研究を、日本及び韓国においてそれぞれ実施した。

(3) ベトナム司法制度共同研究

ベトナム改正刑法起草委員らを招へいし、ベトナム刑法改正に関する講義、意見交換等を行う共同研究を実施した。

(4) 日本・ラオス法曹人材育成強化共同研究

ラオス司法省法・司法研修所長らを招へいして、法曹養成制度に関する共同研究を実施した。

(5) インドネシア最高裁判所・少額訴訟制度研究

インドネシア最高裁判所事務局長らを対象に、少額訴訟及び調停に関する法制度や裁判実務の研究を実施した。

(6) インドネシア裁判官人材育成強化共同研究

最高裁判所判事を招へいし、複数の民事分野について、両国の法制度及び裁判実務の比較研究を実施した。

(7) 東ティモール共同法制研究

司法省職員、裁判官及び検察官を招へいし、日本の少年司法制度に関する講義や関係機関への訪問のほか、国際法に関する講義を実施した。

(8) インターンシップ受入れ

法科大学院生等に対して、法制度整備支援の実情に関する講義を行ったほか、同時期に実施されていたカンボジア本邦研修等を聴講させた。

(9) 国際協力人材育成研修

法制度整備支援に携わる人材の育成を目的として、法務・検察職員を対象に、法制度整備支援に関する講義を行ったほか、開発途上国における支援プロジェクトの現場実務を体験させるなどした。

(10) アジア・太平洋会社情報提供制度研究会

公益財団法人国際民事商事法センターとの共催により、アジア・太平洋会社情報提供制度研究会を実施し、研究成果を発表するための公開シンポジウム等を行った。

(11) 学生シンポジウム

法制度整備支援についての広報活動の一環として、若い世代に対し法制度整備支援に関する情報を伝達するとともに、同支援活動への理解と協力を求めることを目的として、名古屋大学等との共催で、「アジアのための国際協力 in 法分野 2014」をテーマに、学生による研究発表及び意見交換を実施した。

(12) 国際民商事法金沢セミナー

公益財団法人国際民商事法センター、石川国際民商事法センター、北國新聞社との共催により、金沢市において、企業経営者等を対象にタイの法制度や投資環境等に関するセミナーを開催した。

VI 矯正研修所

法務省組織令第61条、第63条、第64条、法務省組織規則第26条 矯正研修所組織規則（平成13年法務省令第8号）

1 平成26年度の研修実施状況

(1) 初任研修課程

新たに矯正職員に採用された者に対し、矯正職員として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための基礎的な教育及び訓練を行うもの。

ア 刑務官等初等科

新たに刑務官等に採用された者（国家公務員採用総合職試験に合格したことにより採用された者を除く。）に対し、刑務官等として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための基礎的な教育及び訓練を行った（8支所、20コース、初任科2週間、集合研修408時間、実務研修147日、研修期間計8月、609人）。

イ 法務教官基礎科

新たに刑事施設に勤務する公安職俸給表（一）の適用を受ける法務教官又は新たに少年院等に勤務する公安職俸給表（二）の適用を受ける法務教官に採用された者に対し、法務教官として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための基礎的な教育及び訓練を行った。

なお、法務教官基礎科の集合研修は、前期は一般科目、後期は専門科目によって編成される（4支所、6コース、初任科2週間、集合研修408時間、実務研修147日、研修期間計8月、前後期132人、後期のみ5人）。

ウ 法務技官基礎科

新たに刑事施設に勤務する公安職俸給表（一）の適用を受ける法務技官（被収容者の資質及び環境の調査に従事する法務技官に限る。）又は少年鑑別所に勤務する公安職俸給表（二）の適用を受ける法務技官に採用された者に対し、法務技官として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための基礎的な教育及び訓練を行った。

なお、法務技官基礎科の集合研修は、前期は一般科目、後期は専門科目によって編成される（東京支所、1コース、初任科2週間、集合研修488時間、実務研修147日、研修期間計9月、前後期32人、後期のみ8人）。

(2) 任用研修課程

一定以上の官職への任用（一定以上の階級への昇進を含む。）が予定されてい

る矯正職員に対し、その官職等に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行うもの。

ア 中等科

刑務官等に対し、初級幹部として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った（5支所、5コース、研修期間3月、149人）。

イ 法務教官応用科

刑事施設の教育専門官又は少年院等の専門官として必要な知識及び技能を修得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った。

なお、応用科の研修は、前期は一般科目、後期は専門科目によって編成される（4支所、4コース、研修期間3月、前後期94人、後期のみ9人）。

ウ 法務技官応用科

刑事施設の調査専門官又は少年鑑別所の専門官として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った。

なお、応用科の研修は、前期は一般科目、後期は専門科目によって編成される（1支所、1コース、研修期間3月、前後期18人、後期のみ7人）。

エ 中級管理科第1部・第2部

矯正施設の中級幹部職員として必要な知識及び技能を修得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った（本所2コース、研修期間2月、第1部26人、第2部10人、計36人）。

オ 高等科第1部・第2部

矯正施設の上級幹部職員として必要な知識及び技能を修得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った（本所2コース、研修期間6月、第1部53人、第2部43人、計96人）。

カ 上級管理科

矯正施設の部長、次長又は課長の職（相当職を含む。）にあり、かつ、上級管理科が修了する日の属する年度の翌年度において、矯正施設の長（相当職を含む。）への任用が予定されている職員に対し、必要な知識及び技能を修得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った（本所1コース、研修期間1週間、39人）。

(3) 専門研修課程

専門研修課程は、矯正職員に対し、矯正実務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行うものであり、次に掲げる科を置いている。

ア 刑務作業科

刑事施設における作業に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。）に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

イ 処遇調査科

刑事施設における資質及び環境の調査に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。）に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

ウ 改善指導科

刑事施設における改善指導及び教科指導に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。）に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

エ 矯正教育科

少年院における矯正教育に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。）に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

オ 観護処遇科

少年鑑別所における観護に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。）に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

カ 矯正医療科

矯正施設における医療に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。）に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

キ 処遇特修科

刑務官に対し、刑事施設の被収容者の処遇に必要な知識及び技能を再確認させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

ク 調査鑑別特別科

刑事施設における資質及び環境の調査並びに少年鑑別所における資質鑑別に
関する職務に必要な高度の知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

ケ 専攻科

アからクまでに掲げる科において行うものを除き、矯正実務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

なお、本所、各支所の専門研修課程で実施した研修コース名及び人員は、次のとおりである。

(7) 本所（64コース、1,478人）

矯正施設中級幹部73人、矯正施設上級幹部32人、矯正管区訟務担当者8人、新採用職員導入9人、矯正保護交流職員導入2人、新任教育監督担当者45人、性犯罪再犯防止指導指導・調査担当者44人、性犯罪再犯防止指導指導担当者

(スキルアップ編) 31人, 性犯罪再犯防止指導指導・調査担当(実務修習) I 7人, 性犯罪再犯防止指導指導・調査担当者(実務修習) II 8人, 鑑別業務充実化52人, 官民協働事業推進43人, 官民協働体制充実化28人, 新任作業関係幹部研究会30人, 作業専門官研究会10人, 女子作業専門官研究会 5人, 作業専門官能力向上研究会 1人, 新任作業専門官研究会18人, 若年作業専門官研究会 5人, 矯正研修所支所教官 I 8人, 矯正研修所支所教官 II 5人, 改善指導プログラム指導職員 I (専門コース) 38人, 改善指導プログラム指導職員 II (専門コース) 41人, 暴力防止プログラム指導担当者33人, 被収容者処遇国際化対策68人, 訟務関係職員(基礎コース) 38人, 訟務関係職員(応用コース) 1人, 矯正管区個人情報保護・広報事務等担当者 8人, 少年鑑別所職員人権(アンガー・マネジメント) 17人, 刑事施設職員人権(アンガー・マネジメント) 23人, 刑事施設職員人権(コーチング) 25人, 少年院職員人権(コーチング) 25人, 矯正教育科 I (矯正教育プログラム(薬物非行)指導体制充実化) 52人, 矯正教育科 II (各種教育プログラム(交友, 暴力, 家族)指導体制充実化) 52人, 矯正教育科 III (矯正教育プログラム(性非行)指導体制充実化) 43人, 少年院法改正等60人, 少年鑑別所法等60人, 医療事務充実化15人, 看護技術充実化14人, 少年施設専門官等施策研究会21人, 刑事施設職員施策研究会23人, 調査鑑別科特別科19人, 研修担当者(本所) 4人, 研修担当者(支所) 10人, 職員不祥事根絶のための総合 I 86人, 職員不祥事根絶のための総合 II 99人, 職員不祥事防止研修担当者13人, 事例検討充実化 3人, 日本語指導指導担当者15人, 成人用一般アセスメントツール14人, 名籍事務担当者(全国) I 39人, 名籍事務担当者(全国) II 38人, 分類・鑑別技官通信 6人, 少年鑑別所法制定作業関係 1人, 不服審査担当者 I 1人, 不服審査担当者 II 1人, 不服審査担当者 III 1人, 不服審査担当者 IV 1人, 法務大臣に対する苦情の申出事務 I 1人, 法務大臣に対する苦情の申出事務 II 1人, 外国人処遇関連業務 I 1人, 外国人処遇関連業務 II 1人, 職業訓練指導員免許取得 1人, バックアップセンター従事者 1人

(イ) 札幌支所(33コース, 287人)

観護処遇充実化 4人, 信書処理担当者 9人, 矯正護身術指導担当者27人, 逃走事故防止対策17人, 刑務作業事務担当者 1人, 人事事務担当者16人, 柔剣道審判及び指導担当者18人, 中堅職員(10年目) I 13人, 中堅職員(10年目) II 18人, 中堅職員(10年目) III 15人, 中堅職員(20年目) I 12人, 特別司法警察活動担当職員 9人, 総務系業務担当課長等 5人, 分類業務担当者 8人, 名籍12人, 施設予算関係事務 1人, 不服申立事務担当者(少年施設) 1人, 不服申立事務担当者(刑事施設) 1人, 矯正施設等情報セキュリティ担当者17人, 工場・単独室担当者 9人, 女子刑事施設保安・警備係職員防災等 3人, 少年院処遇対応力向上 4人, 処遇カウンセラー 5人, 新任統括昇任前

6人，教育専門官新規異動者4人，企画担任者等7人，刑事施設懲罰事務担当者9人，生産工場担任者8人，予算執行担当係長等13人，食糧事務担当者12人，再犯防止対策Ⅰ1人，再犯防止対策Ⅱ1人，再犯防止対策指導Ⅲ1人
(㉞) 仙台支所（43コース，284人）

不服処理担当者Ⅰ1人，不服処理担当者Ⅱ1人，不服処理担当者Ⅲ1人，逃走事故防止対策17人，作業事務担当者Ⅰ1人，作業事務担当者Ⅱ1人，作業事務担当者Ⅲ1人，矯正医官1人，少年施設不服処理担当者Ⅰ1人，少年施設不服処理担当者Ⅱ1人，少年施設不服処理担当者Ⅲ1人，分類業務担当者7人，名籍23人，特別司法警察活動担当職員7人，工場・単独室担当者7人，少年矯正関係事務担当者Ⅰ1人，少年矯正関係事務担当者Ⅱ1人，少年矯正関係事務担当者Ⅲ1人，少年矯正関係事務担当者Ⅳ1人，総務系業務担当課長等7人，武道強化20人，矯正施設等情報セキュリティ担当者19人，女子刑事施設保安・警備係職員防災等3人，観護処遇充実化6人，処遇カウンセラー2人，矯正教育充実化4人，中堅職員（10年目）Ⅰ16人，中堅職員（20年目）18人，予算執行担当者15人，人事事務等担当者16人，資質鑑別担当者6人，少年院処遇対応力向上4人，企画処理担任者6人，食糧事務担当者23人，改善指導充実化7人，新任統括昇任前8人，矯正施設調査・鑑別等担当者13人，成人矯正第二課事務担当者1人，成人矯正第二課事務担当者1人，行政文書担当者Ⅰ1人，行政文書担当者Ⅱ1人，少年鑑別所法Ⅰ6人，少年鑑別所法Ⅱ6人

(㉟) 東京支所（65コース，641人）

情報公開事務担当者Ⅰ1人，情報公開事務担当者Ⅱ1人，情報公開事務担当者Ⅲ1人，共済事務担当者Ⅰ1人，共済事務担当者Ⅱ1人，共済事務担当者Ⅲ1人，訟務，警備事務担当者Ⅰ1人，訟務，警備事務担当者Ⅱ1人，訟務，警備事務担当者Ⅲ1人，訟務，警備事務担当者Ⅳ1人，不服申立事務担当者（刑事施設）Ⅰ1人，不服申立事務担当者Ⅱ（刑事施設）1人，不服申立事務担当者Ⅲ1人，不服申立事務担当者Ⅳ1人，総務系業務担当課長等16人，少年矯正関係事務担当者Ⅰ1人，少年矯正関係事務担当者Ⅱ1人，少年矯正関係事務担当者Ⅲ1人，資質鑑別充実化Ⅰ1人，統括矯正処遇官矯正処遇実務（男子）Ⅰ2人，統括矯正処遇官矯正処遇実務（男子）Ⅱ4人，統括矯正処遇官矯正処遇実務（男子）Ⅲ3人，統括矯正処遇官矯正処遇実務（男子）Ⅳ4人，統括矯正処遇官矯正処遇実務（女子）Ⅰ1人，統括矯正処遇官矯正処遇実務（女子）Ⅱ2人，矯正施設等情報セキュリティ担当者45人，女子刑事施設保安・警備係職員防災等5人，処遇カウンセラー（カウンセリング担当）4人，少年院教官指導技術向上16人，新任統括昇任前13人，分類業務担当者19人，中堅職員（10年目）Ⅰ25人，中堅職員（10年目）Ⅱ24人，中堅職員（20年目）Ⅰ25人，中堅職員（20年目）Ⅱ25人，工場・単独室担当者

21人，刑事施設女性職員施設間交流Ⅰ1人，刑事施設女性職員施設間交流Ⅱ1人，刑事施設女性職員施設間交流Ⅲ1人，刑事施設女性職員施設間交流Ⅳ1人，刑事施設女性職員施設間交流Ⅴ1人，刑事施設女性職員施設間交流Ⅵ6人，刑事施設女性職員施設間交流Ⅶ1人，刑事施設女性職員施設間交流Ⅷ1人，刑事施設女性職員施設間交流Ⅸ1人，人事事務等担当者Ⅰ1人，人事事務等担当者Ⅱ1人，人事事務等担当者Ⅲ1人，刑事施設調査等専門官18人，警備，保安担当者49人，名籍事務担当者41人，予算執行担当係長等45人，逃走事故防止対策46人，新任作業関係職員17人，観護処遇充実化12人，行動観察技術向上12人，矯正医官5人，新任作業関係幹部8人，少年院処遇対応力向上16人，特別司法警察活動担当職員18人，食糧事務担当者Ⅰ25人，食糧事務担当者Ⅱ26人，刑事施設異動者導入15人，情報処理技術者（基礎コース）2人，情報処理技術者（応用コース）2人

(オ) 名古屋支所（50コース, 412人）

不服申立関係事務担当者Ⅰ1人，不服申立関係事務担当者Ⅱ1人，不服申立関係事務担当者Ⅲ1人，不服申立関係事務担当者Ⅳ1人，不服申立関係事務担当者Ⅴ1人，少年施設分類鑑別業務担当者11人，矯正護身術指導20人，夜勤監督者10人，不服申立て関係事務担当統括9人，逃走事故防止対策21人，予算執行担当係長20人，少年処遇充実化5人，総務系業務担当課長等7人，特別司法警察活動担当職員10人，作業担任者等（職長教育）10人，分類業務担当者10人，少年矯正関係事務担当者Ⅰ1人，少年矯正関係事務担当者Ⅱ1人，柔道・剣道指導者10人，改善指導担当者10人，名籍事務担当者19人，安全衛生管理10人，矯正施設等情報セキュリティ担当者23人，医療関係職員看護師Ⅰ3人，医療関係職員看護師Ⅱ2人，女子刑事施設保安・警備係職員防災等3人，処遇カウンセラー（カウンセリング担当）1人，資質鑑別充実化1人，不服申立て関係事務担当統括専門官5人，資質鑑別・処遇調査充実化7人，工場担任者10人，新任統括昇任前20人，再犯防止対策関係事務担当者Ⅰ1人，再犯防止対策関係事務担当者Ⅱ1人，再犯防止対策関係事務担当者Ⅲ1人，再犯防止対策関係事務担当者Ⅳ1人，訟務関係事務担当者2人，予算担任者29人，刑事施設異動者導入Ⅰ8人，刑事施設異動者導入Ⅱ8人，少年院法等施行前Ⅰ7人，少年院法等施行前Ⅱ11人，若年作業専門官3人，矯正医官1人，食料事務担当者24人，中堅職員（10年目）22人，中堅職員（20年目）9人，工場・単独室担当者9人，観護処遇充実化6人，少年院処遇対応力向上5人

(カ) 大阪支所（45コース, 558人）

刑事施設係長等昇任者20人，総務系業務担当課長等14人，処遇カウンセラー6人，統括矯正処遇官矯正処遇実務Ⅰ2人，統括矯正処遇官矯正処遇実務Ⅱ1人，統括矯正処遇官矯正処遇実務Ⅲ2人，矯正施設等情報セキュリティ担

当者29人，資質鑑別充実化Ⅰ1人，資質鑑別充実化Ⅱ1人，資質鑑別充実化Ⅲ1人，資質鑑別充実化Ⅳ1人，資質鑑別充実化Ⅴ1人，女子刑事施設保安・警備係職員防災等3人，新任統括昇任前13人，中堅職員（10年目）52人，中堅職員（20年目）29人，工場・単独室担当者13人，医官Ⅰ3人，医官Ⅱ6人，若年作業専門官Ⅰ3人，若年作業専門官Ⅱ2人，作業専門官7人，工場担任者研究会13人，不服申立事務事務担当者Ⅰ1人，不服申立事務事務担当者Ⅱ1人，不服申立事務事務担当者Ⅲ1人，逃走事故防止対策27人，分類業務担当者13人，特別司法警察活動担当職員13人，名籍事務担当者25人，少年施設不服申立事務担当者15人，外国人処遇関連業務Ⅰ1人，外国人処遇関連業務Ⅱ1人，昼夜勤監督者Ⅰ24人，昼夜勤監督者Ⅱ25人，観護処遇科6人，購入担当者13人，予算執行担当係長等25人，就労支援事務担当者43人，少年施設等施設保全担当者13人，刑事施設新任教育専門官・調査専門官15人，看護師23人，食料事務担当者29人，作業関係事務13人，少年院処遇対応力向上8人

(キ) 広島支所（30コース，365人）

観護処遇科5人，刑務作業実務担当者Ⅰ10人，刑務作業実務担当者Ⅱ10人，中堅職員（10年目）Ⅰ21人，中堅職員（10年目）Ⅱ18人，中堅職員（20年目）12人，工場・単独室担当職員10人，訟務事務担当者9人，矯正護身術指導者38人，処遇カウンセラー（カウンセリング担当）8人，総務系業務担当課長等3人，会計事務職員Ⅰ18人，人事事務監督者18人，分類業務担当者10人，女子刑事施設保安・警備職員防災等訓練6人，矯正施設等情報セキュリティ担当者19人，新任統括昇任前15人，名籍19人，逃走事故防止対策18人，特別司法警察活動担当職員10人，新任教育専門官5人，不服申立事務担当者Ⅰ1人，不服申立事務担当者Ⅱ1人，不服申立事務担当者Ⅲ1人，不服申立事務担当者Ⅳ1人，営繕業務担当職員等18人，予算執行担当係長等19人，広報事務担当者18人，少年院処遇対応力向上4人，食料事務担当者20人

(ク) 高松支所（24コース，195人）

総務系業務担当課長等5人，職員不祥事防止対策11人，不服申立事務担当者1人，刑事施設係長等昇任者19人，矯正施設等情報セキュリティ担当者12人，改善指導充実化19人，中堅職員（10年目）10人，処遇カウンセラー（カウンセリング担当）3人，工場・単独室担当者4人，柔道指導担当者実務8人，矯正医官1人，特別司法警察活動担当職員4人，研修担当者11人，逃走事故防止対策11人，護身術・実力行使（制圧方法・警備用具使用実技）11人，名籍事務担当者10人，観護処遇充実化4人，分類業務担当者4人，人事事務担当者10人，予算執行担当係長等11人，訟務担当者12人，懲罰手続等適正化7人，少年院処遇対応力向上3人，食料事務担当者14人

(ク) 福岡支所（43コース，415人）

刑事施設係長等昇任者6人，矯正施設不服申立事務担当者Ⅰ1人，矯正施

設不服申立事務担当者Ⅱ 1人, 矯正施設不服申立事務担当者Ⅲ 1人, 矯正施設不服申立事務担当者Ⅳ 1人, 矯正施設不服申立事務担当者Ⅴ 1人, 矯正施設不服申立事務担当者Ⅵ 1人, 矯正施設不服申立事務担当者Ⅶ 1人, 矯正施設不服申立事務担当者Ⅷ 1人, 矯正施設不服申立事務担当者Ⅸ 1人, G・Sクラス職員13人, 総務系業務担当課長等5人, 処遇カウンセラー(カウンセリング担当)4人, 工場・単独室担当者13人, 観護処遇科12人, 矯正施設等情報セキュリティ36人, 中堅職員(10年目)30人, 中堅職員(20年目)18人, 新任統括昇任前10人, 名籍事務担当者32人, 逃走事故防止対策29人, 刑事施設教教育・分類関係事務担当者Ⅰ 1人, 刑事施設教教育・分類関係事務担当者Ⅱ 1人, 刑事施設教教育・分類関係事務担当者Ⅲ 1人, 矯正医官2人, 特別司法警察活動担当職員12人, 女子刑事施設保安・警備係職員防災等5人, 営繕事務担当者Ⅰ 1人, 営繕事務担当者Ⅱ 1人, 営繕事務担当者Ⅲ 1人, 営繕事務担当者Ⅳ 1人, 営繕事務担当者Ⅴ 1人, 営繕事務担当者Ⅵ 1人, 分類業務担当者12人, 予算執行担当係長等28人, 少年院処遇充実化8人, 少年院処遇対応力向上8人, 鑑別充実化9人, 自営作業事務担当者16人, 看護師等18人, 刑事施設幹部養成15人, 少年施設護身術指導者養成16人, 食料事務担当者40人

(4) 研究研修課程

矯正職員に対し, 矯正に関する学理及び制度並びにその運用の調査研究を行わせるもの。

研究科

本所の長が法務大臣の承認を得て定める研究課題について, 調査研究を行わせた(本所1コース, 研修期間3月, 16人)。

なお, 研究題目は, 次のとおりである。

ア 矯正職員のセクシュアル・ハラスメント防止に係る基礎的研究

イ 名籍事務処理マニュアル(案)の作成について

ウ 刑務作業事務に係る研修教材の作成に関する研究

エ 暴力・交友・家族プログラムに係る指導マニュアルの策定

オ 少年鑑別所における規律違反行為に対する処遇の在り方に関する基礎的研究

カ 研修教材「矯正教育学」の改訂のための基礎研究

キ 法務技官(心理)の養成の在り方に係る基礎研究

ク 矯正職員の健康管理による職務執行能力向上について

2 平成26年度に実施した研修の特色

- (1) 「法務省における女性職員の採用・登用拡大計画」を矯正行政の重要課題として, 女性幹部要員を確保するために任用研修課程中等科研修に施策枠を設け, 引き続き, 任用研修課程高等科研修の入所者数増大のための環境整備を図った。

- (2) 矯正施設における被収容者処遇の実務において、被収容者の立場に立って、相手の気持ちを考えながら、処遇場面に応じて冷静に職務を遂行できる能力を習得させるため、行動科学的な技法を取り入れた「アンガーマネジメント」研修を昨年度に引き続き実施し、人権教育の一層の推進に努めた。
- (3) 被収容者の自発的な更生意欲を促すため、職員の意欲や潜在力を最大限に引き出す考え方やスキルを習得させるため、「コーチング」研修を実施した。
- (4) 少年施設の現場第一線の職員に対し、本省での講義を受講させる機会を設け、少年矯正の課題や施策について理解を深めさせるとともに、高等科研修の講義を聴講させ、更に高度な知識及び技能を身に付ける動機付けを行うなどし、将来、少年矯正に関する施策の立案等に従事できる幹部候補者の確保に資することを目的として、専攻科（少年施設専門官等施策研究会）研修を実施した。
- (5) 刑事施設の女性作業専門官に対して、女子受刑者に対する刑務作業を取り巻く現状の問題点及び対応策について考えさせるとともに、企画及び指導担任者として必要な知識を再認識させることを目的として、専攻科（女子作業専門官研究会）研修を実施した。
- (6) 刑事施設の種類担当のうち試行を実施している職員に対し、成人用一般アセスメントツール第一次試行版の試行に当たり、各種の講義及び演習を通じて、試行の適切かつ円滑な実施に必要な情報共有等を図ることを目的として、専攻科（成人用一般アセスメントツール）研修を実施した。
- (7) 矯正管区において管区監査官付矯正専門職として職責事務及び不服審査事務を担当することが見込まれる職員及び前年度から引き続き同事務を担当する職員に対し、迅速かつ適正な業務遂行が図られるよう、各種法令等を講義形式により研修し、必要な知識等を修得させるほか、矯正管区における職員不祥事防止対策委員会の事務局として、職員不祥事の現状や「職員不祥事根絶のための総合対策」に関する各種施策について知識等を修得させる目的で専攻科（職員不祥事防止研修担当者）研修を実施した。
- (8) 刑事施設において外国人被収容者に対し、日本語指導を実施している職員に対し、外国人被収容者に対して実施する日本語指導の実施に必要な処遇スキルの向上を図るとともに、刑事施設における日本語指導の実施体制についての見識を深めることを目的として、専攻科（日本語指導指導担当者）研修を実施した。
- (9) 刑事施設の総務部長及び少年施設の次長、首席専門官に対し、「職員不祥事根絶のための総合対策」（以下「総合対策」という。）に盛り込まれた各項目について改めて周知を図るとともに、総合対策に盛り込まれた事項で具体化された内容について事後に各施設において自庁研修に活用することを目的とし、また、本研修を通じて、各施設における職員不祥事根絶のための取組や明るい職場作り等、職員不祥事防止対策委員会の活動的状況について情報の共有を図るため、専攻科（職員不祥事根絶のための総合Ⅰ、Ⅱ研修）を実施した。

- (10) 各矯正管区の少年矯正第二課長並びに少年鑑別所の首席及び統括専門官に対し、少年鑑別所法の円滑な施行に向けて、関係法令の内容及び運用に係る事項について、周知徹底を図ることを目的として、専攻科（少年鑑別所法等）を実施した。
- (11) 少年鑑別所の鑑別部門、統括専門官（考査）に対し、少年院法案・少年鑑別所法案等が第186回国会に提出されたところ、国会審議に対応する各種業務を経験させることにより、少年鑑別所の成立過程を実地に学ばせるとともに、少年鑑別所幹部職員として幅広い視野を身に付けさせる目的で、専攻科（少年鑑別所法制定作業関係）研修を実施した。

3 平成26年度に実施した協議会及び事務打合せ会

- (1) 矯正研修所支所教頭協議会
- (2) 矯正研修所支所主任教官事務打合せ会（2回）

4 その他

平成26年度に発刊した出版物は、次のとおりである。
矯正研修所紀要（第28号）

第4 地方支分部局

I 矯正管区

法務省設置法第15条、第16条 法務省組織令第65条、第66条 法務省組織規則第27条 矯正管区組織規則（平成13年法務省令第9号）

矯正管区の名称、所在地及び管轄区域

（平成26年12月31日現在）

名 称	所 在 地	管 轄 区 域
札幌矯正管区	札幌市東区東苗穂 1条2-5-5	北海道
仙台矯正管区	仙台市若林区古城 3-23-1	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
東京矯正管区	さいたま市中央区 新都心2-1	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県 静岡県
名古屋矯正管区	名古屋市東区白壁 1-15-1	富山県 石川県 福井県 岐阜県 愛知県 三重県
大阪矯正管区	大阪市中央区大手前 4-1-67	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
広島矯正管区	広島市中区上八丁堀 6-30	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
高松矯正管区	高松市丸の内1-1	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
福岡矯正管区	福岡市東区若宮5-3-53	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

Ⅱ 地方更生保護委員会

法務省設置法第15条、第17条、法務省組織令第67条、更生保護法第16条～第20条、地方更生保護委員会事務局組織規則（平成20年法務省令第36号）

1 地方更生保護委員会の概況

地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）は、全国8か所（札幌市、仙台市、さいたま市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市及び福岡市。ただし、九州地方委員会には那覇市に那覇分室が置かれている。）に置かれ、(1)仮釈放の許可又はその処分の取消し、(2)仮出場の許可、(3)少年院からの仮退院又は退院の許可、(4)少年院からの仮退院中の者を少年院に戻して収容する旨の決定の申請、(5)不定期刑の執行を受け終わったものとする処分、(6)保護観察の仮解除又はその処分の取消し、(7)婦人補導院からの仮退院の許可又はその処分の取消し、(8)保護観察所の事務の監督に関する事務を所掌し、さらに、更生保護事業法の規定に基づく法務大臣の権限のうち、更生保護法人に係る許認可関係事務等の相当部分を委任されている。さらに、地方委員会の委員長は、法務大臣が行う保護司の委嘱及び解嘱を代行するほか、保護司の配置、保護区の設置、保護区別の保護司定数などを定める権限を大臣から委任されている。

なお、前記地方委員会の権限のうち、決定をもって行う処分については、委員3人で構成する合議体が行うが、各地方委員会には、この合議体が1部ないし5部置かれている。また、地方委員会には事務局が設けられ、総務課、首席審査官（関東地方委員会事務局のみ）、統括審査官及び更生保護管理官が置かれ、仮釈放等の審理のための調査に従事する保護観察官等が配属されている。

2 地方更生保護委員会の名称、所在地及び管轄区域

（平成26年12月31日現在）

名 称	合議体の数	所 在 地	管 轄 区 域
北海道地方更生保護委員会	2部	札幌市中央区大通西12	札幌高裁の管轄区域
東北	2部	仙台市青葉区片平1-3-1	仙台
関東	5部	さいたま市中央区新都心2-1	東京
中部	2部	名古屋市中区三の丸4-3-1	名古屋
近畿	4部	大阪市中央区大手前4-1-76	大阪
中国	3部	広島市中区上八丁堀2-15	広島
四国	1部	高松市丸の内1-1	高松
九州	3部	福岡市中央区舞鶴2-5-30	福岡

3 地方更生保護委員会事件取扱状況

(1) 仮釈放等審理等の開始及び終了人員

(平成26年)

事件の種別	審理の開始等		審理の終結等				年末現在 審理中 のもの	開始のうち 申出に よらない もの	審理再開						
	総数	前年繰越 開始	移送	移送	許可 特別遵守 事項あり	許可しない 取下げなし 取下げあり				移送	その他				
総数	20,935	2,829	18,083	23	18,157	16,366	859	252	655	22	3	2,778	64	566	
仮釈放	計	17,564	2,576	14,967	21	15,035	13,269	850	252	639	22	3	2,529	64	483
	一般	16,703	2,443	14,239	21	14,302	12,633	788	234	623	21	3	2,401	61	470
仮出場	861	133	728	-	733	636	62	18	16	1	-	128	3	13	
釈放等	計	3,370	253	3,115	2	3,121	3,096	9	16	-	-	-	249	-	83
	長期 少年院 仮退院	2,685	213	2,420	2	2,407	2,383	9	15	-	-	-	228	-	68
一般短期 特修短期	714	39	675	-	694	693	-	-	1	-	-	20	-	13	
婦人補導院 少年院在院中の退院	21	1	20	-	20	20	-	-	-	-	-	1	-	2	
少年院在院中の退院	1	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 1 「交通」の欄は、車両の運転による刑法第211条の罪並びに道路交通法、自動車保管場所の確保等に関する法律、道路運送法、賠償保障法に定める罪に係る人員であり、「一般」の欄はその他の罪に係る人員である。

2 「長期」の欄は、長期処遇実施少年院からの仮退院者、「短期」の欄は、短期処遇実施少年院からの仮退院者に係る人員である。

道路運送車両法及び自動車損害

(2) 仮釈放等の取消し等の審理の開始及び終了人員

(平成26年)

事件の種類	審理の開始等		審理の終了等			年末現在 審理中
	総数	前年繰越	開始	移送	理由あり 理由なし	
総数	2,034	43	1,991	-	1,980	54
仮釈放取消し	656	3	653	-	646	3
保護観察停止	13	-	13	-	11	2
保護観察停止取消	253	-	253	-	253	-
保護観察停止解除	112	-	112	-	112	-
保護観察停止取消し	1	-	1	-	1	-
仮釈放中の不定期刑終了	1	-	1	-	1	-
計	9	-	9	-	9	-
戻し収容	5	-	5	-	5	-
長期	4	-	4	-	4	-
短期	-	-	-	-	-	-
特修	-	-	-	-	-	-
計	699	24	675	-	663	36
少年院仮退院中の退院	399	13	386	-	380	19
長期	284	11	273	-	267	17
短期	16	-	16	-	16	-
特修	-	-	-	-	-	-
婦人補導院仮退院取消し	-	-	-	-	-	-
保護観察仮解除	283	16	267	-	270	13
保護観察仮解除取消し	7	-	7	-	7	-

(注) 「長期」の欄は、長期処遇実施少年院からの仮退院者、「短期」の欄は、短期処遇実施少年院からの仮退院者に係る人員である。

Ⅲ 法務局及び地方法務局

法務省設置法第15条、第18条～第20条、法務省組織令第68条～第71条、法務省組織規則第28条、法務局及び地方法務局組織規則(平成13年法務省令第11号)

1 法務局・地方法務局の所在地及び管轄区域

(平成26年12月31日現在)

名 称	所 在 地	管 轄
東 京	東京都千代田区九段南1-1-15	注) 北海道を除く都府県については、名称により管轄区域の都府県名が判明するので、記載を省略する。
横 浜	横浜市中区北仲通5-57	
さいたま	さいたま市中央区下落合5-12-1	
千 葉	千葉市中央区中央港1-11-3	
水 戸	水戸市三の丸1-1-42	
宇 都 宮	宇都宮市小幡2-1-11	
前 橋	前橋市大手町2-10-5	
静 岡	静岡市葵区追手町9-50	
甲 府	甲府市丸の内1-1-18	
長 野	長野市旭町1108	
新 潟	新潟市中央区西大畑町5191	
大 阪	大阪市中央区谷町2-1-17	
京 都	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197	
神 戸	神戸市中央区波止場町1-1	
奈 良	奈良市高畑町552	
大 津	大津市京町3-1-1	
和 歌 山	和歌山市二番丁2	
名 古 屋	名古屋市中区三の丸2-2-1	
津	津市丸之内26-8	
岐 阜	岐阜市金竜町5-13	
福 井	福井市春山1-1-54	
金 沢	金沢市新神田4-3-10	
富 山	富山市牛島新町11-7	
広 島	広島市中区上八丁堀6-30	
山 口	山口市中原町6-16	
岡 山	岡山市北区南方1-3-58	
鳥 取	鳥取市東町2-302	
松 江	松江市母衣町50	
福 岡	福岡市中央区舞鶴3-9-15	
佐 賀	佐賀市城内2-10-20	
長 崎	長崎市万才町8-16	

名 称	所 在 地	管 轄	
大 分	大分市荷揚町7-5	北海道の内	
熊 本	熊本市中央区大江3-1-53		
鹿 児 島	鹿児島市鴨池新町1-2		
宮 崎	宮崎市別府町1-1		
那 覇	那覇市樋川1-15-15		
仙 台	仙台市青葉区春日町7-25		
福 島	福島市霞町1-46		
山 形	山形市緑町1-5-48		
盛 岡	盛岡市盛岡駅西通1-9-15		
秋 田	秋田市山王7-1-3		
青 森	青森市長島1-3-5		
札 幌	札幌市北区北8条西2-1-1		札幌市 江別市 千歳市
			夕張市 岩見沢市 三笠市
			美唄市 芦別市 赤平市
		滝川市 砂川市 歌志内市	
		室蘭市 小樽市 苫小牧市	
		登別市 恵庭市 伊達市	
		北広島市 石狩市	
		石狩郡 夕張郡 樺戸郡	
		有珠郡 白老郡 虻田郡	
		浦河郡 沙流郡 新冠郡	
		様似郡 幌泉郡 余市郡	
		古平郡 積丹郡 岩内郡	
		古宇郡 磯谷郡 日高郡	
		空知郡の内	
		南幌町 上砂川町 奈井江町	
		雨竜郡の内	
		雨竜町	
		勇払郡の内	
		厚真町 安平町 むかわ町	
		北海道の内	
函 館	函館市新川町25-18	函館市 北斗市 松前郡	
		上磯郡 亀田郡 茅部郡	
		山越郡 瀬棚郡 檜山郡	
		爾志郡 久遠郡 奥尻郡	
		寿都郡 島牧郡 二世郡	

名 称	所 在 地	管 轄
旭 川	旭川市宮前1条3-3-15	北海道の内 旭川市 名寄市 士別市 紋別市 留萌市 稚内市 深川市 富良野市 上川郡(石狩国) 上川郡(天塩国) 中川郡(天塩国) 枝幸郡 増毛郡 留萌郡 苫前郡 宗谷郡 利尻郡 礼文郡 天塩郡 空知郡の内 上富良野町 中富良野町 南富良野町 雨竜郡の内 妹背牛町 秩父別町 北竜町 沼田町 幌加内町 勇払郡の内 占冠村 紋別郡の内 滝上町 興部町 西興部村 雄武町
釧 路	釧路市幸町10-3	北海道の内 釧路市 帯広市 北見市 網走市 根室市 釧路郡 厚岸郡 川上郡 阿寒郡 白糠郡 河西郡 上川郡(十勝国) 河東郡 中川郡(十勝国) 十勝郡 広尾郡 足寄郡 網走郡 斜里郡 常呂郡 野付郡 標津郡 日梨郡 紋別郡の内 遠軽町 湧別町
高 松	高松市丸の内1-1	
徳 島	徳島市徳島町城内6-6	
高 知	高知市栄田町2-2-10	
松 山	松山市宮田町188-6	

2 法務局・地方法務局の支局及び出張所の名称と数（平成26年12月31日現在）

(注) ゴシック体は支局

() 内の数字は管内支局数, [] 内の数字は管内出張所数

法地 務方 局法 ・務 局	支局及び出張所	法地 務方 局法 ・務 局	支局及び出張所
東京 (3) [19]	<p>みなと 港 じょうなん 城南 なか 野 きた 北 はちおうじ 八王子 ふ 府</p> <p>たい 台 せ 世 す 杉</p> <p>とう 東 が 谷 や 並 ね 馬 ち 田 なし 無</p> <p>すみ 墨 ふ 板 え 江戸 た 立</p> <p>だ 田 や 谷 し 橋 は 川 わ 川</p> <p>し 品 ん 新 じ 豊 よ 城 にし 西 した 多 ま 摩</p> <p>が 川 わ 宿 し 島 な 北 ま 北</p>	水戸 (6) [3]	<p>ひた 白 ち 立 つ づ く づ ば 妻 しも 下</p> <p>ひたち 常 ちが 陸 おた 太 た 田 と 取 り 手 で 鹿 か 嶋</p> <p>つちうら 浦 か 嶋</p> <p>ちくせい 筑西</p>
横浜 (6) [9]	<p>かな 川 が 奈 わ 川 か 塚 つ 崎 かわ 川 き 崎 せいしやう 西湘 の 二宮 み 相模 はら 原</p> <p>かな 金 ざ 沢 わ 栄 あ 麻 お 生 さ つ あ 厚 き 木 ま 大 と 和</p> <p>あ 青 お 葉 あ 旭 さ 横 か 須 す 賀 ま 和</p> <p>こう 港 ほく 北 しやう 湘 なん 南</p>	宇都宮 (5) [1]	<p>につ 日 こう 光 お 小 あ 山</p> <p>も 真 お 岡 か 利 あ 足</p> <p>おお 大 た 田 わ 原 ら 栃 と 木</p>
さい いた たま (7) [9]	<p>かわ 川 くち 口 く 喜 かわ 川 こ 越 まが 越 が 谷 や 谷</p> <p>し 志 が 越 か 坂 か 本</p> <p>き 木 や 谷 ど 戸 わ 庄</p> <p>こう 鴻 す 巢 の 部 す 沢 ところ 所 ご 東 ざ 松 ま 山</p> <p>あ 上 そ 草 う 飯 は 粥 ん 秩</p> <p>お 尾 か 加 か 能 う 父 の 能 う 父</p>	前橋 (7) [1]	<p>し 渋 ぶ 桐 か 生</p> <p>かわ 川 わ 川 か 生</p> <p>い 伊 せ 勢 せ 崎 た 高 か 崎</p> <p>ぬ 沼 ま 田 なか 中 かの 之 じやう 条</p> <p>お 太 と 富 み 岡</p> <p>お 太 た 田 お 岡</p>
千葉 (10) [4]	<p>いち 市 も 茂 ら 原 ば 原 き 木 ふ 船</p> <p>とう 東 が 金 ね 山 い す 津 た て や 館 て や 市 ち 川</p> <p>さ 佐 く 倉 ら 戸 つ 松 つ 匠 を 匠</p> <p>な 成 り 田 た 柏 か 香 わ 取</p>	甲府 (2) [2]	<p>じ 葦 ら 崎</p> <p>か 鱒 じ 沢</p> <p>お 大 お 月</p> <p>し 吉 よ 田</p>
		長野 (9)	<p>い 飯 い 木 伊</p> <p>い や 山 ま 曾 そ 那</p> <p>う え 上 だ 田 お 町</p> <p>さ 佐 く 久 く 久 ま 松 ち 飯</p> <p>も 本 と 田 い 飯</p>

法務 方局 局法 ・務 局	支局及び出張所	法務 方局 局法 ・務 局	支局及び出張所					
新 潟 (11)	にいづさんじょう 新津三 長岡十 上越日 上越町 糸魚川	しばたむらかみ 新発田村 柏崎上 佐渡南 魚沼	和 歌 山 (4) [2]	ゆあさいわで 湯浅岩出 御坊新宮 ほしもと 橋本 たなべ 田辺				
大 阪 (5) [5]	きたてんのうじ 北天王寺 枚方守口 とんだばやし 富田林 岸和田	きたおおさか 北大阪 ひがしおおさか 東大阪	いけだ 池田 さかい 堺	あつためいと 熱田名東 一宮半田 と豊よ西 新しる城 尾	かすがい 春日井 岡崎 とよほし 豊橋	つしま 津島 かりや 刈谷 とよ 豊川		
京 都 (6) [4]	さやが 嵯峨 の園部 舞鶴	ふし見 かめおか 亀岡 ふくちやま 福知山	うじ治 みや津 宮	づ津 きょうたんご 木京丹 後	すずか 鈴鹿 くわ桑 な名	まつさか 松阪 い伊勢	いが賀 おおかざ 野熊	よっかいち 四日市 おわお 尾鷲
神 戸 (11) [5]	すま 須磨 いたみ 伊丹 かいら 柏原 たつ 龍野	きた 北 さんだ 三田 ひめじ 姫路 とよおか 豊岡	ひがしこうべ 東神戸 あまがさき あまがさき 尼崎 かこがわ 加古川 やうか 八鹿	にしのみや 西宮石 あかし あかし 明石 やしろ 社 すもと 洲本	はちまん 八幡 たじみ 多治見	おおがき 大垣 おおがき 中津川	みのかも 美濃加茂 たかやま 高山	
奈 良 (3) [1]	さくらい 桜井 かつらぎ 葛城 かしはら 橿原 ごじょう 五條	福 井 (3) [3]	たけふ 武生 つるが 敦賀 おぼま 小浜					
大 津 (3) [2]	たかしま 高島 ながはま 長浜	こがが 甲賀 ひこね 彦根 ひがしおうみ 東近江	金 沢 (3) [3]	こまつ 小松 なな 七 おわ お尾 わじま 輪島				

法地 務方 局法 ・務 局	支局及び出張所	法地 務方 局法 ・務 局	支局及び出張所
富 山 (3)	うおづ たかおか となみ 魚津 高岡 砺波	佐 賀 (3) [1]	とす たけお いまり からつ 鳥栖 武雄 伊万里 唐津
広 島 (6) [1]	かべ ほつかいち ひがしひろしま くれ 可部 廿日市 東広島 呉 尾道 福山 三 次	長 崎 (7)	いさはや しまぼら させぼ ひらど 諫早 島原 佐世保 平戸 壱岐 五島 対馬
山 口 (5) [1]	しゅうなん はぎ いわくに やない 周南 萩 岩国 柳井 下関 宇部	大 分 (6)	きつ さい 伯 たけだ なかつ 杵築 佐伯 竹田 中津 宇佐 日田
岡 山 (5) [1]	おかやまし びげん くらしき かざおか 岡山 西備 前倉敷 笠岡 高梁 津山	熊 本 (7)	あそおおづ うと たまな 阿蘇大津 宇土 玉名 山鹿 八代 人吉 天草
鳥 取 (2)	くらよし よなこ 倉吉 米子	鹿 児 島 (5) [5]	なねがしま やくしま きりしま ちらん 種子島 屋久島 霧島 知覧 みなみさつま せんだい いずみ 南さつ川 内出水 鹿屋 曾於 奄美
松 江 (4)	いずも はまだ ますだ さいごう 出雲 浜田 益田 西郷	宮 崎 (3) [2]	たかねべ にちなん みやこのじょう こぼやし 高鍋 日南 都城 小林 延岡
福 岡 (10) [5]	にしじん はごさき かすや ふくま 西新 箱崎 粕屋 福岡 筑紫 朝倉 飯塚 のおがた くろめ 柳川 八女 九州 や はた 櫓橋 田川	那 覇 (4) [1]	おきなわ ぎのわん な こ みやこじま 沖縄 宜野湾 名護 宮古島 石垣

法地 務方 局法 ・務 局	支局及び出張所	法地 務方 局法 ・務 局	支局及び出張所
仙 台 (6) [1]	なとり しおがま おおがわら ふるか 名取 塩 竈 大河原 古川 いしのまき 登 米 けせんぬま 石 巻 登 米 気仙沼	函 館 (2)	えさし やくも 江 差 八 雲
福 島 (5) [3]	にほんまつ そうま ごおりやま しらかわ 二本松 相馬 郡山 白河 わかまつ たたじ 島 いわき 富岡 若松 田 鳥	旭 川 (4)	なよろ もんべつ るもい わっかない 名 寄 紋 別 留 萌 稚 内
山 形 (5) [1]	むらやま さがえ しんじょう よねざわ 村山 寒河江 新庄 米沢 つるおか さかた 新 庄 米 沢 鶴 岡 酒 田	釧 路 (3) [1]	おびひろ きたみ わむろ なかしべつ 帯 広 北 見 根 室 中標津
盛 岡 (5) [1]	はなまき にのへ おおふなと みやこ 花巻 二戸 大船渡 宮古 いちのせき 水 沢	高 松 (2) [1]	さんがわ まるがめ かんおんじ 寒 川 丸 亀 観音寺
秋 田 (5)	のしろ ほんじょう おおだて ゆざわ 能代 本庄 大館 湯沢 おまがり 曲	徳 島 (2)	あな 南 美 馬 阿 南 美 馬
青 森 (5)	むつ ごしよがわら ひろさき つ 五所川原 弘 前 はちのへ とわだ 八 戸 十和田	高 知 (4)	か み すさき あき しまんと 香 美 須 崎 安 芸 四万十
札 幌 (7) [6]	みなみ きた にし しらいし 南 北 西 白石 えつ へに わ いわみざわ たきかわ 江 別 恵 庭 岩見沢 滝川 むららん とまこまい おたる 倶知安 室 蘭 苫小牧 小 樽 倶知安 白 高	松 山 (5) [1]	とべ おおず さいじょう 砥 部 大 洲 西 条 しこくちゅうおう いまばり うわじま 四国中央 今 治 宇和島

計 支 局
出 張 所

262庁
109庁

3 戸籍事件表（一）

第1表 本籍・人口・世帯数

（平成27年3月31日現在）

本籍数	本籍人口	住民基本台帳に基づく人口			住民基本台帳に基づく世帯数
		計	男	女	
52,363,707	127,940,865	126,163,576	61,584,613	64,578,963	55,364,285

（注）人口及び世帯数は、住民基本台帳人口要覧（平成26年12月31日現在、総務省自治行政局編）による。

内訳

法務局 地方務局 管内	本籍数	本籍人口	住民基本台帳に基づく人口			住民基本台帳に基づく世帯数
			計	男	女	
総数	52,363,707	127,940,865	126,163,576	61,584,613	64,578,963	55,364,285
札幌法務局管内	2,486,629	5,817,378	5,408,756	2,558,545	2,850,211	2,723,718
札幌	1,445,790	3,413,120	3,317,572	1,568,534	1,749,038	1,694,004
函館	249,292	556,203	461,894	214,159	247,735	234,127
旭川	351,777	815,173	702,135	331,639	370,496	347,645
釧路	439,770	1,032,882	927,155	444,213	482,942	447,942
仙台法務局管内	4,268,088	10,337,600	9,099,915	4,391,697	4,708,218	3,645,860
仙台	945,011	2,347,399	2,312,179	1,128,025	1,184,154	952,560
青森	664,110	1,572,997	1,349,355	639,617	709,738	584,720
盛岡	626,370	1,516,711	1,295,341	622,832	672,509	515,511
秋田	550,396	1,305,454	1,052,988	496,795	556,193	423,951
山形	548,438	1,319,859	1,134,713	547,041	587,672	406,482
福島	933,763	2,275,180	1,955,339	957,387	997,952	762,636
東京法務局管内	19,418,860	47,625,759	51,025,749	25,365,343	25,660,406	22,701,558
東京	5,263,320	12,539,052	12,880,143	6,366,590	6,513,553	6,560,651
水戸	1,174,365	2,907,968	2,931,112	1,465,874	1,465,238	1,171,290
宇都宮	817,690	1,993,632	1,973,150	983,759	989,391	785,882
前橋	839,418	2,065,958	1,969,892	973,994	995,898	795,631
さいたま	2,308,381	5,832,655	7,178,177	3,604,205	3,573,972	3,068,289
千葉	2,019,608	4,994,871	6,142,717	3,074,885	3,067,832	2,684,964
横浜	3,024,080	7,525,437	8,950,660	4,485,087	4,465,573	4,079,002
新潟	1,078,236	2,639,877	2,324,312	1,128,198	1,196,114	873,933
甲府	380,453	926,710	842,099	413,180	428,919	345,782
長野	965,810	2,379,586	2,118,697	1,034,883	1,083,814	838,731
静岡	1,547,499	3,820,013	3,714,790	1,834,688	1,880,102	1,497,403
名古屋法務局管内	5,773,011	14,383,178	14,174,143	7,002,618	7,171,525	5,708,790
名古屋	2,711,400	6,840,436	7,297,292	3,659,627	3,637,665	3,037,168
富山	493,138	1,195,122	1,072,631	518,737	553,894	401,485
金沢	510,358	1,256,942	1,149,097	555,360	593,737	463,305
福井	367,394	908,415	792,166	384,795	407,371	280,001
岐阜	888,940	2,222,881	2,044,115	996,098	1,048,017	775,048
津	801,781	1,959,382	1,818,842	888,001	930,841	751,783

法務局 地方務局 管内	本籍数	本籍人口	住民基本台帳に基づく人口			住民基本台帳に 基づく世帯数
			計	男	女	
大阪法務局管内	8,017,171	19,690,949	20,518,824	9,896,445	10,622,379	9,181,039
大阪	3,218,852	7,826,451	8,667,415	4,198,857	4,468,558	4,044,254
大津	526,387	1,343,280	1,397,783	688,730	709,053	542,161
京都	1,082,676	2,684,615	2,527,697	1,213,771	1,313,926	1,155,833
神戸	2,156,964	5,334,623	5,543,171	2,662,316	2,880,855	2,427,509
奈良	521,423	1,292,462	1,384,855	659,663	725,192	575,347
和歌山	510,869	1,209,518	997,903	473,108	524,795	435,935
広島法務局管内	3,519,363	8,536,533	7,447,126	3,580,335	3,866,791	3,232,765
広島	1,221,453	2,979,350	2,829,993	1,370,083	1,459,910	1,257,769
鳥取	287,750	696,292	579,554	277,284	302,270	231,648
松江	387,087	937,800	700,491	334,794	365,697	282,542
岡山	875,870	2,147,667	1,918,637	925,895	992,742	810,700
山口	747,203	1,775,424	1,418,451	672,279	746,172	650,106
高松法務局管内	2,018,174	4,781,882	3,929,139	1,871,090	2,058,049	1,744,104
高松	478,493	1,144,488	996,717	480,608	516,109	424,454
徳島	402,079	952,933	771,627	368,739	402,888	327,818
松山	737,097	1,755,641	1,417,179	671,420	745,759	641,110
高知	400,505	928,820	743,616	350,323	393,293	350,722
福岡法務局管内	6,862,411	16,767,586	14,559,924	6,918,540	7,641,384	6,426,451
福岡	2,058,133	5,001,836	5,063,272	2,403,949	2,659,323	2,286,002
佐賀	428,643	1,057,335	843,124	399,685	443,439	320,349
長崎	748,334	1,827,132	1,405,133	659,895	745,238	622,828
熊本	907,864	2,197,563	1,808,418	855,565	952,853	756,020
大分	601,032	1,447,641	1,180,721	560,320	620,401	520,777
宮崎	562,090	1,353,960	1,131,341	534,972	596,369	515,047
鹿児島	944,160	2,285,644	1,684,792	793,368	891,424	800,453
那覇	612,155	1,596,475	1,443,123	710,786	732,337	604,975

(注) 第1表「本籍・人口・世帯数」の(注)参照

第2表 届出事件数

種 別	総 数		届 出				他市町村から送付			
	取消*	計	本 籍 人 届 出		非本籍人届出					
			取消*	取消*	取消*	取消*				
総 数	526	6,648,485	293	4,284,124	110	3,171,553	183	1,112,571	233	2,364,361
出 生	-	1,493,806	-	1,042,695	-	574,981	-	467,714	-	451,111
国 籍 留 保	-	28,222	-	15,295	-	2,123	-	13,172	-	12,927
認 知	-	26,569	-	14,940	-	11,689	-	3,251	-	11,629
養 子 縁 組	9	129,789	8	83,611	7	74,696	1	8,915	1	46,178
養 子 離 縁	1	38,168	1	24,917	1	22,470	-	2,447	-	13,251
戸籍法第69条の2、第73条の2	-	2,503	-	1,693	-	1,560	-	133	-	810
婚 姻	66	1,486,119	16	651,063	13	486,650	3	164,413	50	835,056
離 縁 婚	8	374,863	4	228,218	3	195,685	1	32,533	4	146,645
戸籍法第75条の2、第77条の2	-	141,935	-	92,576	-	83,801	-	8,775	-	49,359
親権・後見・後見監督・補佐	-	12,013	-	10,069	-	9,041	-	1,028	-	1,944
届 出	-	9,042	-	7,098	-	6,070	-	1,028	-	1,944
嘱託（甲類審判の確定）	-	2,898	-	2,898	-	2,898	-	-	-	-
嘱託（審判前の保全処分）	-	73	-	73	-	73	-	-	-	-
死 亡	-	1,656,706	-	1,299,480	-	933,985	-	365,495	-	357,226
失 踪	442	2,682	264	2,031	86	1,332	178	699	178	651
復 氏	-	3,120	-	1,961	-	1,770	-	191	-	1,159
姻族関係終了	-	2,802	-	2,202	-	1,607	-	595	-	600
相 続 人 廃 除	-	60	-	44	-	33	-	11	-	16
入 籍	-	291,962	-	186,036	-	171,606	-	14,430	-	105,926
分 籍	-	29,540	-	16,555	-	15,781	-	774	-	12,985
国 籍 取 得	-	1,743	-	1,163	-	651	-	512	-	580
帰 化	-	11,219	-	9,660	-	8,126	-	1,534	-	1,559
国 籍 喪 失	-	2,265	-	1,488	-	714	-	774	-	777
国 籍 選 択	-	4,163	-	2,986	-	1,800	-	1,186	-	1,177
外国国籍喪失	-	82	-	65	-	50	-	15	-	17
氏 の 変 更	-	20,916	-	17,002	-	13,242	-	3,760	-	3,914
戸籍法第107条第1項	-	14,385	-	12,475	-	10,565	-	1,910	-	1,910
同 法第107条第2項	-	5,220	-	3,600	-	2,002	-	1,598	-	1,620
同 法第107条第3項	-	820	-	596	-	394	-	202	-	224
同 法第107条第4項	-	491	-	331	-	281	-	50	-	160
名 の 変 更	-	6,169	-	4,870	-	3,589	-	1,281	-	1,299
転 籍	-	674,467	-	390,225	-	384,003	-	6,222	-	284,242
就 籍	-	158	-	144	-	137	-	7	-	14
訂 正 ・ 更 正	-	159,040	-	150,920	-	150,458	-	462	-	8,120
市町村長職権	-	145,082	-	139,890	-	139,760	-	130	-	5,192
戸籍法第24条第2項	-	6,022	-	5,390	-	5,385	-	5	-	632
同 法第113条、第114条	-	1,768	-	1,122	-	1,029	-	93	-	646
同 法第116条	-	2,153	-	1,264	-	1,063	-	201	-	889
続柄の記載更正（嘱託）	-	828	-	828	-	828	-	-	-	-
続柄の記載更正（申出）	-	3,187	-	2,426	-	2,393	-	33	-	761
追 完	-	2,370	-	2,128	-	740	-	1,388	-	242
そ の 他	-	6,200	-	1,661	-	952	-	709	-	4,539
離婚届等不受理申出	-	38,834	-	28,426	-	18,281	-	10,145	-	10,408

（注）「取消*」の数は、取消事件を示し、内数である。

第3表 処理事件数

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

事 項	件 数
1 新 戸 籍 編 製	1,024,411
2 戸 籍 全 部 消 除	935,023
3 違 反 通 知	7,720
4 戸籍の再製・補完	1,162
5 そ の 他	11,028
計	1,979,344

(注) 「その他」は、届出の催告、戸籍の記載の錯誤・遺漏通知、管轄局に対する許可の申請である。

第4表 処理事件数

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

種類		件数	件 数		金 額	
			有 料	無 料		
記 録 事 項 証 明	全 部	戸籍 除籍 計	14,996,258 2,755,082 17,751,340	3,747,787 1,135,186 4,882,973	6,732,141,370 2,065,617,450 8,797,758,820	
	個 人	戸籍 除籍 計	4,469,851 50,319 4,520,170	342,111 19,428 361,539	2,002,600,610 37,546,150 2,040,146,760	
	一 部	戸籍 除籍 計	6,079 793 6,872	18,608 815 19,423	2,689,100 595,950 3,285,050	
小 計 a			44,556,764	10,527,870	21,682,381,260	
謄 本	戸 籍		267,310	82,856	128,297,700	
	除 籍 計		8,093,527 8,360,837	4,016,528 4,099,384	6,064,697,000 6,192,994,700	
抄 本	戸 籍		64,475	5,872	29,134,200	
	除 籍 計		60,734 125,209	29,572 35,444	45,474,300 74,608,500	
証 明	戸 籍		12,500	10,009	4,358,700	
	除 籍 計		272 12,772	372 10,381	120,600 4,479,300	
受理等の証明		(6,638)	533,634	(42)	12,167	(9,279,850) 186,931,750
閲 覧			4,373		53,956	1,844,550
小 計 b		(6,638)	17,535,643	(42)	8,356,541	(9,279,850) 12,732,941,300
合計 (a + b)		(6,638)	62,092,407	(42)	18,884,411	(9,279,850) 34,415,322,560

(注) () 内は、戸籍法施行規則第66条第2項に基づく証明の内数である。

第5表 市区町村数及び戸籍事務を取り扱う事務所数（平成27年4月1日現在）

(1) 市町村数

	市	区	町	村	計
総数	770	198	745	183	1,896
コンピュータ庁	766	190	734	176	1,866

(注) 市の数には、政令指定都市を含まない。また、コンピュータ庁は、市区町村数の内数である。

(2) 事務所数

	本庁	支所	出張所	計
総数	1,897	1,802	1,206	4,905
	(1,897)	(2,402)	(2,237)	(6,536)
コンピュータ庁	1,867	1,742	901	4,510

(注) ()内は、総事務所数である。また、コンピュータ庁は、戸籍事務を処理する事務所数の内数である。

第6表 職員数（平成27年4月1日現在）

経験年数	3年未満	3年以上	10年以上	計
戸籍事務担当者数	18,969	15,066	4,603	38,638
	(16,382)	(12,720)	(3,742)	(32,844)

(注) ()内は、兼任者で内数である。

4 戸籍事件表(二) 年別比較表(各年3月31日現在)

第1表 本籍、人口及び世帯数10年比較(各年3月31日現在)

区	分	平成27年	平成26年	平成25年	平成24年
本	籍	52,363,707	52,274,725	52,153,260	52,025,647
本	籍 人 口	127,940,865	128,254,692	128,607,872	128,858,727
	住民基本台帳に基づく世帯数	55,364,285	54,952,108	54,594,744	54,171,475
	住民基本台帳に基づく人口	126,163,576	126,434,964	126,393,679	126,659,683
	男	61,584,613	61,727,584	61,694,085	61,842,865
	女	64,578,963	64,707,380	64,699,594	64,816,818

(注) 人口及び世帯数は、住民基本台帳人口要覧(平成26年12月31日現在、総務省自治行政局編)による。

第2表 種類別届出事件10年比較(会計年度)

種	別	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
総	数	4,284,124	4,318,790	4,306,868	4,369,773
出	生	1,042,695	1,054,678	1,060,639	1,077,867
国	籍 留 保	15,295	14,963	15,636	16,138
認	知	14,940	14,690	14,943	15,145
養	子 縁 組	83,611	83,647	81,383	81,556
養	子 離 縁	24,917	25,480	25,244	25,583
	戸籍法第69条の2・第73条の2	1,693	1,758	1,695	1,743
婚	姻	651,063	681,482	677,908	682,199
離	婚	228,218	234,349	237,075	240,860
	戸籍法第75条の2・第77条の2	92,576	93,575	93,847	95,126
	親権・後見・後見監督・保佐	7,098	7,327	7,525	10,035
同	上 嘱 託	2,971	3,173	2,491	227
死	亡	1,299,480	1,288,419	1,277,626	1,294,493
失	踪	2,031	2,628	2,009	2,489
復	氏	1,961	2,073	2,101	2,177
姻	族 関 係 終 了	2,202	2,167	2,213	1,975
相	続 人 廃 除	44	61	38	31
入	籍	186,036	191,267	193,846	193,469
分	籍	16,555	15,966	16,318	16,049
国	籍 取 得	1,163	1,120	1,175	1,274
帰	化	9,660	8,392	10,800	9,413
国	籍 喪 失	1,488	1,409	1,139	1,047
国	籍 選 択	2,986	2,780	2,507	2,198
外	国 籍 喪 失	65	56	57	63
氏	の 変 更	17,002	17,463	17,988	17,582
名	の 変 更	4,870	5,172	5,338	5,184
転	籍	390,225	394,892	399,834	401,062
就	籍	144	160	131	123
訂	正 ・ 更 正	150,920	140,489	127,241	145,795
追	完	2,128	2,003	2,115	2,118
そ	の 他	1,661	1,704	1,819	2,277
離	婚 届 等 不 受 理 申 出	28,426	25,447	24,187	24,475

(注) この表は、本籍人届出及び非本籍人届出に関するものである。

平成23年	平成22年	平成21年	平成20年	平成19年	平成18年
51,894,815	51,792,045	51,523,471	51,189,293	50,866,618	50,701,715
129,115,581	129,517,974	129,735,825	129,664,375	129,759,211	130,209,224
53,549,522	53,362,801	52,877,802	52,324,877	51,713,048	51,102,005
126,230,625	127,057,860	127,076,183	127,066,178	127,053,471	127,055,025
61,658,202	62,080,435	62,105,515	62,117,295	62,129,560	62,155,231
64,572,423	64,977,425	64,970,668	64,948,883	64,923,911	64,899,794

平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度
4,464,122	4,395,495	4,486,474	4,536,677	4,521,570	4,514,309
1,098,262	1,100,311	1,119,616	1,126,850	1,118,874	1,092,354
15,486	15,636	16,005	15,582	15,050	14,136
14,966	15,654	16,233	16,155	16,362	15,840
83,228	85,094	89,116	90,145	89,597	88,511
27,515	27,433	27,562	27,710	27,884	27,433
1,776	1,788	1,769	1,785	2,010	1,949
698,917	724,452	746,483	740,736	747,138	739,978
250,874	257,212	256,664	260,283	258,049	267,490
98,598	101,057	99,981	100,379	96,981	102,146
9,697	10,271	10,466	10,765	10,864	11,216
182	206	205	201	218	201
1,299,470	1,158,528	1,150,165	1,138,401	1,100,528	1,090,429
2,121	2,157	2,129	2,293	2,183	2,021
2,221	2,180	2,224	2,261	2,473	2,469
1,911	1,823	1,830	1,832	1,854	1,772
28	47	25	32	29	19
201,425	206,404	203,568	203,612	205,321	211,173
16,894	17,336	17,269	17,502	18,474	18,878
1,522	1,476	1,489	1,459	1,422	1,494
12,754	14,919	13,126	14,745	13,816	14,813
1,113	1,014	981	1,024	958	1,010
2,196	2,658	1,953	2,073	1,570	1,579
38	53	49	49	21	14
18,304	18,729	18,455	18,681	18,127	17,616
5,303	5,522	5,724	6,010	5,776	6,266
404,247	412,365	424,112	429,235	445,943	455,264
179	161	120	152	212	287
165,983	181,048	216,863	253,716	265,242	274,245
2,296	2,977	2,382	2,499	2,701	2,570
1,883	1,843	1,770	2,663	2,899	3,393
24,733	25,141	38,140	47,847	48,994	47,743

5 供託金年計表（平成26年度）

区分 庁名	前年度越高		受 高		払 高		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	内渡
総 数	2,303,333	566,778,918,000	246,217	269,186,204,048	277,335	169,742,555,475	33,789
東 京 管 内	1,117,344	364,199,156,804	123,884	194,827,289,689	132,495	103,974,323,505	14,923
東 横 ば い た	717,034	296,051,631,088	71,554	162,462,828,705	73,464	80,035,403,235	6,444
さ 千 水 宇 都	131,072	20,866,856,435	16,220	13,977,906,408	17,042	7,927,578,790	1,670
前 静 野 長 新	58,780	10,630,861,740	9,068	4,430,093,705	10,479	2,675,115,767	819
戸 宮 橋 岡 府 野 湯	69,489	10,257,001,279	7,765	4,484,932,560	8,314	5,041,378,613	1,398
	24,889	3,338,148,180	3,884	1,238,348,238	4,725	1,094,800,127	404
	30,575	3,354,851,812	2,954	1,142,264,219	3,387	901,458,619	423
	17,378	2,690,145,933	3,020	947,451,019	2,969	789,348,809	244
	26,508	5,883,329,015	3,560	1,657,206,593	4,024	1,892,376,778	366
	11,000	1,893,384,646	1,455	762,590,119	1,363	791,925,378	107
	19,712	2,707,354,770	2,049	854,356,413	1,948	656,064,924	208
	10,907	6,525,591,906	2,355	2,869,311,710	1,780	2,168,872,465	2,840
大 阪 管 内	486,883	94,981,175,360	46,389	35,093,190,426	58,404	27,565,682,569	7,078
大 京 神 奈 大 和	258,164	69,817,012,800	24,076	21,208,787,710	34,005	15,231,762,446	2,056
都 戸 良 津 山	98,329	9,177,478,871	10,183	4,132,993,220	8,150	4,180,048,168	941
	91,284	11,025,059,504	7,788	8,295,109,342	8,846	6,673,729,737	638
	11,626	1,661,103,459	1,632	513,985,670	4,450	703,310,782	3,176
	6,691	1,887,879,819	1,236	545,213,318	1,267	503,740,550	99
	20,789	1,412,640,907	1,474	397,101,166	1,686	273,090,886	168
名 古 屋 管 内	103,320	29,351,750,498	15,058	13,116,552,853	18,362	11,224,322,281	3,567
古 津	59,059	20,543,743,888	8,675	8,262,865,281	12,201	7,453,015,311	2,514
	12,201	2,046,980,594	1,630	918,367,228	1,598	698,070,018	367
岐 福 金 富	12,956	3,101,662,706	1,822	795,250,348	1,842	1,624,442,588	205
	6,433	873,644,283	925	1,919,906,756	809	684,111,705	161
	7,138	1,305,901,220	1,063	386,493,793	990	354,527,954	202
	5,533	1,479,817,807	943	833,669,447	922	410,154,705	118
広 島 管 内	109,934	12,389,263,110	10,519	3,680,081,356	9,680	5,408,736,942	1,276
広 山 岡 鳥 取 島 松	34,120	4,998,279,665	4,058	1,602,310,863	4,323	1,236,462,220	516
	26,087	3,165,207,092	2,028	579,417,833	1,505	2,426,371,403	162
	37,957	2,753,139,401	2,622	927,869,007	2,321	865,137,301	345
	5,789	943,664,301	870	382,471,569	612	696,060,640	69
	5,981	528,972,651	941	188,012,084	919	184,705,378	184
福 岡 管 内	247,725	37,998,977,565	27,298	11,238,641,851	34,450	12,803,289,771	3,705
福 佐 長 大 熊 鹿 宮 那	56,552	14,108,474,016	9,167	3,950,387,343	9,475	3,776,653,606	1,541
	7,891	2,145,124,133	1,017	251,889,855	836	331,355,024	194
	28,973	2,702,423,184	2,803	773,735,689	2,609	605,542,585	308
	21,219	2,224,797,511	2,192	942,183,888	1,942	871,801,315	420
	53,795	4,512,604,567	3,444	693,441,960	3,144	888,472,508	457
	20,729	2,959,915,565	2,502	798,168,242	2,349	893,049,323	263
	16,705	1,205,947,330	1,887	545,902,648	2,588	368,593,380	218
	41,861	8,139,691,259	4,286	3,282,932,226	11,507	5,067,822,030	304
仙 台 管 内	66,533	15,586,977,011	9,508	5,588,069,292	10,116	4,840,193,090	1,251
仙 福 山 盛 秋 青	19,103	4,596,015,521	2,333	1,506,241,175	2,693	1,129,296,282	228
	14,250	4,711,282,663	2,072	760,971,420	2,525	721,750,894	315
	7,163	1,692,104,894	1,016	376,087,007	1,082	292,903,932	140
	8,384	2,281,703,471	1,060	656,519,704	1,263	451,353,547	132
	10,712	823,323,325	1,486	1,827,310,634	1,065	1,781,878,022	129
	6,921	1,482,547,137	1,541	460,939,352	1,488	463,010,413	307
札 幌 管 内	116,751	6,365,181,456	7,407	3,440,080,414	8,019	2,006,548,161	952
札 函 旭 釧	100,450	4,718,601,260	4,644	2,848,276,811	5,249	1,558,230,247	590
	6,841	382,882,882	1,170	192,988,318	1,126	131,308,917	72
	3,709	593,343,327	806	193,595,662	892	142,862,074	188
	5,751	670,353,987	787	205,219,623	752	174,146,923	102
高 松 管 内	54,843	5,906,336,196	6,154	2,202,298,167	5,809	1,919,459,156	1,037
高 德 高 知 山	10,146	1,725,215,911	1,547	705,888,652	1,820	419,186,963	463
	11,073	1,140,046,082	1,034	317,763,120	960	272,415,695	190
	20,919	1,176,535,000	1,858	591,656,367	1,391	323,731,312	192
	12,705	1,864,539,203	1,715	586,900,028	1,638	904,125,182	192

(注) 「内渡」は、払高件数の内数であり、「時効回復高」の件数・金額は、払高件数・金額の外数である。

(金額単位 円)

時効回復高		現 在 高		利息払渡認可高		時 効 成 入 高	
件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
						うち便宜時効	うち便宜時効
6,854	238,836,181	2,306,004	666,222,466,573	170,099	115,418,991	3,240	321,776,958
4,699	186,434,596	1,123,656	455,052,122,988	87,517	72,225,199	1,084	159,627,589
2,895	156,214,132	721,568	378,479,056,558	49,440	60,376,437	421	47,036,820
918	16,028,277	131,920	26,917,184,053	12,252	4,397,078	143	24,004,671
535	5,936,826	58,188	12,385,839,678	6,900	2,385,816	112	5,182,907
73	2,220,712	70,338	9,700,555,226	5,323	1,850,872	60	48,907,461
126	2,631,477	24,452	3,481,696,291	3,284	511,617	41	1,869,687
11	167,272	30,565	3,595,657,412	2,046	419,346	25	6,173,590
8	7,200	17,673	2,848,248,143	1,775	190,862	130	8,383,099
8	1,952,000	26,410	5,648,158,830	2,663	1,117,690	23	528,735
86	404,700	11,199	1,864,049,387	958	275,688	6	2,983
1	200,000	20,021	2,905,646,259	1,118	300,275	108	16,338,574
38	672,000	11,322	7,226,031,151	1,758	399,518	15	1,199,062
1,245	24,012,333	481,946	102,508,683,217	37,662	17,918,082	361	79,108,334
781	15,619,967	250,291	75,794,038,064	22,446	13,133,694	110	34,462,674
318	4,270,000	101,303	9,130,423,923	5,967	2,070,070	63	4,163,175
99	2,875,626	90,864	12,646,439,109	6,336	2,178,622	147	23,225,235
19	389,240	11,984	1,471,778,347	1,336	222,960	9	352,191
0	0	6,759	1,929,352,587	795	172,883	14	1,472,448
28	857,500	20,745	1,536,651,187	782	139,853	18	15,432,611
256	6,007,060	103,583	31,243,981,070	11,558	13,803,867	297	23,955,485
226	5,234,600	58,047	21,353,593,858	8,071	2,928,910	180	15,305,139
0	0	12,600	2,267,277,804	897	290,242	73	3,095,670
26	548,600	13,141	2,272,470,466	1,027	10,126,715	12	4,563,792
0	0	6,710	2,109,439,334	447	143,332	6	214,039
0	0	7,413	1,337,867,059	570	152,790	17	414,598
4	223,860	5,672	1,903,332,549	546	161,878	9	362,247
9	246,605	112,049	10,660,607,524	5,531	2,060,632	150	8,760,569
0	0	34,371	5,364,128,308	2,417	444,050	59	2,037,326
7	84,000	26,772	1,318,253,522	927	701,602	42	1,697,907
2	162,605	38,603	2,815,871,107	1,339	386,802	22	4,377,116
0	0	6,116	630,075,230	379	442,819	15	202,508
0	0	6,187	532,279,357	469	85,359	12	445,712
225	8,931,928	244,278	36,434,329,645	14,962	6,549,031	651	24,455,894
112	3,200,000	57,785	14,282,207,753	5,033	2,297,686	246	7,040,072
0	0	8,266	2,065,658,964	492	159,706	14	138,876
0	0	29,475	2,870,616,288	1,574	168,201	52	1,315,736
0	0	21,889	2,295,180,084	992	383,146	42	435,273
72	580,700	54,552	4,317,574,019	1,674	711,695	75	3,375,911
2	3,300,000	21,145	2,865,034,484	1,478	424,534	56	3,565,309
0	0	16,222	1,383,256,598	1,021	137,877	60	3,558,988
39	1,851,228	34,944	6,354,801,455	2,698	2,266,186	106	4,845,729
261	7,018,146	67,176	16,334,853,213	6,044	1,186,225	382	16,070,415
137	2,902,500	18,971	4,972,960,414	1,638	284,638	77	2,654,578
114	2,992,176	14,112	4,750,503,189	1,730	458,155	49	5,899,517
0	0	7,237	1,775,287,969	622	94,147	57	1,359,660
1	500,000	8,313	2,486,869,628	732	168,921	102	3,030,494
0	0	11,262	868,755,937	540	44,742	28	722,758
9	623,470	7,281	1,480,476,076	782	135,622	69	2,403,408
66	4,770,990	117,091	7,798,713,709	3,497	654,799	253	6,084,846
66	4,770,990	100,435	6,008,647,824	2,369	540,650	206	4,182,690
0	0	6,957	444,562,283	354	17,181	23	1,064,129
0	0	3,811	644,076,915	359	33,007	9	300,519
0	0	5,888	701,426,687	415	63,961	15	537,508
93	1,414,523	56,225	6,189,175,207	3,328	1,021,156	62	3,713,826
76	1,326,023	10,336	2,011,917,600	988	288,408	11	314,040
17	88,500	11,337	1,185,393,507	595	88,789	5	91,568
0	0	21,578	1,444,460,055	860	344,306	24	743,333
0	0	12,974	1,547,404,045	885	299,653	22	2,564,885

6 供託有価証券年計表（平成26年度）

区分 庁名	前年度越 高			受 高		
	件数	枚数	券面額	件数	枚数	券面額
総数	28,232	173,808	27,509,472,243.5	199	7,376	542,129,250.0
東京管 内	12,458	86,489	23,376,126,121.5	90	3,080	256,998,150.0
東京管 東	8,399	59,680	20,968,725,400.0	52	2,011	125,736,600.0
東京管 横	939	7,913	670,034,350.0	7	86	0.0
さいたま	577	3,840	201,519,160.0	9	171	24,056,550.0
さいたま	677	3,652	213,429,600.0	5	83	27,455,000.0
水戸	197	1,302	82,126,467.5	1	86	38,950,000.0
宇都	96	1,595	296,467,500.0	4	37	20,400,000.0
前橋	204	1,001	409,738,400.0	1	7	0.0
静岡	514	3,262	173,128,250.0	6	552	10,400,000.0
甲府	76	309	19,510,000.0	2	21	10,000,000.0
長野	427	2,188	114,897,350.0	1	12	0.0
新潟	352	1,747	226,549,644.0	2	14	0.0
大阪管 内	4,980	29,019	1,408,636,450.0	27	786	53,675,000.0
大阪管 大	2,885	17,887	804,397,850.0	17	268	51,675,000.0
大阪管 都	624	3,437	106,266,850.0	4	13	2,000,000.0
神戸	1,008	5,342	296,215,550.0	2	95	0.0
奈良	101	682	34,825,200.0	0	0	0.0
大津	131	666	32,957,350.0	2	171	0.0
和歌山	231	1,005	133,973,650.0	2	239	0.0
名古屋管 内	2,285	11,396	831,366,854.0	23	1,532	98,830,500.0
名古屋管 古	1,417	6,720	562,294,950.0	9	587	18,805,000.0
名古屋管 津	48	338	11,954,604.0	1	1	2,000,000.0
岐阜	226	1,235	60,679,750.0	3	254	2,600,000.0
福井	159	560	18,761,950.0	1	418	8,600,000.0
金沢	239	1,406	78,697,750.0	4	106	29,708,500.0
富山	196	1,137	98,977,850.0	5	166	37,117,000.0
広島管 内	1,238	5,712	334,158,053.0	12	363	20,134,000.0
広島管 山	565	1,943	94,595,660.0	7	119	4,000,000.0
山口	178	957	37,905,000.0	3	96	5,420,000.0
岡山	414	2,131	116,712,193.0	2	148	10,714,000.0
鳥取	31	164	33,023,550.0	0	0	0.0
松江	50	517	51,921,650.0	0	0	0.0
福岡管 内	2,379	23,620	660,990,145.0	21	501	44,595,600.0
福岡管 福	948	18,010	319,848,197.5	5	100	400,000.0
福岡管 佐	72	174	5,439,500.0	2	33	8,630,000.0
長崎	247	1,448	11,801,847.5	1	13	0.0
熊本	258	891	142,829,500.0	0	0	0.0
大分	328	1,164	69,947,600.0	1	16	0.0
鹿児島	283	1,166	38,276,000.0	4	180	0.0
宮崎	167	601	13,098,000.0	6	116	16,190,600.0
那覇	76	166	59,749,500.0	2	43	19,375,000.0
仙台管 内	1,499	5,276	369,736,420.0	16	683	35,166,000.0
仙台管 仙	463	1,595	91,671,100.0	5	172	5,290,000.0
福島	342	1,050	87,730,000.0	2	50	8,776,000.0
山形	173	390	10,380,000.0	0	0	0.0
盛岡	195	636	70,863,770.0	5	129	9,300,000.0
秋田	235	1,085	21,542,550.0	3	96	0.0
青森	91	520	87,549,000.0	1	236	11,800,000.0
札幌管 内	2,699	8,944	402,962,350.0	5	66	24,000,000.0
札幌管 札	1,583	4,671	166,642,950.0	4	34	14,000,000.0
函館	359	952	45,107,850.0	0	0	0.0
旭川	460	1,615	137,557,650.0	1	32	10,000,000.0
釧路	297	1,706	53,653,900.0	0	0	0.0
高松管 内	694	3,352	125,495,850.0	5	365	8,730,000.0
高松管 高	312	1,644	23,432,650.0	1	78	0.0
徳島	108	341	17,204,000.0	2	25	4,980,000.0
高知	53	181	11,990,000.0	0	0	0.0
高松管 山	221	1,186	72,869,200.0	2	262	3,750,000.0

(注) 「内渡件数」は、払高件数の内数である。

(金額単位 円)

払			現 在 高				利札払渡 認可件数
件 数	枚 数	券 面 額	内渡件数	件 数	枚 数	券 面 額	
109	1,844	697,435,454.0	2	28,324	179,340	27,354,166,039.5	29
58	626	348,391,550.0	2	12,492	88,943	23,284,732,721.5	26
28	199	141,300,000.0	1	8,424	61,492	20,953,162,000.0	9
4	17	18,250,000.0	0	942	7,982	651,784,350.0	0
6	50	6,806,550.0	0	580	3,961	218,769,160.0	0
8	77	50,335,000.0	0	674	3,658	190,549,600.0	0
1	1	10,000,000.0	0	197	1,387	111,076,467.5	0
0	0	0.0	0	100	1,632	316,867,500.0	0
4	28	100,000,000.0	0	201	980	309,738,400.0	17
2	209	11,400,000.0	0	518	3,605	172,128,250.0	0
0	0	0.0	0	78	330	29,510,000.0	0
4	32	10,300,000.0	1	425	2,168	104,597,350.0	0
1	13	0.0	0	353	1,748	226,549,644.0	0
16	136	152,200,000.0	0	4,991	29,669	1,310,111,450.0	2
9	73	45,300,000.0	0	2,893	18,082	810,772,850.0	2
1	28	10,000,000.0	0	627	3,422	98,266,850.0	0
4	25	96,600,000.0	0	1,006	5,412	199,615,550.0	0
1	3	300,000.0	0	100	679	34,525,200.0	0
1	7	0.0	0	132	830	32,957,350.0	0
0	0	0.0	0	233	1,244	133,973,650.0	0
18	882	51,383,904.0	0	2,290	12,046	878,813,450.0	0
5	385	20,825,000.0	0	1,421	6,922	560,274,950.0	0
3	10	156,904.0	0	46	329	13,797,700.0	0
7	52	11,802,000.0	0	222	1,437	51,477,750.0	0
1	418	8,600,000.0	0	159	560	18,761,950.0	0
2	17	10,000,000.0	0	241	1,495	98,406,250.0	0
0	0	0.0	0	201	1,303	136,094,850.0	0
4	42	14,400,000.0	0	1,246	6,033	339,892,053.0	0
1	8	4,000,000.0	0	571	2,054	94,595,660.0	0
2	33	10,000,000.0	0	179	1,020	33,325,000.0	0
0	0	0.0	0	416	2,279	127,426,193.0	0
0	0	0.0	0	31	164	33,023,550.0	0
1	1	400,000.0	0	49	516	51,521,650.0	0
4	91	99,000,000.0	0	2,396	24,030	606,585,745.0	1
2	2	20,000,000.0	0	951	18,108	300,248,197.5	0
0	0	0.0	0	74	207	14,069,500.0	0
0	0	0.0	0	248	1,461	11,801,847.5	0
1	23	79,000,000.0	0	257	868	63,829,500.0	0
0	0	0.0	0	329	1,180	69,947,600.0	0
1	66	0.0	0	286	1,280	38,276,000.0	0
0	0	0.0	0	173	717	29,288,600.0	0
0	0	0.0	0	78	209	79,124,500.0	1
3	33	27,000,000.0	0	1,512	5,926	377,902,420.0	0
0	0	0.0	0	468	1,767	96,961,100.0	0
1	1	10,000,000.0	0	343	1,099	86,506,000.0	0
0	0	0.0	0	173	390	10,380,000.0	0
1	8	17,000,000.0	0	199	757	63,163,770.0	0
1	24	0.0	0	237	1,157	21,542,550.0	0
0	0	0.0	0	92	756	99,349,000.0	0
5	10	80,000.0	0	2,699	9,000	426,882,350.0	0
1	2	0.0	0	1,586	4,703	180,642,950.0	0
0	0	0.0	0	359	952	45,107,850.0	0
0	0	0.0	0	461	1,647	147,557,650.0	0
4	8	80,000.0	0	293	1,698	53,573,900.0	0
1	24	4,980,000.0	0	698	3,693	129,245,850.0	0
0	0	0.0	0	313	1,722	23,432,650.0	0
1	24	4,980,000.0	0	109	342	17,204,000.0	0
0	0	0.0	0	53	181	11,990,000.0	0
0	0	0.0	0	223	1,448	76,619,200.0	0

7 供託振替国債年計表（平成26年度）

区分 庁名	前年度越高		受高	
	件数	金額	件数	金額
総数	3,761	568,427,420,000	687	93,073,000,000
東京管	2,171	357,477,000,000	411	69,559,400,000
東	1,569	325,754,850,000	288	61,258,050,000
横	107	10,482,700,000	20	4,814,200,000
さい	111	3,222,250,000	22	409,500,000
たま	57	1,555,200,000	11	384,200,000
千	13	253,600,000	1	3,200,000
水	12	369,000,000	2	32,000,000
宇	51	1,274,550,000	6	25,700,000
都	64	1,208,400,000	12	134,100,000
前	23	324,500,000	28	233,350,000
静	79	785,900,000	6	46,900,000
甲	85	12,246,050,000	15	2,218,200,000
長				
新				
大阪管	689	109,740,970,000	139	10,845,900,000
大	472	68,838,050,000	66	4,827,200,000
京	57	14,878,800,000	23	305,600,000
神	118	25,006,520,000	42	5,596,500,000
奈	15	218,000,000	4	75,000,000
大	8	267,500,000	2	20,000,000
和	19	532,100,000	2	21,600,000
歌				
山				
名古屋管	385	52,494,900,000	62	5,078,050,000
名	247	42,239,000,000	42	4,773,150,000
古	39	3,196,300,000	5	32,800,000
津	17	1,210,200,000	2	25,000,000
岐	28	4,828,900,000	5	22,100,000
福	26	684,600,000	4	170,000,000
金	28	335,900,000	4	55,000,000
富				
山				
広島管	127	18,188,950,000	17	3,357,100,000
広	26	619,050,000	5	53,600,000
山	22	16,189,500,000	5	3,249,000,000
岡	62	1,158,400,000	4	29,500,000
鳥	13	183,000,000	2	15,000,000
松	4	39,000,000	1	10,000,000
江				
福岡管	144	8,513,400,000	19	1,031,500,000
福	63	4,666,050,000	10	599,200,000
佐	2	35,000,000	0	0
長	0	0	0	0
大	28	1,141,350,000	1	50,000,000
熊	12	357,500,000	2	9,000,000
鹿	28	1,548,300,000	5	173,300,000
見	2	25,000,000	0	0
宮	9	740,200,000	1	200,000,000
那				
那				
覇				
仙台管	119	7,405,550,000	20	1,007,750,000
仙	13	1,229,100,000	0	0
福	53	3,522,700,000	11	525,450,000
山	18	1,367,000,000	3	355,000,000
盛	14	236,700,000	3	38,300,000
秋	2	155,000,000	1	24,000,000
青	19	895,050,000	2	65,000,000
森				
札幌管	66	5,218,000,000	10	532,400,000
札	42	2,033,300,000	7	248,400,000
函	18	2,782,700,000	2	274,000,000
旭	3	380,000,000	1	10,000,000
釧	3	22,000,000	0	0
路				
高松管	60	9,388,650,000	9	1,660,900,000
高	27	5,526,300,000	2	1,220,000,000
徳	5	52,500,000	0	0
高	2	625,000,000	0	0
松	26	3,184,850,000	7	440,900,000
山				

(金額単位 円)

払 高			償 還		現 在 高	
件 数	金 額	内 渡	件 数	金 額	件 数	金 額
805	126,623,200.000	105	431	60,442,500.000	3,748	534,877,220.000
492	89,666,800.000	77	242	44,409,900.000	2,167	337,369,600.000
351	79,776,550.000	54	161	41,477,000.000	1,560	307,236,350.000
30	6,670,000.000	10	7	135,000.000	107	8,626,900.000
36	483,600.000	2	21	387,600.000	99	3,148,150.000
14	151,000.000	1	10	113,000.000	55	1,788,400.000
1	5,600.000	0	1	5,600.000	13	251,200.000
0	0	0	0	0	14	401,000.000
5	53,900.000	0	4	43,900.000	52	1,246,350.000
16	165,450.000	6	9	90,100.000	66	1,177,050.000
9	163,500.000	0	7	113,500.000	42	394,350.000
7	82,800.000	0	6	52,800.000	78	750,000.000
23	2,114,400.000	4	16	1,991,400.000	81	12,349,850.000
182	31,618,750.000	22	100	12,785,350.000	668	88,968,120.000
93	10,326,300.000	10	71	7,851,300.000	455	63,338,950.000
25	10,555,300.000	3	7	66,300.000	58	4,629,100.000
55	10,638,150.000	7	19	4,863,250.000	112	19,964,870.000
4	81,000.000	0	0	0	15	212,000.000
3	12,000.000	2	2	2,000.000	9	275,500.000
2	6,000.000	0	1	2,500.000	19	547,700.000
64	2,778,100.000	2	47	2,366,000.000	385	54,794,850.000
42	2,445,500.000	1	29	2,045,500.000	248	44,566,650.000
6	245,000.000	0	6	245,000.000	38	2,984,100.000
5	31,500.000	1	5	31,500.000	15	1,203,700.000
4	14,600.000	0	2	13,000.000	29	4,836,400.000
0	0	0	0	0	30	854,600.000
7	41,500.000	0	5	31,000.000	25	349,400.000
7	72,000.000	0	5	56,000.000	137	21,474,050.000
2	20,000.000	0	2	20,000.000	29	652,650.000
1	25,000.000	0	1	25,000.000	26	19,413,500.000
2	20,000.000	0	1	10,000.000	64	1,167,900.000
1	1,000.000	0	1	1,000.000	14	197,000.000
1	6,000.000	0	0	0	4	43,000.000
32	1,095,900.000	1	17	388,600.000	132	8,449,000.000
11	113,550.000	0	8	68,550.000	62	5,151,700.000
1	25,000.000	0	0	0	1	10,000.000
0	0	0	0	0	0	0
6	142,350.000	0	4	120,050.000	23	1,049,000.000
2	211,000.000	0	0	0	12	155,500.000
4	195,000.000	0	4	195,000.000	29	1,526,600.000
1	5,000.000	0	1	5,000.000	1	20,000.000
7	404,000.000	1	0	0	4	536,200.000
15	721,000.000	1	12	276,000.000	125	7,692,300.000
3	120,000.000	0	3	120,000.000	10	1,109,100.000
6	186,000.000	0	5	86,000.000	58	3,862,150.000
4	350,000.000	1	2	5,000.000	18	1,372,000.000
0	0	0	0	0	17	275,000.000
0	0	0	0	0	3	179,000.000
2	65,000.000	0	2	65,000.000	19	895,050.000
5	198,000.000	1	2	13,000.000	72	5,552,400.000
3	24,000.000	0	2	13,000.000	46	2,257,700.000
2	174,000.000	1	0	0	19	2,882,700.000
0	0	0	0	0	4	390,000.000
0	0	0	0	0	3	22,000.000
8	472,650.000	1	6	147,650.000	62	10,576,900.000
3	430,000.000	1	2	130,000.000	27	6,316,300.000
1	2,500.000	0	1	2,500.000	4	50,000.000
0	0	0	0	0	2	625,000.000
4	40,150.000	0	3	15,150.000	29	3,585,600.000

IV 地方入国管理局

法務省設置法第15条、第21条～第23条、附則第3項 法務省組織令第72条～第74条、別表第2 法務省組織規則第29条 地方入国管理局組織規則（平成13年法務省令第13号）

1 地方入国管理局・支局所在地

（平成26年12月31日現在）

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌入国管理局	札幌市	北海道
仙台入国管理局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
東京入国管理局	東京都	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県
東京入国管理局成田空港支局	成田市	千葉県のうち成田国際空港の区域
東京入国管理局羽田空港支局	東京都大田区	東京都のうち東京国際空港の区域
東京入国管理局横浜支局	横浜市	神奈川県
名古屋入国管理局	名古屋市	富山県 石川県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
名古屋入国管理局中部空港支局	常滑市	愛知県のうち中部国際空港の区域
大阪入国管理局	大阪市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
大阪入国管理局関西空港支局	大阪府泉南郡 田尻町	大阪府のうち関西国際空港の区域
大阪入国管理局神戸支局	神戸市	兵庫県（大阪国際空港の区域を除く）
広島入国管理局	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
高松入国管理局	高松市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
福岡入国管理局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県
福岡入国管理局那覇支局	那覇市	沖縄県

2 地方入国管理局・支局出張所所在地

(平成26年12月31日現在)

地方入国管理局・支局	出張所	所在地	地方入国管理局・支局	出張所	所在地
札入国管理 札幌局	函館港	函館市	名古屋 入国管理 局	富山	富山市
	旭川港	旭川市		金沢	金沢市
仙入国管理 仙台局	釧路港	釧路市	大入 国管理 局	福井	福井市
	稚内港	稚内市		岐阜	岐阜市
東京入 国管理 局	千歳小牧	千歳市	神支 戸局	静岡	静岡市
	青森	青森市		浜松	浜松市
東京入 国管理 局	青森	青森市	廣島 入国 管理 局	豊橋	豊橋市
	盛岡	盛岡市		四日市	四日市市
東京入 国管理 局	仙台空港	名取市	※ 中部空港支局に出張所なし		
	秋田	秋田市	大入 国管理 局	大津	大津市
酒田港	酒田市	京舞鶴		京舞鶴市	
東京入 国管理 局	郡山	郡山市	神支 戸局	奈良	奈良市
	水戸	水戸市		和歌山	和歌山市
東京入 国管理 局	宇都宮	宇都宮市	※ 関西空港支局に出張所なし		
	高崎	高崎市	廣島 入国 管理 局	姫路	姫路市
さいたま	さいたま市	境松		境松	境松市
東京入 国管理 局	千葉		千葉市	岡山	岡山
	新宿	東京都新宿区	福山		福山
東京入 国管理 局	東部	東京都江戸川区		廣島空 港	三原
	立川	立川市	下関		下関
東京入 国管理 局	新府	新府市		周南	周南
	甲府	甲府市	※ 羽田空港支局に出張所なし		
東京入 国管理 局	長野	長野市	※ 成田空港支局に出張所なし		
	横支 浜局	川崎	川崎	川崎	川崎市

地方入 国管理 局・ 支局	出張所	所在地
高入管 理 松国局	小松島港 松山知 高	小松島市 松山市 高知市
福岡入 国管 理局	北九州港	北九州市
	博多港	福岡市
	福岡空港	福岡市
	佐賀	佐賀市
	長崎	長崎市
	対馬	対馬市
那覇支 局	熊本	熊本市
	大分	大分市
	宮崎	宮崎市
	鹿兒島	鹿兒島市
	那覇空港	那覇市
	石垣港	石垣市
嘉手納	沖繩県中頭郡嘉手納町	
宮古島	宮古島市	

空 港

都道府県	港 名	都道府県	港 名
佐賀・長崎	伊 万 里 長 崎 佐 世 保 厳 原 水 俣 八 代 三 角 大 分 大 佐 賀 津 久 見 佐 伯 細 島 油 鹿 島 川 枕 志 志 喜 布 名 入 運 中 瀬 金 武 城 那 平 霸 石 良 垣	北 海 道	新 千 歳 函 館 旭 川 青 森 台 城 仙 田 秋 田 田 福 島 島 茨 城 百 里 (茨 城) 千 葉 成 田 国 際 東 京 国 際 (羽 田) 新 潟 新 潟 富 山 富 山 石 川 小 松 静 岡 静 岡 愛 知 中 部 国 際 大 阪 関 西 国 際 岡 山 美 保 (米 子) 廣 島 山 島 香 川 高 松 愛 媛 松 山 福 岡 福 北 九 州 佐 賀 佐 賀 長 崎 長 崎 熊 本 熊 本 大 分 大 分 宮 崎 宮 崎 鹿 児 島 鹿 児 島 沖 繩 那 覇

V 保護観察所

法務省設置法第15条、第24条、第25条、法務省組織令第75条、法務省組織規則第30条、更生保護法第29条、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第19条、第20条、保護観察所組織規則（平成19年法務省令第22号）

1 保護観察所の概況

保護観察所は、全国50か所（地方裁判所所在地）に設置され、(1)保護観察の実施、(2)懲役、禁錮又は拘留刑の執行終了者等に対する更生緊急保護等の措置の実施、(3)矯正施設被収容者の出所後の生活環境の調整、(4)犯罪の予防を図るための世論啓発、社会環境の改善及び地域住民の活動の促進、(5)更生保護法人の指導、監督等、(6)心神喪失者等医療観察制度における精神保健観察その他の地域社会における処遇並びに生活環境の調査及び調整の事務をつかさどっている。

2 保護観察所の名称、所在地及び管轄区域

(平成26年12月31日現在)

名 称	所 在 地	管 轄 区 域
札幌保護観察所	札幌市中央区大通西12	札幌地裁の管轄区域
函館保護観察所	函館市新川町25-18	函館 〃
旭川保護観察所	旭川市花咲町4	旭川 〃
釧路保護観察所	釧路市幸町10-3	釧路 〃
青森保護観察所	青森市長島1-3-25	青森 〃
盛岡保護観察所	盛岡市内丸8-20	盛岡 〃
仙台保護観察所	仙台市青葉区片平1-3-1	仙台 〃
秋田保護観察所	秋田市山王7-1-2	秋田 〃
山形保護観察所	山形市大手町1-32	山形 〃
福島保護観察所	福島市狐塚17	福島 〃
水戸保護観察所	水戸市北見町1-1	水戸 〃
宇都宮保護観察所	宇都宮市小幡2-1-11	宇都宮 〃
前橋保護観察所	前橋市大手町3-2-1	前橋 〃
さいたま保護観察所	さいたま市浦和区高砂3-16-58	さいたま 〃
千葉保護観察所	千葉市中央区中央港1-11-3	千葉 〃
東京保護観察所	東京都千代田区霞が関1-1-1	東京 〃
立川支部	立川市緑町6-3	東京地裁立川支部の管轄区域
横浜保護観察所	横浜市中区新港1-6-2	横浜地裁の管轄区域
新潟保護観察所	新潟市中央区西大畑町5191	新潟 〃
甲府保護観察所	甲府市中央1-11-8	甲府 〃
長野保護観察所	長野市旭町1108	長野 〃

名 称	所 在 地	管 轄 区 域
静岡保護観察所	静岡市葵区追手町9-45	静岡地裁の管轄区域
富山保護観察所	富山市西田地方町2-9-16	富山
金沢保護観察所	金沢市西念3-4-1	金沢
福井保護観察所	福井市春山1-1-54	福井
岐阜保護観察所	岐阜市美江寺町2-7-2	岐阜
名古屋保護観察所	名古屋市中区三の丸4-3-1	名古屋
津保護観察所	津市中央3-12	津
大津保護観察所	大津市京町3-1-1	大津
京都保護観察所	京都市上京区烏丸通今出川上る岡松町255	京都
大阪保護観察所	大阪市中央区大手前4-1-76	大阪
堺支部	堺市堺区南瓦町2-29	大阪地裁堺支部、同岸和田支部の管轄区域
神戸保護観察所	神戸市中央区橋通1-4-1	神戸地裁の管轄区域
奈良保護観察所	奈良市登大路町1-1	奈良
和歌山保護観察所	和歌山市二番丁2	和歌山
鳥取保護観察所	鳥取市吉方109	鳥取
松江保護観察所	松江市向島町134-10	松江
岡山保護観察所	岡山市北区南方1-8-1	岡山
広島保護観察所	広島市中区上八丁堀2-31	広島
山口保護観察所	山口市中河原町6-16	山口
徳島保護観察所	徳島市徳島町城内6-6	徳島
高松保護観察所	高松市丸の内1-1	高松
松山保護観察所	松山市一番町4-4-1	松山
高知保護観察所	高知市丸ノ内1-4-1	高知
福岡保護観察所	福岡市中央区舞鶴1-4-13	福岡
北九州支部	北九州市小倉北区内5-3	福岡地裁小倉支部、同行橋支部の管轄区域
佐賀保護観察所	佐賀市城内2-10-20	佐賀地裁の管轄区域
長崎保護観察所	長崎市万才町8-16	長崎
熊本保護観察所	熊本市大江3-1-53	熊本
大分保護観察所	大分市荷揚町7-5	大分
宮崎保護観察所	宮崎市別府町1-1	宮崎
鹿児島保護観察所	鹿児島市山下町13-10	鹿児島
那覇保護観察所	那覇市樋川1-15-15	那覇

3 駐在官事務所の名称及び所在地

(平成26年12月31日現在)

名	称	所 在 地
札幌保護観察所	室蘭駐在官事務所	室蘭市日の出町1-18-21
旭川保護観察所	稚内駐在官事務所	稚内市末広5-6-1
旭川保護観察所	沼田駐在官事務所	雨竜郡沼田町南1条3-9-21
釧路保護観察所	帯広駐在官事務所	帯広市東五条南9-1-1
釧路保護観察所	北見駐在官事務所	北見市寿町4-2-16
釧路保護観察所	網走駐在官事務所	網走市台町1-4-15
福島保護観察所	いわき駐在官事務所	いわき市平字八幡小路42
水戸保護観察所	ひたちなか駐在官事務所	ひたちなか市大字市毛858-82
横浜保護観察所	小田原駐在官事務所	小田原市本町1-7-1
新潟保護観察所	上越駐在官事務所	上越市西城町2-9-20
長野保護観察所	飯田駐在官事務所	飯田市大久保町2637-3
静岡保護観察所	浜松駐在官事務所	浜松市中央区中央1-12-4
静岡保護観察所	沼津駐在官事務所	沼津市市場町9-1
金沢保護観察所	七尾駐在官事務所	七尾市馬出町ハ1
名古屋保護観察所	豊橋駐在官事務所	豊橋市大国町111
津保護観察所	四日市駐在官事務所	四日市市三栄町4-21
神戸保護観察所	姫路駐在官事務所	姫路市北条1-250
神戸保護観察所	尼崎駐在官事務所	尼崎市東難波町4-18-36
鳥取保護観察所	米子駐在官事務所	米子市東町124-16
岡山保護観察所	津山駐在官事務所	津山市山下46-42
広島保護観察所	福山駐在官事務所	福山市三吉町1-7-2
山口保護観察所	下関駐在官事務所	下関市上田中町8-2-1
松山保護観察所	宇和島駐在官事務所	宇和島市天神町4-40
福岡保護観察所	飯塚駐在官事務所	飯塚市芳雄町13-6
長崎保護観察所	佐世保駐在官事務所	佐世保市祇園町21-1
熊本保護観察所	八代駐在官事務所	八代市西松江城町11-11
鹿児島保護観察所	奄美駐在官事務所	奄美市名瀬矢之脇町1-2
那覇保護観察所	石垣駐在官事務所	石垣市字登野城55-4
那覇保護観察所	宮古島駐在官事務所	宮古島市平良字下里1016

4 保護観察所事件取扱状況

(1) 保護観察の開始及び終了(平成26年)

観 察 所	前年からの 繰越し	保 護 観 察 の 開 始 等			保 護 観 察 の 終 了 等		
		総 数	開 始	移 送	総 数	保護観察 終了	移 送
総 数	39,652	41,965	39,995	1,970	43,627	41,655	1,972
1 号 観 察 所	18,663	20,381	19,599	782	21,564	20,785	779
一 般 通 期	11,901	7,943	7,346	597	8,823	8,229	594
交 通 短 期	2,437	2,786	2,681	105	2,729	2,624	105
交 通 短 期	1,855	2,949	2,871	78	3,007	2,929	78
2 号 観 察 所	2,470	6,703	6,701	2	7,005	7,003	2
長 期	4,645	3,418	3,122	296	3,609	3,312	297
短 期	3,302	2,656	2,425	231	2,715	2,485	230
3 号 観 察 所	1,343	762	697	65	894	827	67
4 号 観 察 所	5,614	14,258	13,925	333	14,508	14,173	335
5 号 観 察 所	10,730	3,907	3,348	559	3,945	3,384	561
	-	1	1	-	1	1	-
北海道委員会管内	1,522	1,897	1,815	82	1,852	1,762	90
札幌	979	1,130	1,079	51	1,089	1,043	46
函館	144	160	156	4	185	171	14
旭川	148	254	242	12	202	186	16
釧路	251	353	338	15	376	362	14
東北委員会管内	2,068	2,113	2,003	110	2,238	2,120	118
青森	408	337	321	16	378	354	24
盛岡	165	245	229	16	217	206	11
仙台	575	644	602	42	654	612	42
秋田	200	186	183	3	216	202	14
山形	245	235	224	11	262	254	8
福島	475	466	444	22	511	492	19
関東委員会管内	14,461	14,370	13,582	788	15,225	14,524	701
水戸	931	931	901	30	1,045	1,006	39
宇都宮	562	649	626	23	686	664	22
前橋	705	759	732	27	777	754	23
さいたま	2,128	1,982	1,858	124	2,197	2,107	90
千葉	1,649	1,636	1,548	88	1,691	1,611	80
東京	3,462	3,898	3,616	282	4,052	3,818	234
(本庁)	2,469	2,928	2,715	213	2,997	2,840	157
(立川支部)	993	970	901	69	1,055	978	77
横浜	2,819	2,386	2,247	139	2,612	2,486	126
新潟	495	445	432	13	441	429	12
甲府	261	312	307	5	313	297	16
長野	451	424	408	16	412	389	23
静岡	998	948	907	41	999	963	36

年 末 現 在 保 護 観 察 中	本 年 新 た に 一 時 解 除	本 年 新 た に 仮 解 除	年 末 現 在 保 護 観 察 中 の う ち 特 殊 な 状 態 に あ る も の				
			一 時 解 除	仮 解 除	所 在 不 明	う ち 法 第 77 条 第 1 項 の 停 止	法 令 に よ る 身 柄 拘 束
37,990	16	240	2	242	445	154	697
17,480	16	-	2	-	117	-	219
11,021	15	-	2	-	87	-	182
2,494	1	-	-	-	16	-	25
1,797	-	-	-	-	9	-	12
2,168	-	-	-	-	5	-	-
4,454	-	-	-	-	42	-	107
3,243	-	-	-	-	30	-	78
1,211	-	-	-	-	12	-	29
5,364	-	-	-	-	157	154	74
10,692	-	240	-	242	129	-	297
-	-	-	-	-	-	-	-
1,567	-	13	-	11	19	7	29
1,020	-	7	-	6	11	2	20
119	-	1	-	1	1	1	2
200	-	4	-	3	6	3	4
228	-	1	-	1	1	1	3
1,943	1	18	-	15	21	5	35
367	-	2	-	2	1	-	3
193	-	3	-	2	-	-	6
565	1	8	-	6	8	1	11
170	-	4	-	4	3	3	2
218	-	-	-	-	2	-	6
430	-	1	-	1	7	1	7
13,606	7	57	1	61	199	68	248
817	-	3	-	1	6	3	12
525	-	2	-	-	4	1	11
687	3	2	1	2	9	2	24
1,913	-	12	-	14	36	2	38
1,594	-	10	-	13	20	6	24
3,308	1	11	-	12	60	44	59
2,400	1	8	-	9	47	44	41
908	-	3	-	3	13	-	18
2,593	-	6	-	7	49	7	48
499	1	2	-	2	3	-	12
260	-	-	-	-	1	1	6
463	1	5	-	6	2	-	7
947	1	4	-	4	9	2	7

観 察 所	前年からの 繰越	保 護 観 察 の 開 始 等			保 護 観 察 の 終 了 等		
		総 数	開 始	移 送	総 数	保 護 観 察 終 了	移 送
中部委員会管内	4,050	4,542	4,339	203	4,639	4,444	195
富 山	255	260	250	10	283	268	15
金 沢	268	306	294	12	308	295	13
福 井	185	182	171	11	210	205	5
岐 阜	530	603	583	20	643	605	38
名 古 屋	2,339	2,600	2,485	115	2,642	2,535	107
津	473	591	556	35	553	536	17
近畿委員会管内	8,108	8,865	8,460	405	9,342	8,955	387
大 津	419	430	402	28	464	442	22
京 都	852	1,144	1,101	43	1,163	1,120	43
大 阪	4,012	4,269	4,036	233	4,585	4,386	199
(本 庁)	2,838	3,042	2,862	180	3,292	3,162	130
(堺 支 部)	1,174	1,227	1,174	53	1,293	1,224	69
神 戸	2,002	2,108	2,027	81	2,186	2,109	77
奈 良	393	465	456	9	476	448	28
和 歌 山	430	449	438	11	468	450	18
中国委員会管内	2,396	2,621	2,537	84	2,665	2,540	125
鳥 取	155	161	155	6	160	150	10
松 江	178	212	205	7	224	215	9
岡 山	639	751	728	23	758	723	35
広 島	1,013	1,101	1,068	33	1,067	1,021	46
山 口	411	396	381	15	456	431	25
四国委員会管内	1,635	1,665	1,617	48	1,719	1,641	78
徳 島	243	287	282	5	286	266	20
高 松	534	549	531	18	565	547	18
松 山	529	532	520	12	546	518	28
高 知	329	297	284	13	322	310	12
九州委員会管内	5,412	5,892	5,642	250	5,947	5,669	278
福 岡	2,316	2,266	2,158	108	2,436	2,334	102
(本 庁)	1,508	1,555	1,486	69	1,655	1,586	69
(北九州支部)	808	711	672	39	781	748	33
佐 賀	289	365	349	16	348	328	20
長 崎	454	500	485	15	467	435	32
熊 本	545	663	640	23	647	621	26
大 分	289	414	392	22	373	353	20
宮 崎	320	373	365	8	366	352	14
鹿 児 島	351	397	377	20	418	394	24
那 覇	848	914	876	38	892	852	40

- (注) 1 「1号観察」は、保護観察処分少年（家庭裁判所の決定により保護観察に付されている者）に対
2 「2号観察」は、少年院仮退院者（地方委員会（地方更生保護委員会の略。以下同じ。）の決定に
3 「3号観察」は、仮釈放者（地方委員会の決定により仮釈放を許されて保護観察に付されている
4 「4号観察」は、保護観察付執行猶予者（裁判所の判決により刑の執行を猶予され、保護観察に
5 「5号観察」は、婦人補導員仮退院者（地方委員会の決定により婦人補導員からの仮退院を許さ

年 末 現 在 保 護 観 察 中	本 年 新 た に 一 時 解 除	本 年 新 た に 仮 解 除	年 末 現 在 保 護 観 察 中 の う ち 特 殊 な 状 態 に あ る も の					法 令 に よ る 身 柄 拘 束
			一 時 解 除	仮 解 除	所 在 不 明	う ち 法 第 77 条 第 1 項 の 停 止		
3,953	—	16	—	12	43	15	47	
232	—	2	—	2	2	—	—	
266	—	1	—	1	2	—	2	
157	—	—	—	—	1	—	5	
490	—	5	—	2	8	3	7	
2,297	—	6	—	5	29	12	28	
511	—	2	—	2	1	—	5	
7,631	3	67	1	81	81	31	170	
385	—	12	—	12	2	—	1	
833	—	13	—	14	9	5	19	
3,696	3	21	1	29	38	14	122	
2,588	—	12	—	19	25	14	86	
1,108	3	9	1	10	13	—	36	
1,924	—	10	—	10	19	5	18	
382	—	5	—	6	6	3	4	
411	—	6	—	10	7	4	6	
2,352	2	18	—	20	20	6	47	
156	—	2	—	5	—	—	2	
166	—	3	—	3	3	—	1	
632	—	6	—	6	3	1	12	
1,047	2	5	—	4	9	2	28	
351	—	2	—	2	5	3	4	
1,581	—	11	—	11	15	3	42	
244	—	7	—	7	4	—	7	
518	—	3	—	3	4	2	23	
515	—	—	—	—	4	1	4	
304	—	1	—	1	3	—	8	
5,357	3	40	—	31	47	19	79	
2,146	3	12	—	9	22	12	29	
1,408	2	7	—	6	16	11	19	
738	1	5	—	3	6	1	10	
306	—	1	—	—	1	1	2	
487	—	4	—	6	4	1	5	
561	—	3	—	2	8	2	4	
330	—	4	—	4	3	1	2	
327	—	6	—	1	3	1	5	
330	—	6	—	4	3	1	1	
870	—	4	—	5	3	—	31	

する保護観察をいう。
より少年院からの仮退院を許された者）に対する保護観察をいう。
者）に対する保護観察をいう。
付されている者）に対する保護観察をいう。
れて保護観察に付されている者）に対する保護観察をいう。

(2) 生活環境調整の開始及び終了人員

(平成26年)

事件の種類	前年から繰越	開		始		終了		年末現在係属中
		総数	身上調査書数	求生活環境調整	短期又は長期処遇からの移行	総数	短期又は長期処遇への移行	
総数	59,992	53,170	53,117	50	3	54,998	54,995	58,164
刑事施設収容者	56,863	48,832	48,787	45	…	50,355	50,355	55,340
少年院在院者	3,129	4,337	4,329	5	3	4,642	4,639	2,824
婦人補導院在院者	-	1	1	-	-	1	1	-

(注) …は、本来該当事項の生じないことを示す。

保護司選考会

保護司法（昭和25年法律第204号）第5条 保護司の選考に関する規則（平成13年法務省令第15号）

平成26年中の保護司選考会の開催状況は、次のとおりである。

区分	開 回	選考人員		保護司法第12 条による解嘱	委嘱人員		退任人員			計
		承 認	否 決		新 任	再 任	任期満了	死 亡	辞 任	
札幌	2	644	0	0	95	549	61	12	18	91
旭川	2	238	0	0	31	207	19	2	6	27
釧路	2	346	0	0	26	320	32	2	5	39
小計	2	417	0	0	43	374	40	5	9	54
青森	8	1,645	0	0	195	1,450	152	21	38	211
仙台	2	319	0	0	38	281	27	2	4	33
仙台	2	350	0	0	28	322	25	2	6	33
仙台	2	383	0	0	40	343	30	6	4	40
仙台	2	368	0	0	50	318	37	4	0	41
仙台	2	322	0	0	30	292	25	4	7	36
仙台	2	494	0	0	44	450	44	4	7	55
仙台	12	2,236	0	0	230	2,006	188	22	28	238
仙台	2	458	0	0	55	403	52	4	7	63
仙台	2	447	0	0	45	402	36	3	16	55
仙台	2	507	0	0	42	465	51	8	9	68
仙台	3	766	0	0	84	682	67	7	16	90
仙台	3	678	0	1	73	605	57	6	11	74
仙台	4	2,216	0	0	317	1,899	209	26	50	285
仙台	2	1,018	0	0	115	903	90	9	21	120
仙台	2	522	0	0	62	460	46	5	13	64
仙台	2	220	0	0	23	197	14	0	3	17
仙台	2	484	0	0	61	423	41	4	7	52
仙台	2	752	0	0	106	646	80	6	19	105
仙台	26	8,068	0	1	983	7,085	743	78	172	993
仙台	2	294	0	0	34	260	28	2	9	39
仙台	2	258	0	0	23	235	19	1	4	24
仙台	2	229	0	0	28	201	23	1	3	27
仙台	2	428	0	0	47	381	35	3	6	44
仙台	2	1,191	0	0	137	1,054	112	12	21	145
仙台	2	384	0	0	48	336	46	1	8	55
仙台	12	2,784	0	0	317	2,467	263	20	51	334
仙台	2	285	0	0	41	244	27	3	5	35
仙台	2	566	0	0	53	512	37	3	5	45
仙台	3	1,581	0	0	162	1,415	133	18	38	189
仙台	2	1,004	0	0	109	895	74	8	14	96
仙台	2	292	0	0	29	263	22	0	6	28
仙台	2	310	0	0	44	265	38	4	7	49
仙台	13	4,038	0	0	438	3,594	331	36	75	442
仙台	2	200	1	0	15	185	19	0	4	23
仙台	2	236	0	0	31	205	29	6	2	37
仙台	2	493	0	0	51	442	43	7	5	55
仙台	2	685	0	0	71	614	62	6	13	81
仙台	2	437	0	0	34	403	32	2	7	41
仙台	10	2,051	1	0	202	1,849	185	21	31	237
仙台	2	258	0	0	30	228	21	3	4	28
仙台	2	295	0	0	40	255	19	6	4	29
仙台	2	389	0	0	62	327	44	5	11	60
仙台	2	289	0	0	32	257	33	2	3	38
仙台	8	1,231	0	0	164	1,067	117	16	22	155
仙台	2	1,064	0	0	142	922	86	11	27	124
仙台	2	287	0	0	31	256	27	2	8	37
仙台	2	405	0	0	46	359	33	5	1	39
仙台	2	496	0	0	64	432	52	2	9	63
仙台	2	329	0	0	32	297	31	3	5	39
仙台	2	297	0	0	33	264	27	2	4	33
仙台	2	549	0	0	62	487	58	5	6	69
仙台	2	410	0	0	81	329	39	2	2	43
仙台	16	3,837	0	0	491	3,346	353	32	62	447
合 計	105	25,890	1	1	3,020	22,864	2,332	246	479	3,057

特別の機関

検 察 庁

法務省設置法第14条 検察庁法（昭和22年4月16日法律第61号）

1 検察庁の組織及び職員

(1) 検察庁の組織

ア 検察庁の数

（平成26年12月31日現在）

区 分	最 高 検 察 庁	高 等 検 察 庁	同 支 部	管 内 地 方 検 察 庁	同 支 部	管 内 区 検 察 庁
		東 京 高 等 検 察 庁	－	11	46	107
	大 阪 高 等 検 察 庁	－	6	22	57	
	名 古 屋 高 等 検 察 庁	1	6	20	42	
	広 島 高 等 検 察 庁	2	5	18	41	
	福 岡 高 等 検 察 庁	2	8	41	82	
	仙 台 高 等 検 察 庁	1	6	29	51	
	札 幌 高 等 検 察 庁	－	4	16	33	
	高 松 高 等 検 察 庁	－	4	11	25	
1		8	6	50	203	438

イ 検察庁の名称及び所在地

(ア) 最高検察庁 東京都千代田区霞が関1-1-1

(イ) 高等検察庁（8庁）（平成26年12月31日現在）

名 称	所 在 地
東 京 高 等 検 察 庁	東京都千代田区霞が関1-1-1
大 阪 高 等 検 察 庁	大阪市福島区福島1-1-60
名 古 屋 高 等 検 察 庁	名古屋市中区三の丸4-3-1
広 島 高 等 検 察 庁	広島市中区上八丁堀2-31
福 岡 高 等 検 察 庁	福岡市中央区舞鶴2-5-30
仙 台 高 等 検 察 庁	仙台市青葉区片平1-3-1
札 幌 高 等 検 察 庁	札幌市中央区大通西12
高 松 高 等 検 察 庁	高松市丸の内1-1

(ロ) 高等検察庁支部（6庁）（平成26年12月31日現在）

名 称	所 在 地
名 古 屋 高 等 検 察 庁 金 沢 支 部	金沢市大手町6-15
広 島 高 等 検 察 庁 岡 山 支 部	岡山市北区南方1-8-1
広 島 高 等 検 察 庁 松 江 支 部	松江市母衣町50
福 岡 高 等 検 察 庁 宮 崎 支 部	宮崎市別府町1-1
福 岡 高 等 検 察 庁 那 覇 支 部	那覇市樋川1-15-15
仙 台 高 等 検 察 庁 秋 田 支 部	秋田市山王7-1-2

(二) 地方検察庁 (50庁)

(平成26年12月31日現在)

高検名	名 称	所 在 地
東京 11	東京地方検察庁	東京都千代田区霞が関1-1-1
	横浜地方検察庁	横浜市中区日本大通9
	さいたま地方検察庁	さいたま市浦和区高砂3-16-58
	千葉地方検察庁	千葉市中央区中央4-11-1
	水戸地方検察庁	水戸市北見町1-1
	宇都宮地方検察庁	宇都宮市小幡2-1-11
	前橋地方検察庁	前橋市大手町3-2-1
	静岡地方検察庁	静岡市葵区追手町9-45
	甲府地方検察庁	甲府市中央1-11-8
	長野地方検察庁	長野市大字長野旭町1108
	新潟地方検察庁	新潟市中央区西大畑町5191
大阪 6	大阪地方検察庁	大阪市福島区福島1-1-60
	京都地方検察庁	京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町82
	神戸地方検察庁	神戸市中央区橋通1-4-1
	奈良地方検察庁	奈良市登大路町1-1
	大津地方検察庁	大津市京町3-1-1
名古屋 6	和歌山地方検察庁	和歌山市二番丁3
	名古屋地方検察庁	名古屋市中区三の丸4-3-1
	津地方検察庁	津市中央3-12
	岐阜地方検察庁	岐阜市美江寺町2-8
	福井地方検察庁	福井市春山1-1-54
	金沢地方検察庁	金沢市大手町6-15
	富山地方検察庁	富山市西田地方町2-9-16
広島 5	広島地方検察庁	広島市中区上八丁堀2-31
	山口地方検察庁	山口市駅通り1-1-2
	岡山地方検察庁	岡山市北区南方1-8-1
	鳥取地方検察庁	鳥取市西町3-201
福岡 8	松江地方検察庁	松江市母衣町50
	福岡地方検察庁	福岡市中央区舞鶴2-5-30
	佐賀地方検察庁	佐賀市中の小路5-25
	長崎地方検察庁	長崎市万才町9-33
	大分地方検察庁	大分市荷揚町7-5
	熊本地方検察庁	熊本市中央区京町1-12-11
鹿児島地方検察庁	鹿児島市山下町13-10	

高検名	名 称	所 在 地
仙台 6	宮崎地方検察庁	宮崎市別府町1-1
	那覇地方検察庁	那覇市樋川1-15-15
	仙台地方検察庁	仙台市青葉区片平1-3-1
	福島地方検察庁	福島市狐塚17
	山形地方検察庁	山形市大手町1-32
	盛岡地方検察庁	盛岡市内丸8-20
札幌 4	秋田地方検察庁	秋田市山王7-1-2
	青森地方検察庁	青森市長島1-3-25
	札幌地方検察庁	札幌市中央区大通西12
	函館地方検察庁	函館市上新川町1-13
高松 4	旭川地方検察庁	旭川市花咲町4
	釧路地方検察庁	釧路市柏木町5-7
	高松地方検察庁	高松市丸の内1-1
	徳島地方検察庁	徳島市徳島町2-17
	高知地方検察庁	高知市丸ノ内1-4-1
	松山地方検察庁	松山市一番町4-4-1

(注) 高検名の下の数字は、管内地方検察庁の数を示す。

(オ) 地方検察庁支部 (203庁)

(平成26年12月31日現在)

地検名	支部名	裁判所	地検名	支部名	裁判所	地検名	支部名	裁判所
東京 1	立川	合議		木更津	合議	前橋	沼田	
	横浜	川崎		合議	館山		合議	
さいたま 4	相模原	合議	水戸	八日市場	合議	静岡	桐生	合議
	横須賀	合議		佐原	合議		5	
千葉 7	小田原	合議	5	日立	合議	5	沼津	合議
	越谷	合議		土浦	合議		富士	
	川越	合議	宇都宮	龍ヶ崎	合議	甲府	下田	合議
	熊谷	合議		麻生	合議		1	
	秩父	合議	4	下妻	合議	1	掛川	
	佐倉	合議		真岡	合議		長野	
	一宮	合議		大田原	合議	6	上田	合議
	松戸	合議		栃木	合議		佐久	
				足利				

地検名	支部名	裁判所	地検名	支部名	裁判所	地検名	支部名	裁判所				
新潟5	松本	合議	津5	松阪	合議	9	直方	合議				
	諏訪	合議		伊賀			久留米					
	飯田	合議		四日市			柳川					
	伊那	合議		伊勢			大牟田					
	三条	合議		熊野			八女					
新発田	合議	垣見	小倉	合議								
大阪2	長岡	合議	岐阜4	多治見	合議		佐賀2		小行	合議		
	高佐	合議		御嵩					田川			
	堺	合議		高山					武雄			
	岸和田	合議		武生		唐津						
京都4	園部	合議	福井2	敦賀		合議	長崎7	大島	合議			
	宮津	合議		小七				佐世				
	舞鶴	合議		輪島				平戸				
	福知山	合議		魚津			壱岐					
神戸9	伊丹	合議	富山2	高岡			合議	大分5			五厳	合議
	尼崎	合議		呉	原							
	明石	合議		尾道	築							
	柏原	合議		山口	杵佐							
奈良2	龍野	合議	山5	萩	合議			熊本6		竹田	合議	
	豊岡	合議		岩国		津田						
	洲本	合議		下関		名鹿						
	葛城	合議		宇部		蘇代						
大津2	五條	合議	岡山3	倉敷		合議		八人	天草	合議		
	根浜	合議		新見			瀬木					
	田辺	合議		倉吉			瀨木					
和歌山3	御坊	合議	鳥取2	米子			合議	鹿兒島5	加治			合議
	新宮	合議		松江					川			
	宮田	合議		出雲	内							
名古屋4	一宮	合議	松江4	浜田	合議			宮崎3	鹿		合議	
	半田	合議		益田					屋			
	岡崎	合議		西郷					南城			
	豊橋	合議	福岡	飯塚		合議			都	合議		

地検名	支 部 名	裁判所
那 覇 4	延 岡	合 議
	沖 繩	合 議
仙 台 5	名 護	合 議
	平 良	合 議
福 島 5	石 垣	合 議
	大 河	合 議
山 形 4	古 川	合 議
	石 巻	合 議
盛 岡 6	登 米	合 議
	気 仙	合 議
山 形 4	相 馬	合 議
	郡 山	合 議
盛 岡 6	白 河	合 議
	会 津	合 議
山 形 4	いわき	合 議
	新 庄	合 議
盛 岡 6	米 沢	合 議
	鶴 岡	合 議
盛 岡 6	酒 田	合 議
	花 巻	合 議
盛 岡 6	二 戸	合 議
	遠 野	合 議
盛 岡 6	宮 古	合 議
	一 関	合 議

地検名	支 部 名	裁判所
秋 田 5	水 沢	合 議
	能 代	合 議
青 森 4	本 荘	合 議
	大 館	合 議
札 幌 7	大 手	合 議
	五 所	合 議
函 館 1	弘 前	合 議
	八 戸	合 議
旭 川 4	十 和	合 議
	岩 見	合 議
釧 路 1	滝 川	合 議
	室 蘭	合 議
旭 川 4	苫 小	合 議
	浦 河	合 議
釧 路 1	小 樽	合 議
	岩 内	合 議
旭 川 4	江 差	合 議
	名 寄	合 議
釧 路 1	紋 別	合 議
	留 萌	合 議
釧 路 1	稚 内	合 議
	帯 広	合 議

地検名	支 部 名	裁判所
高 松 2	網 走	合 議
	北 見	合 議
徳 島 2	根 室	合 議
	丸 亀	合 議
高 知 3	観 音	合 議
	寺 阿	合 議
松 山 4	南 馬	合 議
	美 崎	合 議
高 知 3	須 安	合 議
	中 村	合 議
松 山 4	大 洲	合 議
	西 条	合 議
高 知 3	今 治	合 議
	宇 和	合 議

(注) 1 地検名の下に数字は、管内の支部の数を示す。
2 裁判所の欄中、合議の表示は、当該地方検察庁支部に対応する地方裁判所支部が刑事事件の合議事件を取り扱う支部であることを示す。なお、合議事件を取り扱う支部の数は63である。

地検名	区 検 察 庁	地検名	区 検 察 庁
津 9	津 鈴 鹿 松 阪 伊 賀 よっかいち が づ か まつごか い が 四日市 桑 名 伊 勢 熊 野 おわ 鷺	福岡 14	福岡 岡 宗 像 甘 木 飯塚 の お が た こ く 倉 お り お く る め 直 方 小 倉 折 尾 久留米 うきは 柳 川 大 牟 田 八 女 ゆくはし 橋 田 わ 川
岐阜 7	岐 阜 郡 上 大 垣 御 嵩 多 治 見 中 津 川 高 山	佐賀 6	佐 賀 鳥 栖 武 雄 鹿 島 伊 方 里 唐 津
福井 5	福 井 武 生 大 野 敦 賀 お ば ま 浜	長崎 11	長 崎 大 村 諫 早 島 原 小 浜 戸 老 岐 五 島 新 上 五 島 厳 原 上 県
金沢 5	金 沢 小 松 七 尾 輪 島 す ず 洲	大分 9	大 分 別 府 杵 築 中 津 お い 分 べ っ 府 杵 築 中 津 おん 高 田 日 田 竹 田 佐 伯 白 す 杵
富山 4	富 山 魚 津 高 岡 砺 波 ひろしま ひがしひろしま か べ おおたけ 広 島 東 広 島 可 部 大 竹 呉 竹 はら原 尾 道 福 山 ふちゅう 中 み よ し 庄 原	熊本 13	熊 本 宇 城 荒 尾 玉 名 山 鹿 阿 蘇 高 森 御 船 八 代 水 俣 人 吉 天 草 うし 牛 深
山口 10	山 口 防 府 周 南 萩 長 門 岩 国 柳 井 下 関 ふ な き 木 宇 部	鹿児島 16	かごしま いじゅういん たねがしま やくしま 鹿児島 伊集院 種子島 屋久島 名 瀬 徳 之 島 加 治 木 大 口 おすみ ちらん かせ だ いぶすき 大 隅 知 覧 加 世 田 指 の 宿 川 内 出 水 甑 島 鹿 屋
岡山 10	岡 山 玉 野 児 島 玉 島 倉 敷 笠 岡 高 梁 新 見 津 や ま 勝 や ま 山	宮崎 8	みやざき さい と じちなん なやこのじょう 宮 崎 の 西 都 日 南 都 城 小 林 延 岡 日 向 高 千 穂
鳥取 3	と 取 倉 吉 米 子 と 取 倉 吉 米 子	那覇 5	な は 覇 沖 縄 名 護 平 良 い し が き 垣
松江 7	ま 松 江 雲 南 出 雲 浜 田 益 田 川 本 西 郷	仙台 7	せんだい おおがわら ふる か わ つき だて 石 台 大河原 古 川 築 館 いし の まき と 登 米 けせんぬま

地検名	区 検 察 庁	地検名	区 検 察 庁
福島9	福島郡山白河棚倉 会津若松田島いわき福島富岡 相馬	旭川9	旭川深川富良野名寄 紋別中頓別留萌稚内 天塩
山形7	山形新庄よねざわあかゆ なが井鶴岡酒田赤湯 長	釧路8	釧路帯広ほんべつ網走 北見遠軽根室しべつ津 北
盛岡10	盛岡はなまき巻二戸久慈 と遠野か釜しおおふなとみやこ古 いちせきみずざわ沢大船渡宮	高松5	高松土庄丸亀善通寺 観音寺
秋田10	秋田男が鹿の能代本庄 おだて館か鹿の角よこてゆぎわ おおまがりかくのだて館 大曲角	徳島7	徳島鳴門阿南牟岐 美馬徳島池田吉野川
青森8	青森むつ野辺地五所川原 ひろき前鱒がケはちのへ戸と和田 弘	高知4	高知須崎安芸中村
札幌11	札幌幌岩見沢ゆうばりたきがわ むら蘭伊達苦小牧うらかわ しずないお小樽い岩ない内 静	松山9	松山大洲八幡濱西条 新居浜四国中央いまばりうわじま 愛なん今治宇和島
函館5	函館まつまえやくもえさし すっ都松前八雲江差 都		(注) 地検名の下に数字は、管内区検察庁の数を示す。

(2) 検察官定員沿革（昭和19年以前は抄録）

区 分	大 審 院 検 事 局			控 訴 院 検 事 局			地 方 ・ 区 裁 判 所 検 事 局				合 計
	総	検	計	検	検	計	検 事 正	地 方 検 事	区 検 事	計	
	長	事		長	事						
明 治 勅 令 23. 8 158号	1	5	6	7	20	27	48	125	275	448	481
明 治 勅 令 27. 2 17号	1	5	6	7	17	24	49	210	95	354	384
明 治 勅 令 31. 6 122号	1	416	-	7	-	-	49	-	-	-	473
明 治 勅 令 35. 3 93号	1	7	8	7	30	37	49	174	59	282	327
明 治 勅 令 40. 3 79号	1	7	8	7	29	36	50	201	92	343	387
明 治 勅 令 43. 3 152号	1	7	8	7	29	36	50	88	208	346	390
大 勅 正 令 2. 6 171号	1	7	8	7	23	30	50	299		349	387
大 勅 正 令 6. 8 122号	1	7	8	7	22	29	51	300		351	388
大 勅 正 令 8. 6 292号	1	7	8	7	22	29	51	482		533	570
大 勅 正 令 12. 4 150号	1	7	8	7	30	37	51	472		523	538
昭 勅 和 令 3. 7 163号	1	13	14	7	37	44	51	527		578	636
昭 勅 和 令 7. 9 280号	1	13	14	7	37	44	51	519		570	628
昭 勅 和 令 12. 10 575号	1	13	14	7	37	44	51	558		609	667
昭 勅 和 令 13. 8 572号	1	13	14	7	39	46	51	575		626	686
昭 勅 和 令 14. 8 564号	1	13	14	7	39	46	51	604		655	715
昭 勅 和 令 16. 1 12号	1	13	14	7	39	46	51	655		706	766
昭 勅 和 令 16. 3 190号	1	13	14	7	39	46	51	655		706	766
昭 勅 和 令 17. 11 747号	1	11	12	7	41	48	51	514		565	625
昭 勅 和 令 18. 11 811号	1	11	12	7	41	48	51	499		550	610
昭 勅 和 令 20. 1. 15 15号	1	11	12	7	41	48	51	516		567	627
昭 勅 和 令 20. 5. 21 319号	1	11	12	7	41	48	51	546		597	657
昭 勅 和 令 20. 8. 1 444号	1	11	12	7	41	49	51	546		597	658
昭 勅 和 令 21. 1. 29 47号	1	9	10	7	35	42	51	456		507	559
昭 勅 和 令 21. 4. 15 230号	1	9	10	7	35	42	51	490		541	593
昭 勅 和 令 21. 6. 1 295号	1	9	10	7	35	42	51	565		616	668
昭 勅 和 令 21. 9. 5 419号	1	9	10	7	35	42	51	565		616	668

区 分	検事総長	次長検事	検事長	検事1級	検事2級	副検事	合 計
昭 和 22. 5. 3 政 令 36号	1	1	8	72	777	430	1,289
昭 和 22. 7. 5 政 令 125号	1	1	8	72	777	430	1,289
昭 和 22.12.27 政 令 297号	1	1	8	73	778	430	1,291
昭 和 23. 6. 24 政 令 137号	1	1	8	73	778	430	1,291
昭 和 23. 9. 17 政 令 293号	1	1	8	73	778	530	1,391
昭 和 24. 5. 31 法 律 126号	1	1	8	920		737	1,667
昭 和 25.12.13 法 律 260号	1	1	8	920		743	1,673
昭 和 26. 3. 31 法 律 81号	1	1	8	920		787	1,717
昭 和 28. 7. 31 法 律 95号	1	1	8	970		737	1,717
昭 和 29. 6. 17 法 律 186号	1	1	8	970		737	1,717
昭 和 30. 6. 30 法 律 29号	1	1	8	990		717	1,717
昭 和 31. 3. 31 法 律 48号	1	1	8	990		717	1,717
昭 和 32. 4. 10 法 律 59号	1	1	8	990		717	1,717
昭 和 33. 5. 1 法 律 111号	1	1	8	990		717	1,717
昭 和 34. 7. 9 法 律 167号	1	1	8	1,024		717	1,751
昭 和 35.12.26 法 律 162号	1	1	8	1,034		717	1,761
昭 和 36. 6. 2 法 律 111号	1	1	8	1,049		717	1,776
昭 和 37. 3. 31 法 律 54号	1	1	8	1,049		737	1,796
昭 和 38. 7. 10 法 律 127号	1	1	8	1,052		752	1,814
昭 和 39.12.21 法 律 182号	1	1	8	1,057		762	1,829
昭和40年度予算上 定員昭和40. 4. 1	1	1	8	1,067		762	1,839
昭和41年度予算上 定員昭和41. 4. 1	1	1	8	1,072		762	1,844
昭和42年度予算上 定員昭和42. 4. 1	1	1	8	1,077		784	1,871
昭和43年度予算上 定員昭和43. 4. 1	1	1	8	1,087		804	1,901
昭和44年度予算上 定員昭和44. 4. 1	1	1	8	1,122		814	1,946
昭和45年度予算上 定員昭和45. 4. 1	1	1	8	1,122		851	1,983
昭和46年度予算上 定員昭和46. 4. 1	1	1	8	1,122		887	2,019
昭和47年度予算上 定員昭和47. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		898	(41) 2,030

区 分	検事総長	次長検事	検 事 長	検事 1 級	検事 2 級	副 検 事	合 計
昭和48年度予算上 定員昭和48. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		903	(41) 2,035
昭和49年度予算上 定員昭和49. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		908	(41) 2,040
昭和50年度予算上 定員昭和50. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		913	(41) 2,045
昭和51年度予算上 定員昭和51. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		916	(41) 2,048
昭和52年度予算上 定員昭和52. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		919	(41) 2,051
昭和53年度予算上 定員昭和53. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		919	(41) 2,051
昭和54年度予算上 定員昭和54. 4. 1	1	1	8	(33) 1,130		919	(33) 2,059
昭和55年度予算上 定員昭和55. 4. 1	1	1	8	(26) 1,137		919	(26) 2,066
昭和56年度予算上 定員昭和56. 4. 1	1	1	8	(22) 1,141		919	(22) 2,070
昭和57年度予算上 定員昭和57. 4. 1	1	1	8	(22) 1,141		919	(22) 2,070
昭和58年度予算上 定員昭和58. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144		(3) 916	(22) 2,070
昭和59年度予算上 定員昭和59. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144		(3) 916	(22) 2,070
昭和60年度予算上 定員昭和60. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144		(3) 916	(22) 2,070
昭和61年度予算上 定員昭和61. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144		(3) 916	(22) 2,070
昭和62年度予算上 定員昭和62. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144		(3) 916	(22) 2,070
昭和63年度予算上 定員昭和63. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144		(3) 916	(22) 2,070
平成元年度予算上 定員平成元. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147		(6) 913	(22) 2,070
平成2年度予算上 定員平成2. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147		(6) 913	(22) 2,070
平成3年度予算上 定員平成3. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147		(6) 913	(22) 2,070
平成4年度予算上 定員平成4. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147		(6) 913	(22) 2,070
平成5年度予算上 定員平成5. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147		(6) 913	(22) 2,070
平成6年度予算上 定員平成6. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147		(6) 913	(22) 2,070
平成7年度予算上 定員平成7. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147		(6) 913	(22) 2,070
平成8年度予算上 定員平成8. 4. 1	1	1	8	(16) 1,182		(6) 913	(22) 2,105
平成9年度予算上 定員平成9. 4. 1	1	1	8	(16) 1,216		(6) 913	(22) 2,139
平成10年度予算上 定員平成10. 4. 1	1	1	8	(16) 1,248		(6) 913	(22) 2,171
平成11年度予算上 定員平成11. 4. 1	1	1	8	(16) 1,278		(6) 913	(22) 2,201
平成12年度予算上 定員平成12. 4. 1	1	1	8	(16) 1,319		(6) 913	(22) 2,242

区 分	検事総長	次長検事	検 事 長	検事1級	検事2級	副 検 事	合 計
平成13年度予算上 定員平成13.4.1	1	1	8	1,365		919	2,294
平成14年度予算上 定員平成14.4.1	1	1	8	1,404		899	2,313
平成15年度予算上 定員平成15.4.1	1	1	8	1,443		899	2,352
平成16年度予算上 定員平成16.4.1	1	1	8	1,495		899	2,404
平成17年度予算上 定員平成17.4.1	1	1	8	1,538		899	2,447
平成18年度予算上 定員平成18.4.1	1	1	8	1,581		899	2,490
平成19年度予算上 定員平成19.4.1	1	1	8	1,624		899	2,533
平成20年度予算上 定員平成20.4.1	1	1	8	1,669		899	2,578
平成21年度予算上 定員平成21.4.1	1	1	8	1,713		899	2,622
平成22年度予算上 定員平成22.4.1	1	1	8	1,758		899	2,667
平成23年度予算上 定員平成23.4.1	1	1	8	1,781		899	2,690
平成24年度予算上 定員平成24.4.1	1	1	8	1,800		899	2,709
平成25年度予算上 定員平成25.4.1	1	1	8	1,812		899	2,721
平成26年度予算上 定員平成26.4.1	1	1	8	1,825		899	2,734

(注) 1 () 内の数は、福岡高等検察庁那覇支部及び那覇地方検察庁の定員を示し、外数である。
2 本表のほか、予算上定員の検事1級及び2級欄については、採用のための調整定員（平成8年度10、平成9年度9、平成10年度4、平成11年度9、平成12年度17、平成13年度～平成19年度16）、判事補の行政研修のための検事調整定員（昭和62年度5、昭和63年度～平成2年度10、平成3年度11、平成4年度12、平成5年度～平成6年度13、平成7年度～平成26年度14）がある。

(3) 検察庁の定員

(平成26年度末)

職 種	最 高 検	高 検	地検及び区検	計
検 事 総 長	1	—	—	1
次 長 検 事	1	—	—	1
検 事 長	—	8	—	8
検 事	16	122	1,687	1,825
副 検 事	—	—	899	899
検事総長秘書官	1	—	—	1
事務官・技官・事務員	85	485	8,347	8,917
技能員・庁務員	7	27	110	144
計	111	642	11,043	11,796

(4) 検察官の俸給（昭和23年法律第76号）

平成26年11月28日法律第130号による改正

区 分	俸 給 月 額
検 事 総 長	1,465,000
次 長 検 事	1,198,000
東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	1,301,000
そ の 他 の 検 事 長	1,198,000

区 分	号 俸	俸 給 月 額
検 事	1 号	1,174,000
	2 号	1,034,000
	3 号	964,000
	4 号	817,000
	5 号	705,000
	6 号	633,000
	7 号	573,000
	8 号	515,000
	9 号	419,200
	10 号	385,500
	11 号	362,600
	12 号	339,300
	13 号	317,000
	14 号	301,700
	15 号	284,100
	16 号	273,700
	17 号	250,400
	18 号	241,500
	19 号	234,000
	20 号	227,500
副 検 事	第9条に定める俸給月額	633,000
	1 号	573,000
	2 号	515,000
	3 号	436,600
	4 号	419,200
	5 号	385,500
	6 号	362,600
	7 号	339,300
	8 号	317,000
	9 号	301,700
	10 号	284,100
	11 号	273,700
	12 号	250,400
	13 号	241,500
	14 号	234,000
	15 号	227,500
	16 号	216,000
17 号	208,200	

(単位 人)

平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
2,064,406	1,895,564	1,700,817	1,639,615	1,568,299	1,481,665	1,417,400	1,332,917	1,238,057
1,235,597	1,153,841	1,059,068	1,035,517	1,010,120	964,528	926,122	882,528	817,176
3,333	3,230	2,942	2,663	2,495	2,621	2,569	2,576	2,494
3	6	3	4	4	2	3	5	5
-	-	-	-	-	-	20	-	-
1,187	1,125	1,031	965	1,004	961	821	848	901
114	85	96	84	70	89	78	71	83
10,093	9,154	9,173	8,741	8,720	8,580	8,800	8,080	7,818
4,658	4,474	4,621	3,848	3,506	3,384	3,331	3,504	3,150
244	233	359	360	237	194	109	77	90
3,019	2,887	2,888	2,920	2,945	3,132	3,331	2,968	2,713
3,230	3,187	3,106	2,985	3,064	3,145	3,573	3,681	3,857
1,695	1,744	1,691	1,564	1,403	1,312	1,320	1,412	1,400
1,202	1,291	1,223	1,357	1,325	842	939	668	658
1,008	978	1,377	1,314	1,192	965	931	907	865
158	95	95	68	66	74	55	64	48
122	106	113	83	59	62	55	67	39
1,769	1,654	1,834	1,559	1,619	1,601	1,640	1,493	1,469
44,112	41,782	39,069	37,641	37,135	36,060	40,270	40,561	40,251
200	202	250	204	161	204	175	162	154
11,536	11,107	10,930	10,554	10,533	10,238	12,288	12,834	13,606
32,376	30,473	27,889	26,883	26,441	25,618	27,887	27,565	26,491
241	231	223	196	236	228	283	253	360
865,774	812,878	743,868	723,982	709,023	681,359	652,615	623,800	568,453
646	814	814	833	791	892	916	999	1,045
1,441	1,344	1,288	1,189	1,210	1,069	1,213	1,215	1,119
2,514	3,117	3,758	4,259	4,423	4,506	4,156	3,992	4,429
859,747	456,934	6,204	11,956	1,070	1,057	682	312	258
1,426	1,289	1,236	1,466	1,319	1,091	1,214	1,016	462
...	349,380	730,568	704,279	700,210	672,744	644,434	616,266	288,812
...	31
...	271,717
...	2
...	578
711	618	617	634	546	518	467	439	471
1,525	1,471	1,473	1,296	1,368	1,361	1,894	2,032	2,438
197	212	176	184	177	140	204	216	225
677	755	587	679	567	602	568	644	745
189,893	174,537	159,162	158,319	155,817	145,647	133,068	122,046	114,812
2,483	2,370	2,232	2,682	2,346	2,216	1,943	1,708	1,721
2,539	2,108	2,084	2,186	1,927	2,033	1,961	2,003	1,751
175	169	151	175	160	138	129	117	105
19,897	17,554	18,412	19,951	17,473	17,043	17,896	17,752	17,335
210	119	90	171	108	94	150	149	109
7,282	6,392	5,682	5,173	4,787	4,082	3,932	3,490	3,193
46,185	41,491	34,392	32,487	29,504	25,643	22,569	18,896	16,459
2,822	2,544	2,356	2,340	2,315	2,086	1,947	1,672	1,461
11,182	11,130	10,578	10,073	9,680	9,655	9,782	9,956	9,577
3,143	2,670	2,462	2,164	1,902	1,872	1,917	1,948	1,883
4,714	4,561	4,902	6,669	7,340	6,787	6,952	8,425	10,237
117,935	119,813	110,360	111,719	104,830	96,779	95,278	90,454	90,790
711	2,335	459	897	515	1,328	165	444	191
5,990	6,651	6,353	6,989	6,280	5,501	5,668	5,225	5,228
1,145	1,328	1,337	1,038	936	785	722	1,036	854
20,144	20,288	18,266	19,365	19,663	19,700	19,008	17,781	17,633
89,945	89,211	83,945	83,430	77,436	69,465	69,715	65,968	66,884
710,874	621,910	531,389	492,379	453,349	420,358	396,000	359,935	330,091
701,360	614,989	525,862	487,142	448,923	416,552	392,435	356,485	327,327
9,514	6,921	5,527	5,237	4,426	3,806	3,565	3,450	2,764

いう。)に係る被疑事件について調査したものである。

「強盗」及び「強盗致死傷・強盗強姦」には、盗犯等の防止及び処分に関する法律違反が含まれ、「危険運転致死傷」には、自動車(以下「2 検察事件統計表」において同じ。)、人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第4条、第5条、第6条第3項及び同条第4項の被疑事件をいい、「業務上過失致死傷」において同じ。)

罪処罰法、航空機の強取等の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律の各違反をいう(以下「2 検察事件統計表」において同じ。)

事件統計表」において同じ。)

(単位 人)

平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
798,130	684,483	587,957	559,594	518,253	474,125	443,965	405,415	377,539
190,128	180,113	168,581	164,172	155,709	146,036	142,594	135,421	132,834
1,804	1,992	1,855	1,511	1,472	1,395	1,401	1,358	1,285
3	4	1	1	2	1	-	5	3
-	-	-	-	-	-	-	-	-
574	521	463	430	414	349	290	340	319
64	35	48	41	27	32	32	25	45
3,386	2,852	2,682	2,537	2,632	2,547	2,583	2,522	2,448
2,901	2,812	2,999	2,358	1,952	1,724	1,484	1,473	1,365
185	162	260	261	127	108	72	51	65
2,435	2,255	2,270	2,181	2,193	2,176	2,288	1,894	1,764
1,661	1,569	1,443	1,452	1,435	1,389	1,469	1,529	1,459
953	885	789	662	568	561	554	531	448
533	705	731	775	708	391	487	296	276
2	4	1	16	6	4	1	4	1
118	69	85	52	53	47	39	33	41
111	92	97	65	60	53	38	43	32
734	636	637	533	424	420	367	341	352
20,489	18,459	16,361	14,996	14,559	13,776	14,328	13,564	13,468
189	182	183	150	154	179	157	152	145
4,999	4,579	4,232	3,985	3,974	3,925	4,473	4,365	4,520
15,301	13,698	11,946	10,861	10,431	9,672	9,698	9,047	8,803
378	364	233	256	230	212	213	204	360
86,470	77,713	70,603	68,231	64,972	61,023	59,346	57,253	56,042
136	139	120	139	157	161	185	234	211
448	389	388	355	335	315	300	277	297
56	65	84	106	93	97	90	95	105
85,801	53,550	1,665	372	126	77	68	56	39
29	24	26	10	7	7	9	3	5
...	23,546	68,320	67,249	64,254	60,366	58,694	56,588	37,721
...	45
...	17,318
...	6
...	295
301	260	254	217	201	139	148	161	149
840	752	764	611	641	606	887	868	1,048
119	96	55	81	57	47	74	55	73
148	155	118	141	131	163	148	203	184
44,568	44,303	43,071	43,177	42,365	40,793	38,212	35,279	34,882
1,413	1,168	997	1,271	1,014	916	898	785	715
1,001	770	683	660	522	472	375	398	357
149	136	117	129	99	78	57	59	38
12,321	10,391	11,224	12,111	10,072	8,648	9,169	8,962	8,794
25	25	17	23	13	16	35	13	15
2,807	2,305	1,737	1,594	1,376	1,039	1,103	989	869
2,435	2,212	2,116	2,349	2,222	2,184	2,007	1,729	1,608
561	374	397	273	183	219	171	141	172
2,689	2,523	2,336	2,145	2,021	2,050	2,107	2,025	2,057
1,496	1,216	1,083	994	977	800	873	803	719
2,454	2,298	2,054	2,038	1,981	1,658	1,338	1,485	1,381
71,821	70,366	61,985	61,597	58,237	54,339	51,809	48,722	48,022
419	1,245	51	314	257	397	33	209	79
2,937	2,835	2,469	2,497	2,136	1,938	1,847	1,677	1,490
824	888	839	642	604	462	346	496	355
16,516	16,473	14,620	15,825	16,131	16,193	15,154	14,179	14,035
51,125	48,925	44,006	42,319	39,109	35,349	34,429	32,161	32,063
530,181	434,004	357,391	333,825	304,307	273,750	249,562	221,272	196,683
520,945	427,257	352,031	328,846	300,075	270,123	246,129	217,937	193,999
9,236	6,747	5,360	4,979	4,232	3,627	3,433	3,335	2,684

(3) 被疑事件の受理及び処理状況 (平成26年)

ア 罪名別 被疑事件の受理人員

罪 名	総 数	旧 受	計
総 刑 法	1,446,782	18,375	1,428,407
公 務 執 行 妨 害	894,683	13,071	881,612
放 火	3,499	113	3,386
住 居 侵 犯	-	-	-
文 書 偽 造	988	54	934
文 書 頒 布	9,170	177	8,993
強 制 わ せ	3,723	237	3,486
強 制 わ せ	4,202	112	4,090
強 制 わ せ	4,109	154	3,955
強 制 わ せ	1,518	78	1,440
賭 博	785	19	766
職 権 濫 用	889	106	783
取 賄	50	2	48
贈 賄	45	-	45
殺 害	1,770	137	1,633
傷 害 致 死	33,851	1,970	31,881
暴 行 致 死	208	14	194
暴 行 集 団 結 死	16,939	880	16,059
凶 器 運 轉 致 死	58	-	58
危 険 運 轉 致 死	446	43	403
業 務 上 の 過 失 致 死	1,853	297	1,556
そ の 他 の 過 失 致 死	4,730	84	4,646
業 務 上 の 過 失 傷 害	1,440	69	1,371
業 務 上 の 過 失 傷 害	282	1	281
重 重 の 過 失 傷 害	8	-	8
重 重 の 過 失 傷 害	494	26	468
自 動 車 運 轉 過 失 傷 害	310,678	3,513	307,165
自 動 車 運 轉 過 失 傷 害	4,832	610	4,222
自 動 車 運 轉 過 失 傷 害	33	-	33
自 動 車 運 轉 過 失 傷 害	3	-	3
自 動 車 運 轉 過 失 傷 害	279,502	-	279,502
自 動 車 運 轉 過 失 傷 害	1,202	-	1,202
無 免 許 過 失 運 轉 致 死	2	-	2
無 免 許 過 失 運 轉 致 死	-	-	-
無 免 許 過 失 運 轉 致 死	614	-	614
無 免 許 過 失 運 轉 致 死	14	-	14
窃 盗	131,064	2,170	128,894
強 盗	1,818	44	1,774
強 盗	1,985	49	1,936
強 盗	18,745	696	18,049
強 盗	3,379	91	3,288
強 盗	18,090	349	17,741
強 盗	1,588	38	1,550
強 盗	2,360	49	2,311
強 盗	27,717	889	26,828
強 盗	117,464	3,297	114,167
強 盗	225	1	224
強 盗	6,554	155	6,399
強 盗	3,023	27	2,996
強 盗	902	24	878
強 盗	18,567	230	18,337
強 盗	26	-	26
強 盗	5,335	32	5,303
強 盗	3	-	3
強 盗	82,829	2,828	80,001
強 盗	434,635	2,007	432,628
強 盗	431,716	2,004	429,712
強 盗	2,919	3	2,916

(注) この表の罪名は、「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名により、「既済」については、

(単位 人)

新			受		
通 常 受 理			他の検察 庁から	家庭裁判 所から	再 起
計	検察官認 知・直受	司法警察 員から			
1,238,057	5,377	1,232,680	183,244	4,760	2,346
817,176	3,966	813,210	61,482	1,516	1,438
2,494	53	2,441	880	5	7
-	-	-	-	-	-
901	5	896	28	-	5
7,818	128	7,690	1,155	10	10
3,150	626	2,524	323	3	10
2,713	9	2,704	1,370	3	4
3,857	11	3,846	85	7	6
1,400	5	1,395	32	5	3
658	2	656	106	-	2
775	771	4	5	-	3
48	7	41	-	-	-
39	6	33	4	-	2
1,469	251	1,218	55	4	105
26,431	185	26,246	5,294	78	78
154	12	142	13	16	11
13,606	60	13,546	2,410	20	23
56	-	56	1	1	-
360	3	357	23	16	4
1,119	99	1,020	379	-	58
4,429	1	4,428	185	9	23
1,045	3	1,042	256	8	62
253	-	253	26	-	2
5	-	5	3	-	-
462	-	462	5	-	1
-	-	-	-	-	-
285,909	13	285,896	20,187	526	543
2,903	9	2,894	1,213	51	55
29	-	29	1	3	-
2	-	2	1	-	-
270,720	9	270,711	8,342	405	35
997	16	981	196	9	-
2	-	2	-	-	-
-	-	-	-	-	-
567	-	567	34	13	-
11	-	11	-	3	-
114,812	253	114,559	13,714	169	199
1,721	13	1,708	46	4	3
1,856	19	1,837	67	10	3
17,335	322	17,013	579	64	71
3,193	26	3,167	78	13	4
16,568	217	16,351	1,115	23	35
1,461	7	1,454	83	3	3
1,883	15	1,868	419	3	6
23,965	810	23,155	2,769	32	62
90,790	1,299	89,491	22,981	89	307
212	-	212	12	-	-
5,228	55	5,173	1,160	2	9
2,917	6	2,911	74	3	2
854	3	851	24	-	-
17,633	28	17,605	684	8	12
26	-	26	-	-	-
4,948	17	4,931	339	-	16
2	-	2	1	-	-
58,970	1,190	57,780	20,687	76	268
330,091	112	329,979	98,781	3,155	601
327,327	112	327,215	98,633	3,153	599
2,764	-	2,764	148	2	2

事件の処理が既済となった時の罪名により、調査したものである。

イ 罪名別 被疑事件の既済人員

罪 名	合 計	起 訴		
		計	公判請求	略式命令 請求
総 刑	1,427,658	377,539	90,840	286,699
法 行 妨	879,780	132,834	59,822	73,012
公 務 執 行 妨	3,306	1,285	504	781
放 火	-	-	-	-
住 居 侵 入	821	319	319	-
文 書 偽 造	9,310	2,448	1,514	934
わ い せ つ ・ わ い せ つ 文 書 頒 布	3,483	1,365	1,210	155
強 制 わ い せ つ	4,108	1,764	503	1,261
強 制 わ い せ	3,672	1,459	1,459	-
賭 博	1,324	448	448	-
職 権 濫 用	740	276	164	112
取 賄	893	1	1	-
贈 賄	47	41	41	-
殺 害	44	32	29	3
傷 害 致 死	1,184	352	352	-
暴 行 致 死	31,329	8,771	3,366	5,405
凶 器 準 備 集 合 ・ 同 結 行 集 行	270	145	145	-
危 険 運 転 致 死 傷 害	17,961	4,520	800	3,720
重 過 失 致 死 傷 害	64	32	32	-
重 過 失 致 死 傷 害	458	360	360	-
重 過 失 致 死 傷 害	1,602	297	44	253
重 過 失 致 死 傷 害	2,393	105	17	88
重 過 失 致 死 傷 害	3,753	211	9	202
重 過 失 致 死 傷 害	352	38	-	38
重 過 失 致 死 傷 害	7	1	-	1
重 過 失 致 死 傷 害	253	5	-	5
重 過 失 致 死 傷 害	-	-	-	-
自 動 車 運 転 過 失 傷 害	308,555	35,495	2,877	32,618
自 動 車 運 転 過 失 傷 害	4,622	2,226	1,259	967
自 動 車 運 転 過 失 傷 害	54	43	43	-
自 動 車 運 転 過 失 傷 害	3	2	2	-
自 動 車 運 転 過 失 傷 害	276,582	16,867	765	16,102
自 動 車 運 転 過 失 傷 害	874	451	297	154
自 動 車 運 転 過 失 傷 害	7	6	6	-
自 動 車 運 転 過 失 傷 害	-	-	-	-
自 動 車 運 転 過 失 傷 害	440	285	285	-
自 動 車 運 転 過 失 傷 害	12	10	10	-
自 動 車 運 転 過 失 傷 害	128,631	34,882	27,587	7,295
自 動 車 運 転 過 失 傷 害	1,251	715	715	-
自 動 車 運 転 過 失 傷 害	1,335	395	395	-
自 動 車 運 転 過 失 傷 害	17,793	8,794	8,794	-
自 動 車 運 転 過 失 傷 害	3,375	869	869	-
自 動 車 運 転 過 失 傷 害	17,942	1,623	1,226	397
自 動 車 運 転 過 失 傷 害	1,559	172	171	1
自 動 車 運 転 過 失 傷 害	2,341	719	378	341
自 動 車 運 転 過 失 傷 害	27,030	5,005	2,826	2,179
特 別 刑 罰 法 犯 罪	115,022	48,022	23,241	24,781
火 災 類 取 締 法 犯 罪	223	17	7	10
銃 砲 刀 剣 類 取 締 法 犯 罪	6,428	1,490	546	944
麻 薬 取 締 法 犯 罪	3,000	1,437	1,437	-
麻 薬 取 締 法 犯 罪	903	355	351	4
覚 醒 剤 取 締 法 犯 罪	18,268	14,035	14,035	-
覚 醒 剤 取 締 法 犯 罪	25	3	3	-
出 入 国 管 理 及 び 難 民 認 定 法 犯 罪	5,271	1,065	839	226
出 入 国 管 理 及 び 難 民 認 定 法 犯 罪	3	1	-	1
道 路 交 通 法 等 違 反 法 犯 罪	80,901	29,619	6,023	23,596
道 路 交 通 法 等 違 反 法 犯 罪	432,856	196,683	7,777	188,906
道 路 交 通 法 等 違 反 法 犯 罪	429,937	193,999	7,777	186,222
自 動 車 運 転 過 失 傷 害	2,919	2,684	-	2,684

(注) この表の罪名は、「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名により、「既済」については、

(単位 人)

計	不 起 訴				中 止	他 の 検 査 庁 へ 送 致	家 庭 裁 判 所 送 致	未 済
	起訴猶予	嫌 不 疑 十 分	そ の 他					
772,221	701,081	49,035	22,105	1,311	183,328	93,259	19,124	
612,036	553,988	39,798	18,250	678	60,297	73,935	13,496	
994	825	132	37	4	850	173	179	
-	-	-	-	-	-	-	-	
379	100	179	100	10	28	85	65	
3,646	2,698	753	195	3	1,078	2,135	160	
1,647	748	357	542	10	319	142	214	
848	733	92	23	2	1,360	134	101	
1,730	161	490	1,079	2	84	397	168	
755	52	347	356	2	32	87	73	
350	338	10	2	4	109	1	40	
887	6	45	836	-	5	-	106	
6	-	4	2	-	-	-	1	
8	6	2	-	-	4	-	1	
664	56	128	480	92	55	21	140	
13,006	10,687	2,011	308	35	5,182	4,335	1,694	
93	11	29	53	1	13	18	14	
9,623	8,633	849	141	11	2,343	1,464	701	
5	3	-	2	-	1	26	-	
28	7	17	4	3	23	44	55	
849	433	349	67	64	389	3	260	
1,612	1,462	139	11	2	183	491	97	
2,717	211	125	2,381	3	251	571	78	
286	264	7	15	-	26	2	7	
4	1	2	1	-	2	-	-	
207	193	13	1	1	6	34	8	
-	-	-	-	-	-	-	-	
244,527	235,357	8,407	763	150	19,145	9,238	1,381	
1,109	198	841	70	32	1,182	73	273	
4	-	4	-	-	3	4	1	
-	-	-	-	-	1	-	-	
241,805	238,689	2,915	201	43	8,752	9,115	2,586	
177	54	108	15	16	211	19	348	
-	-	-	-	-	-	1	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	
30	21	7	2	1	38	86	117	
-	-	-	-	-	-	2	2	
48,004	36,291	9,228	2,485	105	13,600	32,040	2,206	
331	77	164	90	1	46	158	55	
641	11	428	202	-	67	232	38	
7,189	3,637	3,086	466	26	564	1,220	814	
1,583	848	681	54	2	81	840	77	
7,421	6,432	824	165	22	1,107	7,769	404	
433	238	176	19	7	80	867	37	
875	696	164	15	-	393	354	48	
17,563	3,811	6,685	7,067	24	2,684	1,754	947	
42,305	34,842	5,886	1,577	197	22,313	2,185	3,073	
190	59	100	31	-	15	1	5	
3,582	3,047	252	283	7	1,110	239	155	
1,413	736	447	230	-	74	76	40	
515	170	277	68	2	25	6	19	
3,432	1,223	1,920	289	6	679	116	222	
22	20	2	-	-	-	-	-	
3,866	3,813	43	10	-	325	15	54	
1	1	-	-	-	1	-	-	
29,284	25,773	2,845	666	182	20,084	1,732	2,578	
117,880	112,251	3,351	2,278	436	100,718	17,139	2,555	
117,790	112,165	3,347	2,278	436	100,574	17,138	2,553	
90	86	4	-	-	144	1	2	

事件の処理が既済となった時の罪名により、調査したものである。

ウ 検察庁管内別 被疑事件の受理、既済及び未済の人員 - 道路交通法等違反

最高検、高検 及び地検管内	受 理			既 起 訴			
	総 数	旧 受	新 受	総 数	計		
					計	公判請求	略式命令 請求
総 数	1,012,147	16,368	995,779	994,802	180,856	83,063	97,793
最 高 検	16	-	16	16	-	-	-
東 京 高 検 管 内	393,847	7,895	385,952	384,486	69,260	32,624	36,636
東 京 (高 検 管 内)	-	-	-	-	-	-	-
東 横 濱 市 東 区	98,442	3,657	94,785	94,705	18,996	10,680	8,316
東 横 濱 市 中 区	61,998	1,300	60,698	60,454	8,738	4,000	4,738
東 横 濱 市 南 区	54,393	1,088	53,305	52,896	8,567	3,554	5,013
東 横 濱 市 西 区	40,472	505	39,967	39,247	9,240	4,381	4,859
東 横 濱 市 神 奈 川 区	21,207	139	21,068	20,956	4,407	1,981	2,426
東 横 濱 市 港 南 区	13,726	188	13,538	13,543	3,071	1,489	1,582
東 横 濱 市 港 北 区	23,972	280	23,692	23,741	3,437	1,528	1,909
東 横 濱 市 磯 子 区	44,530	217	44,313	44,293	5,984	2,253	3,731
東 横 濱 市 磯 子 区	7,414	194	7,220	7,266	1,208	483	725
東 横 濱 市 磯 子 区	14,820	221	14,599	14,631	2,651	1,078	1,573
東 横 濱 市 磯 子 区	12,873	106	12,767	12,754	2,961	1,197	1,764
大 阪 高 検 管 内	179,755	2,867	176,888	176,911	33,205	16,415	16,790
大 阪 (高 検 管 内)	-	-	-	-	-	-	-
大 阪 府 東 区	79,332	1,823	77,509	77,694	14,855	8,035	6,820
大 阪 府 中 区	21,495	694	20,801	21,127	4,402	2,134	2,268
大 阪 府 南 区	49,592	190	49,402	49,319	7,959	3,575	4,384
大 阪 府 東 区	10,548	39	10,509	10,214	2,134	1,001	1,133
大 阪 府 東 区	10,744	42	10,702	10,588	2,018	894	1,124
大 阪 府 東 区	8,044	79	7,965	7,969	1,837	776	1,061
名 古 屋 高 検 管 内	118,888	1,599	117,289	117,239	19,775	8,833	10,942
名 古 屋 (高 検 管 内)	-	-	-	-	-	-	-
名 古 屋 市 東 区	73,235	1,012	72,223	72,222	11,447	5,205	6,242
名 古 屋 市 中 区	13,758	39	13,719	13,706	2,437	1,072	1,365
名 古 屋 市 南 区	13,701	192	13,509	13,539	2,554	1,061	1,493
名 古 屋 市 西 区	4,955	116	4,839	4,840	1,240	601	639
名 古 屋 市 東 区	7,108	176	6,932	6,843	1,409	644	765
名 古 屋 市 東 区	6,131	64	6,067	6,089	688	250	438
高 松 高 検 管 内	61,680	604	61,076	61,084	12,242	5,238	7,004
高 松 (高 検 管 内)	-	-	-	-	-	-	-
高 松 市 東 区	23,986	426	23,560	23,634	4,663	2,017	2,646
高 松 市 中 区	10,849	80	10,769	10,807	1,892	714	1,178
高 松 市 南 区	20,409	59	20,350	20,255	3,898	1,697	2,201
高 松 市 西 区	2,935	11	2,924	2,909	813	376	437
高 松 市 東 区	3,501	28	3,473	3,479	976	434	542
福 岡 高 検 管 内	140,121	1,902	138,219	138,761	21,201	9,216	11,985
福 岡 (高 検 管 内)	-	-	-	-	-	-	-
福 岡 県 東 区	59,816	366	59,450	59,540	8,193	4,172	4,021
福 岡 県 中 区	11,439	349	11,090	11,286	1,277	577	700
福 岡 県 南 区	10,742	265	10,477	10,452	1,650	581	1,069
福 岡 県 西 区	8,296	222	8,074	8,235	1,661	685	976
福 岡 県 北 区	13,722	111	13,611	13,503	2,781	965	1,816
福 岡 県 東 区	11,839	118	11,721	11,774	2,149	792	1,357
福 岡 県 南 区	12,840	135	12,705	12,813	1,557	584	973
福 岡 県 西 区	11,427	336	11,091	11,158	1,933	860	1,073
仙 台 高 検 管 内	53,880	790	53,090	53,225	10,598	4,314	6,284
仙 台 (高 検 管 内)	-	-	-	-	-	-	-
仙 台 市 東 区	15,871	421	15,450	15,607	2,974	1,228	1,746
仙 台 市 中 区	12,601	125	12,476	12,473	2,575	1,085	1,490
仙 台 市 南 区	8,594	20	8,574	8,543	1,425	524	901
仙 台 市 西 区	5,413	116	5,297	5,337	1,246	500	746
仙 台 市 東 区	4,662	78	4,584	4,551	1,081	441	640
仙 台 市 南 区	6,739	30	6,709	6,714	1,297	536	761
札 幌 高 検 管 内	27,127	358	26,769	26,689	6,884	3,153	3,731
札 幌 (高 検 管 内)	-	-	-	-	-	-	-
札 幌 市 東 区	17,629	276	17,353	17,306	4,095	1,926	2,169
札 幌 市 中 区	2,290	5	2,285	2,248	604	252	352
札 幌 市 南 区	3,175	28	3,147	3,154	966	453	513
札 幌 市 西 区	4,033	49	3,984	3,981	1,219	522	697
高 松 高 検 管 内	36,833	353	36,480	36,391	7,691	3,270	4,421
高 松 (高 検 管 内)	-	-	-	-	-	-	-
高 松 市 東 区	13,618	127	13,491	13,558	2,492	1,173	1,319
高 松 市 中 区	6,621	18	6,603	6,415	1,123	480	643
高 松 市 南 区	5,257	23	5,234	5,197	1,290	536	754
高 松 市 西 区	11,337	185	11,152	11,221	2,786	1,081	1,705

(注) この表の「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名が、「既済」については、事件の処

被疑事件を除く－

(単位 人)

不 起 訴				済			未 済
計	起訴猶子	嫌不 十 疑 分	そ の 他	中 止	他の検査 庁に送致	家庭裁判 所に送致	
654,341	588,830	45,684	19,827	875	82,610	76,120	16,569
-	-	-	-	-	16	-	-
248,521	221,611	18,880	8,030	414	38,412	27,879	9,075
-	-	-	-	-	-	-	-
61,342	51,770	5,167	4,405	226	8,514	5,627	3,755
36,527	32,440	3,177	910	16	9,960	5,213	1,521
36,259	32,614	2,917	728	22	3,737	4,311	1,469
23,220	19,516	3,003	701	35	3,412	3,340	1,152
12,196	11,391	610	195	34	2,580	1,739	182
7,405	6,574	714	117	3	2,174	890	187
17,034	16,117	697	220	17	1,756	1,497	205
33,058	31,581	1,182	295	35	2,664	2,552	197
4,670	4,178	441	51	7	740	641	135
9,193	8,663	377	153	12	1,606	1,169	174
7,617	6,767	595	255	7	1,269	900	98
116,665	101,562	9,156	5,947	112	12,109	14,820	2,722
-	-	-	-	-	-	-	-
52,521	44,958	3,289	4,274	63	3,794	6,461	1,660
12,882	11,108	1,445	329	2	2,013	1,828	327
33,013	28,859	3,137	1,017	26	4,213	4,108	205
6,498	5,977	443	78	6	707	869	322
6,988	6,462	384	142	6	672	904	142
4,763	4,198	458	107	9	710	650	66
81,102	74,447	5,041	1,614	99	7,889	8,374	1,616
-	-	-	-	-	-	-	-
51,452	47,174	3,144	1,134	34	4,283	5,006	986
8,916	8,197	563	156	44	1,192	1,117	58
8,956	8,212	614	130	14	1,002	1,013	165
2,630	2,391	189	50	1	573	396	111
4,474	4,135	270	69	3	506	451	262
4,674	4,338	261	75	3	333	391	34
38,869	35,611	2,476	782	40	4,706	5,227	540
-	-	-	-	-	-	-	-
15,286	14,005	941	340	8	1,628	2,049	367
7,129	6,463	480	186	17	1,018	751	35
13,014	12,134	764	116	8	1,467	1,868	108
1,555	1,288	188	79	5	274	262	16
1,885	1,721	103	61	2	319	297	14
96,463	89,349	5,602	1,512	122	9,090	11,885	1,196
-	-	-	-	-	-	-	-
43,270	40,198	2,541	531	57	2,784	5,236	218
8,201	7,870	229	102	-	757	1,051	141
6,923	6,452	346	125	2	1,203	674	274
5,322	4,907	291	124	14	671	567	42
8,227	7,467	565	195	16	1,234	1,245	211
7,920	7,378	449	93	10	838	857	54
9,548	9,133	351	64	17	866	825	15
7,052	5,944	830	278	6	737	1,430	241
34,515	32,062	1,670	783	37	4,621	3,454	633
-	-	-	-	-	-	-	-
10,336	9,316	683	337	11	1,369	917	253
8,023	7,556	350	117	6	923	946	127
6,115	5,857	146	112	7	535	461	44
2,997	2,753	182	62	3	772	319	75
2,635	2,473	115	47	2	560	273	113
4,409	4,107	194	108	8	462	538	21
15,180	13,473	1,272	435	31	2,708	1,886	403
-	-	-	-	-	-	-	-
10,340	9,161	951	228	20	1,570	1,281	299
1,291	1,147	119	25	4	240	109	36
1,523	1,354	89	80	2	406	257	17
2,026	1,811	113	102	5	492	239	51
23,026	20,715	1,587	724	20	3,059	2,595	384
-	-	-	-	-	-	-	-
9,234	8,323	644	267	4	871	957	46
4,520	4,223	189	108	1	342	429	199
2,941	2,597	269	75	7	587	372	46
6,331	5,572	485	274	8	1,259	837	93

理が既済となった時の被疑者の罪名が、道路交通法等違反以外であるものを計上している。

エ 検察庁管内別 道路交通法等違反被疑事件の受理、既済及び未済の人員

最高検、高検 及び地検管内	受 理			既 済			
	総 数	旧 受	新 受	総 数	起		訴
					計	公判請求	略式命令 請求
総 数	434,635	2,007	432,628	432,856	196,683	7,777	188,906
東 京 高 検 管 内	166,771	911	165,860	165,787	62,453	3,021	59,432
東 京 (高 検 管 内)	-	-	-	-	-	-	-
東 横 ば い 千 水 宇 前 静 甲 長 新 大 阪 高 検 管 内	50,977	342	50,635	50,466	13,987	428	13,559
東 横 ば い 千 水 宇 前 静 甲 長 新 大 阪 (高 検 管 内)	29,508	132	29,376	29,380	12,955	334	12,621
東 横 ば い 千 水 宇 前 静 甲 長 新 大 阪 (高 検 管 内)	25,029	158	24,871	24,793	10,440	353	10,087
東 横 ば い 千 水 宇 前 静 甲 長 新 大 阪 (高 検 管 内)	18,223	81	18,142	18,110	7,041	450	6,591
東 横 ば い 千 水 宇 前 静 甲 長 新 大 阪 (高 検 管 内)	8,781	14	8,767	8,822	4,486	300	4,186
東 横 ば い 千 水 宇 前 静 甲 長 新 大 阪 (高 検 管 内)	5,620	39	5,581	5,591	2,453	246	2,207
東 横 ば い 千 水 宇 前 静 甲 長 新 大 阪 (高 検 管 内)	5,624	23	5,601	5,626	2,763	182	2,581
東 横 ば い 千 水 宇 前 静 甲 長 新 大 阪 (高 検 管 内)	11,159	21	11,138	11,174	3,325	235	3,090
東 横 ば い 千 水 宇 前 静 甲 長 新 大 阪 (高 検 管 内)	2,557	57	2,500	2,524	1,016	115	901
東 横 ば い 千 水 宇 前 静 甲 長 新 大 阪 (高 検 管 内)	5,173	38	5,135	5,165	2,082	220	1,862
東 横 ば い 千 水 宇 前 静 甲 長 新 大 阪 (高 検 管 内)	4,120	6	4,114	4,136	1,905	158	1,747
東 横 ば い 千 水 宇 前 静 甲 長 新 大 阪 (高 検 管 内)	101,122	238	100,884	100,792	52,531	1,384	51,147
大 阪 (高 検 管 内)	-	-	-	-	-	-	-
大 阪 (高 検 管 内)	46,369	154	46,215	46,027	26,453	604	25,849
大 阪 (高 検 管 内)	11,001	44	10,957	11,011	5,325	159	5,166
大 阪 (高 検 管 内)	32,181	28	32,153	32,220	14,577	289	14,288
大 阪 (高 検 管 内)	3,972	2	3,970	3,942	2,390	95	2,295
大 阪 (高 検 管 内)	4,010	2	4,008	3,997	1,778	74	1,704
大 阪 (高 検 管 内)	3,589	8	3,581	3,595	2,008	163	1,845
大 阪 (高 検 管 内)	54,162	250	53,912	53,884	28,331	668	27,663
名 古 屋 高 検 管 内	-	-	-	-	-	-	-
名 古 屋 (高 検 管 内)	32,675	173	32,502	32,513	16,735	344	16,391
名 古 屋 (高 検 管 内)	5,908	3	5,905	5,891	3,569	138	3,431
名 古 屋 (高 検 管 内)	7,971	34	7,937	7,924	3,497	91	3,406
名 古 屋 (高 検 管 内)	2,750	15	2,735	2,740	1,548	44	1,504
名 古 屋 (高 検 管 内)	2,633	20	2,613	2,592	1,426	33	1,393
名 古 屋 (高 検 管 内)	2,225	5	2,220	2,224	1,556	18	1,538
名 古 屋 (高 検 管 内)	20,563	123	20,440	20,495	9,864	340	9,524
広 島 高 検 管 内	-	-	-	-	-	-	-
広 島 (高 検 管 内)	8,122	106	8,016	8,002	3,121	122	2,999
広 島 (高 検 管 内)	3,850	14	3,836	3,854	1,780	58	1,722
広 島 (高 検 管 内)	5,099	1	5,098	5,136	2,942	94	2,848
広 島 (高 検 管 内)	1,360	2	1,358	1,365	906	24	882
広 島 (高 検 管 内)	2,132	-	2,132	2,138	1,115	42	1,073
広 島 (高 検 管 内)	41,251	293	40,958	41,225	17,391	1,079	16,312
福 岡 高 検 管 内	-	-	-	-	-	-	-
福 岡 (高 検 管 内)	16,441	38	16,403	16,485	5,261	522	4,739
福 岡 (高 検 管 内)	2,076	45	2,031	2,068	803	36	767
福 岡 (高 検 管 内)	2,775	71	2,704	2,720	1,469	57	1,412
福 岡 (高 検 管 内)	5,097	36	5,061	5,111	2,368	56	2,312
福 岡 (高 検 管 内)	5,485	13	5,472	5,466	2,137	81	2,056
福 岡 (高 検 管 内)	2,965	14	2,951	2,969	1,549	53	1,496
福 岡 (高 検 管 内)	2,449	15	2,434	2,461	1,108	30	1,078
福 岡 (高 検 管 内)	3,963	61	3,902	3,945	2,696	244	2,452
福 岡 (高 検 管 内)	22,300	79	22,221	22,243	11,020	386	10,634
仙 台 高 検 管 内	-	-	-	-	-	-	-
仙 台 (高 検 管 内)	6,397	40	6,357	6,368	3,230	66	3,164
仙 台 (高 検 管 内)	4,911	10	4,901	4,896	1,790	129	1,661
仙 台 (高 検 管 内)	2,808	2	2,806	2,812	1,657	32	1,625
仙 台 (高 検 管 内)	2,870	9	2,861	2,862	1,576	66	1,510
仙 台 (高 検 管 内)	2,266	14	2,252	2,259	1,194	51	1,143
仙 台 (高 検 管 内)	3,048	4	3,044	3,046	1,573	42	1,531
仙 台 (高 検 管 内)	19,777	75	19,702	19,732	10,015	255	9,760
札 幌 高 検 管 内	-	-	-	-	-	-	-
札 幌 (高 検 管 内)	11,156	66	11,090	11,115	6,204	181	6,023
札 幌 (高 検 管 内)	1,960	1	1,959	1,962	905	17	888
札 幌 (高 検 管 内)	2,939	1	2,938	2,941	1,151	24	1,127
札 幌 (高 検 管 内)	3,722	7	3,715	3,714	1,755	33	1,722
札 幌 (高 検 管 内)	8,689	38	8,651	8,698	5,078	644	4,434
高 松 高 検 管 内	-	-	-	-	-	-	-
高 松 (高 検 管 内)	2,840	14	2,826	2,853	1,721	213	1,508
高 松 (高 検 管 内)	2,382	1	2,381	2,350	1,322	72	1,250
高 松 (高 検 管 内)	1,478	3	1,475	1,490	888	126	762
高 松 (高 検 管 内)	1,989	20	1,969	2,005	1,147	233	914

(注) この表の「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名が、「既済」については、事件の処

(単位 人)

不 起 訴				済			未 済
計	起訴猶子	嫌 不 十 疑 分	そ の 他	中 止	他の検察 庁に送致	家庭裁判 所に送致	
117,880	112,251	3,351	2,278	436	100,718	17,139	2,555
-	-	-	-	-	-	-	-
65,116	62,667	1,594	855	145	32,703	5,370	1,270
-	-	-	-	-	-	-	-
23,633	22,767	664	202	36	11,966	844	493
11,707	11,516	104	87	8	3,476	1,234	151
9,661	9,457	121	83	29	3,901	762	264
7,740	7,308	300	132	21	2,666	642	186
1,823	1,663	88	72	14	2,087	412	28
1,015	912	68	35	5	1,901	217	25
1,078	1,026	30	22	8	1,500	277	24
5,616	5,387	143	86	7	1,582	644	25
875	826	21	28	2	534	97	46
938	851	35	52	8	1,991	146	23
1,030	954	20	56	7	1,099	95	5
18,021	17,319	414	288	67	25,938	4,235	452
-	-	-	-	-	-	-	-
8,885	8,573	209	103	30	8,484	2,175	320
2,386	2,270	80	36	2	2,734	564	31
4,700	4,524	96	80	21	11,873	1,049	29
808	792	7	9	1	601	142	42
794	761	10	23	5	1,284	136	27
448	399	12	37	8	962	169	3
9,249	8,727	242	280	71	14,174	2,059	311
-	-	-	-	-	-	-	-
6,371	6,166	91	114	35	8,130	1,242	189
429	360	41	28	10	1,590	293	11
1,344	1,258	29	57	16	2,812	255	44
325	272	19	34	6	785	76	14
539	488	25	26	1	529	97	44
241	183	37	21	3	328	96	9
4,992	4,509	285	198	34	4,610	995	124
-	-	-	-	-	-	-	-
2,974	2,703	198	73	13	1,439	455	105
965	904	34	27	13	947	149	3
701	606	32	63	4	1,207	282	9
152	125	13	14	2	258	47	5
200	171	8	21	2	759	62	2
12,107	11,257	474	376	61	8,804	2,862	190
-	-	-	-	-	-	-	-
6,861	6,551	218	92	21	3,137	1,205	14
417	369	22	26	-	678	170	20
662	595	42	25	4	459	126	71
636	585	19	32	6	1,888	213	5
1,506	1,434	29	43	10	1,479	334	27
832	769	30	33	6	384	198	7
842	783	25	34	9	355	147	-
351	171	89	91	5	424	469	46
4,249	3,969	115	165	33	6,445	496	79
-	-	-	-	-	-	-	-
1,621	1,547	36	38	11	1,341	165	40
1,037	959	29	49	8	1,952	109	16
185	161	10	14	2	889	79	3
252	210	14	28	7	981	46	9
520	499	9	12	1	498	46	5
634	593	17	24	4	784	51	6
3,400	3,204	109	87	22	5,756	539	80
-	-	-	-	-	-	-	-
2,456	2,335	76	45	15	2,114	326	65
199	178	14	7	2	820	36	4
276	254	7	15	1	1,436	77	2
469	437	12	20	4	1,386	100	9
746	599	118	29	3	2,288	583	49
-	-	-	-	-	-	-	-
316	248	62	6	-	605	211	1
115	93	16	6	-	794	119	39
79	48	21	10	2	428	93	2
236	210	19	7	1	461	160	7

理が既済となった時の被疑者の罪名が、道路交通法等違反であるものを計上している。

オ 国籍別 外国人被疑事件の受理、既済及び未済の人員 - 自動車による過失致死

国 籍	受 理										
	総 数	旧 受	新					受			再 起
			計	通 常 受 理			他の検察 庁か	家庭裁判所から 少年法第20条	そ の 他		
計	検 察 官 認 知・直 受	司 法 警 察 員 か ら		検 察 官 認 知・直 受	司 法 警 察 員 か ら						
総 数	21,445	525	20,920	18,430	246	18,184	2,385	15	23	67	
ア ジ ア	17,742	417	17,325	15,270	146	15,124	1,972	13	18	52	
中 国	7,357	124	7,233	6,326	54	6,272	876	3	5	23	
韓 国・朝 鮮	5,120	194	4,926	4,268	34	4,234	635	-	4	19	
イ ス ラ エ ル	10	1	9	8	-	8	1	-	-	-	
イ ラ ン	171	10	161	155	-	155	6	-	-	-	
イ ン ド	87	1	86	77	1	76	8	-	-	1	
イ ン ド ネ シ ア	109	1	108	98	-	98	10	-	-	-	
シ ン ガ ポ ー ル	22	3	19	17	2	15	2	-	-	-	
ス リ ラ ン カ	149	4	145	136	-	136	8	-	-	1	
タ イ	512	5	507	452	31	421	54	-	1	-	
パ キ ス タ ン	134	5	129	121	-	121	8	-	-	-	
バ ン グ ラ デ シ ュ	104	4	100	86	-	86	13	-	-	1	
フ ィ リ ピ ン	1,516	29	1,487	1,325	10	1,315	154	3	2	3	
ベ ト ナ ム	1,885	24	1,861	1,687	5	1,682	160	5	5	4	
マ レ ー シ ア	41	1	40	38	4	34	2	-	-	-	
ミ ャ ン マ ー	70	1	69	64	-	64	5	-	-	-	
そ の 他	455	10	445	412	5	407	30	2	1	-	
ヨ ー ロ ッ パ	527	18	509	468	41	427	41	-	-	-	
英 国	82	3	79	73	6	67	6	-	-	-	
イ タ リ ア	17	1	16	16	1	15	-	-	-	-	
ド イ ツ	34	-	34	30	5	25	4	-	-	-	
フ ラ ン ス	56	3	53	45	2	43	8	-	-	-	
ロ シ ア	137	4	133	120	3	117	13	-	-	-	
そ の 他	201	7	194	184	24	160	10	-	-	-	
北 ア メ リ カ	641	27	614	575	40	535	39	-	-	-	
ア メ リ カ 合 衆 国	496	17	479	446	25	421	33	-	-	-	
カ ナ ダ	56	1	55	53	5	48	2	-	-	-	
そ の 他	89	9	80	76	10	66	4	-	-	-	
南 ア メ リ カ	2,005	44	1,961	1,646	9	1,637	297	1	4	13	
コ ロ ン ビ ア	91	1	90	80	-	80	10	-	-	-	
ブ ラ ジ ル	1,309	28	1,281	1,069	4	1,065	199	1	-	12	
ペ ル ー	495	9	486	410	3	407	73	-	2	1	
そ の 他	110	6	104	87	2	85	15	-	2	-	
ア フ リ カ	425	14	411	378	8	370	31	-	-	2	
ナ イ ジ ェ リ ア	149	3	146	136	2	134	10	-	-	-	
そ の 他	276	11	265	242	6	236	21	-	-	2	
オ セ ア ニ ア	97	5	92	87	2	85	4	-	1	-	
オ ー ス ト ラ リ ア	63	3	60	56	2	54	3	-	1	-	
そ の 他	34	2	32	31	-	31	1	-	-	-	
無 国 籍	8	-	8	6	-	6	1	1	-	-	

(注) 1 この表の「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名が、「既済」については、事件の処理が
 2 国籍の「その他」は、日本国籍を有しないで、かつ、各地域において表側に掲げた国以外の外国籍を有する者の総入

傷等及び道路交通法等違反被疑事件を除く－

(単位 人)

総 数	既							済				未 済
	起 訴			不 起 訴				中 止	他の検察 庁に送致	家庭裁判 所に送致		
	計	公判請求	略式命令 請 求	計	起訴猶予	嫌 疑 不 十 分	そ の 他					
20,934	6,842	4,956	1,886	10,613	8,957	1,267	389	39	2,309	1,131	521	
17,324	5,677	4,033	1,644	8,945	7,728	936	281	28	1,908	766	426	
7,200	2,205	1,435	770	3,992	3,559	355	78	11	858	134	159	
4,963	1,912	1,293	619	2,256	1,790	335	131	7	606	182	162	
10	3	2	1	6	4	1	1	-	1	-	-	
169	99	95	4	64	34	23	7	-	6	-	2	
86	19	13	6	58	49	5	4	1	8	-	1	
108	29	24	5	65	62	2	1	-	10	4	1	
22	4	2	2	16	8	7	1	-	2	-	-	
148	65	58	7	76	59	12	5	-	6	1	1	
508	194	155	39	227	206	18	3	-	52	35	7	
133	34	29	5	84	60	17	7	1	7	7	2	
96	25	14	11	54	38	12	4	-	11	6	7	
1,484	396	305	91	697	644	42	11	4	152	235	31	
1,845	575	516	59	989	910	73	6	4	155	122	37	
41	17	16	1	22	20	1	1	-	2	-	-	
68	10	5	5	50	44	3	3	-	5	3	2	
443	90	71	19	289	241	30	18	-	27	37	14	
508	166	141	25	280	206	51	23	-	41	21	20	
80	27	23	4	46	42	2	2	-	6	1	2	
16	2	2	-	14	11	2	1	-	-	-	1	
32	13	11	2	15	7	6	2	-	4	-	2	
55	15	11	4	26	18	5	3	-	8	6	1	
130	31	26	5	81	59	18	4	-	13	5	8	
195	78	68	10	98	69	18	11	-	10	9	6	
624	177	146	31	396	261	88	47	-	37	14	18	
482	126	101	25	314	203	67	44	-	31	11	15	
53	13	11	2	38	27	10	1	-	2	-	3	
89	38	34	4	44	31	11	2	-	4	3	-	
1,966	676	515	161	676	540	108	28	10	285	319	38	
88	45	37	8	31	23	7	1	-	10	2	3	
1,288	452	347	105	408	324	65	19	3	189	236	21	
483	147	106	41	192	153	33	6	5	71	68	12	
107	32	25	7	45	40	3	2	2	15	13	2	
409	130	109	21	241	166	70	5	1	32	5	17	
144	59	52	7	75	42	31	2	-	10	-	6	
265	71	57	14	166	124	39	3	1	22	5	11	
95	14	11	3	73	56	13	4	-	5	3	2	
62	10	8	2	47	36	8	3	-	3	2	1	
33	4	3	1	26	20	5	1	-	2	1	1	
8	2	1	1	2	-	1	1	-	1	3	-	

既済となった時の罪名が、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反以外のものを計上している。
員である。

カ 罪名別 外国人被疑事件の受理、既済及び未済の人員 - 自動車による過失致死傷等

罪 名	受 理										
	総 数	旧 受	新					受			
			計	通 常 受 理			他の検察 庁から	家庭裁判所 少年法第20 条	所から その他	再 起	
				計	検察官認 知・直受	司法警察 員から					
刑 法 犯	11,453	350	11,103	9,829	29	9,800	1,200	13	21	40	
公務執行妨害	174	6	168	129	-	129	37	-	1	1	
騒乱	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放火	17	-	17	15	-	15	1	-	-	1	
過失往來妨害	72	2	70	46	-	46	24	-	-	-	
住居侵入	277	5	272	239	2	237	33	-	-	-	
文書偽造	353	5	348	334	-	334	11	-	-	3	
有価証券偽造	17	-	17	17	-	17	-	-	-	-	
支払用カード電磁的記録関係 わいせつ・わいせつ文書頒布等	35	1	34	34	2	32	-	-	-	-	
わいせつ・わいせつ文書頒布等	79	1	78	55	-	55	21	-	-	2	
強制わいせつ	176	7	169	164	-	164	4	1	-	-	
強姦	66	3	63	56	-	56	2	3	1	1	
賭博・富くじ	19	-	19	14	-	14	5	-	-	-	
殺害	65	8	57	56	1	55	-	-	-	1	
傷害	2,463	134	2,329	1,958	8	1,950	362	-	4	5	
危険運転致死傷	8	1	7	7	-	7	-	-	-	-	
過失傷害	246	10	236	213	-	213	16	-	1	6	
逮捕・監禁	27	3	24	24	-	24	-	-	-	-	
脅迫	99	1	98	82	-	82	16	-	-	-	
窃盗	5,210	96	5,114	4,520	4	4,516	568	8	7	11	
強盗	93	-	93	92	-	92	1	-	-	-	
強盗致死傷・強盗強姦	94	6	88	81	-	81	4	-	3	-	
詐欺	602	19	583	574	3	571	6	1	1	1	
背任	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
恐喝	81	3	78	76	3	73	2	-	-	-	
横領	428	6	422	398	-	398	21	-	1	2	
盗品等関係	120	2	118	116	-	116	2	-	-	-	
毀棄・隠匿	339	19	320	278	2	276	40	-	2	-	
暴力行為等処罰に関する法律	117	5	112	95	-	95	13	-	-	4	
その他の刑法犯	176	7	169	156	4	152	11	-	-	2	
特 別 法 犯	9,992	175	9,817	8,601	217	8,384	1,185	2	2	27	
軽犯罪法	221	6	215	194	-	194	20	-	1	-	
風俗営業等の規制及び業務の 適正化等に関する法律	889	18	871	603	2	601	266	1	-	1	
火薬類取締法	3	-	3	3	-	3	-	-	-	-	
銃砲刀剣類所持等取締法	265	6	259	208	1	207	50	-	-	1	
売春防止法	167	-	167	142	3	139	25	-	-	-	
大麻取締法	197	2	195	184	-	184	11	-	-	-	
麻薬及び向精神薬取締法	107	4	103	103	-	103	-	-	-	-	
覚せい剤取締法	929	26	903	876	-	876	26	-	1	-	
あへん法	3	-	3	3	-	3	-	-	-	-	
職業安定法	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
関税法	192	1	191	188	175	13	1	-	-	2	
商標法	192	6	186	147	-	147	37	-	-	2	
外国為替及び外国貿易法	4	-	4	4	-	4	-	-	-	-	
海洋汚染等及び海上災害の 防止に関する法律	8	1	7	7	-	7	-	-	-	-	
出入国管理及び難民認定法	4,716	24	4,692	4,473	9	4,464	203	-	-	16	
外国人登録法	3	-	3	2	-	2	1	-	-	-	
その他の特別法犯	2,096	81	2,015	1,464	27	1,437	545	1	-	5	

(注) この表の「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名が、「既済」については、事件の処理が既済となった

及び道路交通法等違反被疑事件を除く－

(単位：人)

総数	既				不				済			
	起 訴				起 訴				中 止	他の検察 庁に送致	家庭裁判 所に送致	未 済
	計	公判請求	略式命令 請求	計	起訴猶予	嫌 不 十 分	疑 そ の 他	計				
11,070	3,545	2,679	866	5,238	4,058	836	344	30	1,170	1,087	387	
160	54	18	36	63	55	6	2	2	37	4	9	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10	4	4	-	4	1	2	1	1	1	-	2	
72	26	-	26	22	22	-	-	1	22	1	1	
291	74	55	19	156	127	25	4	1	30	30	6	
338	197	192	5	126	83	42	1	2	12	1	7	
16	10	10	-	6	1	5	-	-	-	-	1	
26	25	25	-	1	1	-	-	-	-	-	4	
76	28	11	17	25	22	3	-	2	21	-	2	
161	59	59	-	91	5	23	63	1	4	6	4	
59	22	22	-	31	3	20	8	-	2	4	3	
19	7	-	7	7	7	-	-	-	5	-	-	
34	14	14	-	20	3	11	6	-	-	-	4	
2,429	607	230	377	1,353	1,134	208	11	8	353	108	131	
11	9	9	-	1	1	-	-	1	-	-	-	
244	22	6	16	186	84	22	80	2	16	18	6	
28	13	13	-	13	9	4	-	-	-	2	-	
105	34	22	12	53	37	14	2	-	15	3	3	
5,088	1,730	1,438	292	2,137	1,915	197	25	6	555	660	128	
50	37	37	-	8	2	4	2	-	1	4	3	
46	21	21	-	12	1	8	3	-	4	9	3	
572	292	292	-	247	138	106	3	1	5	27	34	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
78	24	24	-	44	27	16	1	-	2	8	2	
424	28	24	4	210	192	17	1	-	21	165	11	
124	39	39	-	72	29	42	1	1	2	10	2	
329	73	38	35	197	60	15	122	1	38	20	16	
101	25	15	10	61	43	18	-	-	12	3	-	
179	71	61	10	92	56	28	8	-	12	4	5	
9,864	3,297	2,277	1,020	5,375	4,899	431	45	9	1,139	44	134	
220	24	-	24	176	174	2	-	-	20	-	-	
887	291	41	250	335	307	28	-	2	256	3	6	
3	1	1	-	2	1	-	1	-	-	-	-	
259	53	18	35	161	146	9	6	-	43	2	8	
164	83	62	21	56	44	12	-	-	25	-	2	
199	95	95	-	89	42	43	4	-	11	4	2	
117	57	57	-	60	19	33	8	-	-	-	-	
891	677	677	-	183	62	109	12	-	26	5	22	
3	2	2	-	1	-	1	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
185	156	155	1	28	6	22	-	-	1	-	5	
188	101	69	32	51	33	18	-	1	35	-	4	
4	2	2	-	2	-	2	-	-	-	-	-	
8	-	-	-	8	8	-	-	-	-	-	-	
4,677	914	816	98	3,551	3,512	32	7	-	197	15	34	
3	1	-	1	1	1	-	-	-	1	-	-	
2,056	840	282	558	671	544	120	7	6	524	15	51	

た時の罪名が、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反以外のものを計上している。

キ 罪名別 外国人被疑事件の国籍別通常受入人員 - 自動車による過失致死傷等及び

罪 名	総 数	ア								
		計	中 国	韓国・朝鮮	イスラエル	イ ラ ン	イ ン ド	イ ネ シ	ド ア	シ ポ ー
総 数	18,430	15,270	6,326	4,268	8	155	77	98	17	
刑 法 犯 罪	9,829	7,727	2,456	2,775	3	38	37	29	5	
公務執行妨害	129	86	19	54	1	1	1	1	-	
騒乱	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放火	15	13	3	7	-	-	-	-	-	
過失往來妨害	46	42	15	18	-	-	-	1	-	
住居侵入	239	172	60	57	-	-	2	-	-	
文書偽造	334	314	165	50	-	1	3	1	-	
有価証券偽造	17	14	14	-	-	-	-	-	-	
支払用カード電磁的記録関係	34	19	4	6	-	-	-	-	-	
わいせつ・わいせつ文書頒布等	55	38	6	26	-	-	2	-	-	
強制わいせつ	164	113	37	28	-	-	10	2	-	
強姦	56	39	5	11	-	1	-	1	-	
賭博・富くじ	14	14	5	7	-	-	-	-	-	
殺害	56	43	13	16	-	-	-	-	-	
傷害	1,958	1,476	434	664	-	23	3	8	-	
危険運転致死傷	7	5	-	1	-	-	-	-	-	
過失傷害	213	179	69	72	-	-	-	1	1	
逮捕・監禁	24	24	13	6	-	-	-	-	-	
脅迫	82	65	7	48	-	-	1	2	-	
窃盗	4,520	3,593	1,107	1,086	1	6	9	7	2	
強盗	92	48	20	13	-	-	-	-	-	
強盗致死傷・強盗強姦	81	58	11	28	-	-	-	-	-	
詐欺	574	506	202	235	-	-	2	-	-	
背任	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
恐喝	76	66	13	46	-	1	-	-	-	
横領	398	321	85	106	-	-	3	2	-	
盗品等関係	116	80	18	15	-	-	-	-	-	
毀棄・隠匿	278	190	45	101	1	3	1	2	2	
暴力行為等処罰に関する法律	95	79	36	28	-	1	-	1	-	
その他の刑法犯	156	130	50	46	-	1	-	-	-	
特 別 法 犯	8,601	7,543	3,870	1,493	5	117	40	69	12	
軽犯罪法	194	148	59	53	-	1	-	-	-	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	603	595	433	105	-	-	1	-	-	
火薬類取締法	3	1	1	-	-	-	-	-	-	
銃砲刀剣類所持等取締法	208	143	60	46	-	2	-	2	1	
売春防止法	142	139	119	14	-	-	-	-	-	
大麻取締法	184	85	6	33	1	2	-	-	1	
麻薬及び向精神薬取締法	103	52	11	12	1	10	1	1	4	
覚せい剤取締法	876	662	63	324	-	58	-	1	1	
あへん法	3	3	-	-	-	2	1	-	-	
職業安定法	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
関税法	188	94	33	17	-	-	1	-	2	
商標法	147	128	62	61	-	-	-	3	-	
外国為替及び外国貿易法	4	4	1	2	-	1	-	-	-	
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	7	6	3	1	-	-	1	1	-	
出入国管理及び難民認定法	4,473	4,198	2,407	372	2	31	22	57	2	
外国人登録法	2	-	-	2	-	-	-	-	-	
その他の特別法犯	1,464	1,283	612	451	1	10	13	4	1	

道路交通法等違反被疑事件を除く－

(単位：人)

ジ									ア				ヨーロッパ		
スリランカ	タイ	パキスタン	バングラデシュ	フィリピン	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	その他	計	英	国	イタリア			
136	452	121	86	1,325	1,687	38	64	412	468	73	16				
96	104	87	50	676	1,095	10	44	222	263	35	7				
-	-	1	-	2	2	-	-	4	3	-	-				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
-	-	-	1	1	-	-	-	1	-	-	-				
-	-	-	1	5	-	-	2	-	2	-	-				
-	5	-	1	20	16	-	3	8	12	5	1				
1	1	5	4	51	28	-	-	4	7	-	-				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-				
-	-	2	-	-	4	3	-	-	10	-	-				
1	-	-	-	-	-	-	2	1	5	-	-				
6	1	5	5	7	2	-	3	7	3	1	-				
4	1	1	2	7	-	1	-	5	-	-	-				
-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
-	2	1	-	6	3	-	-	2	2	-	-				
14	33	26	5	137	50	2	12	65	70	18	3				
-	-	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-				
-	2	1	4	8	11	-	5	5	10	-	-				
-	-	-	-	2	3	-	-	-	-	-	-				
1	1	2	-	3	-	-	-	-	1	-	-				
60	32	28	14	284	869	3	10	75	89	7	-				
-	1	-	-	4	9	-	-	1	5	-	-				
-	1	-	1	2	13	-	-	2	6	1	-				
1	-	5	4	40	14	-	2	1	5	1	-				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
1	-	-	-	3	-	-	-	2	-	-	-				
1	6	2	2	58	35	-	4	17	7	-	2				
4	4	4	-	6	15	1	-	13	2	-	-				
1	6	3	3	11	5	-	-	6	21	2	1				
-	-	-	2	8	-	-	1	2	1	-	-				
1	6	-	-	10	15	-	-	1	1	-	-				
40	348	34	36	649	592	28	20	190	205	38	9				
-	2	1	-	8	15	1	1	7	2	2	-				
-	13	2	4	37	-	-	-	-	2	-	-				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
1	5	1	1	7	5	2	-	10	6	1	-				
-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
-	1	-	-	4	32	-	-	5	19	1	-				
-	2	1	-	1	7	-	-	1	4	1	-				
-	68	3	1	121	10	3	2	7	49	12	3				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
-	30	-	-	6	-	4	-	1	39	6	1				
-	-	-	-	2	-	-	-	-	1	-	-				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-				
32	186	12	19	407	479	17	15	138	64	12	3				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
7	35	14	11	56	44	1	2	21	18	3	2				

罪 名	ヨ ー ロ ッ パ (続 き)				北 ア メ リ カ				
	ド イ ツ	フ ラ ン ス	ロ シ ア	そ の 他	計	ア メ リ カ 合 衆 国	カ ナ ダ	そ の 他	
総 数	30	45	120	184	575	446	53	76	
刑 法 犯	16	30	81	94	301	245	29	27	
公 務 執 行 妨 害	1	-	1	1	12	8	1	3	
騒 乱	-	-	-	-	-	-	-	-	
放 火	-	-	-	-	1	1	-	-	
過 失 往 来 妨 害	-	-	-	2	1	1	-	-	
住 居 侵 入	-	1	1	4	15	12	1	2	
文 書 偽 造	-	-	7	-	1	1	-	-	
有 価 証 券 偽 造	-	-	-	1	2	2	-	-	
支 用 カ ー ド 電 磁 的 記 録 関 係	-	4	-	6	-	-	-	-	
わ い せ つ ・ わ い せ つ 文 書 頒 布 等	-	2	-	3	4	4	-	-	
強 制 わ い せ つ	-	1	1	-	10	9	-	1	
強 姦	-	-	-	-	6	6	-	-	
賭 博 ・ 富 く	-	-	-	-	-	-	-	-	
殺 害	-	-	2	-	2	2	-	-	
傷 害	4	10	12	23	95	71	12	12	
危 険 運 転 致 死 傷	-	-	-	-	-	-	-	-	
過 失 傷 害	1	1	3	5	8	8	-	-	
逮 捕 ・ 監 禁	-	-	-	-	-	-	-	-	
脅 迫	-	-	-	1	3	3	-	-	
窃 盗	4	8	47	23	82	68	7	7	
強 盗	1	-	-	4	5	4	1	-	
強 盗 致 死 傷 ・ 強 盗 強 姦	1	-	1	3	5	5	-	-	
詐 欺	-	1	-	3	14	11	3	-	
背 任	-	-	-	-	-	-	-	-	
恐 喝	-	-	-	-	-	-	-	-	
横 領	2	1	-	2	7	4	2	1	
盗 品 等 関 係	-	-	-	2	1	-	1	-	
毀 棄 ・ 隠 匿	2	1	6	9	21	19	1	1	
暴 力 行 為 等 処 罰 に 関 する 法 律	-	-	-	1	2	2	-	-	
そ の 他 の 刑 法 犯	-	-	-	1	4	4	-	-	
特 別 法 犯	14	15	39	90	274	201	24	49	
軽 犯 罪 法	-	-	-	-	7	7	-	-	
風 俗 営 業 等 の 規 制 及 び 業 務 の 適 正 化 等 に 関 する 法 律	-	-	1	1	-	-	-	-	
火 薬 類 取 締 法	-	-	-	-	1	1	-	-	
銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法	-	-	-	5	32	28	1	3	
売 春 防 止 法	-	-	-	-	-	-	-	-	
大 麻 取 締 法	5	3	4	6	49	40	6	3	
麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法	-	1	1	1	29	23	2	4	
覚 せい 剤 取 締 法	3	2	8	21	37	21	3	13	
あ へ ん 法	-	-	-	-	-	-	-	-	
職 業 安 定 法	-	-	-	-	-	-	-	-	
関 税 法	5	2	2	23	41	26	5	10	
商 標 法	-	-	-	1	1	-	-	1	
外 国 為 替 及 び 外 国 貿 易 法	-	-	-	-	-	-	-	-	
海 洋 汚 染 等 及 び 海 上 災 害 の 防 止 に 関 する 法 律	-	-	1	-	-	-	-	-	
出 入 国 管 理 及 び 難 民 認 定 法	-	4	16	29	46	31	5	10	
外 国 人 登 録 法	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他 の 特 別 法 犯	1	3	6	3	31	24	2	5	

(注) 1 この表は、(3)表のカに掲載された被疑事件中、通常受理について調査したものである。

2 国籍の「その他」は、日本国籍を有しないで、かつ、各地域において表側に掲げた国以外の外国籍を有する者の総人員である。

(単位：人)

南 ア メ リ カ					ア フ リ カ			オ セ ア ニ ア			無 国 籍
計	コロンビア	ブラジル	ペルー	そ の 他	計	ナイジェリア	エチオピア	そ の 他	計	オーストラリア	
1,646	80	1,069	410	87	378	136	242	87	56	31	6
1,246	58	804	321	63	224	78	146	63	37	26	5
20	-	17	2	1	8	3	5	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-
27	3	16	7	1	9	3	6	3	2	1	1
9	-	1	8	-	2	2	-	1	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	5	5	-	-	-	-	-
7	1	6	-	-	-	-	-	1	1	-	-
29	2	12	12	3	7	3	4	2	2	-	-
6	-	2	4	-	4	1	3	1	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	-	6	2	1	-	-	-	-	-	-	-
229	6	139	59	25	58	13	45	30	15	15	-
2	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
11	-	7	4	-	3	-	3	2	1	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	-	7	2	-	2	1	1	2	2	-	-
675	36	439	178	22	68	23	45	11	8	3	2
31	1	26	3	1	3	3	-	-	-	-	-
12	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37	6	24	5	2	11	2	9	1	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	1	6	2	-	-	-	-	1	-	1	-
55	1	33	18	3	7	3	4	1	1	-	-
11	-	8	3	-	21	13	8	-	-	-	1
34	-	26	5	3	5	2	3	6	3	3	1
8	-	4	3	1	5	-	5	-	-	-	-
15	1	11	3	-	5	1	4	1	-	1	-
400	22	265	89	24	154	58	96	24	19	5	1
33	-	26	6	1	4	1	3	-	-	-	-
2	-	1	-	1	4	2	2	-	-	-	-
1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	-	24	1	-	2	-	2	-	-	-	-
3	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
25	1	17	5	2	3	2	1	3	3	-	-
11	1	6	2	2	2	1	1	5	5	-	-
99	7	79	8	5	26	17	9	3	2	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	-	1	2	1	8	2	6	2	2	-	-
-	-	-	-	-	17	8	9	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
90	9	38	39	4	65	14	51	10	7	3	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
107	2	72	25	8	23	11	12	1	-	1	1

送致された事件を除く。)の受理、既済及び未済の人員

(単位:人)

		既			済				未	済
他の検察 庁から (20歳未満)	再 起 (20歳未満)	総 数	不起訴 ・中止 (20歳未満)	他の検察 庁に送致 (20歳未満)	家庭裁判所に送致			年齢超過 後の処分 (20歳以上)		
					16歳未満	16・17歳	18・19歳			
6,638	5	102,154	2,276	6,569	21,015	28,422	43,797	75	678	
5,609	4	85,139	1,909	5,536	18,031	24,540	35,057	66	587	
1,029	1	17,015	367	1,033	2,984	3,882	8,740	9	91	
4,373	3	80,020	1,693	4,336	19,752	22,338	31,837	64	538	
5	-	204	27	5	27	86	59	-	3	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1	-	88	2	1	28	31	26	-	3	
48	-	2,212	32	43	839	853	443	2	14	
26	-	180	5	30	11	62	69	3	1	
16	-	152	3	15	29	40	65	1	1	
7	-	517	68	8	131	149	160	1	12	
1	-	51	5	1	13	19	12	1	-	
-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	-	32	9	2	3	6	12	-	4	
213	-	6,180	113	209	2,247	1,909	1,689	13	47	
150	-	4,576	79	149	1,642	1,469	1,226	11	45	
-	-	21	3	-	1	8	9	-	-	
62	-	1,556	31	59	602	426	436	2	2	
1	-	27	-	1	2	6	18	-	2	
-	-	45	-	-	3	16	25	1	4	
-	-	39	-	-	3	16	19	1	4	
-	-	6	-	-	-	-	6	-	-	
21	-	1,130	43	20	219	459	389	-	22	
1	-	590	18	1	105	243	223	-	3	
-	-	3	-	-	-	-	3	-	2	
20	-	537	25	19	114	216	163	-	17	
1,519	-	20,674	613	1,485	25	1,031	17,510	10	74	
-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	
1	-	35	-	3	6	16	10	-	2	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
844	-	10,371	375	756	13	562	8,660	5	19	
6	-	106	24	6	1	4	68	3	3	
-	-	4	-	-	-	-	4	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
662	-	9,949	209	716	1	410	8,612	1	40	
4	-	112	4	-	-	8	100	-	3	
-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	-	92	1	4	4	30	52	1	7	
-	-	2	-	-	-	1	1	-	-	
1,711	-	34,049	285	1,706	12,597	12,782	6,658	21	233	
2	-	171	12	2	16	53	88	-	6	
5	-	251	14	5	40	104	88	-	3	
107	-	1,392	58	106	97	437	686	8	19	
23	-	897	31	24	209	340	292	1	7	
558	1	8,571	238	561	2,105	2,854	2,813	-	48	
525	1	8,232	235	521	2,048	2,769	2,659	-	47	
33	-	339	3	40	57	85	154	-	1	
44	-	935	23	45	321	379	167	-	14	
5	-	371	10	6	149	109	96	1	2	
59	2	1,917	102	62	643	619	489	2	20	
297	1	2,623	146	284	314	676	1,195	8	28	
21	-	268	8	21	47	111	81	-	1	
1	-	105	25	1	3	25	48	3	1	
-	-	7	-	-	-	3	3	-	-	
2	-	134	15	2	3	35	78	1	-	
-	-	15	-	-	-	4	11	-	-	
273	1	2,094	97	260	261	498	974	4	26	
1,968	1	19,511	437	1,949	949	5,408	10,765	3	112	
1,968	1	19,510	437	1,949	949	5,408	10,764	3	112	
-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	

ら送致された事件を除く。)について調査したものである。

ケ 罪名別 少年法第20条又は第23条第1項の規定により家庭裁判所から送致された事件

罪 名	受 理							総 数	公 16歳未満
	総 数	旧 受	新 計	受 受					
				家 庭 裁 判 所 へ 送 致 された 事 件			他 の 検 察 庁 へ 送 致 された 事 件 (20歳未満)		
				16歳未満	16・17歳	18・19歳			
総 数	5,376	89	5,287	-	94	2,649	2,537	5,257	-
性 別	4,944	82	4,862	-	83	2,437	2,336	4,832	-
刑 務 法 行 妨	432	7	425	-	11	212	201	425	-
公 職 執 行 妨	502	28	474	-	22	334	118	476	-
放 任 文 書 偽 造	2	-	2	-	-	1	1	2	-
住 居 侵 犯	1	-	1	-	-	1	-	1	-
文 書 偽 造	1	-	1	-	-	1	-	1	-
強 制 交 渉	4	2	2	1	1	1	1	4	5
強 制 交 渉	5	-	5	-	2	2	1	5	-
贈 賄 取 得	-	-	-	-	-	-	-	-	-
贈 賄 取 得	5	-	5	-	-	-	-	-	-
殺 傷 傷 害	46	-	46	-	4	1	8	8	-
殺 傷 傷 害	28	-	28	-	7	31	8	41	-
暴 行 傷 害	17	-	17	-	2	19	7	26	-
暴 行 傷 害	1	-	1	-	5	11	1	14	-
暴 行 傷 害	1	-	1	-	1	1	-	1	-
暴 行 傷 害	12	1	11	-	-	11	-	11	-
暴 行 傷 害	1	1	6	-	-	6	-	6	-
暴 行 傷 害	5	-	5	-	-	5	-	5	-
暴 行 傷 害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
暴 行 傷 害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
暴 行 傷 害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
暴 行 傷 害	304	18	286	-	4	199	83	283	-
暴 行 傷 害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
暴 行 傷 害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
暴 行 傷 害	182	15	167	-	-	110	56	176	-
暴 行 傷 害	55	3	52	-	3	38	11	50	-
暴 行 傷 害	3	-	3	-	-	3	-	2	-
暴 行 傷 害	1	-	1	-	-	1	-	1	-
暴 行 傷 害	44	-	44	-	-	30	14	39	-
暴 行 傷 害	6	-	6	-	-	5	1	6	-
暴 行 傷 害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
暴 行 傷 害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
暴 行 傷 害	10	-	10	-	-	9	1	6	-
暴 行 傷 害	3	-	3	-	-	3	-	3	-
暴 行 傷 害	50	-	50	-	4	36	10	50	-
暴 行 傷 害	3	-	3	-	-	3	3	3	-
暴 行 傷 害	10	-	10	-	1	6	3	10	-
暴 行 傷 害	40	1	39	-	-	29	10	38	-
暴 行 傷 害	6	5	1	-	-	1	-	6	-
暴 行 傷 害	3	-	3	-	-	2	1	3	-
暴 行 傷 害	1	-	1	-	-	-	-	1	-
暴 行 傷 害	9	-	8	-	3	5	-	9	-
暴 行 傷 害	1	-	1	-	-	-	-	1	-
暴 行 傷 害	34	-	34	-	2	23	9	30	-
暴 行 傷 害	1	-	1	-	-	1	-	1	-
暴 行 傷 害	2	-	2	-	-	2	-	2	-
暴 行 傷 害	3	-	3	-	-	3	-	3	-
暴 行 傷 害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
暴 行 傷 害	28	-	28	-	2	17	9	24	-
暴 行 傷 害	4,840	61	4,779	-	70	2,292	2,410	4,751	-
暴 行 傷 害	4,840	61	4,779	-	70	2,292	2,410	4,751	-

(注) この表は、(3)表のアに掲載された被疑事件中、少年法第20条又は第23条第1項の規定により家庭裁判所から送致のあった事

外 局

I 公安審査委員会

法務省設置法第26条、第28条 公安審査委員会設置法（昭和27年法律第242号）破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）

公安審査委員会は、破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定により公共の安全の確保に寄与するため、破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する審査及び決定の事務をつかさどる行政機関である。

（業務の実施状況）

平成26年11月28日、公安調査庁長官から、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第12条第1項後段の規定に基づき、同12年1月28日付け当委員会決定（同15年1月23日付け、同18年1月23日付け、同21年1月23日付け及び同24年1月23日付け各期間更新決定）に係る被請求団体「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」に対する同法第5条第4項の処分の請求があった。

同27年1月23日、当委員会は、審査を遂げた上、「被請求団体を、3年間、公安調査庁長官の観察に付する処分の期間を更新する」旨決定（同27年2月1日期間更新、同30年1月31日期間満了）した。

II 公安調査庁

法務省設置法第26条、第29条 法務省組織令第76条～第86条 法務省組織規則第31条 公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）公安調査庁組織規則（平成13年法務省令第2号）

公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もって、公共の安全の確保を図ることを任務とする行政機関である。

また、公安調査庁は、我が国の情報コミュニティ構成庁として、国際テロや北朝鮮情勢など、我が国の公共の安全に影響を及ぼすおそれのある国内外の公安情勢について幅広く情報を収集・分析しており、これらの情報については、公共の安全の確保、安全保障・危機管理等の政府の重要施策の推進に貢献するため、必要に応じて、情報コミュニティ内で共有するほか、官邸、国家安全保障会議等の関係機関に提供している。

（重要施策の概要）

1 北朝鮮、国際テロ関係など我が国及び国民の安全に影響を与える事象についての情報収集の強化

北朝鮮関係では、日本人拉致や大量破壊兵器・ミサイル開発等の我が国及び国民の安全に関わる重大な問題について、これらをめぐる北朝鮮の動向や今後の対応方針、大量破壊兵器関連物資・技術の輸出入等の実態等に関する情報収集に努めた。

また、北朝鮮の対日方針や我が国各界に対する働き掛け及び北朝鮮の意を受けた朝鮮総聯の組織・活動の解明に取り組んだ。

国際テロについては、I S I L（いわゆるイスラム国）が台頭し、勢力拡大を図っているほか、世界各地で「アルカイダ」関連組織等によるテロが相次いで発生するなど、国際社会は依然として深刻なテロの脅威にさらされている。こうした情勢の中、我が国に関しても、過去に「アルカイダ」が我が国を再三テロの対象として名指ししていることに加え、日本人大学生によるI S I Lへの参加を目的としたシリア渡航計画事案やI S I Lによる邦人拘束事案が発生するなど、テロの脅威が現実のものとなっていることから、テロを未然防止するために、国内外の関係機関と連携を図りつつ、国際テロ組織との関わりが疑われる人物や組織の有無及びその動向等の実態解明に向け、関連情報の収集・分析を一層推進したほか、特に、現下の情勢を踏まえ、シリアを始めとする海外紛争地域等へ渡航するなどして、現地のイスラム過激組織関係者等と接触しようとする者や、当該組織の過激な主張に同調する者の有無の把握に努めた。

2 オウム真理教対策の推進

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）に基づく観察処分が付されているオウム真理教については、依然として、麻原彰晃こと松本智津夫が、教団の活動に影響力を有するなど、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性が認められ、その活動状況を継続して明らかにする必要があると判断し、公安審査委員会に対して、観察処分の期間更新請求（5回目）を行った。

また、団体規制法の附則に基づき、団体規制法の3回目の見直しが行われ、教団については、依然として無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認められ、今後も団体規制法に基づく規制を継続して実施する必要性が高いと判断されたことから、団体規制法を廃止せず、現状のまま存続させることとなった。

観察処分については、平成26年中、教団施設に対する立入検査を延べ54か所（実数29か所）の施設に対して実施し、教団から4回にわたり組織や活動に関する報告を徴取したほか、延べ44（実数20）の関係地方公共団体の長に対して調査結果を提供した。

また、教団施設周辺に居住する住民の恐怖感・不安感を解消・緩和するため、44回にわたり地域住民との意見交換会を行った。

付 録

1 法務省定員

(平成26年度末)

区 分		定 員	
内 部 部 局	大 臣 官 房	事務次官1人及び秘書官1人を含む。 うち、60人は司法法制部の定員とし、司法 法制部の定員のうち、6人は、国立国会図 書館支部法務図書館の定員とする。	429人
	民 事 局		86人
	刑 事 局		60人
	矯 正 局		63人
	保 護 局		27人
	人 権 擁 護 局		20人
	入 国 管 理 局		126人
	計		811人
施 設 等 機 関	法 務 総 合 研 究 所	うち、24人は、支所の定員とする。	85人
	矯 正 研 修 所		48人
	刑務所・少年刑務所及び拘置所		19,623人
	少 年 鑑 別 院		2,469人
	少 年 補 導 院		1,201人
	婦 人 補 導 院		2人
	入 国 者 収 容 所		236人
	計		23,664人
地 方 支 分 部 局	法 務 局 及 び 地 方 法 務 局		9,037人
	矯 正 管 区		207人
	地 方 更 生 保 護 委 員 会		263人
	保 護 観 察 所		1,497人
	地 方 入 国 管 理 局		3,607人
	計		14,611人
検 察 庁			11,796人
合 計			50,882人

公安審査委員会（外局）

区 分		定 員	
内 部 部 局	事 務 局		4人

公安調査庁（外局）

区 分		定 員	
内 部 部 局	総 務 部	長官1人及び次長1人を含む。	76人
	調 査 第 一 部		117人
	調 査 第 二 部		157人
	計		350人
施 設 等 機 関	公 安 調 査 庁 研 修 所		7人
地 方 支 分 部 局	公 安 調 査 局		1,177人
合 計			1,534人

法 務 省 合 計			52,420人
-----------	--	--	---------

組織・項等の区分	通用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別 内 訳											俸 給 額 (千円)			
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級				
	(最高検査庁)	12				1											11
	秘 官	1				1											
	一 般 職 員	11															11
	(高等検査庁)																
	一 般 職 員	93														4	89
	〔地方検察庁及び区 検察庁〕																
	一 般 職 員	127														102	25
	行政職俸給表(二)	141								5	22	95	19				—
	(最高検査庁)																436,109
	技能労務職員	7								1	2	4					
	(高等検査庁)																
	技能労務職員	27								1	8	18					
	〔地方検察庁及び区 検察庁〕																
	技能労務職員	107															
	公安職俸給表(二)	内 127 8,674	2	15	46	109	534	631	2,724	2,736	2,736	230	127	1,587	290		36,096,509
	(最高検査庁)																
	課 長	8															
	室 長	1															
	課 長 補 佐	10															
	係 長	26															
	主 任	14															
	翻 訳 職	1															
	専 門 職	2															
	一 般 職 員	11															6

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別 内 限											俸給額(千円)
			11級	10級	9級	8級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	
	(高等検察庁)	388		2	1	5	32	39	29	114	113	38	15	
	事務局長	4	2	1	1									
	事務局長	7			4	3								
	課長	59				29	30							
	支部長	6							3	3				
	課長補佐	27							17	10				
	係長	157								82	75			
	主任	47									29	18		
	専門職	19							7	12				
	検察監査官	11						9	2					
	監査専門官	16								7	9			
	一般職員	35										20	15	
	内	127												
	{ 地方検察庁及び区検察庁 }	8,213										内	127	270
	事務局長	50		12	35	73	490	597		2,598	2,601	1,537		
	事務局長	13			29	9								
	地検課長	176					12	1						
	支部長	36							121	52	3			
	区検課長	6							2	12	22			
	課長補佐	77								3	3			
	係長	543								16	61			
	主任	121									204	399		
	首席捜査官	52										74	47	
	次席捜査官	45							6	29	17			
	統括捜査官	698								9	36			
											225	306	167	

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別 内 訳											俸給額(千円)				
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級					
	所長	1																
	(矯正管区)管区長	7																
	行政職俸給表(-)	216	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	781.116
	(矯正研修所)所長	22																
	係長	2																
	主任	5																
	主任	1																
	教頭	1																
	教官	12																
	一般職員	1																
	(矯正管区)管区長	10	1															
	主任	1																
	主任	3																
	一般職員	6																
	(刑務所)専門職	164																
	専門職	122																
	一般職員	42																
	(少年院)専門職	13																
	専門職	12																
	一般職員	1																
	(少年鑑別所)専門職	7																
	専門職	6																
	一般職員	1																

組織・項等の区分	通用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別											俸 給 額 (千円)		
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級			
	行政職俸給表(二)	32										7	25			97,640
	(矯正研修所)															
	技能労務職員	1											1			
	(刑務所)															
	技能労務職員	18											5	13		
	(少年院)															
	技能労務職員	11												1	10	
	(少年鑑別所)															
	技能労務職員	2												1	1	
	公安職俸給表(一)	外 134 184 18,970	3	37	71	111	434	内 7 432	522	1,888	内 33 3,794	内 128 8,845	内 16 2,833	外 134	69,290,086	
	(矯正研修所)	内 7						内 7								
	支所教頭	2														
	(矯正研修所)	内 2														
	同教官	7														
	(矯正管区)	内 7						内 7								
	部長	201	13	11	19	52	30	20	35							5
	(矯正管区)	内 20														
	課長	24	13	11												
	(矯正管区)	内 6														
	係長	69														
	(矯正管区)	内 28														
	首席管区監査官	8														
	(矯正管区)	内 8														
	矯正専門職	51														
	(矯正管区)	内 24														
	一般職員	21														
	(矯正管区)	内 134 177 18,738	3	24	60	90	382	382	500	1,846	内 33 3,794	内 128 8,829	内 16 2,828	外 134		
	所長	73	3	24	33	13										
	(矯正管区)	内 190														
	部長	190														

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別											俸給額(千円)			
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級				
	課長	227						73	103	51							
	支所長	111				11	21	34	45								
	支所次長	10					10										
	同課長	29							2	13	14						
	課長補佐	36								10	26						
	係長	420									315	105					
	調査官	12						10	2								
	首席矯正処遇官	200				5	147	48									
	次席矯正処遇官	10					10										
	統括矯正処遇官	621					1	110	200	310							
	矯正処遇官	135 10,834									845	7 3,234	128 6,755				
	専門官	26 1,063					8	83	181	336	453						
	一般職員	134 136 4,902															外 134 内 16 2,828
	公安職俸給表(二)	28 37 3,508															外 2,074 内 37 863
	[少年院]	20 25 2,344		1	22	42	65	177	159	836	1,177	863	166				外 20 内 25 526
	院長	44		1	11	19	13										
	分院長	4					4										
	次長	48				3	13	32									
	課長	48						17	19	12							
	課長補佐	22						1	11	10							
	係長	145										115	30				
	調査官	9							9								
	首席専門官	53					3	48	2								

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別											俸 給 額 (千円)						
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級							
	看護師長	2																		
	看護師 〔少年養育所〕	14																	14	
	看護師	1																	1	
更生保護官署																				
更生保護官署共済費																				
一 一般職		外 7 内 25 25 1,734																		6,893,011
	指定職俸給表 〔地方更生保護委員〕																			
	委員長	(2) 3																		
	行政職俸給表(-)	外 7 内 25 1,734																		29,328
	〔地方更生保護委員〕	外 2 内 280																		6,841,301
	委員長	5	4																	
	委員	49																		
	事務局長	8																		
	事務局長次	1																		
	課長	9																		
	課長補佐	16																		
	係長	21																		
	主任	1																		
	首席審査官	1																		
	統括審査官	17																		

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別											俸 給 額 (千円)				
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級					
	首席登記官	80					27	53										
	次席登記官	19						19										
	統括登記官	815						141	671	3								
	登記官	3,132							178	2,218	736							
	復興事業対策官	1						1										
	電子認証管理官	1						1										
	登記情報システム管理官	50						11	39									
	表示登記専門官	6 479								内	6							
	監査専門官	81							32	172	275							
	人権擁護専門官	11							8	9	50	14						
	民事専門官	93								3	8							
	戸籍国籍相談官	16									51	42						
	登記専門職	1,638									2	14						
	供託専門職	142										1,261	377					
	一般職員	50 31										90	52				外 50 30	
	行政職俸給表(二)											1	21	25	—	—	138,111	
	技能労務職員	47																
地方入国管理官署																		
地方入国管理官署共 通費																		
一 般 職		外 38(6箇月) 内 195(6箇月) 3,980																13,282,287
	指定職俸給表 (地方入国管理局)																	
	局長	3																28,632

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別											俸 給 額 (千円)					
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級						
	行政職俸給表(-)	外 16 内 173 2,500	1	14	11	1	1	1	1	1	1	1	2	9	10	162	9	8,134,165	
	(地方入国管理局)	外 9 内 173 2,481	1	12	10	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	7
	局長	5	1	4															
	長	9		3	5	1													
	長	14				5	9												
	長	4								4									
	支 局 長	7		5	2														
	支 局 次 長	7				3	3	1											
	支 局 課 長	7						7											
	課 長 補 佐	29								11	18								
	係 長	56																	
	審 査 監 理 官	2						2											
	席 審 査 官	83							2	56	25								
	統 括 審 査 官	240																	
	入 国 審 査 官	外 9 内 171 2,004																	
	一 般 職 員	7																	
	(入国者収容所)	外 7 内 19																	
	所 長	外 1 内 2																	
	長	外 1 内 2																	
	課 長	外 2 内 4																	
	課 長 補 佐	外 1 内 1																	
	係 長	外 2 内 8																	
	一 般 職 員	外 1 内 2																	

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別 内 訳											俸 給 額 (千円)		
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級			
	公安職俸給表(二)	(4) 26 1,486		—	12	27	(2)	74	(1)	138	142	276	420	270	26 127	6,084,342
	調整官	2			2											
	課長補佐	28				9	18	1								
	統括調査官	56				11	10	25	10							
	調査官	189										57	76	31	25	
	専門職	38				14	10	13	1							
	法規専門職	(2) 2				(1) 1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	研修所員	5				1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	公安調査局長	(2) 24			7	(2) 17										
	同管理官	16				16										
	同首席調査官	38				19	18	1								
	同統括調査官	146				2	10	49	85							
	同調査官	20 554														
	同専門職	70								35	26	9				
	公安調査事務所長	14			5	8	1									
公安調査事務所調査官	28								26	2						
同統括調査官	54								9	6	39					
同調査官	6 199											15	117	53	6 14	
同専門職	23										18	5				

(備考) 1 ()の数字は、換算をもって充てることができる人員で内数である。
2 この予算定員及び俸給表の予算定員及び俸給額には、「一般職の任期付職員」の採用及び給与の特例に関する法律(第7条第1項)の俸給表を適用する特定任期付職員及び「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(第6条第1項又は第2項)の俸給表を適用する任期付研究員が含まれる。
3 この予算定員及び俸給表の職名は、必要に応じて代表的な職名又は出括的な職名を記載している。

(イ) 法務省主管 平成27年度歳入予算額表
法務省主管

部・款・項・目	平成27年度予算額 (千円)	前年度予算額 (千円)	比較増△減額 (千円)
雑収入	101,678,441	104,238,104	△ 2,559,663
国有財産利用収入	630,863	687,405	△ 56,542
国有財産貸付収入	629,449	687,164	△ 57,715
土地及水面貸付料	179,135	170,589	8,546
建物及物件貸付料	155,368	151,505	3,863
公務員宿舍貸付料	294,946	365,070	△ 70,124
利子収入			
延納利子収入	1,414	241	1,173
諸収入	101,047,578	101,677,221	△ 629,643
許可及手数料			
手数料	45,362,849	41,370,131	3,992,718
懲罰及没収金	49,433,577	53,905,534	△ 4,471,957
過料	871,920	911,570	△ 39,650
没収金	1,030,782	1,381,973	△ 351,191
罰金及料料	47,530,875	51,611,991	△ 4,081,116
弁償及返納金	1,062,336	1,087,141	△ 24,805
弁償及違約金	653,274	703,843	△ 50,569
返納金	409,062	383,298	25,764
物品売払収入			
不用物品売払代	263,495	283,719	△ 20,224
矯正官署作業収入	4,379,631	4,528,629	△ 148,998
刑務所作業収入	4,368,812	4,517,423	△ 148,611
少年院職業指導及職業補導収入	10,819	11,206	△ 387
雑入	545,690	502,067	43,623
労働保険料被保険者負担金	42,466	38,264	4,202
小切手支払未済金収入	18,588	6,846	11,742
延滞金	5,408	4,158	1,250
期満後収入	224,427	191,392	33,035
雑収	254,801	261,407	△ 6,606
納付金			
雑納付金			
日本司法支援センター納付金	0	1,873,478	△ 1,873,478
法務省主管合計	101,678,441	104,238,104	△ 2,559,663

(㉔) 法務省所管 平成27年度歳出予算項目別表

(単位：千円)

項 目	平成27年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対前年度 比較増△減額
法務本省共通費	126,881,414	124,693,462	2,187,952
職員基本給	4,934,426	4,970,265	△ 35,839
職員諸手当	2,332,773	2,259,253	73,520
超過勤務手当	745,095	733,922	11,173
委員手当	47,191	56,237	△ 9,046
非常勤職員手当	18,890	18,761	129
休職者給与	755,084	699,208	55,876
国際機関等派遣職員給与	144,088	144,879	△ 791
公務災害補償費	500,672	562,030	△ 61,358
退職手当	34,435,034	34,730,416	△ 295,382
児童手当	71,860	73,980	△ 2,120
諸謝金	28,319	30,699	△ 2,380
報償費	1,705	1,570	135
職員旅費	211,420	194,054	17,366
外国留学旅費	71,360	51,289	20,071
赴任旅費	11,478	11,478	0
委員等旅費	12,487	14,151	△ 1,664
参考人等旅費	61	61	0
庁費	1,282,090	1,318,281	△ 36,191
情報処理業務庁費	364,573	410,163	△ 45,590
国会図書館支部庁費	3,473	3,473	0
司法国際化業務庁費	95,397	0	95,397
各所修繕	1,744,460	1,702,274	42,186
自動車重量税	728	156	572
通信専用料	0	78,975	△ 78,975
宿舍等撤去費	0	6,188	△ 6,188
国家公務員共済組合負担金	62,936,023	61,402,815	1,533,208
基礎年金等国家公務員共済 組合負担金	15,463,259	14,551,977	911,282
育児休業手当金国家公務員 共済組合負担金	40,875	41,928	△ 1,053
国有資産所在市町村交付金	142,988	144,123	△ 1,135
国際私法会議等分担金	63,507	57,758	5,749
交際費	2,098	2,098	0
賠償償還及払戻金	420,000	421,000	△ 1,000
基本法制整備費	124,477	138,590	△ 14,113

項 目	平成27年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
諸謝金	1,993	1,771	222
職員旅費	18,200	21,320	△ 3,120
委員等旅費	478	717	△ 239
庁費	103,806	114,782	△ 10,976
司法制度改革推進費	16,755,683	17,088,294	△ 332,611
委員手当	40,710	41,701	△ 991
諸謝金	147,839	146,599	1,240
職員旅費	5,953	6,109	△ 156
委員等旅費	19,679	20,397	△ 718
庁費	19,285	19,195	90
情報処理業務庁費	4,035	4,035	0
司法試験業務庁費	408,306	420,986	△ 12,680
国選弁護人確保業務等委託費	16,109,876	16,429,272	△ 319,396
日本司法支援センター運営費			
日本司法支援センター運営費 交付金	14,769,931	14,607,275	162,656
検察企画調整費	43,602	41,828	1,774
諸謝金	132	132	0
証人等被害給付金	100	100	0
職員旅費	6,630	5,114	1,516
外国人招へい旅費	4,195	4,282	△ 87
庁費	30,671	30,326	345
招へい外国人滞在費	356	356	0
調査活動費	1,518	1,518	0
矯正企画調整費	161,437	107,943	53,494
委員手当	67,954	37,793	30,161
諸謝金	1,702	733	969
褒賞品費	959	959	0
職員旅費	5,905	368	5,537
委員等旅費	2,317	1,642	675
庁費	10,589	3,328	7,261
民間資金等活用事業調査費	64,811	54,540	10,271
貸費生貸与金	7,200	8,580	△ 1,380
更生保護企画調整推進費	375,648	281,750	93,898
諸謝金	1,698	1,978	△ 280
褒賞品費	3,730	5,717	△ 1,987
職員旅費	2,219	2,968	△ 749

項 目	平成27年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
委員等旅費	150	328	△ 178
庁費	13,081	16,769	△ 3,688
更生保護事業費補助金	354,770	253,990	100,780
債権管理回収業審査監督費	9,587	9,665	△ 78
職員旅費	308	308	0
債権回収会社検査旅費	3,284	3,284	0
庁費	5,995	6,073	△ 78
人権擁護推進費	1,522,716	1,588,758	△ 66,042
人権啓発活動等委託費	1,480,732	1,546,754	△ 66,022
人権啓発活動等補助金	41,984	42,004	△ 20
訟務費	1,826,542	1,825,936	606
諸謝金	201,238	201,222	16
訟務旅費	197,612	218,886	△ 21,274
委員等旅費	5,524	3,139	2,385
訟務庁費	701,497	682,018	19,479
訴訟用印紙類購入費	67,171	67,171	0
賠償償還及払戻金	53,500	53,500	0
保証金	600,000	600,000	0
出入国管理企画調整推進費	1,295,254	1,085,250	210,004
委員手当	79,800	69,927	9,873
諸謝金	66,345	93,925	△ 27,580
職員旅費	12,995	9,988	3,007
委員等旅費	13,551	11,488	2,063
情報処理業務庁費	40,275	22,179	18,096
出入国管理業務庁費	225,549	214,093	11,456
調査活動費	537	537	0
中長期在留者居住地届出等事務 委託費	856,202	663,113	193,089
法務省施設費	19,004,800	19,246,510	△ 241,710
施設施工旅費	44,834	44,057	777
施設施工庁費	181,345	120,687	60,658
施設整備費	16,528,856	16,830,501	△ 301,645
不動産購入費	2,249,765	2,251,265	△ 1,500
法務行政情報化推進費			
情報処理業務庁費	1,498,856	1,128,600	370,256
(組織) 法務本省 計	184,269,947	181,843,861	2,426,086
法務総合研究所共通費	1,717,332	1,661,869	55,463

項 目	平成27年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
職員基本給	551,877	553,387	△ 1,510
職員諸手当	250,048	238,935	11,113
超過勤務手当	12,322	12,274	48
児童手当	6,570	8,160	△ 1,590
諸謝金	13,081	13,076	5
職員旅費	298,687	298,717	△ 30
赴任旅費	1,462	1,462	0
庁費	546,830	534,704	12,126
情報処理業務庁費	36,411	1,154	35,257
自動車重量税	44	0	44
法務調査研究費	38,478	34,097	4,381
諸謝金	2,347	2,129	218
職員旅費	3,708	3,508	200
委員等旅費	71	71	0
試験研究費	32,352	28,389	3,963
国際協力推進費	212,468	204,614	7,854
政府開発援助諸謝金	55,796	61,265	△ 5,469
政府開発援助職員旅費	41,105	44,120	△ 3,015
政府開発援助研修生旅費	9,654	8,177	1,477
政府開発援助外国人招へい旅費	36,825	28,115	8,710
政府開発援助庁費	60,804	55,576	5,228
政府開発援助情報処理業務庁費	845	856	△ 11
政府開発援助招へい外国人滞在費	7,439	6,505	934
(組織)法務総合研究所 計	1,968,278	1,900,580	67,698
検察官署共通費	99,338,029	98,046,071	1,291,958
職員基本給	61,960,209	61,992,107	△ 31,898
職員諸手当	28,456,346	27,406,685	1,049,661
超過勤務手当	2,239,016	2,134,642	104,374
短時間勤務職員給与	416,383	246,337	170,046
児童手当	716,710	752,335	△ 35,625
職員旅費	4,713	4,456	257
赴任旅費	362,374	362,374	0
庁費	4,990,707	4,924,434	66,273
情報処理業務庁費	61,458	88,016	△ 26,558
庁舎等撤去費	7,338	11,848	△ 4,510
土地建物借料	17,513	14,718	2,795
公共施設等維持管理運営費	63,807	63,764	43

項 目	平成27年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
自動車重量税	6,776	5,816	960
国有資産所在市町村交付金	31,202	35,062	△ 3,860
交際費	3,477	3,477	0
検察費	5,010,825	5,055,572	△ 44,747
諸謝金	872,070	856,797	15,273
検察旅費	602,606	614,541	△ 11,935
選挙取締旅費	9,219	0	9,219
参考人等旅費	269,129	256,784	12,345
検察業務庁費	3,249,497	3,325,568	△ 76,071
選挙取締庁費	6,422	0	6,422
予納金	200	200	0
刑事補償金	1,682	1,682	0
検察運営費	3,422,284	3,508,135	△ 85,851
諸謝金	12,749	11,404	1,345
報償費	5,100	5,100	0
職員旅費	128,121	107,494	20,627
委員等旅費	1,393	1,311	82
司法警察職員修習旅費	8,327	8,352	△ 25
司法修習生旅費	5,255	6,550	△ 1,295
情報処理業務庁費	1,638,110	1,881,779	△ 243,669
検察業務庁費	1,573,593	1,431,509	142,084
調査活動費	49,636	54,636	△ 5,000
(組織) 検察庁 計	107,771,138	106,609,778	1,161,360
矯正官署共通費	162,356,725	159,874,317	2,482,408
職員基本給	96,292,418	95,686,098	606,320
職員諸手当	41,721,117	39,745,464	1,975,653
超過勤務手当	18,426,988	18,535,814	△ 108,826
非常勤職員手当	972,670	937,183	35,487
短時間勤務職員給与	9,665	9,277	388
児童手当	1,864,285	1,797,840	66,445
諸謝金	15,195	9,100	6,095
褒賞品費	1,854	1,854	0
職員旅費	270,079	267,659	2,420
赴任旅費	282,109	282,109	0
庁費	2,312,541	2,387,925	△ 75,384
情報処理業務庁費	32,624	40,420	△ 7,796
庁舎等撤去費	4,655	8,419	△ 3,764

項 目	平成27年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
土地建物借料	103,885	120,524	△ 16,639
自動車重量税	19,171	16,933	2,238
国有資産所在市町村交付金	27,304	27,533	△ 229
交際費	165	165	0
矯正管理業務費	5,177,991	5,236,409	△ 58,418
諸謝金	25,535	24,009	1,526
職員旅費	140,514	144,352	△ 3,838
赴任旅費	135,485	135,485	0
委員等旅費	32,547	27,289	5,258
矯正管理業務庁費	4,301,699	4,364,609	△ 62,910
看守等被服費	541,799	539,853	1,946
調査活動費	412	812	△ 400
矯正収容費	47,659,973	48,202,360	△ 542,387
諸謝金	903,904	922,295	△ 18,391
被収容者作業報奨金	1,913,315	1,934,125	△ 20,810
職業能力習得報奨金	9,718	0	9,718
職業補導賞与金	2,098	12,945	△ 10,847
被収容者作業死傷手当	11,015	11,043	△ 28
矯正教育死傷手当	980	983	△ 3
職業補導死傷手当	49	49	0
収容業務旅費	453,037	438,748	14,289
作業業務旅費	118,155	116,540	1,615
護送旅費	566,176	588,604	△ 22,428
被収容者旅費	138,315	144,013	△ 5,698
婦住旅費	27,643	29,022	△ 1,379
収容諸費	22,912,382	22,551,816	360,566
作業諸費	3,043,500	3,061,534	△ 18,034
被収容者被服費	775,144	830,120	△ 54,976
作業場等借料	10,113	10,113	0
被収容者食糧費	11,438,574	12,050,030	△ 611,456
原材料費	206,913	204,189	2,724
賠償償還及払戻金	100	100	0
都道府県警察実費弁償金	5,128,842	5,296,091	△ 167,249
矯正施設民間開放推進費	16,323,803	16,082,480	241,323
職員旅費	324	324	0
矯正管理業務庁費	3,454,097	3,409,194	44,903
公共施設等維持管理運営費	12,869,382	12,672,962	196,420

項 目	平成27年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
(組織) 矯正官署 計	231,518,492	229,395,566	2,122,926
更生保護官署共通費	12,845,835	12,462,984	382,851
職員基本給	7,757,193	7,671,294	85,899
職員諸手当	3,743,319	3,516,279	227,040
超過勤務手当	296,038	292,882	3,156
委員手当	26,517	26,517	0
短時間勤務職員給与	122,066	67,726	54,340
児童手当	104,305	98,250	6,055
諸謝金	17,720	26,580	△ 8,860
職員旅費	13,748	13,713	35
赴任旅費	55,416	55,416	0
委員旅費	1,417	1,417	0
庁費	688,672	665,770	22,902
情報処理業務庁費	7,024	15,600	△ 8,576
土地建物借料	2,894	2,400	494
公共施設等維持管理運営費	7,314	7,259	55
自動車重量税	953	640	313
国有資産所在市町村交付金	36	38	△ 2
交際費	1,203	1,203	0
更生保護活動費	12,136,179	11,801,867	334,312
諸謝金	78,059	101,416	△ 23,357
保護観察対象者等職業補導給付金	382,120	0	382,120
食事費給与金	1,690	1,975	△ 285
褒賞品費	20,434	22,162	△ 1,728
更生保護業務旅費	238,915	248,529	△ 9,614
研修生旅費	33,158	36,369	△ 3,211
参考人等旅費	115	115	0
婦住援護旅費	4,046	6,577	△ 2,531
更生保護業務庁費	1,601,584	1,545,007	56,577
被保護者被服費	7,967	8,202	△ 235
保護観察所入所者食糧費	9,565	13,869	△ 4,304
更生保護委託費	4,853,778	4,875,062	△ 21,284
保護司実費弁償金	4,904,748	4,942,584	△ 37,836
(組織) 更生保護官署 計	24,982,014	24,264,851	717,163
法務局共通費	72,475,538	72,805,434	△ 329,896
職員基本給	40,950,649	41,812,228	△ 861,579
職員諸手当	19,478,569	19,116,949	361,620

項 目	平成27年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
超過勤務手当	4,049,758	4,082,022	△ 32,264
短時間勤務職員給与	1,165,750	906,552	259,198
児童手当	471,225	505,525	△ 34,300
諸謝金	10,135	14,241	△ 4,106
褒賞品費	43	43	0
職員旅費	172,364	175,501	△ 3,137
赴任旅費	266,653	266,653	0
庁費	4,311,629	4,260,337	51,292
情報処理業務庁費	849,095	972,957	△ 123,862
庁舎等撤去費	140,593	97,287	43,306
土地建物借料	421,702	406,708	14,994
公共施設等維持管理運営費	172,985	172,532	453
自動車重量税	3,408	3,620	△ 212
国有資産所在市町村交付金	9,622	10,921	△ 1,299
交際費	1,358	1,358	0
登記事務処理費	50,968,271	51,215,002	△ 246,731
委員手当	397,708	376,907	20,801
諸謝金	3,826	3,506	320
登記業務旅費	185,762	181,975	3,787
委員等旅費	6,927	8,019	△ 1,092
登記情報処理業務庁費	35,804,185	36,916,507	△ 1,112,322
登記業務庁費	7,447,254	6,610,853	836,401
土地建物借料	72,964	68,910	4,054
登記事項証明書交付事務等委託費	7,049,645	7,048,325	1,320
国籍等事務処理費	1,955,521	1,834,091	121,430
民事業務旅費	29,260	29,747	△ 487
民事業務庁費	1,797,009	1,688,417	108,592
供託金利息	129,252	115,927	13,325
人権擁護活動費	1,770,968	1,707,151	63,817
人権擁護業務旅費	28,101	30,950	△ 2,849
人権擁護業務庁費	587,175	517,888	69,287
人権擁護委員実費弁償金	1,155,692	1,158,313	△ 2,621
(組織) 法務局 計	127,170,298	127,561,678	△ 391,380
地方入国管理官署共通費	26,383,612	25,531,945	851,667
職員基本給	15,526,993	15,128,138	398,855
職員諸手当	7,072,432	6,699,011	373,421
超過勤務手当	1,797,559	1,716,416	81,143

項 目	平成27年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
短時間勤務職員給与	210,504	209,771	733
児童手当	214,840	208,090	6,750
報償費	60	60	0
職員旅費	7,041	7,041	0
赴任旅費	127,123	127,123	0
庁費	1,408,817	1,415,653	△ 6,836
情報処理業務庁費	5,443	8,581	△ 3,138
公共施設等維持管理運営費	7,936	7,919	17
自動車重量税	3,735	3,183	552
国有資産所在市町村交付金	964	794	170
交際費	165	165	0
出入国管理業務費	19,241,241	18,574,530	666,711
非常勤職員手当	24,662	30,251	△ 5,589
諸謝金	122,123	97,866	24,257
出入国管理業務旅費	259,962	259,577	385
護送旅費	92,026	92,026	0
証人等旅費	56	56	0
被收容者旅費	32,433	32,433	0
情報処理業務庁費	12,575,431	12,147,490	427,941
出入国管理業務庁費	3,627,744	2,911,850	715,894
收容諸費	1,313,884	1,232,805	81,079
審査官等被服費	62,593	60,904	1,689
被收容者被服費	868	868	0
土地建物借料	721,096	699,966	21,130
調査活動費	2,449	2,449	0
被護送收容者食糧費	405,914	422,095	△ 16,181
通信専用料	0	583,894	△ 583,894
(組織) 地方入国管理官署 計	45,624,853	44,106,475	1,518,378
公安審査委員会	65,859	66,531	△ 672
職員基本給	23,311	23,947	△ 636
職員諸手当	12,839	12,844	△ 5
超過勤務手当	798	792	6
委員手当	18,547	18,547	0
児童手当	330	420	△ 90
諸謝金	178	222	△ 44
職員旅費	256	256	0
委員旅費	431	431	0

項 目	平成27年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
庁費	9,049	8,985	64
自動車重量税	33	0	33
交際費	87	87	0
公安調査庁共通費	11,946,349	11,874,670	71,679
職員基本給	7,491,656	7,523,598	△ 31,942
職員諸手当	3,440,092	3,334,267	105,825
超過勤務手当	359,214	356,563	2,651
児童手当	100,410	105,480	△ 5,070
諸謝金	671	514	157
職員旅費	23,956	21,664	2,292
赴任旅費	32,117	29,121	2,996
庁費	453,097	452,699	398
情報処理業務庁費	36,713	40,529	△ 3,816
土地建物借料	3,433	5,814	△ 2,381
自動車重量税	3,254	2,699	555
国有資産所在市町村交付金	729	715	14
交際費	1,007	1,007	0
破壊の団体等調査費	2,169,613	2,238,278	△ 68,665
諸謝金	4,507	5,706	△ 1,199
団体等調査旅費	116,296	117,945	△ 1,649
参考人等旅費	59	59	0
団体等調査業務庁費	422,690	518,973	△ 96,283
公安調査官調査活動費	1,626,061	1,595,595	30,466
(組織)公安調査庁 計	14,115,962	14,112,948	3,014
法務省所管 合計	737,486,841	729,862,268	7,624,573

イ 東日本大震災復興特別会計
 (7) 平成27年度 政府職員予算定員及び俸給額表
 職名別等内訳

適用を受ける俸給表等及び職名	予算定員 (人)	級 別										俸給額 (千円)			
		11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級		1級		
復興庁所管															
法務省共通費	91														355,430
(更生保護官署)															
一般保護官職															
行政職俸給表(-)															
保護観察官	25												4	21	100,995
(法務局)															
一般職															
行政職俸給表(-)															
登記官	66													66	254,435

※法務省分のみ
 なお、東日本大震災復興特別会計は復興庁所管であり、同庁において一括計上している。

(4) 平成27年度 歳入予算額表
 復興庁その他の各省各庁所管 (法務省)

款・項・目	平成27年度予算額 (千円)	前年度予算額 (千円)	比較増△減額 (千円)
雑収入			
雑収入			
労働保険料被保険者負担金	389	638	△ 249
雑納付金			
日本司法支援センター納付金	0	1,112,859	△ 1,112,859
東日本大震災復興特別会計合計	389	1,113,497	△ 1,113,108

(ウ) 平成27年度 歳出予算額科目別表

(単位：千円)

科 目	平成27年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
法務省共通費	697,270	519,550	177,720
職員基本給	384,982	300,545	84,437
職員諸手当	185,555	128,916	56,639
超過勤務手当	26,395	20,341	6,054
児童手当	18,090	10,305	7,785
庁費	624	548	76
国家公務員共済組合負担金	81,624	58,895	22,729
法務行政復興政策費	254,754	1,700,706	△ 1,445,952
登記業務旅費	19,136	36,678	△ 17,542
庁費	972	0	972
更生保護業務庁費	24,711	24,863	△ 152
登記情報処理業務庁費	9,675	20,736	△ 11,061
登記業務庁費	117,162	1,514,055	△ 1,396,893
土地建物借料	83,098	104,111	△ 21,013
自動車重量税	0	263	△ 263
法務行政復興事業費	196,544	756,113	△ 559,569
施設施工旅費	493	1,964	△ 1,471
施設施工庁費	386	1,533	△ 1,147
施設整備費	195,665	752,616	△ 556,951
東日本大震災復興			
日本司法支援センター運営費			
日本司法支援センター運営費	435,786	899,819	△ 464,033
交付金			
(組織)復興庁計	1,584,354	3,876,188	△ 2,291,834

※ 東日本大震災復興特別会計は復興庁所管であり、同庁において一括計上している。

(2) 決算

平成26年度 法務省主管 一般会計歳入決算報告書

法務省主管 一般会計

当 初 予 算 額 (円)	歳 入 額		計 額 (円)	取 納 済 入 額 (円)	不 納 欠 損 額 (円)	取 納 未 済 入 額 (円)	歳 入 予 算 額 と 取 納 済 入 額 と の 差 (△は減)
	予 算 額 (円)	正 追 加 額 (円)					
102,364,626,000	1,873,478,000	0	104,238,104,000	98,493,629,449	390,047	84,426,891	△ 5,829,291,489

部・款・項・目別区分及び各目の増減理由

部・款・項・目	歳入予算額(円)	歳入額(円)	歳入額と歳入予算額との差(△は減)	取納済入額(円)	不納欠損額(円)	取納未済入額(円)	取納済入額と取納未済入額との差(△は減)	増減理由
政府資産整理収入								
国有財産処分収入								
国有財産売却収入								
建物売却代	0	3,885,500	3,885,500	0	0	3,885,500	田法務局片倉の売却いがあったため	
国有財産利用収入	104,238,104,000	98,489,733,949	98,404,917,011	390,047	84,426,891	△ 5,833,186,989		
国有財産賃借収入	687,405,000	769,841,028	741,617,986	0	28,223,042	54,212,986		
国有財産賃付収入	687,405,000	740,177,068	740,177,068	0	0	53,013,068		
土地及水面賃付料	170,580,000	267,468,664	267,468,664	0	0	96,579,664	土地の賃付面積が予定より多かつたこと等のため	
建物及物件賃付料	151,505,000	158,877,193	158,877,193	0	0	7,372,193		
公務員宿舎賃付料	365,070,000	313,831,211	313,831,211	0	0	△ 51,238,789	公務員宿舎の賃付料が予定より少なかつたため	
利息収入								
延納利息収入	241,000	29,663,960	1,440,918	0	28,223,042	1,190,918	履行延期の特約に係る延納利息収入が予定より多かつたため	
納付金								
日本司法支援センター納付金	1,873,478,000	1,873,477,837	1,873,477,837	0	0	△ 163		
諸収入	101,677,221,000	95,846,415,084	95,789,821,188	390,047	56,203,819	△ 5,887,399,812		
許可手数料								
手続料	41,370,131,000	40,257,340,000	40,257,340,000	0	0	△ 1,112,791,000	電気通信通帳により登記情報提供手数料が予定より少なかつたこと等のため	
懲罰及没収金	53,905,534,000	49,163,337,394	49,163,337,394	0	0	△ 4,742,196,606		
過料	911,570,000	968,837,100	968,837,100	0	0	57,267,606	会社法(平成17年法律第88号)違反による過料が予定より多かつたこと等のため	
没収金	1,381,879,000	380,573,210	380,573,210	0	0	△ 801,399,790	没収明の執行に代わる通帳による収入が予定より少なかつたこと等のため	
罰金及科料	51,611,991,000	47,613,927,084	47,613,927,084	0	0	△ 3,998,063,916	罰法(明治40年法律第5号)違反による罰金が予定より少なかつたこと等のため	
弁償及返納金	1,087,141,000	1,553,459,920	1,497,450,962	338,403	55,670,555	140,304,962	訴訟費用弁償金が予定より少なかつたこと等のため	
弁償及返納金	703,843,000	586,736,134	555,626,439	46,532	31,062,763	△ 148,216,561	訴訟費用弁償金が予定より少なかつたこと等のため	
返納金	383,298,000	966,723,786	941,824,523	291,471	24,607,792	558,526,523	民事訴訟保証金の返納金が予定より多かつたこと等のため	
物品売却収入								
物品売却収入	283,719,000	156,359,287	156,359,287	0	0	△ 127,359,713	没収品の売却いがあったこと等のため	
雑収入	4,528,639,000	4,150,079,445	4,150,079,445	0	503	△ 378,550,658		
矯正作業収入	4,517,429,000	4,139,640,606	4,139,640,606	0	503	△ 377,787,897	賃金収入が予定より少なかつたこと等のため	
刑務所作業収入								
少年院職業訓練収入	11,249,000	10,488,839	10,488,839	0	0	△ 761,161		
雑収入	502,067,000	565,839,038	565,254,603	51,644	532,791	63,187,603		
労働保険料徴収者負担金	38,261,000	42,942,606	42,942,606	0	0	4,678,606		
小5の手支払未済金収入	6,846,000	9,066,290	9,066,290	0	0	2,220,290	供託金の払渡しに係る小切手支払未済金が予定より多かつたこと等のため	
延滞金	4,138,000	7,083,011	6,550,229	0	532,791	2,392,220	不当利得の返納金に係る延滞金が予定より多かつたこと等のため	
期間満了収入	191,392,000	321,856,783	321,856,783	0	0	130,464,783	供託金の返納請求に係る法定期間経過による国庫帰属が予定より多かつたこと等のため	
延滞収入	261,407,000	184,860,348	184,808,704	51,644	0	△ 76,598,296	所有権放棄明事項置金が予定より少なかつたこと等のため	
雑収入	104,238,104,000	98,493,629,449	98,408,812,511	390,047	84,426,891	△ 5,829,291,489		

3 平成26年公布法務省主管法律一覧

法 律 名	公布月日	法律 番号	施行年月日	参照ページ
1 裁判所職員定員法の一部を改正する法律	4. 4	18	平成26年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日 (平成26年4月4日施行)	
2 少年法の一部を改正する法律	4.18	23	公布の日から起算して20日を経過した日 (平成26年5月8日)(ただし、警察官の送致等の複数の規定については、公布の日から起算して2月を経過した日 (平成26年6月18日))	
3 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律	4.25	29	公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日	
4 司法試験法の一部を改正する法律	6. 4	52	平成26年10月1日	
5 少年院法	6.11	58	公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、実地監査等の複数の規定については、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日)	

法 律 名	公布月日	法律 番号	施行年月日	参照ページ
6 少年鑑別所法	6.11	59	少年院法の施行の日 (ただし、実地監査等の複数の規定については、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日)	
7 少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	6.11	60	少年院法の施行の日	
8 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律	6.18	74	平成27年4月1日 (ただし、退去強制令書の執行等の規定については公布の日、上陸の申請等の規定については平成27年1月1日、上陸許可の証印等の規定については、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日)	
9 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律	6.25	79	公布の日から起算して20日を経過した日 (平成26年7月15日)	
10 会社法の一部を改正する法律	6.27	90	公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日	

法 律 名	公布月日	法律 番号	施行年月日	参照ページ
11 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	6.27	91	会社法の一部を改正する法律の施行の日（ただし、投資信託及び投資法人に関する法律等の改正規定は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（法律第45号）の公布の日（平成25年6月19日）から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日）	
12 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律	11.21	113	公布の日から起算して20日を経過した日（平成26年12月11日）	
13 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律	11.28	129	公布の日（ただし、簡易裁判所判事の報酬月額等の規定については、平成27年4月1日）	
14 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律	11.28	130	公布の日（ただし、副検事の報酬月額等の規定については、平成27年4月1日）	

4 平成26年公布法務省主管政令一覧

政 令 名	公布月日	政令 番号	施行年月日	参照ページ
1 裁判官の配偶者同行休業に関する法律の施行期日を定める政令	2.13	32	公布の日	
2 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令の一部を改正する政令	3.28	87	平成26年4月1日	
3 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行期日を定める政令	4.23	165	公布の日	
4 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令	4.23	166	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行の日（平成26年5月20日）	
5 権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令の一部を改正する政令	4.25	168	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の施行の日（平成26年5月1日）	
6 動産・債権譲渡登記令の一部を改正する政令	5.23	185	平成26年6月2日	
7 鉾害賠償登録令の一部を改正する政令	9.18	306	公布の日	

政 令 名	公布月日	政令 番号	施行年月日	参照ページ
8 マンションの建替えの円滑化等に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令	12.12	390	マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日 (平成26年12月24日)	

5 平成26年公布法務省令等一覧

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日	参照 ページ
1	法務局及び地方法務局の支局及び出張所 設置規則及び登記事務委任規則の一部を 改正する省令	2.21	平成26年3月10日 一部は 平成26年4月5日	
2	商業登記規則の一部を改正する省令	2.28	金融商品取引法等 の一部を改正する 法律（平成25年法 律第45号）附則第 1条第2号の政令 で定める日から施 行	
3	出入国管理及び難民認定法施行規則の一 部を改正する省令	2.28	平成26年7月1日	
4	法務省定員規則の一部を改正する省令	3.26	平成26年4月1日	
5	法務省組織規則の一部を改正する省令	3.28	平成26年4月1日	
6	法務局及び地方法務局組織規則の一部を 改正する省令	3.28	平成26年4月1日	
7	刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の 一部を改正する省令	3.28	平成26年4月1日	
8	少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を 改正する省令	3.28	平成26年4月1日	
9	矯正研修所組織規則の一部を改正する省 令	3.28	平成26年4月1日	
10	保護観察所組織規則の一部を改正する省 令	3.28	平成26年4月1日	
11	地方入国管理局組織規則の一部を改正す る省令	3.28	平成26年4月1日	
12	警察拘禁費用償還規則の一部を改正する 省令	3.28	平成26年4月1日	
13	刑事施設及び被收容者の処遇に関する規 則の一部を改正する省令	3.28	平成26年4月1日	
14	保護司実費弁償金支給規則の一部を改正 する省令	4. 1	公布の日	

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日	参照 ページ
15	出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令	4. 1	平成26年4月1日	
16	更生保護事業費補助金交付規則の一部を改正する省令	4.10	公布の日	
17	供託規則の一部を改正する省令	4.14	平成26年6月2日	
18	法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令	4.25	平成26年5月7日	
19	刑事施設及び被收容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令	5. 2	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）の施行の日（平成26年5月20日）から施行	
20	更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令	5.14	公布の日	
21	出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令	5.15	公布の日	
22	法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令	5.23	平成26年6月16日	
23	動産・債権譲渡登記規則の一部を改正する省令	5.23	平成26年6月2日	
24	法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令	6.27	平成26年7月22日	
25	法務省定員規則の一部を改正する省令	7. 4	公布の日	
26	司法試験法施行規則の一部を改正する省令	9.12	司法試験法の一部を改正する法律（平成26年法律第52号）の施行の日（平成26年10月1日）から施行	

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日	参照 ページ
27	鉦害賠償登録規則の一部を改正する省令	9.18	鉦害賠償登録令の一部を改正する政令の施行の日（平成26年9月18日）から施行	
28	地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令	10. 6	平成26年10月6日	
29	法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令	10.24	平成26年11月4日 一部は 平成26年11月25日	
30	刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令	11.10	薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）の施行の日（平成26年11月25日）から施行	
31	昭和8年司法省令第38号の一部を改正する省令	11.17	公布の日	
32	不動産登記令第4条の特例等を定める省令の一部を改正する省令	12.12	マンションの建替えの円滑化等に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令（平成26年政令第390号）の施行の日（平成26年12月24日）から施行	
33	商業登記規則等の一部を改正する省令	12.18	会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行	
34	出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令	12.26	平成27年4月1日 一部は 平成27年1月1日 平成27年2月1日	

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日	参照 ページ
35	出入国管理及び難民認定法第7条第1項 第2号の基準を定める省令の一部を改正 する省令	12.26	平成27年4月1日 一部は 平成27年1月1日	
36	出入国管理及び難民認定法第20条の2第 2項の基準を定める省令の一部を改正す る省令	12.26	平成27年4月1日	
37	出入国管理及び難民認定法別表第1の2 の表の高度専門職の項の下欄の基準を定 める省令	12.26	平成27年4月1日 一部は 平成27年1月1日	
38	出入国管理及び難民認定法別表第1の5 の表の下欄の事業活動の要件を定める省 令を廃止する省令	12.26	平成27年4月1日	
39	法務局及び地方法務局の支局及び出張所 設置規則等の一部を改正する省令	12.26	平成27年1月13日 一部は 平成27年4月1日	
(共同府・省令)				
内閣府 復興庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	東日本大震災復興特別会計事務取扱規則 の一部を改正する命令	3.28	平成26年4月1日	

省令番号	省令名	公布月日	施行年月日	参照ページ
内閣府1 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令	3.31	平成27年4月1日 一部は 平成26年4月1日	
内閣府1 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令	3.11	公布の日 一部は 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）の施行の日から施行	
内閣府2 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令	3.31	平成26年4月1日	
法務省1 厚生労働省	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行規則の一部を改正する省令	3.17	平成26年4月1日	

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日	参照 ページ
内閣府1 法務省	社債、株式等の振替に関する命令の一部を 改正する命令	6. 6	行政手続における 特定の個人を識別 するための番号の 利用等に関する法 律の施行の日から 施行	
内閣府3 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	犯罪による収益の移転防止に関する法律 施行規則の一部を改正する命令	7. 2	平成26年12月1日	
内閣府2 法務省	社債、株式等の振替に関する命令の一部を 改正する命令	7. 2	平成26年12月1日	
内閣府1 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	認可特定保険業者等に関する命令の一部 を改正する命令	10.22	平成26年12月1日	

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日	参照 ページ
内閣府2 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令	12.10	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第39号）の施行の日から施行	

6 平成26年主要訓令等一覧

(法務省訓令)

訓令番号	題名	月日	施行年月日	参照ページ
1	検察庁事務章程の一部を改正する訓令	3.28	26. 4. 1	

(法務大臣訓令)

題名又は件名	月日	記号番号	施行年月日	参照ページ
(秘書課)				
1 法務省行政文書取扱規則	2.10	秘法訓 1	26. 4. 1	
2 法務省行政文書管理規則の一部を改正する訓令	2.10	秘文訓 1	26. 4. 1	
3 法務省消費税転嫁対策基本規則の一部を改正する訓令	3.27	秘総訓 2	26. 3.27	
4 法務省行政文書取扱規則の一部を改正する訓令	3.31	秘法訓 2	26. 4. 1	
5 法務省行政文書管理規則の一部を改正する訓令	6.30	秘文訓 2	26. 7. 1	
6 法務省特定秘密保護規程	12.10	秘総訓 5	26.12.10	
7 法務省行政文書取扱規則の一部を改正する訓令	12.10	秘法訓 3	26.12.10	
(人事課)				
1 法務省人事評価の実施規程の一部を改正する訓令	3.24	人服訓 1	26. 3.24	
2 法務省定員細則の一部を改正する訓令	4. 1	人定訓 1	26. 4. 1	
3 法務省人事評価の実施規程の一部を改正する訓令	5.30	人服訓 2	26. 5.30	
4 法務省定員細則の一部を改正する訓令	7. 4	人定訓 2	26. 7. 4	
5 法務省人事評価の実施規程の一部を改正する訓令	7.31	人服訓 3	26. 7.31	

題名又は件名	月日	記号番号	施行年月日	参照ページ
6 法務省幹部候補育成課程実施規程	9.30	人企訓 2	26. 9.30	
7 法務省人事評価の実施規程の一部を改正する訓令	9.30	人服訓 5	26.10. 1	
8 検察庁職員の人事に関する上申手続等に関する訓令の一部を改正する訓令	12.18	人検訓 285	27. 1. 1	
(会計課)				
1 法務省所管に係る東日本大震災復興特別会計事務取扱規程の一部を改正する訓令	1.29	会 訓 1	26. 1.31	
2 法務省所管に係る東日本大震災復興特別会計事務取扱規程の一部を改正する訓令	2.25	会 訓 2	26. 2.28	
3 法務省所管物品管理事務取扱規程の全部を改正する訓令	3.26	会 訓 3	26. 4. 1 一部は別途 通知する日	
4 法務省所管契約事務取扱規程の一部を改正する訓令	3.31	会 訓 4	26. 4. 1	
5 会計機関（契約担当官及び物品管理官を除く。）の官職指定に関する訓令の一部を改正する訓令	3.31	会 訓 5	26. 4. 1	
6 法務省所管に係る東日本大震災復興特別会計事務取扱規程の一部を改正する訓令	3.31	会 訓 6	26. 4. 1 一部は別途 通知する日	
7 法務省所管契約事務取扱規程の一部を改正する訓令	7.25	会 訓 7	26. 8. 1 一部は別途 通知する日	
8 法務省所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令	8.29	会 訓 8	26. 9. 1 一部は別途 通知する日	
9 法務省所管契約事務取扱規程の一部を改正する訓令	11.28	会 訓 9	26.12. 1	

題名又は件名	月日	記号番号	施行年月日	参照ページ
(施設課) 法務省所管工事取扱規程の一部を改正する訓令	3.31	施 訓 12	26. 3.31	
(刑事局)				
1 事件事務規程の一部を改正する訓令	3.11	刑総訓 1	26. 4. 1	
2 心神喪失者等の処遇事件に係る審判手続等に関する規程の一部を改正する訓令	3.11	刑総訓 2	26. 4. 1	
3 統括捜査官の配置に関する規程の一部を改正する訓令	3.28	刑総訓 4	26. 4. 1	
4 刑事関係報告規程の一部を改正する訓令	5.12	刑総訓 5	26. 5.20	
5 事件事務規程の一部を改正する訓令	5.12	刑総訓 6	26. 5.20	
6 刑事関係報告規程の一部を改正する訓令	12. 9	刑総訓 7	26.12.10	
7 処分請訓規程の一部を改正する訓令	12. 9	刑総訓 8	26.12.10	
8 係検事に関する規程の一部を改正する訓令	12. 9	刑総訓 9	26.12.10	
(矯正局)				
1 刑務官の服制及び服装に関する規則の一部を改正する訓令	2.13	矯成訓 1	26. 4. 1	
2 刑務官等の給与品及び貸与品に関する訓令の一部を改正する訓令	2.13	矯成訓 2	26. 4. 1	
3 刑務作業の事務取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令	3. 6	矯成訓 3	26. 3. 6	
4 少年院在院者の懲戒に関する訓令	3.20	矯少訓 1	26. 4.15	
5 矯正職員の研修に関する訓令の一部を改正する訓令	3.26	矯総訓 1	26. 4. 1	

題名又は件名	月日	記号番号	施行年月日	参照ページ
6 少年院及び少年鑑別所における統括専門官の配置等に関する訓令の一部を改正する訓令	3.28	矯総訓 3	26. 4. 1	
7 統括矯正処遇官の配置等に関する訓令の一部を改正する訓令	3.28	矯総訓 8	26. 4. 1	
8 死亡手当金及び障害手当金に関する訓令の一部を改正する訓令	3.28	矯少訓 2	26. 4. 1	
9 婦人補導院在院者又はその遺族に対する死亡手当金等の支給に関する訓令の一部を改正する訓令	3.31	矯成訓 4	26. 4. 1	
(保護局) 統括保護観察官の配置等に関する訓令の一部を改正する訓令	3.28	保総訓 4	26. 4. 1	
(入国管理局)				
1 統括審査官及び統括入国警備官の配置等に関する訓令の一部を改正する訓令	4. 1	管総訓 1	26. 4. 1	
2 統括審査官及び統括入国警備官の配置等に関する訓令の一部を改正する訓令	10. 6	管総訓 3	26.10. 6	

7 平成26年主要通達等一覧

題名又は件名	月日	記号番号	備考
(秘書課)			
1 法務省国民保護計画の変更について	1.14	秘企 19	官房長通知
2 「法務省における緊急事態発生時の報告体制」の一部改正について	3.10	秘総 15	官房長依命通達
3 法務省消費税転嫁対策事務処理要領の一部改正について	3.27	秘総 23	事務次官通達
4 法務省行政文書取扱規則実施細則について	3.31	秘法 2	秘書課長通達
(人事課)			
1 「国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成17年法律第115号）の施行後の退職手当の取扱いについて」の一部改正について	2.20	人給 26	人事課長依命通知
2 職員の配偶者同行休業について	2.24	人服 297	人事課長依命通達
3 平成17年法律第113号附則第11条による差額等が支給されなくなることに伴う職員への通知について	3. 4	人給 34	人事課長依命通達
4 平成26年4月1日における号俸の調整について	3. 4	人給 35	人事課長依命通達
5 給実甲等の一部改正等について	3.12	人給 46	人事課長依命通知
6 「矯正施設における監督当直勤務及び副監督当直勤務について」の一部改正について	3.18	人服 72	人事課長依命通達
7 「地方検察庁における宿直勤務について」の一部改正について	3.19	人服 83	人事課長依命通達
8 「職員の任免、分限及び懲戒関係事務について」の一部改正について	3.26	人任 62	人事課長依命通達
9 法務省に置かれる官職の属する職制上の段階等について	4. 1	人企 27	事務次官依命通達
10 本省内部部局の職員の配置定員について	4. 1	人定 18	人事課長依命通達
11 法務局及び地方法務局の職員の配置定員について	4. 1	人定 19	人事課長依命通達

題名又は件名	月日	記号番号	備考
12 検察庁の職員の配置定員について	4. 1	人定 20	人事課長依命通達
13 矯正研修所の職員の配置定員について	4. 1	人定 21	人事課長依命通達
14 刑務所、少年刑務所及び拘置所の職員の配置定員について	4. 1	人定 22	人事課長依命通達
15 少年院の職員の配置定員について	4. 1	人定 23	人事課長依命通達
16 少年鑑別所の職員の配置定員について	4. 1	人定 24	人事課長依命通達
17 地方更生保護委員会の職員の配置定員について	4. 1	人定 26	人事課長依命通達
18 保護観察所の職員の配置定員について	4. 1	人定 27	人事課長依命通達
19 入国者収容所の職員の配置定員について	4. 1	人定 28	人事課長依命通達
20 地方入国管理局の職員の配置定員について	4. 1	人定 29	人事課長依命通達
21 給実甲第326号(人事院規則9-8(初任給, 昇格, 昇給等の基準)の運用について)及び給実甲第576号(給与簿等の取扱いについて)の一部改正について	4. 7	人給 99	人事課長依命通知
22 「国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成17年法律第115号)の施行後の退職手当の取扱いについての一部改正について」等について	4. 9	人給 100	人事課長依命通知
23 人事院事務総長通知の一部改正について	4.10	人服 100	人事課長依命通知
24 総務省人事・恩給局長通知の発出について	5.27	人服 176	人事課長通知
25 法務省に置かれる官職の属する職制上の段階等について	5.30	人企 42	事務次官依命通達
26 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う当職依命通達等の一部の改正について	5.30	人企 43	人事課長依命通達

題名又は件名	月日	記号番号	備考
27 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う当職依命通達の一部の改正について	5.30	人企 44	事務次官依命通達
28 俸給の特別調整額について	6. 4	人給 153	人事課長依命通達
29 懲戒処分公表について	6. 4	人服 184	人事課長通知
30 給実甲第326号の一部改正について	6.17	人給 166	人事課長依命通知
31 消防団員に係る兼職について	6.18	人服 192	人事課長依命通達
32 入国者収容所の職員の配置定員について	7. 4	人定 39	人事課長依命通達
33 地方入国管理局の職員の配置定員について	7. 4	人定 40	人事課長依命通達
34 「法務省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等について」の一部改正について	7.16	人服 205	官房長依命通達
35 「検察庁以外の国の機関に勤務する検察官に係る検察官調査表の作成等について」の一部改正について	9. 9	人検 183	事務次官依命通達
36 給実甲等の一部改正について	10. 8	人給 262	人事課長依命通知
37 「職員の兼業等について」の一部改正について	10.20	人服 272	事務次官依命通達
38 「職員の任免、分限及び懲戒関係事務について」の一部改正について	10.27	人任 306	人事課長依命通達
39 「級別定数の運用並びに初任給、昇格、昇給等の取扱いについて」の一部改正について	11. 6	人給 289	人事課長依命通達
40 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について	11.19	人給 299	人事課長依命通達
41 給実甲等の一部改正について	11.19	人給 311	人事課長依命通知
42 給与法改正に伴う差額の支給等について	11.21	人給 310	人事課長依命通達
43 俸給決定における過誤防止について	11.28	人給 318	事務次官通知

題名又は件名	月日	記号番号	備考
44 「衆議院議員総選挙における国家公務員の服務規律の確保について」及び「衆議院議員の総選挙に際しての職員の政治的行為の制限に関する違反防止について」について	12. 1	人服 295	人事課長依命通知
45 衆議院議員総選挙の選挙当日における便宜供与について	12. 2	人服 297	人事課長依命通知
46 年末年始における綱紀の厳正な保持について	12.19	人服 318	事務次官通知
(会計課)			
1 平成25年度歳入・歳出予算科目区分の説明についての一部改正について	2. 6	会 239	会計課長依命通達
2 会計検査院の指摘事項の周知徹底と適正な予算執行について	2.14	会 298	会計課長通知
3 政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件の一部改正について	3. 5	会 570	会計課長通知
4 平成26年度歳入・歳出予算科目区分の説明について	3.24	会 865	会計課長依命通達
5 法務省所管物品管理事務取扱規程の運用について	3.26	会 909	会計課長通達
6 法務省物品管理システム運用管理要領について	3.26	会 910	会計課長通知
7 消費税引上げに伴う鉄道賃の取扱いについて	3.26	会 911	会計課長通知
8 国家公務員等の旅費に関する法律の運用方針の一部改正について	3.26	会 912	会計課長依命通知
9 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令の施行について	3.26	会 913	会計課長通知
10 「法務省所管に係る東日本大震災復興特別会計事務処理要領の制定について」の一部改正について	3.27	会 919	会計課長通達

題名又は件名	月日	記号番号	備考
11 「現金若しくは物品等の亡失等の事故又は予算執行職員の義務違反があった場合の法務大臣に対する報告について」の一部改正について	3.27	会 920	会計課長依命通達
12 「法務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の運用について」の一部改正について	3.27	会 921	会計課長依命通達
13 「単価契約による自動車燃料（揮発油）の購入について」の一部改正について	3.27	会 922	会計課長通達
14 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する「財務大臣の定めるところにより算定した額」について	3.27	会 923	会計課長依命通知
15 謝金の標準支払基準の改定について	3.31	会 1070	会計課長通達
16 公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証に係る公共工事の代価の前金払について	4.14	会 1135	会計課長依命通知
17 政府調達に関する自主的措置について	4.15	会 1140	会計課長通知
18 「政府調達に関する苦情処理体制の整備について」の一部改正について	5.22	会 1337	会計課長通知
19 「平成26年度における法務省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」の策定及び同方針の運用について	5.26	会 1343	会計課長依命通知
20 夏季の省エネルギー対策について	6. 6	会 1469	会計課長依命通知
21 「政府調達に関する協定」等に基づく入札公告等の官報掲載方法の一部変更について	7. 1	会 1609	会計課長通知
22 「政府調達手続に関する運用指針等について」の一部変更について	7. 1	会 1610	会計課長通知
23 国内線航空機の特別席を利用する場合の旅費について	7.17	会 1717	会計課長依命通知

題名又は件名	月日	記号番号	備考
24 法務省所管旅費取扱規程の運用についての一部改正について	8.29	会 1978	会計課長依命通達
25 法務省旅費及び謝金・諸手当システム運用管理要領の制定について	8.29	会 1979	会計課長通知
26 平成26年度歳入・歳出予算科目区分の説明についての一部改正について	9.16	会 2140	会計課長依命通達
27 冬季の省エネルギー対策について	11.17	会 2545	会計課長依命通知
28 政府調達の自主的措置に関する関係省庁等会議結果について	12.25	会 3047	会計課長通知
(施設課)			
1 「建設工事の競争入札手続実施細則について(通知)」の一部改正について	2.7	施 451	会計課長・施設課長通知
2 賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について	2.18	施 483	施設課長通知
3 「工事請負契約における債権譲渡の承諾について」の一部改正について	2.25	施 521	会計課長・施設課長依命通達
4 「建設工事の競争入札手続実施細則について」の一部改正について	3.12	施 646	会計課長・施設課長通知
5 「建設工事の競争入札手続実施細則について」の一部改正について	7.7	施 1311	会計課長・施設課長通知
(司法法制部)			
1 刑事統計符号表の一部改正について	5.13	司司 278	司法法制部長通知
2 刑事統計調査要領の一部改正について	5.13	司司 279	司法法制部長依命通達
3 少年矯正統計符号表の一部改正について	5.19	司司 284	司法法制部長通知
4 保護統計符号表の一部改正について	5.19	司司 286	司法法制部長通知
5 「矯正統計調査要領の制定について」の一部改正について	5.19	司司 287	司法法制部長依命通達
6 矯正統計符号表の一部改正について	5.19	司司 288	司法法制部長通知
7 不動産登記等統計要領の一部改正について	12.24	司司 531	司法法制部長依命通達

題名又は件名	月日	記号番号	備考
(民事局)			
1 動産・債権譲渡登記オンライン登記申請等事務取扱規程の制定について	3. 3	民商 15	民事局長通達
2 「商業登記法等の一部を改正する法律等の施行に伴う電子認証事務の取扱いについて（平成12年9月29日付け法務省民四第2274号民事局長通達）」の一部改正について	3. 5	民商 18	民事局長通達
3 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて	3.11	民二 193	民事局長通達
4 供託システムに関する情報セキュリティ及び運用管理規程の制定について	3.25	民商 28	民事局長通達
5 供託事務取扱手続準則の一部改正について	5. 9	民商 39	民事局長、大臣官房会計課長通達
6 供託規則の一部改正に伴う供託事務の取扱いについて	5. 9	民商 40	民事局長、大臣官房会計課長通達
7 動産・債権譲渡登記令の一部を改正する政令等の施行に伴う動産・債権譲渡登記事務の取扱いについて	5.23	民商 49	民事局長通達
8 母が50歳に達した後に出生した子として届けられた出生届の取扱いについて	7. 3	民一 737	民事局長通達
9 休眠会社及び一般法人の整理等について	7. 9	民商 60	民事局長通達
10 成年後見人の住所変更登記申請における登記の事由を証する書面について	8.27	民一 973	民事局長依命通知
11 鉦害賠償登録令の一部を改正する政令の施行に伴う鉦害賠償登録事務の取扱いについて	9.18	民二 387	民事局長通達
12 マンションの建替えの円滑化等に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて	12.22	民二 849	民事局長通達

題名又は件名	月日	記号番号	備考
13 動産・債権譲渡登記事務取扱手続準則の制定について	12.22	民商 128	民事局長通達
14 不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について	12.25	民二 852	民事局長通達
(刑事局)			
1 通訳人の付された証人尋問等を録取した録音体の保管等について	1.15	刑総 43	刑事局長依命通達
2 平成19年11月22日付け法務省刑総第1576号通達「被害者等に対する加害者の処遇状況等に関する通知について」の一部改正について	2.28	刑総 244	刑事局長・矯正局長・保護局長依命通達
3 「少年法の一部を改正する法律」の施行について	4.24	刑制 25	刑事局長依命通達
4 事件事務規程の一部を改正する訓令の運用について	5.12	刑総 631	刑事局長依命通達
5 「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」の施行について	5.19	刑制 34	刑事局長依命通達
6 処分結果及び裁判結果の通知等について	11.17	刑総1416	刑事局長依命通達
(矯正局)			
1 被收容者の移送途中における食事及び湯茶の支給について	2. 3	矯総 297	大臣官房会計課長・矯正局長連名通達
2 「受刑者の移送について」の一部改正について	2.20	矯成 376	矯正局長依命通達
3 少年院在院者の懲戒に関する訓令の運用について	3.20	矯少 54	矯正局長依命通達
4 「矯正職員の研修に関する訓令の運用について」の一部改正について	3.26	矯総 875	矯正局長依命通達
5 「矯正職員の任用・昇進等の基準について」の一部改正について	3.31	矯総 789	大臣官房人事課長・矯正局長連名通達

題名又は件名	月日	記号番号	備考
6 「矯正施設文書取扱規程の実施細目について」の一部改正について	3.31	矯総 961	矯正局長依命通達
7 「矯正施設被収容者食料給与事務規程の運用について」の一部改正について	4. 1	矯医 98	大臣官房会計課長・矯正局長依命通達
8 「居室本錠かぎの管理について」の一部改正について	4. 1	矯成 709	矯正局長通達
9 「全国矯正職員柔道試合規則について」の一部改正について	4.18	矯成 843	矯正局長通達
10 「受刑者及び少年院在院者に対する就労支援の実施について」の一部改正について	5. 1	矯成 928	矯正局長通達
11 「矯正職員の再任用について」の一部改正について	8.21	矯総2541	矯正局長通達
12 「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について」の一部改正について	10. 2	矯成2282	矯正局長依命通達
(保護局)			
1 「「瀬戸山賞」実施要領の制定について」の別添の一部改正について	3.17	保更 29	保護局長通知
2 更生保護法人における資産の管理及び運用について	3.24	保更 32	更生保護振興課長通知
3 「無期刑仮釈放者に関する情報の登録等について」の廃止について	3.25	保観 10	保護局長通達
4 「更生保護官署職員の育成について」の一部改正について	3.26	保総 105	保護局長通達
5 指定更生保護施設における特別処遇に係る委託事務費の取扱いについて	3.31	保総 121	総務課長・更生保護振興課長通知
6 「更生保護事業会計基準の運用上留意すべき事項について」の一部改正について	3.31	保更 41	更生保護振興課長通知
7 「自立更生促進センターにおける処遇等について」の一部改正について	3.31	保観 15	保護局長通達

題名又は件名	月日	記号番号	備考
8 「福島自立更生促進センターに入所させる対象者及びその処遇内容等について」の一部改正について	3.31	保観 16	観察課長通知
9 「北九州自立更生促進センターに入所させる対象者及びその処遇内容等について」の一部改正について	3.31	保観 17	観察課長通知
10 生活環境の調整におけるテレビ遠隔通信システムの活用について	3.31	矯少 62	少年矯正課長・観察課長連名通知
11 少年院に送致された者に対する生活環境の調整等の充実強化について	3.31	矯少 64	少年矯正課長・観察課長連名通知
12 「刑務所出所者等に対する就労支援の推進について」の一部改正について	3.31	保更 36	保護局長通達
13 更生保護就労支援事業の実施について	3.31	保更 37	保護局長通達
14 「更生保護サポートセンターを活用した更生保護活動の促進について」の一部改正について	4. 1	保更 44	保護局長通達
15 保護司会連合会に対する支援の充実等について	4. 1	保更 45	保護局長通達
16 「保護司会連合会に対する支援の充実等について」の運用における留意点について	4. 1	保更 46	更生保護振興課長通知
17 更生保護委託費支弁基準第7条の2第1項に規定する規制薬物等に対する依存がある被保護者に対し委託を受けて当該依存からの回復に重点を置いた更生保護法第85条第1項本文の規定に基づく措置を実施する施設の指定について	4. 1	保更 43	法務大臣通知
18 保護司組織活動費による犯罪予防活動の実施について	4. 9	保更 56	総務課長・更生保護振興課長通知
19 更生保護事業（施設整備事業）費補助金交付要綱の一部改正について	4.10	保更 57	保護局長通知
20 「少年法の一部を改正する法律」の施行について	5. 7	保観 42	保護局長通知

題名又は件名	月日	記号番号	備考
21 「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について」の一部改正について	5. 9	保観 43	矯正局長, 保護局長依命通達
22 「飲酒運転防止プログラムを活用した保護観察の実施について」の一部改正について	5.13	保観 45	保護局長通達
23 「社会貢献活動を活用した保護観察の実施について」の一部改正について	6.23	保観 79	保護局長通達
24 社会貢献活動実施要領の運用上留意すべき事項等について	6.23	保観 80	観察課長通知
25 地方更生保護委員会の保護観察所に対する監督について	6.25	保総 224	保護局長通達
26 暴力団に関係する対象者等の社会復帰対策推進上の警察及び都道府県暴力追放運動推進センターとの協力について	7. 4	保観 92	保護局長通達
27 「暴力団関係対象者の社会復帰対策に関する警察及び都道府県暴力追放運動推進センターとの更なる協力について」の一部改正について	7. 4	保更 75	保護局長通達
28 「保護観察官等委託研修要綱について」の一部改正について	7.16	保総 248	保護局長通達
(人権擁護局)			
1 平成26年度啓発活動重点目標及び年間強調事項について	2.12	権啓 20	人権擁護局長通達
2 人権擁護委員候補者の推薦依頼等について	3. 6	権総 93	人権擁護局長通達
3 「第66回人権週間」について	9. 3	権啓 65	人権擁護局長通達
4 平成26年度「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」について	9. 5	権啓 77	人権擁護局長通達

題名又は件名	月日	記号番号	備考
(入国管理局)			
1 「入国・在留審査要領」の一部改正について	3. 4	管在1118	入国管理局長通達
2 難民異議申立事務取扱要領の一部改正について	3.11	管審 320	入国管理局長通達
3 上陸審査要領の一部改正について	3.26	管審 368	入国管理局長通達
4 自動化ゲートシステム事務処理要領の一部改正について	4. 2	管在1746	入国管理局長通達
5 「入国・在留審査要領」の一部改正について	4. 3	管在1767	入国管理局長通達
6 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の附則で定める事項等に係る事務の取扱いの一部改正について	5.20	管在2753	入国管理局長通達
7 「入国・在留審査要領」の一部改正について	6.10	管在3153	入国管理局長通達
8 インドに対する査証緩和措置に係る「入国・在留審査要領」の一部改正について	6.18	管在3345	入国管理局長通達
9 「入国・在留審査要領」の一部改正について	6.18	管在3358	入国管理局長通達
10 内閣官房長官発表に基づく対北朝鮮措置の一部解除について	7.14	管在3667	入国管理局長通達
11 インドネシア、フィリピン及びベトナムに対する査証緩和措置に係る「入国・在留審査要領」の一部改正について	9.12	管在5251	入国管理局長通達
12 「入国・在留審査要領」の一部改正について	9.30	管在5543	入国管理局長通達
13 強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案に対する労働基準監督機関との合同調査の実施について	10. 3	管在5593	入国管理局長通達

題名又は件名	月日	記号番号	備考
14 「入国・在留審査要領」の一部改正について	10. 3	管在5599	入国管理局長通達
15 違反審判要領の一部改正について	11.21	管審1378	入国管理局長通達
16 インドネシア I C 一般旅券所持者に対する査証免除措置に係る「入国・在留審査要領」の一部改正について	11.27	管在6933	入国管理局長通達
17 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の附則で定める事項等に係る事務の取扱いの一部改正について	12.26	管在7511	入国管理局長通達
18 「入国・在留審査要領」の一部改正について	12.26	管在7529	入国管理局長通達

8 平成26年法務省主要行事等一覧

行事等の名称	実施月日	参照ページ
(秘書課)		
(会 同)		
検察長官会同	2.19・20, 9.25	
検事長会同	2.18, 7. 1, 12. 5	
(式 典)		
春の叙勲による勲章伝達式	5.12	
第22回危険業務従事者叙勲による勲章伝達式	5.14	
春の藍綬褒章及び黄綬褒章伝達式	5.16	
秋の叙勲による勲章伝達式	11. 7	
第23回危険業務従事者叙勲による勲章伝達式	11.11	
秋の藍綬褒章及び黄綬褒章伝達式	11.14	
(人事課)		
司法試験	5.14・15・17・18	
司法試験予備試験短答式試験	5.18	
法務省専門職員(人間科学)採用試験	6. 8, 7.15~17	
司法試験予備試験論文式試験	7.12・13	
副検事の選考筆記試験	7.14	
検察官特別考査筆記試験	7.15~17	
刑務官採用試験	9.21, 10.23~29	
入国警備官採用試験	9.28, 10.28~30	
副検事の選考口述試験	10.14・15	
司法試験予備試験口述試験	10.25・26	
(会計課)		
検察庁会計課長会同	5.20	
地方更生保護委員会事務局総務課長・保護観察所企画調整課長会同	5.23	
地方入国管理局・入国者収容所総務課長・会計課長会同	5.26	
刑事施設等予算担当課長会同	5.28	
少年施設等予算担当課長会同	5.30	

行事等の名称	実施月日	参照ページ
法務局・地方法務局会計課長会同	6. 3	
(民事局)		
法務局長事務打合せ会	1.15・16	
法務局・地方法務局会計課長会同	6. 2・ 3	
法務局長・地方法務局長会同	6.18・19	
法務局統括監査専門官事務打合せ会	7.16	
法務局・地方法務局首席登記官会同	9.26	
法務局総務・民事行政部長会同	10. 1・ 2	
法務局民事行政調査官事務打合せ会	10.23	
法務局・地方法務局供託課長会同	10.24	
法務局・地方法務局庶務・職員・総務課長会同	10.31	
法務局・地方法務局登記情報システム管理官事務打合せ会	11.18	
法務局長事務打合せ会	12. 3・ 4	
(刑事局)		
検察長官会同	2.19・20	
副検事会同	3.11	
検察庁会計課長会同	5.20	
検察庁事務局長会同	6.12	
全国本部係検事会同	7. 2	
平成26年度検察官・国税査察官合同中央協議会	9. 9・10	
検察長官会同	9.25	
司法修習生指導担当検事協議会	9.30	
検務実務家ブロック会同	10.16・17,10.30・31, 11.18・19	
全国次席検事会同	10.22・23	
組織犯罪担当検事会同	11.28	
高等検察庁事務局長協議会	12. 9	

行事等の名称	実施月日	参照ページ
(矯正局)		
(会 同)		
矯正管区長等協議会	1.10	
矯正関係予算担当課長等会同 (刑事施設)	5.27・28	
矯正関係予算担当課長等会同 (少年施設)	5.29・30	
矯正管区長等協議会	6. 3	
刑事施設長会同	6. 5・ 6	
少年院長会同	6.24	
少年鑑別所長会同	7.10	
被収容者処遇対策協議会	9. 9	
鑑別・観護処遇問題協議会	9.17	
少年院処遇問題協議会	10. 2	
矯正管区長等協議会	10.10	
刑事施設分類協議会	10.22	
矯正医療対策協議会	10.22	
矯正管区第二部長等協議会	10.30・31	
矯正管区第三部長等協議会	12. 1・ 2	
矯正管区第一部長等協議会	12. 4・ 5	
(その他)		
全国刑務所作業製品展示即売会 (第56回全国矯正展)	6. 6・ 7	
(保護局)		
(会 同)		
地方更生保護委員会事務局長協議会	4.25	
地方更生保護委員会事務局総務課長・保護観察所企画調整課長会同	5.23	
地方更生保護委員会委員長・保護観察所長会同	6.17	
地方更生保護委員会委員長会同	6.18	
地方更生保護委員会委員長会同	10. 8・ 9	
地方更生保護委員会事務局長会同	11.27・28	

行事等の名称	実施月日	参照ページ
(その他)		
平成25年度被害者等施策に関する中央研究会	1.16・17	
平成25年度第2回保護司活動推進研究会	1.21	
平成25年度社会復帰調整官中央連絡協議会	1.21・22	
平成25年度地方保護司連盟及び保護司会連合会 会長等協議会	2.25	
平成26年度地方更生保護司連盟及び保護司会連 合会会長等協議会	5.21	
第51回“日本更生保護女性の集い”	6.10	
平成26年度地方更生保護委員会新任委員セミ ナー	7.17・18	
更生保護制度施行65周年記念全国大会	10. 1	
保護司特別功労章授与式	10. 1	
平成26年度第1回保護司活動推進研究会	10.14	
平成26年度更生保護女性会員中央研修	10.28～30	
(人権擁護局)		
平成25年度人権シンポジウム「子どもと人権～ いじめ・体罰・虐待のない社会を目指して～」 (長崎市)	1.26	
全国一斉「子どもの人権110番」強化週間	6.23～29	
ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」 (岡山市)	7.26	
全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相 談」強化週間	9. 8～14	
平成26年度人権シンポジウム「震災と人権～真 の心の復興・生活再建を目指して～」(いわき 市)	9.27	
人権擁護委員に対する法務大臣表彰式	10.20	
平成26年度人権シンポジウム「外国人と人権～ 違いを認め、共に生きる～」(大阪市)	11.15	
全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間	11.17～23	
第66回人権週間	12. 4～10	

行事等の名称	実施月日	参照ページ
「ふるさとの風」コンサート（東京都渋谷区） 平成26年度北朝鮮人権侵害問題啓発週間 政府主催「対北朝鮮ラジオ放送シンポジウム－ 北朝鮮の人権問題・拉致問題とラジオ放送の役割－」（東京都新宿区）	12. 8 12.10～16 12.13	
（入国管理局） 地方入国管理局・入国者収容所総務課長・会計 課長会同 地方入国管理局長・入国者収容所長会同 地方入国管理局審査監理官・首席審査官会同 地方入国管理局・入国者収容所警備監理官・首 席入国警備官会同	5.26 7. 4 10.14～15 10.29～30	

9 平成26年法務省主要人事一覧

職 名	平成26年1月1日現在	平成26年12月31日までの異動
本 省 法 務 大 臣	谷 垣 禎 一	松 島 みどり (26. 9. 3) 上 川 陽 子 (26.10.21)
法 務 副 大 臣 大 臣 政 務 官	奥 野 信 亮 平 口 洋	葉 梨 康 弘 (26. 9. 4) 大 塚 拓 (26. 9. 4)
事 務 次 官 官 房 長	西 川 克 行 黒 川 弘 務	稲 田 伸 夫 (26. 1. 9)
訟 務 総 括 審 議 官	都 築 政 則	
官 房 審 議 官	大 場 亮 太 郎	小 野 瀬 厚 (26. 1. 9)
官 房 審 議 官	永 谷 典 雄	鈴 木 正 紀 (26. 4. 1)
官 房 審 議 官	萩 本 修	金 子 修 (26. 7.18)
官 房 審 議 官	岩 尾 信 行	上 富 敏 伸 (26. 1. 9)
官 房 審 議 官	和 田 雅 樹	富 山 聡 (26. 7.18)
官 房 審 議 官	杵 渕 正 巳	
官 房 参 事 官	椿 百 合 子	福 原 道 雄 (26. 4. 1)
官 房 参 事 官	伊 藤 栄 二	
官 房 参 事 官	関 述 之	乙 部 竜 夫 (26. 4. 1)
官 房 参 事 官	細 川 二 朗	岩 崎 慎 (26. 4. 1)
官 房 参 事 官	小 原 一 人	澁 谷 勝 海 (26. 4. 1)
官 房 参 事 官	伊 藤 清 隆	
官 房 参 事 官	筒 井 健 夫	坂 本 三 郎 (26. 7.18)
官 房 参 事 官	飯 島 泰	濱 克 彦 (26. 1. 9)
官 房 参 事 官	佐 藤 克 巳	

職 名	平成26年1月1日現在	平成26年12月31日までの異動
秘書課長	名取俊也	
人事課長	小山太士	
会計課長	小野瀬厚	佐々木聖子(26.1.9)
施設課長	富山聡	名執雅子(26.7.18)
厚生管理官	神田滋	渡邊孝明(26.4.1)
訟務企画課長	鈴木正紀	武笠圭志(26.4.1)
民事訟務課長	武笠圭志	角井俊文(26.4.1)
行政訟務課長	角井俊文	田口治美(26.6.1)
租税訟務課長	藤谷俊之	
財産訟務管理官	近藤裕之	小原一人(26.4.1)
司法法制部長	小川秀樹	萩本修(26.7.18)
司法法制課長	松本裕	西山卓爾(26.7.18)
審査監督課長	飯島信幸	村田昌平(26.7.10)
民事局長	深山卓也	
総務課長	小出邦夫	
民事第一課長	石井隆	山崎耕史(26.7.18)
民事第二課長	江原健志	佐藤達文(26.1.16)
商事課長	佐藤達文	野口宣大(26.1.16)
民事法制管理官	金子修	筒井健夫(26.7.18)
刑事局長	稲田伸夫	林真琴(26.1.9)
総務課長	神村昌通	
国際課長	瀬戸毅	松下裕子(26.4.11)
刑事課長	久木元伸	山元裕史(26.1.9)
公安課長	高嶋智光	飯島泰(26.1.9)
刑事法制管理官	上富敏伸	加藤俊治(26.1.9)
矯正局長	面田博	
総務課長	名執雅子	大橋哲(26.7.18)
成人矯正課長	大橋哲	松田治(26.7.18)
少年矯正課長	柿崎伸二	
矯正医療管理官	富澤一郎	桐生康生(26.7.15)
保護局長	齊藤雄彦	片岡弘(26.7.18)
総務課長	平尾博志	
更生保護振興課長	齋場昌宏	
観察課長	吉田研一郎	

職 名	平成26年1月1日現在	平成26年12月31日までの異動
人権擁護局長	萩原秀紀	岡村和美(26.7.18)
総務課長	山本真千子	
調査救済課長	葛谷茂	大山邦士(26.4.1)
人権啓発課長	野崎昌利	大橋光典(26.4.1)
入国管理局長	榊原一夫	井上宏(26.7.18)
総務課長	佐々木聖子	菊池浩(26.1.9)
入国在留課長	石岡邦章	
審判課長	丸山秀治	山下由紀夫(26.4.1)
警備課長	山田利行	石崎勇一(26.4.1)
出入国管理情報官	石黒茂	
(施設等機関)		
法務総合研究所長	酒井邦彦	赤根智子(26.7.18)
矯正研修所長	樫村則行	十倉利廣(26.4.1)
(地方支分部局)		
(法務局長)		
東 京	石田一宏	
大 阪	河合裕行	富田一彦(26.4.1)
名 古	新堀敏彦	
広 島	大河原清人	古門由久(26.4.1)
福 岡	浅井琢児	根村良和(26.4.1)
仙 台	小宮山秀史	
札 幌	古門由久	高村一之(26.4.1)
高 松	小沼邦彦	
(矯正管区長)		
東 京	阿部政孝	横尾邦彦(26.4.1)
大 阪	村上忠夫	
名 古	有村正広	亀田光生(26.4.1)
広 島	伊藤譲二	小林泉(26.4.1)
福 岡	横尾邦彦	竹下正宏(26.4.1)
仙 台	亀田光生	米谷和春(26.4.1)
札 幌	熊谷竹生	荒関富士夫(26.4.1)
高 松	竹下正宏	重松弘(26.4.1)

職 名	平成26年 1 月 1 日現在	平成26年12月31日までの異動
(地方更生保護) 委員会委員長		
関 東	宍 戸 基 幸	笠 原 和 男 (26. 4. 1)
近 畿	鈴 木 一 光	浜 島 幸 彦 (26. 4. 1)
中 部	丸 山 晴 夫	合 田 憲 生 (26. 4. 1)
中 国	蛭 原 正 敏	久 保 貴 (26. 4. 1)
九 州	笠 原 和 男	蛭 原 正 敏 (26. 4. 1)
東 北	浜 島 幸 彦	西 村 穰 (26. 4. 1)
北 海 道	合 田 憲 生	大 矢 裕 (26. 4. 1)
四 国	久 保 貴	関 口 裕 (26. 4. 1)
(地方入国管理局長)		
東 京	佐 藤 公 俊	坂 本 貞 則 (26. 3. 1)
大 阪	住 川 洋 英	伊 東 勝 章 (26. 4.11)
名 古 屋	坂 本 貞 則	石 黒 茂 (26. 3. 1)
広 島	福 山 宏	川 村 修 行 (26. 4. 1)
福 岡	伊 東 勝 章	福 山 宏 (26. 4. 1)
仙 台	三 好 真 理	竹 内 一 之 (26. 1.17)
札 幌	小 山 信 幸	妹 川 光 敏 (26. 4. 1)
高 松	戈 賀 光 治	青 木 孝 (26. 4. 1)
外 局		
(公安審査委員会)		
公安審査委員会委員長	房 村 精 一	
(公安調査庁)		
公安調査庁長官	尾 崎 道 明	寺 脇 一 峰 (26. 1. 9)
公安調査庁次長	小 島 吉 晴	
公安調査庁研修所長	長 瀬 泰 久	井 上 滋 文 (26. 4. 1)
(公安調査局長)		
関 東	岩 井 克 己	
近 畿	西 田 稔	三 村 覚 (26. 4.11)
中 部	乙 武 孝 信	長 瀬 泰 久 (26. 4. 1)
中 国	三 村 覚	藤 田 康 宏 (26. 4.11)
		植 田 康 文 (26.11.26)
九 州	植 田 康 文	藤 田 康 宏 (26.11.26)
東 北	遠 藤 正 博	

職 名	平成26年1月1日現在	平成26年12月31日までの異動
北海道 北四	上林清 赤倉俊光	住吉邦彦(26.4.1)
検察庁 (最高検察庁)		
検事総長 次長 事務局長	小津博司 渡辺恵一 中澤三男	大野恒太郎(26.7.18) 伊丹俊彦(26.7.18) 林祐史(26.4.1)
(高等検察庁) (検事長)		
東大 大阪	大野恒太郎 北田幹直	渡辺恵一(26.7.18) 池上政幸(26.1.9) 尾崎道明(26.7.18)
名古屋 広島 仙台 札幌 高松	池上政幸 勝丸充啓 鈴木和宏 北村道夫 河村博 清水治	河村博(26.1.9) 田内正宏(26.7.18) 北村道夫(26.1.9) 清水治(26.1.9) 西川克行(26.1.9) 尾崎道明(26.1.9) 酒井邦彦(26.7.18)
(事務局長)		
東大 名古屋 広島 仙台 札幌 高松	永井栄次 小川忠志 小林亮 磯山博 林祐史 木場勝則 赤木伸司 齋藤敏	磯山博(26.4.1) 齋藤敏(26.4.1) 赤木伸司(26.4.1) 松浦松次郎(26.4.1) 岩津郁(26.4.1) 和野開(26.4.1) 福田仁史(26.4.1) 高橋和弘(26.4.1)
(地方検察庁) (検事正)		
東横 さいたま	伊丹俊彦 大野宗 中井國緒	青沼隆之(26.7.18) 松井巖(26.1.9) 山根英嗣(26.7.18)

職	名	平成26年1月1日現在	平成26年12月31日までの異動	
千水	都	葉戸	渡邊 徳昭	佐久間 達哉 (26.11.10)
宇前		宮橋	高崎 秀雄	北原 一夫 (26.11.10)
前静		岡	渡辺 登哉	山田 賀規 (26.11.10)
			佐久間 達哉	糸山 隆 (26.4.11)
甲長	歌	府野	長野 哲生	中川 清明 (26.8.1)
新大		潟	米村 俊郎	曾木 徹也 (26.1.9)
京神		阪都	西浦 久子	江畑 宏則 (26.7.18)
奈大		戸良	高木 和哉	大島 忠郁 (26.7.18)
和		津山	田内 正宏	齊藤 雄彦 (26.7.18)
			大島 忠郁	水野谷 幸夫 (26.1.9)
			吉田 広司	山下 隆志 (26.6.2)
			井上 宏篤	廣上 克洋 (26.7.18)
			北村 篤聡	山下 輝年 (26.1.9)
			南野 聡	高森 高德 (26.10.10)
名	古津	屋	寺脇 一峰	長谷川 充弘 (26.1.9)
岐		阜	門野坂 修一	信田 昌男 (26.6.2)
福		井	小川 新二	新倉 英樹 (26.11.10)
金		沢	大谷 晃大	森 悦子 (26.1.9)
富		山	山本 昇和	
広		山	落合 義雄	
山		島	窪田 守隆	杉垣 公基 (26.4.11)
岡		口	糸山 敏裕	松田 一郎 (26.11.10)
鳥		山	土持 敏樹	畔柳 章裕 (26.11.10)
松		取	杉山 治樹	奥村 淳一 (26.1.9)
福	江	辻 裕教	土持 敏裕 (26.11.10)	
佐	岡	飯倉 立也	千田 恵介 (26.11.10)	
長	賀	堀 嗣重	天野 和生 (26.4.11)	
大	崎	小山 紀昭	高瀬 一嘉 (26.11.10)	
熊	分	徳田 薫純	古賀 正二 (26.1.9)	
鹿	本	下川 徳純	吉田 正喜 (26.7.18)	
宮	島	中原 亮一	小畑 勝義 (26.10.10)	
	崎	高森 高德		

職名	平成26年1月1日現在	平成26年12月31日までの異動
那仙福山	松田一郎 林真琴 山田賀規 谷岡孝範	田辺泰弘 (26.11.10) 下川徳純 (26. 1. 9) 徳田薫 (26.11.10) 岩尾信行 (26. 4.11) 玉置俊二 (26. 8. 1)
盛秋青札函旭釧高德高松	岡田弘 矢野元博 高畠久尚 小寺哲夫 江畑宏則 小尾仁年 山下輝員 加藤敏章 高口秀司 小林健司 中田和範	千葉雄一郎 (26.11.10) 武田典文 (26. 4.11) 和田雅樹 (26. 7.18) 園部典生 (26. 1. 9) 中島行博 (26. 1. 9) 西浦久子 (26. 7.18) 安東美和子 (26. 1. 9)

10 第186回国会提出法律案審議経過一覧

(26.1.24～26.6.22 150日間)

区分 件名	閣議	国会 提出 月日	会 番 号	衆議院					参議院					公 布 月 日	法 律 番 号	施 行 月 日	備 考
				委 員 会				本採 決 月 日	委 員 会				本採 決 月 日				
				付託 月日	提案 理由	審議 日	採決 月日		付託 月日	趣旨 説明	審議 日	採決 月日					
公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案	H25 3/15	3/15	30	6/24 8/2 10/15 1/24	6/6	6/11											趣旨説明要求：民主・みんな・結い・共産・生活 継続審査
会社法の一部を改正する法律案	H25 11/29	11/29	22	12/5 1/24	4/8	4/11 4/16 4/18 4/23	4/23 (修正)	4/25	5/7	5/8	5/13 5/15 5/20 6/12 6/19	6/19	6/20	6/27	90	公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日	趣旨説明要求：民主・みんな・結い・共産・生活
会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	H25 11/29	11/29	23	12/5 1/24	4/8	4/11 4/16 4/18 4/23	4/23 (修正)	4/25	5/7	5/8	5/13 5/15 5/20 6/12 6/19	6/19	6/20	6/27	91	会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）の施行の日	趣旨説明要求：民主・みんな・結い・共産・生活
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	2/7	2/7	13	3/6	3/7	3/14	3/14	3/18	3/24	3/25	3/27	3/27	3/28	4/4	18	平成26年4月4日	趣旨説明要求：民主・維新・みんな・結い・共産・生活
少年法の一部を改正する法律案	2/7	2/7	14	3/18	3/19	3/25	3/28 (附帯)	4/1	4/2	4/3	4/8 4/10	4/10 (附帯)	4/11	4/18	23	公布の日から起算して20日を経過した日。ただし、一については、公布の日から起算して2月を経過した日	趣旨説明要求：民主・維新・みんな・結い・共産・生活
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案	2/21	2/21	34	3/31	4/1	4/2	4/2	4/4	4/14	4/15	4/17	4/17	4/18	4/25	29	公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日	趣旨説明要求：民主・維新・みんな・結い・共産・生活

区分 件名	閣 議	国 提 出 日	会 番 号	衆議院					参議院					公 布 日	法 律 番 号	施 行 日	備 考
				委 員 会				本 採 決 議 日	委 員 会				本 採 決 議 日				
				付 託 日	提 案 理 由	審 議 日	採 決 日		付 託 日	趣 旨 説 明	審 議 日	採 決 日					
少年院法案	2/28	2/28	38	5/14	5/16	5/21	5/23	5/27	5/28	5/29	6/3	6/3	6/4	6/11	58	一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日	趣旨説明要求：民主・維新・みんな・結い・共産・生活
少年鑑別所法案	2/28	2/28	39	5/14	5/16	5/21	5/23	5/27	5/28	5/29	6/3	6/3	6/4	6/11	59	一部の規定を除き、少年院法（平成26年法律第58号）の施行の日	趣旨説明要求：民主・維新・みんな・結い・共産・生活
少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	2/28	2/28	40	5/14	5/16	5/21	5/23	5/27	5/28	5/29	6/3	6/3	6/4	6/11	60	少年院法（平成26年法律第58号）の施行の日	趣旨説明要求：民主・維新・みんな・結い・共産・生活
司法試験法の一部を改正する法律案	3/4	3/4	46	5/7	5/9	5/14	5/14 (附帯)	5/15	5/21	5/22	5/27	5/27 (附帯)	5/28	6/4	52	平成26年10月1日	趣旨説明要求：民主・維新・みんな・結い・共産・生活
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案	3/11	3/11	55	5/21	5/23	5/28	5/28	5/29	6/4	6/5	6/10	6/10	6/11	6/18	74	平成27年4月1日（ただし、四三の規定は公布の日から、二並びに四一の「留学」及び二の規定は平成27年1月1日から、三の規定は公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日）	趣旨説明要求：民主・維新・みんな・結い・共産・生活

区分 件名	閣議	国会		衆議院					参議院					公布 月日	法律 番号	施行 月日	備考
		提出 月日	番 号	委員 会				本採 決月 日	委員 会				本採 決月 日				
				付託 月日	提案 理由	審議 日	採決 月日		付託 月日	趣旨 説明	審議 日	採決 月日					
児童買春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（衆法） （自，維，公 提出）		H25 5/29	22	6/24 8/2 10/15 1/24													趣旨説明要求：民主・みんな・結い・共産・生活 撤回
会社法の一部を改正する法律案（衆法） （民主 提出）		4/10	15	4/10	4/11	4/16 4/18 4/23	4/23	4/25									衆議院本会議において否決，廃案
会社法の一部を改正する法律案（参法） （民，み，結，生 提出）		4/25	10						4/25	5/8	5/13 5/15 5/20 6/12 6/19						審議未了につき廃案
戸籍法の一部を改正する法律案（参法） （民，み，共，社，改 提出）		5/21	11						6/18	6/19							審議未了につき廃案
民法の一部を改正する法律案（参法） （民，共，社，生 提出）		5/21	12														審議未了につき廃案
児童買春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（衆法） （法務委員長 提出）		6/4	28		6/4	6/4	6/4	6/5	6/11	6/12	6/17	6/17 （附帯）	6/18	6/25	79		公布の日から起算して20日を経過した日。

11 第187回国会提出法律案審議経過一覧

(26.9.29~26.11.21 54日間)

区分 件名	閣議	国会 提出 月日	会 番 号	衆議院					参議院					公布 月日	法律 番号	施行 月日	備考
				委員会				本採 決 月 日	委員会				本採 決 月 日				
				付託 月日	提案 理由	審議 日	採決 月日		付託 月日	趣旨 説明	審議 日	採決 月日					
公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案	H25 3/15	3/15	30	6/24 8/2 10/15 1/24 9/26	6/6	6/11 10/29 10/31	11/4	11/6	11/10	11/11	11/13	11/13	11/14	11/21	113	公布の日から起算して20日を経過した日	
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	10/7	10/7	9	11/4	11/5	11/7	11/7	11/11	11/17	11/18	11/20	11/20	11/21	11/28	129	一（「平成26年度の官民較差等に基づく報酬月額（の改定）」は公布の日から施行し、一による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は平成26年4月1日から適用する。二（「政府職員の給与制度の総合的見直しに伴う改定」）は、平成27年4月1日から施行する。	趣旨説明要求：民主・維新・次世代・みんな・共産・生活
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	10/7	10/7	10	11/4	11/5	11/7	11/7	11/11	11/17	11/18	11/20	11/20	11/21	11/28	130	一（「平成26年度の官民較差等に基づく報酬月額（の改定）」は公布の日から施行し、一による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は平成26年4月1日から適用する。二（「政府職員の給与制度の総合的見直しに伴う改定」）は、平成27年4月1日から施行する。	趣旨説明要求：民主・維新・次世代・みんな・共産・生活
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案	10/17	10/17	23	11/11	11/12												趣旨説明要求：民主・維新・次世代・みんな・共産・生活 衆議院解散により廃案
裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案	10/24	10/24	26														趣旨説明要求：民主・維新・次世代・みんな・共産・生活 衆議院解散により廃案

12 年 表

(平成26年 1 月 1 日～12月31日)

月 日	事 項
2月19日	国際移住機関事務局長が法務大臣を表敬訪問
2月28日	イスラエル公安大臣が法務副大臣を表敬訪問
3月24日	東ティモール民主共和国法務大臣が法務大臣を表敬訪問
4月29日	法務副大臣が法制度整備支援等に係る意見交換等及び矯正施設等の視察
～ 5月 3日	のためタイ及びミャンマーに出張
5月 3日	法務大臣政務官が法制度整備支援等に係る意見交換等のためラオス及び
～ 7日	ベトナムに出張
5月12日	春の叙勲による勲章伝達式
5月14日	第22回危険業務従事者叙勲による勲章伝達式
5月16日	春の藍綬褒章及び黄綬褒章伝達式
5月26日	ルーマニア予算担当大臣が法務大臣を表敬訪問
6月25日	岡山法務総合庁舎落成式
7月 1日	第64回「社会を明るくする運動」強化月間
～31日	
7月26日	法務大臣が再犯防止対策, 出入国管理, テロ対策等に係る意見交換等の
～ 8月 2日	ためクロアチア及び英国に出張
10月 1日	第55回法の日週間
～ 7日	
10月 3日	グルジア憲法裁判所長官が法務大臣を表敬訪問
10月 9日	ベトナム副首相が法務大臣を表敬訪問
10月17日	国連難民高等弁務官事務所 (U N H C R) 国際保護局長が法務事務次官 を表敬訪問
10月20日	第13回国連犯罪防止・刑事司法会議 (コングレス) 準備委員会委員長が 法務大臣を表敬訪問
10月21日	カナダ法務准次官が法務事務次官を表敬訪問
10月24日	シンガポール外務大臣兼法務大臣が法務大臣を表敬訪問
10月28日	法務事務次官が第8回日独意見交換会等のためドイツ及びベルギーに出
～11月 2日	張
11月 7日	秋の叙勲による勲章伝達式
11月11日	第23回危険業務従事者叙勲による勲章伝達式

月 日	事 項
11月11日	国連薬物犯罪事務所（UNODC）条約局長が法務大臣政務官を表敬訪問
11月13日	国連難民高等弁務官が法務大臣を表敬訪問
11月14日	秋の藍綬褒章及び黄綬褒章伝達式
11月19日	札幌刑務所庁舎落成式

